COVID-19 記録集

国立大学法人 埼玉大学

Saitama University

COVID-19 記録集

国立大学法人埼玉大学

目　次

巻頭言 …… (3)

巻頭写真集 …… (7)

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き …… 2

2 基本方針 …… 101

3 感染状況 …… 105

4 コラム

2020 年当時の理事、副学長、部局長、担当者、構成員 …… 109

2020年当時の学部生 …… 166

2020年当時の大学院生 …… 169

5 資料

(1) 対策会議

ア 危機対策本部新型コロナ対策部会 …… 179

イ 危機対策本部 …… 180

(2) 基本対策 …… 184

ア 感染者把握

イ 基本的感染防止対策

(3) 対応策

ア 入試

(ア) 大学入学共通テスト …… 185

(イ) 一般選抜入試等 …… 185

イ イベント

(ア) 入学式、学位授与式 …… 190

(イ) オープンキャンパス …… 192

(ウ) 公開講座 …… 195

(エ) ホームカミングデー …… 200

(オ) むつめ祭 …… 201

ウ 授業 …… 202
エ 授業支援 …… 204
オ 学生支援
（ア） 奨学支援 …… 216
（イ） 生活支援 …… 221
（ウ） キャリア支援 …… 223
（エ） 課外活動支援 …… 224
（オ） 留学 …… 225
（カ） 学生の声 …… 230
カ 教職員支援 …… 238
（ア） 在宅勤務
（イ） 時差出勤
（ウ） 労働しないことの承認（ワクチン接種）
キ 新型コロナウイルスワクチン職域接種（大学拠点接種） …… 239
ク 部局における対策
（ア） 令和2年度経済学部新入生緊急支援奨学金 …… 240
（イ） 教育学部における対応 …… 241
（ウ） 附属学校園における対応 …… 242
（エ） 理学部における対応 …… 245
（オ） 工学部における対応 …… 251
（カ） 入構禁止解除後における研究活動対応マニュアル（理工学研究科） …… 252
（キ） 新型コロナウイルス感染症流行下での英語教育の実施
（英語教育開発センター） …… 255
（ク） 学生定期健康診断業務の一部電子化、健康相談・精神保健相談における
対策など（保健センター） …… 256
（ケ） 研究機構各センターによるイベント等開催のオンライン化 …… 257
（コ） オンライン環境を活用した共同研究の好事例共有・活用のための学内セミナー
の開催（URA オフィス） …… 258
（サ） 各種ガイダンスのオンライン実施（科学分析支援センター） …… 259

（シ） 新型コロナウイルス消毒プロジェクト立ち上げ及び全学対象の
オンライン講習の実施（総合技術支援センター） …… 260
（ス） 図書館における新型コロナウイルス感染症対策実施記録 …… 261
（セ） 図書館における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対応 …… 263
（ソ） 図書館における電子リソースへのリモートアクセスの推進 …… 268
（タ） 図書館における電子書籍購入の推進 …… 271
（チ） 新型コロナウイルス感染症対策および対応
（情報メディア基盤センター・総務部情報基盤課） …… 286
（ツ） オンラインでイベントを開催（ダイバーシティ推進センター） …… 288
（テ） 附属中学校及び総合研究棟 3 号館トイレ改修（施設管理課） …… 289
ケ 学籍異動に対する影響 …… 291
コ 労働側からの要望 …… 294
サ 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル …… 299
シ 埼玉大学学生行動指針 …… 359
ス 文部科学省通知 …… 367
セ 埼玉県通知 …… 381
6 編集後記 …… 387

巻　頭　言

巻 頭 言

今、私の手元に「埼玉大学教育学部 100 年史」、「埼玉大学50年史」、「埼玉大学70年史（追補版）」があります。これらの記念誌には当時本学が抱えていた課題とともに議論の経過や決定のプロセス、執られた施策が詳細に記載されており、大学発展の経緯だけでなく、その方向性まで読み取ることができます。歴史を知ることが現在の理解と将来の展望に繋がるのは社会だけでなく大学も同じです。一方、災害等に対処した経験も、整理し記録しておかない限り、記憶の忘却と人の入れ替わりにより後世へ残すことができません。大学として災害時の対応を記録しておくことは、将来同様な事案が発生した時に、先人の知恵を活かして被害を最小限に抑え大学機能を維持することはもちろん、災害時に執られた対応の妥当性を検証するためにも極めて重要です。

このような考えのもと、2023 年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の分類が第5類になったことを受けて、今回、COVID-19 に対して埼玉大学がどのように対処してきたかを記録し後世に残すことを計画しました。本記録集は本学の教育、研究、社会貢献の機能維持の取組を、各種データと共に、学生、教職員それぞれの立場で感じたことも含めて記録したいと考えています。このことは、次世代に対する教訓となるだけでなく、この間の学生、教職員の奮闘を埼玉大学の歴史の中に長く留めることにもなります。

さて、私から見た COVID-19 への対応について少し書きたいと思います。まず、当時の混乱を思い返してみます。2019 年 12 月に中国武漢市で感染者の第一号が報告されてから、瞬く間に世界的なパンデミックになりました。日本では、2020 年 1 月 16 日に初めての感染者の報告があり、その後、2 月3日にはダイヤモンドプリンセス号が感染者を乗せて横浜港に到着しました。2 月 13 日に国内で初めての感染者の死亡、2 月 15 日にはライブハウスでの集団感染が報告され、この頃には店頭からマスクがなくなりました。3 月 11 日に選抜高校野球大会の中止、3 月 24 日には東京オリンピックの延期が決定されました。3 月から全国で最長3ヶ月間の一斉休校、4 月 7 日に埼玉県を含む7つの都府県に緊急事態宣言が発出され、4 月 16 日には対象地域が全国に拡大されました。本学では 3 月の卒業式、4 月の入学式を中止せざるを得ませんでした。当時、COVID-19 は未知のウイルスが原因であり、その性質や治療法が判明しておらず、2020 年 1 月から社会は大きな不安と混乱に包まれていました。このような中、私は 4 月 1 日に学長を拝命しました。辞令交付後の着任式で、「新型コロナウイルス感染症は不明なことが多く、対応は事態の推移を見極めながら、走りながら考えることにならざるを得ない」と挨拶したことを覚えています。その時の心境は、学生、教職員約 9,000 人がいる本学を、初めての経験だらけの COVID-19 の中で問題なく運営していけるのかという不安と同時に、皆の意見を聞いて行けばなんとかなるだろうとの楽観との間で揺れ動くような想いでした。

その後の、オンライン授業の導入、学生支援、研究継続等の施策の数々はそれぞれの部局や皆様の記録にお任せすることにして、私は執行部での対応について簡単に紹介したいと思います。

2020 年 4 月、参考にできる前例が全く無い中で手探りの対応が始まりました。日々起こってくる問題を執行部内で共有し、議論する場として、ブリーフィングと称する会議を、午前中に週 4 日間行うことにしました（その他に執行部会と役員懇談会がありましたので、執行部は毎日顔を合わせて議論していたことになります）。ブリーフィングのメンバーは常勤理事と危機管理担当副学長に私を入れた 5 人です。当初は短時間での情報共有を主に考えていたのですが、早急な対応が求められる問題が山積していたために、議論が長引き2時間を超える会議が普通でした。しかし、このことにより、執行部内での問題共有、意思の疎通と決定の迅速化が図れたと思っています。今から思うと、感染対策の当初に対処方針を決められれば良かったと反省していますが、そこまで頭が回りませんでした。しかし、その後の執行部内での意見交換から、（1）学生・教職員の感染拡大防止、（2）学生の学修継続、（3）研究活動の継続、（4）きめ細かな学生支援、（5） 情報開示による透明性の確保、（6）可能な限り現場の意見を取り入れる、を基準として施策の可否を判断してきました。

また、今回、危機管理担当の副学長を新たに置いたことは大変よかったと思っています。担当副学長の設置を決めたのは COVID-19 前であったので、そのミッションとしては地震や洪水等の防災・災害対応と近隣の行政との協力関係構築を考えていました。しかし、感染症対策の中心となる担当副学長を置いていたことから、一元的な危機管理ができたのではないかと思います。また、部局長との意見交換を行う目的で新たに設置した部局長会によって、部局で起きている問題を収集して対処するとともに執行部の考えを示すことができ、この会議も感染症対応に資することになったと考えています。

このような体制で、執行部としては精一杯 COVID-19 に対処してきましたが、対処が後手に回ったことや、対応が不足した場面が多々あったと思います。特に、入構禁止措置によって孤独を感じる学生のケアが不足していたことや、もう少し分かりやすい形で情報発信ができれば良かった等悔やまれることがあります。一方で、今回の一連の対応によって、本学の ICT 対応は確実に進歩しました。今後は、この経験を活かして、オンライン授業の活用、DXの推進等を一層進めていくことが肝要だと考えております。

最後になりましたが、2020 年 4 月から感染症拡大防止と大学機能維持のために、遠隔授業の実施、学生の入構禁止、学生支援、研究機能維持のための措置、診断キットの提供、ワクチン接種等々、今までに経験したことのない対応を行いました。これらを含む本学の対応すべては、学生はもとより、教職員の皆様のご協力があってできたものであり、今日まで本学が学びや研究機能を維持できたのも皆様のご努力のおかげであることは自明です。様々な面でご尽力いただいたことにこの場を借りて深く感謝申し上げて、本記録集の挨拶といたします。

国立大学法人埼玉大学長　坂井貴文

巻頭写真集

2020 年 9 月 25 日　学内で遠隔授業を受講する学生

2020 年 11 月 19 日　学生表彰(会場:大学会館)

2020 年 11 月 12 日　遠隔で実技授業

2020 年 11 月 12 日　ソーシャルディスタンス（会場：全学講義棟 1 号館 1-301 講義室）

2021 年 3 月 25 日　卒業式・大学院修了式(会場:大学会館)

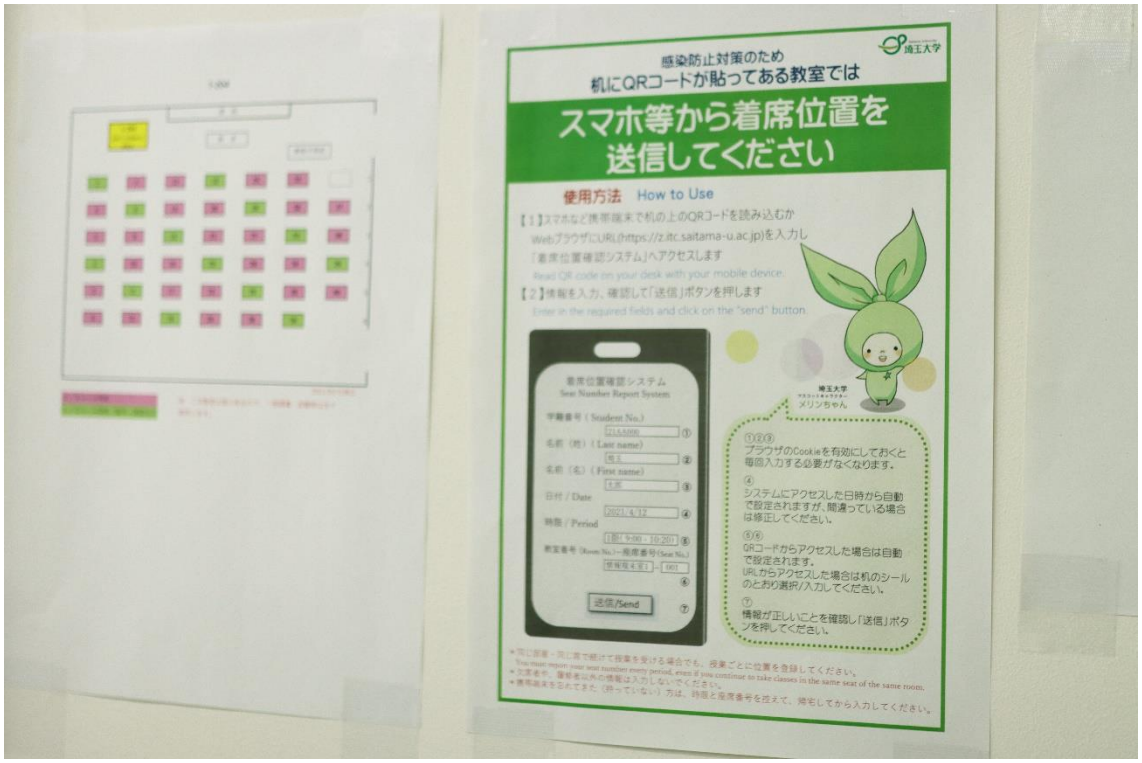

2021 年 4 月 7 日　講義室の感染防止対策「着席位置確認システム」―①

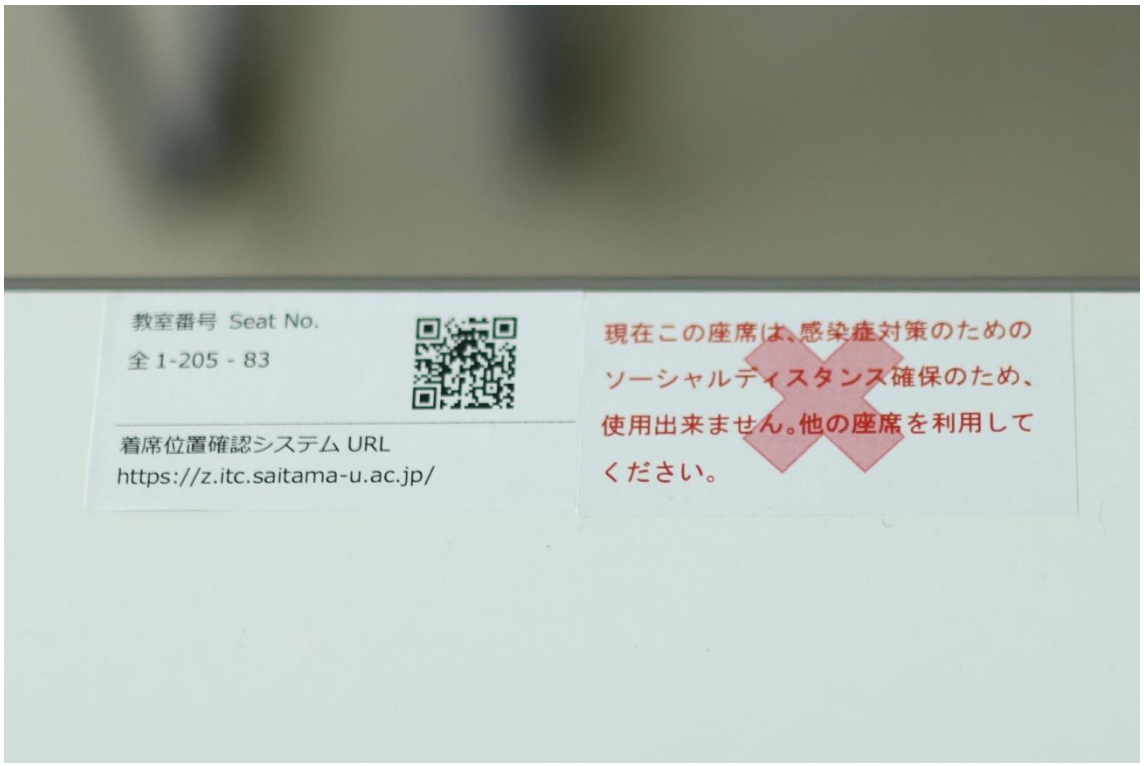

2021 年 4 月 7 日　講義室の感染防止対策「着席位置確認システム」―②

2021 年 6 月 8 日　コロナ禍フード支援プロジェクト（無料カレーライス）　坂井学長（右）

2021 年 9 月 13 日　新型コロナワクチン大学拠点接種会場（会場：大学会館）―①

2021 年 9 月 13 日　新型コロナワクチン大学拠点接種会場（会場：大学会館）―②

2021 年 9 月 13 日　新型コロナワクチン大学拠点接種会場（会場：大学会館）―③

2021 年 9 月 13 日　新型コロナワクチン大学拠点接種会場（会場：大学会館）―④

2021 年 9 月 13 日　新型コロナワクチン大学拠点接種会場（会場：大学会館）―⑤

2021 年 9 月 15 日　感染防止対策・消毒液

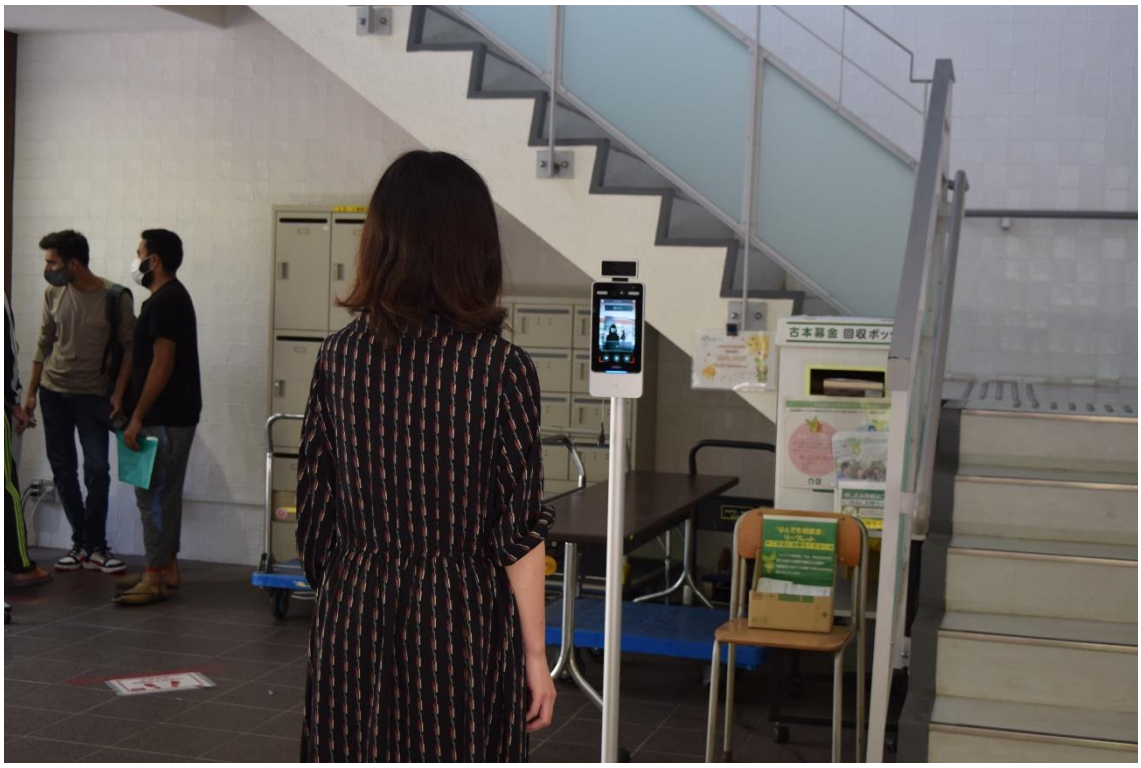

2021 年 9 月 15 日　感染防止対策･検温器

2021 年 9 月 22 日　秋季学位授与式(会場:全学講義棟 1 号館 1-301 講義室)

2021 年 12 月 2 日　遠隔授業

2022 年 3 月 24 日　卒業式･大学院修了式　ソーシャルディスタンス
（会場：さいたまスーパーアリーナ）―①

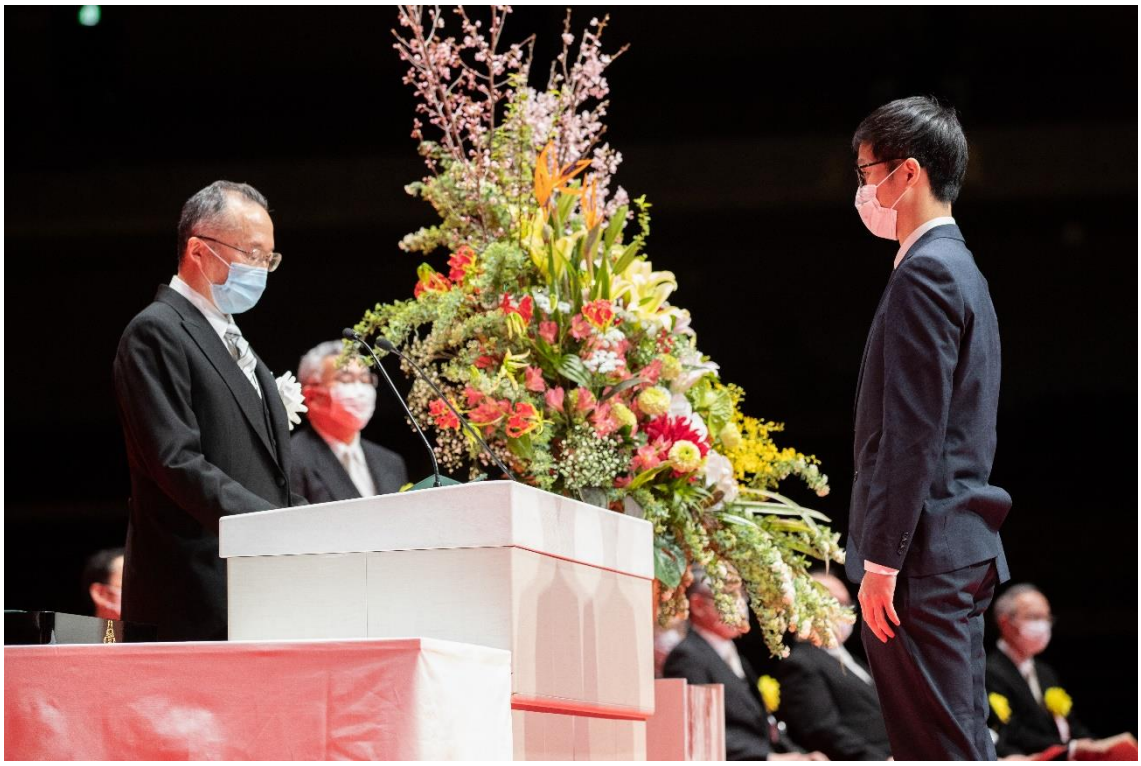

2022 年 3 月 24 日　卒業式・大学院修了式(会場:さいたまスーパーアリーナ)―②

2022 年3月 24 日　卒業式・大学院修了式(会場:さいたまスーパーアリーナ)―③

2022 年 3 月 24 日　卒業式・大学院修了式(会場:さいたまスーパーアリーナ)―④

2022 年 4 月 6 日　入学式(会場:さいたまスーパーアリーナ)―①

2022 年 4 月 6 日　入学式　坂井学長式辞(会場:さいたまスーパーアリーナ)―②

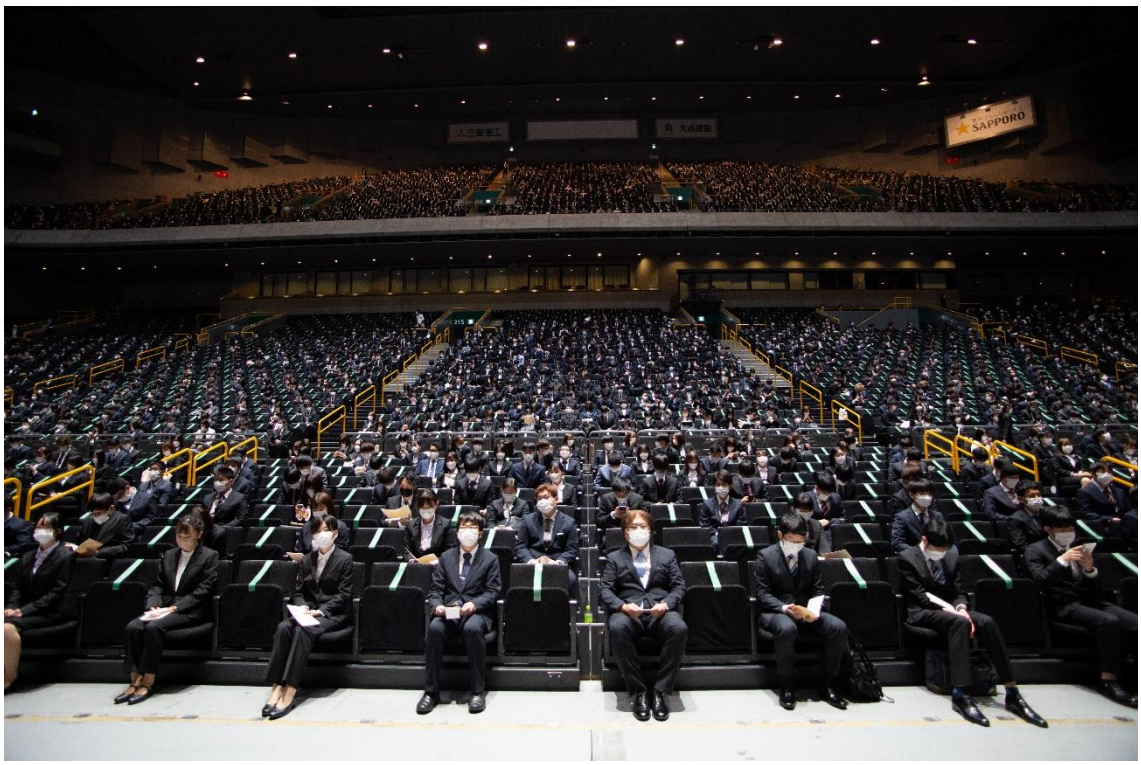

2022 年4月6日　入学式　ソーシャルディスタンス(会場:さいたまスーパーアリーナ)―③

2022 年4月6日　入学式(会場:さいたまスーパーアリーナ)―④

2022 年 5 月 13 日　フードパントリー

2022 年 8 月 23 日　オープンキャンパス

2022 年 11 月 26 日　ホームカミングデー　ソーシャルディスタンス（会場：全学講義棟 1 号館 1-301 講義室）

2022 年 11 月 25 日　むつめ祭

2023 年 3 月 24 日　卒業式・大学院修了式(会場:大宮ソニックシティ)

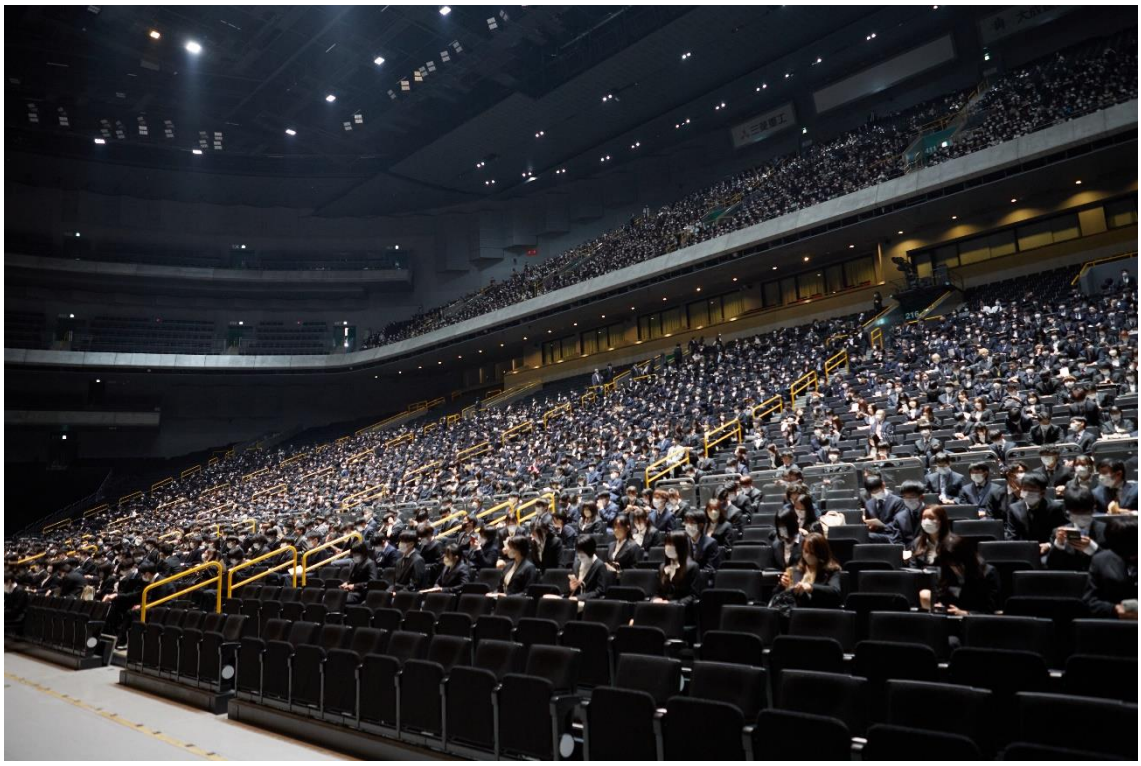

2023 年 4 月 3 日　入学式(会場:さいたまスーパーアリーナ)

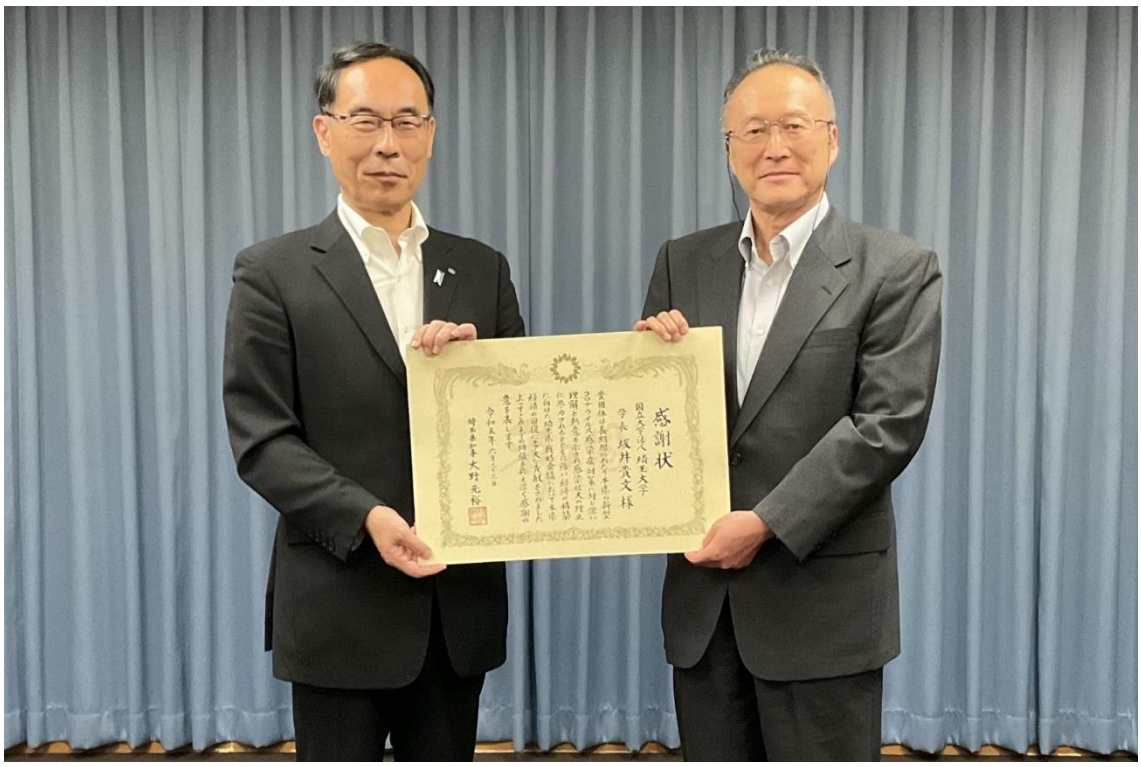

2023 年 6 月 22 日　新型コロナウイルス感染症対策に対する感謝状贈呈式
大野埼玉県知事(左)・坂井学長(右)―①

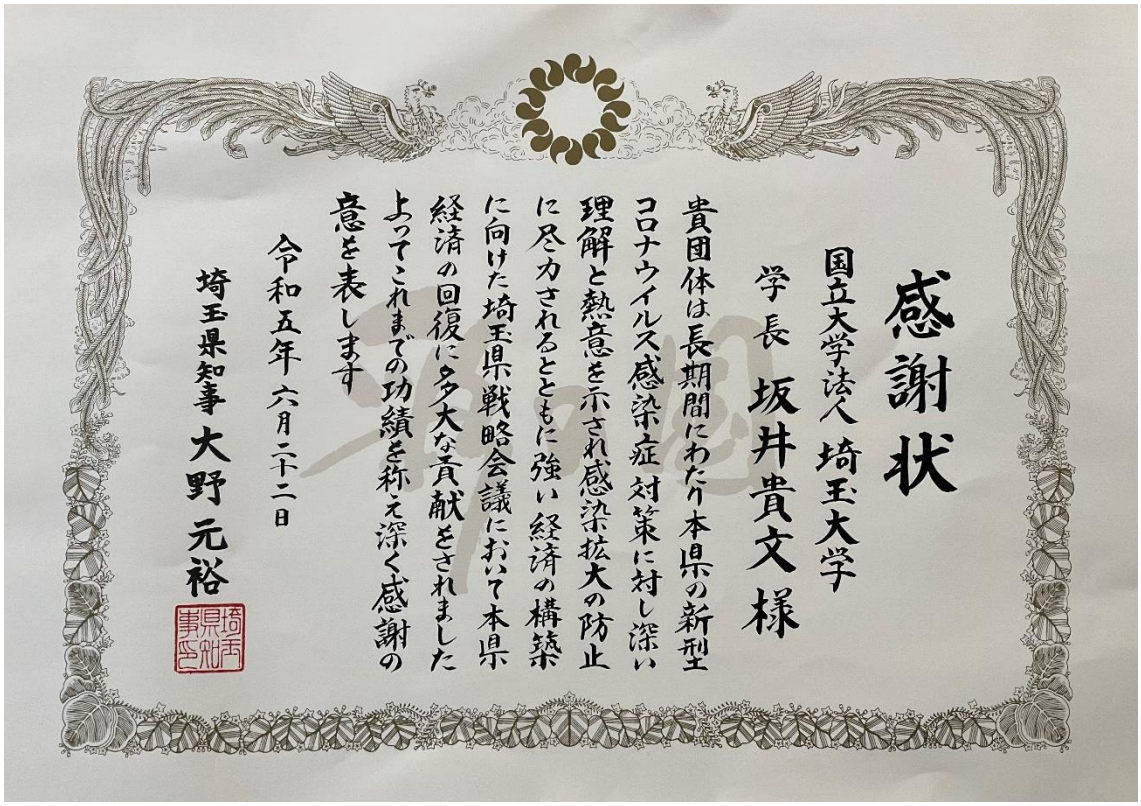

感謝状

国立大学法人 埼玉大学
学長 坂井貴文 様

貴団体は長期間にわたり本県の新型コロナウイルス感染症対策に対し深い理解と熱意を示され感染拡大の防止に尽力されるとともに強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議において本県経済の回復に多大な貢献をされました よってこれまでの功績を称え深く感謝の意を表します

令和五年 六月二十二日

埼玉県知事 大野元裕

2023年6月22日 感謝状―②

1　年　　表

新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年	1.6	・中国武漢市で原因不明の肺炎が多く発生		
	1.14	**・WHO 新型コロナウイルスを確認**		
	1.15	・武漢市保健当局が「限定的ではあるがヒトヒト感染の可能性排除できない」と発表	**1.15**	**・日本国内で初めて新型コロナウイルス感染確認** 武漢市に渡航した中国籍の男性
			1.18	・タクシー組合の新年会 後に集団感染
	1.21	**・WHO「ヒトからヒトへの感染が見られる」**		
	1.23	・中国が武漢市を閉鎖 空港、鉄道、フェリー等全ての交通機関の運行を停止 **・WHO「国際的な緊急事態にはあたらない」**		
	1.25	・中国湖北省で新型コロナウイルスにより 15 人死亡 中国での死者は計 41 人に	1.25	・日本国内で 3 人目の新型コロナウイルス感染者を確認 武漢市から旅行で来日中の女性
			1.29	・日本政府が武漢市に派遣した民間チャーター機 1 便で 206 人が帰国
	1.30	**・WHO 「国際的な緊急事態」を宣言**		
	1.31	**・WHO 緊急事態を宣言** 世界全体の感染者 9,692 人　死者 213 人	**1.31**	**・政府 新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に** ・中国湖北省に滞在歴のある外国人の入国拒否を決定
第1波			2.2	・3 人の感染確認 国内での感染者 20 人に
			2.3	・乗客の感染が確認された客船ダイヤモンドプリンセス号（DP 号）が横浜港に入港
	2.4	・新型肺炎 中国での死者 400 人超	2.4	・新型コロナウイルス感染拡大で医療機関もマスク不足
	2.5	・新型肺炎 中国での死者 490 人	2.5	・湖北省に滞在歴のある外国人の入国拒否 14 日間維持
	2.7	**・WHO「新型肺炎 いまだに激しい大流行のさなか」** ・新型肺炎 中国の感染者 30,000 人超 死亡者は 600 人超		
	2.9	・新型ウイルス 中国での死亡者 811 人 SARS の死者上回る		
	2.10	・新型ウイルス 中国での感染者 40,000 人超 死亡者 908 人		
	2.11	**・WHO 新型コロナウイルスを「COVID-19」と命名**	2.11	・DP 号感染者 135 人のうち 8 割が 60 代以上
			2.13	**・国内で初めて感染者が死亡 神奈川県在住 80 代女性**
			2.16	・国内の感染者 414 人（DP 号 355 人含む）
	2.17	・中国の感染者は 70,000 人を超え、死者は 1,770 人に	2.17	・宮内庁 天皇誕生日の一般参賀中止を発表 ・受診・相談の目安を公表 厚労省
	2.18	**・WHO「新型ウイルスは SARS ほど致命的ではない」**		
			2.19	・DP 号から陰性者の下船開始 ・市中感染の可能性 北海道で3例目の感染確認
	2.20	・新型ウイルス 中国と日本以外の感染 27 の国と地域で 411 人	2.20	・DP 号の感染者で初めて死者 2 人
	2.22	**・WHO「感染拡大を防ぎきる可能性狭まる」**		
	2.23	・新型ウイルス 中国と日本以外の感染 29 の国と地域で 887 人		
			2.25	**・政府 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を発表**
			2.26	・政府 今後 2 週間の大規模イベントの中止、延期又は規模縮小等の対応を要請
			2.27	・政府 3 月 2 日から春休みまで、全国全ての小・中・高校などについて臨時休校するよう要請

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
1.24	・相談窓口設置		
1.27	・新型コロナウイルス対策本部設置		
2.1	**・中国武漢市からチャーター機で帰国者の感染を確認 県内初の感染者**	2.3	・「新型コロナウイルスへの対応について」 （学生・教職員宛周知） ①中国への渡航は中国政府や日本政府からの情報や指示を確認の上現地の状況を十分に勘案のこと ②予防のために十分な睡眠と栄養で体調を整え、マスクの着用や石鹸を使用したこまめな手洗い ③中国への不要不急の渡航は見合わせること
		2.14	・「新型コロナウイルスへの対応について」（更新） （学生・教職員宛更新周知）
		2.27	・「「新型コロナウイルス」への対応等について」 （教職員宛周知） 1. 新型コロナウイルスを防ぐには ①手指消毒 ②咳エチケット ③人混みの多い場所を避ける 2. 感染の可能性がある場合には ①発熱などの風邪症状がある場合は自宅待機 ②インフルエンザ等の心配がある時は医師に相談 ③次の症状がある時は「県民サポートセンター」又は「帰国者・接触者相談センター」に相談 ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日間（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様） ・強いだるさや息苦しさがある者 ・高齢者や基礎疾患がある者は上の状態が2日程度続く場合

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年	2.28	・WHO「感染拡大封じ込め 分かれ目に」	2.28	・独自に「緊急事態宣言」を発出 北海道知事 2月 28 日から3月 19 日まで
	3.4 3.5	・WHO「医療用マスクの増産を」各国に呼びかけ ・日本を含む感染者確認の国から入国制限している国は 22 の国と地域	3.4 3.6 3.10	・一部の国立大学で後期試験中止を決定 ・国内の感染者計 1,067 人 重傷者 60 人 死者計 12 人 ・政府 新型コロナウイルス感染症を「歴史的緊急事態」に指定すると表明

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			3. 感染した場合、濃厚接触者となった可能性がある場合、又は保健所等から濃厚接触者と特定された場合 ①保健センターと所属の総務担当係へ必ず報告 ②濃厚接触者と特定された場合は感染者と接触した日から 14 日間自宅待機と共に外出自粛、体温と症状について健康チェック ③感染した場合は県民サポートセンター等から受診を勧められた医療機関等の指示に従う 4. 就業上の取扱い ①風邪症状等により自宅待機の場合は次のとおり ・常勤教職員 特別休暇を取得 ・非常勤教職員 有給の休暇を取得 ②感染した場合は次のとおり ・就業禁止としその期間は知事が勧告する期間 ・常勤教職員 特別休暇を取得 ・非常勤教職員 有給の休暇を取得 ③濃厚接触者と特定された場合は次のとおり ・常勤教職員 特別休暇を取得 ・非常勤教職員 有給の休暇を取得 ④小学校等の一斉休業に伴いやむを得ず勤務しないことが相当と認められる場合 ・常勤教職員 特別休暇を取得 ・非常勤教職員 有給の休暇を取得 ⑤本学教育学部附属学校園に勤務の非常勤教職員が当該附属学校園の一斉休業により勤務を要しない場合 有給の休暇を取得
		2.28	・「「新型コロナウイルス」への対応等について」（学生宛周知） 1. 新型コロナウイルスを防ぐには ①手指消毒 ②咳エチケット ③人混みの多い場所を避ける 2. 感染の可能性がある場合には ①発熱などの風邪症状がある場合は自宅待機 ②インフルエンザ等の心配がある時は医師に相談 ③次の症状がある時は「県民サポートセンター」又は「帰国者・接触者相談センター」に相談 ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日間（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様） ・強いだるさや息苦しさがある者 ・高齢者や基礎疾患がある者は上の状態が2日程度続く場合 3. 感染した場合、濃厚接触者となった可能性がある場合、又は保健所等から濃厚接触者と特定された場合 ①保健センターと所属の学部係等へ必ず報告 ②濃厚接触者と特定された場合は感染者と接触した日から 14 日間自宅待機と共に外出自粛、体温と症状について健康チェック ③感染した場合は県民サポートセンター等から受診を勧められた医療機関等の指示に従う
3.1 3.2	・24 時間対応の県民サポートセンター設置 ・県内すべての公立の小学校、中学校、高等学校一斉休業（除 特別支援学校）（5月31日まで）	3.2	・「「新型コロナウイルス」への対応等について」（教職員宛更新周知）
3.9	・新型感染症専門家会議設置 ・感染確認 40 代男性 感染者はこれで 7 人目		
		3.10	・新型コロナウイルスへの対応について（第3報） ・今後の海外渡航及び帰国、並びに日本への入国について（学生・教職員宛周知）

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年	3.11	**・WHO「新型コロナウイルス感染症のパンデミックを宣言」**	3.11	・春のセンバツ高校野球　初の中止を決定
	3.15	**・WHO「感染者確認の国と地域139 感染者140,000人超」**		
	3.16	・感染者の多い国と地域 中国　80,844人 イタリア　24,747人 イラン　13,938人 韓国　8,162人 スペイン　7,753人		
		・WHO「感染者確認の国と地域147 感染者150,000人超 各国で国境管理厳格化や非常事態宣言」		
	3.17	**・WHO「感染者確認の国と地域155 感染者167,500人超」** ・学校閉鎖 56 か国 500,000,000 人超が通学できず教育格差に対策を　国連		
	3.19	**・WHO「感染者確認の国と地域163 感染者191,127人」**	3.19	・国立大学の4割が卒業式中止
	3.23	・日本からの入国制限・行動制限措置 158 の国と地域に	3.23	・新型コロナウイルス国内感染者計 1,101 人 最多は北海道 162 人 埼玉県は上位6番目 51 人 ・重傷者(人工呼吸器・集中治療室)64 人 退院者 872 人
	3.24	・東京五輪・パラリンピック 1 年程度延期を決定 ・ WHO「パンデミックが加速している」		

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			情報収集、現地の状況を十分に勘案して判断し不要不急の渡航は見合わせる
		3.11	・新型コロナウイルスへの対応について（第3報） 今後の海外渡航及び帰国、並びに日本への入国について（学生・教職員宛更新周知） ・「「新型コロナウイルス」への対応等について」（教職員宛更新周知） ・「「新型コロナウイルス」への対応等について」（学生宛更新周知）
		3.16	**・第1回危機対策本部会議 主な決定事項 ①令和２年度埼玉大学入学式（4 月 3 日予定）及び大学院入学式（4 月 6 日予定）の開催中止 ②TOEIC＆RIP テスト（4 月 1 日予定）開催延期 ③講演会「安心・安全な学生生活のために」開催延期 ④危機対策本部の下に COVID-19 対策部会を設置**
3.17	・感染確認 60 代男性 県内 30 人に	3.17	・令和２年度埼玉大学入学式の中止について（学部新入生宛周知） 新入生、ご家族を感染から守るため4月3日に予定の大宮ソニックシティにおける入学式の中止を決定 ・令和２年度埼玉大学大学院入学式の中止について（大学院新入生宛周知） 新入生、ご家族を感染から守るため4月6日に予定の大学会館における入学式の中止を決定
		3.18	・新型コロナウイルスへの対応について（第4報） 私事渡航に関する新型コロナウイルスに関連した感染症の拡大防止について（学生・教職員宛周知） 海外渡航を行う教職員・学生については最新の情報収集に努め、感染拡大の危険を高めることが無いよう理解いただきたい
3.19	・新たに4人感染確認 県内 39 人に	**3.19**	**・第1回 COVID-19 対策部会 主な決定事項 ①第1ターム、第2タームの授業開始日を2週間遅らせる ②学部新入生ガイダンスは可能な限り対面式は避ける。対面で実施する場合は4月2日実施予定を4月16 日・17 日に延期して実施 ③4月 15 日以前は学生の不要不急の入構を控えさせる。JASSO 奨学金の申請を除く ④部活動・サークル活動は学内外を問わず3月 23 日～4月 15 日まで中止 ⑤講義時間を 90 分から 80 分に短縮し時間割を変更 第2タームまで ⑥私事渡航は自粛を強く要請 既に渡航している者、これから渡航する者に対してガイダンス2週間前の4月2日までに帰国を要請 帰国した際、渡航先の国によっては2週間の経過観察期間があるため ⑦協定校からのサマープログラムは今年度は中止 ⑧協定校からの留学生受け入れ 日本で新型コロナウイルスに感染するリスクを説明した上で留学を希望する場合は受け入れる ・第2回危機対策本部会議 第1回 COVID-19 対策部会の決定事項を承認**
			・新型コロナウイルスへの対応について（第5報） 海外渡航の自粛要請について（学生・教職員宛周知） 4月以降の行事、授業に支障が無いよう当面変更 第3タームまで
3.20	・新たに1人感染確認 感染者は 41 人に うち2人は重傷		
		3.24	・令和2年度埼玉大学入学式の中止について（学部新入生宛更新周知） ・令和2年度埼玉大学大学院入学式の中止について（大学院新入生宛更新周知） ・日本学生支援機構（JASSO）の令和2年度給付型及び貸与型奨学金の予約採用候補者及び新規申込みの資料

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年			3.26	**・政府 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部設置**
			3.27	・1日の感染者 最多の 100 人
			3.28	・1日の感染者 最多の 200 人
	3.29	・世界の感染者　計　571,678 人	3.29	・有名芸能人死去 新型コロナウイルスによる肺炎で **・政府「基本的対処方針」決定**
			3.30	・止まらぬ感染拡大 1日で 169 人
	4.1	・世界の感染者　計　823,626 人 死者　計　40,598 人	4.1	・政府 布マスク 2 枚を全世帯に配布を表明 ・全世界からの入国者に 2 週間の待機要請を決定 ・1日の感染者初の 200 人超 国内計 2,229 人 前月比+1,162 人
	4.3	・日本からの渡航者入国制限 180 の国と地域 日本が国交を持つ 195 か国のおよそ 90%	4.3	・1日の感染者 最多の 300 人超 ・軽症者は自宅やホテルで療養を 厚労省

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			請求と手続きについて(新入生・在学生宛周知) ・新型コロナウイルスの感染対策に伴う課外活動等の中止について(学生宛周知) 3月 30 日から4月 15 日まで活動中止
3.25	・感染確認 70 代の女性 感染経路分からず		
3.26	・「今週末は不要不急の外出をご遠慮ください」 ①今週末(28 日、29 日)の不要不急の外出を自粛 ②帰宅後の手洗いや咳エチケットを徹底 ③各事業所においては引き続きテレワークや時差出勤	3.26	**・第2回 COVID-19 対策部会** **主な決定事項** **①令和2年度入学者対象授業開始までのスケジュールを3月 30 日に本学 HP に公開** **②学生定期健康診断 教育実習等で健康診断の検査結果の早期発行が必要な学生約 1,350 人は4月に、それ以外の 5,000 人については 10 月から 11 月に実施** **③第1タームを担当する非常勤講師に対し授業期間の変更を通知** **④「新型コロナウイルスへの対応等について」** **1. 新型コロナウイルスを防ぐには** **2. 感染の可能性がある場合は** **3. 感染した場合、濃厚接触者となった場合** **⑤拡大した昼休み(100 分)における生協食堂の利用方法** **11 時 50 分～12 時 40 分 理工系の学生** **12 時 40 分～13 時 30 分 人社・教育系の学生** **・「「新型コロナウイルス」への対応等について」(教職員宛更新周知)** **・「「新型コロナウイルス」への対応等について」(学生宛更新周知)**
3.27	・2人目の死者 60 代女性		
3.29	・「不要不急の外出をご遠慮ください」 ①3月 30 日以降も不要不急の外出(東京都)を自粛 ②時差出勤や在宅勤務を進める ③「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの危険が重なるような集まりを避ける ④数名以上の会食や夜間の外出を避ける 歓楽街をはじめ不要不急の用件で都内に赴くことも避ける ⑤帰宅後の手洗いや咳エチケットを徹底		
3.31	・コロナ患者受入用病床 一般病床 150 指定感染症病床 75 計 225 床確保		
4.1	・新たに 10 人の感染確認 県内 100 人に 3人は感染経路分からず 死者は3人に ・新型コロナウイルス感染症県調整本部設置		
4.2	**・「不要不急な外出を自粛いただきますようお願いします」引き続き4月 19 日までの間についてご協力を** **①引き続き不要不急の外出を自粛** **②歓楽街をはじめ不要不急の用件で都内に赴くことも避ける** **③時差出勤や在宅勤務を進める** **④「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの危険が重なるような集まりを避ける** **⑤若い世代を含め数名以上の会食や夜間の外出を避ける** **⑥帰宅後の手洗いや咳エチケットを徹底**	**4.2**	**・第1回危機対策本部会議** **主な決定事項** **①ガイダンスは遠隔により実施** **②新入生に対して教員から電話連絡** **質問や相談に乗り心のケアを行うこと** **③実験・実習・実技以外の講義は4月 27 日から遠隔で開始** **④健康診断は教育実習や介護実習を行う学生のみ4月に実施** **⑤新入生の学生証、ID・PW 等一式は学部からレターパックプラスで郵送** **⑥新入生、在学生からあった質問を QA にまとめチャットボットに追加するとともに、新入生への電話の際に活用** **⑦遠隔授業を行う際、学生が契約しているインターネット容量に制限がある学生のために、一部の講義室を使用できるようにする** **⑧各種会議のオンライン開催を検討** **⑨職員の勤務体制 テレワークや時差出勤を検討**
		4.3	**・第1回危機対策本部 COVID-19 対策部会** **主な決定事項** **①遠隔講義による授業開始日4月 27 日は変更なし** **②無観客講義の撮影環境は大学が提供** **③実験、実習等の後期への移動などカリキュラムの変更は部局の裁量で行うことを可とする** **④常勤教員・非常勤講師に遠隔講義の方法を調査** **⑤高校への出張講義は、第1・第2ターム中は実施しない**

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年	4.4	・WHO「世界全体の感染者 1,000,000 人超える 死者は 50,000 人超」		
			4.7	・政府　新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出 １都1府5県（東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡）を対象地域　5月6日までの期間
			4.8	・1日の感染者 最多の 500 人超
	4.9	・WHO「ヨーロッパ　男性が女性より死亡率高い」		
			4.10	・1日の感染者 最多の 600 人超

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			・新型コロナウイルス感染症による学事日程の変更に伴う教員からの新入生諸君に対する電話連絡について（新入生宛周知） 不安や疑問を解消することを目的に教員から新入生に対し電話連絡　なんでもご相談を ・新型コロナウイルス感染症対策に伴うガイダンス及び授業方法の変更について（在学生宛周知） ガイダンス、授業は全てインターネットで行う 実験・実習・実技は第1タームは全て中止 インターネット環境が整わない場合は相談を
		4.6	・新型コロナウイルスの感染対策に伴う課外活動及び課外活動施設利用の中止について（学生宛再通知）
4.7	**・緊急事態措置① 期間は5月6日まで（5月 25 日まで延長）**	4.7	・日本学生支援機構（JASSO）の令和 2 年度給付型及び貸与型奨学金の予約採用候補者及び新規申込みの資料請求と手続きについて（新入生・在学生更新周知）
		4.8	**・第2回危機対策本部会議 主な決定事項 ①緊急事態宣言発令に伴う対応 実施期間　令和2年4月9日～令和2年5月6日 ②在宅勤務を認める ③計画的な時差出勤を実施 ④公的交通機関利用者のうち可能な者は自動車、オートバイ、自転車等利用の出勤を認める ⑤事務室内の密集状態を回避するため、会議室等を活用して業務を行う ⑥学生の入構禁止 実施期間　令和2年4月 9 日～令和2年5月6日 ただし、入構を許可する措置あり ⑦2020 年度学年暦を承認** ・緊急事態宣言発令に伴う対応について（各部長、課長、室長、事務長、各附属学校園副校長　副園長宛周知） ①実施期間　4月9日から5月6日まで ②出勤等に関する取扱い ③在宅勤務に関する取扱い ・緊急事態宣言発令に伴う対応について（教育機構長、人社研科長、教育学部長宛周知） ①変形労働時間制適用教員対象 ②実施期間　4月9日から5月6日まで ③出勤等に関する取扱い ④在宅勤務に関する取扱い
		4.9	・学生の入構禁止について（学生・教職員宛周知） 4月9日から5月6日まで入構禁止
		4.10	**・第3回危機対策本部会議 主な決定事項 ①緊急事態宣言発令に伴う対応 ・学生の入構禁止 実施期間　令和2年4月9日～令和2年5月6日 ただし、入構を許可する措置あり ・変形労働時間制適用教員対象 実施期間　令和2年4月9日～令和2年5月6日 在宅勤務を認める 計画的な時差出勤を実施する 公的交通機関利用者のうち可能な者は自動車、オートバイ、自転車等利用の出勤を認める ②第1・2ターム及び前期開講科目の教科書購入方法 ③実験、実習、実技系講義以外は全てオンライン講義 ④ネット環境が整わない学生については PC とモバイルルータのセットを貸与 ⑤第1・2ターム及び前期開講の実習系講義で開講時期を移動可能なものは集中期間又は第3・4ターム及び後期期間へ移動** ・新型コロナウイルス感染症対策に伴うガイダンス及び授業方法の変更について（在学生宛更新周知） ・令和2年度第1ターム・第2ターム及び前期における遠隔授業の受講準備について（新入生・在学生宛周知） 1. 遠隔授業は3種類 ①リアルタイム配信による映像又は音声授業 ②録画動画又は音声のオンデマンドによる配信

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年			4.11	・1日の感染者 720 人　第1波のピーク ・政府　出勤者 7 割減、接客を伴う飲食店利用自粛を全国に要請 ・首相　7都府県の企業に「出勤者7割減」を要請
			4.16	・緊急事態宣言を 5 月 6 日までの期間、全都道府県に拡大 ・政府　すべての国民に一律 1 人当たり 100,000 円の給付を表明
			4.18	・国内の感染者 10,000 人超える
			4.23	・国内の死者　300 人超える
			4.24	・全国の小・中・高校の 9 割が休校
	4.25	・WHO 「新型コロナの治療薬やワクチンの公平分配で国際協力へ」		
			4.26	・全国高校総体(8 月)の中止決定 ・国内感染確認　13,000 人超える

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			③授業資料・課題提示による授業 2. 受講するための準備 ①端末機器の準備 ②インターネット通信環境の準備 ③視聴アプリケーション等の準備 ・第1・2 ターム及び前期開講科目の教科書購入方法について（新入生・在学生宛周知） ①原則としてネット通販サイト・一般書店で購入 ②ネット通販サイト等で扱っていない教科書等は埼玉大学生活協同組合に注文 ・学生の東京ステーションカレッジの入構禁止について（学生・教職員宛周知） 入構禁止期間 4月9日から5月 31 日まで
4.15	**・1日の感染者 61 人　第1波のピーク**	4.15	・学生生活における諸注意について（注意喚起）（新入生・在学生宛周知） ①不要不急の外出は昼夜問わず控える ②学生サークル団体・研究室の仲間や友人とのコンパ・会合を絶対に行わない ③友人と会う場合でも3つの密を避ける ④Twitter、LINE などの SNS の利用にあたっては注意する ⑤長期に一人暮らしのアパートを留守にする時は空き巣対策を講じる ⑥一人暮らしを始めた人は悪徳商法や悪質な団体勧誘に注意 ⑦大学教員・事務職員から連絡することはあっても不必要な個人情報を尋ねることや自宅を訪問することはないので不審と感じたら応じない ・WEB 履修登録の方法について（新入生宛解説動画） ・埼玉大学での学修に関する基本情報（学部新入生宛周知） その1 基本編 6つの基本ポイント、時間割の組み方 その2 外国語科目・基盤科目編 外国語科目と基盤科目の学び方
4.16	・飲食店に対し酒類の提供を 19 時までとするよう要請	4.16	・学生センター窓口の休止について（新入生・在学生宛周知） 休止期間 4月 15 日から 5 月 31 日まで
4.17	・コロナ患者受入用病床 300 床確保	4.17	・新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要となった学生のみなさんへ（新入生・在学生宛周知） 文部科学省及び日本学生支援機構の支援を案内
		4.20	・初回授業・履修登録についての注意（新入生・在学生宛周知）
4.21	・入院先調整による自宅待機中の患者が死亡		
4.22	・パチンコ店に休業要請	4.22	・「遠隔授業 Zoom 視聴テスト」及び「遠隔授業に関するポータルサイト」のお知らせ（新入生・在学生宛周知） 各学部・研究科や学年毎に 20 分程度時間を指定し Zoom 視聴テストを実施
		4.23	・遠隔授業受講のための PC 及びインターネット接続環境の準備が間に合わない方へ（新入生・在学生宛周知） ノート PC の準備が間に合わない学生、インターネット環境が整わない学生に大学が支援
		4.24	・日本学生支援機構（JASSO）の令和 2 年度給付型及び貸与型奨学金の予約採用候補者及び新規申込みの資料請求と手続きについて（新入生・在学生宛再周知） ・緊急事態宣言発令に伴う対応について（第2報）（各部長、課長、室長、事務長、各附属学校園副校長副園長宛周知） 在宅勤務実施に係る整理を周知 ・緊急事態宣言発令に伴う対応について（第2報）（教育機構長、人社研科長、教育学部長宛周知） 在宅勤務実施に係る整理を周知

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年			4.28	・新型コロナ 国内の死亡率 1.9% 前週比 0.3 ポイント増
	5.1	・世界の感染者 計　3,247,648 人 死者 計　230,804 人	5.1	・国内感染者計 14,566 人 前月比+12,337 人 重傷者 328 人 死者計 490 人
			5.4	**・緊急事態宣言を 5 月 31 日まで期間延長**
			5.7	・1日の感染者が 100 人下回る 3月 30 日以来
			5.8	・新型コロナ治療薬[レムデシビル]国内初承認 厚労省
	5.9	**・WHO「発展途上国やワクチン開発の支援に約 1,400 億円必要」**		
	5.12	**・WHO「韓国や武漢の新たなコロナ感染に懸念」**	5.12	・新型コロナ治療薬[レムデシベル]医療機関に配送開始
			5.14	**・特定警戒都道府県のうち、東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道、京都、大阪、兵庫の 8 都道府県以外の 39 県を解除**
			5.19	・「9月入学」文科省が2例を提示 新型コロナ対応策
			5.20	・夏の全国高校野球 戦後初の中止決定
			5.21	**・緊急事態宣言対象地域のうち、京都、大阪、兵庫を解除**
	5.22	・世界の感染者 計　5,047,377 人 死者 計　320,000 人超		
			5.25	**・緊急事態宣言 全国解除 約1か月半ぶり**

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
		4.30	**・第4回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル承認**
5.1	・軽症患者が一時的に療養するホテル 500 室超確保 ・県内の感染者計 865 人 前月比＋765 人 死者計 35 人 前月比＋32 人 ・発熱外来 PCR センター設置	5.1	・「「新型コロナウイルス」への対応等について」 （教職員宛更新周知） 期限を5月6日から5月 31 日に延長 ・新型コロナウイルス感染症対策に伴うガイダンス及び授業方法の変更について（在学生宛更新周知） 遠隔授業の対象とならない実験・実習・実技は、第1タームは全て中止、第2タームから開講予定 ・第1・2ターム及び前期開講科目の教科書購入方法について（新入生・在学生宛更新周知） 4月9日から5月 31 日までの間入構禁止措置のため大学生協での販売は行わず、宅配による販売とする ・緊急事態宣言発令に伴う対応について（第2報） （各部長、課長、室長、事務長、各附属学校園副校長副園長宛更新周知） 期限を5月6日から5月 31 日に延長 ・緊急事態宣言発令に伴う対応について（第2報） （教育機構長、人社研科長、教育学部長宛更新周知） 期限を5月6日から5月 31 日に延長 ・埼玉大学をご支援くださる皆様へ（学内・学外者周知） 埼玉大学修学サポート基金にご支援のお願い
5.4	・不要不急の外出自粛を要請 ・遊興施設など3密の場への集まりや参加の自粛を要請		
		5.6	・図書館緊急閉館を 5 月 31 日まで延長
		5.7	**・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル策定**
5.11	・コロナ患者受入用病床 602 床確保		
5.12	・業界団体ごとに感染拡大防止策認定へ		
5.13	・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」制度設置		
5.18	・自宅療養者へのパルスオキシメーター配布開始		
5.19	・県内感染者ゼロ 3 月 16 日以来 64 日ぶり		
		5.20	**・第5回危機対策本部会議** **主な決定事項** **①6月8日から本学におけるリスクレベルを3から2に引き下げる** **②緊急事態宣言解除に伴うロードマップを承認**
		5.21	・【第 2 次募集開始】（LINE 申請受付開始） 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金の 2 次募集開始』（新入生・在学生宛周知）
5.22	・休業要請など緩和の判断基準公表 ・学校再開に向けたガイドライン策定		
5.25	・不要不急の外出自粛要請解除 ・県外への不要不急の移動を控える要請 ・夜の繁華街への外出の自粛を要請 ・酒類提供時間の制限は 22 時まで		
		5.27	・学生の入構禁止について（学生・教職員宛周知） 入構禁止の終期を5月 31 日から6月7日に延長
		5.27	・学生の東京ステーションカレッジの入構禁止について （学生・教職員宛周知） 入構禁止の終期を5月 31 日から6月1日以降も当面の間に変更
		5.27	・学生センター窓口の休止にについて （新入生・在学生宛更新周知） 休止期間の終期を5月 31 日から6月7日に延長
		5.27	・新型コロナウイルス感染症への対応について （学生宛周知） ①入構禁止の終期を6月1日から6月7日まで延長 6月8日以降は所属する研究室で研究する場合、図書館を利用する場合、学生センター窓口に用事がある場合を除き不要不急の入構は極力控える 6月 18 日以降は実験・実習・実技を受講する場合は入構を認める

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年				
			5.29	・ブルーインパルスが都心上空を飛行 医療従事者などに感謝の意
	6.1	・世界の感染者 計 6,108,525 人 死者 計 370,416 人	6.1	・4か国(ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド タイ)の入国拒否、ビジネス関係者らに限り緩和 ・国内感染者計 17,712 人 前月比+3,146 人 重傷者 114 人 死者計 914 人 前月比+424 人
			6.3	・政府「9月入学」導入見送り
第2波	6.16	・WHO「中国の感染再拡大に懸念」	6.10	・国内の感染者 17,601 人　死者 942 人
			6.18	・大学入学共通テスト 来年1月 16 日から予定どおり実施文科省
	6.19	・WHO「感染者が世界全体で 24 時間で 150,000 人超 パンデミックが加速との認識」	6.19	・濃厚接触の疑いを通知するアプリ「COCOA」の利用開始 ・都道府県またぐ移動の自粛要請 全国で緩和
	6.23	・WHO「1日の感染者 180,000 人 過去最多」		

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			②東京ステーションカレッジは6月1日以降も当分の間入構禁止措置を延長 ③図書館は6月1日から6月7日まで入構禁止措置に基づき6月7日まで利用禁止を延長 ④学内外での課外活動及び課外活動施設の利用は6月1日以降も当面の間中止　例外あり ⑤学生センター窓口は6月1日から6月7日まで窓口休止期間の終期を延長 ⑥留学生相談室は6月1日から6月7日まで対面による相談休止期間の終期を延長 ⑦なんでも相談室は6月1日から6月7日まで対面による相談休止期間の終期を延長 ・新型コロナウイルス感染症への対応について （教職員宛周知）
		5.27	①在宅勤務は5月 31 日で終了 ②時差出勤は6月1日以降も当面の間推奨
5.28	・強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議設置		
6.1	・県内の感染者計 1,000 人　前月比+135 人	6.1	・新型コロナウイルス感染症への対応について （学生宛更新周知） 学外での活動について要件を満たせば活動を認める
		6.3	**・第6回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・埼玉大学学生行動指針を承認** ・新型コロナウイルス感染症への対応について （学生宛更新周知） ・新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針を 6 月 8 日からリスクレベル 2 へ引き下げる （学生・教職員宛周知） 1. リスクレベル3を維持する事項 ①授業は成績評価を含め第2タームまで遠隔授業 ②東京ステーションカレッジは当面の間学生の入構禁止措置を延長 ③学内外の課外活動及び課外活動施設の利用は当面の間中止　例外あり 2. リスクレベル2だが条件付きとする事項 次に掲げる以外の入構は極力控える ①所属する研究室において研究する場合 ②図書館を利用する場合 ③学生センターに用事がある場合 3. 利用制限付きの事項 図書館の利用
6.4	・スポーツジムやカラオケ店などの休業要請を解除		
		6.5	**・埼玉大学学生行動指針策定**
		6.8	・図書館の開館について　リスクレベル 2 対応 （学生・教職員宛周知） ・館内の新型コロナウイルス対策について （学生・教職員宛周知）
6.17	・要請すべて解除		
		6.18	・新型コロナウイルス感染症への対応について （学生宛更新周知） ①屋外におけるマスクの着用は適宜柔軟に対応 ②6月 19 日以降も東京の夜の繁華街への外出はしばらく控える ・新型コロナウイルス感染症への対応について （教職員宛更新周知） 県外への不要不急の外出6月 19 日解除
		6.25	**・第7回危機対策本部会議** **主な決定事項** **集中講義及び第3・4タームの授業形態** **①遠隔授業を原則とする** **②感染防止対策がとれる実習系授業は対面も可** **③感染防止対策がとれる少人数講義は対面も可**

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年	6.28 6.29	・WHO「世界の感染者 10,000,000 人超」 ・WHO「世界の死者 500,000 人超」		
	7.1	・世界の感染者 計　10,360,882 人 死者 計　507,014 人	7.1	・国内の 1 日の感染者 200 人を超える 5月3日以来 ・国内の感染者計 19,608 人 前月比+1,896 人 死者計 989 人 前月比+75 人
			7.9	・1日の感染者 300 人超える 5月2日以来
	7.10 7.11	・WHO「保健医療体制の構築は道半ば」 ・WHO「新型コロナ 飛沫より小さい粒子で感染の可能性」	7.10	・国内の 1 日の感染者 400 人を超える 4月 24 日以来
	7.12 7.13	・1日の感染者 230,370 人 過去最多 ・WHO「多くの国が誤った方向に」 事態悪化を警告		
			7.16	・1日の感染者 600 人超える 4月 10 日以来
	7.18	・世界の死者 600,000 人超	7.19	・移動自粛緩和から1か月 新たな感染 10 倍以上に増加
			7.22	・消費喚起策「GoTo キャンペーン」の利用開始
			7.23	・1 日の感染者 981 人過去最多
			7.26	・国内の感染者 30,000 人超
	7.27	・WHO「パンデミックは加速し続けている」 6週間で感染者約2倍		
			7.28	・国内の死者 1,000 人超える ・政府 マスク国内供給量 800,000,000 枚 品切れほぼない
			7.29	・1日の感染者 初の 1,000 人超える
	8.1	・世界の感染者 計　17,334,539 人 死者 計　674,038 人	8.1	・国内の感染者計 38,637 人 前月比+19,029 人 死者計 1,026 人 前月比 46 人
			8.4	・犬 2 匹が PCR 検査で陽性、ペットの陽性報告は初
			8.5	・外国人留学生ら 検査などを条件に再入国認める 大学はコロナ対策徹底を 文科省
			8.7	・1日の感染者 1,605 人　第2波のピーク ・学校でのマスク着用「熱中症対応を優先して」文科省
			8.8	・8割以上の大学 追試や振替試験
			8.11	・重傷者(人工呼吸器・集中治療室)171 人

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			④新型コロナの感染状況によっては②、③の対面授業を遠隔授業に切り替えることもある **⑤授業時間は 80 分とする**
7.1	・県内の感染者計 1,143 人 前月比+143 人 死者計 65 人 前月比+16 人		
7.2	・東京の繁華街への外出と感染症対策が十分でない接待を伴う飲食店の利用を避けるよう呼びかけ		
7.3	・1日の感染者 20 人超 5月2日以来	7.3	・集中講義及び第3・第4タームの授業実施について（学生宛周知） ①遠隔授業を原則とする ②授業の実施形態はシラバスにより確認 ③授業時間は 80 分
7.6	・県内や東京の夜の繁華街への外出を避けること、特に感染対策が十分でない店の利用回避、大人数での会食回避を要請 ・感染症専門医、感染管理認定看護師からなる埼玉県クラスター対策チームを編成	7.6	・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
7.8	・1日の感染者 40 人超 4月 16 日以来 ・高齢者や基礎疾患がある方の都内への不要不急の外出自粛を要請	7.8	・【第2次募集開始】（LINE 申請受付開始） 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金の 2 次募集開始』（新入生・在学生宛更新周知）
7.11	**・「県民及び事業者の皆様への知事からのお願い」** **県民の皆様へ** **①発熱など体調が悪い人の外出自粛** **②夜の繁華街に限らず感染対策が十分取られていない施設の利用回避** **③国及び県の接触確認アプリを活用** **④密閉、密集、密接の「3つの密」の回避** **⑤大人数での会食の自粛** **⑥高齢者や基礎疾患がある人の都内への不要不急の外出** **事業者の皆様へ** **①彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業界のガイドラインを活用し感染症対策を徹底** **②テレワーク、時差出勤の更なる推進** **③キャバクラ店やホストクラブなど接待を伴う飲食店のうち感染症対策が徹底されていない施設の使用停止**		
		7.15	・日本国外での教育・研究に伴う学生の海外渡航について（学生宛周知） 引き続き渡航禁止
		7.21	・新型コロナウイルス感染症予防の徹底について（学生・教職員宛周知） 本学学生が濃厚接触者となったことによる注意喚起
7.28	・濃厚接触者以外も検査対象に 感染者と同じフロアや建物にいた人		
8.1	・県内の感染者計 2,458 人 前月比+1,315 人 死者計 74 人 前月比+9 人		
		8.7	・埼玉大学の構成員 初の感染を確認（学生）
8.8	**・1日の感染者 84 人 第2波のピーク** ・3か所宿泊療養施設（最大 423 室）を運営		
		8.11	・埼玉大学における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う注意喚起について（学生・教職員宛周知） 学生1人が感染するも学内における濃厚接触者なし

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年			8,13 8.14 8.19 8.20 8.21	・PCR 検査拡充へ大学保有の機器活用　文科省 ・重傷者や死者の数が増加 宣言解除の頃と同程度に ・日本感染症学会「日本は第2波の真っただ中」 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（政府分科会） 「流行はピークに達したとみられる」 ・政府 在留資格のある外国人 再入国制限緩和へ
	8.24	**・WHO「新型コロナワクチンの世界的な争奪戦に懸念」**	**8.28**	**・政府 新型コロナウイルス対策の新たな方針を発表**
	9.1	・世界の感染者 計　25,485,328 人 死者 計　850,544 人 ・感染者の多い国と地域 アメリカ　6,030,587 人 ブラジル　3,908,272 人 インド　3,691,166 人 ロシア　992,402 人 ペルー　647,166 人	9.1	・国内の感染者計 69,866 人 前月比＋31,229 人 重傷者　234 人 死者計 1,326 人 前月比＋300 人
			9.2	・新型コロナウイルス抗体調査始まる
	9.5	**・WHO「新型コロナワクチンの分配開始は来年中頃の見通し」慎重に安全性を確保すべきとの見解を示す**		
			9.10	・厚生労働省 8 月の自殺者大幅増加で 1,800 人超える 新型コロナ影響か
	9.11	**・WHO「パンデミック宣言から半年 感染拡大の歯止めかからず」**		
			9.14	・コロナ収束後の大学教育 オンラインと対面授業の在り方議論へ 文科省
			9.15	・就職内定取り消し全国で 174 人 コロナ影響で前年度の5倍 厚労省
第3波	9.22	・ヨーロッパで感染再拡大 各国が対応追われる		

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
		8.27	・新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生の授業料減免申請について（学生宛周知）
9.1	・県内の感染者計 3,972 人 前月比+1,514 人 死者計 102 人 前月比+28 人	**9.1**	**・本学の感染者計 2人 前月比+2人**
		9.4	・令和2年度埼玉大学秋季入学式の中止について（新入生宛周知） 新型コロナの影響により新入生の大半を占める留学生が来日できないことから9月 24 日に予定していた入学式を中止
		9.14	・第3・4ターム及び後期授業科目の教科書購入方法について（新入生・在学生宛周知） ネット通販、一般書店等利用の他埼玉大学生協を利用した自宅配送及び店舗受取も可能に
		9.25	・第3タームからのキャンパスへの入構及び教室の利用等について（学生宛通知） 1. 入構 次に掲げる以外、不要不急の入構は極力控える ①対面授業を受講する場合 ②実験・実習・実技を受講する場合 ③所属する研究室で研究する場合 ④図書館を利用する場合 ⑤学生センター等に用事がある場合 なお、入構の際は必ずマスクを準備することまた、毎日検温し、発熱等体調不良の場合は入構しないこと 2. 建物一般の利用 ①建物内ではマスク着用 ②可能な限りエレベーターは使用しない ③教室等入室前に手洗い、手指消毒を実施 ④密集、密接を避ける ⑤利用した建物、着座位置を記録して残す 3. 対面授業での教室利用 ①空席を設けた座席配置としている ②担当教員の指示に従い着座位置を記録 ③予め学籍番号により座席が指定されている場合はその座席に着席 4. 全学講義棟の利用 ①全学講義棟はオンライン授業受講用及び自主学習用 利用は次の区分による 2階 Zoom で「発声を伴う授業」 3階 Zoom で「発声を伴わない授業」 オンデマンド試聴の授業 4階 自主学習 ②空席を設けた座席配置 ③受講時はイヤホン利用 ④着座位置を記録票に記入し退出時に回収箱へ

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年			9.28 9.29	・感染防止徹底 学校現場に感染症の専門家派遣へ 文科省 ・入国制限措置緩和 補講など留学生への配慮を 文科省
	10.1	・世界の感染者計33,968,271人 死者計 1,014,158人 ・新型コロナワクチン届ける枠組み 日本を含む 167 の国と地域が参加	10.1 10.2 10.3	・国内の感染者計 85,047人 前月比+15.181人 重傷者 151人 死者計 1,596人 前月比+270人 ・入国制限措置 全世界を対象に緩和 中長期の在留資格を持つ外国人を対象 ・大学の後期授業「対面授業」の実施に地域差 文科省 ・政府 飲食店や職場でコロナ感染拡大受け基本対策徹底呼びかけ
	10.12	・ヨーロッパで感染拡大 仏、英、西で1日の感染者が10,000人超に		
	10.16 10.17	**・WHO「欧州のコロナ再拡大を懸念 今こそ追加の規制措置を」** **・WHO レムデシビル「効果認められない」** **・WHO レムデシビル「使用の手引き数週間以内に示す方針」**	10.15	・大学入学共通テスト 530,000人出願 殆どが初回の試験日希望 大学入試センター
	10.24	**WHO「レムデシビルの効果に疑問」改めて見解を示す**		
	11.1	・世界の感染者計 45,821,544人 死者計 1,192,217人 ・感染者の多い国 アメリカ 9,075,777人 インド 8,137,119人 ブラジル 5,516,658人 ロシア 1,606,267人 フランス 1,377,366人 ・死者の多い国 アメリカ 230,009人 ブラジル 159,477人 インド 121,641人 メキシコ 91,289人 イギリス 46,645人 ・1日で100,000人 アメリカ感染者過去最多	11.1	・国内の感染者計 103,260人 前月比+18,213人 重傷者 163人 死者計 1,801人 前月比+205人
	11.7 11.9	・ハワイ 日本の旅行者の入国制限緩和 ・世界の感染者 50,000,000人超	11.5 11.10	・1週間にクラスターが100件 前週の1.6倍 9月以降最多 ・政府分科会「急速な感染拡大の可能性も」緊急提言 ・新型コロナワクチン 高齢者や基礎疾患ある人優先接種へ 厚労省 ・先月の自殺者 去年より40%増(2,153人) 女性が大幅増 コロナ影響も 警察庁

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			5. 実験・実習・実技・研究等での建物利用 各部局作成のマニュアルを遵守 6. 図書館利用 「図書館の開館について」を遵守 7. 生協食堂 私語は控える 8. 学生相談 ①学生生活全般はなんでも相談室へ ②奨学支援は学生支援課へ ③就職についてはキャリアセンターSU へ ④健康相談は保健センターへ ⑤留学生は留学生相談室へ 9. 東京ステーションカレッジ 当面の間原則学生入構禁止
10.1	・県内の感染者計 4,682 人 前月比＋710 人 死者計 102 人 前月比±0 人	**10.1**	**・本学の感染者計 2人 前月比±0人**
		10.2	**・幼児・児童・生徒 初の感染を確認**
		10.5	・原則対面授業が実施されていることに鑑み、図書の郵送貸出を開始
		10.6	・埼玉大学における新型コロナウイルス感染者の発生（4例目）に伴う注意喚起について（学生・教職員宛周知） ①発熱、体調が悪い場合は外出自粛 ②夜の繁華街に限らず換気対策が不十分の施設の利用は避ける ③国及び県の接触確認アプリを活用 ④密閉・密接・密集（3つの密）を避ける ⑤大人数での会食、飲み会の自粛 ⑥飲食店での大声の会話、大声を出す行動は避ける
		10.20	・埼玉大学における新型コロナウイルス感染者の発生（5例目）に伴う注意喚起について（学生・教職員宛周知）
11.1	・県内の感染者計 5,886 人 前月比＋1,204 人 死者計 107 人 前月比＋5 人	**11.1**	**・本学の感染者計 5人 前月比＋3人**
11.9	・自宅療養者に対する配食サービス開始		

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年				
	11.20	**・ファイザー社がコロナワクチンの有効性 95%と発表米食品医療局に新型コロナワクチン緊急使用許可を申請**		
			11.22	・1日の感染者 2,596 人 過去最多を更新
	11.30	・モデルナ社が米当局に新型コロナワクチン緊急使用許可を申請		
	12.1	・世界の感染者計 62,953,556 人 死者計 1,463,349 人	12.1	・国内の感染者計 151,742 人 前月比+48,482 人 重傷者　　493 人 死者計 2,206 人 前月比+405 人 ・コロナで帰国困難 外国人にアルバイト認める 出入国在留管理庁
			12.2	・日本医師会 感染者がこれ以上急増すれば医療提供不可能になると危機感示す
	12.8	・英で新型コロナワクチン接種始まる ・中国武漢 コロナ感染者発症から1年 WHO による現地調査実現せず	12.8	・国内での重傷者 538 人 過去最多を更新 ・1日の死者 47 人 過去最多を更新
	12.14	・米でファイザー社の新型コロナワクチン接種始まる		
			12.15	・GoTo トラベル全国一時停止へ
	12.18	**・WHO「新型コロナワクチン約 20 億回分確保の見通し各国に分配へ」**	12.18	・ファイザー社製新型コロナワクチン承認申請 早ければ 2 月に結論
			12.19	・重症患者の 13%で脳梗塞などの「血栓症」発症 日本血栓止血学会
	12.21	・米でモデルナ製の新型コロナワクチン接種始まる	12.21	・日本医師会など医療団体 医療の緊急事態を宣言
			12.22	・病床逼迫、7 都道府県でステージ 4 の指数超える
			12.23	・自宅での療養者が急増 2 か月前の 10 倍近く

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
		11.12	・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
		11.13	・学内における課外活動及び課外活動施設利用の再開について(学生宛周知) ①活動再開時期 令和2年 11 月 24 日 ②課外活動の再開に向けたガイドラインによること
11.18	・仮設の専用医療施設(プレハブ)249 床確保	**11.18**	**・第8回危機対策本部会議** **主な決定事項** **1. 課外活動共用施設における課外活動の再開に向けたガイドラインを承認** **①使用手続き及び共通する感染防止** **②課外活動施設の使用における特記事項** **③課外活動団体が運動・スポーツを行う際の留意点** **④その他の留意事項** **2. 新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改正**
11.29	・1日の感染者 4日連続 100 人超		
12.1	・県内の感染者計 8,528 人 前月比+2,641 人 死者計 144 人 前月比+37 人 ・診療・検査医療機関の公表開始	**12.1**	**・本学の感染者計 6人 前月比+1人**
12.4	・一部地域の飲食店などへの営業時間短縮を要請		
		12.14	・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
		12.21	**・第9回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・1月から3月にかけて実施する入学試験1週間前から試験終了日までの間、学生の研究活動及び課外活動を原則禁止** ・緊急事態宣言及び緊急事態措置並びに入学試験の実施に伴う課外活動制限について(学生・教職員宛周知)
12.23	**・営業時間の短縮要請等について(特措法に基づく協力要請)** **1. 要請の期間** **令和2年 12 月 28 日～令和3年1月 11 日** **2. 要請の内容** **事業者** **さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」営業時間を午前5時から午後 10 時までに短縮** **県民** **営業時間の短縮を要請している上記店の午後 10 時以降の利用回避** **3. その他の協力要請** **要請の期間** **令和2年 12 月 24 日～令和3年1月 17 日** **要請の内容** **県民** **①高齢者や基礎疾患のある人の不要不急の外出** **②家庭内でのマスクの着用の励行** **・感染リスクの高い場所に行ったとき** **・自宅に高齢者や基礎疾患のある家族がいる** **・発熱など「体調が悪い」とき など** **③高齢の親族に会うのはできる限り自粛** **④買い物はできる限り一人で**		

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2020年			12.24	・政府　日本人以外イギリスからの入国停止
			12.25	・空港に到着の 5 人がコロナ変異ウイルスに感染検疫で初の確認
			12.26	・12 月 28 日から 1 月末日まで全世界からの外国人の新規入国停止
	12.30	・英アストラゼネカ社の新型コロナワクチンを世界で初承認		
			12.31	・国内の 1 日の感染者 4,520 人過去最多
2021年	1.1	・世界の感染者計　83,037,387 人 死者計　1,811,128 人 ・感染者の多い国 アメリカ　10,266,674 人 インド　10,266,674 人 ブラジル　7,619,200 人 ロシア　3,127,347 人 フランス　2,657,736 人 ・死者の多い国 アメリカ　343,233 人 ブラジル　193,875 人 インド　148,738 人 メキシコ　124,897 人 イタリア　74,159 人 ・WHO「緊急使用リストに初めてコロナワクチン加える」	1.1	・国内の感染者計 239,711 人 前月比+87,969 人 重傷者　716 人 死者計 3,554 人 前月比+1,348 人
	1.5	・WHO「新型コロナウイルス発生源の調査で中国に入国できず」		
			1.7	・政府　2回目の緊急事態宣言を発出 1都3県(東京、神奈川、埼玉、千葉)を対象地域とし期間は2月7日まで
			1.8	・1日の感染者 7,956 人　第3波のピーク

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
	⑤飲食を伴う忘年会や新年会はできる限り自粛 ⑥成人式後の会食、飲み会はできる限り自粛 事業者 ①テレワーク、時差出勤、休日分散の推進 ②店舗が混雑しないよう入場制限の徹底 ③観客が発生するイベントの中止		
12.25	・1日の感染者 298 人 過去最多を3日連続で更新		
12.31	・1日の感染者 330 人 過去最多		
1.1	・県内の感染者計 14,516 人 前月比＋5,988 人 死者計 211 人 前月比＋67 人	1.1	・本学の感染者計 14 人 前月比＋8人
1.4	・外出自粛及び営業時間の短縮等の要請について 1. 外出自粛等の要請 期間 1月8日～1月 31 日 内容 午後8時以降の不要不急の外出自粛 2. 営業時間の短縮等の要請 期間・内容 1月8日～1月 11 日 さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」 営業時間を午前5時から午後8時までに短縮 提供は午前5時から午後7時まで 1月 12 日～1月 31 日 県内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」 営業時間を午前5時から午後8時までに短縮 酒類提供は午前5時から午後7時まで 3. その他の協力要請 期間 1月8日～1月 31 日 内容 ①テレワークの徹底 ②在宅勤務、時差出勤の徹底 ③職場、寮における感染防止策の徹底 ④従業員への基本的な感染防止策の徹底や会食自粛等の呼びかけ ⑤全てのイルミネーションの早めの消灯		
		1.6	・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
1.8	・緊急事態措置② 期間は3月 21 日まで	1.8	・第10回危機対策本部会議 主な決定事項 リスクレベルを2（地域感染期・初期）からレベル3（地域感染期・拡大段階）に引き上げる 1月8日から2月7日までの間、学生、教職員、学外者の活動を制限する 1. 学生 ①入構を禁止する 例外あり ②対面授業を中止する 例外あり ③研究・実験を中止する 例外あり

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年				

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			④課外活動を中止する 例外あり **⑤海外渡航は外務省の感染危険情報に基づくこと** **2. 教職員** **①対面授業を中止する 例外あり** **②実験室、実習室への立ち入りを制限する** **③国内出張は原則禁止する 例外あり** **④海外渡航は外務省の感染危険情報に基づくこと** **⑤大規模な会議・式典は中止または延期する** **会議は可能な限りオンライン会議とする** **⑥時差出勤を推奨する** **⑦可能な限り在宅勤務とする** **⑧本学が必要と認める者以外の学外者の入構を禁止する** ・新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う学生の入構禁止について(学生宛周知) 期間 1月8日～2月7日 ただし、次に掲げる場合は入構を許可 研究 次に掲げる場合で指導教員が認める場合 ①3月卒業予定の学士課程の学生、3月修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ②9月修了予定の博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ③研究に使用する生物の維持・管理補助 ④液体窒素・液体ヘリウム補給 ⑤毒劇物等の薬品の維持・管理補助 ⑥研究に必要な基幹インフラの稼働・維持・管理補助 ⑦各種安全確保対策補助 ⑧その他特に研究を行う必要がある場合 ・第3タームからのキャンパスへの入構及び教室の利用等について(学生宛更新周知) ・緊急事態宣言及び緊急事態措置並びに入学試験の実施に伴う課外活動制限について(学生・教職員宛更新周知) ・新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う学生の入構禁止について(教職員宛周知) ・新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針を、2月7日までリスクレベルを3に引き上げる(学生・教職員・附属学校園・学外者周知) リスクレベルを2から3に引き上げる 期間 1月8日～2月7日 学生 1. 入構禁止期間 1月8日～2月7日 2. 授業 対面授業は中止 例外あり 3. 研究 中止する ただし次に掲げる場合で指導教員が認める場合は許可 ①3月卒業予定の学士課程の学生、3月修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ②9月修了予定の博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ③研究に使用する生物の維持・管理補助 ④液体窒素・液体ヘリウム補給 ⑤毒劇物等の薬品の維持・管理補助 ⑥研究に必要な基幹インフラの稼働・維持・管理・補助 ⑦各種安全確保対策補助 ⑧その他特に研究を行う必要がある場合 4. 課外活動 学内外における課外活動は禁止 例外あり 5. 海外渡航 日本国、当該国・地域における外務省の感染危険情報に基づくこと 教職員 1. 授業 対面授業は中止 例外あり 2. 研究 実験・研究室への立ち入り人数は必要最小限の者のみ 3. 国内出張 原則禁止 例外あり

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年			1.9	・入国者全員に出国前の検査証明書の提出を義務付け
			1.13	・緊急事態宣言を拡大 （栃木、愛知、岐阜、京都、大阪、兵庫、福岡）
			1.14	・病床逼迫で救急患者の搬送困難事例が 12 月の 2 倍に自宅療養中に病状が悪化し死亡が相次ぐ 1 都 3 県で 7 人
			1.19	・国内の感染者の重傷者が初めて 1,000 人超える
			1.20	・1日の死者 全国で初の 100 人超える ・大学入学共通テスト 病気などで追試験の受験生 過去最多の 1,700 人 コロナの影響
			1.23	・新型コロナウイルスによる死者全国で 5,000 人超える
	1.27	・世界全体の感染者 1 億人超える		
	1.28	**・WHO「英の変異ウイルス 69 の国・地域で確認」** **・WHO「中国武漢での現地調査開始」**		
			1.30	変異ウイルスによる国内初のクラスター発生
	2.1	・世界の感染者 計 102,757,569 人 死者 計 2,223,969 人	2.1	・国内の感染者計 394,799 人 前月比+155,088 人 重傷者 937 人 死者計 5,965 人 前月比+5,965 人
			2.2	**・緊急事態宣言 3 月 7 日まで期間延長 埼玉県含む 10 都府県 栃木県は解除**
			2.3	・国内の死者 6,000 人超える
	2.4	・世界の感染者 計 104,077,986 人 死者 計 2,250,000 人超		

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			4. 海外渡航 日本国、当該国・地域における外務省の感染危険情報に基づくこと 5. 会議・式典 ①大規模な会議・式典は中止又は延期 ②可能な限りオンライン会議 事務職員・技術職員 ①時差出勤を推奨 ②可能な限り在宅勤務 ③執務室の密度を下げる 附属学校園 ①時差登校を実施 ②部活動は文科省のマニュアル等を参考に活動 ③教職員の時差出勤を推奨 ④職員は可能な限り在宅勤務 学外者 本学が必要と認める者以外の入構を禁止
1.9	・1日の感染者 518 人 5日連続で最多を更新	1.9	・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生の入構禁止に基づき、図書館の利用については、図書館に所蔵する図書、資料の貸出を希望する場合のみとします（学生宛周知）
1.16	**・1日の感染者 582 人 第3波のピーク**		
		1.22	・新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う会食の自粛について（学生・教職員宛周知）
1.25	**・知事 本学学生に対し緊急事態宣言下における外出（昼夜を問わず不要不急の外出の自粛）を強く呼びかけ**		
		1.27	・緊急事態宣言下における外出自粛等の徹底について（学生宛周知） 埼玉県は爆発的な感染拡大が強く懸念されるステージ4相当の最も厳しい状況 感染拡大を押しとどめるには感染者全体の3分の1を占める29歳以下の若者間に広まる感染を抑え込むことが対策の肝との知事からの依頼に基づき、昼夜を問わず不要不急の外出自粛の徹底を通知
		1.29	・令和3年度埼玉大学入学式（学部・大学院）の中止について（新入生宛周知） 首都圏での感染拡大が収まらないことから、新入生の健康と安全を考慮し4月8日開催予定の入学式を中止
		1.30	**・教職員 初の感染を確認**
2.1	・県内の感染者計 25,345 人 前月比＋10,829 人 死者計 359 人 前月比＋148 人	**2.1**	**・本学の感染者計 34 人 前月比＋20 人**
2.5	**・埼玉県における2月8日以降の緊急事態措置等** **1. 緊急事態措置等の実施期間** **2月8日～3月7日** **2. 緊急事態措置等の内容** **①外出自粛の要請** **不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛** **特に午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛** **②施設の使用制限等の要請** **飲食店の営業時間の短縮等** **県内の飲食店等** **営業時間 午前5時から午後8時まで** **酒類提供 午前 11 時から午後7時まで** **感染対策の徹底**	2.5	・新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う学生の入構禁止の延長について（学生宛周知） 期間を2月7日から3月7日まで延長 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う学生の入構禁止について（教職員宛更新周知） ・緊急事態宣言及び緊急事態措置並びに入学試験の実施に伴う課外活動制限について（学生・教職員宛更新周知） 期間を2月7日から3月7日まで延長 ・新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針を、3 月7日までリスクレベルを3に留めます（学生・教職員・附属学校園・学外者宛更新周知） リスクレベルを3に留める 期間 2月7日～3月7日

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年	2.7	・世界のワクチン接種者１億人超える		
第4派	2.13	**・WHO「世界全体の新たな感染者数が減少傾向に変異ウイルスは拡大」**		
			2.14	・厚生労働省　コロナワクチン米ファイザー社製国内初の正式承認
			2.17	・コロナワクチン先行接種始まる 医療従事者約 40,000 人
			2.19	・重傷者の退院 発症から 15 日間経過するまで認めない方針決定
	2.28	・世界の感染者 計　113,597,907 人 死者 計　2,520,000 人超	**2.28**	**・緊急事態宣言対象地域のうち首都圏を除く 6 府県解除（愛知、岐阜、京都、大阪、兵庫、福岡）**
	3.1	・世界の感染者 計　113,950,840 人 死者 計　2,528,117 人	3.1	国内の感染者計 434,129 人 前月比＋39,330 人 重傷者　436 人 死者計 7,961 人 前月比＋1,996 人

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
	彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインを使用、遵守し感染対策を徹底 ③催物(イベント等)の開催制限の要請 ・収容人数 10,000 人を超える施設でのイベント参加人数は 5,000 人を上限 ・収容人数 10,000 人以下の施設でのイベント参加人数は収容率 50%を上限 ④その他事業者への要請 ・テレワークの徹底(目標値:出勤者数7割削減) ・在宅勤務・時差出勤の徹底 ・必要な場合を除き午後8時以降の勤務を抑制 ・職場、寮における感染防止策の徹底や会食自粛 ・従業員への基本的感染防止策の徹底や会食自粛 ・全てのイルミネーションの早めの消灯		学生 1. 入構禁止 期間 1月8日～3月7日 2. 授業 対面授業は中止 例外あり 3. 研究 中止する ただし次に掲げる場合で指導教員が認める場合は許可 ①3月卒業予定の学士課程の学生、3月修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ②9月修了予定の博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ③研究に使用する生物の維持・管理補助 ④液体窒素・液体ヘリウム補給 ⑤毒劇物等の薬品の維持・管理補助 ⑥研究に必要な基幹インフラの稼働・維持・管理・補助 ⑦各種安全確保対策補助 ⑧その他特に研究を行う必要がある場合 4. 課外活動 学内外における課外活動は禁止 例外あり 5. 海外渡航 日本国、当該国・地域における外務省の感染危険情報に基づくこと 教職員 1. 授業 対面授業は中止 例外あり 2. 研究 実験・研究室への立ち入り人数は必要最小限の者のみ 3. 国内出張 原則禁止 例外あり 4. 海外渡航 日本国、当該国・地域における外務省の感染危険情報に基づくこと 5. 会議・式典 ①大規模な会議・式典は中止又は延期 ②可能な限りオンライン会議 事務職員・技術職員 ①時差出勤を推奨 ②可能な限り在宅勤務 ③執務室の密度を下げる 附属学校園 ①時差登校を実施 ②部活動は文科省のマニュアル等を参考に活動 ③教職員の時差出勤を推奨 ④職員は可能な限り在宅勤務 学外者 本学が必要と認める者以外の入構を禁止
2.8	・「1都3県による外出自粛の呼びかけについて」埼玉県知事から本学学長宛依頼	2.8 2.9	・新型コロナウイルス感染拡大防止のための留意事項(飲食につながる謝恩会等の自粛)について(学生・教職員宛周知) 飲食につながる謝恩会、卒業旅行を自粛 ・1都3県による外出自粛等の呼びかけについて(学生宛周知) 外出自粛及び飲食を伴う会合の更なる徹底
3.1	・県内の感染者計 29,405 人 前月比+4,060 人 死者計 572 人 前月比+213 人	3.1	・本学の感染者計 34 人 前月比±0人

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年			3.3	・変異ウイルス対策強化 新たに 13 の国や地域からの入国者に待機要求
			3.5	**・首都圏の緊急事態宣言を 2 週間延長 3月 21 日まで** ・変異ウイルスで全国で新たに 17 人感染確認
			3.7	・ワクチン接種でアナフィラキシー 国内2人目

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
		3.2	・新型コロナウイルス感染拡大防止のための留意事項(歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものの自粛について) (学生・教職員宛周知) ①歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見等は自粛 ②日中も含めた不要不急の外出は自粛特に午後 8 時以降の不要不急の外出は自粛都道府県間の移動や感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える ③卒業旅行を含む不要不急の旅行は自粛
3.4	・医療従事者へ新型コロナワクチン接種開始		
3.5	・埼玉県における3月8日以降の緊急事態措置等 1. 緊急事態措置等の実施期間 3月8日～3月 21 日 2. 緊急事態措置等の内容 ①外出自粛の要請 不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛 特に午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛 ②施設の使用制限等の要請 飲食店の営業時間の短縮等 県内の飲食店等 営業時間　午前5時から午後8時まで 酒類提供　午前 11 時から午後7時まで 感染対策の徹底 ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインを使用、遵守し感染対策を徹底 ・飲食の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチ時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ ③催物(イベント等)の開催制限の要請 ・収容人数 10,000 人を超える施設でのイベント参加人数は 5,000 人を上限 ・収容人数 10,000 人以下の施設でのイベント参加人数は収容率 50%を上限 ④その他の要請 県民 ・営業時間の短縮を要請している県内の飲食店の午後8時以降の利用回避 ・会食、飲み会は4人以下で長時間にならない ・感染症対策が十分に取られていない施設の利用を回避 ・買い物はできるだけ一人で 事業者 ・テレワークの徹底(目標値:出勤者数7割削減) ・在宅勤務・時差出勤の徹底 ・必要な場合を除き午後8時以降の勤務を抑制 ・職場、寮における感染防止策の徹底や会食自粛 ・従業員への基本的感染防止策の徹底や会食自粛	3.5	・新型コロナウイルス感染症に対するリスクレベル 3 の期間の再延長について(教職員宛周知) 期間を3月7日から3月 21 日まで延長
		3.7	・新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う学生の入構禁止の再延長について(学生宛周知) 期間を3月7日から3月 21 日まで延長 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う学生の入構禁止について(教職員宛更新周知) ・緊急事態宣言及び緊急事態措置並びに入学試験の実施に伴う課外活動制限について(学生・教職員宛更新周知) 期間を3月7日から3月 21 日まで延長 ・新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針を、3 月 21 日までリスクレベルを 3 に留める (学生・教職員・附属学校園・学外者宛更新周知) リスクレベルを3に留める 期間　3月7日～3月 21 日 学生 1. 入構禁止 期間　1月8日～3月 21 日 2. 研究 中止する　ただし次に掲げる場合で指導教員が認める場合は許可

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年				
			3.10	・ワクチン接種 107,558 人中女性 17 人アナフィラキシー
			3.11 3.12	・2回目のコロナワクチン接種　医療従事者対象 ・ワクチン接種者計 180,741 人中アナフィラキシー37 人 およそ 4,900 人に 1 人の割合
	3.13	・世界のワクチン接種者 2 億人超える **・WHO「J&J 開発のコロナワクチン 緊急使用リストに追加」**		
			3.17	・変異ウイルスを迅速に検出できる PCR 検査キット開発 （株）島津製作所 ・大学生や高校生の内定取り消し 全国で 100 人

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			①3月卒業予定の学士課程の学生、3月修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ②9月修了予定の博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ③研究に使用する生物の維持・管理補助 ④液体窒素・液体ヘリウム補給 ⑤毒劇物等の薬品の維持・管理補助 ⑥研究に必要な基幹インフラの稼働・維持・管理・補助 ⑦各種安全確保対策補助 ⑧その他特に研究を行う必要がある場合 3. 課外活動 学内外における課外活動は禁止　例外あり 4. 海外渡航 日本国、当該国・地域における外務省の感染危険情報に基づくこと 教職員 1. 研究 実験・研究室への立ち入り人数は必要最小限の者のみ 2. 国内出張 原則禁止　例外あり 3. 海外渡航 日本国、当該国・地域における外務省の感染危険情報に基づくこと 4. 会議・式典 ①大規模な会議・式典は中止又は延期 ②可能な限りオンライン会議 事務職員・技術職員 ①時差出勤を推奨 ②可能な限り在宅勤務 ③執務室の密度を下げる 附属学校園 ①時差登校を実施 ②部活動は文科省のマニュアル等を参考に活動 ③教職員の時差出勤を推奨 ④職員は可能な限り在宅勤務 学外者 本学が必要と認める者以外の入構を禁止
		3.9	・令和3年度埼玉大学入学式（学部・大学院）の中止について（新入生宛再周知）
		3.10	・新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針を、3月 21 日までリスクレベルを3に留めます（学生・教職員・附属学校園・学外者宛更新周知）
		3.18	・令和3年度第1・第2ターム及び前期の開港科目一覧表の公表について（入学予定者・在学生宛周知） ①外国語科目は全て講義室において対面授業 ②基盤科目は原則としてオンデマンド　例外あり ③学部開設科目は授業科目によって異なるシラバスにより確認 ④大学院開設科目は授業科目によって異なるシラバスにより確認
3.19	**・埼玉県における3月 22 日以降の段階的緩和措置等について** **1. 対象区域** **埼玉県全域** **2. 実施期間** **3月 22 日～3月 31 日** **3. 協力要請等の内容** **県民** **・感染症対策が十分に取られていない施設の利用回避**		

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年	3.20	･世界の感染者 計 122,047,437 人 死者 計 2,690,000 人超	3.21	･首都圏1都3県の緊急事態宣言解除 およそ2カ月半に渡った宣言はすべて解除
			3.22	･東京五輪･パラリンピック海外からの観客受入れ断念

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
	・卒業旅行、謝恩会、飲み会を伴う花見、歓送迎会などは控える ・「昼飲み」「昼カラ」も長時間を避け、夜と同じ感染防止対策をとる ・ソーシャルディスタンスを確保しマスクなしでの会話を避ける 特に平日・休日ともに混雑したところでの会食は控える ・飲食の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチ時もマスク」を徹底 ・会食・飲み会はできるだけ同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで、長時間にならない ・マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、三密回避を徹底 ・買い物はできるだけ一人で 事業者 ①施設の使用制限等 飲食店の営業時間の短縮等 県内の飲食店等 営業時間 午前5時から午後9時まで 酒類提供 午前 11 時から午後8時まで 感染対策の徹底 彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインを使用、遵守し感染対策を徹底 ②催物(イベント等)の開催制限の要請 人数制限 5,000 人以下又は収容定数 50%以内のいずれか大きい方(上限は 10,000 人) 収容率 大声で歓声、声援 無 100%以内 有 50%以内 ③その他のお願い 職場における対策 ・テレワークの徹底(目標値:出勤者数7割削減) ・在宅勤務・時差出勤の徹底 ・職場、寮における感染防止策の徹底や会食自粛 ・従業員への基本的感染防止策の徹底や会食自粛		
		3.21	・第11回危機対策本部会議 主な決定事項 ・3月 22 日以降リスクレベルを3(地域感染期・感染拡大期)から2(地域感染期・初期)に引き下げる 学生 ①入構禁止を解除 不要不急の入構は自粛 ②研究・実験の原則中止を解除 ③課外活動の禁止を解除 ただし活動許可が必要 ④海外渡航 外務省の危険情報に基づくこと 教職員 ①研究室の人数制限を解除 ②国内出張の原則禁止を解除 ③海外渡航 外務省の危険情報に基づくこと ④大規模な会議・式典は中止または延期する ⑤会議は可能な限りオンライン会議 ⑥時差出勤を推奨 ⑦可能な限り在宅勤務 ⑧附属学校園の部活動は文科省マニュアル、通知を参考に活動を制限 ⑨本学が必要と認める者以外の入構禁止を解除
		3.22	・新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針をリスクレベル2へ引き下げる(学生・教職員宛周知) 3月 22 日からリスクレベルを3から2に引き下げる 学生 ①入構禁止を3月 22 日に解除 ただし、3 月 31 日までは不要不急の入構は自粛 ②学内外における課外活動の禁止は3月 22 日に解除 ただし、4 月 11 日までは一部制限あり 活動前後の会食は禁止 ③研究室における実験・実習の中止を解除 ④海外渡航は引き続き外務省の感染危険情報及び当該国の対応状況に基づいて行動 教職員 ①研究室における人数制限を解除

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年			3.26	・厚生労働省 コロナワクチン接種アナフィラキシー 約 12,000 回に 1 件の割合と報告
	3.29 3.31	・世界の感染者 計　126,927,603 人 死者 計　2,780,000 人超 ・WHO 武漢調査報告書 中国は高く評価も日本を含む 14 か国の政府は懸念		
	4.1	・世界の感染者 計　128,490,863 人 死者 計　2,808,439 人 ・ファイザー社製ワクチン 12 歳～15 歳安全性と有効性確認	4.1	・国内の感染者計 478,486 人 前月比+44,357 人 重傷者　380 人 死者計 9,207 人 前月比+1,246 人

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			②国内出張の禁止を解除 ③大規模な式典・会議は引き続き中止又は延期 ④海外渡航は引き続き外務省の感染危険情報及び当該国の対応状況に基づいて行動 事務職員・技術職員 ①在宅勤務は当面の間継続 ②時差出勤は継続して推奨 ③執務室における密度を下げる工夫は継続 学外者 ・入構禁止は解除 時と場所を分散する旅行を図り混雑しない平日での行動を
		3.24	・緊急事態宣言解除後の対応(歓送迎会、新歓コンパ、会食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものの自粛並びに旅行についての考え方)について (学生・教職員宛周知) ①不要不急の外出は自粛 ②歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見等は自粛 ③卒業旅行をはじめとする旅行のうち大人数での会食の自粛が徹底されないものは当面自粛又は延期 ④千葉県、東京都、神奈川県及び感染が拡大している地域への旅行は慎重な検討を ⑤発熱等の症状がある場合は旅行を控える
4.1	・県内の感染者計 32,957 人 前月比+3,552 人 死者計 701 人 前月比+129 人 **・埼玉県における4月1日以降の段階的緩和措置等について** **1. 対象区域** **埼玉県全域** **2. 実施期間** **4月1日～4月 21 日** **3. 協力要請等の内容** **県民** **・不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛** **・営業時間の短縮を要請している県内の飲食店等の午後9時以降の利用回避** **・感染症対策が十分に取られていない施設の利用回避** **・卒業旅行、謝恩会、飲み会を伴う花見、歓送迎会などは控える** **・「昼飲み」「昼カラ」も長時間を避け、夜と同じ感染防止対策をとる** **・ソーシャルディスタンスを確保しマスクなしでの会話を避ける 特に平日・休日ともに混雑したところでの会食は控える** **・飲食の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチ時もマスク」を徹底** **・会食・飲み会はできるだけ同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで、長時間にならない** **・マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、三密回避を徹底** **・買い物はできるだけ一人で** **事業者** **①施設の使用制限等** **飲食店の営業時間の短縮等** **県内の飲食店等** **営業時間 午前5時から午後9時まで** **酒類提供 午前 11 時から午後8時まで** **感染対策の徹底** **彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインを使用、遵守し感染対策を徹底** **②催物(イベント等)の開催制限の要請** **人数制限** **5,000 人以下又は収容定数 50%以内のいずれか大きい方(上限は 10,000 人)**	**4.1**	**・本学の感染者計 37 人 前月比+3人** ・埼玉大学学生行動指針改訂

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年			4.5	・まん延防止等重点措置 宮城、大阪、兵庫に適用 4月5日から5月5日まで
			4.12	・まん延防止等重点措置 東京 23 区 6 市、京都、沖縄に適用 4月 12 日から5月 11 日まで ・コロナワクチン先行接種　65 歳以上の高齢者対象

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
	収容 大声で歓声、声援 無 100%以内 有 50%以内 ③その他のお願い 職場における対策 ・テレワークの徹底（目標値:出勤者数7割削減） ・在宅勤務・時差出勤の徹底 ・職場、寮における感染防止策の徹底や会食自粛 ・従業員への基本的感染防止策の徹底や会食自粛	4.2	・第12回危機対策本部会議 主な決定事項 ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂 ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂 ・新型コロナウイルス感染症感染防止対策の徹底について（新入生宛周知） ①「埼玉大学新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を遵守 ②毎日起床後検温を ③体調に異常がなく登校する場合は「埼玉大学学生行動指針」を遵守 ④授業以外における活動時は特に感染に注意 ⑤本学HP「新型コロナウイルス関連情報」、学生ポータルサイト、本学公式SNSが発する情報を見逃さないように ・新型コロナウイルス感染症感染防止対策の徹底について（在学生宛周知） ①「埼玉大学新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を遵守 ②毎日起床後検温を ③体調に異常がなく登校する場合は「埼玉大学学生行動指針」を遵守 ④授業以外における活動時は特に感染に注意 ⑤本学HP「新型コロナウイルス関連情報」、学生ポータルサイト、本学公式SNSが発する情報を見逃さないように
		4.5	・新型コロナウイルス感染症感染防止対策の徹底について（教職員宛周知） ・令和３年度第1・2タームの授業を履修するにあたっての注意点について（新入生・在学生宛周知）
4.12	・一般県民へのワクチン接種開始		
		4.14	図書館の開館について リスクレベル2対応 入館 ①発熱等の症状がある場合は入館禁止 ②マスクを必ず着用 ③不必要な長時間の滞在は遠慮して ④複数人での来館、館内での会話は遠慮して ⑤混雑時（200人超え）は入館を制限 ⑥館内を利用した場所、時間を記録 ⑦利用後は速やかな退館を ・学外者 ・当分の間入館禁止 館内利用 ・1号館、2号館、サポートデスク利用可 他利用制限、利用ルールあり 貸出・返却 ・それぞれのルールで レファレンス 可能な限りE-mailで ライブラリーアシスタント 相談時間は20分以内程度で
4.16	・埼玉県におけるまん延防止等重点措置（1回目）等に基づく協力要請について 1. 対象地域 措置区域 さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 措置区域以外 上記以外		

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年	4.20	・WHO「1週間当たりの新規感染者が過去最多に」 8週連続で増加 5,200,000 人超	4.20	・まん延防止等重点措置 神奈川、埼玉、千葉、愛知に適用 4月 20 日から5月 11 日まで

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
	2. 実施期間 4月 20 日～5月 31 日 3. 内容 県民 ・営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない ・県境をまたぐ移動の自粛 ・大型連休、人の移動が活発化する時期に際して感染が拡大している地域との往来を控える ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 ・混雑している場所や時間を避けて行動 ・感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛 ・路上、公園などにおける飲食などを控える ・飲食店におけるカラオケ設備の利用自粛 ・ソーシャルディスタンスを確保しマスクなしでの会話を避ける　特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控える ・食事の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチ時もマスク」を徹底 ・会食、飲み会はできるだけ同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで　長時間にならない ・マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、三密回避を徹底・買い物はできるだけ一人で 事業者 ・テレワークの徹底（目標値：出勤者7割削減） ・在宅勤務、時差出勤の徹底 ・自転車通勤の推奨 ・ローテーション勤務等の徹底 ・職場、寮における感染防止対策の徹底 ・従業員への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛 ・屋外照明の夜間消灯等の推奨 催物（イベント等）の開催制限 数上限 5,000 人 収容率 大声での歓声・声援なし：100%以内 大声での歓声・声援あり：　50%以内 人数上限、収容率のいずれか小さい方		
		4.19	・第1回危機対策本部会議 主な決定事項 ・まん延防止等重点措置期間（4月 20 日～5月 11 日）における本学のリスクレベルについて、これまで以上に感染防止対策の徹底を図ることを前提にレベル2を維持 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が発出されたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について（学生・教職員宛周知） ①4月 20 日から5月 11 日までリスクレベル2を維持 ②午後8時以降（措置区域）又は午後9時以降（措置区域外）飲食店にみだりに出入りしないこと。 ③県境をまたぐ移動の自粛、大都市圏との往来を自粛 ④大型連休等、人の移動が活性化する時期に関して感染が拡大している地域との往来を強く自粛 ⑤日中も含めた不要不急の外出、移動の自粛 ⑥混雑した場所や時間を避けて行動 ⑦感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛 ⑧飲食店のカラオケ設備の利用自粛 ⑨ソーシャルディスタンスを確保しマスクなしの会話を避ける ⑩平日、休日ともに混雑した場所での食事を控える ⑪飲食の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチ時もマスク」を徹底 ⑫会食・飲み会は同居家族以外はいつも近くにいる4人まで　長時間にならないように ⑬マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、三密回避を徹底 ⑭買い物はできる限り1人で
4.20	・まん延防止等重点措置① 期間は8月 22 日まで		

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年			4.21	・ワクチン接種後に 231 人が感染
			4.25	・政府 3回目の緊急事態宣言を発出 1都 2 府 1 県(東京、京都、大阪、兵庫)を対象地域とし期間は5月 11 日まで
	4.26	・新型コロナワクチン接種 世界で 10 億回超える		
			4.28	・変異ウイルス 国内での感染 10,000 人超える
			5.1	・国内の感染者計 599,700 人 前月比+121,214 人 重傷者 1,020 人 1,000 人を超えるのは今年 1 月 29 日以来
			5.3	死者計 10,339 人 前月比+1,132 人
			5.7	・来春卒業大学生の求人倍率 去年比横ばい 2年前比大きく下回る ・1都 2 府 1 県の緊急事態宣言の期限を延長 5月 12 日から5月 31 日まで ・重傷者 1,131 人 過去最多
	5.8	・WHO「中国シノファーム製のコロナワクチンを緊急使用リストに追加」	5.8	・1日の感染者 7,234 人　第4波のピーク
			5.9	**・まん延防止等重点措置** **北海道、岐阜、三重に適用 5 月 9 日から 5 月 11 日まで** **・神奈川、埼玉、千葉、愛知のまん延防止等重点措置** **延長 5月 11 日から5月 31 日まで**
			5.12	**・緊急事態宣言を拡大　愛知、福岡**
			5.14	・入国前 14 日以内 インド、ネパール、パキスタン滞在は入国拒否
			5.16	**・緊急事態宣言を拡大　北海道、岡山、広島** **・まん延防止等重点措置　群馬、石川、熊本 5月 16 日から6月 13 日まで**
			5.17	・医療従事者の 7 割が 1 回目のコロナワクチン接種終了

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
4.22	・1日の感染者 2回目の宣言解除後最多の 233 人	4.23	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が発出されたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(学生・教職員宛更新周知)
4.26	・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋(プラス)」制度開始	4.28	・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の更なる徹底について(学生・教職員宛周知) ・新型コロナウイルス感染症に係る本学への報告方法について(学生・教職員宛周知) 電話による報告から入力フォームによる報告に変更 ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
5.1	・県内の感染者計 38,034 人 前月比＋5,077 人 死者計 745 人 前月比＋44 人	5.1	・本学の感染者計 43 人 前月比＋6人
5.2	**・1日の感染者 290 人 第4波のピーク** ・9か所の宿泊療養施設(最大 1,056 室)を運営		
		5.10	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間が延長されたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(学生・教職員宛更周知) 期間終期を5月 11 から5月 31 日まで延長 ①5月 11 日から5月 31 日までリスクレベル2を維持 ②午後8時以降(措置区域)又は午後9時以降(措置区域外)飲食店を利用しない ③県境をまたぐ移動の自粛、大都市圏との往来を厳に控える ④日中も含めた不要不急の外出、移動の自粛 ⑤混雑した場所や時間を避けて行動 ⑥感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛 ⑦路上、公園等における集団での飲食等感染リスクが高い行動の自粛 ⑧飲食店のカラオケ設備の利用自粛 ⑨ソーシャルディスタンスを確保しマスクなしの会話を避ける ⑩飲食の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチ時もマスク」を徹底 ⑪会食・飲み会は同居家族以外はいつも近くにいる4人まで 長時間にならないように ⑫マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、三密回避を徹底 ⑬買い物はできる限り1人で
		5.11	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間が延長されたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(学生・教職員宛更周知)
		5.11	・不織布マスクの推奨について(学生・教職員宛周知)

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年			5.21	・モデルナとアストラゼネカのワクチンを正式承認 **・緊急事態宣言を拡大　沖縄**
			5.23 5.26	・コロナワクチン接種 6,016,200 人のうち 85 人死亡 現時点では重大な懸念は認められない 厚労省 **・緊急事態宣言を 6 月 20 日まで期間延長**
			5.27	・コロナワクチン接種会場に約 300 の大学が協力と回答
			5.31	・厚生労働省　ファイザー社製コロナワクチン 12 歳～15 歳も公的予防接種対象に
第5波	6.2	・WHO「中国シノバック製のコロナワクチンを緊急使用リストに追加」	6.1	・国内の感染者計 750,098 人　前月比＋150,398 人 重傷者　1,323 人 死者計 13,174 人　前月比＋2,795 人
			6.20	**・10 都道府県に出されている緊急事態宣言（北海道、東京、愛知、大阪、兵庫、京都、岡山、広島、福岡、沖縄）について、沖縄を除く9都道府県は 20 日付けで解除し、このうち7都道府県は「まん延防止等重点措置」に移行 期間は7月 11 日まで**
			6.21	・コロナワクチン職域接種　全国 17 大学でも接種開始

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
		5.26	**・第2回、第3回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・希望する本学構成員に対して本学負担で PCR 検査を実施**
5.28	**埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請** **期間延長** **延長期間 5月 31 日から6月 30 日**		
5.31	**・感染者急増時(1,667 床)の病床を確保**	5.31	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間が再延長されたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(学生・教職員宛更新周知) 期間終期を5月 31 から6月 20 日まで延長 ①5月 31 日から6月 20 日までリスクレベル2を維持 ②午後8時以降(措置区域)又は午後9時以降(措置区域外)飲食店を利用しない ③県境をまたぐ移動の自粛、大都市圏との往来を厳に控える ④日中も含めた不要不急の外出、移動の自粛 ⑤混雑した場所や時間を避けて行動 ⑥感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛 ⑦路上、公園等における集団での飲食等感染リスクが高い行動の自粛 ⑧飲食店のカラオケ設備の利用自粛 ⑨ソーシャルディスタンスを確保しマスクなしの会話を避ける ⑩飲食の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチ時もマスク」を徹底 ⑪会食・飲み会は同居家族以外はいつも近くにいる4人まで 長時間にならないように ⑫マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、三密回避を徹底 ⑬買い物はできる限り1人
6.1	・県内の感染者計 43,888 人 前月比+5,854 人 死者計 788 人 前月比+43 人 ・国内でこれまでに確認されていない変異ウイルス神戸で確認 ・企業 大学生対象の採用面接開始 オンライン多し ・高齢者ワクチン接種センター設置	6.1	・本学の感染者計 64 人 前月比+21 人 ・コロナワクチン職域接種 申請要件を満たすことが困難なことから申請見送り
		6.3	・PCR 検査キット又は抗原検査キット配付のご案内(学生・教職員宛周知)
		6.8	・「学生にカレー無料提供 希望失わず頑張って埼玉大学」(NHK ニュース)
		6.10	・大学等が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種について(学生・教職員宛周知) ①学生、教職員のうちワクチン接種希望者は居住する自治体で接種を ②本学における職域接種の可能性は引き続き検討
6.17	・埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請 期間延長 延長期間 6月 30 日から7月 11 日		
		6.21	**・第4回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・本学において新型コロナワクチン職域接種を実施** ・新型インフルエンザ等特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間が延長されたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(学生・教職員宛周知) 期間終期を6月 20 日から7月 11 日まで延長 ①6月 20 日から7月 11 日までリスクレベル2を維持

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年	6.22	・WHO「インドで確認の変異ウイルス 85 の国と地域から報告」	6.24 6.26 6.29	・大学でのワクチン接種 288 の大学(埼玉大学含む)が申請 ・コロナワクチン 職域接種受付一時休止 再開めど立たず ワクチンの供給が追い付かなくなる懸念 政府 ・1日のワクチン接種 想定上回る 調整必要 政府
	7.8	・WHO「新たなコロナ治療薬推奨」 日本で開発の「アクテムラ」など	7.1 7.2 7.5 7.9	・国内の感染者計 802,265 人 前月比+52,167 人 重傷者　　517 人 死者計 14,821 人 前月比+1,647 人 ・全国の感染者数増加に転じる 首都圏第 5 波入口 ・ワクチン接種 高齢者1回目終了は 65%余 ・緊急事態宣言 東京都 7月 12 日から8月 22 日まで ・まん延防止等重点措置 埼玉、千葉、神奈川、大阪 8月 22 日まで延長 北海道、愛知、京都、兵庫、福岡 7月 11 日で解除

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			②午後8時以降(措置区域)又は午後9時以降(措置区域外)飲食店を利用しない ③県境をまたぐ移動の自粛、大都市圏との往来を厳に控える ④日中も含めた不要不急の外出、移動の自粛 ⑤混雑した場所や時間を避けて行動 ⑥感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛 ⑦路上、公園等における集団での飲食等感染リスクが高い行動の自粛 ⑧飲食店のカラオケ設備の利用自粛 ⑨ソーシャルディスタンスを確保しマスクなしの会話を避ける ⑩飲食の際は 90 分を限度とし昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチ時もマスク」を徹底 ⑪会食は同居家族以外はいつも近くにいる4人までとしホームパーティは自粛 ⑫マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、三密回避を徹底 ⑬買い物はできる限り1人で
		6.29	**・第5回危機対策本部会議** **報告事項** **・本学において実施する新型コロナワクチン職域接種の申請状況等** ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における就業上の取扱いについて (教職員宛周知) 新型コロナワクチン接種に要する時間、副反応、負傷、疾病の症状の場合は労働をしないことの承認に令和3年7月1日適用
		6.30	・埼玉大学が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種について(学生・教職員宛周知) 接種規模 5,700 人 接種会場 大学会館3階大集会室 接種機関 1回目 8月1日～8月 12 日(予定) 2回目 8月 29 日～9月9日(予定) ワクチン 武田／モデルナ社ワクチン
7.1	・県内の感染者計 46,576 人 前月比＋2,688 人 死者計 832 人 前月比＋44 人	**7.1**	**・本学の感染者計 72 人 前月比＋8人**
7.7	・宿泊・自宅療養者支援センター設置		
7.8	・五輪都市ボランティアへのワクチン接種開始 **・埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請期間延長** **延長期間 7月 11 日から8月 22 日**	**7.8**	**・集中講義期間の授業実施について(学生宛周知)** **期間 8月 27 日～9月 16 日** **授業の実施形態は遠隔授業、対面授業、ハイフレックス方式**
		7.9	・新型インフルエンザ等特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間が延長されたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(学生・教職員宛更新周知) 期間終期を7月 11 日から8月 22 日まで延長 ①7月 11 日から8月 22 日までリスクレベル2を維持 ②午後8時以降(措置区域)又は午後9時以降(措置区域外)飲食店を利用しない ③県境をまたぐ移動の自粛、大都市圏との往来を厳に控える ④日中も含めた不要不急の外出、移動の自粛 ⑤混雑した場所や時間を避けて行動 ⑥感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛 ⑦路上、公園等における集団での飲食等感染リスクが高い行動の自粛 ⑧外出、移動の際には可能な限り感染防止対策を講じた上で目的とする場所以外に立ち寄ることなく直行、直帰を徹底

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年			7.10	五輪 東京、神奈川、埼玉、千葉の全会場で無観客開催
			7.15	・モデルナワクチン 接種可能年齢を 12 歳以上に引き下げ
			7.16	**・感染者の増加ペース全国で上昇 第 5 波の兆候**
			7.23	・東京オリンピック 感染に歯止めがかからない中で開幕
			7.24	
			7.30	・東京オリンピック開幕 ・緊急事態宣言の対象地域に埼玉、千葉、神奈川、大阪を追加 8月2日から8月 31 日まで　東京、沖縄も延長 ・まん延防止等重点措置 北海道、石川、兵庫、京都、福岡 8月2日から8月 31 日まで

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			⑫会食は同居家族以外はいつも近くにいる4人までとしホームパーティは自粛 ⑬マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、三密回避を徹底 ⑭買い物はできる限り1人で
		7.13	・埼玉大学が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種について(学生・教職員宛周知) 接種日程未定に
		7.19	**・第6回危機対策本部会議** **報告事項** **・本学において実施する新型コロナワクチン職域接種の申請状況等** ・埼玉大学が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種について(学生・教職員宛周知) 接種日程 第1希望 1回目 9月 13 日の週 2回目 10 月 11 日の週 第2希望 1回目 9月 20 日の週 2回目 10 月 18 日の週 第3希望 1回目 9月 27 日の週 2回目 10 月 25 日の週 ・新型インフルエンザ等特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間が延長されたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(学生・教職員宛更新周知) 措置区域の追加指定
		7.22	・新型コロナウイルス感染予防接種証明書について(学生・教職員宛周知) 次の2条件に該当する方が対象 ①新型コロナワクチン接種を受けたこと ②相手国による防疫措置の緩和が受けられること
		7.23	・新型コロナ感染症に係るワクチン接種を受ける場合等の授業等の取扱いについて(学生宛周知) 新型コロナワクチンを接種する場合、副反応、負傷、疾病の場合で ①授業に出席できない場合、学修上不利益にしない ②定期試験を受験できない場合、追試の対象とする
7.30	**・1日の感染者　初の 1,000 人超** **・埼玉県における緊急事態措置に基づく協力要請** **1.対象区域** **埼玉県全域** **2. 実施期間** **8月2日～8月 31 日** **3. 県民に対する要請** **・感染対策が徹底されていない飲食店や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える** **・不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動は極力控える** **・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛特に午後8時以降の外出を自粛** **・外出する必要がある場合にも極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で混雑している場所や時間を避けて行動する** **・路上、公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を自粛** **・外出、移動の際には可能な限りの感染防止対策を講じた上、目的とする場所以外に立ち寄ることなく、直行・直帰を徹底** **・ソーシャルディスタンスを確保、マスクなしでの会話を避ける** **・飲食は 90 分を限度 昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチ時もマスク」を徹底** **・会食はできるだけ同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで ホームパーティは自粛** **・マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、三密回避を徹底** **・買い物はできるだけ一人で**		

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年				
			8.1	・国内の感染者計 937,293 人 前月比+135,028 人 重傷者　691 人 死者計 15,211 人 前月比+390 人
			8.2	・ワクチン 全人口の約4割が1回目を接種

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
	4. 施設の使用制限 **幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所、介護老人保健施設、大学など** **感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施** **5. 事業者に対する要請** **・在宅勤務の活用や休暇取得の促進により出勤者7割削減を目指す** **・午後8時以降の不要不急の外出自粛を徹底を踏まえ、午後8時以降の勤務を抑制** **・時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進** **・可能な限り県境を越えて業務を行わせない** **・職場、寮における感染防止対策を徹底** **・従業員等への基本的感染防止対策の徹底や会食自粛** **・看板、ネオンサイン等の夜間消灯等の推奨**		
8.1	**・県内の感染者計 57,839 人 前月比+11,263 人** **死者計 848 人 前月比+16 人**	**8.1**	**・本学の感染者計 77 人 前月比+5人** **・第7回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・8月2日以降本学におけるリスクレベルを2から3に引き上げ**
8.2	**・ワクチン接種 1回目 2,547,523 人 34.47%** **2回目 1,839,152 人 24.89%** **・緊急事態措置③** **期間は8月 31 日まで**	8.2	・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発せられたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(学生・教職員・附属学校園・学外者宛周知) 8月2日からリスクレベルを2から3に引き上げる 学生 入構禁止 期間 8月2日～8月 31 日 例外あり 授業 対面授業は全て中止 例外あり 研究 次に掲げる場合で指導教員が認める場合入構を認める ①3月卒業予定の学士課程の学生、3月修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ②9月修了予定の博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ③研究に使用する生物の維持・管理補助 ④液体窒素・液体ヘリウム補給 ⑤毒劇物等の薬品の維持・管理補助 ⑥研究に必要な基幹インフラの稼働・維持・管理補助 ⑦各種安全確保対策補助 ⑧その他特に研究を行う必要がある場合 教職員 授業 対面授業は全て中止 例外あり 研究 実験・実習室への立ち入りは当該教員が許可した必要最小限の者のみ 国内出張 原則禁止 例外あり 海外渡航 外務省が発出する当該国・地域の感染危険情報によること 会議・式典 ①大規模な会議・式典は中止または延期 ②会議は可能な限りオンライン会議 事務職員・技術職員 ①時差出勤を推奨 ②可能な限り在宅勤務 ③執務室の密を下げる工夫 附属学校園 ①状況により時差登校、授業短縮等を実施 ②部活動は文科省のマニュアルを参考に活動 ③教職員の時差出勤・在宅勤務を推奨 学外者 ①本学が必要と認める者以外の者の入構を禁止 ②資格試験、講習会等は主催者が感染対策を徹底する場合に限り認める
		8.4	・PCR 検査キット又は抗原検査キット配付のご案内(学生:教職員宛更新周知)

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年	8.5	・新型コロナ感染者 世界全体で２億人超える	**8.5**	**・まん延防止等重点措置の対象地域に福島、茨城、栃木、群馬、静岡、愛知、滋賀、熊本を追加** 8月8日から8月 31 日まで
			8.6	・コロナワクチン接種終了者 １回目全人口の 45% ２回目 32% ・国内の累計感染者 1,000,000 人超える
			8.11	・インドで確認の「L452R」変異ウイルス陽性率 85.4%

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
		8.6	・令和３年度第3・第4タームの授業実施について （学生宛周知） 対面授業を確保する観点から次のとおりとする 基盤科目 原則としてハイフレックス方式 外国語科目 Zoom 等によるリアルタイム方式 専門科目 「3分の2ルール」「3分の1ルール」各部局ルールにより対面で実施 大学で受講する場合は必ず着座位置確認システムへの登録を
		8.10	**・第8回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・本学における新型コロナワクチン職域接種（大学拠点接種の計画変更**
		8.12	・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発せられたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について （学生・教職員・附属学校園・学外者宛更新周知） 学生 入構禁止 期間 8月2日～8月 31 日 例外あり 授業 対面授業は全て中止 例外あり 研究 次に掲げる場合で指導教員が認める場合入構を認める ①3月卒業予定の学士課程の学生、3月修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ②9月修了予定の博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ③研究に使用する生物の維持・管理補助 ④液体窒素・液体ヘリウム補給 ⑤毒劇物等の薬品の維持・管理補助 ⑥研究に必要な基幹インフラの稼働・維持・管理補助 ⑦各種安全確保対策補助 ⑧その他特に研究を行う必要がある場合 教職員 授業 対面授業は全て中止 例外あり 研究 実験・実習室への立ち入りは当該教員が許可した必要最小限の者のみ 国内出張 原則禁止 例外あり 海外渡航 外務省が発出する当該国・地域の感染危険情報によること 会議・式典 ①大規模な会議・式典は中止または延期 ②会議は可能な限りオンライン会議 事務職員・技術職員 ①時差出勤を推奨 ②可能な限り在宅勤務 ③執務室の密を下げる工夫 附属学校園 ①状況により時差登校、授業短縮等を実施 ②部活動は文科省のマニュアルを参考に活動 ③教職員の時差出勤・在宅勤務を推奨 学外者 ①本学が必要と認める者以外の者の入構を禁止 ②資格試験、講習会等は主催者が感染対策を徹底する場合に限り認める ※不要不急の帰省には帰省先でのワクチン接種は含まず

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年			8.16	・五輪終了で入国者上限1日 3,500 人に緩和
			8.17	**・緊急事態宣言の対象地域に茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡を追加 8月 20 日から9月 12 日まで** **・まん延防止等重点措置の対象地域に宮城、山梨、富山、岐阜、三重、岡山、広島、香川、愛媛、鹿児島を追加 8月 20 日から9月 12 日まで**
			8.19	・新型コロナ自宅療養者 首都圏1都3県で 60,000 人に
			8.20	**・1日の感染者 25,995 人　第5波のピーク** ・厚労省 コロナワクチン２回接種で感染は未接種者の約 17 分の１ ・新型コロナ 自宅療養で救急要請も 63%は搬送されず
	8.23	・世界のワクチン接種回数 50 億回に達するも国間の格差深刻に	8.23	・重傷者 1,898 人 11 日連続で過去最多
			8.24	・東京パラリンピック開幕も自宅療養者が急増の危機的状況
			8.27	**・緊急事態宣言の対象地域に北海道、宮城、岐阜、愛知、三重、滋賀、岡山、広島を追加** **・まん延防止等重点措置の対象地域に高知、佐賀、長崎、宮崎を追加**

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
8.16	・診療・検査医療機関数 1,215 医療機関		
8.18	**・埼玉県における緊急事態措置に基づく協力要請期間延長** **延長期間 8月 31 日から9月 12 日**		
8.19	**・1日の感染者 2,169 人 第5波のピーク** ・新型コロナ自宅療養者 15,280 人に ・13 か所の宿泊療養施設(最大 1,843 室)を運営 ・病床フェーズを感染者急増時体制に移行		
		8.25	**・第9回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・緊急事態宣言の延長(8月 31 日から9月 12 日)に伴い、本学における方針を9月 12 日まで延長** **報告事項** **・本学における新型コロナワクチン職域接種(大学拠点接種)の日程が確定**
		8.27	・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発せられたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について (学生・教職員・附属学校園・学外者宛更新周知) 学生 入構禁止延長 延長期間 8月 31 日～9月 12 日 授業 対面授業は全て中止 例外あり 研究 次に掲げる場合で指導教員が認める場合入構を認める ①3月卒業予定の学士課程の学生、3月修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ②9月修了予定の博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ③研究に使用する生物の維持・管理補助 ④液体窒素・液体ヘリウム補給 ⑤毒劇物等の薬品の維持・管理補助 ⑥研究に必要な基幹インフラの稼働・維持・管理補助 ⑦各種安全確保対策補助 ⑧その他特に研究を行う必要がある場合 教職員 授業 対面授業は全て中止 例外あり 研究 実験・実習室への立ち入りは当該教員が許可した必要最小限の者のみ 国内出張 原則禁止 例外あり 海外渡航 外務省が発出する当該国・地域の感染危険情報によること 会議・式典 ①大規模な会議・式典は中止または延期 ②会議は可能な限りオンライン会議 事務職員・技術職員 ①時差出勤を推奨 ②可能な限り在宅勤務 ③執務室の密を下げる工夫 附属学校園 ①状況により時差登校、授業短縮等を実施

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年			8.28	・新型コロナウイルス自宅療養者 110,000 人超 前週より 20,000 人 22%増
				・ワクチン接種後死亡 1,002 人「接種と因果関係」結論づけられず
			8.31	・第5波最多 65 人死亡 重傷者 2,110 人 19 日連続過去最多
			9.1	・国内の感染者計 1,511,373 人 前月比+574,080 人 重傷者 2,092 人 死者計 16,154 人 前月比+943 人
			9.2	・国立感染症研究所 コロナワクチン２回接種の有効性 90%以上
				・変異ウイルス「ミュー株」2 人感染 国内で初
			9.4	・ワクチン供給の遅れが原因で職域接種の申請取り下げ 1,000 件超える
			9.8	・国内の1日の感染者 12,396 人 死者 89 人
				・国内の感染者 1,606,436 人 死者 16,564 人
			9.9	**・緊急事態宣言 ９月 13 日から９月 30 日まで延長 埼玉県を含む 19 都道府県**
				・まん延防止等重点措置を同９月 30 日まで延長 8県
				・まん延防止等重点措置を９月 12 日で解除 ６県
			9.10	・変異ウイルス「イータ株」18 人感染 国内で初
			9.13	・コロナワクチン２回目接種７カ月経過し人口の 50.9%に

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			②部活動は文科省のマニュアルを参考に活動 ③教職員の時差出勤・在宅勤務を推奨 学外者 ①本学が必要と認める者以外の者の入構を禁止 ②資格試験、講習会等は主催者が感染対策を徹底する場合に限り認める
9.1	・県内の感染者計 102,254 人 前月比+44,415 人 死者計 898 人 前月比+50 人 ・酸素ステーション開設	**9.1**	**・本学の感染者計 112 人 前月比+35 人**
9.6	・南部自宅療養者支援センター開設	9.8	・令和3年度埼玉大学秋季入学式の中止について （新入生宛周知） 新入生の大半を占める留学生の来日に時間を要する見込みであることから9月 24 日に予定していた入学式を中止代替措置として学長からメッセージ動画を配信
9.10	**・埼玉県における緊急事態措置に基づく協力要請期間延長** **延長期間 9月 12 日から9月 30 日**	**9.13**	**・第10回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・緊急事態宣言の延長(9月 12 日から9月 30 日)に伴い、本学における方針を9月 30 日まで延長**
		9.13 ～17	・コロナワクチン職域接種(大学拠点接種)1 回目 接種者 学生 2,040 人（全学生の 24.6%） 教員 34 人（全教員の 6.6%） 事務・技術職員 61 人（全職員の 13.7%） 学外者 52 人 計 2,187 人 ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発せられたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(学生・教職員・附属学校園・学外者宛周知) 学生 入構禁止延長 延長期間 9月 12 日～9月 30 日 授業 対面授業は全て中止 例外あり 研究 次に掲げる場合で指導教員が認める場合入構を認める ①3月卒業予定の学士課程の学生、3月修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ②9月修了予定の博士後期課程の学生が実験等を行う場合 ③研究に使用する生物の維持・管理補助 ④液体窒素・液体ヘリウム補給 ⑤毒劇物等の薬品の維持・管理補助 ⑥研究に必要な基幹インフラの稼働・維持・管理補助 ⑦各種安全確保対策補助 ⑧その他特に研究を行う必要がある場合 教職員 授業 対面授業は全て中止 例外あり 研究 実験・実習室への立ち入りは当該教員が許可した必要最小限の者のみ 国内出張 原則禁止 例外あり

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年			9.14	・受験生のワクチン優先接種 大学や自治体に要請 文科省
			9.15	・新型コロナ感染第5波 50 代以下の現役世代の死亡割合が増加 第1波　8.1%　（57/705 人） 第2波　4.3%　（24/560 人） 第3波　3.0%（175/5,794 人） 第4波　3.8%（178/4,716 人） 第5波　16.8%（194/1,158 人）
			9.17	・コロナワクチン 3 回目接種を行う方針固める 厚労省
	9.19	・WHO「ワクチン接種 途上国との格差拡大 分配の加速訴え」		
			9.21	・ワクチン1回目接種 全人口の 66% 高齢者は 90%超
	9.24	・WHO「軽症患者向け「抗体カクテル療法」初めて推奨」		
			9.30	**・緊急事態宣言、まん延防止等重点措置すべて解除** ・コロナワクチン接種終了者 1 回目全人口の 70% 2 回目接種 59.3%
			10.1	・国内の感染者計 1,703,350 人 前月比+191,977 人 重傷者　778 人 死者計 17,700 人 前月比+1,546 人

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			海外渡航 外務省が発出する当該国・地域の感染危険情報によること 会議・式典 ①大規模な会議・式典は中止または延期 ②会議は可能な限りオンライン会議 事務職員・技術職員 ①時差出勤を推奨 ②可能な限り在宅勤務 ③執務室の密を下げる工夫 附属学校園 ①状況により時差登校、授業短縮等を実施 ②部活動は文科省のマニュアルを参考に活動 ③教職員の時差出勤・在宅勤務を推奨 学外者 ①本学が必要と認める者以外の者の入構を禁止 ②資格試験、講習会等は主催者が感染対策を徹底する場合に限り認める
9.14	・北部自宅療養者支援センター開設		
9.20	・1日の感染者 200 人下回る 7月 19 日以来	9.21	・緊急事態宣言下における第３・第４タームの授業実施について（学生宛周知） 緊急事態宣言下においては全ての授業を遠隔授業例外あり
9.30	・1,904 床（重症 236 床、中等症 1,668 床確保）	**9.30**	**・第11回危機対策本部会議** **主な決定事項** **埼玉県における段階的緩和措置（10 月1日～10 月 24 日）までの間** **・本学におけるリスクレベルを3から2に引き下げ** **・これまで制限していた事項を基本的に解除**
10.1	・県内の感染者計 114,772 人 前月比＋12,518 人 死者計 1,007 人 前月比＋109 人 **・埼玉県における 10 月1日以降の段階的緩和措置等について** **1. 対象区域** **埼玉県全域** **2. 実施期間** **10 月1日～10 月 24 日** **3. 協力要請等の内容** **県民** **・外出は混雑している場所や時間を避けて少人数で行動 特に午後9時以降の外出を自粛** **・帰省や旅行、出張など都道府県間の移動は基本的感染防止対策を徹底** **・路上、公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を自粛** **・企業における在宅勤務等の進捗状況を踏まえ柔軟な働き方を行う** **・「三つの密」を徹底的に避ける** **・「人と人との距離を確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底** **・感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間の短縮に応じていない飲食店等の利用を避ける** **・飲食店等、結婚式場におけるカラオケ設備の利用を自粛** **・飲食は 120 分までを限度 昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチ時もマスク」を徹底** **・会食はいつも近くにいる4人以内** **ホームパーティは自粛**	**10.1**	**・本学の感染者計 122 人 前月比＋10 人** ・「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」及び 「埼玉県における８月２日以降の緊急事態措置」の解除に伴う埼玉大学における方針について （学生：教職員宛周知） 10 月1日からリスクレベルを3から2に引き下げる 学生 入構 入構禁止を3月 22 日に解除 ただし、基本的感染防止対策を励行 授業 対面授業を確保する観点からハイフレックス方式に移行 研究 研究室における実験・実習の中止を解除 課外活動 学内外における課外活動の禁止を解除 海外渡航 日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動 教職員 授業 対面授業を確保する観点からハイフレックス方式に移行 研究 研究室における人数制限を解除 国内出張 原則禁止を解除

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年			10.4 10.8 10.11	・コロナワクチン2回目接種終了 全人口の 60%超 ・新型コロナ抗原検査キット 薬局で販売開始 ・コロナワクチ1回目接種 全人口の 74% 2回接種 66%余り
	10.15	・WHO「結核で死亡 2005 年以来の増加 背景に新型コロナ」		

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
	事業者 ・在宅勤務の活用や休暇取得の促進により出勤者数の削減を目指す・ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等人との接触を低減する取組を強力に推進 ・休憩、休息や食堂などで飲食する際、混雑する時間をずらすとともに顔の正面からできる限り2メートルを目安に距離を確保 ・県内7医療機関9診療科で後遺症外来を開始		海外渡航 日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動会議・式典 大規模な式典・会議は引き続き中止または延期を解除ただし、段階的緩和措置に基づき 10 月 30 日までの間人数上限、収容率の制限あり 事務職員・技術職員 在宅勤務 段階的緩和措置に基づき引き続き実施 時差出勤 段階的緩和措置に基づき引き続き推奨 学外者 ①入構禁止は解除 マスクの着用、手指消毒は要請 ②資格試験、講習会等の利用制限を解除
10.11	・1日の感染者今年に入って最少に 21 人	10.11 ～15	・コロナワクチン職域接種（大学拠点接種）2回目 接種者 学生 2,013 人（全学生の 24.3%） 教員 34 人（全教員の 6.6%） 事務・技術職員 61 人（全職員の 13.7%） 学外者 46 人
10.13	・埼玉県における段階的緩和措置の見直しについて「飲食は 120 分を限度」を削る		
10.18 10.20	・1日の感染者今年に入って最少に 14 人 ・令和3年 10 月 25 日以降における県民・事業者の皆様へのお願い 県民 ・「三つの密」を徹底的に避ける ・「人と人との距離を確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底 ・帰省や旅行、出張など都道府県間の移動は基本的感染防止対策を徹底 特に大人数での会食は控える ・飲食等についてはお客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋」認証店を利用 事業者 ・在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等人との接触を低減する取組を推進 ・職場での「居場所の切り替わり」に注意し休憩所、更衣室、喫煙所等での感染防止対策を徹底 ・人と人との距離を1メートル以上空けるなど業種別ガイドラインを順遵守するとともに「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底 イベントの開催（10 月 30 日まで） 人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方 収容率 大声での歓声・声援なし：100% 大声での歓声・声援あり： 50% 「人数上限」「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方		
		10.22	・第12回危機対策本部会議 主な決定事項 1. 10 月 25 日以降のリスクレベル 2 を維持 2. 基本的には感染防止対策を講じた上でそれぞれの事業について平常時に近い状態とする 3. 授業と課外活動は制限あり 4. 時差出勤は終了 5. 在宅勤務は日数制限無しから就業規則の日数に
		10.25	・令和3年度第3タームの授業実施について（学生宛周知） ・埼玉県における令和3年 10 月1日以降の段階的緩和措置等の終了に伴う令和3年 10 月 25 日以降の埼玉大学における方針について（学生・教職員・附属学校園・学外者宛周知） 10 月 25 日以降リスクレベル2を維持する 学生 入構 引き続き基本的感染防止対策を励行

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年				
			10.28	・コロナワクチン3回目接種 2回終えた全員対象の方針 厚生労働省
	10.31	・コロナワクチン接種回数 世界で 70 億回超える		
	11.1	・コロナウイルスの死者 世界全体で 500 万人超える	11.1	・国内の感染者計 1,723,315 人 前月比+19,965 人 重傷者　　122 人 死者計　18,287 人 前月比+587 人
	11.4	**・WHO「インドの会社開発のワクチンをリストに追加」**		
			11.8	・入国時の待機3日間に短縮 外国人の入国も一時再開
			11.11	・コロナワクチン有効性 87% 国立感染症研究所 ・ファイザーワクチン国内初の3回目接種を承認 厚労省
			11.17	・3回目ワクチン接種 「2回目からの間隔原則8か月以上で」厚労省
	11.27	**・WHO 「新変異ウイルス「オミクロン株」懸念される変異株に指定」**		
			11.28	・オミクロン株 英・独でも感染例確認 入国制限の動きが拡大
			11.30	・オミクロン株感染者日本初確認ナミビアからの入国者 ・外国人の新規入国原則停止 オミクロン株対応で
			12.1	・国内の感染者計 1,727,794 人 前月比+4,479 人 重傷者　　43 人 死者計 18,374 人 前月比+87 人
			12.2	・新年一般参賀来年も実施せず 感染拡大防止で
	12.4	・オミクロン株日本含め 39 の国と地域で確認	12.4	・オミクロン株感染未確認国からの入国 条件付き容認
	12.6	・オミクロン株日本含め 44 の国と地域で確認	12.6	・水際対策 帰国の日本人に「停留」の措置 ・コロナワクチン2回接種 全人口の 77.1% 3回目は 8,657 人
			12.7	・第6波に備え全国で約 37,000 人の入院可能数を確保 ・オミクロン株 日本人初感染受け水際対策徹底へ
	12.8	・武漢での最初の発症から2年 発生源めぐり米中の主張隔たり		

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			授業 第3タームにあっては引き続きハイフレックス方式 研究 ①研究室・実験室の出入口は可能な限り開放 ②同じ空間にいた者を記録 課外活動 「令和3年 10 月 25 日以降の課外活動の制限について」(キャリアセンターSU 通知)による 海外渡航 引き続き日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動 教職員 授業 第3タームにあっては引き続きハイフレックス方式 研究 ①研究室・実験室の出入口は可能な限り開放 ②同じ空間にいた者を記録 国内出張 引き続き基本的感染防止対策を徹底 海外渡航 引き続き日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動 会議・式典 基本的感染防止対策を徹底 開催方法は議長、主催者の判断による 事務職員・技術職員 在宅勤務 段階的緩和措置の終了により、日数は就業規則の日数とする 時差出勤 段階的緩和措置の終了により終了 学外者 引き続きマスクの着用、手指消毒は要請
11.1	・県内の感染者計 115,609 人 前月比+837 人 死者計 1,045 人 前月比+38 人	**11.1**	**・本学の感染者計 122 人 前月比±0人**
		11.5	**・第13回危機対策本部会議 主な決定事項**
		11.5	**・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂** ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
		11.15	・令和3年度第4タームの授業実施について (学生宛周知) 第4タームの授業形態は第3タームと同様とする
11.18	・1日の感染者数 1 人 累計 115,757 人に		
12.1	・県内の感染者計 115,849 人 前月比+240 人 死者計 1,057 人 前月比+12 人	**12.1**	**・本学の感染者計 122 人 前月比±0人**
12.2	・感染拡大に備え病床増 1,904 床→2,176 床		
12.8	・県内で初のオミクロン株の感染者		

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2021年	12.10	・WHO「オミクロン株重症化入院リスクはデルタ株より低い」		
	12.11	・オミクロン株日本含め 57 の国と地域で確認		
	12.13	・WHO「オミクロン株感染拡大 デルタ株上回るペースか」		
		・オミクロン株日本含め 62 の国と地域で確認		
			12.14	・オミクロン株水際対策 待機施設 13,000 室確保
	12.15	・WHO「オミクロン株世界の殆どの国に拡大 対策呼びかけ」		
	12.19	・WHO「ファーザーワクチンの追加接種 オミクロン株にも有効」		
			12.24	・「モルヌピラビル」新型コロナの飲み薬として正式に承認
			12.27	・オミクロン株濃厚接触者 大学受験一定条件で別室受験可能へ
	12.31	・WHO「ワクチンの公平な分配急ぐべき」		
2022年			1.1	・国内の感染者計 1,734,256 人 前月比+6,462 人 重傷者 49 人 死者計 18,405 人 前月比+31 人 ・オミクロン株に最大限警戒 無料検査や病床確保整備
			1.4	・1日の感染者 1,000 人超 昨年 10 月6日以来
			1.5	・1日の感染者 2,000 人超 昨年9月以来
			1.6	・オミクロン株 埼玉県を除く 20 道府県が入院から自宅療養などへ ・第6波に突入 ・1日の感染者 4,000 人超 昨年9月以来
	1.7	・WHO「世界の1週間あたりの新規感染者 最多に」 先週1週間で 9,520,000 人 前週比 71%増	1.7	・沖縄、山口、広島の「まん延防止等重点措置」決定 1月9日から1月末まで
	1.12	・WHO「欧州・中央アジア 今後6～8週間で人口の半数を超える人たちがオミクロン株に感染」	1.12	・新型コロナウイルスの影響で大学入学共通テストを受けられなかった受験生のため、個別入試で合否判定するよう異例の要請 文部科学省
	1.13	・WHO「オミクロン株世界で拡大 感染者各国で過去最多」 先週1週間で 15,000,000 人超	1.13	・コロナワクチン3回目接種 2回目との間隔短縮へ
			1.15	・濃厚接触者の自宅待機期間を 14 日から 10 日に短縮
			1.17	・国費留学生 87 人 例外的に入国認める 1月下旬から
			1.19	・まん延防止等重点措置首都圏1都3県や東海3県など合わせて 13 都県を追加し、16 都県に 期間は1月 21 日から2月 13 日まで

月日	埼玉県	月日	埼玉大学
12.27	・県民・事業者の皆様への要請等 県民への要請 ・感染不安を感じている県民に対して PCR 検査又は抗原検査を受けることを要請		
12.28	・PCR 検査等無料化事業開始		
12.29	・オミクロン株1人感染確認 米国から帰国 県内2人目		
1.1	・県内の感染者計 116,103 人 前月比＋254 人 死者計 1,059 人 前月比＋2 人	1.1	・本学の感染者計 122 人 前月比±0人
1.3	・オミクロン株1人感染確認 海外渡航歴なし都内で感染		
1.4	・オミクロン株4人感染確認 3人市中感染か		
		1.6	・無料 PCR 検査等の実施について（学生・教職員宛周知） 自治体における無料 PCR 検査の案内
1.9	・1日の感染者 401 人 先週同曜日の 40 倍		
1.12	・県民・事業者の皆様への要請等 特措法に基づく要請 ・県境をまたぐ移動は基本的感染防止対策に加え特に「三つの密」を回避するとともに目的地以外に立ち寄らないよう徹底 その他のお願い ・発熱等の症状がある場合は外出を控える		
1.19	・埼玉県におけるまん延防止等重点措置（2回目）等に基づく要請 1. 対象区域 埼玉県全域 2. 実施期間 1月 21 日～2月 13 日 3. 県民に対する要請等 ・営業時間の短縮を要請した時間以降飲食店を利用しない ・不要不急の県境をまたぐ移動を極力控える ・外出・移動をする場合は基本的感染防止対策に加え、特に「三つの密」を回避するとともに目的地以外に立ち寄らない ・混雑している場所や時間を避けて行動 ・路上、公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を自粛 ・感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用自粛 ・ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受ける認証店を除き、同一グループ、同一テーブルで5人以上の会食を控える ・感染に不安を感じる無症状者はワクチン接種済者を含めて検査を受けること ・同居家族以外とのホームパーティを控える ・買い物はできる限り一人で 4. 職場に対するお願い ・在宅勤務の活用や休暇取得の促進により出勤者数の削減の取組を推進		

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2022年			1.20	・子供へのワクチン接種対象を5歳以上に拡大

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
	・時差出勤、自転車通勤等を強力に推進 ・職場における感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を促進特に「居場所の切り替わり」に注意し休憩室、更衣室、喫煙所等での感染防止対策を徹底 ・高齢者や基礎疾患を有する等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者、同居家族にそうした者がいる労働者については、在宅勤務や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行う 5. イベントの開催制限 対象 参加予定人数が 5,000 人を超えかつ大声なしのイベント 上限人数及び収容率 収容定員が設定されている場合 上限人数 20,000 人まで 収容率 100% 収容定員が設定されていない場合 人と人とが触れ合わない程度の間隔(1m程度)を確保		
		1.20	・第14回危機対策本部会議 主な決定事項 埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請(1月 21 日～2月 13 日)までの間、本学におけるリスクレベルは2を維持する ・「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」に伴う令和4年1月 21 日から令和4年2月 13 日までの期間に係る埼玉大学における方針について(学生・教職員・附属学校園・学外者宛更新周知) 1月 21 日から2月 13 日までリスクレベル2を維持 学生 入構 引き続き基本的感染防止対策を徹底 授業 第4タームにあっては引き続きハイフレックス方式 研究 ①研究室・実験室の出入口は可能な限り開放 ②同じ空間にいた者を記録 課外活動 1月 24 日～2月8日 活動禁止 「まん延防止等重点措置に基づく要請による課外活動について」(統合キャリアセンターSU 通知) 海外渡航 引き続き日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動 教職員 授業 第4タームにあっては引き続きハイフレックス方式 研究 ①研究室・実験室の出入口は可能な限り開放 ②同じ空間にいた者を記録 国内出張 引き続き基本的感染防止対策を徹底 海外渡航 引き続き日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動 会議・式典 基本的感染防止対策を徹底 開催方法は議長、主催者の判断による 事務職員・技術職員 在宅勤務 可能な限り在宅勤務とする 時差出勤 時差出勤を推奨 附属学校園 ①状況により一部で時差登校、短縮授業を実施 ②部活動は文科省のマニュアル等を参考に制限 ③教職員の時差出勤、在宅勤務を推奨 学外者 引き続きマスクの着用、手指消毒を要請

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2022年			1.21	・ワクチン3回目接種後 2 人死亡 関連評価できず 厚労省
			1.22	・感染者全国で初の 50,000 万人超える 5日連続で過去最多を更新
			1.24	・濃厚接触者 検査なしでも医師が感染と診断可能に
			1.25	**・まん延防止等重点措置関西3府県など 18 道府県を追加 合わせて 34 都道府県に 期間は1月 27 日から2月 20 日まで**
	1.29	・コロナワクチン 世界で接種 100 億回に 先進国と途上国で格差も	1.28	・濃厚接触者の自宅待機期間を 10 日から7日に短縮
			1.31	・最大 2,500,000 円給付金申請開始 売上大幅減の中小企業など対象
			2.1	・国内の感染者計 2,826,291 人 前月比+ 1,092,035 人 重傷者　　49 人 死者計 18,898 人 前月比+493 人 ・ファイザーのコロナ飲み薬 2,000,000 人分購入で最終合意 厚労省 ・濃厚接触者の受験生 検査受けられなくても無症状なら受験可に 文科省
			2.2	・新型コロナ1日の死亡者 70 人、感染者 81,654 人
			2.3	**・1日の感染者初めて 100,000 人超 死者は 117 人 第6波のピーク** ・同居家族の濃厚接触者待機期間 感染対策とれば 7 日間に短縮 **・まん延防止等重点措置 和歌山県を追加 期間は2月5日から2月 27 日まで**
			2.4	・ファイザー3回接種 感染防ぐ抗体 接種前の約 50 倍に 国の研究班
			2.5	・1日の感染者初めて 100,000 人超える 死者は 117 人
			2.10	**・まん延防止等重点措置 埼玉県を含む 13 都県の期限を2月 13 日から3月6日に延長 新たに高知県にも適用**
			2.11	**・ファイザーの新型コロナウイルス飲み薬を承認 国内で2種類目 厚労省**

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
1.21	**・まん延防止等重点措置② 期間は3月 21 日まで**		
1.24	・飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ制度」開始 ・1日の感染者数 3,181 人 過去最多		
1.31	・1日の感染者数8日連続 3,000 人超		
2.1	・県内の感染者計 173,523 人 前月比+57,420 人 死者計 1,067 人 前月比+8 人 ・東部自宅療養者支援センター開設	**2.1**	**・本学の感染者計 248 人 前月比+126 人** ・令和4年度の授業実施についての事前予告 （学生宛周知） ①対面授業を原則 ②開講時間は従来の 90 分
2.3	・診療・検査医療機関数 1,381 医療機関		
2.5	**・1日の感染者 7,358 人 過去最多 死者2人 第6波のピーク**		
		2.7	**・第15回危機対策本部会議 主な決定事項 ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂** ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
2.10	・埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請 実施期間の延長 2月 13 日から3月6日に延長 加えた事項 オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策 ・飲食はなるべく少人数で黙食を基本 ・会話をする際にはマスクの着用を徹底 ・感染リスクの高い場面場所への外出は避ける ・家庭内においても室内を定期的に換気 ・こまめに手洗い ・子どもの感染防止策を徹底 ・高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会う ・同居家族の感染者の濃厚接触者が有症状となった場合医師の判断によらない「みなし陽性」開始		
		2.13	**・第16回危機対策本部会議 主な決定事項 埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請の期間延長（2月 13 日から3月6日）に伴い本学における対応を3月6日まで延長**
2.14	・1日の死亡者6人、感染者 4,116 人 14 日連続で 4,000 人超	2.14	・「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」に伴う令和4年1月 21 日から令和4年3月6日までの期間に係る埼玉大学における方針について（学生・教職員・附属学校園・学外者宛更新周知） 2月 13 日から3月6日まで延長してリスクレベル2を維持 学生 入構 引き続き基本的感染防止対策を徹底 研究 ② 研究室・実験室の出入口は可能な限り開放 ②同じ空間にいた者を記録

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2022年			2.15	・国内感染者 4,000,000 人超えに この 12 日間で 1,000,000 人増
			2.18	**・まん延防止等重点措置 2月 20 日が期限の関西3府県、北海道、福岡など 16 道府県と、2月 27 日が期限の和歌山について3月6日まで延長** **沖縄、山形、島根、山口、大分の5県は2月 20 日の期限をもって解除**
			2.22	・1日の死者最多の 319 人 300 人超えは初
			2.24	・オミクロン株の感染拡大の第6波での死亡者の数今年に入ってから 23 日までに 4,000 人超 デルタ株の感染拡大の第5波を上回る
			2.25	・新型コロナウイルスの影響で大学入学共通テストを受けられなかった受験生について個別入試で判定するコロナ特例措置対象は 17 大学 22 人
			3.1	・国内の感染者計 5,079,190 人 前月比＋2,252,899 人 重傷者　1,456 人 死者計 23,921 人 前月比＋5,023 人
			3.3	・水際対策緩和 観光除く外国人の新規入国再開
			3.4	・1週間の感染者 380,000 人 3週連続で減少 ・新型コロナ この2か月の死者 90%余が 70 代以上
			3.5	**・まん延防止等重点措置 埼玉県含む 18 都道府県の期限を3月6日から3月 21 日まで延長** **福岡や広島など 13 の県については6日の期限をもって解除** ・新型コロナの影響で大学などを中退 昨年度の 1.4 倍に
	3.7	**・WHO「新型コロナ 世界の死者 6,000,000 人超える」**		

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			課外活動 一定の制限のもと実施 「令和4年2月9日以降の課外活動の制限について」(統合キャリアセンターSU 通知)海外渡航 引き続き日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動 教職員 研究 ①研究室・実験室の出入口は可能な限り開放 ②同じ空間にいた者を記録 国内出張 引き続き基本的感染防止対策を徹底 海外渡航 引き続き日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動 会議・式典 基本的感染防止対策を徹底 開催方法は議長、主催者の判断による 事務職員・技術職員 在宅勤務 可能な限り在宅勤務とする 時差出勤 時差出勤を推奨 職場の感染防止対策 基本的感染防止対策の徹底 特に「居場所の切り替わり」に注意し休憩室、更衣室、喫煙所等での感染防止対策を徹底 附属学校園 ①状況により一部で時差登校、短縮授業を実施 ②部活動は文科省のマニュアル等を参考に制限 ③教職員の時差出勤、在宅勤務を推奨 学外者 引き続きマスクの着用、手指消毒を要請
		2.18	**・幼児・児童・生徒 感染者 50 人超(全幼児等の 4.1%)**
2.19 2.21	・1日の死亡者2人、感染者 5,326 人 死亡者の累計は 1,134 人 ・入院者数 1,800 人超える		
3.1	・県内の感染者計 318,181 人 前月比+144,658 人 死者計 1,184 人 前月比+117 人	**3.1**	**・本学の感染者計 405 人 前月比+157 人**
3.4	・発症から1年 全体の7%が後遺症に悩む 「嗅覚障害」が 25.6%で最多 **・埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請実施期間の延長** **3月6日から3月 21 日に延長**		
		3.7	・「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」に伴う令和4年1月 21 日から令和4年3月 21 日までの期間に係る埼玉大学における方針について(学生・教職員・附属学校園・学外者宛更新周知) 3月6日から3月 21 日まで延長してリスクレベル2を維持

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2022年			3.8	・ワクチン3回目接種 高齢者など2月末までに約7割が接種
			3.10	・水際対策緩和 入国も困窮の外国人留学生 100,000
			3.14	円支給決定
			3.15	・コロナワクチン3回目接種　全人口の 30%超える
				・5～11 歳コロナワクチン接種1回目終了 約 77,000 人 対象の1%程度
				・高齢者施設のワクチン3回目接種は 88% 都市部や積雪地域に遅れ
			3.17	**・まん延防止等重点措置 埼玉県を含む 18 都道府県3月21 日の期限をもって解除 1月8日以来およそ2か月半ぶりに適用地域なくなる**

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			学生 入構 引き続き基本的感染防止対策を徹底 研究 ①研究室・実験室の出入口は可能な限り開放 ②同じ空間にいた者を記録 課外活動 一定の制限のもと実施 「令和4年2月9日以降の課外活動の制限について」 （統合キャリアセンターSU 通知） 海外渡航 引き続き日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動 教職員 研究 ①研究室・実験室の出入口は可能な限り開放 ②同じ空間にいた者を記録 国内出張 引き続き基本的感染防止対策を徹底 海外渡航 引き続き日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動 会議・式典 基本的感染防止対策を徹底 開催方法は議長、主催者の判断による 事務職員・技術職員 在宅勤務 可能な限り在宅勤務とする 時差出勤 時差出勤を推奨 職場の感染防止対策 基本的感染防止対策の徹底 特に「居場所の切り替わり」に注意し休憩室、更衣室、喫煙所等での感染防止対策を徹底 附属学校園 ①状況により一部で時差登校、短縮授業を実施 ②部活動は文科省のマニュアル等を参考に制限 ③教職員の時差出勤、在宅勤務を推奨 学外者 引き続きマスクの着用、手指消毒を要請
		3.10	**・第17回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請の期間延長（3月6日から3月 21 日）に伴い本学における対応を3月 21 日まで延長**
		3.1 ～15	・本学における新型コロナワクチン職域接種（大学拠点接種）3回目を実施 接種者 学生 2,013 人（全学生の 24.3%） 教員 34 人（全教員の 6.6%） 事務・技術職員 61 人（全職員の 13.7%） 学外者 46 人 計 2,154 人
		3.18	**・第18回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請が3月 21 日終了 3月 22 日以降の本学におけるリスクレベルは2を維持** **・「県民・事業者の皆様へのお願い」（埼玉県）に基づき時差出勤及び在宅勤務を当面の間維持** ・令和4年度の授業実施について （新入学予定者・在学生宛周知） 1. 通学 ①マスクを着用 ②交通機関を利用する場合は会話を控える 2. 授業受講 ①マスクを着用 ②手洗い、うがい、アルコールによる手指消毒 ③換気のため教室のドア、窓は開ける ④着座位置確認システムへの登録

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2022年				

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			⑤ハイフレックス方式の授業を受講する場合で講義室が密となっている場合は遠隔受講スペースを利用 3. 食事 ①黙食を心がけて ②飲食時以外はマスクを着用 4. 通学困難による配慮申請 次に該当する場合は申請・承認により対面授業の受講について配慮 ①学生本人に基礎疾患があり、医師から通学を控えるよう指導されている ②同居家族に基礎疾患がある等の理由で通学できない ③日本に入国できない留学生 5. ハイフレックス方式授業の受講方法 Zoom を利用する 担当教員から WebClass により URL、ID、パスワードが送信される 6. 授業時間 1コマ 90 分 第1時限～第7時限
3.21	・県民・事業者の皆様へのお願い 1. 実施期間 3月 22 日以降当面の間 2. 県民への要請等 ・感染に不安を感じる無症状者はワクチン接種者を含め検査を受ける ・帰省や旅行等県境をまたぐ移動は「三つの密」の回避を含め基本的感染防止対策を徹底するとともに移動先での感染リスクの高い行動を控える ・外出する場合には極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で混雑している場所や時間を避けて行動 ・体調がすぐれない場合は外出を控える ・飲食等についてはお客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」認証店を利用 ・オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策 飲食はなるべく少人数で黙食を基本 会話をする際にはマスクの着用を徹底 感染リスクの高い場面、場所への外出は避ける 家庭内においても室内を定期的に換気 こまめに手洗い 子どもの感染防止策を徹底 高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会う 3. 事業者への要請等 ・在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等人と人との接触を低減させる取組を推進 ・オフィス等における密度の緩和を推進 ・職場において感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を促進 特に「居場所の切り替わり」に注意し休憩室、更衣室、喫煙所等での感染防止対策を徹底 ・高齢者や基礎疾患を有する等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者、同居家族にそうした者がいる労働者については、在宅勤務や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行う 4. イベントの開催制限 対象 参加予定人数が 5,000 人を超えかつ大声なしのイベント 上限人数及び収容率 収容定員が設定されている場合 上限人数 20,000 人まで 収容率 100% 収容定員が設定されていない場合 人と人とが触れ合わない程度の間隔(1m程度)を確保		
3.22	・1日の死亡者9人、感染者 1,626 人 1日の感染者が 2,000 人を下回るのは今年1月8日以来 **・まん延防止等重点措置②解除**	3.22	・「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」の解除に伴う令和４年３月 22 日以降の埼玉大学における方針について （学生・教職員・附属学校園・学外者宛周知） 3月 11 日以降リスクレベル2を維持

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2022年			3.23 3.29	・コロナワクチン3回目接種 可能年齢 18 歳以上から 12 歳以上に拡大 ・5～11 歳子どもへのワクチン1回目接種率 約5%
			4.1	・国内の感染者 計　6,566,014 人 前月比　+1,486,824 人 重傷者　627 人 死者計　28,137 人 前月比　+4,216 人
			4.2	・新規感染者 半数が 10 代と 20 代 3回目接種低い傾向

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			3月 11 日以降リスクレベル2を維持 学生 入構 基本的感染防止対策を徹底 研究 ①研究室・実験室の出入口は可能な限り開放 ②同じ空間にいた者を記録 課外活動 一定の制限のもと実施 「令和5年度(4 月 1 日から 5 月 7 日まで)の課外活動の制限について(学生生活支援室長通知) 海外渡航 引き続き日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動 教職員 研究 ①研究室・実験室の出入口は可能な限り開放 ②同じ空間にいた者を記録 国内出張 引き続き基本的感染防止対策を徹底 海外渡航 引き続き日本国、当該国・地域における感染危険情報及び対応状況に基づいて行動 会議・式典 基本的感染防止対策を徹底 開催方法は議長、主催者の判断による 事務職員・技術職員 在宅勤務 当面の間在宅勤務を推奨 時差出勤 当面の間時差出勤を推奨 職場の感染防止対策 ①基本的感染防止対策の徹底 ②建物及び執務室の出入口は可能な限り開放 ③カウンター、机と机の間、打合せテーブル等発声を伴う場合及び人と人との距離を確保できない場合はパーテーションで仕切る ④特に「居場所の切り替わり」に注意し、休憩室、更衣室、喫煙所等での感染防止対策を徹底 附属学校園 ①状況により一部で時差登校、短縮授業を実施 ②部活動は文科省のマニュアル等を参考に制限 ③当面の間教職員の時差出勤、在宅勤務を推奨 学外者 引き続きマスクの着用、手指消毒を要請
4.1	・県内の感染者計 435,628 人 前月比+117,447 人 死者計 1,396 人 前月比+212 人 ・147 医療機関が後遺症外来	**4.1** **4.3**	**・本学の感染者計 493 人 前月比+88 人** ・「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく 要請」の解除に伴う令和4年3月 22 日以降の埼玉大学における方針について(学生・教職員・附属学校園・学外者宛更新周知) ・新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(学生宛周知) 新型コロナ感染症対応マニュアルに基づき大学に所定の報告を行うとともに、学生本人から授業担当教員へ所定の事項を連絡 **・第19回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・4月4日以降の本学におけるコロナ対応** **1. 大学で感染者と接触があったのみを理由として登校・出勤を制限しない ただし、感染対策をせずに飲食を共にした場合は5日間外出を自粛** **2. 保健所から濃厚接触者と特定された場合の待機期間は当該感染者の発症日を0日目として7日間とするが、4日目、5日目に陰性を確認した場合は5日目から解除可能** **・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂**

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2022年			4.9	・第6波　入院できず施設で療養の高齢者ら一時 6,000 人超える
			4.10	・1日当たりの入国者数上限 10,000 人に引き上げ
			4.11	・ワクチン接種3回目接種 20 代と 30 代は 20%代
	4.13	・新型コロナ感染者 世界全体で 5 億人超える		
			4.18	・ワクチン3回目接種 48.2% 20 代・30 代は3割下回る
			4.19	・アメリカ製薬会社ノババックスのワクチン承認 厚労省
			4.25	・ワクチン3回目接種 全人口の半数超える ・ワクチン3回目接種までの間隔1か月短縮し5か月に
			4.27	・ワクチン4回目接種 推奨対象は 60 歳以上と基礎疾患のある人に
			4.28	・第6波で感染し、自宅で死亡 前月末までに 555 人
第7波			5.1	・国内の感染者 計 7,911,056 人 前月比 +1,345,042 人 重傷者 165 人 死者計 29,618 人 前月比 +1,481 人
			5.22	・新型コロナオミクロン株 後遺症 以前の株の 10 分の 1
			5.23	・コロナ対処方針を変更 屋外で会話ほぼない場合マスク必要なし ・ワクチン 3 回目接種 全人口の 57%余に
			5.24	・体育授業 屋外に限らずプール、体育館もマスク不要
			5.25	・ワクチン4回目接種 60 歳以上の人など対象に始まる
			6.1	・国内の感染者 計 8,877,216 人 前月比 +966,160 人 重傷者 95 人 死者計 30,672 人 前月比 +1,054 人
			6.10	・外国人観光客受入れ2年ぶり再開 当面添乗員付きツアー限定
			7.1	・国内の感染者 計 9,356,329 人 前月比 +479,113 人 重傷者 52 人 死者計 31,315 人 前月比 +643 人
			7.4	・ワクチン 3 回目接種 全人口の 62%
			7.8	・98 歳女性 4回目接種の翌日に死亡 因果関係は評価できず 厚労省
			7.14	・第7波対策で政府分科会が緊急提言案
			7.15	・1日の感染者 100,000 人超える 診察受けられず病床ひっ迫
			7.16	・1日の感染者 110,675 人 過去最多

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
		4.4	・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂 **・役教職員 感染者 50 人超(全役教職員の 4.6%)**
		4.12	**・学生 感染者 500 人超(学生全体の 6.0%)**
		4.25	・日本国外での教育・研究に係る学生の海外渡航の取扱いについて(学生宛周知) 国際留学 国際本部が以下の基本事項及び渡航する学生に課した課題の達成を確認した場合、国際留学を承認 国際留学以外 (フィールドワーク、インターンシップ学会発表等) 渡航する学生が所属する部局の長及び指導教員が以下の基本事項を確認した場合、海外渡航を承認 基本事項 ①渡航先地域、渡航先機関の受入条件 ②本人の健康状況 基礎疾患の有無 ③勉学／研究計画の内容 ④保護者の理解・承認 ⑤小さくない渡航リスクへの理解 ⑥学研災付帯海外留学保険及び危機管理サービスへの加入
		4.27	・新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(学生宛更新周知)
5.1	・県内の感染者計 513,035 人 前月比+77,407 人 死者計 1,451 人 前月比+55 人	**5.1**	**・本学の感染者計 605 人 前月比+112 人**
		5.13 5.20 5.27	・コロナワクチン職域接種(大学拠点接種)3回目 接種者 学生 740 人 (全学生の 8.9%) 教員 19 人(全教員の 3.4%) 事務・技術職員 34 人 (全職員の 7.6%) 学外者 4 人 計 797 人
		5.31	**・第1回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・屋内、屋外におけるマスク着用・非着用ルール** **・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂**
6.1	・県内の感染者計 551,240 人 前月比+38,205 人 死者計 1,607 人 前月比+156 人 ・入国者数上限 20,000 人に 入国時検査など一部免除	**6.1**	**・本学の感染者計 680 人 前月比+75 人** ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
7.1	・県内の感染者計 570,808 人 前月比+19,568 人 死者計 1,664 人 前月比+57 人	**7.1**	**・本学の感染者計 759 人 前月比+79 人**

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2022年			7.20 7.22	・1日の感染者 152,536 人 過去最多 30 府県で最多 ・濃厚接触者の待機期間 原則7日間から5日間に短縮
	7.28	・WHO「新規感染者は日本が世界最多」 1週間で約 970,000 人	7.23 7.25 7.28	・1日の感染者 200,975 人 4日連続で過去最多 ・ワクチン接種後初の死亡一時金支給へ 厚労省 ・1日の感染者 233,094 人 過去最多
	8.4	・WHO「コロナ新規感染者数 日本が2週連続世界最多」	8.1	・国内の感染者 計 12,935,887 人 前月比 +3,579,558 人 重傷者 428 人 死者計 32,720 人 前月比 +1,405 人

月日	埼玉県	月日	埼玉大学
7.17	・オンライン診療開始		
7.19	・1日の県内検査件数過去最高の 23,381 件		
7.20	・県民への検査キット直接配布開始		
		7.22	・第2回危機対策本部会議 主な決定事項 ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂 ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
7.23	・1日の感染者 12,424 人 3日連続過去最多		
		7.29	・第3回危機対策本部会議 主な決定事項 ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂 ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
7.31	・1日の感染者 13,690 人 過去最多		
8.1	・県内の感染者計 794,943 人 前月比+203,135 人 死者計 1,687 人 前月比+23 人 ・コロナ中等症患者で満床近く重症対応不可能に	8.1	・本学の感染者計 931 人 前月比+172 人
8.4	・埼玉県における BA.5 対策強化宣言に基づく協力要請 1. 対象地域 埼玉県全域 2. 県民への要請 ・感染に不安を感じる無症状者はワクチン接種済者を含め検査を受ける ・帰省や旅行等県境をまたぐ移動は「三つの密」の回避を含め基本的感染防止対策を徹底するとともに移動先での感染リスクの高い行動を控える ・外出する場合には極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で混雑している場所や時間を避けて行動 ・体調がすぐれない場合は外出を控える ・飲食については「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」認証店を利用 ・飲食はなるべく長時間を避け大声を出さない ・家庭内においても室内を定期的に換気 ・こまめに手洗い ・子どもの感染防止策を徹底 ・高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会う ・重症化リスクの低い人は県の抗原定性検査キットやオンライン確定診断などを積極的に活用 ・医療機関を取り巻く厳しい環境を理解し節度ある行動を ・買い物は必要最小限の人数で 3. 事業者への要請 ・飲食やイベント、移動等で感染リスクの高いと考えられる場面・場所においてワクチン接種歴や検査結果の確認を行うことを推奨 不当な差別にならないよう留意 ・在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等人と人との接触を低減させる取組を推進 ・オフィス等における密度の緩和を推進 ・職場において感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を促進 特に「居場所の切り替わり」に注意し休憩室、更衣室、喫煙所等での感染防止対策を徹底 ・高齢者や基礎疾患を有する等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者、同居家族にそうした者がいる労働者については、在宅勤務や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行う 4. イベントの開催制限 収容定員が設定されている場合 上限人数 5,000 人又は収容定員の 50%の大きい方 収容率 大声なし 収容定員の 100% 大声あり 収容定員の 50% 収容定員が設定されていない場合 大声なし人と人とが触れ合わない程度の間隔（1m程度）を確保 大声あり 十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m 以上）を確保		

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2022年			8.6	・コロナ感染者 自宅療養者が 1,438,000 人余 過去最多
			8.9	・7日までの1週間の「緊急搬送困難」6,589 件 2週連続で過去最多
	8.11	・WHO「コロナ新規感染者数 日本が3週連続世界最多」		
			8.15	・コロナ感染者 自宅療養者が 1,544,096 人 過去最多
				・ワクチン3回目接種 全人口の 63.7%
			8.16	・7日までの1週間の「緊急搬送困難」6,747 件 3週連続で過去最多
	8.19	・WHO「コロナ 日本1週間の死者数世界2位」 新規感染者は最多	8.19	・1日の感染者 261,029 人 過去最多 第7波のピーク
			8.21	・ワクチン3回目接種から3カ月以内 発症を防ぐ効果 65% 国立感染症研究所
	8.25	・WHO「コロナ新規感染者数 日本が5週連続世界最多」 死者数は世界		
			8.30	・コロナ感染症の子ども 中等症・重症の3分の2が基礎疾患なし
				・ファイザーワクチン5～11 歳の3回目接種使用承認
			9.1	・国内の感染者計19,117,59 人 前月比+6,181,712 人 重傷者　555 人 死者計 40,258 人 前月比+7,538 人
			9.7	・観光目的の外国人の入国制限緩和
				・自宅療養者 無症状などの外出制限緩和
			9.8	・コロナ感染 10 歳未満新規感染増加
				・自宅療養期間短縮 症状あり 原則 10 日間→7日間 症状なし 原則7日間→5日間
			9.9	・コロナワクチン接種後死亡の2人に一時金支給決定 厚労省
			9.11	・第6波以降 中等症からの死亡が増加 90%近くに
			9.12	・オミクロン株対応ワクチン 国内での使用承認 厚労省
			9.15	・コロナ 死亡の 20 歳未満 半数が基礎疾患なし
第8波			9.26	・感染者の全数把握簡略化 全国一律開始

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
8.5	・1日の感染者 13,991 人 過去最多 第7波のピーク ・診療・検査医療機関数 1,215 医療機関 ・14 か所の宿泊療養施設(最大 1,837 室)を運営 (8月4日時点で最多の 1,030 人が入所)56.1% ・診療・検査医療機関での検査キット配布開始 ・県地域振興センター、市町村での検査キット配布開始 ・無料検査臨時検査場開始(お盆休み期間)		
8.13	・妊婦のコロナ感染急増で新生児集中治療室ほぼ満床 県外に搬送も		
		8.30	・教職員 感染者 100 人超(全教職員の 9.9%)
9.1	・県内の感染者計 1,071,897 人 前月比+276,954 人 死者計 2,111 人 前月比+424 人	9.1	・本学の感染者計 1,096 人 前月比+165 人
		9.5	・学生 感染者 1,000 人超(学生全体の 11.9%)
		9.7	・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
		9.8	・第4回危機対策本部会議 主な決定事項 ・有症状者の療養期間 10 日間かつ症状軽快後 72 時間 ↓ 7日間かつ症状軽快後 24 時間 ・無症状者の療養期間 検体採取日から7日間経過 ↓ 5日目に陰性を確認した場合は5日間経過後 ・療養期間中の外出自粛 ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂
9.9	・埼玉県における BA.5 対策強化宣言に基づく要請内容の変更 イベント開催におけるエリアを明確にした		
9.26	・令和4年 10 月1日における県民・事業者の皆様へのお願い これまでのお願いに次の事項を追加 陽性者登録及び健康観察のお願い 診療・検査医療機関で陽性と診断された場合は「陽性者登録窓口」に登録し、感染者情報自己登録システム「My HER-SYS」により健康状態の報告を なお、次のいずれかに該当する場合は医療機関が登録する ①受診した日の満 65 歳以上の方 ②入院を要すると医師が判断した場合 ③重症化リスクがあり、かつ、コロナ治療薬の服用が必要あるいは感染により新たな酸素投与が必要と医師が判断した方 ④妊娠している方 療養期間終了後の感染予防行動の徹底 感染症の有症状者は発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合8日目から解除可能 無症状者は検体採取日から8日目から解除可能 5日目の検査キットで陰性が確認されれば6日目から解除可能 ・陽性者登録窓口、陽性者相談窓口を設置		

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2022年			10.1	・国内の感染者 計 21,301,280 人 前月比 +2,183,681 人 重傷者 65 人 死者計 44,894 人 前月比 +4,636 人
			11.1	・国内の感染者 計 22,360,872 人 前月比 +1,059,592 人 重傷者 136 人 死者計 46,711 人 前月比 +1,817 人
			11.14	・オミクロン株対応ワクチン接種 全人口の 9.7%
			11.15	・70 代男性 5回目ワクチン接種後死亡
			11.29	・大学入学共通テスト コロナの救済策今年度行わず 文科省
			12.1	・国内の感染者 計 24,911,367 人 前月比 +2,550,495 人 重傷者 339 人 死者計 49,826 人 前月比 +3,115 人
			12.5	・オミクロン株対応ワクチン接種 全人口の 21.3%
			12.8	・モデルナのコロナワクチン追加接種 12 歳以上に引下げ
			12.29	・1日の死者 420 人 過去最多

月日	埼玉県	月日	埼玉大学
10.1	・県内の感染者計 1,192,37 人 前月比+120,475 人	**10.1**	**・本学の感染者計 1,158 人 前月比+62 人**
		10.19	・場面に応じた適切なマスクの着脱について （学生・教職員・関係者宛周知） 屋外 季節を問わずマスク着用は原則不要 屋内 距離が確保でき会話を殆ど行わない場合を除き マスクを着用
11.1	・県内の感染者計 1,242,508 人 前月比+50,136 人	**11.1**	**・本学の感染者計 1,199 人 前月比+41 人**
		11.21 **11.24**	**・幼児・児童・生徒感染者 100 人超（幼児等全体の 8.4%）** **・第5回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・みなし濃厚接触者は濃厚接触者と同様の取扱いに**
		11.25	**・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂** ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂
		11.30	・郵送による図書館資料の貸出終了
12.1	・県内の感染者計 1,374,558 人 前月比+132,050 人	12.1	**・本学の感染者計 1,294 人 前月比+95 人**
		12.16	**・第6回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・自身の検査で陽性を確認した場合、医療機関を受診せずに療養を開始** **・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂**
		12.19	**・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂**
		12.20	**・教職員 感染者 150 人超（全教職員の 14.9%）**
		12.21	・新型コロナウイルス感染者と接触があった場合の対応について（学生・教職員周知） 学内において感染者と接触があった場合 ①登校・出勤を含む外出制限なし ②症状がある場合は速やかに医療機関を受診 学内において感染対策を行わずに感染者飲食を共にした場合 ①最後に接触した日から5日間自宅待機 ②2日目、3日目に抗原検査キットで陰性の場合は3日目解除 感染した同居者と濃厚接触した場合 ①当該感染者の発症日又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方の日の翌日から5日間待機 ②2日目、3日目に抗原検査キットで陰性の場合は 3 日目解除 自宅待機期間中の扱い 学生 学校保健安全法第19 条 出席停止 教職員 常勤教職員 特別休暇 非常勤教職員 年次休暇以外の休暇（有給） 無症状、症状が軽いと本人が判断する場合 監督者に申し出の上在宅勤務
12.24	・無料検査臨時検査場開始（年末年始期間）		

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2023年			1.1	・国内の感染者 計　29,299,459 人 前月比　+4,388,092 人 重傷者　592 人 死者計　57,513 人 前月比　+7,687 人
			1,12	・ワクチン接種後死亡の5人に一時金支給決定 厚労省
			1.16	・オミクロン株対応ワクチン接種 全人口の 38.4%
			1,20	・大学生就職内定率 84.4% 2年連続回復 コロナ影響解消 厚労省
			1.25	・大学入学共通テスト コロナで追試対象 2,100 人余 去年の 4.6 倍
	1.30	・WHO「新型コロナ 国際的緊急事態の宣言を継続」 ・WHO「新型コロナ 世界の死者は 6,800,000 人以上に 警戒と緩和の模索続く」	1.28	・コロナ 感染症法上2類から5類移行決定 5月8日に
			2.1	・国内の感染者 計　32,588,442 人 前月比　+3,288,983 人 重傷者　496 人 死者計　68,399 人 前月比　+10,886 人
			2.6	・オミクロン株対応ワクチン接種 全人口の 42.3%
			2.10	・マスク着用 3月 13 日からは個人の判断で 政府
			3.1	・国内の感染者 計　33,219,038 人 前月比　+630,596 人 重傷者　160 人 死者計　72,486 人 前月比　+4,087 人
			3.10	・コロナワクチン接種後の死亡で初の認定 因果関係否定できず
			3,15	・ワクチン接種後死亡の 11 人に一時金支給 因果関係否定できず 死亡一時金の支給はこれで 41 人に
			3.17	・4月から学校でのマスク着用 原則不要 文科省
			3.24	・新型コロナ感染による抗体保有率 全国で 42.3%
	3.29	・WHO「ワクチン定期接種の推奨対象 高齢者、妊婦など」		
			4.1	・国内の感染者 計　33,462,859 人 前月比　+243,821 人 重傷者　63 人 死者計　73,939 人 前月比　+1,453 人

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
1.1	・県内の感染者計 1,612,067 人前月比+237,509 人	1.1	**・本学の感染者計 1,482 人 前月比+188 人**
1.6	**・第8波 1日の最大感染者 11,429 人** ・13 か所の宿泊療養施設(最大 1,712 室)を運営		
1.27	・埼玉県における BA.5 対策強化宣言に基づく要請内容の変更 イベント開催における収容率の上限変更		
2.1	・県内の感染者計 1,761,083 人前月比+149,016 人	2.1	**・本学の感染者計 1,630 人 前月比+148 人**
		2.7	**・第7回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・濃厚接触者特定のための着座位置確認システムの運用を停止** **・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂**
2.16	**・埼玉県における BA.5 対策強化宣言に基づく要請内容の変更** **マスク着用ルールの変更**		
3.1	・県内の感染者計 1,787,270 人 前月比+26,187 人	3.1	**・本学の感染者計 1,641 人 前月比+11 人**
3.3	**・埼玉県における BA.5 対策強化宣言に基づく要請内容の変更** **無症状者への無料検査の終了**		
		3.28	**・第8回危機対策本部会議** **主な決定事項** **・4月1日以降、マスクの着用を求めない** **・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの一部改訂**
		3.29	・令和5年4月1日以降の埼玉大学におけるマスク着用の取扱い等について(学生・教職員宛通知) ①学生、教職員に対しマスクの着用を求めない ②基礎疾患などマスクの着用を希望する場合や健康上の理由によりマスクを着用できない場合もあることから、学生、教職員に対しマスクの着脱を強いることのないようにすること ③季節性インフルエンザを含め感染症が流行している場合でもマスクの着用を強いることのないようにすること ④咳やくしゃみの際には咳エチケット行うよう留意
4.1	・県内の感染者計 1,798,200 人 前月比+10,930 人	4.1	**・本学の感染者計 1,653 人 前月比+12 人** ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル改訂 ・図書館の開館について【新型コロナウイルス感染症マニュアル・リスクレベル 2 対応】 入館 発熱等のある人は入館禁止

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2023年			4.14 4.18 4.28	・コロナ5類移行後の療養期間 発症翌日から5日間推奨 ・ワクチン接種後死亡の 12 人に一時金支給 ・5類移行に伴い新型コロナ対策本部の廃止を決定 政府
			5.1	・国内の感染者 計 33,725,765 人 前月比 ＋506,727 人 重傷者 55 人 死者計 74,550 人 前月比 ＋611 人

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			学外者 利用を再開している 館内利用 利用制限の施設・設備 3階ラウンジは閉鎖 資料の利用 消毒液で手指消毒 閲覧席の利用 消毒液で手指消毒 ラーニングコモンズ2・3階の利用 ①密接した会話や大声の発声禁止 ②空間確保 ③着席はアクリル板越しに ④利用する什器を消毒液で消毒 蔵書検索用 PC、コピー機 ①複数人で利用しない ②利用する機器を消毒液で消毒 AV コーナー・新聞コーナー ①複数人で利用しない ②利用する機器を消毒液で消毒 情報端末コーナー、課金プリンター ①複数人で利用しない ②利用する機器を消毒液で消毒 貸出・返却 通常どおり レファレンス 通常どおり
4.21	**・埼玉県コロナ総合相談センター開設 （県民サポートセンターと受診・相談センターを統合）**		
5.1	・県内の感染者計 1,811,275 人 前月比＋13,075 人 ・県民・事業者の皆様への協力要請等の期間の変更について 期間を5月7日までとする	**5.1**	**・本学の感染者計 1,669 人 前月比＋16 人 ・第1回危機対策本部会議 主な決定事項 ・5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は感染症法上2類から5類に整理され、法律に基づき行政が様々な要請・関与をする仕組みから個人の選択を尊重し国民の自主的な取組をベースとしたものに変更されることから本学の方針も政府の方針に沿ったものとする。加えて、本学独自の方針として、学内における感染防止対策として当面の間、感染者からの報告を求め、感染状況によっては必要な対策を講じる ・これまでの感染防止対策は一部を除き5月7日で終了 継続する対策 1. マスク着用のルール 2. 本学独自の PCR 検査キット、抗原検査キットの配付 3. 課外活動ルール 4. 学生から授業担当教員への報告 5. 教職員がワクチン接種を受ける場合の職務専念義務免除**
		5.2	・新型コロナウイルス感染症が感染法上 5 類感染症に位置づけられることに伴う令和 5 年 5 月 8 日以降の埼玉大学における対処方針について（学生・教職員宛周知） 基本的感染対策 マスク着用、手指衛生、検温等の基本的感染対策は個人の判断に委ねる 感染した場合 ①感染リスクがなくなるわけではないことから当面の間新型コロナウイルスに感染した場合は報告フォームにより報告 ②法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかはは個人の判断に委ねる ③感染した場合の授業、就業上の取扱い 授業 季節性インフルエンザ等、他の事由による欠席と同様の扱いとする 就業上 季節性インフルエンザと同様の扱いとする 常勤教職員 病気休暇 非常勤教職員 無給の休暇 在宅勤務は就業規則の範囲内の日数 時差出勤は終了

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2023年 感染症法第2類 ↓ 第5類	5.5	**・WHO 新型コロナ「緊急事態宣言」終了を発表**	**5.8**	・新型コロナ 感染症法上「2類」から「5類」に移行 **・政府対策本部廃止**
			5.9	・新型コロナ 毎日の死亡・重傷者数発表は今日が最後に 厚労省 ・5類移行に伴い感染状況を全数調査から定点把握へ
			6.2	・新型コロナ 全国の感染状況 前週1週間の1医療機関当たり平均感染者数 3.63 人 前々週の 1.02 倍
			6.3	・今年度の大学入試 試験中のマスク不要などコロナ前の形に 文科省
			7.5	・新型コロナ感染状況「第9波と判断が妥当」 日本医師会
			7.14	・ワクチン接種後に死亡 6 人に死亡一時金など支給 ・新型コロナ 全国の感染状況 前週1週間の1医療機関当たり平均感染者数 9.14 人 前々週の 1.26 倍
			7.28	・コロナ5月の死者数 1.637 人 5類移行後初公表 厚労省 ・コロナワクチン接種後死亡の女性 因果関係否定できず 2例目
			8.14	・新型コロナ 全国の感染状況 前週1週間の1医療機関当たり平均感染者数 15.81 人 前々週ほぼ横ばい
			8.21	・ワクチン接種後に死亡 9 人に死亡一時金など支給
			9.1	前週1週間の1医療機関当たり平均感染者数 19.07 人 前々週の 1.07 倍
			9.8	・新型コロナワクチン接種 全額公費の特例を今年度末で終了 厚労省
			9.23	・新型コロナ 190,000 人余調査 成人1～2割「後遺症」 厚労省
			10.6	・新型コロナ 全国の感染状況 前週1週間の1医療機関当たり平均感染者数 8.83 人 前々週の 0.8 倍

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
			濃厚接触者 濃厚接触者の特定は行われず
		5.2	・令和５年５月８日以降の新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について（学生宛周知）
5.8	・埼玉県対策本部廃止 ・9月 30 日までの移行計画 ①入院が必要な患者は県内のすべての病院で対応 ②入院の要否を医療機関が判断し医療機関同士での入院調整を基本 ただし、人工呼吸器管理が必要な重症患者等の入院調整は引き続き行政が支援 ③病床確保によらずにコロナの入院患者の受入が行われるように取り組む ただし、軽症・中等症Ⅰ・Ⅱの病床は6月まで、重症病床は9月末まで確保 ・基本的対処方針に基づき実施していた協力要請を終了 ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」廃止 ・5類移行をもって終了した主な取組 ①医療費（外来・入院）の自己負担分の公費支援 ②発生届による全数報告 ③自宅療養 ④宿泊療養施設（4月末） ⑤高齢者支援型臨時施設（9月末）	5.8	・新型コロナウイルスに感染した場合の報告について（学生・教職員宛周知） 新型コロナが感染症法上2類から5類に移行となった5月8日以降も感染した場合は大学に報告を
		5.11	・PCR 検査キット又は抗原検査キット配付のご案内（学生・教職員宛更新周知）
		5.21	・学生 感染者 計 1,500 人超（学生全体の 17.9%）
6.2	・新型コロナ 先週1週間 1医療機関当たりの平均患者数 14.87 人	**6.1**	**・本学の感染者計 1,699 人 前月比＋30 人**
6.30	・軽症・中等症Ⅰ・Ⅱの病床確保終了		
7.14	・新型コロナ 先週1週間 1医療機関当たりの平均患者数 8.87 人	**7.1**	**・本学の感染者計 1,745 人 前月比＋46 人**
		7.24	**・役教職員 感染者 計200人超（全役教職員の19.9%）**
8.14	・新型コロナ 先週1週間 1医療機関当たりの平均患者数 14.7 人	**8.1**	**・本学の感染者計 1,831 人 前月比＋86 人**
9.1	・新型コロナ 先週1週間 1医療機関当たりの平均患者数 22.74 人	**9.1**	**・本学の感染者計 1,866 人 前月比＋35 人**
9.4～9.10	**・第５類移行後最大感染者 1医療機関当たり 26.95 人**		
9.20	・ワクチンの令和5年秋開始接種を開始		
9.30	・重症の病床確保終了		
10.6	・新型コロナ 先週1週間 1医療機関当たりの平均患者数 9.76 人	**10.1**	**・本学の感染者計 1,892 人 前月比＋26 人**

1 年表 新型コロナウイルス感染症を取り巻く動き

年	月日	世　界	月日	日　本
2023年			11.6	・新型コロナ 全国の感染状況 前週1週間の1医療機関当たり平均感染者数 2.86 人 前々週の 0.88 倍
				・インフルエンザ 全国の感染状況 前週1週間の1医療機関当たり平均感染者数 19.68人 前々週の 0.88 倍
			11.22	・新型コロナワクチン接種費用 来年度から原則一部負担に
			11.24	・新型コロナ 1医療機関平均患者 1.95 人 5類移行後最少
			11.28	・新型コロナ 新タイプの mRNA ワクチン 「レプリコンワクチン」国内承認
			12.1	・新型コロナ 全国の感染状況 前週1週間の1医療機関当たり平均感染者数 2.33 人 前々週の 1.19 倍 約3か月ぶりに増加
			12.13	・国産初の新型コロナワクチン 接種始まる
			12.15	・新型コロナ感染者 前週から全都道府県で増加
			12.22	・新型コロナワクチン接種の自己負担額 最大 7,000 円程度
			12.28	・新型コロナ 新変異ウイルス「JN.1」急増
2024年			1.1	・新型コロナ 全国の感染状況 前週1週間の1医療機関当たり平均感染者数 4.57 人 前々週の 1.1 倍
			1.19	・新型コロナ感染状況 着実に感染者増加
			1.24	・大学入学共通テスト 追試の理由 インフルエンザ感染が最多の 495 人 新型コロナは 366 人で昨年の5分の1
			2.9	・新型コロナ 全国の感染状況 前週1週間の1医療機関当たり平均感染者数 16.15 人 前々週の 1.08 倍 11 週連続で患者数増加
			2.22	・新型コロナ公費支援 3月末で終了 4月からは通常の医療体制へ

月日	埼 玉 県	月日	埼玉大学
11.6	・新型コロナ 先週1週間 1医療機関当たりの平均患者数 2.79 人 ・インフルエンザ 先週1週間 1医療機関当たりの平均患者数 33.08 人	11.1	・本学の感染者計 1,906 人 前月比+14 人
12.1	・新型コロナ 先週1週間 1医療機関当たりの平均患者数 2.31 人	12.1 12.20	・本学の感染者計 1,909 人 前月比+3人 ・役教職員 感染者 250 人超(全役教職員の 24.9%)
1.1	・新型コロナ 先週1週間 1医療機関当たりの平均患者数 4.61 人	1.1	・本学の感染者計 1,925 人 前月比+16 人
2.16	・新型コロナ 先週1週間 1医療機関当たりの平均患者数 29.74 人	2.1	・本学の感染者計 1,955 人 前月比+30 人
		3.1 3.8	・本学の感染者計 1.971 人 前月比+16 人 ・第2回危機対策本部会議 主な決定事項 ・本学構成員の感染状況の把握(構成員からの感染報告)を終了する。 これをもって、本学における新型コロナ感染症対策は全て終了する。

2　基本方針

基 本 方 針

1. 本学における新型コロナウイルス感染症対策は、「埼玉大学危機対策本部」において審議・決定する。(180頁)

2. 感染症対策の審議・決定に当たっては、日本政府の方針及び埼玉県の要請を尊重する。

3. 感染症対策決定の判断基準
（1） 学生・教職員の感染拡大を防止すること。
（2） 学生の修学継続を確保すること。
（3） 研究活動の継続を確保すること。
（4） きめ細かな学生支援を行うこと。
（5） 情報開示により透明性を確保すること。
（6） 可能な限り現場の意見を取り入れること。

4. 構成員の日々の活動は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」(299頁)及び 「埼玉大学学生行動指針」(359頁)並びに埼玉大学からの各種周知によること。

3　感染状況

○2020.08.24～2024.03.31 埼玉大学における新型コロナウイルス感染状況（全構成員・月別）

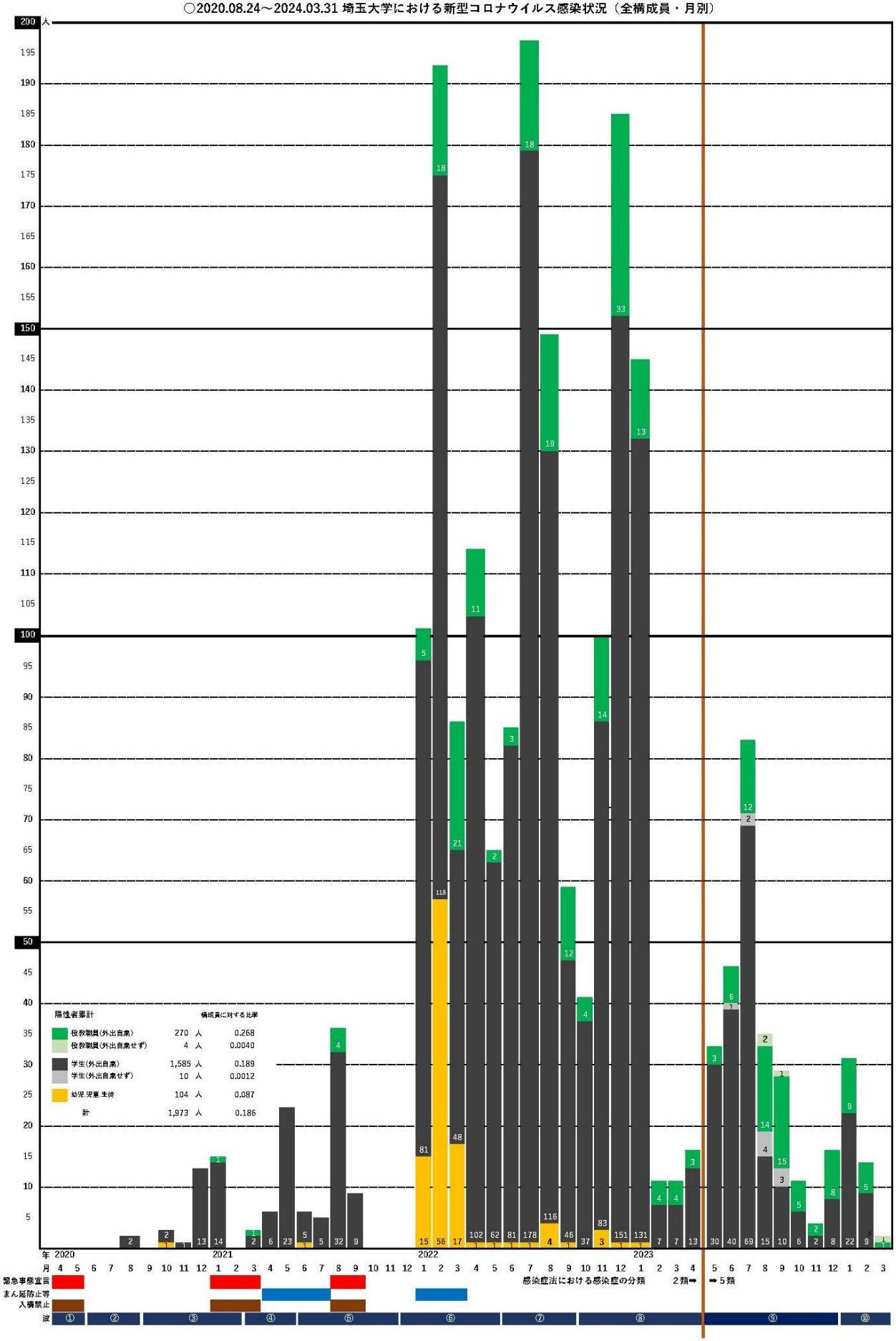

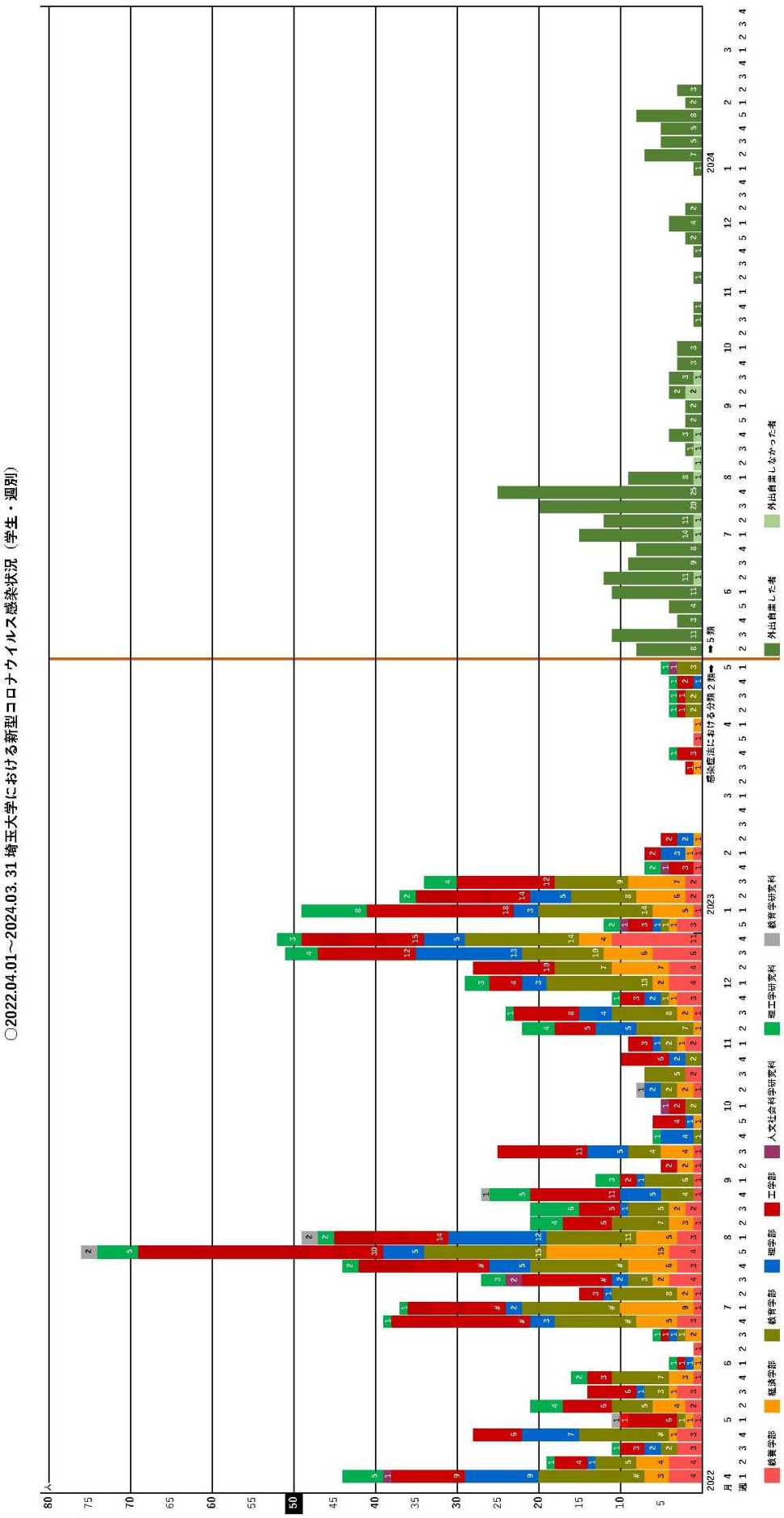
○2022.04.01～2024.03.31 埼玉大学における新型コロナウイルス感染状況（学生・週別）
人
感染症法における分類２類➡
➡５類
外出自粛した者
外出自粛しなかった者
医養学部
経済学部
教育学部
理学部
工学部
人文社会科学研究科
理工学研究科
教育学研究科
2022
2023
2024

4　コ　ラ　ム

【恐れることと畏れること】

重原孝臣　 2020 年当時 理事(研究・産学官連携担当)

新型コロナウイルス感染症(Covid-19)の感染拡大が始まって一年半余りが経過した 2021 年の夏、私はある学内組織の年報に巻頭言を寄稿する機会がありました。本コラムの執筆に当たり、当時の記録や資料を読み返してみましたが、この巻頭言は今回の Covid-19 記録集のコラム欄に相応しい内容を含むように思え、一部を抜粋・加筆の上、再掲させていただくことにしました。パンデミックの状況等は執筆当時のものであることをご容赦ください。

新型コロナウイルスのパンデミックは、個人的には、自然を「恐れる」ことと「畏れる」こととの違いについて改めて考えさせられる機会になりました。「恐れる」は、強大な威力を前にして怯え、縮こまること。「畏れる」は、自分を遙かに凌駕する存在を目のあたりにして震撼・おののくこと。読み方は同じでも意味は大きく異なります。遠藤周作(1923～1996、小説家)は著書「勇気ある言葉」(1978)のエッセイのなかで、「畏れると恐れるとのちがいを若い人は知っていない」と述べていますが、発刊当時まさに「若い人」であった私自身にとっても、今回のパンデミックの状況から、「恐れる」と「畏れる」の違いがはっきり感じとれます。この原稿を書いている 2021 年 8 月末現在、日本は第 5 波の渦中にあって、ワクチンの普及も十分に進まないなか、若年層にも感染が広がり、自宅療養を余儀なくされる患者も急増しています。今「最も恐れているのは何ですか？」とアンケート調査すれば、おそらく多くの方が新型コロナウイルスへの感染を挙げるだろうと思います。恐れというのは感情の問題であって制御できない側面もありますが、他方、正確な情報があれば「恐れるに値すること」と「恐れるに及ばないこと」との区別ができるようになります。社会に徒に恐れの感情を広げないためにも、正確な情報が何より大切です。寺田寅彦(1878～1935、物理学者、随筆家、俳人) は、1935 年の浅間山の小噴火の際に麓の駅で、山を下りてきた学生が「大したことはない、大丈夫」と駅員に言うのに対し、駅員が「いや、そうではない」と応じるやり取りを小耳に挟んで、「ものをこわがらな過ぎたり、こわがり過ぎたりするのはやさしいが、正当にこわがることはなかなかむつかしい」と感想を残したそうです。今流に言えば、正しく恐れることの難しさを述べているとも言えます。 私たち大学人にとって、科学的知識やデータに基づいて、新型コロナウイルスを正しく恐れる術をわかりやすく社会に提供し続けることは大切な役割だろうと思います。

科学・技術による未知の自然現象の解明、科学・技術の新たな知見や成果の社会への還元、科学的分析に基づく客観的データの社会への提供などはアカデミズムの重要な役割であり、私たちが様々な場面で自然に対して抱く漠然とした恐れの感情を軽減したり、取り除くことに役立ちます。科学・技術は私たちが自然を正しく恐れるための手段を提供してくれる、という言い方もできるでしょう。この意味で、科学・技術の社会的重要性が今後ますます高まることに疑いの余地はありません。他方で、新型コロナウイルスに留まらず、疫病・地震・津波・豪雨・水害・土砂崩れ・旱魃・山火事等々の自然の脅威を世界各地で続けざまに目のあたりにする昨今、自然を正しく恐れるとともに、自然を畏れ、同時に敬う気持ちを忘れてはならないように思えます。科学・技術は部分的には自然を制御する力を持ち合わせていますし、今後もその守備範囲を広げていくことでしょう。しかし、自然を完全に制御することは不可能です。そのことを自然は私たちに教え続けてくれています。科学・技術の時代にあっても、私たちは自然に対する畏敬の念を大切にしたいものです。

【オンライン講義開始にあたって】

柳澤哲哉　2020 年当時　理事(教学・学生担当)

2020 年 2 月 23 日に坂井学長から新執行部となる重原、木﨑、柳澤に「大学の危機管理としては最悪の場合までを想定した準備、少なくとも対応策の策定が必要」とのメイルがあった。これがコロナ対策の検討開始だった。そのメイルには新学期の講義に関して「1.特に講義が出来なくなった場合の対応(事態が落ち着いてからの集中講義へのスイッチなど)。2.ネット配信授業導入可能性の検討(直ぐには出来ないのが難)」と 2 通りの検討事項が書かれていた。

私は 2 カ月ほど前まで zoom の存在さえ知らなかった。メイルのカッコ書きにもあるように、オンライン授業を開始するには数カ月要するだろう、というのが我々の共通認識であったと思う。だから、学年暦変更の準備で済むと考えていた。急がなければならないのは、大学封鎖時の新入生への連絡手段の確保である。入学手続きの書類に「大学からの連絡は Web を見よ」という主旨の通知を入れてもらうことにした。非常勤講師の確保を除けば、長期休業を授業期間に振り替えれば対応できる。授業開始遅延のケースとして 2 週間から 2 カ月程度の数パターンの学年暦をメモ書きしてみた。2 カ月以上遅延する可能性もあったが、そうなると大学だけの問題ではない。全国的に入試時期繰り下げを伴う文科省マターになるだろう。このように 2 月下旬の段階では、オンライン授業への切り替えは全く現実味のない話であった。

3 月 10 日ごろから授業開始繰り下げを発表する大学が増えてきた。12 日には、それ以前からオンライン講義を実施していた名古屋商科大学が、全講義をリアルタイムのオンラインに切り替えると発表した。全面的な切り替えを発表した最初の大学だったと思う。16 日に危機対策本部会議が開催されて、正式に山口執行部から権限の委譲が行われた。その前後で新執行部の間でプランBと呼んできた学年暦案が固まる。授業開始を2週間繰り下げ(4 月 27 日開始)、第1ターム、第2タームを1週間ずつ削減する。また、食堂の混雑緩和をはかるために、昼休みを 100 分とする代わりに授業を 80 分とする。授業時間の不足は WebClass の活用やレポートで補うこととした。教育の質保証の観点から反対意見も予想されたが、学年暦の変更が軽微で、かつ非常勤の確保にも影響が少ないので、教員の抵抗は少ないだろうと踏んでいた。19 日危機対策本部部会でプランBは異論なく承認された。以前から zoom を活用している経済学部の若手教員に意見を求めたところ、講義配信のハードルはそれほど高くないという回答を得ていた。そこでオンライン化の頭出しだけは早目にしておくべきだと考えていた私は同会議資料に「Zoom 等の Web 会議ツールを利用した講義のオンライン化を認める」ことと、「現在、Zoom の導入について検討中である」と書き込んでおいた。

同じ日、東大が感染状況に応じた遠隔授業への切り替えを発表し、新入生にネット環境の整備を要請した。そのころからオンライン授業に関するWeb上の情報も急速に増えてきたと記憶している。オンライン化の議論を学内で最も先行させていたのは経済学部だったと思う。学部カリキュラム委員と経済学部執行部の議論のポイントは、半ば強制的にオンライン化を進める必要があることと、そのために教員のハードルをできるだけ引き下げることであった。zoom でリアルタイムの配信ができない教員でも、パワーポイント資料などの教材ファイルと音声ファイルとを WebClass にアップロードすること(後に「ラジオ講座方式」と呼ばれる)は可能だろうと判断していた。このアイデアが、その後の全学の方針を作成する際のベースになった。もっとも経済学部は当初、教室の密集緩和を目的とした大人数講義のオンライン化を検討していた。しかし、全学で教室の収容定員を半減させるためには、中規模および大規模教室の不足から、結局のところほとんどの講義をオンライン化せざるを得ないことが判明する。そもそも対面講義とオンライン講義の混在は、受講場所の確保からも困難だった。

執行部が何日にオンライン化を決めたのか正確な記録はないが、感染状況が悪化したときには、オンライ

ンでもプランBを実行するという 29 日のメイル送信記録が残っている。「オンライン化となれば 4/27 で無事に一斉スタートできるとは全く思っていません。多分、トラブル続出でしょう。動き出さないと分からないことばかりです。おそらく連休明けから開始しても少なからぬトラブルは起きるはずです。質保証の観点からは無責任と思われるかもしれませんが、やむをえず 1 週遅れや 2 週遅れでスタートした講義は、それを補完する方法を工夫してもらうしかないと考えてます。」同日、木﨑から職員を中心としたオンライン化準備チームの提案が行われ、学長が了承している。したがって、遅くとも 29 日には原則オンライン化の準備が動き出したことになる。講義開始遅延の 2 週間は、感染対策の期間からオンライン化準備の期間へと変わった。

このチームが「オンライン授業導入検討チーム」として動いていく。教育企画課を中心に、情報メディア基盤センター、契約に関わる総務課からも職員が集められた。それに情報担当副学長伊藤、教育推進室長松原にも参加してもらった。zoom の契約からはじまって、教員向けマニュアルや講習会、学生用マニュアル、セキュリティ情報、成績評価、授業評価、回線容量問題、学生の顔出し問題等々、主にメイリングリスト上で作業状況の確認や意見交換を行いながら作業を進めた。講義開始までには教員は何とか対応してくれそうな感触を得ていた。大きな懸念は受信できない学生の発生である。それにはモバイル・ルーターとパソコンの貸出しで対処することにした。品薄で迷惑をかけた学生も何人か出てしまったが、ありがたいことに必要とする学生は予想以上に少なかった。

チームメンバーは実によく働いてくれた。チーム外の教職員からの助言もあったし、経済学部の若手に全教員向けの zoom の講習会もお願いした（4 月 9 日、13 日）。部局でもオンライン講義のマニュアル作成や講習会を開催してくれた。いろいろなクレームも届いたが、遅延する講義もほとんどなく、4 月 27 日（月）に予定どおりオンライン授業で第 1 タームが始まった。

最後に授業開始直前の週末 24 日夕方の教育企画課長と私のやりとりを書いておく。

課長「やり残していることはありますか？」

柳澤「先行した大学はやたらとサーバーがたおれて学長が謝罪している。帝大もダメだったぐらいだから、埼大もたおれるだろう。今のうちに坂井学長の謝罪文を準備しておこう。」

課長「縁起でもないから、それはやめておきましょう。あれは他大学のものをコピペすれば簡単にできますから。」

柳澤「なるほど。でも謝罪文のコピペがバレたらマズいよ。」

とはいえ、翌 28 日には授業目的公衆送信補償制度がスタートする。著作物利用条件を勘違いしたことにすれば、コピペも許されるような気がしたのであった。

【留学事業の再開――自立した本学学生に促されて】

市橋秀夫　副学長(国際・グローバル教育担当)、国際本部長

留学事業が完全にストップし、いつ再開できるかの目途がまったく立たない期間がずいぶんと長かったというのが実感だ。感染者数がいったんは減っても、またいつ大流行になるのかが見通せない。

オーストラリアやニュージーランドのように自国民も含めて一切の入国を認めない国もあったが、ほとんどの地域は留学生を含む外国人の入国にはワクチンの複数回接種など厳しい条件が付き、国産ワクチンの開発ができていなかった日本ではそのような条件はクリアできなかった。

留学生の受け入れもまた、入国時における二週間にわたる隔離期間の設置など、数々の障壁があった。マンパワー的にも、予算的にも、そしてなによりも対応できるだけのノウハウを持ち合わせていなかった。日本での留学生活を自立して行なえる「健康な」留学生の受入れを前提にしてきたのだから、我われが手立てなど持ち合わせないのは当たり前だった。

そんな状況がなかなか解消しないなかで、強く留学を希望し、自分で可能性を模索している一人の理工研の大学院生がいた。学生のみならずすべての教職員に海外渡航原則不可の措置を本学はとっていたが、どうしていま留学する必要があるのかを語り、また、先方の研究機関が受け入れ許可をとり、具体的に入国可能なルートを見出していた。海外渡航を許可して何か不測の事態がおこったら大学としてどう責任を取るのかという点がすぐに問題となった。だが、チャレンジングであると同時に具体的な渡航手立てを自分で準備して来ていた自立した彼のおかげで、できない理由ばかりを挙げて学生に留学断念を受け入れてもらっていた状態からの方針転換の決断がようやくできた。学長をはじめ、全学執行部にも理解とサポートがあったことも大きかった。問い合わせた文科省もダメだとは言わない――「貴学でよく検討してご判断いただきたい」(＝責任は貴学にあります！)。

留学も含めた海外渡航原則禁止の方針は本学でも変えることはしなかったが、正規交換留学については、留学の必要性、保護者の承諾などを条件に例外的に対応させてもらうかたちで派遣留学の再開を進めた。国際企画室長の長谷川靖洋先生(理工研)や本学の国際業務を主務とする長沢誠先生(人社研)や留学・国際交流課のスタッフとともに留学希望学生一人ひとりに(厳しく)面接し、保護者には一人ひとり私のほうから直接電話をかけて状況を説明して了承をとった。本学は、他大学に比べ、半年から１年以上早く海外派遣を再開できたのではないかと思う。

海外協定校からの学生受入れの方は、留学・国際交流課のスタッフが尽力してくれた。武笠課長代理をはじめとするスタッフが、本学の学生寮で入国後の隔離期間をすごしていた留学生諸君に食事や日常生活必需品を調達し、毎日配布した時期もあった。文科省や送迎業者などへの問い合わせや対応など、グランドワークをしてくれたのももちろん本学スタッフである。当時は自分も感染するかもしれないという不安の中での業務遂行だったと思う。

サマー・プログラムも、担当スタッフが調整に調整を重ね、状況に合わせて軌道修正をクリアしてくれながら、オンラインで再開した。コロナ禍が続く中でのすべての国際業務再開の過程で、スタッフのみなさんには無理をお願いしたところがあったと思う。遅すぎることは承知でこの場を借りてお詫び申し上げるとともに、感謝申し上げる。

田代美江子　副学長（ダイバーシティ推進担当）

新型コロナ感染拡大対策として「緊急事態宣言」が出されたのは、私が覚悟を決めてダイバーシティ推進・キャンパス環境改善担当副学長をつとめることになった時でした。

4月にスタートした大学新執行部は、いきなりこのコロナ対策に追われることになりましたが、私はその担当からすれば傍観的な立場でもあったと思います。しかし、執行部のメンバーでなければ見えなかったこと、知らなかったことに多く触れることができたことも確かです。大学執行部メンバーの一人でもある私が言ってしまうと、自画自賛になりますが、埼玉大学の対応は迅速でした。特に、学生たちを大切にしようとする方針が一貫していたと思います。

もちろん、それらの取組にも、さまざまな課題があったことは否定できませんし、大学院生を含めれば8000人を超える学生たちの中には、私たちの支援が届かなかった学生もいるでしょう。特に、大学に入ったばかりの新入生たちが、不安の中で大学生活をスタートさせたことに、どれだけのことができたのかは、教育を担う教員としても不安に思うところです。

しかし、いち早く遠隔授業の環境を整えスタートさせたことは、教員としては遠隔授業への対応は大変な事でしたが、大学での学びを学生たちに保障するという点でも、学生たちの不安を軽減し、大学とのつながり、学生同士のつながりをつくり出すという点でも重要でした。実際、学生たちからの大学への感謝の言葉も、当時多く聞くことができました。

私が所属する教育学部教育学専修では、教職実践演習という授業の最後に、自分たちの 4 年間の学びをゼミごとに総括して報告する時間があります。今年度卒業を迎える学生は、まさに2020年のコロナ禍の中で入学してきた学生たちです。かれらの報告の中で、大学生活前半の孤独についても多く語られていましたが、ゼミでの学びやつながり、その成果である卒業論文の出来栄え、楽しかった学生生活の思い出も発表してくれました。その報告には心からホッとさせられました。

ジェンダー教育学を専門とする私として、当時、注目し、授業などで発信していたことがあります。それは、新型コロナ対策とジェンダーの関係です。国連女性機関（UNWomen）は、2020年3月の早い段階で、「女性を前面に、女性を中心に」（プムズィレ・ムランボ＝ヌクカ UN Women 事務局長）、「女性と COVID－19：いますぐに政府ができる 5 つのこと」（アニタ・バティア副事務局長）といった文書を発表していました。それらの文書では、特に脆弱な立場にある女性が、深刻な経済的・社会的影響を受けること、このパンデミックが、女性の健康と安全を脅かしていることが指摘され、対策の計画・実施過程に関わる意志決定の担い手のほとんどが男性であることに懸念が示されていました。もちろん女性がいればいいということではなく、強調されていたことは、意見の多様性が最終的な決断をよりよいものにするということです。

関連して、もう一つ私が着目していたことは、ノルウェー、デンマーク、ベルギー、スウェーデンなど、国の女性リーダーたちが「子どものための記者会見」を開き、子どもたちの不安や疑問に直接応える機会を早い段階でつくっていたことです。こうした取組は、子どもも含めて、社会の中で脆弱な立場に置かれている人々を置き去りにしないという姿勢を表すものです。日本はどうなのでしょう。私たちの大学の取組は、どうだったのでしょうか。

コロナ禍だけでなく、震災などさまざまな災害のたびに、格差と不平等が顕在化しています。誰も置き去りにしないということはとても難しいことですが、誰かが置き去りにされているかもしれないということに敏感に、意識し続けることはできます。これは、大学のみならず、地域におけるダイバーシティ環境の実現につながる重要な視点です。

【COVID-19 担当として】

木﨑一美　2020 年当時　副学長(大学改革、防災・危機管理担当)

【危機管理担当就任に先立ち】

2019年12月、中国武漢市において発生した原因不明の肺炎が広がり、1月21日に WHO がヒトヒト感染が見られると発表。その勢いは衰えを見せず1月31日には感染者 9,692 人、死者 213 人を数え、同日 WHO は「緊急事態宣言」を発表した。未曽有の厄災となった新型コロナウイルス感染症の始まりである。この頃日本では、まだ対岸の火事的な根拠のない余裕すら感じられていた。しかし、客船ダイヤモンドプリンセス号が横浜港に入港した頃から政府の対応も次第に慌ただしくなっていく。2月25日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を発表、3月26日には新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、3月29日には「新型コロナ感染症対策の基本的対処方針」を決定した。この時点の国内での一日の感染者は200人を超えていた。一方、埼玉県にあっては、3月末の週末は「不要不急の外出自粛」を求めるようになり、4月1日には「埼玉県新型コロナウイルス対策本部」を設置した。

このような状況下にあって、次期学長である坂井貴文先生から副学長(大学改革、防災・危機管理担当)のお話をいただき謹んでお受けした私は、新型コロナウイルスの正確な情報を得ようと、3 月初旬、坂井先生と共に某大学の感染症がご専門の教授にお会いし、様々な知見をご教授いただいた。科学的に立証できていないことが多いながらも、予見を伺えたことは、その後新型コロナの様々な情報を整理して考える上で大いに役立った。

【学生を守る、幼児・児童・生徒を守る、教職員を守る】

2019年度卒業式を実施できるのか、2020年度入学式、オリエンテーション等の学事をどうするのか、何より授業の形態をどうするのか等々、埼玉大学として山積する課題をクリアしなければならなかった2020年3月は、山口学長から坂井次期学長に体制が切り替わる時期であった。新型コロナ対応は坂井次期執行部が担うことを山口執行部に提案し、危機対策本部の下に次期執行部、次期副学長、次期部局長等を中心とした部会「COVID-19 対策部会」(179頁)を設置し、種々対策を審議・決定した。4月以降は危機対策本部会議(180頁)において審議・決定した。危機対策本部会議は、2020年度(第1波～第4波)は12回、2021年度(第4波～第6波)は19回、2022年度(第6波～第8波)は8回、2023年度(第8波～5類)は2回開催した。毎回毎回、審議事項は、多岐に渡った。審議・決定に当たりなかんずく最優先した方針は「学生の命を守る、幼児・児童・生徒の命を守る、教職員の命を守る」であった。卒業式・入学式の中止、構内入構禁止、遠隔授業の実施、サークル活動の中止は、夢を描いて入学してきた新入生、在学生の気持ちを思うにつけ、本当に心が傷んだ。しかし、この対策は、新型コロナウイルス感染症から学生、幼児・児童・生徒、教職員の命を守るために必要な措置なのだと自身に言い聞かせた。危機対策本部会議委員の皆様には幾度にもわたる会議の度に真摯にご対応いただき最善の対応策を導き出していただいたことに感謝申し上げる。

【新型コロナ感染症対応マニュアル】

まずは本学構成員が同一のレギュレーションの元で行動するためのマニュアルを整備することが急務だった。マニュアルは2020年5月7日に策定した。その内容はリスクレベルを0～5の6段階に設定しそれぞれのレベルに応じた学生、教員、職員、附属学校園、学外者の活動(授業、研究、入構、課外活動、国内出張、海外渡航・派遣、会議・式典等)についてルール化した。これまでに前例のない内容のものを策定することは思ったより苦労した。内閣府、厚労省、埼玉県が発する情報等を読みあさった。使い物にならないマニュアルを策定しても意味がないので、構成員目線で分かり易く作った結果、気が付くと70数頁に及んだ。この

マニュアルは感染症法上5類移行に伴い廃止に至るまで17回改訂し、その時々の政府の施策や埼玉県の方針に沿ったレギュレーションを構成員にお願いしてきた。

【情報発信】

本学構成員に感染者が出始めた頃は、発信すべき情報について議論を重ねた。比較的個人が特定され易い附属学校園の幼児・児童・生徒の場合は特に細心の注意を払う必要があった。マスコミからは、なぜそれ以上の情報を発信しないのか問い詰められた広報担当は対応に苦慮した。新型コロナ感染症が感染症法上5類になった今思うに、当時の新型コロナ感染症に対する人々の不安感・恐怖感は計り知れず大きかった。

【安心感】

本学構成員が感染した場合は、学内における感染拡大を防止するため報告フォームにより昼夜を問わず報告していただいた。 深夜に症状が落ち着くわけでもないだろうが、なぜか深夜に報告が多くきた。感染した構成員は発熱、咳き込んで辛い状況であろう、一人暮らしの学生はアパートの一室で心細い時間を過ごしているのだろう、そんなことを思うと返信を翌朝に回すことはできなかった。授業のことは心配しなくてよいこと、不利益な扱いはしないので、先ずは療養に専念して欲しい旨を少しでも早く伝えたかったので、(教職員に対しては就業上の取扱いを早くお知らせしたかったので)夜間、休日を問わず可能な限り時間を置かずに返信し、安心してもらえるよう努めた。安心という面では、PCR 検査キット、抗原検査キットの配付がある。これは、身近な人が感染したことにより不安を抱いている構成員からの申し出によりキットをお渡しして、医師・保健所による検査結果が出る前に自己診断してもらうことにより、陰性であれば安心が得られ、陽性であればいち早く感染防止対策を取ってもらえるという点で効果があった。一人暮らしの学生から要望があった際には、大学の近隣であれば、担当者がアパートまで手渡しに行ってくれた。この対策は、後に政府の方針で濃厚接触者を特定しなくなった以降は特に有効な対策となった。

【新型コロナウイルスワクチン職域接種(大学拠点接種)】

ワクチン接種に係る地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため政府は企業単位におけるワクチン接種を推進した。始めは企業が対象であった職域接種だが、すぐに大学も対象になった。医学部を持たない本学は対象外であろうとたかをくくっていたら、予防接種など何のノウハウも持たず、医療従事者等人的資源も持たない埼玉大学も該当するのだという。実施するには、医師、看護師、運営会社を自ら確保して実施しなければならない。しかも予算はほんの僅かしか示達されないので、その殆どが自己財源での実施となる。その実施についてはじめは二の足を踏んだが、「接種券は住民票のある住所に届く」ということが分かった。このことは地方出身の学生は住民票など移していないことが多く、その学生は授業を休んでわざわざ里帰りしないと接種が受けられないことを考えたときに、是非とも本学で授業の合間に接種できる体制を整える必要があると考えた。接種日程についてはワクチンの配送の関係から二転三転したが、結果、1回目接種2,040人、2回目接種2,013人、3回目接種740人の学生が授業の合間に、あるいは教育実習の合間に接種を受けることができた。教職員も数十人接種した。相応の金銭的・事務的負担を要したが、これだけの学生の利便性を考えると、また感染拡大防止の効果を考えると実施して正解だったと思う。実施に当たっては、通常勤務から離れ数人でチームを作って対応し、無事に3回の大学拠点接種を終えることができた。分厚いマニュアルに基づき間違いが許されない緊張感の中対応いただいたチームの事務職員、接種当日応援いただいた事務職員、学生に感謝申し上げる。

【消毒業務】

当初、感染者が発生した場合に、当該感染者が触れた場所を消毒することを政府が推奨した。本学においてもこの方針に則り消毒を進めることになるのだが、消毒を行う構成員は感染リスクが高まるので素人では危険なことから、薬品の知識が深い技術職員を中心に消毒班を構成したらどうかということになり、技術部長を通じて技術部に依頼したところ、お引き受けいただいた。このことは本当にありがたかった。しかしながらいくら薬品に関し専門知識を有しているとはいえ、感染リスクを伴う業務外の任務をお願いすることは本当に申し訳なく、せめてもの対応として特殊勤務手当に「防疫等作業手当」を新設させていただいた。その他一般的な消毒方法を構成員に周知するため、技術職員が中心となって手順、注意事項、消毒作業をビデオ収録し、消毒作業のノウハウをHP上で広めていただいた。脅威のウイルスであった新型コロナウイルスに立ち向かっていただいた技術職員の方々に感謝申し上げる。

【基本的感染防止対策】

講義室を管理している教務事務支援センターの方々に基本的な感染防止対策の管理をお願いした。手指消毒用のアルコールの残量点検、補充その他、日々の業務の中で重要な役割を担っていただいたことに感謝申し上げる。

【独自の対策】

各学部・研究科、各研究室、図書館、各センター、学生宿舎、国際交流会館、各附属学校園、生活協同組合等々にあってはそれぞれ独自のきめ細やかな対策を講じていただいた。社会的に新規感染者が減少し、本学のリスクレベルも2に下がり、学生の入構禁止が解除になり、対面授業が始まり、サークル活動も平常に戻ってからの感染防止対策として、上記の基本的感染防止対策と合わせてこれら独自の対策が感染防止に効果を発揮したことは明白である。

【お礼】

COVID-19 は世界に、日本に、そして本学に深い傷跡を残し、今も絶えない。2024年3月現在、本学における感染者数は、学生1,595人（19%）、幼児・児童・生徒104人（8. 7%）、役教職員274 人（26.9%）、合計1,973 人（18. 6%）である。幸いなことに死者は0人であった。

（日本、埼玉県における感染状況は年表に記したのでそちらを参照されたい。）

新型コロナウイルスが猛威を振るいだしてから今日までの4年間、学内で感染爆発が起こらずに済んだのは、構成員の皆様おひとりおひとりのご理解とご協力の賜物です。この場を借りて担当者として心よりお礼申し上げます。ただ、今もなお後遺症に苦しむ構成員がいらっしゃいます。心より早いご快復を祈念しております。大切なご家族を亡くされた構成員がいらっしゃいます。あらためてご冥福をお祈りいたします。

【新型コロナウイルスと情報メディア基盤センター】

伊藤和人　副学長(情報・DX 推進担当)、2020 年当時　情報メディア基盤センター長

新型コロナウイルス感染症に対する情報メディア基盤センターの最初の対策は情報メディア端末室の閉鎖であった。学生などが端末室の PC を自由に利用できるように、授業期間終了後の 2 月や 3 月も端末室を開放していた。しかし、利用者の密集を制御する仕組みがなく、さらに PC のキーボードやマウスの共用による接触感染の危険性があったため、2020 年 3 月 30 日に端末室を閉鎖した。

当センターでは、本学の情報システム利用に必要な統一認証アカウントを全学生に発行しており、学部などを通して入学時ガイダンスなどの機会にパスワードを記載したアカウント通知書を本人に手渡ししている。感染症拡大防止のため学生の入構が禁止されたことから、2020 年度新入生はアカウント通知書を手渡しではなく郵送することとなった。しかし、基盤科目履修登録期限日までに統一認証アカウントが手元に届かない可能性があった。この問題に備えて、学生から申請があった場合には入学試験合格通知の写真提示で本人確認を行い、ファイル転送サービスを利用して統一認証アカウントを通知する手順を用意した。実際に複数件の申請があり、アカウント不在で履修登録ができない事態は回避できたものと思う。

本学ではマイクロソフト社総合契約(Microsoft 365、以下 MS365)を結び、主にオフィスソフトウェアと電子メールサービスを利用してきた。2020 年 4 月 16 日に MS365 の機能の 1 つであるグループウェア Teams を学内有効化し、利用を開始した。学生の入構禁止と教職員の在宅勤務の開始により、ネットワークを利用したオンラインコミュニケーションの必要性が高まると考え、そのためのツールとして Teams を利用するためである。ところで当センターでは、情報メディア端末室の時間外利用に対応するため、学生アルバイトを雇用していた。端末室閉鎖に伴い学生アルバイトの業務が不要となったが、将来の端末室開放再開に備えるため 2020 年 4 月からのアルバイト雇用を継続した。学生入構禁止期間中はアルバイト学生は在宅勤務とし、Teams のマニュアル作成を依頼した。このマニュアルは今も当センターホームページで閲覧可能である。学内の通知等で Teams 操作方法の参考資料として本マニュアルが参照されているのを見かけるが、当時を思い起こし、大変感慨深い。

オンライン授業、オンライン会議のツールとして 2020 年 5 月から Zoom 利用を契約した。近隣大学で導入事例があり情報が得やすかったことが Zoom を選択した大きな理由であったが、 学内に Zoom 利用に長けた教員がおり、その教員に講師を依頼して学内向けに講習会を実施できたことでスムーズに利用が広がったことは幸いであった。Zoom 利用上の諸問題に対応するためのヘルプデスクを設置したことも円滑なオンライン授業の実施に極めて有効であった。Teams にも web 会議機能があり、オンライン授業で利用可能である。しかし、教員や学生に Zoom 利用のノウハウが蓄積されている一方でツール変更により操作に不慣れなため授業に支障が出ることを懸念し Zoom 利用を継続した。2023 年になり Zoom 社の大規模な人員整理が報道された。Zoom 以外の web 会議ツールも普及し、Zoom の特需が終わったことが理由の 1 つとされるが、新型コロナウイルス感染症のステージの変化を感じた出来事であった。

【課題対応アイデアの意見交換】

末松栄一郎　2020 年当時　大学院人文社会科学研究科長

人文社会科学研究科は、当時も現在も、学際系と経済系とで形成されています。学際系は教養学部と直結し、経済系は経済学部と直結した運営がなされています。そして、学部と同様に、学際系の大学院は教養学部長が中心に意思決定およびその運営を行い、経済系の大学院は経済学部長が中心に意思決定およびその運営を行っています。

このような運営体制のため、研究科長が大学院や学部の運営にかかわることは実質的にはありません。したがって、コロナへの対応は、それぞれの学部長が中心になって行っていました。

このような運営体制の中でも、研究科長として次のような役割を果たすように心がけていました。教養学部の執行部と経済学部の執行部が一堂に会する研究科代議員会が月に1回オンラインで開催されていました。研究科代議員会は研究科長が議事を進行します。そこで、毎回、当会議冒頭に、教養学部・学際系大学院の現状とコロナへの対応策、経済学部・経済系大学院の現状とコロナへの対応策を、両学部長から説明してもらうようにしていました。お互いに抱える課題や課題対応のアイデアを突き合わせることで、少しでもよい対応策が生み出されたのではないかと考えています。

研究科長として参加していた数々の会議は、コロナ禍ではオンラインで実施されていました。細かい意向の調整などは対面に比べて困難でしたが、オンラインでも十分に対応可能だった会議もありました。

コロナが収まり授業も対面形式に戻った今、多くの会議もオンラインから対面に戻っています。しかし、時間の有効活用を考えると、すべての会議をオンラインから対面に戻すことがよいことなのか疑問に感じます。コロナによって図らずも経験したオンライン会議ですが、この経験を活かすことが望ましいと考えています。オンライン会議のメリットもきちんと捉えて、会議のやりかたを再考する時期に来ているように思われます。

【コロナから戦争へ―予測困難な時代に学ぶ】

野中 進　2020 年当時 教養学部長

2020 年4月、私は教養学部長に着任したばかりであり、連日、新型コロナ感染への対応をめぐる全学会議に出た。喧々諤々の議論の末、4月末からの授業開始となり、それまでの時間を使って遠隔授業の準備、学生へのメッセージ発信、教職員との打合せなどを行った。私たちの世代にとっては SF に出てくる装置だった「テレビ電話」が ZOOMや Teams として急速に社会に広まっていくさまは、時の流れを感じさせた。

オンライン授業の得失は今も結論の出ていない問題であり、大学教育の今後にとって重要な検討課題であり続けるだろう。学生の反応が見えにくい、活発な討論が難しいというデメリットがある一方、以前はできなかったことができるようになったのも事実である。その例として、私が取り組んだ埼大生とウクライナの大学生たちのオンライン共同セミナーについてご紹介したい。

オンライン授業を強いられているのは世界中どこも同じだと気付いた私は、十年来の友人であるウクライナのポルタワ国立教育大学教授、オリガ・ニコレンコさんに「オンラインで共同セミナーをやってみませんか」と提案した。双方の学生が日本やウクライナの文学・文化・歴史について調べ、英語で報告し、討論するというアクティヴ・ラーニング的セミナーである。ニコレンコさんは快く引き受けてくれ、2020 年12月～2021年1月、全5回で開催した。

埼大生にとって（そして当然、私にとっても）英語で議論するというのはなかなかハードルが高く、最初のうちは苦戦を強いられたが、次第に皆、勇気を出して発言するようになった。最終回はフリーディスカッションの回として、セミナー中に出た様々な話題について自由に議論し合うことができ、学生たちも達成感があったようだ。私も大きな手応えを得た。その後、埼玉大学とポルタワ国立教育大学は大学間協定を結んだ。

次の年も 2021 年12月～2022 年1月に全5回の共同セミナーを行った。このときはリヴィウ国立大学も参加して、三大学による催しとなった。 だが、当時、ロシア政府は軍事演習と称して大量の軍を国境付近に展開していた。セミナーでも、話題によっては緊張した空気が漂うことがあった。セミナー最終回では彼らの無事を心中で祈らざるをえなかった。だがその約一月後、2022年2月24日、ロシア政府がウクライナに対する軍事侵攻を開始したことは世界が知る通りである。

しかし、ニコレンコさんと私はこの貴重な試みを続けようと一致し、2022年12月～2023年1月、三度目のセミナー（全5回）を開催した。ウクライナの教員と学生は悲しみと辛さを面に出さず、立派な講義や発表をしてくれた。埼大生も彼らの気持に応えるべく、熱心に報告を準備し、積極的に発言してくれた。コロナから始まったオンライン共同セミナーが戦時の対応にまでなった。コロナ拡大もウクライナ戦争も人類にとって思いがけない災厄である。だが人間が知恵を用い、力を合わせれば、巨大な災厄に多少なりとも抗えるということが実感された。

共同セミナーは今年度も開催する予定である。それまでに戦争が終わってくれればよいが、楽観はできない。コロナ再拡大の不安も消えたわけではない。だがどんな状況でも学び続けようとする人々に場所を提供することこそ、大学の最大の社会的使命であろう。

【レジリエントな危機対応―現場力と管理力の融合―】

禹宗杭　2020 年当時　経済学部長

コロナ禍は一応過ぎ去ったように見えますが、それへの対応の記憶はいまも残っています。手探り状況のなかでよくやったなという側面もありますし、もう少し別の対応をすればよかったなと思われるところもあります。ここでは、初期の対応に焦点を合わせ、現場力と管理力の融合という切り口から、少し振り返ってみようと思います。

2020 年 3 月、全学は迅速な危機管理体制を立てました。そのもと、学部長に就任する前に、コロナ対応を求められました。もっとも至急な課題は、新入生に対するガイダンスでした。例年、ガイダンスでは、キャンパスライフやカリキュラムに関する説明が行われるだけでなく、その場を借りて、学生証の配付など多くの手続きがとられていました。ただし今度は、新入生が集まる「密」は避けたい。どうすればよいか。実務に精通している職員に知恵を出していただき、手続き上必要なものを事前に新入生宛に郵送することで問題を解決しました。

一方、日ごろ学生と良好な関係を築いている教員からは、コロナが広がっているにもかかわらず、一部「新歓」を進める動きのあることや、地方から来ている学生の部屋に商売勧誘などで不審な人が訪れていることが報告されました。前者に対しては、「新歓などの中止を強く求めます」という文書を出し、後者に対しては、「新しく一人暮らしを始めたみなさんへ」という文書を出し、学生の注意を喚起しました。

むろん、最大の課題は、学生諸君に蹉跌なく授業を提供することでした。学部カリキュラム委員会はすでに 3 月中に、基本的な対策を練るべく議論を深めていました。オンライン授業の準備、密を避けるためのスペースの確保、基礎疾患を持っている学生および教員の把握などがそれです。オンライン授業を円滑に行うためには、学生にとっても教員にとっても、電子機器やインターネット環境の確保が必要という認識のもと、全学と緊密な連携をとりながら、対応を進めました。教員のなかに、先んじて授業にオンライン手法を活用する人や Zoom の使用に長けている人がおり、彼らのイニシアティブで説明会を開いてもらったりして、教員側の準備態勢も徐々に整っていきました。

これらをふまえ、あるいは並行して、4 月 3 日に新入生とその家族、在学生、そして大学院生の全員に対して、次のような学部長メッセージを出しました。「（前略）・・・このように、学部をめぐる環境は、間違いなく厳しいものです。それも、正直に申しまして、当分改善される余地はあまりありません。しかし、学部の使命は、教育と研究をしっかり担うことであり、どのようなことがあろうとも、これはきちっと果たさなければなりません。私たち経済学部の教職員は、明るい将来に向けてその第一歩を踏み出した皆さまが、新型コロナウィルスという障害物のせいで、誰一人後ろに取り残されないようにするため、全力をもって皆さまをサポートする所存です・・・（後略）」。

今から考えると、短い時間のうちに、よくも大過なく対応できたと思います。学部の持つ現場力と全学の有する管理力がうまく融合した結果といえるでしょう。ただし、心残りがないわけではありません。その一つが、構内に感染者が出た時の救護や防疫に関する事柄でした。当初、感染者が出た時は、学部の管理者がその措置に当たるべきとされました。私は、その措置は全学のほうで集権的に行うべきと主張しました。それが一貫した危機管理という点からも、実際の効率という点からもよいと判断したためでした。しかし、結局受け入れられず、学部長の私と事務長が、救護・防疫のシミュレーションを行うこととなりました。実際に防護服を着る場面はなかったのですが、全学の主導的な対応が望まれるところでした。

いずれにせよ、コロナ禍を乗り越えるために奮闘した皆さまに深くお礼を申し上げます。

【教育学部と新型コロナウイルス感染症対応】

薄井俊二　2020 年当時　教育学部長

2020年度は、小生は教育学部長2年目、坂井貴文学長初年度であったが、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の大流行という、大きな災厄から幕をあけることとなった。その後の2年間について、教育学部長として体験し、考えたことなど何点か書き記しておく。

●附属学校園との関係と連携

新型コロナに関連して難しい対応を迫られた最初のものは、附属学校園の行事の扱いであった。

2020年2月末に、当時の安倍晋三首相が、全国の小中高校に臨時休校を要請する考えを公表した。これを受ける形で、埼玉県・さいたま市の公立小中高校は臨時休校を決め、私立学校もおおむね従った。国立大学法人立である埼玉大学附属学校園は、独自の判断を求められたが、ほぼ公立学校にならい、幼稚園と小中学校は休校、特別支援学校は休校せずできるだけの感染対策を取って授業継続とした。ただし、このときは年度末の 3 月であり、授業などへの影響は限定的であった。

しかし、卒園・卒業式の扱いをめぐっては、休校中に大勢が集まる行事を行うことを懸念する学部執行部と、子どもたちにとってかけがえのない行事をぜひ実施したい附属学校園側との間で、かなりのやりとりがあった。結局、参加者を当事者（子ども、及び限られた教員）に限定し、内容も厳選して時間短縮、会場も余裕を持った空間配置とすることでの実施とした。来賓も呼ばない、簡素化した式の在り方は、その後も継続されたが、凝縮した内容として、以前のものよりも却って好評であった。

新型コロナの情報や対応策が未確定な時期、手探りの中、衝突はあったが、お互いの考えや思いを出し合いながら、最善ではなかったかもしれないが、できるだけ良いものを実施できたことは、学部執行部と附属学校園側との対話と相互理解への努力が生んだものだったと言えよう。

2020 年 4 月以降も、継続的・定期的に、学部執行部と附属学校園側との協議・情報共有の場を持つこととなった。「遠隔システム」による会議ということで、参加へのハードルが低くなり、学部と附属の連携という点では、これまでにない、よい状況となった。学部と附属学校園とは、同じ市内に位置するとは言え、アクセスは必ずしも容易ではなかったが、「遠隔」により、附属学校長の教授会への参加も容易となり、大学教員側の附属学校園への理解もこれまで以上に進んだ。これらの点は、「新型コロナ」対応が生んだ、よい効果だと言えよう。

●学びを止めない：その 1―教職支援対応と教育学部同窓会（教友会）

教員養成を目的とする教育学部にとって、学生が卒業後優秀な教員になっていけるよう、様々な支援をすることが重要である。免許状取得の要件である、大学での学習・実習・研究と単位の取得は最低必須条件であり、これに加えて、「教職への動機付け」や、「学び続ける教師像の理解と体感」、実際に教員として就職するための「教員採用試験」対策、教壇に立つ直前に施すセミナーなど、4 年間の在学中に様々なメニューを用意して学生たちに施している。「新型コロナ」は、直接対面して行う授業やセミナー等を実施不可能とし、これらの対策に大きな打撃を与えた。

しかし、「学びを止める」わけにはいかないため、セミナー等は「遠隔システム」の導入などによる対応を行ったが、業者に委託して行っていた「教職試験対策」については、実施のめどが立たなかった。その中で、DVD に収録されたセミナーの存在を知ったが、多額の費用を要するため、様々な検討を行った。すると、教育学部の同窓会である教友会から、「在学生の教職支援」のために協力したいという申し出があり、セミナーDVD 購入を支援していただけることになった。一度ライセンスを購入しておけば、埼玉大学の学生であれば、いつでもどこでも視聴できるもので、大変好評であった。教友会からは、大学が実施した学生への経済的支援についても、多大な協力をいただいた。

教友会の存在の大きさを感じるとともに、学生たちへの支援について、この場を借りて、あらためてお礼を申し上げたい。

●学びを止めない：その 2―県内公立私立学校の対策と教育公務員弘済会

2020 年 3 月からの臨時休校と、その後断続的に繰り返された「緊急事態宣言」「緊急事態措置」は、公立私立学校の教育にも極めて大きな（悪）影響を与えた。子どもが登校できない中で、どうやって「学びを継続するか」、日本の、そしておそらく世界中の学校が、これまでになかった大難問に直面することになった。

そんな中、わが埼玉県内の学校でも2020年度の早々から、「学びを止めない」試みがあちらこちらで取り組まれ、共有された。

公立学校教員たちで構成する「教育公務員弘済会」という組織がある。「教育の振興」「教職員の福利厚生」を目的とする公益財団で、各都道府県に支部があり、埼玉支部も70年近い歴史を持っている。この組織が行っている事業のひとつに「教育実践報告集」の刊行がある。学校や教員個人単位で取り組んだ「教育実践」について、小論文にまとめたものを募集し、評価して顕彰する、というもの。すぐれた論文には、研究助成金を贈るとともに、論文本体を教弘文庫「教育実践報告」として刊行、県内の各学校・教育機関に配付して、研究成果の共有を図っている。

この教育実践報告の評価について、埼玉大学教育学部長が審査委員会のメンバーとなることになっており、小生も、2018年度からその任についていた。その3年目にあたる2020年度、9月1日を応募期限とする教育実践報告に、早くも新型コロナ対応の実践報告が提出されてきた。直接対面できない中でどういう教育手段を用いて子どもたちに教えるか、児童生徒が登校できない状況で、どうやって子どもの状況を把握するか、また保護者と学校との連絡連携・つながりをどうやって設けるか、教師としても、全員が一斉に登校できない中で、どのようにして教員間の情報交換や連携、つながりを作るか、こうした教育課題について、手探りながらも様々な取り組みが成されていることが実践報告から読み取れた。それらは、どんな状況に陥っても「学びを止めない」という、日本の教員たちの情熱と教育・子どもたちへの思いがあふれているものであった。また、そうした取り組みを自らの中に留めず、教育実践報告として発信し、他の学校や教員と共有し、さらに高めたいという「学び続ける教師」の姿もしっかり浮かび上がるものであった。

新型コロナは、日本の教育に大きな影響を与えるものであったが、決してそれをマイナスなものにすることなく、むしろその力強さを更に増すものであったと言えよう。

●最後に

4年間の学部長の任期のうち、後半の2年間は新型コロナ対応が中心となった。

2020年4月が最も混乱の時期であったが、学部長として把握できた情報などをできるだけ教授会構成委員に伝えたく、メール便「学部長通信」というものを、4～5月の間、7号まで発行した。どの程度読まれたかは分からないが、少なくとも学部長自身にとって、現状を振り返り、緊急に取り組むべき課題をまとめるのに役だったと考える。

休校措置や、大学キャンパスへの入構規制、感染対策、教育実習の実施など、極めて多忙多端で、多様な対応を求められる2年間であった。それを曲がりなりにも乗り越えられたとすれば、ひとえに、教授会構成員と学部・大学の事務、附属学校関係者、そして学生たちの協力と支援のおかげであると思っている。ここに記して謝意を表したい。

【理工学研究科における教育・研究活動】

黒川秀樹　2020 年当時　大学院理工学研究科長

まず、大方針として、学生に対する教育的観点から、感染防止対策を行った上で可能な限り研究活動を継続することとした。この大方針を決定した理由としては、博士後期課程学生にあっては研究活動実績が学位取得に直結してしまうこと、留学生の場合には修学期間の延長が難しいこと、またその際の授業料負担など、研究活動を長期間停止してしまうと学生の将来に大きな影響を与えてしまうことがある。また、研究活動の質を大きく下げてしまうと卒業(修了)する学生の成長を阻害し、最終的に学生のキャリアに不利益を及ぼす可能性もある。

なお、具体的な感染防止対策、感染症流行下での活動のレギュレーションについては、理工学研究科科長室会議(メンバー:研究科長、理学部長、工学部長、評議員、理学部副学部長、工学部副学部長、理工研支援室長、室長代理、理学部係長、工学部係長等)で議論の上、決定した。

以下、時系列の対応を記載する。

第1波においては、埼玉県からの要請に従い大学キャンパスへの入構を原則禁止したため、この期間は原則、研究活動を停止した。しかしながら、動物・植物の維持管理、連続運転機器の保守は継続する必要があるため、研究科長へ申請書を提出して許可を得た上で、研究室等への入構を許可した。なお、この際、そのためのメールアドレスを開いて申請を受け付けたが、この方式は確認作業と許可の連絡に多大な労力がかかったため、今後パンデミックが発生した際には web 上での申請と確認に変更すべきである(予め準備しておいてはどうか。災害などでも使える可能性もある。)。

第2波以降は埼玉大学および理工研で作成した活動のレギュレーションに従って研究活動を実施した。対策の主要な点としては、マスク着用、検温、研究室あたりの活動人数制限(6 名 /50 m^2)、厳密な活動記録などである。これらの対策に加えて、研究室等で複数名の感染者が出た際には迅速に研究室等の閉鎖を行った結果、散発的な研究室の閉鎖は起こったものの、大きな集団感染は発生せず活動を継続できた。特に明確なエビデンスがある訳では無いが、研究室内で感染者が出た際に同じ部屋で活動していた学生、教職員にほとんど感染が広がらなかったことから、マスク着用の効果が大きかったように思う。また、埼玉大学は学生の質が高く、レギュレーションをしっかり守ってくれたことも感染拡大を抑えることができた大きな理由であると考えられる。

なお、人数制限を課した研究活動においては、学生の活動時間帯を午前・午後に分けて活動する、土・日も使って活動を分散させる等の対策により、可能な限りの活動時間を確保して教育効果維持に努めた。

対面での講義が開始(令和 4 年度)してからは、マスク着用以外はレギュレーションを緩和したが、特に感染が拡大することはなかった。これはワクチンの接種が進んだこととマスク着用の効果だと思われる。

最後に、COVID-19 拡大時の対応を記載したが、これはあくまでもその時最適と考えて実施した対策を記録したものである。将来、別の感染症パンデミックが発生した際には、教育研究機関としての使命を全うすることを第一として、これらの記録を最適な対策と考えることなく科学的なエビデンスや予測をベースに対策を策定し、現場の意見を取り入れた柔軟な施策を立てて欲しい。

【2020 年当時を振り返って】

石井昭彦　2020 年当時　理学部長

国内で新型コロナ（COVID-19）が騒がれ始めたのが 2020 年 1～2 月（国内初感染者の出現、ダイヤモンド・プリンセス号内での集団感染）頃からで、私は当時、理学部副学部長を務めていたが、2 月末に次期理学部長に内定したため、3 月 16 日に設置された危機対策本部・COVID-19 対策部会（新型コロナ対策部会）に始めから参加することとなった。一方で、これとは別に日本化学会が定例で開催している春季年会（3.22-3.25）の実行委員会の委員を務めていたが、他学会の春の学会と同様に 2 月 25 日には中止が決定された。学会の中止はそうあることではないが、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の際にも中止となっており、その時にも実行委員会の委員だったので、不運にも二度中止を経験することになった。

危機対策本部・COVID-19 対策部会で、入学式の中止、ガイダンスの延期などが決定されて以降、理学部でもガイダンスの実施方式、講義期間の短縮に伴う対応、講義の方式、実験・実習科目の対応を、また、理工学研究科では、緊急事態宣言中（4.7-5.24）及び解除後の研究室活動についての方針を決める必要があった。

新型コロナ（COVID-19）については、発生源から感染防止対策に至るまで、当初から様々な情報が飛び交い、受け取り方も人それぞれであった。そのような状況下、学内での感染防止についてどのような対策を、どの程度まで取る必要があるのか、素人判断で拙速に決定することは出来ず、対応の根拠となる指針が必要であった。本学では、国及び県の行政が策定した方針をもとに方針が定まり、それが各部局に降りていくという流れであった。定められた方針を基に、学務については教育企画室での議論を経て各部局で決定され、理工学研究科の研究室活動については「研究室における感染症対策ガイドライン」が作成され実行された。今当時を振り返っても、このスキームは上手く機能したように思う。結果として、講義室や実験室でのクラスター発生は知る限り起こらなかった（研究活動は停滞したが、世界中どこでもそうだったのであり、仕方のないことである）。先述した日本化学会年会中止は会長、担当副会長、実行委員長、常務理事の判断で決定されたとのこと、非常時には執行部の迅速かつ的確な判断が重要であることを物語っている。本件について尽力された大学執行部及び関係された事務の方々には当時の部局長として感謝申し上げたい。

【コロナ対応に追われた一年（2020 年度）】

水野 毅　2020 年当時 工学部長

小職が工学部長を務めたのは、2020 年 4 月1日から 2021 年 3 月 31 日までの 1 年間である。この 1 年は、まさにコロナウィルスに翻弄された 1 年であったと言えよう。

2020年3月19日に第1回 COVID-19 対策部会が開かれ、この時点で、すでに新年度授業開始を延期して4月27日とすることが決まっていた。これに伴って、新入生ガイダンスも2週間遅らせて、遠隔で行うこととなった。また、講義も原則、遠隔で実施することとなった。

【遠隔講義について】 遠隔で講義するといっても、小職を含めて、ほとんどの教員が未経験で、戸惑うばかりであった。そこで、機械工学・システムデザイン学科の坂井建宣先生に、学科教員を対象として作成された資料を基に、WebClass についての Zoom による説明会を 4 月 17 日に工学部教員向けに開催していただいた（理学部の希望者にもご聴講いただいた）。また、教育機構からの要請によって、説明会を録画し、全学教職員向けにオンディマンドで視聴できるようにした。この説明会で WebClass についての各教員の理解が大いに進んだと思われる。このお陰もあってか、あまり大きなトラブルもなく、遠隔での講義が実施されることとなった。「原則遠隔で」というアナウンスがなされてから講義開始まで、極めて短期間であるにも拘わらず、ご対応いただいた各教員の方々に、改めて、お礼申し上げる。

【実験・実習系科目の実施について】 より頭を悩ませたのが、実験・実習系の科目であった。これらについては、例外的にオンライン以外での開講形態が認められていたが、集団感染のリスクを考えると、通常どおりの開講に踏み切ることは躊躇せざるを得なかった。また、第3回危機対策本部 Web 会議で、「第1ターム、第2ターム、前期開講の実習系講義で、移動可能なものは集中または第3、第4タームへ移動する」という要請がなされていた。一方で、その内容・進め方・実施形態はそれぞれの科目によって異なっているので、工学部では無理に統一せず、各学科に対応策をご検討いただいた。その結果、①第 1 タームでは実施せず、第 2 タームよりオンライン形式で実施し、第 1 タームの不足分は集中講義期間を利用して実施、②8・9 月の集中講義期間に実施、③前期から後期に移して実施、それに伴って、後期開講予定の科目を来年度前期に移して実施、④第 1 タームからオンラインで実施、⑤第 1 タームからオンデマンドで実施、⑥（ごく少人数のもの）感染対策を取りながら対面で実施 というように各学科（科目）ごとに柔軟にご対応いただくこととなった。

【ハイフレックス対応】 後期が始まる頃から、次年度前期の講義の形式について議論されることとなった。教育企画室から「専門科目の実施形態は、ハイフレックスまたは対面を基本とする」方針が示されたので、ハイフレックス講義の実施に必要な機材を各講義室に準備することが必要となった。そこで、令和 2 年度目的積立金執行計画「教育関連」でハイフレックス型講義の機材（音響）を要求することとした。機材の選定に際しては、機械工学・システムデザイン学科の金子順一先生と総合技術支援センターの佐藤甲輔氏にご協力いただいた。ところが、実際の執行は翌年度となり、年度末が近づいても、準備が進まず、実施が危ぶまれるようになった。そこで、隣室の髙﨑正也先生に検討をお願いしたところ、より簡便なシステムで実施できる見通しがついたので、2020 年度最後の工学部教授会の後に、実際にデモンストレーションを行っていただいた。小職自身、ようやくハイフレックス講義の具体的イメージを捉えることができた。また、これに伴って、前述した要求は取り下げていただいた。

以上、思いつくままに、講義に係わるコロナ対応について振り返ってみた。いろいろな方々の献身的なご協力により、難局を乗り越えることができたことを痛感している。改めて、心からのお礼を申し上げたい。

【長かったコロナ禍】

落合洋士　保健センター長

新型コロナウイルス関連の肺炎が中国で発生し同国内外で感染が拡大している、と令和2年 1 月 27 日に保健センターホームページで学生及び教職員に注意喚起を行ったのが、保健センター長としての私と新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19 と略記）との関わりの始まりでしたが、当時の私にとって COVID-19 は文字通り対岸の火事であり「武漢風邪」という認識しかありませんでした。翌 2 月に入り、横浜港に停泊させたダイヤモンドプリンセス号内で COVID-19 が拡がるという事態が生じたときも、さいたま市は横浜から遠い内陸だし大丈夫だろうと高をくくっていたところがあります。しかし瞬く間に国内に感染が拡がったため私の危機意識は急速に高まりました。そういう中で坂井次期学長のもと 3 月 19 日に開かれた危機対策本部 COVID-19 対策部会に参加しました。この時点でインフルエンザよりも肺炎を起こしやすく病原性（毒性）および感染力が強いウイルスによる感染症だということは推定できていましたが、正確にどの程度のリスクがあるのかわからない未知の感染症でしたので、保健センター長としてどうふるまえばいいのか戸惑いました。緊急事態宣言を受けて例年 4 月に行う学生定期健康診断を延期し、7 月から 8 月にかけて実習および就職のために健康診断証明書が必要な学生を優先して健診業務を行わざるを得ませんでした。緊急事態宣言に伴う入構制限を踏まえ、急遽健診システムの一部電子化（SU ポータルサイトを通じた健診予約、Web 問診、メンタルヘルス（UPI）アンケート回答）を行いました。

保健センターでは、血液検査、胸部レントゲンや CT 検査、十分な感染予防を行った上での PCR 検査もできないため、COVID-19 を診断・治療することはできませんでした。そのため、外部医療機関との連携や情報提供を行うことに徹しました。オンライン授業が主となり登校できないことがストレスになって精神的に不調になる学生が増えるのではないか、精神科医としてその対応はしっかりやろうと思い、オンライン面接や電話面接も行いましたが、そういう学生は思ったより多くありませんでした。もともと精神的に障害がある学生には、オンライン授業で通学や対人関係のストレスがない分、好都合だった印象があります。

情報提供の際に参考になったのは、ノーベル賞受賞者の山中伸弥教授が独自にホームページを立ち上げ COVID-19 の情報発信を行っていたことです。日本ばかりでなく諸外国の医学的情報を広く深く探りながら信頼度別に分け、しかもわかりやすく提示していました。科学的精神を持つものとして、非常時にどうふるまえばいいか参考になりましたし、危機に際して的確な情報源を選び取ることの重要性を学びました（コロナ禍が終わって同ホームページは閉鎖になり、残念ながらもう見ることはできません）。その他にも、信頼できる情報源を元に、木﨑副学長と相談しながら、不織布マスクの勧奨のお知らせ、ワクチン職域接種に際してのカロナール無償配布を行いました。また、坂井学長と木﨑副学長からの依頼を受け、総務課と協力して PCR 検査キットや抗原検査キットの配布を行いました。

当初、知人と議論しながら、このコロナ禍が続くのは 1 年くらいだろうと高をくくっており、3 年余りも続くとは全く予想していませんでした。保健センターが感染者からの連絡を受けて報告をする大学があると耳にしましたが、学生と教職員を合わせて 1 万人いる本学で 3 年間もそうしていたら、保健センターはパンクしていたでしょう。その他にも皆さまに大変お世話になりました。末尾ながらこの場を借りてお礼を申し上げます。まだ COVID-19 は完全収束していません。今後ともよろしくお願いいたします。

【危機管理の最前線に触れて】

上根主久　2020 年当時　総務部総務課長

私は、令和2年4月から令和4年3月までの2年間、総務課長として在籍しました。総務課事務の中に危機管理に関することがあります。危機管理において、重大な危機が発生し、緊急に全学的に対処する必要があると判断する場合は、「危機対策本部」を設置することとされており、私が総務課長として着任した際には、すでに設置されていました。

危機対策本部は、学長を本部長とし全学意思決定機関として新型コロナウイルス感染症（新コロ）対策を速やかに検討して決定し、実行に移すために設置されました。その危機対策本部には、具体的な対策を検討するチームとして感染症の専門知識を有する教員が参画する「COVID-19　対策部会」が設置されました。新コロ感染拡大状況に応じて、対面、オンライン、電子メールを組合せ、危機対策本部、COVID-19　対策部会が開催されました。「感染から守る」、「クラスターの発生を防ぐ」を対策の原則として位置づけ、意識啓発、情報発信、授業形態、学生支援、課外活動、在宅勤務など事業継続に向けた対策について審議され、意思決定が行われました。

本学の所在地である埼玉県においては、令和2年4月に緊急事態宣言が発出され、本学では約2ヶ月間入構が禁止されました。その際、埼玉県からどのような要請が大学に対して行われるのか全く不明であり、内容を確認するため、終業時刻を大幅に過ぎた時間にもかかわらず、とにかく情報を収集しなければならないと思い、通知が発出される前に埼玉県へ電話で確認したこともありました。キャンパスへの入構禁止が決定され、関係部署、学生、教職員に向けての周知、キャンパス内の掲示、バス会社への連絡、生協との教科書購入に関する調整など、職員で手分けして準備を進めました。慌ただしく入構禁止の準備を進めて迎えた初日、例年であれば学生であふれかえり、にぎやかな状況となるはずだったキャンパスが静まり返っている状況から、改めて非常事態が起きているということを実感しました。

その他、学生及び教職員からの感染報告の受付と関係者への報告、入学式、卒業式の中止や規模縮小、ホームカミングデー等のイベントの中止やオンライン開催、再度の入構禁止、ワクチン職域接種等、様々な対策が講じられました。

当初は数ヶ月もすれば落ち着くのかなということを考えることもありましたが、次第に新コロ対策はいつまで継続するのか見当もつかないと考えるようになりました。新コロ対策が継続して行われる状況を見ると、もしかすると新コロ感染拡大が終息した後も以前の生活には戻らないのではないかとさえ考えることもありました。現在では、マスクを付ける機会も減り、少しずつではありますが、以前の生活に戻りつつあります。しかし、新コロ感染者数の増加、また、新たな感染症の発生も懸念されます。

同様の危機はいつ起きるかわかりませんが、直面した際には、教職員、学生の皆さんがお互いに支え合って乗り越えていくということが重要なのではないかと思います。

【とても大きな出来事】

新井健司　2020 年当時　総務部総務課課長代理

平成31年から令和元年へと新元号になった2019年、私は総務課課長代理として埼玉大学創立70周年記念事業を担当することになった。過去の資料を参考にするが、求められる業務のハードルが高くなっており、70周年カウントダウンボードの設置、埼玉大学同窓会から寄贈の埼玉大学年表の作成、ホームカミングデー等を行い、メインイベントである2019年11月29日の浦和パインズホテルで行われるシンポジウム、式典と祝賀会に向けて、出席者の選定、各種招待状、イベントの流れ、代議士事務所など出席者への電話連絡等、普段行わないような業務を行った。私は若い頃からキャンプや登山をしているので、準備したことに対して、結果を知る楽しさを知っているため、メインイベントの準備はかなり時間がかかったが比較的楽しい仕事であった。その結果、参加協力していただいたスタッフ皆様のお陰で、無事にシンポジウム、式典と祝賀会を終え、招待者が帰った祝賀会場でスタッフの打ち上げをした際に、山口前学長と予想以上に式典と祝賀会が上手くいったことを話した。後日、片付け、支払い処理、各種お礼状を送付した後、通常業務となった。

通常業務になったのも束の間で、この年12月末に中国武漢市における原因不明のウイルス性肺炎が発生したニュースを耳にした。水際対策で島国の日本国内では感染者が出なければ良いなと思っていたが、2020年の年明けに日本国内で初の新型コロナウイルス感染症患者が発見された。当時、私は危機管理対策事務担当者だったので、埼玉大学の対策として過去に日本国内で発生した感染症の「鳥インフルエンザ」と「ノロウイルス」の綴り資料を探し、参考に対応策を確認した。しかし、日々のニュースでは死者が発生し、新型コロナウイルス感染症に感染して重症化するとエクモという人工心肺装置を装着し、生死を彷徨う程の今までに体験したことがない感染症であることを認識した。特に大御所と言われた芸人や有名な女優が亡くなったニュースが流れたときには、恐怖でとても身近に感じた。これまでにない世界的規模のパンデミック（感染爆発）となり、戦時下ではないのに「緊急事態宣言」が発出され、埼玉県の要請により対応するようにした。業務として、目に見えないウイルス感染の恐怖に対応しているので、在宅勤務できる職員を凄く羨ましく思った。暫くは埼玉大学関係者には感染者が発生せず、埼玉県の要請とニュースやインターネットのコロナ情報により、対策品として手指消毒用のアルコール、アルコールを配置・使用する際のディスペンサー・スプレーボトルとマスク等を用意するため業者に連絡したが日本全国だけでなく、世界中で一気に需要が高くなったので商品はほとんど無く、在庫があったとしても高額取引となり、なかなか購入できなかった。防災備蓄品にマスクが3万枚あることを知っていたので、危機管理対策担当の木﨑副学長に相談して、高額で取引されているマスクを購入できず貸与希望する職員に対して、マスクが安価になったら代替品を返却する条件で貸与することにした。防災倉庫の2階から高価となったマスク（例：1枚100円以上）を1階にある台車へ移動させる際は盗難や襲撃されたりしないか少し心配であった。アルコール消毒液については、インターネット通販サイトでは常に売り切れ状態となっていたが、埼玉大学と取引がある業者からアルコール消毒液を融通してくれる可能性がある業者を紹介してもらった。その業者は世界的に有名な通販サイトでは常に売り切れ表示としていたが、状況を説明すると優先して融通してくれた。埼玉大学へ紹介と納品してくれた業者に対しては今でも感謝しています。学内で感染者が発生した際の対応として消毒処理を行うための各種道具を購入し、技術支援センターで消毒手順の動画を用意していただき、技術支援センターへ消毒依頼をしたこともあった。幸いにも埼玉大学関係者で新型コロナウイルス感染症により亡くなったという話を聞かなかったので良かったと思う。また、時間が過ぎるとともに、新型コロナウイルス感染症は弱毒化となり、2023年5月8日以降、感染症法上の位置付けが2類から5類となって対面授業が行われ、コロナ発生前の通常に戻りつつあるが、今でも新型コロナウイルスは変異して弱毒化しながら感染力を増して

おり、感染者数が増加しているので今後も感染対策は必要です。

最後に、今回の経験から唯一良かったことは、新型コロナウイルス感染症対策のため、帰宅したら「手洗い」と「うがい」の習慣が身についたので、風邪をひきにくくなりました。

【新型コロナウイルス感染症対応について】

井上孝幸　2021 年当時　総務部総務課課長代理

私が、総務課に在籍した期間（2021 年 4 月～2023 年 3 月の）2年間は、まさしくコロナ対応の2年間と言っても過言ではない2年間だった。

2021年度は、コロナウイルスの報告は、当初学生が所属する学部係に報告することとなっていた。私は、総務課前には理工研支援室に所属していたため、各担当から不満の声を聞いていた。そのため、総務課総務係にコロナ報告フォームを作成してもらい、学生及び教職員のコロナ報告を総務課に一元した。

また、学生の履修状況に不利にならぬよう教育企画課の協力のもと授業担当教員への連絡を学生の代わりに行うなど学生に対して手厚い対応を行った。

その中で一番の業務は、ワクチンの職域接種が一番大変な業務だった。職域接種は、当時の総理大臣がワクチン接種の遅れに対する世間の逆風に対して始めた愚策だった。最初、大学に対しては接種会場を自治体に提供することが大学に求められた役割だったが、あまりにもワクチン接種が各自治体で進まず 1 日100万回接種を目標にした政府は職域接種を各企業や大学に勧めた。

それに伴い、当時の文部科学大臣も文部科学省内にワクチン接種の担当窓口を設置し、各大学に大学拠点接種（職域接種）実施を呼びかけてきた。職域接種は、実施する機関で医師等を手配することと自治体の接種に影響を及ぼさないことが条件だった。埼玉大学は、医学部がないため医師と看護師の手配が一番の懸案だった。

文科省から、職域接種実施の調査があり回答期限が6月9日だった。そのため、自治体で職域接種の実績があった大手旅行代理店と6月7日に打ち合わせを行い、会場予定の大学会館を確認してもらい委託をした場合の概算経費をお願いしたところ、とんでもない金額だった。そのため、大学では実施できないと諦めざるをえなかったため文科省の調査も回答することができなかった。

一部報道で、埼玉大学が職域接種を断念と記事を掲載され、学長がひどくそのことを気にしていた。そのため、学長から再度別の旅行代理店と相談するように指示があり、相談することになった。その際、大学でできることは増やし委託する業務を減らし経費削減に努めるように指示もあった。

6月14日に職域接種の営業がありオンラインで対応する。当初は、さほど興味がなかったが実際に話を聞いた感想として、費用は接種のスタッフの派遣料金が中心で比較的手が届く金額だった。翌日、ある業者から接種会場の設営に対して営業があり、実際に話を聞いてみるとこれも良心的な金額だった。それから、職域接種実施に向け大学の流れになったような気がする。その後、別の旅行代理店の営業はどうでも良かったが話を聞いた。金額は、以前の旅行代理店より若干金額が下がる程度だった。

執行部の流れは、実施に向けた方向だった。実際、実施するには費用や人員等の問題は解決しないまま見切り発車の中、6月17日の全学運営会議で学長より職域接種を実施すると報告があり、木﨑副学長から準備のスケジュールが示された。会議終了後、学内の関係管理職に集まってもらい、木﨑副学長より、ワクチン接種に必要な人員として学生支援の一環なので学生支援課より1名、職員の福利厚生の一環なので人事課より1名配置するよう指示があり、ワクチン必要量調査実施のため協力依頼があった。主担当となる私には通常業務が免除され、ワクチン業務に専念することとなった。ただし、危機管理室業務は引き続き対応した。

その後、ANPIC のメール機能を使用し学生、教職員及び関係者に対してワクチン接種の希望を調査し約5700人の希望があった。希望人数とその後のスケジュールを勘案して8月上旬開始として職域接種を申請することとした。職域接種を実施するには、まず、文科省の確認をうけた後厚生労働省のシステムに登録する手順となった。これも、当初は申請から2週間程度で正式決定と言っていたのが3～4週間かかるなど、

だんだん時間がかかるようになってきた。

申請に向けて準備を進める中、6月23日に職域接種の新規受付を6月25日に一旦停止するとの報道があった。これは、職域接種の希望が予想を上回る希望があり、ワクチンの供給が追い付かず自治体の接種に影響が出る恐れがあるためだった。この時点で政府の見込みの甘さにあきれるばかりだった。

急遽、学内で作業を進め、6月24日に文科省に職域接種実施について承認を得て申請を済ませた。その日から今後どうなるか不安の日々が始まった。

当初は、8月上旬に一回目の接種を実施する予定で申請していたが、その後、一向に国から連絡もなく日数だけが過ぎていく。その間、担当の私には教職員からの問い合わせが相次ぎ、対応に苦慮した。そんな中、7月下旬文科省より職域接種の実施時期の見直しについて依頼があり、内容は当初の予定では実施することはできず、実施の可否も含めて日程の見直しを検討して欲しいとのことだった。

大学として、早期接種をすることが希望だったが、これからの準備作業を勘案すると最短で9月中旬を1回目の希望として申請した。最悪の場合、1回目が11月になることも予想された。文科省に確認しても、厚生労働省からの連絡を大学に伝えているだけでワクチンの供給については文科省ではどうすることもできない状態だった。そのため、他大学では職域接種を断念する大学も増えていた。それでも、本学は実施時期が遅れても本学で接種するか再度調査を行うことにした。

この頃、世の中でコロナの感染が拡大し、医療機関が逼迫する状況になった。ワクチン接種をすればコロナに感染しないという思い込みもでき、ワクチンを早く接種したいという世の中の流れができてきた。特に、若者の感染が増えていることから、学生に対しての早期ワクチン接種を国や埼玉県からも呼びかけがあったが、特に文書の通知だけで何もしてくれなかった。

8月の一斉休業前に再度、大学での接種希望調査を行った。内容は実施時期が遅れても大学で接種をするかとの希望調査だった。申請人数として、1000人以上が必要のため私は希望者が1000人未満になることを祈っていた。調査は一斉休業中にも行われていたため私は休み期間中不安で仕方なかった。当時、東京オリンピックをやっていたがそんなことも楽しむ気分ではなく休みが終わったら、どうなるか不安の毎日だった。

休みが明けて、調査結果は2000人を超えたために職域接種を実施することとなった。ワクチンの必要量を申請する際は、希望調査数にどの程度プラスするのかが難しい判断だった。その時は、ワクチンの供給量が不安定な時期でワクチンを絶対無駄にしてはいけない状況だった。ワクチン1本で10人分が接種でき1本を1バイアルと呼んでいた。1バイアルを廃棄した場合は厚生労働省のHPで組織名が公表されることになっていた。実際、職域接種会場でワクチンを廃棄した報道等を耳にする機会が増えていた。そんな不安な中、8 月23日に文科省へワクチンの必要量（2200人分）を申請した。そしたら、希望どおり9月13日から開始できることとなりそこから嵐のような日々を過ごした。

そんな中、職域接種のワクチンはモデルナ製を使用することが決まっていたが8月下旬にモデルナ製のワクチンに異物混入が見つかった。一部の接種会場では接種を中止せざるを得ない状況との報道もありますます不安が募るばかりだった。

9月1日、大学として正式なワクチンチームが発令され、メンバーは私と当時入試課の平岡海さんと部局支援係で育休代替職員の小林朋未さんの3人だった。

チームとしての作業部屋は、市橋副学長の部屋を使用させてもらえることになりそこでの作業が始まった。接種会場は、大学会館3階の大集会室を使用し、小集会室はワクチンを保管する冷凍庫を設置するのと接種スタッフの休憩室、音楽鑑賞室も休憩室として使用しフロア部分は受付と待合スペースとして使用した。そのため、大学会館の3階はワクチン接種専用のフロアとなり当分の間関係者以外立入禁止にした。

9月2日にワクチン専用の冷凍庫が配置され、常に正常に作動されているか確認することが求められていたため毎日の確認が必須だった。9月6日には、予約システムを利用して予約を開始する。予約は、接種を希望する人を対象に先行で予約を開始した。9月7日には接種会場の設営を行い、翌8日に接種に必要な消耗品ととうとうワクチンが配給される。ワクチンが配給されるとより緊張感が高まり毎日不安だった。ワクチンは冷凍保存されていて接種するには解凍が必要になる。解凍は、冷蔵庫に保管して解凍するよう指示があったためこのために新たに冷蔵庫も購入した。その頃、県内の私立大学より接種が可能なら学生を受け入れて欲しいとの連絡が数校からあり、そのうちの一校が A 大学だった。9月9日には、希望者以外にも予約を受け付ける旨を HP で周知した。希望者に対しての先行予約は思ったよりも予約が少なくワクチンが余ることも心配されたが一般開放したら、予約は順調に埋まり他大学への接種を呼びかけることはできなくなった。9月13日の接種日に向けて使用するワクチンを事前に冷蔵庫に保管する作業があり、13日が月曜日のため10日金曜日にチームの平岡さんと2人でワクチンを冷蔵庫に移す作業を行った。2人で冷凍庫の開閉と冷蔵庫の開閉をチェックして問題ないことを確認した。ワクチンの管理は、厳重に行う必要があるため月曜日の接種に土日を挟むことから無事に冷凍庫が作動しているか心配だった。

接種初日の13日は、不安の中大学へ向かった。委託業者が初日なので、朝7時半から準備を開始するので自分もその前に出勤していた。前日の夜からは、不安で寝付けずほとんど一睡もできなかった。

不安の中、9 時15分からの接種を開始した。予約枠は15分単位での予約で最初の15分は10人の予約枠だった。医師の問診から接種した後、15分間の経過観察で学生2人の気分が悪くなり、休養が必要となった。最初からこんな状況になりこの後どうなるのかと不安になった。

接種後に気分が悪くなる学生がその後も続出し、その都度医師の診察が入るので 2 名のうち1名がそちらの対応になり、接種者の問診が滞ってしまうという状況になった。9月は、まだ暑く廊下部分はエアコンがないため扇風機を使用して暑さをしのいだ。ただ、気分が悪くなる学生が多数でたことには、担当している接種スタッフも驚いていた。

接種当日の重要な業務として、その日に使用するバイアルを冷凍庫から冷蔵庫に移動することも忘れてはいけない作業だった。スタッフからバイアルの搬出依頼があると自分が冷蔵庫からスタッフにバイアルを渡す役目だった。その際も、バイアルを落としたりしないように神経を使った。

接種の最終受付時間17時30分が近づくと慌ただしくなった。予約していた時間に来ない学生には個別に連絡したり、キャンセル待ちの学生に連絡したりした。何より、バイアル 1 本を無駄にすると公表されるので、極力10人単位で見込みを立て使用するように調整した。初日は、429人が接種し、1人分の端数がでたが医師の問診をしたが接種できない学生で、ほぼ予定どおりにできた。不安の中でのスタートだったが、初日は無事に終わってほっとした。

接種2日目は、427人が接種を行い、接種後に気分が悪い学生が多くみられた。接種後の15分間の待機時間中にてんかんを発症した学生が1名いて、救急車で病院に運ばれた。幸い、病院に行く前には症状も落ち着いており同日には帰宅できた。

この日は、保護者から苦情の電話があり対応に苦慮した。

接種3日目は、429人が接種しそのうち5名は A 大学の学生にキャンセル分を接種することができた。これは、A 大学から数人でも良いので接種をさせて欲しいと依頼があったため実現したことだった。今回、ワクチンのごたごたで他大学もかなり振り回されていたので少しでも役にたてて良かった。また、全員野球部の学生ということもあるせいか、礼儀正しく好感をもてる学生達でうちの学生よりもしっかりしていた。

接種4日目は、434人が接種し、そのうち10名が A 大学野球部の学生で、昨日と同様、礼儀正しかった。この日は共同通信の取材があり、接種後に学生がインタビューを受けた。

接種5日目は、458人が接種し、そのうち20人が A 大学の野球部が中心の学生だった。これは、教育学部の教育実習生のために夕方の時間帯に枠を確保していたがキャンセルが多くでたため、この分を A 大学に渡すことにした。この分で野球部の希望する学生は全て接種することができ、野球部の監督さんがわざわざ接種会場に見えてお礼を言われた。

接種1回目について、5日間大きなトラブルもなく2200人の予定が2187人の接種で終了できた。特に心配だったワクチンについても余すことなく全て使いきることが出来たので、それが一番安心した。

職域接種は、接種券をもっていなくとも接種できるが接種券を持参してきた学生は中身を確認もせず、特に予診票を記載していない学生が多数いた。この接種期間中に通して言えることは学生の意識が低いと感じた。

2 回目の接種は10月11日からの5日間で、それまでの間は少し心にゆとりができ過ごすことが出来た。

2回目に使用するワクチンが届いたのが10月7日で、その日の夜に千葉県北西部地震が発生し、関東南部の各地で震度 5 弱以上の強い揺れを観測した。東京都足立区と埼玉県川口市・南埼玉郡宮代町で最大震度 5 強を観測したが、この地震の影響が何もなく安心した。

もし、大学が停電してしまったら冷凍庫に保管しているワクチンに影響がでて、全て廃棄となることも想定され、その場合は接種のスケジュールを変更することになるようだった。

10月11日から2回目の接種を開始した。2回目接種は、1回目接種を経験したせいか幾分精神的にも余裕があり、スタッフも1回目の反省点を生かし、未記入の書類がある場合は 2 階で記載をするよう徹底し、書類不備がない人から予約時間別に待機させ、3 階の接種会場に案内するように行った。

また、接種後に気分が悪くなる学生が多いため、休憩ベッドの追加、看護師の増員、接種会場に音楽を流すなどしてリラックス効果を高め、希望者にはあらかじめ横になりながら接種をするなど対策を行った。そのせいか、2 回目接種時には気分が悪くなる学生は減少した。

2 回目接種から、学生支援課主催で接種後の学生に対しフードパントリーを実施し、接種終了後に学生に対して配布を行った。

接種はスムーズに行われたが、10 月 13 日の報道で 10 代・20 代の男性は、モデルナの新型コロナウイルスワクチンを接種すると、ごくまれに若い男性で心臓の筋肉などに炎症が起きるおそれがあるとして、厚生労働省は念のため 10 代と 20 代の男性に対し、ファイザーのワクチンの接種を検討するよう勧める方向で調整に入ったとの報道があった。

この報道があったため、急遽接種会場に報道の内容を掲示し、接種者に対して注意を促した。この報道の影響か2回目をキャンセルする人が増え、保護者からキャンセルの連絡もあった。

2 回目接種は、1回目接種より33人少なく2154人の接種となり、ワクチンが4本残ることとなった。残ったワクチンは厚生労働省に返還の届け出をしたが、結局廃棄することとなり専門の業者に廃棄を依頼した。

ワクチン接種は、細かいミスはあったが大きな混乱もなく終了することができた。ただ、この後、予診票の自治体別の整理などまだまだ作業は残っていた。予診票は接種者の住民票所在自治体から送付されその自治体に予診票を提出する必要があった。学生のほとんどが住民票を実家に残しているため、自治体別の整理にも時間がかかった。

また、職域接種は接種券がなくても接種できるため、未提出の学生に対して提出を催促するなどの業務もあった。

3 回目接種は、2回目接種からの期間がだんだんと短くなり、5月から接種を開始することとした。その際、接種日を副反応を考慮して5月の金曜日に設定した。

接種希望調査を実施し、1200人程度の希望があり 3 回実施することにしたが、実際接種したのは797人だった。

この時期には、ワクチンは希望すればすぐに接種することができ、またワクチンを接種してもコロナ感染が減ることはなく、だんだんとワクチンを接種する意義が薄れていた。

そのため、自治体では接種が遅いため職域接種を行ったが、自治体で接種可能となれば大学で接種する意味はもうないと言っていいと思う。

最後に、おそらくワクチン接種業務を担当した最初で最後の職員として「ワクチン接種は大学でやるべきではない」と強く言いたいと思う。

【コロナ後のいままでの日常生活を取り戻すために】

原口牧子　2023年当時　総務部総務課課長代理

私は、令和5年4月から総務課長代理として危機管理担当としてコロナの関連業務を担当させていただきました。私が担当した4月からは、今まで制約があったことが徐々に解除されていく時期となり、どのように日常に戻していくのかが担当として業務に従事する中で、課題と感じました。

コロナの脅威が迫った令和2年4月は、あらゆることが次々に中止や禁止となっていく中で、私は総務課の評価・企画係の担当として評価業務の節目である「4年目終了時評価」の報告書類の取りまとめに追われていました。担当としても半年しか経験がない中で、突然に対面での打合せの禁止や在宅勤務を推奨され、不安のなかで書類と向き合っていました。在宅勤務をしていても、締切日がこのままなのか延長もあるのか、書類の完成度は低く、もう少し方向性を確認したいなど、いろいろなことが課題として浮かびあがり、今後どのように対応していくべきなのかが頭から離れませんでした。一方で、高校と大学に入学したばかりの私の子供たちも卒業式の縮小や入学式の中止とともに自宅で待機を余儀なくされ、オンライン講義や授業にそれぞれが懸命に自分と向き合って取り組んでいました。本来であるならば、4月の桜の景色や暖かな春を感じながら、新生活に胸を弾ませて輝いているはずの若者がこのような生活を強いられるという今まで想像もできなかった世の中に一変しました。こんなことがあってよいのか、今までの生活にいつもどれるのか、そのようなことを考えていました。

そのような経験や思いがある中で、本業務を担当し、特に自分の子供と同級生である4年生は、今までの生活を取り戻しながら最後の大学生活を安心に送るためにはどのようにすべきなのかということを第一に考えました。手指消毒等すべてのものを一気になくし、今までの生活に戻ったときに本当にコロナの脅威はなくなるのか、安全な大学生活は送ることができるのかを考える中で、「新型コロナウイルス感染症が感染症法上 5 類感染症に位置づけられることに伴う令和 5 年 5 月 8 日以降の埼玉大学における対処方針」が最初の仕事となりました。今までの生活を取り戻してコロナを忘れて欲しい、けれどもコロナへの罹患のリスクは抑えたい、そのようなことを両立するため「手指消毒」のためのアルコール消毒液等については継続での設置等の方針が決定されました。利用は個人の判断としつつも、方針決定後も建物の出入口で利用をしている学生さんの姿を見かけました。コロナの罹患数も継続的に見ていく中で、以前ほどではなくなったが多くなる時期もありました。私自身もいろいろな仕事が立て込んだ年末に罹患し、推奨される期間を自宅でぐったりしながら過ごしました。今までのような脅威はないものの私自身としては久しぶりにこんなに寝込んだというのが正直な感想でした。

年が明けて、感染者数も落ち着き3月の危機対策本部会議で、令和6年4月以降は感染者を把握しないこと、消毒液等についても撤去の方針が決定しました。4年生も卒業する中で、やっとコロナ禍で苦労した学生さん、教職員のかたも今までの日常に戻ります。本当に皆さん今までご協力いただきましてありがとうございました。今後このようなことが2度と起こらないよう祈ります。

【コロナ禍における就業上の取り扱いについて】

三浦 誠　2020 年当時 総務部人事課長

世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、本学は令和2年4月7日付けで埼玉県知事から発出された「埼玉県における緊急事態措置」などに基づき、同年4月9日から5月31日までの間、非常時の措置として教職員に向けて在宅勤務及び時差出勤を実施し、また、その後においても埼玉県をはじめとする自治体からの要請に基づき実施する対応を取りました。

当初、埼玉県における緊急事態措置が発出された際は、在宅勤務や時差出勤の制度は学内的に確立していなかったこともあり、急遽「在宅勤務実施に係る整理」を作成するとともに運用により時差出勤を推奨して出勤者の削減等に取り組み、情報セキュリティ関係、人事・労務管理、業務の継続性確保など試行錯誤を繰り返しての実施となりました。

在宅勤務に関しては制度化することを検討するにあたり、職員にアンケート調査を実施し、多くの職員から在宅勤務に対する肯定的な評価と在宅勤務の積極的な導入を望む声をいただきました。しかし、今後、継続的に実施することについて、ワークライフバランスの充実や災害発生時における業務の継続性の確保など、メリットはある一方で業務の生産性、効率性の向上や費用負担の必要性及び勤務状況管理のあり方など、様々な課題等が浮かび上がりました。

このような中、在宅勤務の導入は、多様な働き方のひとつとして、ワークライフバランスを保つうえで重要な取り組みとなることから、本学でも本格的に在宅勤務が可能となる制度等の整備に関する検討を重ね、「国立大学法人埼玉大学における在宅勤務実施要項（令和 3 年6月 28 日（学長裁定）」を制定しました。

また、時差出勤に関しては新型コロナウイルス感染拡大防止対応として、埼玉県だけでなく近隣の自治体の要請に応じて時差出勤が可能となるよう関係規則等を一部改正しました。さらに、教職員が新型コロナウイルス感染症を予防するための接種を受ける場合、又は予防接種と関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、業務の運営に支障のない範囲内で労働しないことの承認（職務免除）を受けることが可能となるよう関連規則等の一部改正も行いました。

コロナ禍が落ち着いた現在では、在宅勤務については「新型コロナウイルス感染防止」のためでなく、「働き方改革」として通勤時間の縮減など必要に応じた利用が定着し、職員ひとり一人にスマホ、パソコンが貸与されるなど環境も整備されました。このことにより、多くの職員が利用するようになったことは、今後、新型コロナウイルスと同様に新種のウイルスが蔓延した際や未曾有の災害が発生し、通勤困難になった場合などに対応できるものと考えています。

最後になりますが、当時を振り返って人事課として教職員が新型コロナウイルスに「感染しない」、「感染させない」ことを第一に考え、政府や自治体からの要請に合わせて感染防止に対応し、制度が確立していなかった在宅勤務を制度化するなど、通常業務以外の業務が付加されたことに対し、不平不満もなく取り組んでくれた当時の人事課の皆さんにはこの場を借りて感謝の気持ちを述べたいと思います。

【留学 派遣 受入】

渡邊賢治　2020 年当時 国際室長

2019 年中国で、新型コロナウィルス感染症が確認され、その後、世界的にその拡大が進み、学内では、2020 年 1 月から教職員・学生に対し、順次情報が周知されることとなった。留学生の受入・派遣を担当している国際本部としても、当初、外務省の発する当該国の感染症危険情報（レベル1：十分注意, レベル2：不要不急の渡航中止, レベル3：渡航中止勧告, レベル4：渡航中止・退避勧告）に基づきそれぞれ対応を行うこととなった。ここでは、主に 2020 年新型コロナウィルス感染症拡大初期の一部分ではあるが、その状況について記したいと思う。

派遣

（1）協定行への交換留学

協定を結んでいる海外の大学に半年又は 1 年間留学する制度であるが、既に海外へ交換留学している学生（以下「交換学生」という）の対応から始まることとなった。

2020 年2月時点では、感染症危険情報レベル（以下「レベル」という）は、国によって異なっており、その時点でレベル2であった韓国やイタリアへ留学中の学生への注意喚起を行った。

その後、レベル3となったイタリアへの留学者へ帰国要請、また、レベル2であっても、新型コロナウィルス感染症の地域の急速に拡大している地域であった欧州（フランス、ドイツ、スペインなど）及びアメリカへ留学している学生に帰国要請を行った。なお、当時はマスクの着用1つをとっても、国によりその意識や対応にバラツキが見られた時期でもあった。3月末には、全世界でレベル2となり、その情報を踏まえ、交換学生全員に帰国要請を行った。

新たな海外への派遣留学の対応については、当時開催された副学長会議において、慎重な判断がなされ、その状況に鑑み、2020 年度秋学期の派遣留学中止を決定することとなった。並びに、学生向けには、コロナ禍における大学の方針についての説明会を実施、留学希望の学生には留学計画の変更等を指導することとなった。なお、新入生向けに、例年対面で実施していた留学説明会もオンラインでのガイダンスとなった。

（2）語学研修や研究活動等

数週間から数ヶ月の語学研修や研究活動についても、交換留学同様、現地への派遣は中止となった。ただ、それに代わりオンラインによる実施があり、語学研修ではアーカンソー州立大学の講座へ 12 名、モナシュ大学の講座へ 1 名がそれぞれ参加した。研究活動についても、適宜オンラインの活用による実施となった。

受入

留学生については、その当時、約 600 名が在籍していたが、2020 年1月から、新型コロナウィルス感染症の注意喚起を行った。また、新型コロナウィルス感染症拡大のため、2020 年4月から新規に入学する国費・私費留学生が入国できない状況となった。なお、一時帰国していた留学生が再入国できない状況もあったことから、留学生の所在確認を行うため、各自へのアンケートを実施した。

（正規留学生）

政府の水際対策が進むなか、徐々に留学生の入国が認められた。2020 年 10 月から国費留学生に続き、すべての国・地域からの入国が認められたが、その際、1）出国前・後のPCR検査実施、2）入国後 14 日間の自宅等待機、3）公共交通機関使用不可などの条件が付され、大学にも十分な受入態勢の整備が義務

づけられることとなった。
国際本部でも、各学部・研究科と連携した上で、経費支援や待機場所として国際交流会館を指定するなどの対応を図った。その他、留学生に付随する家族招へいの際の「誓約書」発行を行い、その部分においても大学の態勢を整えた。

（短期留学プログラム学生）
　協定を結んでいる海外の大学から、交換留学生（STEPS 生）として年間 100 名程度受入れている。まず、2020 年3月時点で、半年間在籍していたSTEPS生に対し、現状及び次期受講の意思確認を実施した。前述しているが、一時帰国していたことにより再入国できていない STEPS 生がいることも判明した。一方、新規にプログラムに参加する留学生へは、入国制限がかかっていない国からであっても、時期変更を推奨しての対応となった。

（サマープログラム）
　例年 6 月、短期語学・文化研修プログラムとして 30 名程度の受入れを実施しているが、2020 年度は、新型コロナウィルス感染症拡大の影響で結果的には中止となった。ただ、例年プログラム参加留学生と本学学生との交流を行ってきているが、対面ではないが、その年度については、オンラインで交流することができた。

（国際交流会館）
　主に留学生・研究者の居住用として設置しているもので、1号館から4号館の4棟で構成されている。そのうち、4号館は混住型国際学生寮として、28 ユニットにそれぞれ3名（留学生2名、日本人1名）の学生が相互に交流することなどを目的に運営を進めるもので、大学の1つの目玉としての位置づけになっていた。新型コロナウィルス感染症が拡大する中で、当時の学内委員会では、その国際交流会館の運営が、クラスターの発生源にならないかとの懸念が挙げられていた。
結果的には、留学生の新規来日が困難になったことから、クラスターに関しては、題になることはなかったが、来日する留学生から徴収する寄宿料などの収入が激減するなかで、これまでどおりの経常経費の支払いがあり、国際交流会館の運営は深刻なものとなった。

（最後に）
　第3期中期目標・計画では、最終的に派遣人数を年 300 名程度、また、受入については年 800 名程度にするものと設定していたが、新型コロナウィルス感染症が拡大する中で、派遣については留学先国の危機管理の問題、受入については、入国制限・入国後の隔離措置などの問題があり、結果的にその人数は、それぞれ計画を大きく下回ることとなった。
　しかしながら、オンラインを活用した留学説明会など各種説明会の実施や、これまで海外出張を伴っていた協定校等（ランス大学、サザンクロス大学、オハイオドミニカン大学）との連携強化のための情報交換、その後、2021 年 11 月になるが、大連理工大学の 30 周年記念式典もオンラインで実施された。その他、埼玉県との連携における交流事業についても、オンラインで実施され、埼玉県だけでなく、これまではなかった遠方、北海道に居住する学生の参加もあった。そして、これらオンラインを活用した交流事業等は新たな展開として、その後も継続していくものとなった。

このような状況の中、国際担当副学長先生を始め、国際企画室の先生には、学生の派遣・受入、その他交流事業等の実施に際し、数多くの検討及び対応をいただいた。特に例外的ではあったが、学生との面談を通して、1)本人の留学計画、2)留学先の受入体勢、3)保護者の意向などを確認し、場合より派遣留学を認めたことは、他大学に先駆けた対応となった。そして、何よりも、関係の先生方が上記のような判断を行う上で、何よりも国際室の各担当者が、外務省、厚生労働省及び文部科学省から発せられる情報を詳細に収集したことや、また、学生目線で大学としての対応を一つ一つ丁寧に取組を進め、さらに、オンラインを活用するなどして、柔軟に事業展開したことを高く評価するとともに、この場をお借りし深く感謝したい。

【コロナ禍での教育の継続について】

金子雅彦　2020 年当時　学務部教育企画課長

新型コロナウイルス感染症が広がり始める中、令和2年4月に教育企画課長に異動となりました。本学の所在地である埼玉県においては、令和2年4月に緊急事態宣言が発出され、大学への入構が禁止される中、大学としての使命である教育をストップさせないために授業をどうするのか早急に対策を講じなければならない状況であり、そのため、理事（教学・学生担当）、副学長（大学改革、防災・危機管理担当）、情報メディア基盤センター長、教育企画課、情報基盤課、財務課の各部署の職員を構成員とした遠隔授業導入プロジェクトチームを立ち上げ、授業実施に向けて取り組んでいくこととしました。

大学に学生が登校することが原則出来ないため、オンラインによる遠隔で授業を実施するためのツールとして、緊急に「Zoom」の導入を決定しました。教員、学生向けに Zoom の使用マニュアルを作成し、学生には接続時間を予め設定・周知して zoom 視聴テストを実施しました。また、遠隔授業のポータルサイトもそれぞれ設けて情報発信し、授業実施に支障のないよう準備を進めていきました。新型コロナウイルス感染症が発生する前に、国の取り組みとして第3期教育振興基本計画（平成 30 年5月）において、高等教育における ICT を活用した教育の推進が提言されていましたが、この緊急事態で ICT の活用が一層進むこととなりました。

授業開始も予定より2週間遅らせて開始することとし、学部のオリエンテーションもオンデマンドで配信することとしましたが、学部 HP の web サイトの容量に負荷がかかりすぎるため、動画サイト「VIMEO」を契約して利用することとしました。VIMEO は、YouTube のように普通に検索すればリンク先がわかるということはないので、誰でもが閲覧できるということではなく、リンク先をお知らせしてある学生が閲覧可能な限定公開となります。

昼食の時間帯に構内の食堂等での混雑による三密（密閉、密集、密接）を回避するために、授業時間を90分から80分に変更して、通常は授業第2時限終了の12時10分から第3時限開始の13時00分までの50分間から、11時50分から13時30分の100分間とし食事時間を分散させました。

学生の諸事情により遠隔授業の受講が出来ないことのないよう、ノート PC50台購入及びモバイル Wi-Fi ルーター50個をリース契約し、無償貸し出しによる支援をおこないました。オンデマンドによる授業等のアクセスに対応するため、教務システムの回線増強、webclass のサーバー、ストレージ等の増強を図りました。

構内各建物、フロア、教室の出入口等に、感染症対策等のチラシを掲示、アルコール消毒液、キッチンペーパーを備え巡回・点検により補充をし、教壇には飛沫防止のパーテーションを設置して感染症対策を講じ、安心できる環境を整えました。

混乱の中で、オンラインを活用した遠隔授業を導入し感染症対策を講じながら、なんとか授業開始となりましたが、まだまだよくわかっていないコロナ感染症に、これが一体いつまで続くのか先行きが不透明で不安を感じていました。

コロナ禍2年目を迎える2021年には、授業での三密（密閉、密集、密接）対策のために、ハイフレックス授業（学生が、授業を教室内での対面と自宅等の遠隔とで半数ずつなどの割合で受講する授業実施方法）を取り入れ、100名以上の収容人数の大きな教室にハイフレックス授業実施のためにリモートカメラ等の機器を整備しました。その後、50名以上の収容人数の教室にも同様に機器を追加しました。

教室で授業を受講する場合にも、教室の座席の配置に応じて、間隔を空けて密にならないように着席とするために机にシールを貼って、授業形態に応じて、使用可能な席、使用不可の席を学生にわかるように示しました。また、岩手大学から独自に作成した「着席位置確認システム」を無償提供していただき、机に QR

コードシールを貼り、学生はスマホや PC などから QR コードを読み取り、自身の受講した授業の月日、授業時間帯、教室、座席位置を登録することにより、行動履歴を把握することができるシステムを導入しました。その後の感染者、濃厚接触者が判明した際に、履修登録してある授業科目の教員への連絡、その時に周りにいた学生の特定を行うなどできますが、学生の登録率が低く上手く機能したとはいえませんでした。

学生の履修状況によっては、1日のうちに教室での対面授業、遠隔での授業が混在している場合があり、授業での三密を避けるために、自宅以外での遠隔授業受講のための場所を構内に確保し開放しました。場所は、全学講義棟1号館301教室、図書館2階及び3階のラーニングコモンズ、大学会館2階のラーニングコモンズ、3階の大集会室及び小集会室、多目的棟（教育機構棟の東側）、第1食堂及び第2食堂です。

いろいろな取り組みをおこなっていきましたが、短い限られた時間の中で感染症対策を講じての授業実施のために、教職員が混乱した状況の中で業務を遂行していきました。

今回の新型コロナウイルス感染症により、学生が大学に登校することが出来ない、特に新入生は入学時からとなり、それぞれが描いていた大学でのキャンパスライフを過ごすことが出来ない事態は、大切な時期にとても悔しく残念でならないであろうと思うと、大学の一員としてとても辛い思いでありました。

現在は、コロナもインフルエンザと同じ感染症の 5 類に分類され、大学においても通常に機能し元に戻りつつありますが、学生がキャンパスにいるという光景がどれだけ喜ばしいかを認識させられました。今後も、いつどのような形で世の中が混乱する事態が生じるかわかりませんが、その時に教育を停止することのないように、緊急事態に備えておかなければなりません。そのためのひとつとして、ICTを活用した教育の更なる推進が不可欠であると感じています。そして何よりも、教職員が一丸となって取り組んでいかなければならないと痛感しています。

【学内の全ての講義室に座席指定措置・着席位置確認システムを導入・運用】

大森浩美　2020年当時 学務部教育企画課課長代理

令和 2 年(2020)3 月 31 日に柳澤理事(教学・学生担当)・木﨑副学長(大学改革、防災・危機管理担当)・学務部長以下、教育企画課職員が急遽打合せを行い、令和 2 年度の授業実施形態、遠隔会議システム(Zoom)導入、学修支援システム(WebClass)の積極的活用等について意見交換を行い、講義形式の授業については原則遠隔授業で実施することとした。(大学の正式決定は同年 4 月 3 日)。

加えて、遠隔授業は極力自宅での受講を推奨するが、自宅のネット環境が整っていない学生のために、大学に来て学内無線 LAN(su-wireless)での受講も認める方向で進めることとした。そのような中で、学生が講義室を利用する場合、クラスターが発生した場合の追跡方法として、着席した席を記録した方が良いだろうとの意見が出た。

それを受けて教育企画課では全学講義棟1・2・3号館での実施に向けて検討を行い、当初は、報告用紙を各講義室に用意し、学生に記入・回収箱に入れさせ翌朝回収するというアナログな方法で実施し、各学部もそれぞれ独自の方法で紙ベースで実施していた。これらの作業は非常に効率が悪かったことから、情報メディア基盤センターが、岩手大学理工学部で開発した「着席位置確認システム」の無償利用許諾を受け、教育企画課と情報メディア基盤センターが連携して運用を開始した。(213頁)

このシステムは、あらかじめ座席に教室名・座席番号のデータが記録された QR コードシールを貼付しておき、着席者はスマホのカメラで読み込んで情報を送信することにより、着席者の学籍番号・氏名・講義室名・着席位置番号・着席した日・時限データが情報メディア基盤センターのサーバーに集約され、限られた職員のみがデータを引き出せる仕組みである。

令和3年(2021)1月～3月に全学講義棟 1 号館 4 階の3講義室で試行を行い、同年4月より全学に展開し、令和5年(2023)2月まで運用した。

試行から運用開始までの短期間に、学内の全講義室・遠隔授業受講スペース・各学部の自習室等に QR コードシールを貼付しなければならなかったため、準備作業は時間との闘いであった。まず始めに学内各講義室の座席レイアウトの再確認及びデータ提出を各学部に依頼し回答のとりまとめを行い、座席の間引き及び利用区分の設定(通常授業用、発話を伴う授業用、着席不可)の後、市販の宛名シール用紙により、①座席利用区分シールと、②QR コードシールを全席分印刷した。

これら一連の作業は、新年度の授業開始に間に合わせる必要があり、取りまとめ担当として、年度末は超過勤務が続いた記憶がある。シール枚数は相当数あったため、教育企画課が中心となり、学生支援課の協力を得て複数チームで分担して学内の講義室等で貼付作業を行い、授業開始日までに完了させた。

当該システムの運用開始に際しては、メーリングリストにより周知依頼文書を授業担当教員宛一斉通知、各講義室の掲示や学生ポータルを利用し学生への周知徹底も図ったが、着席位置報告を行う学生は残念ながら全員ではなかった。

しかしながら、システム運用期間中に講義室等でのクラスターは発生しなかったので、実際に追跡調査を行うことは無く、令和5年(2023)2月に運用を終了した。

【＃after コロナ】

片桐届実　2020 年当時　学務部学生支援課長

午前中、SharePoint を利用して、とある取組の企画書ファイルを共有し、3人の職員がオンラインの画面越しにあれやこれや言い合いながら、代わる代わる文言の修正を書き込んでいた。3人は皆他部署の所属で事務室は違い、そのうち一人は在宅勤務である。と、同時に、管理職の私にはその間、矢継ぎ早に H 課長代理と F 係長から来週の会議資料の確認依頼がチーム内にメンションされ、はたまた、他チームから再来週の打合せ日程の決定がチャットで届く！これがすべて PC 画面で同時確認ができるのである。加えて、昨年度来から支給のスマートフォンとモバイル PC も相まって、今となっては組織情報管理、コミュニケーション、ワークフローなど幅広い機能を提供する包括的なプラットフォームが日々業務を席巻している・・・

記録集の企画においてコロナ禍を思い起こしてのコラム執筆の依頼を受け、当時の職責において何を取り上げるのか？と考えてはみたものの、正直思い出したくない出来事は既に遠ざけている自覚を認めつつも記録ということなので、先ずは思い出した当時の課題を挙げてみることから始めてみたい。

1. 学生生活における学生コミュニティの形成
   オンライン授業のほか、課外活動も中断の中、友だちが作れず孤立してしまう孤独感の解消
   課外活動（クラブ活動やサークル）の継続をオンラインでどのように行うか。
2. 経済的支援
   アルバイトの減少や家計の影響を受けた学生に対する経済的支援策（奨学金、支援金）
   外部から提供を受けた食料品を利用したフードバンクの実施
3. 総合窓口の設置やメンタルヘルスの重要性
   コロナ禍で苦慮する学生のカウンセリングやメンタルサポートなどの相談体制
4. キャリア支援と就職活動
   セミナーや企業との連携フィールドワークなど対面ありきであったキャリアサポートの手段やオンラインインターンシップ・オンライン面接などへのカウンセリングサポート

上記 4 点は学生生活を主に支援する学生支援課の業務部門に照らして今だから整理して書けたものであるが、コロナ禍当初は奨学支援業務における受給手続きに終始し、その他の部門業務はストップした状態であった。その後、少しずつコロナ禍に対応する社会の変化に呼応し、ニューノーマルな大学運営の模索が始まり、様々な部門の取組事例が共有された。学生支援課も各業務を遂行するにあたりソーシャルディスタンスを念頭に、窓口業務で対面であった学生の手続きをインターネットやレターパックで代替して行えるよう業務プロセスの見直しを始めた。参考にしたのは、教育活動を支援する教育企画課のオンライン授業の導入による学生の適応度であったが、見て取れた私の感想は、案の定、デジタルな世代であってその思考から学生はオンライン化に全く苦慮することなく、学生支援課が打ち出した様々な窓口手続きをすんなり受け入れていたことが印象に残っている。

一方、学生の動向に目を向けると、コロナの感染が瞬く間に広がりを見せ始め、肩を叩かれたかのように卒業式及び入学式の実施を協議せざるを得ず、中止になるなど修学のスタートアップに関する学事スケジュールが総崩れになり、学生は大学構内への入構はほぼ禁じられ、授業開始は遅らせる、授業自体も実験・実習以外の科目は当面オンラインへ移行する措置となった。大学が一年のうちで最も華やぐ季節であろう春なのに、その 4 月に学内で学生の顔が見えない事態となってしまった。そんな学生の境遇を不憫に思い

ながらも日々の業務に邁進していたが、学生は登校できないこと、授業開始が遅れることなど不遇の学生生活を迎えてどのように感じているか、特に新入生はさぞかし落胆しているのではないかと。このような出来事に際して学生の考えを知る術として SNS を覗き見ることが定石であるが、なんとそこには逞しい学生の姿があった！その数から誰かれとなく友だちづくりを促すもので、ある者は学年・学科を提示し、“友だちになりましょう”と、ある者は日時を指定しSNS で交流の場を設け参加を呼びかける、サークルの勧誘では興味を引くため実演動画の投稿を目にした。また、教員側も自学科のガイダンスをオンライン開催する動きを見て、その思考に、さすが大学！と頷いた。

話を学生支援課の業務に戻すと、限りなくオンライン化へとシフトが進み、難なく仕事をこなせていると、対面よりも仕事に楽(らく)さを感じてきていた、そして、柄にもなく他の仕事もこの環境下を利用して自動化できないかと考えるようになったし、課員の考えも柔軟で、課題を効率よく処理する発案が増えた。やはり学生相手の仕事は総じてインターネットが不可欠だ。
最も馴染んだ業務は、キャリア支援であったといえる。従前からオンラインで行っていたカウンセリングとアドバイジングは、企業の面接やインターンシップのオンライン化も手伝い大盛況、学生の参加キャパシティを気にしていた各種セミナーも際限なく、300数社が参加する企業説明会もウェビナーを利用し、ROOM 分けしリアルタイムで自由に行き来可能で、また、アーカイブし、学生や参加企業の利便性を向上させた。ここで、企業としては全国から面接やイベントに学生を参加させることには良いが、基本的には、対面したい！が本音を書いておく。

コロナ禍何年目かのとある日、画面越しに行うキャリア支援のイベントで、自身が独自に作成したパワーポイント資料でアニメーションを駆使したプレゼン、チャット質問は反応良く、はつらつとコミュニケーションする学生を目の当たりにし、こんなにもオンラインでアジェンダから伝えたい事柄の核心まで整然と、オンライン特有の会話エチケットを守り、行えるスキルに感動すら覚えたことを記憶している。コロナ禍で導かれたオンライン学習や様々な生活様式の変化によって、すでに身につくデジタル感覚も手伝って、とても自身の強みを持ったのではないかとその時感じ取ったものである。

まとめであるが、本コラムを書くにあたり、冒頭に書いた今の自分が置かれた職場環境を時には苦しくもあるが、快適なのではないかと最近思うようになっている。間違いなく、コロナ禍が起因している。本学の業務においてクラウドサービスの利用への転嫁により、コミュニケーションコストが減り、定型的業務プロセスの自動化の取組が進んでいる。あわせて良くネットでみるのは正確な経営的判断に膨大なデータ分析やAI 技術を利用するなどなど。この 3 年～4 年であまりにも変わったものである。
かく言う私も、業務で Microsoft が提供の Power BI を利用した評価システムの導入に取り組んでいることで、ちょっぴり乗っかっていることを紹介しておく。
コロナ禍って、試練だったのかそれとも大きな役割を担ったのか。

最後に、大学で働く環境を通して見た変化の理由を考えて書きましたが、この間、困難に直面している方々、・・・がおられることは忘れてはならず、記憶しておくものと考えていることを書き記します。

【コロナウィルス発生時を振り返って】

池内真知子　2020 年当時　学務部教育学部支援室事務長

コロナウィルスは、それまで外国での感染が報道されてはいたものの、国内での対応は令和2年3月、全国の小中学校の休校から突然始まった感があります。当初は諸外国では亡くなる人が大勢出て、日本でもいつ大流行するのか、またいつ収束するのか、先行きが分からない恐ろしさがありました。

特に、教育学部は教育実習の実施と附属学校園の運営という他学部にはない事業があったので、この対応には大変苦慮したところです。初年度は、文科省からのコロナの中での教育実習についてどう対応していくのかについての通知がなかなかこず、また来るか否かも分からない中で、いろいろな可能性を検討しました。毎年7月に開催している教育実習運営委員会でご出席いただいた公立学校の校長先生から、「このような状況ではあるが、我々の後に続く教員を育てるために何とか教育実習を実施するよう協力していきましょう」とご発言いただきました。小中学校の児童・生徒の保護者の中には、大学生が教育実習に来ることに不安を訴える方もいる、と聞いていたので、この校長先生のご発言が大変心強く有難く印象的でした。

附属学校園については、なんといっても校園長、副校園長先生をはじめとした現場の先生方が大変な苦労をされていました。休校するのかしないのか、休校するなら学びの継続はどうするか、いつから学校を再開するのか、諸行事はどうするか、修学旅行はどうするか、といったことを先が見えない中で追われるように決めていかなければなりませんでした。初年度は、ひとたび感染者が出ると副校長が休日返上で保健所と連絡をとりあい、校内を消毒したりPCR検査を実施していました。

今、思い返してみると、特に令和2年度はコロナに振り回された一年間であり、内外の関係者の皆様のご協力で何とか乗り切った一年間でした。

世間には亡くなった方や後遺症が残った方、職を失った方がおられはしましたが、諸外国に比べると幸いにして大惨事には至らなかったのは、社会の一人一人がそれぞれの役割で最善を尽くしたことが大きな要因であろうと思います。

【コロナの功罪？】

浅香隆二　2020 年当時　学務部大学院理工学研究科支援室事務長

正に未知との遭遇であった。

ニュースで、大変なウィルスが蔓延してきたとの報道に、危機感はあったものの、どこか対岸の火事として捉えていたが、見る間に「感染症緊急事態宣言」に基づき、学内入構禁止へと進んでいった。

全てを停滞させなければならない状況であるが、学生がいる以上、教育・研究は進行させなければならない。理工学研究科という学問の性質上、内に籠っていては、状況は進展していかない。視点が定まると、研究科長、両学部長を陣頭に、そこからの教職員結束には目を見張るものがあった。日々、打ち合わせ・会議を重ね、如何に人との接触を最小限に抑えるか、接触したとしても感染を広げないようにするか、感染した者に対してはどうフォローをしていくか、知恵を出し合った。職員は感染防止のためのインフラ（消毒・検温・ディスタンスを保つ工夫等々）対応を素早く整えた。教員はリモート授業に手早く代替していった。元々DX に長けた教員が多く、移行にはそれほど戸惑うことはなかったと記憶している。リモート授業は対面授業とは異とする様々な工夫が施され、動画の導入により実験手法に掛かる時間を短縮できることや手元操作などの拡大により細部まで再現させることができ、学生から好評を得られたことはコロナの思わぬ功罪と言えるだろうか。 また、コロナ以前から検討を重ねていたが、遅々として進まなかった会議等のペーパレス化は有無を言わさずの対応となり、対面で行う会議等の日程調整や資料印刷などは今や懐かしい作業である。

「人類の進化は災害等の危機的状況により一気に躍進する」というが、この点については是非ポジティブに捉えておきたい。

未だ「コロナ終息」と言うにはほど遠い状況なのかもしれないが、世間（政府？）的には「明け」の様相を呈している。歴史的に見れば今後 2020 年を境に「コロナ前」、「コロナ後」と分類されるのだろう。コロナは人類に与えた警鐘として捉え、ここで得た教訓が、来る新たな災害や疫病、あってはならない戦時での対応の一助になり得たい。

【コロナウイルス消毒プロジェクト活動】

齋藤由明　2020 年当時　総合技術支援センター総括技術長
情報メディア基盤センター運営室長(併任)

コロナ発生当時、私は技術職員の組織である総合技術支援センターの総括技術長と全学組織である情報メディア基盤センターの運営室長(併任)を拝命しておりました。情報メディア基盤センター運営室では、全学での遠隔授業に欠かせないネットワークの整備や zoom 等のアプリケーション契約にもかかわりましたが、今回のコラムでは総合技術支援センターで対応した、「感染者が発生した際の部屋や廊下などの消毒をお手伝いする」べく編成されたコロナウイルス消毒プロジェクト(以下、消毒 PJ)について発足の経緯や活動の話を書き止めたいと思います。

1. 消毒 PJ 発足の経緯

当時、理工学研究科長の黒川先生から前山総合技術支援センター長に「今後感染者が増えてきたときに感染者が利用していた部屋や廊下等の消毒をする際、感染者の発生部署で手が足りない場合に手を貸してほしい」という打診があったことから技術長会議で検討し、消毒 PJ を発足させることが決まりました。

消毒 PJ のメンバーは技術支援センター内の有志で編成しました。新型コロナウイルスは新種の菌であり治療方法も確立されていなかったことで誰もが感染したくないと考えていたと思いますが、私を含む 9 人のメンバーが集まり消毒 PJ が発足しました。技術長 4 人は強制参加でした…。

2. 消毒 PJ の活動(講習会)

消毒 PJ の主な仕事として依頼された内容は 2 つありました。1つはメインである「感染者が利用していた部屋や廊下等の消毒をする際、感染者の発生部署で手が足りない場合に手を貸すこと」ですが、もう 1 つは、「消毒手順を全学の構成員に講習すること」でした。消毒手順の講習は「できるだけはやく。(遅くとも年内に)」とのこと。消毒 PJ の打診を受けたのが 2020 年の 10 月末日。技術職員とはいえ、専門を離れれば一般の人です。化学の知識が多少あっても消毒については全くの素人なのです。始めに考えたことは講習会をどのように開催するかです。コロナ禍なので講堂等に集まることはできません。そこで、大学の遠隔講義と同様に遠隔講習として実施することにしました。実際のデモンストレーションビデオを Zoom で配信するだけというのは不親切だし、講習会というには無理があるので予め動画を制作してその部分・部分を配信しながら解説をするという手法をとることにしました。

打ち合わせを重ねながら、12 月に公開することに決め、加藤さん(当時:物資・生命科学系技術長)を中心として消毒方法を調査し手順書を作成しました。加藤さんのご尽力もあり、手順書のたたき台は 1 週間もかからずできたものと記憶しています。さて、手順書が出来てもどのように撮影するのか・・・こちらも素人集団ですので色々と話しながら撮影を進めました。手順通りにビデオを撮りためた後に編集していくことにして各シーンの撮影が開始されました。撮影というからには俳優が必要ですが、皆さん恥ずかしがり屋が多く配役を決めるのが大変でした(笑)。配役は撮影現場に来た人の中から決めました。マスクをしていたので幾分恥ずかしさを緩和することができたのではないかと思います。監督は手順書を完成させた加藤さん、カメラマンは小山さんと戸島さん、残りは俳優という感じでスタートしました。消毒PJメンバーのスケジュールを合わせるのが大変でしたが仕事の優先順位を上げてもらい撮影しました。人手が少ないので監督やカメラマンも俳優になることもありました。撮影は 1 週間ほどで一通りは終了しましたが、映像を確認したときに手順通りに演じられていなかったり、余計なことをしていたり、といった場合はそのシーンを撮りなおしました。撮影中にも手順書の変更があり、手順書の改定と撮影を同時進行で進めていったと記憶して

います。撮影後は動画の編集があります。それを担当してくれたのはカメラマンでもあった小山さんです。手順書の改訂・撮りなおし・映像編集を織り交ぜながら一月ほどで動画が完成しました。次は完成した動画をもとに、講習会の資料を作成し講習会に臨みました。実際の講習会開催日は 2020 年 12 月 18 日でした。監督・俳優・講習会の講師を務めてくれた加藤さん、大変お疲れ様でした。

3. 消毒 PJ の活動(消毒の支援)

講習会も無事終了し、何時でも消毒の支援ができる環境は整えていましたが、幸いにも消毒 PJ が他部署に消毒の支援に行くことはありませんでした。

消毒 PJ のメンバーはそれぞれの所属部署での消毒を複数回実施したにとどまりましたが、講習会の資料を作成した経験を生かすことができたと思っています。

令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルスの感染症は 2 類相当から 5 類感染症に変更されたことで、消毒 PJ は解散になりましたが、緊急時の業務依頼対応としては満足のいく成果を上げられたと思っています。緊急事態に際して迅速に対応できたのも総合技術支援センターの技術職員のみならず、教員、事務方等、関係者の皆様の協力があったからだと考えております。

また、手順書の作成や動画の制作にあたり、教育学部の関先生、西尾先生、保健管理センターの落合先生には大変お世話になったことを覚えています。ほか、関係者の皆様にも、この場を借りてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

山崎次男　2020 年当時　総合技術支援センター機械建設系技術長

機械工作実習における対応

2019 年度末より COVID-19 の感染拡大を受けて工学部機械工学・システムデザイン学科で行われている機械工作実習における 2020 年度以降の対応について記します。

機械工作実習の授業では実際に工作機械を操作することが重要との考えからオンラインでの授業ではなく対面での実施としました。そのため対面での実施に向けた体制について担当教員と実際に指導をする技術職員の間で検討をおこないました。まず、班編成について、これまでは 6 班(4～5 名/班)で 6 週間かけて実施していたが、講義の際に学生の密集を避けるため、これを 6 班(2～3 名/班)として 3 週間で行うことにしました。

対応の変遷

2020 年度

2020 年 4 月　第 1 ターム実施分について集中講義期間に実施

2020 年 5 月　緊急事態宣言の延長にともない第 2 ターム分についても集中講義期間に実施

※集中講義期間にすべてのグループを実施するために各班 2 日間、午前/午後を使い実施

2020 年 9 月　後期の体制について検討。第 3 タームはむつめ祭が中止になったことから、むつめ祭期間に実施し、第 4 ターム分については通常の授業時間に実施することに決定

2021 年 1 月　1 月 8 日に緊急事態宣言が発出されたため第 4 ターム後半については時期をずらして 2 月末から 3 月上旬にした

※1 回あたりの受講者を少なくするため各班 2 日間、午前/午後を使い、3 回に分けて実施

2021 年度

班編成については前年度と同様の体制で実施することにし、実習の質を確保するために各班 4 週間体制で実施

2021 年 4 月　毎週実施として 4 月 15 日から開始

2021 年 5 月　5 月下旬に爆破予告があり、1 週間繰り下げ対応

2021 年 8 月　緊急事態宣言が発出されたため 2 回分を 9 月実施予定として延期

2021 年 9 月　緊急事態宣言延長のため未実施分を 11 月のむつめ祭期間に延期

2021 年 10 月　緊急事態宣言解除後の 10 月 7 日より第 3 ターム分を開始

2022 年 1 月　1 月 21 日より蔓延防止等重点措置が発出されたため 2 回分を延期

※まん延防止等重点措置が 3 月下旬まで解除されなかったことから 2 回分は実施せず、課題を課すことで対応

2022 年度

2021 年度の体制を維持して実施した結果、大きな混乱なく完了

2023 年度

COVID-19 の感染症法上の位置づけが 2 類から 5 類に移行したが、感染者数が比較的多い状況から感染対策を行う必要があると判断して 2021 年度からの体制を維持して実施

3D-Design プロジェクトにおける対応について

・実験用フェイスシールドの製作

新型コロナウイルス感染防止策として、実験時に使用するためのフェイスシールドを製作しました。フェイスシールドのフレーム部分の CAD データは、大阪大学大学院医学系研究科が公開している 3D データ

を使用しました。

3D プリンタで出力したフレーム部分に、クリアファイル又は OHP シートを挟むことで、フェイスシールドとして使用することが可能となります。

製作したフェイスシールドは、製作依頼のあった本学の実験系授業や、研究室での実験作業時に使用されています。

※大阪大学大学院医学系研究科

「3D プリンタとクリアファイルで作れるコロナウイルス対策のフェイスシールド」

https://www.med.osaka-u.ac.jp/archives/21823

・飛沫防止柵固定用ジグの設計・製作

図書館から閲覧室に設置する飛沫防止柵を固定するジグの設計、製作について依頼がありました。3mm 厚の大きなアクリル板を専用の金属ジグで机に固定する構造のため、上部にぐらつきが発生していました。現地調査を行い基本的な部分について検討をしました。検討した基本設計をもとに、数パターンのサンプルを製作し、製作したサンプルを図書館で実際に使用して意見をいただき、実際に製造する製品を決定しました。

【新型コロナウイルスと学生実験】

飯塚武志　2020 年当時　総合技術支援センター電気電子情報系技術長

2019年末からの新型コロナウイルス感染症の流行の兆候が2020年度の初めから本格化しだし、年度初めだというのに入学式等のイベントは中止、授業、演習についてはオンラインによるオンデマンドかハイフレックス型の授業となった。

オンデマンド型の授業では事前に収録した授業風景をオンラインで提供するが、今までにオンデマンドでの授業を行っていなかったため、コンテンツが用意されていない。そこで、急遽授業風景の収録を行うことになり、総合技術支援センターの技術職員による撮影も行われた。また、ハイフレックス型の授業においては全ての教室が対応するには予算的にも時間的にも不十分であった。本学は業者による教室のハイフレックス化以外に技術職員により小中の教室のハイフレックス化の対応を行った。教室に設置されていた既存の AV 機器を利用し、最小限の配線と PC を用いての簡単なハイフレックスシステムとし、これを利用した授業を行った。

さらに技術職員が深く関わることになる理工系学部での学生実験の実施では様々な課題が持ち上がり、対面以外での実施は困難であると判断された実験テーマが多数あった。まず、実験に使用する機械、器具類が学校にあるためオンラインでの実施はできない。対面での実験を行うにあたり、三密を避けるために少人数で班分けを数多くし実験を行うため、今まで使用していた実験セットを増やす必要があるため機器の購入や製作が行われた。班の数が増えたために指導者を増やす必要から TA の増員も行われた。既存の実験室では部屋が足らずにセミナー室や一般の教室などの利用も行われた。また、部屋は窓を開放しサーキュレータを併用しながら換気を行い、実験開始前には検温、アルコールによる手の消毒、マスク、手袋の着用で実験が行われた。前期実験の後半は初夏の陽気で換気によりエアコンが効かず暑い思いをし、後期実験では逆に暖房が効かず寒い思いもした。

20年度の後期にはオンラインでの実験も実施された。電気回路製作の実験で半田付けを行わずに回路製作ができるブレッドボードを用いたもので例年より回路規模を縮小して部品点数を減らした実験キットを受講学生に郵送し、行われた。Zoom を用いて説明を聞いてもらった後にブレークアウトルームの機能を使い班ごとに TA を 1 名配置しリアルタイムで質問やアドバイスを行い、PC のカメラを使い回路の不具合の場所や動作の確認などを行った。今回初めて行われたオンラインでの実験は通常の対面での実験に対しスタッフの数を増員したにもかかわらず 1.5 倍程度の時間がかかった印象があった。

当初、学生実験に関してはオンラインでは出来ない。三密を回避できない。クラスターが発生したらどうする等の意見が出されたが、三密は実験セットの数を増やすことで対応できたし、一部テーマについてはオンラインでの実施が可能となった。また、実際の実験風景をオンラインで見ながらスタッフの測定したデータを利用しグラフ化し考察するというスタイルで行ったテーマもあった。幸いなことに学生実験を通じてのクラスターの発生もなく無事1年を過ごすことができた。今回のコロナ禍でいろいろなもののオンライン化、デジタル化が進んだが、今後上手く使いこなしていけるか。

【コロナウイルスの感染拡大を防ぐために】

加藤 美佐　2020 年当時 総合技術支援センター物質・生命科学系技術長

2020年春、新型コロナウイルスの感染拡大が起こり、大学の活動が止まり、私たち技術職員の業務の多くも変更を余儀なくされた。そんな中、10 月に大学でクラスターを発生させないための消毒作業の協力要請が黒川理工学研究科長（当時）、木﨑副学長からあり、11 月に総合技術支援センター内に「コロナウイルス消毒プロジェクト」を立ち上げ、9 人のメンバーで取り組むこととなった。私の本来の業務では、化学物質を対象にしているが、今回の対象は当時、感染症の治療薬もなく、命さえ脅かすウイルス。とにかく確かな情報をなるべく多く集めようと思い、インターネットでウイルスの性質を調べ、病院や厚生労働省が紹介している消毒方法を調べ、教育学部学校保健講座・関由起子教授、西尾尚美准教授、保健管理センター・落合洋士センター長に相談に行きたくさんのことを教えていただいた。そして、「感染者が触れた可能性がある場所の消毒」マニュアルを作り、それを学内に広めるために消毒方法や使用した手袋などの保護具の処理について動画を作成し、発表用資料にまとめ総務課主催で、12 月 18 日にオンラインでの消毒講習会を開催した。資料を作っておきながら、この内容でいいのだろうか、役に立つのだろうかと内心は心配であった。要請に応じて、消毒作業も数回行った。感染者が「長時間滞在した場所」は、最低 3 日間（72 時間）以上閉鎖と決めたため、私たちが消毒する場所はエレベーターのボタンやドアノブ、階段の手すり、共用スペースの机やいすといった「感染者が触れた可能性がある場所」であり、消毒者が感染する可能性は低いが全くないとも言い切れないため、最初はやや緊張しながら消毒作業に当たったことを覚えている。新型コロナウイルスの消毒作業が技術職員の仕事なのだろうかという声もあったが、いざというときに、各部局に消毒方法を理解した人員が支援に入る体制を作っておくことは当時の大学には必要であり、それを実現できるのは総合技術支援センターということになったのだと思う。言い換えれば、総合技術支援センターが組織力と機動力のある組織とみられていたのだろう。

今や、新型コロナウイルス感染症は 5 類となり、インフルエンザと同じ扱いである。神経質に消毒をすることもなくなってきている。当時、いずれはこうなるであろうと予想できても、それがいつなのかまったく先の見えない状態であった。また、感染者数が増え、死亡者数も増えていく中、感染しても病院でなかなか診てもらえないなど、不安をかき立てる情報が届き、重苦しさを感じる毎日だった。一方で、消毒作業に関わり、効果のある消毒方法やウイルスの感染についての知識が得られたこと、また技術者として科学的根拠をもとに情報の真偽や状況を判断することができたことで、冷静に毎日を送ることができていたようにも思う。

大学も閉鎖されるという前代未聞の事態、自由に行動できず、人とのかかわりも断たれ、家にこもっていなければならないというこれまで感じたことのない閉塞感。それまでの日常が当たり前ではなく、貴重でありがたいものであることを改めて感じた。また、学生がどれほどしんどいと思っているか想像しては、心配になっていた。今後、二度とこんな状況に陥らないことを祈るばかりであるが、もし同じようなことが起きたら、今回の経験を踏まえ、より冷静に対応していけることを願う。この記録集が大学の活動において、その役割を少しでも果たせることを期待したい。

【コロナ禍にあった附属小学校での3年間】

細川 江利子　2020 年当時 教育学部附属小学校長

令和2年 4 月に附属小学校長として着任した当時、そこに通常の小学校の姿はありませんでした。前年度末に緊急事態宣言が発令されてから、附属小も他の学校と同じように臨時休業に入り、5 月末まで学校を閉鎖していたからです。

当時を振り返ると、まず臨時休業期間に取り組んだのは、ICT 活用による教育活動でした。登校できない児童と学校との繋がりを保ち、家庭学習に取り組むことができるよう、担任や学年担当の教員による自己紹介動画や、家庭学習として各教科の教員が教科の特徴に応じて作成した動画の配信を行いました。加えて担任による朝の会も週一回 zoom で開きました。ほぼ全家庭の ICT 環境が整っていたため実施できましたが、担任と児童が顔を合わせてコミュニケーションをとることができ、学校も児童もそのご家庭も ICT を活用しての学習に慣れたことがその後の学校再開をスムーズに進めるのに役立ちました。

続く 6 月にようやく児童の登校が可能になると、感染防止に最大限努めながら段階的に教育活動を再開していきました。まず、最初の2週間は各学年1クラスずつ登校するという分散登校を実施しました。附属小の校舎は、1 フロアを 1 学年 3 クラスで使うように教室が配置されています。オープンスペースで教室と廊下の仕切りも無いことを活かし、1フロアに 1 クラス 35 名だけが登校し、机を広く配置することで密を避けました。また、通勤ラッシュ時を避けるために登校時間を通常より1時間遅らせ、40 分の短縮授業を3コマ、給食無しで午前中に下校することにしました。分散登校には色々な方法がありますが、本校の方法だと 3 日に一度クラスの児童が登校してくる他は時間に余裕があり、教室や校内の消毒や家庭学習のための動画の準備などに時間を費やすことができました。教職員の過重負担とならない持続可能な方法を模索することも重要な視点であったと思います。その後徐々に戻していき、7 月 1 日にようやく通常の時程での教育活動の再開となりました。

その他の感染防止対策としては、校舎入り口でのサーモカメラによる検温、校内各所への消毒液の設置、フェイスシールドの着用などを行ったことは言うまでもありません。児童には新しい生活様式として、「てまきのおみせ」(”て”は手洗い、”ま”はマスク等)というスローガンを掲げて指導することにより、手洗いやマスクの習慣、密を避ける意識なども徐々に身についていきました。密にならないよう休み時間の過ごし方にもルールを設け、行事は中止もしくは縮小しての開催になるなど、児童にとっては大変なストレスであったと思います。最優先すべきは児童の健康と安全でしたが、コロナに感染させないだけでなく、児童の心と体をいかに守るかということも重要な課題でした。

実際に対応を考え進める際には、文科省や県及び市教育委員会からの情報収集や、大学や他附属学校園との連携協力の他、保護者に丁寧に連絡を取り学校の対応についての理解を得ながら、教職員同士もオンライン会議等で意思疎通を図り、共通理解のもと一致団結して進めていくことが大切であったと思います。加えて重要であったのが、常に前向きな気持ちを持つことでした。当時の松下副校長の「附属小の先生方の素晴らしいところは、このように新しいことに取り組まなければならなくなった時に、嫌な顔一つせず、とても意欲的により良いものにしようとすぐ対応し、実行してくれるところなのです」という言葉は強く印象に残っています。その後「ピンチをチャンスに変える」という言葉を先生方が発するのを何度か聞きましたが、こうした姿勢がコロナ禍にあっても校内に前向きなエネルギーと活力をもたらし、ICT 活用や学校行事の見直し、さらには働き方改革などアフターコロナ時代にも活きる様々なアイデアが生まれる源になったと考えています。

安藤聡彦　2020 年当時 教育学部附属中学校長

2020 年 4 月に始まった筆者の附属中学校校長職は、文字通りコロナに始まりコロナに終わった 3 年間でした。この記録集に詳述されているように、コロナ禍の姿は刻一刻と変化していきましたから、それとともに求められる課題も次々に変化していきました。ここでは、とくに印象に残っていることをいくつか記録しておきたいと思います。

① 子どものいない学校で働く

2020 年 4 月 1 日に学校に赴任してから 2 ヶ月間、学校に子どもたちの姿はありませんでした。ずっと大学生を相手に仕事をしてきたせいもあり、中学生という世代の子どもたちとのかかわりを楽しみにしていたので、これはとても悲しいことでした。このときの政府決定のプロセスや内容の妥当性についての検討は、これからも必要な作業であると考えます。ただ、そんなときでも、学校が始まる日に備え、黙々と仕事をしている教師たちの姿は、頼もしく、励まされました。同時に、管理職として 3 年間の仕事をするうえで、この期間は決して悪いことだけではありませんでした。当時私は、事務職員の皆さんを含め、すべての教職員の皆さんに面談を行い、この学校で経験してきたことや、これからの課題についてお話を伺いました。そのときに得た学校の現状と課題についての認識は、その後の仕事をするうえでの土台になりました。

② 早めの決断と情報の共有

コロナ禍のなかで最も難しかったのは、修学旅行などの各種行事の扱いでした。できれば子どもたちには行事を体験させてあげたい、とはいえ実施には様々なリスクが伴う。その教育的意図とリスク認識との間で私たちは絶えず難しい決断を迫られました。ある行事の際にぎりぎりまで判断を延ばし、直前で中止を決断したことがありました。そのとき担当であった教員は、なぜここまで判断を延ばしてきたのか、子どもたちに期待させてきたことを管理職はどう思っているのか、と厳しく私たちに問いかけました。私は校長として責任を認め謝罪しました。早い判断とそのためのあらゆる情報共有の大切さを痛感した出来事でした。

③ 災い転じて福となす

コロナ禍は「災い」ではありましたが、教師も子どもたちもそれを「福となす」様々なチャレンジに取り組みました。例えば、附属中学校では毎年 3 年生がクラスごとに創作演劇に取り組み、それを 9 月の「附中祭」で発表し、優劣を競い合う「演劇コンクール」に取り組んでいるのですが、さすがに 2020 年には大規模な演劇活動に取り組むことは不可能となりました。そのとき、3 年生たちは何をしたか？ 驚くべきことに、それは「ラジオ・ドラマ」の創作でした。舞台での演技を伴わない、声と音だけで勝負する「ラジオ・ドラマ」づくり。いったいどんものが出来上がるのだろうと思っていたら、あたかも NHK ラジオか何かで聴くような聞き応えのある作品ばかりで舌を巻きました。教師たちと生徒たちの創作力に感嘆した一幕でした。

④ 専門家が近くにいてくださることの安心

コロナ禍は学校にとって非日常、すなわちふだんは直面することのない現実を絶えずつきつけてきました。だからこそ、そこでは我々教職員だけの知識や経験は対応できない様々な専門的知見やネットワークを有する方々の力がとても大きな意味を持ちました。学校での子どもたちの過ごし方から行事のあり方ま

で、コロナ禍の期間中は絶えず学校医の先生に連絡をとり、指導を受け続けました。修学旅行等の校外活動の面では、旅行業者の皆さんの分厚い情報網や経験が何よりも有益でした。コロナとは何かについて保護者に対して専門的講演をしてくれた同僚、コロナ禍のなかでの親としての不安について電話でのカウンセリングを引き受けてくれた同僚、そして大学全体の動きを熟知し絶えずどうすればいいのかの相談を引き受けてくれた事務職員の方などなど、こうした力量のある専門家の皆さんに支えられて、私たちは何とかコロナ禍を潜りぬけることができたといまふりかえってみて思います。

⑤ 「あの日々」を忘れないことの大切さ

数週間まえに附属中学校の 2 年生が「自由探求」活動の発表のために大久保キャンパスにやってきて、大学教員の前で発表をしていきました。昼食どきには、第2食堂の一角に席を与えられ、かれらはわぁわぁ言いながらおいしそうにカレーを食べていました。そんな光景をまのあたりにすると、ほんの少し前のコロナ禍のことなど、まるで白昼夢か何かであるようにも思われます。でも、それは紛れもない現実でしたし、そこで私たちはたくさんのものを失うとともに、様々な得がたい経験をしました。今回、この文を書く機会を与えていただき、当時の記録を少し見直してみたのですが、驚くほど自分がいろいろなことを忘れていたり、誤って記憶していることに気づきました。当時の記録を確実に保存し、ときにふりかえることによって、「あの日々」の経験を決して過ぎ去った過去と位置付けるのではなく、絶えず自分を問い直す資源にできればと思っています。

【「子どもの育ちを真ん中に」と全員体制で模索した1年間】

吉川はる奈　2020 年当時　教育学部附属特別支援学校長

新型コロナ感染症対策に翻弄された「当時」、全国の学校が日々の学習活動で大きな影響を受けた。着任して校長室からみた桜が見事であったこと、一緒にこの光景を見ることができない子どもや保護者の不安を思い、さらに彼らと対面できないことをもどかしく感じている教員を前に、「子どもたちの学びをとめてはいけない」と強く思ったのを覚えている。子どもがいない学校では、連日、管理職による運営会議、学部会議、臨時職員会議の連続で、大人の声が響いていた。「子どもの学びをとめない」こと、「そのためにできることからやってみよう」と声をかけた。また家庭にいる保護者は不安なはず。「保護者の不安に寄り添い進めよう」と伝えた。想定外の状況の中、担任はそれぞれの学部主事を中心に、小学部、中学部、高等部に分かれ、家庭と継続的に電話で子どもと家族の健康を確認した。子どもむけのメッセージ、オンライン学習教材を順次作成していった。若手もベテランも「全員で作成する」とした。思いはみな同じ。子どもの充実した時間をつくるために一致団結。不安よりも使命感で、迷いなく進んでいたのだと思う。

まずは YouTube 職員紹介を作成し限定配信した。教員がそれぞれ担任する予定の教室から、映像とメッセージを家庭の子どもたちに送った。クラス担任の発表をその中で行った。それぞれの教員が持ち味を出しながら、子どもたちに語りかける表情は活き活きしていて嬉しそうだった。これらを掲載したのは、PTA のホームページ上。休業中の保護者と学校をつなぎ、共に子どもを支え、「子どもの学びをとめない」、という学校のメッセージを理解し協力してくれた。保護者との定期的なやりとりは、「直接、声をきく」ことにこだわることで家庭での大変さの温度感が共有できた。保護者の中には消毒作業手伝うよ、と教員を気遣ってくださる声もあり、心強かった。

緊急事態宣言下の期間を抜け出し、待ちに待った 6 月 1 日に入学式、2 日に始業式を行いスタートした。子どもにも家族にも、生涯発達過程の大切な節目の式を開催でき、ほっとした思いと彼らと対面できた喜びでいっぱいだった。ただそこからも長い道のり。例年行っていた学校行事や活動1つ1つに対して、実施するか否かの判断、実施なら特別なプランを考え、進んで戻り、修正の繰り返しとなった。年度終盤には、併設する附属特別支援教育臨床研究センターのカウンセラーやスタッフとともに、教員のメンタルヘルスに関するアンケートを行った。教員の力によって支えられている日々に、彼らの健康状態の把握が必要と考えたからである。それらも含め、附属特別支援教育臨床研究センター紀要 2020 年度、2021 年度に「コロナ禍での特別支援学校」の様子を記録として、執筆した。またコロナ禍での附属学校の様子は、埼玉大学広報課より登壇の機会をいただき、当時の附属学校園長 4 名で令和2年 11 月 28 日開催の埼玉大学オンラインセミナー「そのとき子どもたち・教職員は」の中で、紹介し、附属学校としての情報発信となったと思う。この間、大学、教育学部からの理解と協力がありすすめられたことに大変感謝している。

「数学と現代社会」

福井敏純

2019 年末に小野肇先生の筑波大学への転出が決まり，小野先生が担当されていた「理工学と現代社会」の数学科担当分を 2020 年度以降は私が担当することになった．そこで何を話そうか思案していたところ，新型コロナ感染症が流行し社会に大きな影響を与えたので，「数学と現代社会」というタイトルで感染症のモデルの解説をすることに決めた．本稿ではその紹介をする．

1　2020 年

簡単に新型コロナ感染症流行初期の経緯を復習しておこう．1 月 30 日に香港でダイヤモンド・プリンセス号から下船した乗客が発症，2 月 3 日に横浜港に到着したダイヤモンド・プリンセス号の乗客乗務員が 2 週間下船できず船内で隔離生活を強いられたのが，始まりと記憶している．1 月 30 日に WHO が公衆衛生上の緊急事態を宣言したのを受けての措置であった．2 月 26 日に対策本部が対応策を発表，「ここ 2 週間くらいが大切である」とのコメントもあったと記憶している．翌日当時の安倍首相が全校一斉休校要請を出した．前日の対応策に挙げられてない対応であり，この超法規的とも言える要請に従って全国ほとんど全ての学校が休校になった．私は不審に思ったが，首相が公に報道されない情報を持っている可能性もあるとも思った．2 月 28 日に北海道に 20 日間の緊急事態宣言が出され，3 月上旬に北イタリアでの感染拡大が報じられた．4 月 1 日に当時の安倍首相が全世帯に布マスク 2 枚の配布を発表，4 月 7 日より緊急事態宣言がだされ，解除されたのは関東では 5 月 25 日であった．

授業の目標を，「感染症のモデルを理解し，それが実際に現象をどのように説明するか（あるいはしないか）を見て，その結果を考察する」ということに決め，授業では新型コロナ感染症のデータを用いたシミュレーションを例示しようと考えた．感染症のモデルは Kermack-McKendrink によるモデル (SIR model) が有名である．このモデルはインフルエンザ等のシミュレーションには使えると判断しているが，新型コロナ感染症は潜伏期間が平均 5.1 日と長いので SIR model は適切でないと考え，潜伏期間を考慮したモデル (SEIR-model) を使う事とし，最終的に，イタリアと日本のデータを基にシミュレーションした結果を授業で例示する事に決めた．シミュレーションを行うには初期の増加率の推定が必要であるが，イタリアについては John Hopkins 大学が公開しているデータから推定，日本については東洋経済が公開しているデータから推定を行った．

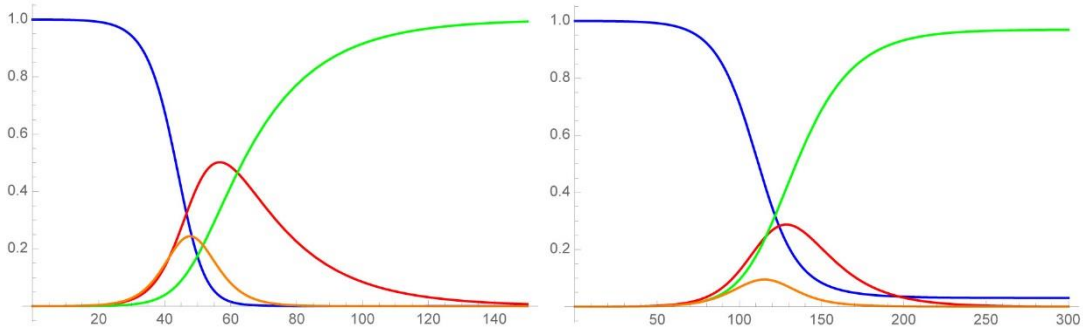

青=Susceptible,　橙=Exposed,　赤=Infected,　緑=Recoverd

感染症のモデルについての数学的解説は省略するが，シミュレーションの結果は，イタリアのデータでは 100 日くらいの感染の波（左図），日本のデータでは 150 日くらいの感染の波（右図），いずれも感染すべき人口（感受性人口）がほぼ全員感染して終息するというものであった．

インフルエンザでシミュレーション（下図左，SIR model）すると，40 日くらいの感染者の波で感受性人口の 7-8 割が感染して終息という結果である．参考に，感染症週報から 2020 年までのインフルエンザ流行のグラフ（右図）も掲げておく．

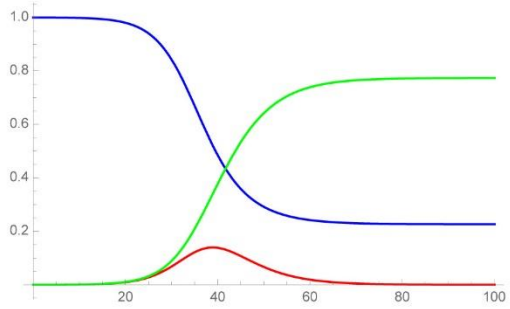

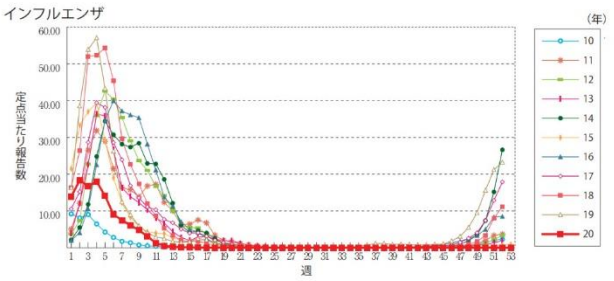

新型コロナ感染症はインフルエンザに比べてはるかに流行期間が長く，これは大変かもと思った．仮に致死率 1% とすれば，1000 万人が感染すると 10 万人亡くなる計算である．日本全体で何人の方が亡くなるだろうか？ 3 月に波が始まったとすれば 7 月くらいには終息する筈である．人口動態統計は 2 ヶ月後には速報値が発表されるので，9 月には被害の全容がわかる筈というのが当時の私の考えであった．それ以降，感染者の波と死者数の増加を注視することに決めた．これが 2020 年 4 月頃の私の認識であり，授業（実際は 5 月初旬に受講生に公開したビデオ）でもそのような話をしたと思う．現在進行形で死亡者数等のデータを追いながら，考察を進めていくことは良い考えにも思えた．

2　人口統計を見る

人口動態統計（次左表）を見ると 2019 年の総死者数は 139.4 万人であり，2019 年から遡って 5 年の経緯を見ると毎年 2 万人くらいずつ増えていることがわかった．死者数の増加傾向は，日本の高齢化の影響なのであろうと考えた．右のグラフは 2020 年までの月ごとの総死者数である．2020 年 7 月くらいまでの人口動態統計をみると，死者数減少傾向であり，9 月にこれを知った私はこれで新型コロナ感染症は終息（少なくともインフルエンザ並み）と判断した．

速報値	出生数	死亡数	婚姻数
2016	1010944	1319012	636522
2017	978167	1352198	623010
2018	950832	1374765	602735
2019	898600	1393917	615652
2020	872683	1384544	537583
2021	842897	1452289	514242
2022	799728	1582033	519823

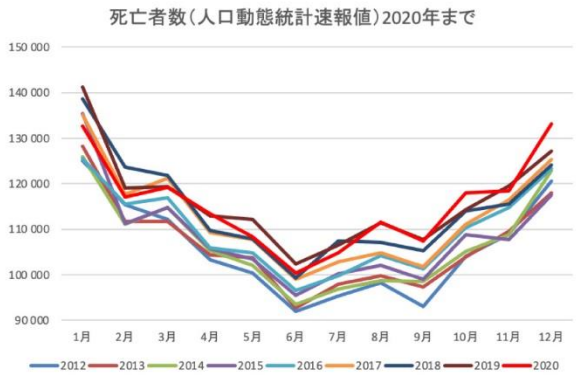

PCR 検査についても少し勉強し，この検査が微量の DNA 断片を増幅して検出し得ることを

知り，無症状者に検査して実際に感染判定できるのか，疑問に思う様にもなった．

ところが，日本の新型コロナウイルス感染症の対策はこれで終わらなかった．日本の総死者数のデータなどは全く報道されず，テレビでは専門家と称する方々が重症化リスクを述べ，連日コロナの恐怖を煽る報道がなされていた．テレビは見ないほうが良い，見ていれば容易に洗脳される，専門家の発言はその背景を知ることが大切と思うようになった．

実際，2020 年の総死者数をみると 138.5 万人であり前年より 9 千人くらい減った．2020 年のコロナ陽性死は 3500 人，インフルエンザ関連死が例年 1 万人はあることを鑑みると，コロナ関連死は多いとは言えない．しかしながら，2020 年の後半は若干の死者数増加傾向がみられる．自粛など感染対策の影響で人々の免疫が下がったのではないかとの疑問を持つようになった．

国立感染研究所が発行している感染症週報掲載のインフルエンザの流行（前頁上右図）を見れば，2020 年は 1 月半ばにインフルエンザが減少し始めたことがわかる．それ以降のデータを見るとインフルエンザは絶滅したかと見紛う数字が並んでいる．死者数減に寄与したと考えられる．2020 年にインフルエンザが終息したのは世界的傾向で，このことの最も得心のいく説明は，何か世界中で流行した感染症があり，それとウイルス干渉したというものである．コロナはもともと東アジアにあるありふれた風邪であり，日本人はコロナウイルスに一定の免疫を持っている．2020 年 1 月 20 日が中国における春節であり，その前後に中国から大量の観光客が日本に来た．その時に日本人はブースター効果で免疫を獲得したと考えることができる．そのように考えれば，日本で新型コロナ陽性死が少なかった事も納得できる．

以下に 100 万人当たりの陽性死数の累積を示す．これを見ると欧米では被害は深刻であったが，それに比して日本を含むアジアの国では被害が小さい．このことは，2020 年 9 月の時点でも，明らかであろう．

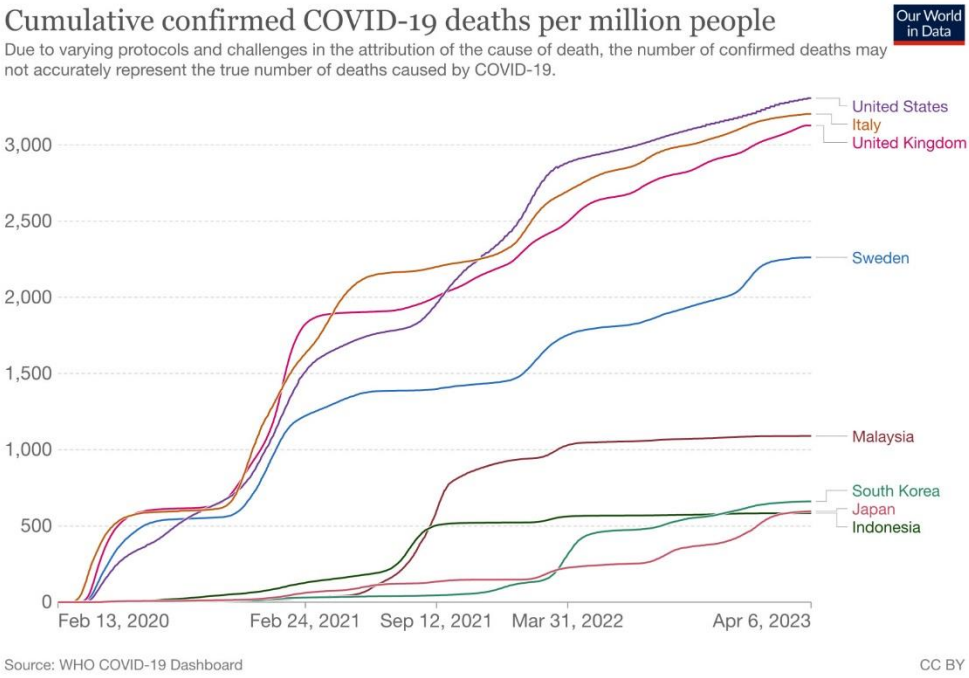

結果論であるが，スウェーデンの感染対策は賢明であったとも思う．

3　2021 年

次に日本における 2021 年春までの陽性者の波と陽性死の波のグラフ（次図左）を掲げる．片対数グラフである．陽性者の波はだいたい 4 ヶ月で，シミュレーションの感染者の波 150 日というのはかなりいい線を行っているように思う．最初の波は 5 月末に終息してしまったから，3 月に波が始まったと見れば予測より短いが，当時は PCR 検査で陽性を検出するしか方法がなく PCR 検査が普及していなかったから，その辺の事情を勘案して判断する必要があろう．その後の波を見ると陽性者の波のピークが指数関数的に増加しているが陽性死の波はそのようには増えていない事もわかる．変異で感染しやすいウイルスができると，それを起点に流行が起きる．感染力は高くなるが，弱毒化していると見ることができる．

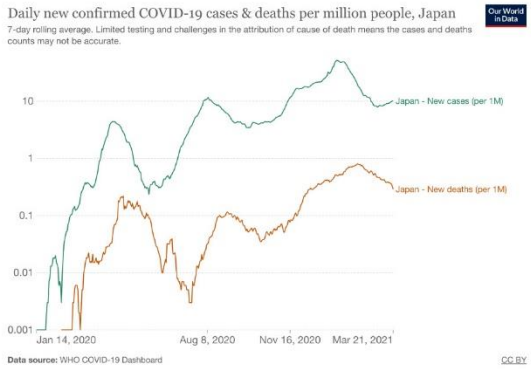

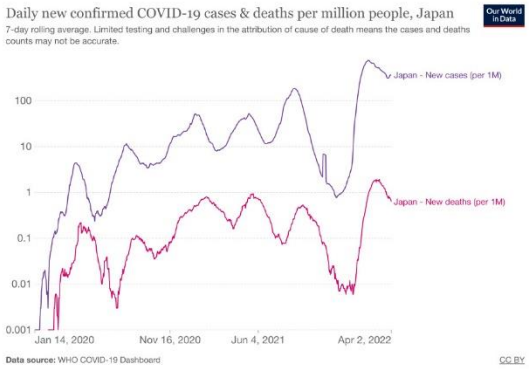

2021 年の「数学と現代社会」の授業では以上のデータを紹介し，ワクチンの必要性は高いと思わないが，ワクチンがどのくらい普及するか，そしてその影響がどのように出るかは注視したいと述べたと記憶している．

簡単に当時のワクチンを巡る状況をおさらいしておく．2021 年 2 月に医療従事者向けにワクチン接種が始まり，5 月には一般向けのワクチン接種も始まった．新型コロナ感染症のワクチンは mRNA ワクチンで，ガンや遺伝病の治療として研究されてきた新しい技術が用いられている．研究の歴史は 30 年くらいはあると聞いていているが，研究の成果がガンや遺伝病の治療法として確立したという話は聞かない．新型コロナのワクチンは初めて実用化された mRNA ワクチンと聞いた．その作用機序から免疫に強力に働きかけると思われる．ワクチンは実用化に 10 年はかかるという状況なのに，今回のワクチンは 1 年足らずで開発されたことからも，未知のことは多いと想定された．モンタニエ博士などは，ワクチン接種後時間が経ってからの免疫の低下などを警告していた．2021 年 7 月頃にはワクチンの副作用を警告する日本の専門家も複数おられ，政治家に働きかけた専門家もいたと聞いている．その影響か「おれはうたねえよ」と発言する政治家もいたが，ワクチン推奨の政策を変えるには至らず，マスコミは推奨一色，懸念を表明する声は全くと言ってよいほど報道されなかった．

4　2022 年

2022 年春までのデータを見よう．2022 年春までの陽性者の波（上右，片対数グラフ）を見ると，2021 年秋には異常に下がったことがわかる．これはワクチン普及の影響かも知れない．しかし

ながら 2021 年の日本の総死者数は 145.2 万人であり，前年より 6.7 万人の増である．この数字は東日本大震災の年の前年よりの死者数増（4 万人）を上回り，憂うべき数字である．2022 年度の「数学と現代社会」の授業では以上のデータも紹介した．

5　2023 年

以下 2023 年春までの陽性者と陽性死の波を掲げる（次図左，片対数グラフ）．異常に下がった 2021 年秋のあとは，それ以前より増加しているように見える．これもワクチン普及の影響かも知れない．次図右は人口動態統計の総死者数のデータである．2022 年の日本の総死者数は 158.2 万人であり，前年より 13.0 万人の増で，誠に憂うべき数字である．例えば 2022 年 2，3 月，8 月，12 月に総死者数が非常に増えているが，いずれもワクチン接種の波の後の死者の波であることが気になる．

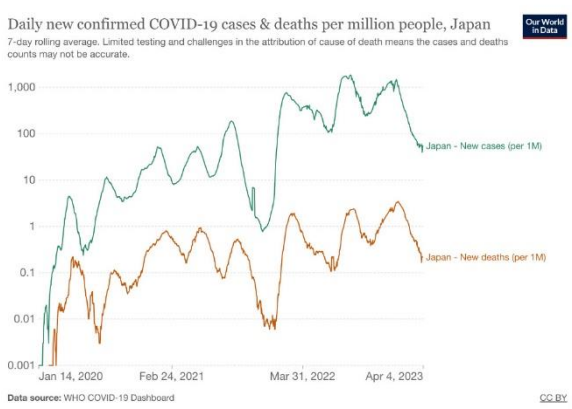

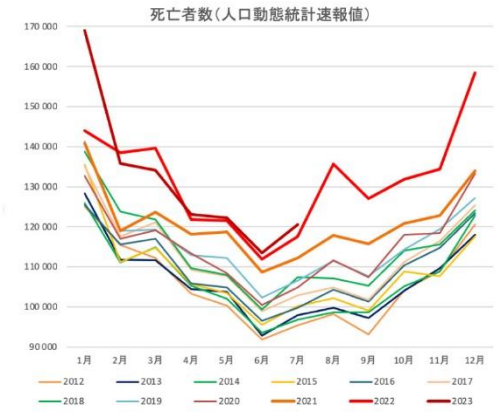

以下，ワクチンの普及と陽性死数の変動のデータを掲げる．Our World in Data で見れるグラフで，左がイギリスとスェーデン，右が日本と韓国で，100 人当たりの接種数と，人口 100 万人あたり 1 日何人死亡したかのグラフである．

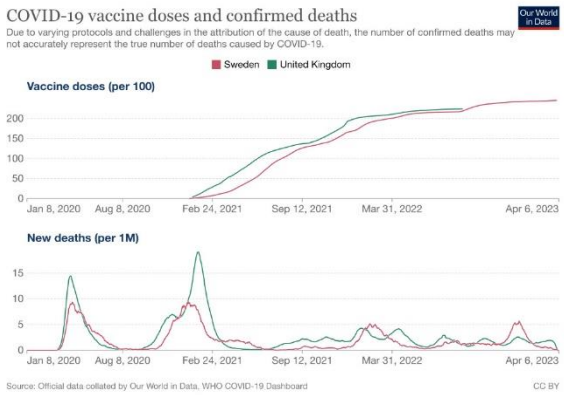

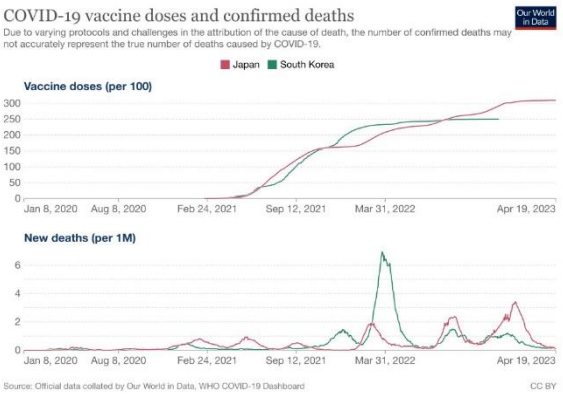

イギリスでは，ワクチン前はピーク時最大 20 人の死者であるが，ワクチン普及後このような高いピークはなくなりピークの高さは 5 人くらいになった．スウェーデンでも似たような傾向ということができる．ピークの高さを抑えるという意味で，ワクチンの効果はあったと言うことはできる．しかしながら，日本ではワクチン前はピークの高さは 1 人に満たなかったが，ワクチン普及後は 2 人程度の高さのピークが現れるようになった．韓国でも同様傾向である．ワクチンの効

果に疑問を持たざるを得ない結果である．なお韓国の 2022 年 3 月の高いピークは，ワクチンの影響もあるとは思うが強烈なロックダウンを解除した影響が大きいと思われる．

2023 年度の「数学と現代社会」の授業では以上のデータも紹介した．

「言われたことを鵜呑みにしてはいけない．うっかり信じると命に関わるかも．根拠となるデータまでしっかり検証すること．自分の健康は自分で守るという意識が大事」と述べたのを覚えている．自戒を込めての言葉である．「私の話も鵜呑みにしてはいけない」ともつけ加えた．

6　結語

厚生労働省は 2022 年 3 月 24 日に「遷延（せんえん）する症状を訴える方に対応する診療体制の構築について」という通知を出し，2023 年 2 月 15 日に「新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に関する研究への協力について」という通知を出した．ワクチン接種が原因と疑われる長引く体調不良が一定数あることがこれらの背景にある．実際，厚生労働省の副反応疑い報告には，30000 件を超える報告があり，そのうち死亡報告は 2000 件を超える．深刻な副反応がすべて報告されているとは思えないが，参考にしたい数字である．ワクチンの副作用を警告をしていた専門家の説明を聞くと，ワクチン接種後の体調不良が起こる機序も明らかになりつつあるように思う．あとはそれがどの程度の確率で起こるかという問題であろう．日本の総死者数が高止まりしている状況で心配である．長引く体調不良がある方はワクチンが原因かもしれないと考え，ワクチン後遺症を診れる医師の受診を考えたほうが良いかも知れないと思う．

相関関係は因果関係を意味しない．したがって以上述べたことはワクチンの害の証明ではないし，本稿の意図はワクチンの害を証明することでもない．その証明をするには相当な時間と費用がかかるであろう．しかしながら私達の資源や時間は有限で，証明が完了するまで判断を保留して待つということができないことも多い．その時点で利用できるデータを見て賢明な判断をするということが望まれる．

最後に授業の結語を述べて本稿を終わろう．

1892 年に北里柴三郎等がインフルエンザ患者の気道から病原体の候補となる細菌を分離しそれはインフルエンザ菌と名付けられた．1918–19 年のスペイン風邪は世界的な大流行（パンデミック）となり，全世界の 6 億人が感染（当時の人口は 20–30 億人）し，4000–5000 万人が死んだと言われている．日本では当時の人口 5473 万人のうち 2380 万人が感染し，22 万人から 38 万人が死亡したとも言われている．日本ではインフルエンザ菌のワクチンを製造し，およそ 500 万人が接種したが，最終的に内務省衛生局はワクチンに効果なしと判断した．1933 年ウィルソン・スミス等によってインフルエンザの病原体がウイルスであることが明らかとなり，インフルエンザウイルスと名付けられた．パンデミック当時の日本の対応は無意味だったことになるが，我々は先人を笑えない．対策には相当の税金が投入されている．その妥当性の検証も必要である．これまで我々は妥当な判断や妥当な行動をしてきたのか，冷静になって考える必要がある．

本文中 Our Worls in Data が公開しているデータをいくつか紹介した．ここに謝意と敬意を表したい．

町原秀二　大学院理工学研究科・教授

世界中を巻き込んだ Covid 19 は世間一般的に、より正確には大手マスコミが風評したのは、大きく纏めると「新型コロナウィルスは恐い、マスクやワクチンに助けを求めよう」であったと思う。世界中という規模がすごいが、局所的には各国の政府指導の下、企業や大学がこぞってこの『イベント』に参加を表明し周辺を巻き込む形で実行された。私はこのイベントに極力参加しないでいた。このコラムの読者の中にも当時の私の姿を見掛けた方もいるだろう。3年の月日が経ち今回の埼玉大学が記録集を纏めることを非常に嬉しく思う。現時点（令和5年 10 月）における国内のコロナ禍の評価（振り返り）は以下で異論はないと思われる：

1. 新型コロナは若者の学業活動を休止する必要性のある脅威の感染症ではなかった
2. ワクチンは最初から最後に至るまでその有効性を提示できなかった
3. ワクチンの危険性に関して、戦後最大の薬害になることが確定
4. マスクでウィルス感染症を抑えることは（やっぱり案の定）不可能

このように書き並べると今回の新型コロナ騒動は、途中で多くの人が気付き声を上げることによりどこかで中止や、少なくとも停止になるものだが、残念ながら現実はそのようにならなかった。現実の実態を評して（今回の騒動で一躍有名人になった人で私が密かに応援している人物の著書の中で、）コロナ禍は科学の敗北であると表現される。これを多少穏やかなものに変えるなら、人々の認知が誘導されて、捻じ曲げられて、科学が全く歯が立たない状況にさせられたと言ってよい。理学部（Faculty of Science）に所属する私としてはなんとも悔しい思いをさせられた。

認知戦（≒情報戦）における連戦連敗が騒動を長引かせた。前述大手マスコミとは新聞や地上波のテレビのことである。彼らは報道しない自由を駆使し、ワクチン接種後死亡者数などのネガティブな情報を徹底的に封殺していた。私が頼りにしていたのはインターネットである。しかし利用者が特に多い YouTube においては既に似たような圧力がかかっていた。YouTube においてワクチンネタはご法度である。なんとマスクネタもその類となっていた。それらの危険性を議論することや有効性を否定した内容を語った動画は禁止されていた。その禁を犯した動画はAIに検索されて削除されてしまうのである。それでも真実を伝えるべく YouTuber たちは工夫を凝らしていて、ワクチンのことをワマルチマル、チクワ、V（ブイ）などと表現し、このAI検索から逃れて動画を発信していた。「チクワを 3 本食べた友人がタヒしてしまって。。。」とこんな感じである。私は自分が確認した動画が数日後に削除されてしまうことを経験する度に恐怖と様々な疑念を覚えた。それでも私は Twitter（現 X エックス）、note（ノートというテキストで読める情報）や YouTube、ニコニコ動画などのインターネットによる検索を行った。ワクチンやマスクに関しては本当に一日に一つは新ネタが見つけられるほど頻繁に更新されていた。

私も今回のワクチンが効くのか効かないのかは究極的には分からない。しかし 2022 年 10 月に欧州議会において「ファイザー社は、ワクチンがウィルスの感染を止められるかどうか実験さえしなかった」と同社幹部が発言する動画が拡散したことが事実である。これはつまり、意図せず効いてしまう可能性は排除しないことになる。マスクに関しても、私は着用者の頬とマスク上枠部分が 1 センチ以上離れているのを見る度に「あ～ぁ」と残念に思っていたが、ここでも事実だけ述べよう。それはマスクが効くのか効かないのか分から

ないが、効くと宣伝すると薬機法違反に抵触する可能性がある。効くと宣伝して購買を促すとなると完全にアウトである。このようなワクチンやマスクの「ネタ」は百以上あるので今回の記録集に続編があるならばまたいつでも執筆したい。

ここからは埼玉大学内で起こったことを記す。埼玉大学内で起こったことに限ってみてもとても書ききれないので厳選して記述する。

「医学部がないので埼玉大学では職域接種を行わないのでは？」と高を括っていたが 2021 年 6 月の終わりに、埼玉大学新型コロナワクチン職域接種が同年 8 月から行われることが、発表された。(実際は何度か延期があり同年 9 月に 1 回目、10 月に 2 回目の接種となった。)私は接種が先行していたアメリカで 2021 年 5 月までに 4400 人の新型コロナワクチンの接種後死亡数があると聞いていたので、職域接種が実施される前にと、我々理学部数学科は学科の教員職員学生を対象にしてコロナとワクチンの勉強会を開催した。当時学生まで含めた 400 名ほどが Slack というメッセージアプリに入っていたので、そこで宣伝をし、勉強会は Zoom で行われた。一人の講師が厚生労働省発表の超過死亡の数値を基に、新型コロナ元年における 2020 年は超過死亡は全く増えておらず、むしろ 11 年ぶりに減少していることを説明した。そしてもう一人の講師を私が担当し、ワクチンの発症予防効果(ファイザー製は 95%、モデルナ製は 94%)の計算方法の説明をした。幾つかの条件付きの計算であり、条件の選択が違えば数値が大きく変化する。また少なくとも「接種した貴方が 95%の確率で発症しなくなるという意味ではない」ことを説明した。ただしこの Zoom 勉強会は参加者は 10 名程度しか集まらなかった。既に教員学生含め認知の領域を奪われていたということである。私は講演内容プラス α を動画で纏め、勉強会不参加の同僚や、他大の研究者に配布し転送自由としたがあまり広がらなかったと思う。

2021 年 9 月 26 日、ちょうど埼玉大学職域接種の 1 回目と 2 回目の間に、埼玉大学市民セミナーでは京都大学の“今を時めく”宮沢孝幸先生をお呼びした。Zoomで行われたが、質疑応答の時間に私の質問が採用された。私は講演内容を汲み取り「それでは大学生はワクチンを打たなくてもよいか？」と質問したが、宮沢先生は「打つ必要ありません」と答えてくれた。

また同じ2021年9月に埼玉県と埼玉大学の共同で新型コロナワクチンを説明する動画を YouTube にアップする企画が準備されていることを知り、私は非常な危機感を覚えた。出演学生がワクチンを推奨するような演出に巻き込まれないようにしてほしい、願わくは企画自体を中止してほしいと訴えたが、動画はビビる大木さんを司会にして岡部信彦氏が説明する形で完成、インターネット上にアップされた。その中の岡部氏の説明を一つ記す。10 年後の健康被害を問われ「10 年間、人が生きている間には色々な要素がその中に入ってくるから、どれが原因かってよく分からなくなってくるんですよね。でもそれが人生」と背筋が凍るような回答であった。

2022 年 5 月に 3 回目の埼玉大学職域接種が行われた。私は会場となった大学会館前でビラを配りワクチンの当時の被害状況を説明した。

2022 年 5 月に数学科の集中講義の講師として他大学の先生をお呼びした際に「学生は口元からも情報をとっているのでマスクを外してください」とお願いしたところ快諾してくれて、マスク無しの講義となった。

数学の議論において相手の表情が理解の助けになる。それは学問が違っても同じではないだろうか？ましてや語学の発音の授業においても学生が教員の口元の動きを見られないのは可哀想である。

次は入試である。受験生は埼玉大学を目指してはくれるものの、まだ埼玉大学のメンバーではないことに配慮が必要であったのではないだろうか。2023 年になっても共通テスト、個別入試において受験生がマスクを着用して受験すると通達があったので、私は大学入試センター総務課に電話して聞いてみた。するとあっさりと「咳エチケットだけしてください」と回答を得た。つまり試験時間中はマスクを着用する必要はなく（当然のこと！）、クシャミや咳のときのみティッシュ等で抑えればよいとのこと。私はこのことを埼玉大学の入試課に報告した。

以上が埼玉大学内での出来事（の一部）である。また再びここから埼玉大学外の話をしたい。コラム執筆中の 2023 年 10 月 8 日のテレビ番組「そこまで言って委員会」で前述埼玉大学でも講演を担当していただいた宮沢孝幸先生が出演しており、新型コロナは人口ウィルスであることを示した論文を発表したとあった。実は私自身はウィルスが人工か？自然発生か？より、それに対する人々の反応に興味があるわけだが、ここで重要なのがこのような“イベントを根底からひっくり返すような発言’’が地上波のテレビ、そして番組公式サイトからの発表で YouTube にも動画が載せられるようになったことである。認知戦における巻き返しが徐々に始まっている証拠である。早く埼玉大学の多くのみなさんも覚醒してくれることを期待している。

また私自身も新型コロナがひと段落しても決して安堵しているわけではない。むしろ現在のほうが緊張感を増している状態だが、その内容は今回の記録集にはそぐわないのでキーワードのみ記して省略する：「パンデミック条約」、「国際保健規則改訂」。いずれも国内にとどまらない世界規模のものだが今後も、科学の精神と志がある埼玉大学がどのように決断・行動をとっていくのか？注視していく。

最後に本コラム執筆にあたり参考にした参考文献を紹介する。

マスク狂想曲、奥野淳也著、徳間書店
ピーチ機緊急着陸事件で強制降機された著者の詳細な記録。この騒動の期間中、奥野氏が唯一マスクを着用する瞬間がある。一読の価値あり。

マスク社会に終止符を!!、藤川賢治著、花伝社
著者は情報通信の研究者。大学教員としての経歴もある方で、大学内の事情もいろいろ出てくるのが楽しい。今回の騒動をデータでとことん勝負したい方はどうぞ！

本コラムで使用した「認知戦」は苫米地英人氏が導入した言葉である、と本人が MX テレビで言っていた。また下記の最近の著書において（特に「認知戦」の説明があるわけではないが）、中に書かれた著者のワクチンに対する評価は非常に厳しい。

超国家権力の正体、苫米地英人著、ビジネス社

【大学生活の諦めと挑戦】

山内玲菜　教養学部教養学科（2024年3月卒業）

私が入学した 2020 年はコロナの流行真っ只中で、入学式を行うことも、大学に通うこともできず、思い描いていた大学生活とは程遠い毎日でした。オンライン授業の 1 番の難点は、コミュニケーションの取りにくさで、難しい課題やペアで行う課題に取り組むためには、SNS で見つけた、顔を見たこともない同級生と連絡を取り合って行わなければなりません。課題のために連絡を取り合っていただけの同級生は課題が終われば当然連絡を取らなくなります。私はなんとなく寂しさや物足りなさを感じつつも、ただ淡々と進む毎日のオンライン授業にも慣れていき、大学進学を決意した頃に思い描き憧れた大学生活を諦めるようになりました。

2 年生になってもコロナの状況はさほど変わらず、学校に通って講義を受ける授業もほとんどなかったため、大学生活をこのまま無駄にして4年間が終わってしまうのではないかという焦りが生まれました。そんな中で見つけたのが「開発人類学調査法」という集中講義でした。この講義は 1 週間ほどカンボジアの農村へ赴き、現地の方にインタビューを行うもので、大学ならではの講義だと思い、即座に申し込みました。

しかし、当時はまだコロナの感染者数も多く、なかなか海外へ行くことの規制も緩和されなかったので、大学で数回の講義を受けた後にその年の開発人類学調査法の中止が宣告されました。やっと大学生として自分の興味のあるものに触れて考えることができる貴重な機会を得ることができると期待を募らせていたので、当時の私には受け入れられないほどのショックでした。

1 年後にまた同じ講義が開講されていたため、今度こそと思いもう一度申し込むと、コロナの状況も良くなってきていたこともあって、無事にカンボジアへ行くことが実現しました。カンボジアへは学生8名と先生、ガイドさんで訪れ、農村での現地調査に加え、アンコールワットやキリングフィールド、トゥールスレン虐殺博物館などにも訪れました。まだ、コロナへの警戒も強かったため、農村での現地調査ではマスクの着用は必須で、言語も異なる方との対話だったこともありうまくコミュニケーションをとることが出来るか不安でしたが、先生からアドバイスを頂いたり、一緒に調査を行ったメンバーとどのようにすればいいかを試行錯誤し、相手の目を見て、相手の発言に大きなリアクションを取ることを意識してお話ししたところ、徐々に現地の方の表情も和らぎ、円滑に調査をすることができました。農村で暮らす学生やその家族、村長など様々な方とお話をさせて頂き、カンボジアにおける教育状況の現状や生活についてたくさんのお話を聞くことができると同時に、カンボジアの農村での暮らしを目の当たりにし、実際に触れたことで、日本の暮らしとはかなり異なる状況で、彼らには彼らなりの当たり前があることを身を持って実感しました。この講義のおかげで旅行などでは出会うことのできない、普段なら関わることのない地域の方々とコミュニケーションをとることが出来たり、同じ目標に対して奮闘し、濃密な時間を共にした友人ができました。そして、このような素敵な期間を過ごすことが出来たのは、コロナの流行下でも諦めずにカンボジアへ行けるように手配をし、現地でも様々な手助けをして下さった先生とガイドの皆さんのおかげだと強く感じています。

コロナによって様々な機会を失われた大学生活ではありましたが、自らその状況を打破できるようなチャンスに飛び込んだことで、大学生活でしか経験することのできない時間を過ごすことができました。カンボジアに行った経験は私の人生の中で忘れることのない思い出になりましたし、このことを一緒に振り返ることが出来る友人にも出会えて、悔いのない大学生活を送れたと思っています。

【生活様式が転換しつつあったコロナ期と変化に適応してきた私たち。】

崔　振洋　経済学部経済学科（2024年3月卒業）

令和2年度は、新型コロナウイルスが猛威を振るった時期です。ごく普通の一日の朝、まだ瞼が半分閉じている中でのオンライン授業中に、教授が私たちに突如質問しました。「大学の役割って一体何でしょうか？」緊急事態宣言が発令され、学校が閉鎖された時期に、今まで大学に行った回数を数えるほどの一年生の私には、どうも上手く答えられないクエスチョンでした。その後、意外にも先生の答えは堅苦しいお説教ではなく、むしろ学生の生活に密接に関連したシンプルなものでした。「大学がみんなに提供できるのは、教育の場とコミュニケーションの場だと思いますよ。」と、先生はこう言っていました。

確かに、大学は教育の場です。高校までの教育とだいぶ違って、暗記問題と計算問題も学習カリキュラムに含まれますが、文系の場合、思考力がより問われるようになります。少し脱線のように見えるかもしれませんが、このようなもっともらしいことを言うのは、コロナが起こした混乱に焦点を当てるためです。高校教育と大学教育の間には学習上のギャップがあることは、誰でも理解できるでしょう。つまり、大学一年生は新しい学習習慣とコロナ期の生活様式の両方に同時に慣れる必要があり、人によっては苦痛がとても大きかったということです。

一方、実はその変化に学生たちだけが対応するものではないです。例えば、オンライン授業を行う教員たちも、特定のパソコン操作を学び、講義の準備をしなければなりません。特に、その時期にはリモートワークが強制的に推進されていたため、ソフトウェアがまだ使いやすいと言えず、教師も学生も遠隔授業に適応するのは苦労しました。また、受講生の中には、大学生活にせっかく慣れてきた二三年生もいます。一年生の頃の私と比較すると、教育環境が教室からバーチャルへ大きく転換する混乱に再度立ち向かっていかなければなりません。とはいえ、この教育現場でのカオスには、自宅自粛によるどこにもいく場所のない学生にとって、単位を大量に獲得する絶好なチャンスです。まさに、その証明として、私自身は三年生後半までに単位を取り終え、ほとんど授業に出ずに他所でうろうろしていました。

同時に、大学はコミュニケーションの場であります。面白いことに、人々はグループを形成した後に、困難を共に乗り越えることで仲良くなる傾向があります。しかし、コロナの影響で、なんと大学生活は困難がいっぱいあるものの、とにかくそのグループを形成することができないです。そのため、良好な人間関係を築くのは難しいです。コミュニケーションの大事さは当然理解しているのですが、コロナ中の受講する授業で学生同士の発話が必要なかった日には、その日に何を話したのかすら思い出せます。

しかし、コミュ障の私でもそれなりの利得が得られます。生の人との対面会話が怖い一方で、画面越しにトピックを展開することで、なんとなくリラックスできると感じます。それで、バンバン鍛えて、私のような人でもバーチャル・コミュニケーション・マスターになれるでしょうか？残念ですが、そのようなうまい話はありません。むしろパソコンの画面に何時間もじっとしているのが心の消耗になるだけです。私は進学のため就職活動をしませんでしたが就職活動に力を入れる当時の四年生たちに対して、友人としてのコミュニケーションが減少してしまい、情報交換ができる場は限られていました。それを考慮に入れると、有効求人倍率が低下していた時期の就活は、そのハードルの高さは私の想像を超えるでしょう。

最後になりますが、今まで歩いてきた私たちは、これからも長い旅路が待っています。この時代の社会環境が急変する可能性を考えると、コロナの生活様式に適応することは、まさに「社会学習」の一環として受講したイントロの授業のようなものかもしれません。

【コロナの影響】

鈴木　健太　工学部電気電子物理工学科（2024年3月卒業）

私は 2020 年度入学の現在学部 4 年生である。国内でもコロナ流行の兆しが見え始めたあの時、我々は受験シーズンを迎えた。未だかつて見ぬ混乱の中、なんとか 3 月の後期試験に合格し、家探しや家具家電の購入、そして入学手続きなど、慌ただしく新生活の準備をした。だが 4 月頭になると、「今期の授業は全てオンラインで行う」との通達があった。アパートを借りたものの、学校に通う必要がなくなった私は実家に戻ることにした。せっかく大学に入ったばかりなのに学校に行けないのは残念だったが、当時の世間では半年か1年もすればコロナは収まるだろうと楽観視する風潮があり、私も特に焦りなどは感じていなかった。だが実際、その勢いは収まることを知らずその後3年以上にわたって我々の生活を脅かすことになるとはこの時知る由もない。

夏休み直前には、授業・事後学習・テスト、全てがオンラインで完結した第 1・2 タームと違い、第 3 ターム以降の一部講義またはテストが大学で行われる可能性があるから実家にいた人も埼玉に戻ってきた方がいい、という雰囲気がやんわりと流れ出した。いち早く一人での新生活を始めたいという思いもあり、私もこのタイミングで埼玉に戻ることにした。同時に、私はかねてから入部を検討していた硬式テニス部の見学をすることにした。だが向かった先は「埼玉大学テニスコート」ではなく「秋ヶ瀬公園テニスコート」であった。そう、当時、部活やサークルの活動自体は許されていたが、大学構内での活動は禁止されていたのである。その後、一旦はコロナ感染者数の減少を受けて学校での活動が解禁されたが、感染者数の増加がある度に再度の活動制限・禁止令や大会・合宿等の中止などが相次いだ。これらの活動制限の効力は懐疑的で当時は不満を抱くものであった。これらがもっと理論的で納得のいくルールであれば、我々が抱く反感もより小さなものであっただろう。

2 年生になると一部の授業が対面で行われるようになり、そこで初めて同学科の仲間たちの姿を見ることになった。当時は授業に対面で参加するグループとオンラインで参加するグループの2つに分けられ、週替わりで対面とオンラインが入れ替わる形だった。私は同じ部活で同学科の友人がいたが、彼とは違うグループだったため一緒に授業に参加することはできず、一人でいると疎外感を感じたこともあった。自分で友達の輪を作るより、既にできた輪の中に入ることはずっと難しい事なのだ。ただ、新たな人間関係を育みもっと広い世界を知っていたら、当時の大学生活はより充実したものになっていたかもしれない。

3 年の新学期が始まると、それまでの規制は取っ払われ、部活は自由に活動できるようになり、授業も全て対面で行われるようになった。現在に至るまでコロナは収束していないものの、この時からコロナによる制限を感じることは殆どなくなった。4 年生になった現在、私は卒業研究のためパワーエレクトロニクスの研究室に所属し、脱炭素社会に貢献すべく多くの仲間と共に電気自動車関連の研究に従事し、新たな世界に期待を膨らませている。

コロナの影響は死亡者や経済損失などの数字に表れる部分だけではない。人々の経験や未来をも変えてしまうのがその真の恐ろしさである。大学生の私でさえ負の影響を被ったのだから、もっと若い世代である小中高生がより大きな影響を受けたことは想像に難くない。二度とこのような悲劇が繰り返されないことを願う。

【コロナ禍でできなかったこととできたこと、そしてこれから】

洞口雅恵　大学院人文社会科学研究科博士前期課程文化環境専攻（2022年3月修了）

2020 年 4 月 27 日、入学式もないまま大学院の授業が始まった。数ヶ月前から日常生活は徐々に制約を受けている中、どのような形で授業や研究が行われるのか、全く分からない状況で、静かに修士課程はスタートした。

今回コラム執筆の依頼を受けて、改めてコロナ禍での修士課程を振り返ってみた。一見多くのことが制限されていたコロナ禍における生活であったが、実際は想定を超えた様々な機会を得ることが出来た稀有な 2 年間であったことに驚いた。

はじめにできなかったことを挙げると、今まで当たり前に実施できていた対面での授業、教授や学生との対面での交流、自ら研究対象へ赴いて実施するフィールドワークなどがある。大学院はバックグラウンドの違う学生が多く、対面での交流が持てなかったこと、また文化人類学において研究の醍醐味ともいえるフィールドワークが制限されたことは、大変残念なことであった。

次にコロナ禍だからこそ得られた経験を挙げると、意外にも上述のできなかったことを上回る多くの経験があった。例えば通常対面では参加することができない授業やプログラムへの参加（東京ステーションカレッジの授業履修、埼玉医科大学課外学習プログラムへのオンライン参加、英国の大学院生との英会話レッスン）などが挙げられる。また従来参加型で実施されていた国際室による「埼玉学のすすめ」交流事業は、オンラインで交流をするだけにとどまらず、Zoom で繋げて盆栽を作るという、想像を超えるような形で実施され、参加できたことは貴重な経験であった。できない状況の中でただ諦めるのではなくて、そういった中でもできることを考えて実現していくことに携わった経験は、私だけではなく多くの学生に新たな学びとなり、また多くの刺激となったと思う。

研究活動においてフィールドワークが限られたことは何より残念なことであったが、それ以外の研究活動は制限を受けるどころか、かえってコロナ禍であったからこそ得られたことも多くあった。例えば関西で定期的に実施されていた研究会がオンライン開催となり、全国の参加者へ門戸を広げて下さったお陰で研究対象の現場で働く方の生の声を伺うことができた。また数多くのシンポジウムや研究発表の機会がオンラインになることにより気軽にアクセスできる状況であったことは、対面交流が制限された中においては貴重な経験となり、研究活動に大いに役立った。

2023 年 5 月 23 日以降、新型コロナウイルス感染症は 5 類感染症となり、生活も少しずつ従前に戻りつつある状況である。約3年間のコロナとの生活は多くの変化をもたらした。その中で経験し、学んだ多くのこと、例えば困難や危機的な状況においてもやれることを見つけ出して実行していくレジリエンスなどを鍛える格好の機会であったのではないかと思う。だからこそ、コロナとの生活を経験した我々は、単に従前に戻るのではなくて、よりよい生き方や学び方を考え、実行していけたらと願っている。私自身、コロナ禍というある意味特別な状況下で研究した経験や学んだことを、どう今後の人生により良い方向で活かしていくか考えて歩んでいきたい。

【新型コロナウイルスと私の生活】

趙　珺　大学院人文社会科学研究科博士後期課程日本アジア文化専攻（2023年3月修了）

令和 2 年の春、私は大学の修士課程を無事終え、新たなステージとして博士課程への道を歩み始めました。しかし、この時期、新型コロナウイルスがだんだんと日本全国に拡散していました。この状況は、私の生活だけでなく、研究への取り組み方にも深く影響を与えました。

心待ちにしていた修了式や入学式が最初に中止となったことでした。その後、4 月に学校や研究室の日常も一変しました。通常であれば、授業や研究室での討論に参加し、新しい知識や視点を得ることができるはずでした。しかし、すべてがオンラインに移行し、新しい友情や共同研究の機会は、画面越しの交流に限定され、博士期間の研究活動はほとんど孤独と隔離の中で進められることとなりました。さらに、私が楽しみにしていた研究発表やディスカッションは、全てオンラインでの形式に変わりました。これにより、プレゼンテーションのスキルや実際の場での質問応答への対応力を身につけるチャンスが減少しました。これは、私のような若手の研究者にとって大きな損失となりました。

また、このような日常生活で人との交流の減少と、研究場での対話の欠如も、自分の考え方や気持ちを固定化させる要因となりました。

経済的な面でも、新型コロナは大きな影響を及ぼしていました。まずはアルバイトの機会は少なくなって、収入がほとんどありませんでした。生活は厳しくなり、まだ日本で生きていけるのか、どうやって生きていけるのかをよく考えて、とても不安でした。幸いに、埼玉大学、文部科学省、日本政府、そして米山奨学会の奨学金などの援助により、もっとも困難な二年間を乗り越えました。

そして、2022 年からは徐々に対面授業が再開され、日常生活も段々回復され、学校でゼミに参加したり、研究室で論文を書くことができ、研究の効率や進捗が大きく上がりました。これにより、2023 年 4 月に無事に卒業できました。

この三年間の経験は、私にとっては試練の連続でしたが、それを乗り越えることで、研究や生活の意味を再認識し、心のバランスを保ちながら、変わりゆく環境に適応する力を養いました。今、私はこの経験を胸に刻み、新たな生活を迎えています。

高橋太郎　大学院人文社会科学研究科博士後期課程経済経営専攻（2022年4月入学）

ちょうど日本でも幾人か新型コロナウイルスの感染者が発生し始めた 2020 年 2 月の土曜日、私はサイキン研の発表の場にいた。サイキン研とは、おもに金融に関係するテーマを研究する埼玉大学社会人大学院生の研究会で、修了生の方も多く参加し、毎月、活発に議論していた。発表の後の談笑の中で、感染症がパンデミックに発展することを憂うる声もあったが、私はそこまで深刻に考えていなかった。まさかこのサイキン研が、翌月から1年にわたって開催できなくなり、講義や中間報告会も全て非対面で行われることになるなど、思ってもいなかった。

2020 年 4 月から、全ての講義が web 会議サービスを利用したリモート講義となったが、リモート講義は、時間の制約が多い社会人大学院生にとって有用であった。私も、対面講義だった時は半期で 2 回くらいは仕事の都合で遅刻していたが、リモート講義であるならば、会社近くの喫茶店で、講義開始時間から受講することが可能になった。リモート講義は、今後も有用であると考える。

先生との学習相談も、web 会議サービスを利用したリモート相談やメールが中心となったが、これも時間の制約が多い社会人大学院生にとって有用であった。主指導の中川先生のご厚意に甘えて、どうしても時間の都合がつかないときには、出勤前の朝早い時間にリモート相談をしていただいたこともあった。ちなみに、私が修士課程在籍中、中川先生とは終始非対面で相談をした。ソフトウェアの操作方法や、複雑な数式についての相談であったが、リモート相談やメールを駆使して、学習が順調に進んだ。ただ、中川先生からのメールが 100 通近くに上り、複雑な内容の相談を完全に非対面で済ますには、先生にも相当のご負担をお掛けする。

中間報告会もリモート開催となった。校舎に足を運ばなくてもよいので、時間の都合をつけやすく、日程調整が上手くいった点では有用であった。さらに、修士課程の最終試験や博士課程の面接試験もリモート試験になったが、何とも味気なかった。特段の事情がなければ、頻繁に行われるものではない報告会や試験は、対面で行ってもよいのではないかと思った。

日常的な講義、相談は、非対面が有用だが、報告会、試験など年に何回もなく、厳粛なものは対面でもよいのではないか、というのが、コロナ禍での修士課程を経た感想である。大学は、今後も、対面と非対面を使い分けて、よりよい学びの形を模索し続けることになるだろう。

執筆時点（2023 年 10 月）でも、依然として多くの感染者が発生しているが、5 月に 5 類感染症に移行してから、社会がコロナ禍前の雰囲気に戻りつつある。コロナ禍前に修士課程に在籍していた私は、博士課程へ進学し、引き続き中川先生の下で研究に励んでおり、来年は最終学年である。ただ、埼玉大学での社会人大学院生活の大半をコロナ禍で過ごしたことになる。多くの被害をもたらした感染症禍であったが、大学も新たな学びの形を突如実践する機会となった。この経験が、これからの学びのありかたに光明を与えるものになることを願ってやまない。

【コロナ禍で過ごした最後の１年】

中村優希　大学院教育学研究科教科教育専攻身体文化専修保健体育分野（2021年3月修了）

私は大学を卒業するまで課外活動づけの学生生活を送ってきたので、「社会人になる前に、学生時代にしかできない学びを深めたい。」そうした思いで、大学院進学を志ました。大学入学当初より教員を志望しており、大学 4 年生時に受験した教員採用試験に合格し、猶予制度を利用し進学を決めた大学院生活は、挑戦の2年間になる予定でした。

学生生活最後の入口で、新型コロナウイルスが蔓延し、思い描いていた生活とは全く異なる日々が始まりました。緊急事態宣言が出て、人と会うことはもちろん外出することさえも制限されてしまう毎日。2年間の計画を立てて行っていた研究は、一旦足止めとなりました。そうした中でも、できることを進めていこうと指導教員の先生と話をし、大学生時代と大学院 1 年時に実験したデータをもとに限られた中で研究を進めていきました。しかし、そのデータだけでは研究に限界がありました。研究が頭打ちになる一方で、緊急事態宣言が延長していきました。宣言はいつ解除され、研究を再開することができるのか、また、このまま足止めになってしまうのではないかと不安になることもありました。自宅待機期間が延長していく中で、大学院に進んだのにも関わらず、その生活が中途半端になってしまい 2 年間が無駄になってしまうのではないかという不安もありました。

6月に緊急事態宣言が明けましたが、活動に制限が多く残る世の中。外出できるようになっても、研究は入学当初に計画していた通りに進めることができませんでした。また、学会に参加し他の研究者の話を聞いたり、自身の発表を聞いてもらったり、さらに深めていこうと予定していたものも、新型コロナウイルスが蔓延したことにより直前で中止になることばかりでした。一度も学会で発表することができなかったため、内容を磨き上げるための手段もなくなり、自分自身の力で進めていくしかなくなりました。しかし、環境に言い訳していても前に進むことはできないので、今この状況でもできることをやっていこうと、指導教員の先生と計画を立て直し、進めていきました。

他の活動としては、中学校でのアシスタントティーチャーやフリースクールでの非常勤講師、授業研究会への参加等コロナ禍であっても、さまざまな経験をすることができました。先行きが不透明な中でも頑張る子どもたちの姿、制限がある中でも何か子どもたちのためにと奮闘する先生方に出逢い、自分の思っていた教育現場とは異なる現実を見ることができました。これは、大学院へ進学をせず、教員になっていたら気づくことができなかったものです。ここで得た経験は今の私を支えてくれています。

制限される毎日ではありましたが、そうした中でも私の研究に協力してくれた埼玉大学陸上競技部の仲間、ともに学びを深めた大学院の仲間、そして何よりも指導教員の先生がいたからこそ、充実した2年間を過ごすことができました。多くの人の支えがあり、私 1 人では決して完成することができなかった研究です。人との距離ができてしまったからこそ気付くことができた人の温かさがあり、学びがありました。予期せぬ状況で、思い通りにいかないことも沢山ありましたが、このような状況になってしまったからこそ、できたことや身についた力もあるので、大学院へ進学したことを後悔したことはありません。

私はいま、さいたま市の中学校教諭として働いています。自身が経験してきたことを活かし、さらに学び続けているところです。今後も何が起こるか予想することはできませんが、何が起きても、自分の過ごしてきた時間に誇りをもち、歩みを進めていきたいと思っています。また、それを 1 人でも多くの子どもたちに伝えていける大人になりたいです。

【学生が振り返るコロナ禍における学生生活】

柿澤文哉　大学院理工学研究科博士前期課程物理機能系専攻物理学コース（2022年3月修了）

令和 2 年 4 月、コロナウイルス感染症が拡大している中、私は本学の理工学研究科前期博士課程に入学した。当時の記憶によれば、既に大学への立ち入り制限が始まっており、4 月中旬には研究活動の場は完全に自宅に移った。これが研究室に来ないという意味での「自粛」の始まりである。この自粛は令和 3 年 4 月までの 1 年間続いた。結局、この自粛期間を最後に現在まで研究室では同レベルの自粛は実施されなかった。その後、人々の出入りが徐々に増え、令和 4 年には研究室の活動は令和 2 年以前の状態まで回復した。この状態は今も続いている。この経緯に基づき、私はコロナ禍の学生生活を、令和 2 年 4 月からの 1 年間と令和 3 年 4 月以降とで明確に区別している。

簡単のため、以降は前者を「令和 2 年」と、後者を「令和 3 年以降」と書く。

自粛が始まった当初、私が最初に取り組んだことは自宅の研究環境の整備だった。幸運にも、研究環境を整える過程で特別な困難は感じなかった。これは当時の研究課題の中心が計算シミュレーションであったため、必要な要素がすべて計算機上で完結したことが大きな要因であった。また、自粛以前から使っていた Slack に加え Zoom などの Web 会議ツールが充実していたため、議論するにあたって技術的な側面での困難はなかった。

とはいえ、研究の進め方自体は大きく変わった。全体的には、便利になったと感じている。とりわけ、Zoom などのツールのおかげで、従来は現地で行われていた研究会や学会がオンラインへと次々に切り替わった。さらに、時間や場所の制約がなくなることで、新たなオンライン研究会が増加した。オンラインでの研究会や学会は、現地開催と比較してコストが低いため、学生でも気軽に参加できた。私は 1 年間で 4 つの研究会/学会に参加した。もし全てが現地での開催だったら、少なくとも 2 つには参加しなかっただろうと思われる。ただ、日常の議論もオンラインで行われるようになり、その結果自主性や集中力が求められるようになった。これにより、自らの学び方やコミュニケーションスタイルを見直す必要性を感じるようになった。

自粛の弊害もあった。特に、私の場合は研究時間とプライベートの境界が曖昧になることが多かった。このような状態が続くと、精神的な不調が体調面よりも先立って現れ、常にある種の閉塞感を感じるようになった。そのため、コロナ禍における学生生活を振り返ると、うっすらと不快感があったことだけが思い出され、それ以外の感情や考えはほとんど覚えていないと言うのが正直な実感である。

既に触れたように、令和 3 年 4 月に自粛が終わり、その後は研究室での活動を再開している。 令和 3 年以降の研究室の生活では、私はコロナの影響をほとんど意識していなかったと思う。もちろん、マスクなど基本的な感染対策は実施していたが、それ以外の特段の対策はしていなかった。私や研究室の他のメンバーが研究活動中に感染したことはないので、基本的な感染対策さえ守れば、研究室での活動は高リスクではないと言うことであろう。また、修士論文の提出や他のタスクに追われ、これもコロナ禍に対する意識が薄れる要因の一つだった。とりわけ、令和 5 年 3 月からマスク着用が個人の判断となったことで、さらにコロナに対する意識が薄れたように感じる。

コロナ禍の学生生活を振り返ると、当時の生活をほとんど思い出せないことに驚いている。そのため、本学がコロナ禍への対応を総括し記録集としてまとめるのは素晴らしい試みと思う。上述のように、私の記憶はほとんど残っていないが、私のような学生がコロナ禍をどのように感じていたかが伝われば幸いである。

【コロナ禍の研究活動への影響】

上林 出　大学院理工学研究科博士前期課程機械科学専攻機械工学コース（2022年3月修了）

コロナ禍の規制により外出も難しくなり、大学への入校制限もあったことから研究を計画的に進められなかった点が最も印象的です。加えて、コロナ前であれば学生同士での意見交換や教授への質問などを気軽に行えていましたが、人と対面する場が激減したことで様々な影響を体感しました。

具体的には、コミュニケーション機会の減少により、新しいアイデアを知る場面を失ってしまったことが挙げられます。コロナ禍以前では、研究室の同期や先輩など、他学生との交流の中で問題の解決や発想の起点、糸口を見つけられることが多々あり、異なる思考に触れられることで大変刺激になっていました。研究内容は別であっても、他学生からの客観的な意見は自分にとっては無い観点で新鮮であり、貴重に感じていました。後輩から質問を受ける立場でもあったことから、円滑に研究を進められるようにサポートすることも自身のやる気に繋がっていました。

しかし、コロナにより当分はオンラインでの授業実施、自宅で黙々と研究を進めるしか選択肢が無く、些細な疑問を解消したり、客観的な見解を取り入れたりする場が無くなってしまいました。当然ながら、受け身でいるのではなく、自発的に会話をしようと努めました。担当教員とはメールや電話でやり取りし、先輩や後輩とも連絡を取り情報交換を行ないました。ただ、急な環境の変化に適応するまで時間を要し、コロナが無ければこのようなプレッシャーも無かったのにと悲観的な想像をしてしまうことが何度かありました。

また、初めての学会発表がオンライン開催となったことも印象に残っています。博士前期課程入学後まもなく、それまでの研究成果を学会で発表する機会がありました。当初はオフライン開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症のまん延により急遽オンラインでの開催となりました。オンラインの利点として、発表時の緊張が少なかったことは挙げられます。安心した環境でプレゼンテーションを行えるため、緊張感が少なく、自分の意見や研究成果を落ち着いて伝えることができました。しかし、本来できたはずの他校の学生や先生との交流ができなかったことにより、新たなディスカッションや意見交換の機会が減少しました。学会発表における学際的なアプローチや異なる視点からのフィードバックが制約されたため、新たなアイデアや洞察を得る機会が限られたことは、大きなデメリットとなりました。

コロナ禍を振り返ってみると、他者や社会との関係を突然断ち切られ、目まぐるしく変化する環境に付いていこうと必死だったと感じます。当たり前にできていたことができなくなり、習慣化していたことも無条件で切り離され、研究に没頭したくてもしきれない時間が続きました。しかし、置かれている状況の中で最善は何かを探りながら、自分なりの手法で研究に向き合った期間でもあったと思います。

また、自身の学部生時代はコロナが流行する前だったため学生生活を存分に満喫できましたが、コロナ禍と学部生期間が重複した後輩達の話を聞くと、サークル活動もできず、アルバイトに勤しめるような雰囲気ではなかったという声を多々耳にします。自身も違う面で苦労しましたが、他の人はそれぞれ違う点でコロナ禍の影響を受けていたのだと感じました。規制があった期間を乗り越えたからこそ、以前の良さを踏襲しながら、より良く過ごせている現状のありがたみを深く捉えられると思います。

【コロナ禍での研究室生活―博士後期課程進学から学位取得までの 3 年間―】

塚田 耕太郎　大学院理工学研究科博士後期課程理工学専攻生命科学コース（2023年3月修了）

博士前期課程も終盤に差しかかった 2020 年の冬、慌ただしく修論発表の準備をする最中、新型コロナウイルス感染症が世界各地で猛威を振るい始めました。卒業式・修了式は急遽中止になり、例年行われていた理学部生体制御学科卒業生・修了生合同の懇親会も、簡易的な開催となりました。研究室で共に過ごした同期たちとの別れを惜しむ間もなく、日本でも瞬く間に感染者数が急増し、多くの方が亡くなられました。このような類を見ない世界的なパンデミックが起こる中、前途多難な博士後期課程に進んで研究を続けていく境遇も相まって、当時私が感じていた漠然とした不安は相当に大きなものでした。

2020 年 4 月、新年度になってすぐに政府から緊急事態宣言が発令されました。埼玉大学でも入構禁止措置が取られましたが、私は幸いなことに指導教員の田中秀逸先生を通して、研究のための入構許可をいただくことができました。そのため、特に制限を受けることなく、安全策を講じつつもこれまで通り自分の裁量で実験を進めることができました。入構禁止期間中のキャンパスは閑散としていました。新入生を取り合うサークルの勧誘活動はもちろんなく、ゴールデンウィーク前後に毎年恒例の、サル山でのバンドの演奏も聞こえてきませんでした。私のいた理学部 2 号館の向かいに見える工学部は、普段は夜中でも明かりが消えることはありませんでしたが、この期間に限っては人気もなく真っ暗だったのが印象的でした。

私は、博士後期課程 2 年生までは実家のある千葉県松戸市から電車通学をしていました。新松戸から西浦和までの武蔵野線は、それほど混み合う区間ではなかったものの、自粛期間中はなるべく乗客の少ない時間帯で通学するようにしました。しかし、日に日に感染者数が増加し始め、人との接触による感染のリスクが懸念されてきました。そのため、ついには研究室に寝袋を持ち込んで寝泊まりし、家には週二日着替えを取りに帰るだけの生活になりました。感染拡大防止のため使用禁止になるまでのしばらくの期間は体育館と運動場のシャワー室が使えたため、毎朝研究室から通っていたのを覚えています。3 年生の 1 年間は、大学の近くのアパートを借りていましたが、投稿論文や博士論文の執筆に費やす時間が多かったため、実験のために研究室に行く以外は、主に自宅で作業を行う日々が続きました。

全国的なコロナウイルスの感染状況の悪化とは裏腹に、私の研究は順調に進みました。進学後すぐに、博士前期課程までの研究内容で初の主著論文が学術雑誌に掲載され、博士後期課程から新たなプロジェクトに着手することができました。抗がん剤を用いて行うカビの遺伝学解析に関連した研究テーマで三つの研究助成を獲得することができ、ありがたいことに研究費に困ることなく実験を進めることができました。このプロジェクトも滞りなく進捗して、博士後期課程 3 年時に 1 報、修了後すぐにもう 1 報の、計 3 報の主著論文を掲載させることができ、学位取得も遅れることなく最短年限の 3 年で修了することができました。さらに、これらの業績のおかげで、日本学生支援機構の奨学金の返還免除までいただくことができました。これもすべて、このような情勢にも関わらず研究に集中できる環境を提供していただいた、先生方や研究室のメンバー、そして埼玉大学教職員の皆様のおかげであることは言うまでもありません。改めて感謝申し上げます。

2023 年の春、新型コロナウイルスによる世界的な混乱がようやく収束に向かい始めた頃、博士論文審査に合格し、博士（理学）の学位を授与されました。現在は、東京大学定量生命科学研究所で博士研究員として、アカデミアに残って研究を続けることができています。今もこうして充実した研究生活を送れているのは、コロナ禍の研究室で培うことができた知識やスキルのおかげであり、私にとってこの 3 年間は価値のある時間でした。

【コロナ禍における研究生活】

糸数　雄吏　大学院理工学研究科博士後期課程理工学専攻物質科学コース（2023年3月修了）

私は 2020 年 4 月に博士後期課程理工学専攻物質科学コースに入学しました。同年の 1 月に日本国内で初めての新型コロナウイルス感染者が確認されました。その後の急速な感染拡大を受けて、4 月には、埼玉県を含む 7 都府県を対象に緊急事態宣言が発令されました。埼玉大学は、政府による緊急事態宣言の発令、および埼玉県による緊急事態措置に基づき、4 月から 6 月にかけて、学生のキャンパスへの入構禁止を決定しました。

新型コロナウイルスの出現に伴う種々の制限により、生活様式の変更が余儀なくされました。これらの変化が、私生活と博士後期課程における研究活動に与えた影響について述べたいと思います。

私生活において、外出の機会がめっきり減りました。当時は比較的厳格に感染症対策を行っていたと思います。感染症対策の主な動機となったのは次の二点でした。第一に、新型コロナウイルスの症状に対する恐怖心があったこと。第二に、コロナ感染者に対する視線に懸念があったこと。コロナ感染に関して、（他人を巻き込んだ）自業自得とする見方が少なからずあったと思います。新型コロナウイルス感染を理由に、管理能力や倫理観の欠如を指摘される可能性を思って緊張は一入でした。なお、もとより出不精の癖があったので、行動制限について、あまり心に負うものはありませんでした。行動制限に対する世間の不満の声を知りつつも、日常生活の変容に関して、耐え難いものはありませんでした。

大学での研究活動は、新型コロナウイルスの出現により著しい影響を受けました。コロナ禍の最中にあった博士後期課程の 3 年間、大学のキャンパスに行くことはほとんどありませんでした。主たる理由は、私が外部の研究機関である理化学研究所で研究を行っていたことです。そこに新型コロナウイルスの出現が重なり、もとより少なかったキャンパスへ行く機会はほとんど零になりました。新型コロナウイルスの出現以降、研究室のゼミはオンライン形式で行われることになりました。その結果、研究室のメンバーと対面で顔を合わせる機会はなくなり、修了まで声しか知らない方も少なからずいました。新型コロナウイルスの出現を受けて、当初の想定とは全く異なる 3 年間となりました。

特に、新型コロナウイルスに対する緊張感の高かった入学初年度の研究活動について振り返りたいと思います。

前述の通り、私は理化学研究所で研究を行っておりました。理化学研究所においても、緊急事態宣言の発令に伴い、構内への立ち入りが制限されました。これにより、パンデミックの初期は在宅での作業を余儀なくされました。私の研究内容は、深紫外レーザダイオードに関するものでした。レーザダイオードは半導体の多層構造から成ります。研究の進展には、この半導体多層構造を作製する結晶成長などの現場でのオペレーションが必須でした。研究に関して、在宅でできることは限られており、コロナ対策に伴う制限によって研究活動は滞ることになりました。

在宅期間中は、文献調査や、シミュレーション計算、データ処理用のプログラム作成などを行い、実験の下準備と環境整備を中心に進めました。なお、日々募る研究の遅れによる焦りが日ごとのストレスとなっていました。5 月末に緊急事態宣言が解除され、6 月からは理化学研究所に通い、結晶成長などの研究活動を再開しました。なお、コロナ以前と比べ、棟や研究室はひどく閑散としていました。終日、誰とも顔を合わせず、言葉も交わさない日が多くありました。すべきことは決まっていましたが、研究に関する議論を面白がっていた私にとって、この期間はモチベーションの維持に苦労することが多かったと思います。

新型コロナウイルスの影響により苦慮する場面も多くありましたが、親身になってご指導いただいた先生方のおかげで難局を乗り越えることができました。この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。

5 資　　料

（1）対策会議

2020/3/16

ア　国立大学法人埼玉大学危機対策本部新型コロナ対策部会

（COVID-19 対策部会）

部 会 長	1	坂井次期学長
副部会長	2	木﨑次期副学長（大学改革、防災・危機管理担当）
	3	重原理事（次期研究・産学官連携担当）
	4	柳澤次期理事（教学・学生担当）
	5	落合保健センター長
	6	市橋次期副学長（国際・グローバル教育担当）
	7	渡邊国際室長
	8	福島謙吉次期総務部長
	9	小林研究協力部長
	10	福島恭司次期財務部長
	11	塩野次期学務部長
	12	金子次期教育企画課長
	13	片桐次期学生支援課長
	14	野中次期教養学部長
	15	禹次期経済学部長
	16	末松次期人社研科長
	17	倉林人社研支援室事務長
	18	薄井教育学部長
	19	池内次期教育学部支援室事務長
	20	石井次期理学部長
	21	水野次期工学部長
	22	黒川次期理工研科長
	23	浅香理工研支援室事務長
	24	竹中教育企画課専門員

イ　国立大学法人埼玉大学危機対策本部

2020/4/1～

No.	氏名	職名	備考
1	サカイ　タカフミ 坂井　貴文	学　　長	危機管理規則第8条第3項第1号
2	キザキ　カズミ 木﨑　一美	副学長 （大学改革・防災危機管理担当）	危機管理規則第8条第3項第2号
3	シゲハラ　タカオミ 重原　孝臣	理　　事 （研究・産学官連携担当）	
4	ヤナギサワ　テツヤ 柳澤　哲哉	理　　事 （教学・学生担当）	
5	ニシイ　トモノリ 西井　知紀	理　　事 （総務・財務担当）・事務局長	
6	ナカムラ　マサノリ 中村　雅範	理　　事 （特命事項担当）	
7	オカムラ　ミノル 岡村　稔	理　　事 （特命事項担当）	
8	イチハシ　ヒデオ 市橋　秀夫	副学長 （国際・グローバル教育担当）	
9	タシロ　ミエコ 田代　美江子	副学長 （ダイバーシティ推進・キャンパス環境改善担当）	
10	カワイ　マキ 川合　真紀	副学長 （産学官連携・社会連携・広報担当）	
11	カワマタ　ノブヒコ 川又　伸彦	副学長 （目標計画・評価担当）	
12	スエマツ　エイイチロウ 末松　栄一郎	人文社会科学研究科	危機管理規則第8条第3項第3号
13	ノナカ　ススム 野中　進	教養学部長	
14	ウー　ジョンウォン 禹　宗杭	経済学部長	
15	ウスイ　シュンジ 薄井　俊二	教育学部長・教育学研究科長	
16	クロカワ　ヒデキ 黒川　秀樹	理工学研究科長	
17	イシイ　アキヒコ 石井　昭彦	理学部長	
18	ミズノ　タケシ 水野　毅	工学部長	
19	オチアイ　ヒロシ 落合　洋士	保健センター長	
20	フクザワ　タケシ 福沢　猛	参 事 役	
21	フクシマ　ケンキチ 福島　謙吉	総 務 部 長	
22	コバヤシ　コウジ 小林　浩二	研究協力部長	
23	フクシマ　ヤスジ 福島　恭司	財 務 部 長	
24	シオノ　ヒロシ 塩野　浩司	学 務 部 長	
25	ウエネ　カズヒサ 上根　主久	総務部総務課長	

国立大学法人埼玉大学危機対策本部

2021/4/1～

No.	氏名	職名	備考
1	サカイ　タカフミ 坂井　貴文	学　長	危機管理規則第8条第3項第1号
2	キザキ　カズミ 木﨑　一美	副学長 （大学改革・防災危機管理担当）	危機管理規則第8条第3項第2号
3	シゲハラ　タカオミ 重原　孝臣	理　事 （研究・産学官連携担当）	
4	ヤナギサワ　テツヤ 柳澤　哲哉	理　事 （教学・学生担当）	
5	ニシイ　トモノリ 西井　知紀	理　事 （総務・財務担当）・事務局長	
6	オカムラ　ミノル 岡村　稔	理　事 （特命事項担当）	
7	ナカムラ　マサノリ 中村　雅範	理　事 （特命事項担当）	
8	イチハシ　ヒデオ 市橋　秀夫	副学長 （国際・グローバル教育担当）	
9	タシロ　ミエコ 田代　美江子	副学長 （ダイバーシティ推進・キャンパス環境改善担当）	
10	カワイ　マキ 川合　真紀	副学長 （産学官連携・社会連携・広報担当）	
11	カワマタ　ノブヒコ 川又　伸彦	副学長 （目標計画・評価担当）	
12	イトウ　カズヒト 伊藤　和人	副学長 （情報担当）	
13	スエマツ　エイイチロウ 末松　栄一郎	人文社会科学研究科長	危機管理規則第8条第3項第3号
14	ノナカ　ススム 野中　進	教養学部長	
15	ウー　ジョンウォン 禹　宗杭	経済学部長	
16	ウスイ　シュンジ 薄井　俊二	教育学部長・教育学研究科長	
17	クロカワ　ヒデキ 黒川　秀樹	理工学研究科長	
18	イシイ　アキヒコ 石井　昭彦	理学部長	
19	マエヤマ　ミツアキ 前山　光明	工学部長	
20	オチアイ　ヒロシ 落合　洋士	保健センター長	
21	ヒロシマ　ヒデキ 広嶋　秀樹	参 事 役	
22	フクシマ　ケンキチ 福島　謙吉	総 務 部 長	
23	コバヤシ　コウジ 小林　浩二	研究協力部長	
24	フクシマ　ヤスジ 福島　恭司	財 務 部 長	
25	シオノ　ヒロシ 塩野　浩司	学 務 部 長	
26	ウエネ　カズヒサ 上根　主久	総務部総務課長	
27	アライ　ケンジ 新井　健司	人文社会科学研究科支援室事務長	
28	イケウチ　マチコ 池内　真知子	教育学部支援室事務長	
29	クラハヤシ　ヒサシ 倉林　久	理工学研究科支援室事務長	

国立大学法人埼玉大学危機対策本部

2022/4/1～

No.	氏名	職名	備考
1	サカイ　タカフミ 坂井　貴文	学　長	危機管理規則第8条第3項第1号
2	キザキ　カズミ 木﨑　一美	副学長 （大学改革・防災危機管理担当）	危機管理規則第8条第3項第2号
3	クロカワ　ヒデキ 黒川　秀樹	理　事 （研究・産学官連携担当）	
4	ヤナギサワ　テツヤ 柳澤　哲哉	理　事 （教学・学生担当）	
5	マツダ　ノリアキ 松田　典明	理　事 （総務・財務・施設担当）・事務局長	
6	ナカムラ　マサノリ 中村　雅範	理　事 （地域共創担当）	
7	イチカワ　シズヨ 市川　静代	理　事 （法務・コンプライアンス担当）	
8	イチハシ　ヒデオ 市橋　秀夫	副学長 （国際・グローバル教育担当）	
9	タシロ　ミエコ 田代　美江子	理　事 （研究・産学官連携担当）	
10	カワイ　マキ 川合　真紀	理　事 （教学・学生担当）	
11	カワマタ　ノブヒコ 川又　伸彦	理　事 （総務・財務・施設担当）・事務局長	
12	イトウ　カズヒト 伊藤　和人	理　事 （地域共創担当）	
13	イノクチ　キンヤ 井口　欣也		危機管理規則第8条第3項第3号
14	ノナカ　ススム 野中　進	理　事 （法務・コンプライアンス担当）	
15	イハラ　モトイ 井原　基		
16	ホッタ　カオリ 堀田　香織	副学長 （国際・グローバル教育担当）	
17	イシイ　アキヒコ 石井　昭彦	理工学研究科長	
18	ナガサワ　タケユキ 長澤　壯之	理学部長	
19	シゲハラ　タカオミ 重原　孝臣	工学部長	
20	オチアイ　ヒロシ 落合　洋士	保健センター長	
21	ヒロシマ　ヒデキ 広嶋　秀樹	参 事 役	
22	フクシマ　ケンキチ 福島　謙吉	総 務 部 長	
23	フクシマ　ヤスジ 福島　恭司	研究・連携推進部長	
24	ヒラヤマ　ユウイチ 平山　雄一	財 務 部 長	
25	コバヤシ　コウジ 小林　浩二	学 務 部 長	
26	ミウラ　マコト 三浦　誠	総務部総務課長	
27	アライ　ケンジ 新井　健司	人文社会科学研究科支援室事務長	
28	イケウチ　マチコ 池内　真知子	教育学部支援室事務長	
29	クラハヤシ　ヒサシ 倉林　久	理工学研究科支援室事務長	

国立大学法人埼玉大学危機対策本部

2023/4/1～

No.	氏名	職名	備考
1	サカイ タカフミ 坂井 貴文	学　長	危機管理規則第8条第3項第1号
2	キザキ カズミ 木﨑 一美	副学長 （大学改革・防災危機管理担当）	危機管理規則第8条第3項第2号
3	クロカワ ヒデキ 黒川 秀樹	理　事 （研究・産学官連携担当）	
4	ヤナギサワ テツヤ 柳澤 哲哉	理　事 （教学・学生担当）	
5	マツダ ノリアキ 松田 典明	理　事 （総務・財務・施設担当）・事務局長	
6	ナカムラ マサノリ 中村 雅範	理　事 （地域共創担当）	
7	イチカワ シズヨ 市川 静代	理　事 （法務・コンプライアンス担当）	
8	イチハシ ヒデオ 市橋 秀夫	副学長 （国際・グローバル教育担当）	
9	タシロ ミエコ 田代 美江子	副学長 （ダイバーシティ推進・キャンパス環境改善担当）	
10	カワイ マキ 川合 真紀	副学長 （産学官連携・社会連携・広報担当）	
11	カワマタ ノブヒコ 川又 伸彦	副学長 （目標計画・評価担当）	
12	イトウ カズヒト 伊藤 和人	副学長 （情報担当）	
13	イノクチ キンヤ 井口 欣也	人文社会科学研究科長	危機管理規則第8条第3項第3号
14	ノナカ ススム 野中 進	教養学部長	
15	イハラ モトイ 井原 基	経済学部長	
16	ホッタ カオリ 堀田 香織	教育学部長・教育学研究科長	
17	イシイ アキヒコ 石井 昭彦	理工学研究科長	
18	ナガサワ タケユキ 長澤 壯之	理学部長	
19	シゲハラ タカオミ 重原 孝臣	工学部長	
20	オチアイ ヒロシ 落合 洋士	保健センター長	
21	ヒロシマ ヒデキ 広嶋 秀樹	参 事 役	
22	ミウラ マコト 三浦 誠	総 務 部 長	
23	フクシマ ヤスジ 福島 恭司	研究・連携推進部長	
24	ヒラヤマ ユウイチ 平山 雄一	財 務 部 長	
25	フクシマ ケンキチ 福島 謙吉	学 務 部 長	
26	カタギリ トドミ 片桐 届実	総務部総務課長	
27	アライ ケンジ 新井 健司	人文社会科学研究科支援室事務長	
28	サトウ ヒロヤス 佐藤 弘康	教育学部支援室事務長	
29	クラハヤシ ヒサシ 倉林 久	理工学研究科支援室事務長	

（2） 基本対策

実施期間　令和2年4月から令和5年3月31日

実施内容

（ア）感染者把握

感染者把握に関しては、当初本人からの電話連絡で対応していたが、感染が進むにつれて感染者も多くなったことから、報告フォームを作成のうえHPにURLを掲載し、自動的に把握できるような仕組みを整えた。

〇感染者への対応

感染状況について、当初は国への報告義務があり、詳細な状況を把握する必要があったため、電話等により状況を確認しながら対応した。

（イ）基本的感染防止対策

〇備蓄マスクの貸与

令和2年3月末以降、コロナの感染が確認されて以降、市場のマスクの需要が高まり、一時的にマスクの調達が不可能となった。災害備蓄品としてマスクを備蓄していたことから、マスクが手に入らず不安を感じている教職員に向けて、貸与を行った。

〇非接触型体温計の設置

コロナ感染拡大に伴い、学内での感染を防ぐため、講義室等がある建物を中心として非接触型の体温計を入口等に設置した。

〇アルコール消毒液の設置

コロナ感染拡大に伴い、学内での感染を防ぐため、講義室等がある建物を中心として入口や教室の入口にアルコール消毒液を設置して消毒の習慣を促した。

〇パーティションの設置

講義室においては、教卓にパーティションを設置し、学生の着席位置については前列を開けるなど、対面での講義にも対応するようにした。

〇PCR 検査キット、抗原検査キットの配付

感染の心配（疑い）がある方への PCR 検査のキット・抗原検査キットの配付を行い、不安を払拭させるとともに、感染を広げさせないような対応を進めた。

担当部署　総務部総務課

（3）対応策

ア 入試

（ア）大学入学共通テスト

実施期間　令和2年度～令和4年度（令和3年度大学入学共通テスト～令和5年度大学入学共通テスト）
実施内容

a. 新型コロナウイルス感染症対策

大学入試センターで定めた「大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策等」に基づき、高等学校試験場を含む6会場で実施した。

b. 濃厚接触者について

大学入試センターで定めた基準に基づき、対応を行った。

c. 体調不良者について

テスト当日の体調不良者に対して、大学入試センターで定めた対応基準及び「大学入学共通テスト健康状態チェックリスト」に基づき対応を行った。

d. 追試験（埼玉大学追試験場）

埼玉県内の追試験受験許可者が、本学で追試験を受験した。追試験は本試験の2週間後に行われた。

（イ）一般選抜入試等

実施期間　令和2年度～令和4年度（令和3年度入学者選抜～令和5年度入学者選抜）
実施内容

a. 新型コロナウイルス感染症対策

文部科学省（大学入学者選抜協議会）で定めた「大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づき、本学アドミッションセンターで「埼玉大学個別学力検査等における新型コロナウイルス感染症対応方針」などを定め、一般選抜等を実施した。

b. 一般選抜における追試験の実施状況

令和3年度入学者選抜～令和5年度入学者選抜までの3年間は、毎年3月22日に追試験を実施した。令和5年度入学者選抜時の資料「一般選抜（前期日程・後期日程）追試験について」（参考1）を参照。

担当部署　学務部入試課

（参考1）

一般選抜（前期日程・後期日程）追試験について

埼玉大学では、一般選抜（前期日程・後期日程）受験予定者のうち、以下の追試験対象者に対して令和５年３月 22 日（水）に前期日程、後期日程併せて追試験を実施します。
その追試験の取り扱いについては、以下のとおりとします。

【追試験対象者】
追試験対象者は、新型コロナウイルス感染症に罹患等したため、下記のいずれかに該当し、試験当日受験できなかった者のうち、追試験受付期限までに追試験願等を提出した者とします。

（１）新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
（２）試験当日、以下の項目のうち１項目以上に該当する者
・高熱の症状がある（３８．０度以上）
・息苦しさ（呼吸困難）がある
・強いだるさ（倦怠感）がある
（３）試験当日体調不良があり、以下の項目のうち２項目以上に該当する者
・発熱の症状がある（３７．５度以上３８．０度未満）
・咳の症状がある
・咽頭痛がある
また、試験当日の検温で３７．５度までの熱はないものの発熱の症状がある者、又は上記項目のいずれかに該当する者で、受験取り止めの要請に応じる者。
（４）保健所等から新型コロナウイルス罹患者の濃厚接触者に該当するとされた者（保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された者を含む。）

【追試験受付期間】
前期日程（２月 25 日、26 日）、後期日程（３月 12 日）いずれの日程についても、出願した募集単位の試験当日 17：00 までに追試験願等を提出する必要があります。
（なお受付開始は、前期日程は２月 22 日（水）10:00 から
後期日程は３月９日（木）10:00 から　となります。）

【追試験受付方法】
あらかじめ埼玉大学入試課まで電話（０４８－８５８－３０３６）したうえで、以下の書類を受付期限までに埼玉大学入試課まで提出してください。
なお、ＦＡＸ（０４８－８５８－３６８３）やE-mail（senbatsu ＠ gr.saitama-u.ac.jp ※E-mail 送信の際は ＠ を半角にして送信ください。）での書類提出も受け付けます。

＜提出書類＞

（１）追試験願（様式は、最後の頁に掲載してあるものを使用してください。）

（２）医師の診断書（治癒期間と症状が明記されているもの。）

［ただし、

● 保健所等から新型コロナウイルス罹患者の濃厚接触者に該当するとされた者については、以下の事項について本人が自署した書面を提出してください。

・ 受験番号・受験学部・氏名
・ 濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
・ 保健所等から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
・ 保健所等から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間（保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された場合は、その連絡があった日）
・ 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するＰＣＲ等の検査（行政検査））の結果（保健所業務の逼迫により、行政検査が実施できない場合はその旨の記載）］

【追試験（３月 22 日）教科・科目等、及び試験時間】

個別学力検査等において受験予定であった全ての教科・科目等を、前期日程・後期日程の試験時間と同一時間帯に実施します。（ただし、前期日程教育学部において集団面接・グループ討議を実施予定であった募集単位については、個人面接に変更する場合があります。また、試験時間について、前期日程教育学部中学校コース言語文化専修国語分野の面接は学力検査（国語）終了後に実施します。前期日程教育学部小学校コース身体文化専修体育分野及び中学校コース身体文化専修保健体育分野は実技検査と面接の両方を３月 22 日の同一時間帯で実施します。）

そのため、前期日程・後期日程両方の追試験を受験する者で、追試験の時間帯が重複した場合は、いずれか一方の日程のみの受験となります。

【追試験配点、換算、得点調整方法、合否判定基準】

受験予定であった募集単位の試験と同じ配点、換算、得点調整方法、合否判定基準で行います。

ただし、前期日程経済学部一般選抜枠では、中央値補正法による補正は行いません。

【受験票の取扱】

受験予定であった試験の受験票を追試験でも使用します。

【追試験用の受験案内】

３月 20 日（月）までにダウンロード開始をメールで通知しますので、受験票をダウンロードした際に利用したサイトから、受験票に連結されている追試験用の受験案内をダウンロードして、熟読のうえ、試験当日は印刷したものを持参してください。

【追試験の入学検定料】

追試験においては、入学検定料を徴収しません。

【合格者の発表】

合格発表は、合格者への「合格通知書及び入学手続書類」の発送及び電話連絡等により行います。掲示による合格発表は行いません。また、不合格者には通知書等の発送及び電話連絡は行いません。

① 合格通知書及び入学手続書類の発送日 令和５年３月 26 日(日)

② 電話による合否結果の問い合わせには一切応じません。

③ 合否照会システム 補助手段としてパソコン・携帯電話・スマートフォンによりインターネットで照会することができます。利用方法の詳細は、学生募集要項 56 頁をご覧ください。 合否照会システムの利用期間は、以下のとおりです。

令和５年３月 26 日(日)14:00～３月 29 日(水)17:00

【入学手続】

本学が指定した提出書類等を指定の期間内に持参又は郵送し、入学手続を行ってください。手続期間が短いため、原則直接大学に持参し、入学手続を行ってください。詳細については合格者にお知らせします。

入学手続日　令和５年３月 29 日（水)、30 日（木）９:00 から 17:00 まで

提出書類　（ア）大学入学共通テスト受験票
（イ）埼玉大学受験票
（ウ）その他本学の指定する書類等（合格者に通知する。）

納付金　（ア）入学料　282,000 円
（イ）授業料（前期分）　267,900 円（年額　535,800 円）

注意事項

（１）令和５年３月 30 日(木)までに入学手続を行わない者は、入学辞退者として取り扱います。

（２）前期日程合格者で令和５年３月 15 日(水)までに入学手続を行った者は、後期日程追試験を受験してもその合格者とはなりません。

（３）追試験合格者で入学を辞退した者は当該学部・学科の追加合格者の対象となりません。

（４）本学が定めた上記の入学手続日以外は、いかなる理由があっても一切受付しません。

（５）入学料及び授業料は、改定される場合があります。

（６）授業料の納付については、希望により前期分の納付の際に後期分も併せて納付することができます。

（７）在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

（８）入学時には上記入学料等のほか、学生教育研究災害傷害保険の加入料など若干の諸経費が必要となります。保険金は、本学の教育研究活動中（授業・クラブ活動等の時）に生じた不慮の事故・災害により身体傷害を被った場合並びに、国内において、正課（教育実習、インターンシップ、ボランティア活動を含む）・学校行事及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより支払義務を生じる損害賠償金について支払われます。

（９）令和５年３月 31 日（金）17:00 までに入学辞退の意思表示をした者については、入学志願者が納付した授業料及び学生教育研究災害傷害保険加入料などの返還に応じますが、納付した入学料については、いかなる理由があっても返還しません。

（10）その他の事項については、合格者に送付する書類、令和５年度学生募集要項（一般選選抜）に準じた取り扱いをします。

【入試情報の開示】

追試験受験者の入試情報開示については、通常日程の一般選抜を受験した者と同様に、不合格となった者を対象とします。開示請求方法その他詳細については、令和５年度埼玉大学学生募集要項 99 頁に記載の内容を参照ください。

イ イベント

（ア） 入学式、学位授与式

実施内容

令和元年度

【卒業式・大学院修了式】

県内において武漢からの帰国者以外で初の人から人への感染事案が確認されたこと、一定規模以上の参加が見込まれる埼玉県主催イベントが原則中止となっていることを受け、令和2年3月25日に予定されていた卒業式・修了式の中止を決定し、令和2年3月13日に HP に掲載した。

令和2年度

【入学式・大学院入学式】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年4月6日（月）に開催を予定していた令和2年度入学式、大学院入学式の中止を決定し、令和2年3月24日に HP に掲載した。

【秋季学位授与式】

令和2年9月23日（水）、本学大学会館大集会室において、令和2年度学位授与式を挙行し、学位記が授与された。

（卒業・修了生：社会人学生や15カ国からの留学生を含む86名（博士26名、修士 35 名、学士 25 名）

【秋季入学式】

新入生の大半を占める留学生が来日できないことから、令和2年9月24日（木）に開催を予定していた令和 2 年度秋季入学式の中止を決定し、令和2年9月4日に HP に掲載した。

【卒業式・大学院修了式】

令和3年3月25日（木）、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、代表者のみの出席により本学大学会館大集会室において、令和2年度卒業式・大学院修了式を挙行し、その様子を YouTube にてライブ配信した。

（学部生1，516名、修士課程、博士前期課程、専門職学位課程修了生552名、博士後期課程修了生33名）

令和3年度

【入学式・大学院入学式】

規模の縮小や来場制限など、可能な限りの感染拡大防止策を講じた上で挙行することを検討したが、首都圏での感染拡大が収まらず収束時期も不透明であることから、新入生の健康と安全を考慮し、令和3年4月8日（木）に開催を予定していた令和3年度入学式を中止することを決定し、令和3年1月29日に HP に掲載した。入学式の代替措置として、新入生に対する学長からのメッセージ動画を配信した。

【秋季学位授与式】

令和3年9月22日（水）、本学全学講義棟 1 号館 301 講義室において、令和3年度学位授与式を挙行し、学位記が授与された。

（卒業・修了生：社会人学生や9カ国からの留学生を含む 77 名（博士 22 名、修士 23 名、学士 32 名）

【秋季入学式】

新型コロナウイルス感染症の影響により、新入生の大半を占める留学生が来日に時間を要していることから、令和3年9月24日(金)に挙行を予定していた令和3年度秋季入学式を令和3年9月8日に中止することを決定し、HP に掲載した。入学式の代替措置として、秋季入学生に向けて、学長からのメッセージを動画として公開した。

【卒業式・大学院修了式】

令和4年3月24日(木)、令和3年度卒業式・大学院修了式を新型コロナウイルス感染防止対策のため、式典の来場者全員に着座位置の登録を実施したうえで、ソーシャルディスタンス確保のため、初めてさいたまスーパーアリーナで挙行し、学位記が授与された。

(学部学生 1,530 名、大学院博士前期課程学生 529 名、博士後期課程学生 24 名)

令和4年度

【入学式】

令和4年4月6日(水)、令和4年度入学式をさいたまスーパーアリーナを会場に挙行し、新入生と保護者約 3,000 名が出席した。

(新入生:学部学生 1,605 名、博士前期課程学生 590 名、博士後期課程学生 31 名)

【入学生歓迎式】

令和4年4月6日(水)、入学式を行うことができなかった令和 2 年度と令和 3 年度に入学した学生を歓迎するために開催され、学生(学部学生 3,187 名、博士前期課程学生 1,159 名、博士後期課程学生 154 名)と保護者約 1,200 名が出席した。

【秋季学位授与式】

令和4年9月22日(木)、本学大学会館大集会室において、令和4年度学位授与式を挙行し、学位記が授与された。

(卒業・修了生:社会人学生や留学生を含む105名(博士28名、修士46名、学士31名))

【秋季入学式】

令和4年9月26日(月)、本学大学会館大集会室において、令和4年度秋季入学式を挙行した。

(新入生:博士前期課程学生 30 名、博士後期課程学生 36 名)

【卒業式・大学院修了式】

令和5年3月24日(金)、大宮ソニックシティ大ホールにて、午前の部、午後の部の2回に分け、午前の部は教養学部、経済学部、教育学部卒業生と大学院人文社会科学研究科、大学院教育学研究科修了生を対象、午後の部は理学部、工学部卒業生と大学院理工学研究科修了生を対象に令和4年度卒業式・大学院修了式を挙行した。

(卒業・修了生:学部学生 1,581 名、大学院博士前期課程学生 511 名、博士後期課程学生 22 名)

担当部署　総務部総務課

（イ）オープンキャンパス

実施期間　令和2年度～令和4年度

実施内容

a.　令和 2 年度（2020 年度）

来場型オープンキャンパスが中止となり、代替措置として8月11日（火）、12日（水）に Web オープンキャンパスを開催した。

申込者は推計数で 4,037 人、実施内容は以下のとおり。

（a）8 月 11 日（火）10:00～17:00　理学部・工学部

① ライブ配信

約 50 分の模擬講義を 9 本（基礎化学科を除く 9 学科）配信

② オンライン個別相談（相談時間は 20 分）

・ 理学部、工学部の教職員による個別相談
・ 5学部の学生による個別相談

③ 動画コンテンツ（オンデマンド）

・ 理学部長、工学部長による学部紹介動画
・ 入試説明動画
・ キャンパスツアー動画

④ その他

過去問閲覧（掲載サイト：サイバーカレッジへリンク）

（b）8 月 12 日（水）10:00～17:00　教養学部・経済学部・教育学部

① ライブ配信

約 50 分の模擬講義を教養学部 4 本、教育学部 1 本配信

② オンライン個別相談（相談時間は 20 分）

・ 教養学部、教育学部の教職員による個別相談、経済学部は学部独自で実施
・ 5学部の学生による個別相談

③ 動画コンテンツ（オンデマンド）

・ 模擬講義（教養学部 1 本、経済学部2本、教育学部3本）
・ 教養学部長、経済学部長、教育学部長による学部紹介動画
・ 入試説明動画
・ キャンパスツアー動画

④ その他

過去問閲覧（掲載サイト：サイバーカレッジへリンク）

秋以降は、Web オープンキャンパスの参加者から寄せられた質問をもとに、大学HP「受験生の方」サイトに SAIDAI NAVI を開設し、以下情報を掲載した。

・ 入試関連（入試説明動画、学生募集要項の紹介、過去問の閲覧、過去の入試結果、受験勉強について埼玉大学生協学生委員会受験生サポートページにリンク）
・ 学部について（5学部長による学部紹介動画）
・ 就職・進学について（進路状況、就職支援、大学院への進学、教員免許状・資格）
・ 留学について（本学における交換留学のメリット、派遣留学生数）
・ 大学の授業について（高校の授業との違い）
・ キャンパスについて（キャンパスマップの紹介、キャンパスツアー動画）
・ 数字で見る埼玉大学（キャンパスの広さ、最寄り駅からの距離、新入生の出身高校所在地、授業期間中のアルバイト経験、サークル参加率、学生宿舎の大きさ）
・ 学費・奨学金について

b. 令和３年度(2021年度)

来場型オープンキャンパスが中止となり、代替措置として8月10日(火)から27日(金)まで原則オンデマンドで開催。オンライン形式では教養学部・経済学部・教育学部が11日(水)、理学部・工学部が12日(木)に開催した。

申込者は推計数で 5,438 人、実施内容は以下のとおり。

(a) 教養学部

① 学部紹介 教養学部長
② 模擬講義 5本(各5専修)
③ オンライン個別相談会(先着順、予約定員制)
8月11日(水)10:00～16:50(各20分)
教職員及び学生による相談

(b) 経済学部

① 学部紹介 経済学部長
② 模擬講義 3本(国際ビジネスと社会発展メジャー、法と公共政策メジャー、埼玉大学経済学部同窓会)
③ オンライン個別相談会(先着順、予約定員制)
8月11日(水)10:00～16:50(各20分)
学生による相談、教職員による相談は当日に学部独自で実施

(c) 教育学部

① 学部紹介 特設ページ(埼玉大学教育学部 WEB OPEN CAMPUS)にて紹介
② 専修分野・模擬講義 特設ページ(埼玉大学教育学部 WEB OPEN CAMPUS)にて紹介
③ オンライン個別相談会(先着順、予約定員制)
8月11日(水)10:00～16:50(各20分)
教職員及び学生による相談
8月11日(水)10:00～16:50(各20分)
学生による相談

(d) 理学部

① 学部紹介 理学部長
② 学科紹介 5本(5学科)
③ 模擬講義 2本(数学科、物理学科)
④ オンライン個別相談会(先着順、予約定員制)
8月12日(木)10:00～16:50(各20分)
教職員及び学生による相談

(e) 工学部

① 学部紹介 工学部長
② 学科紹介 5本(5学科) ※ライブ配信、個別予約、定員なし
③ 模擬講義 6本(全学科、但し応用化学科のみ2本)
④ オンライン個別相談会(先着順、予約定員制)
8月12日(木)10:00～16:50(各20分)
教職員及び学生による相談

(f)全学部共通プログラム

① 入試説明動画(約10分)
② 360°VR 学生による学部紹介動画(約5分)
③ 360°VR サークル紹介動画(約4分)
④ 過去問閲覧(掲載サイト:サイバーカレッジへリンク)

⑤ オンライン個別相談会(先着順、予約定員制)
8 月 25 日(水)10:00～16:50(各 20 分)
入試課職員による相談

c. 令和 4 年度(2022 年度)

2019 年以来、3年ぶりの来場型を8月10日(水)・23日(火)・24日(水)に開催。コロナ対策を考慮し、2019 年に設定した定員の65%程度を目安とし、付添人は一人(定員に含む)までとした。申込者は推計数で 9,385 人、実施内容は以下のとおり。

(a) 学部説明会の開催:学部(学科等)説明、模擬講義、個別相談等、各学部学科等の企画による。
(b) 入試課:キャンパスツアー(宿舎ツアーも実施)、過去問閲覧コーナー、資料コーナー
(c) 留学・国際交流課:留学説明会
(d) 生協学生委員会による在学生への質問コーナー等の実施(大学会館)
(e) 学食の営業(第一食堂、第二食堂)
(f) キッチンカー(3車) によるデザート販売
(g) メリン水の販売(臨時テントを設置)
(h) 熱中症対策として全日利用可能な休憩エリアを設置(全学講義棟3号館、第一食堂、第二食堂)
(i) シャトルバスの運行(南与野発着)

来場型を人数減とする補完的措置として WEB 型オープンキャンパスを以下のとおり実施

○ 「動画で知る」埼玉大学をリニューアル 【新規に動画を制作】
- 360°VR 動画 埼玉大学生が出演する「キャンパスツアー(施設紹介)動画」
- 360°VR 動画 埼玉大学生が出演する「サークル紹介動画 Vol.2」
- 学部長による学部紹介動画(5学部)
- 令和5年度入試説明動画
- 教育学部 WEB オープンキャンパスにて各専修等の紹介動画多数
- 工学部研究紹介(東進ハイスクール制作動画)

○ 在学生によるオンライン個別相談会 ※要予約
- 開催日 10 月 13 日(木)、14 日(金)
- 時間 16:00～18:00(各相談時間は 20 分)
- 予約可能総件数 50 件
- 相談実施件数 35 件
- 相談対応者 キャリアバディの学生をメインに
  相談 1 枠につき 2 人 1 組で対応

担当部署 学務部入試課

（ウ）公開講座

実施期間　令和 2 年度から令和 4 年度まで

実施内容

・公開講座の開催について

　感染状況に応じて、対面開催、WEB 配信など、適宜開催方法を修正しながら実施した。

※中止も含む

・対策内容について

　対面開催では、検温、アルコール消毒、マスク着用、換気、飛沫対策を徹底する他、座席間隔を空け、人数制限（収容定員数の 50%以下）を行った。

a.連続市民講座（共催：読売新聞さいたま支局）

　読売新聞さいたま支局との共催により、研究成果の一端を市民に紹介しながら豊かな地域づくりを目的として開講している。

　新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和２年度は中止、令和３年度第１回から第３回までは、Zoom ウェビナー配信のみ行った。令和 3 年度第 4 回以降は、感染拡大状況を見ながら、対面実施とWEBでの配信を行った。また当該講座の参加者は年齢の高い方の参加が非常に多いため、徹底した安全配慮が求められた。

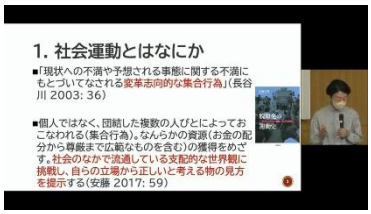

【令和 2 年度】

　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

【令和３年度】

第１回から第３回までは、オンラインのみで、第４回と第５回はオンラインと対面受講のハイブリッド方式で実施した。

埼玉大学連続市民講座 part 12「危機の時代－持続可能な世界を目指して－」

日時		各回テーマ	講師	受講者数	参加費	会場	定員
第1回	R3.7.17（土） 14:00～16:00	ITとうまく付き合うために知っておくべきこと －インターネットとスマホのある時代－	吉浦 紀晃　教授 （理工学研究科）	100	無料	Zoomウェビナー配信	オンライン 500
第2回	R3.9.11（土） 14:00～16:00	アジア経済の未来：リスクと挑戦	田口 博之　教授 （人文社会科学研究科）	101			
第3回	R3.10.2（土） 14:00～16:00	子ども・若者をとりまく性的環境と性の教育 －「包括的セクシュアリティ教育」の可能性－	田代 美江子　教授 （教育学部）	102			
第4回	R3.10.23（土） 14:00～16:00	ウイルスと病気 －遺伝学に関した話を中心に－	田中 秀逸　教授 （理工学研究科）	183		埼玉大学 全学講義棟 1-301講義室	オンライン 500 対面 150 （抽選）
第5回	R3.11.13（土） 14:00～16:00	分断社会の行方 －「大衆」消滅時代の社会とは－	冨田晃正　准教授 （人文社会科学研究科）	176			
第6回	R3.12.11（土） 14:00～17:10	災害につよいまちづくり －"彩の国"市民科学オープンフォーラム－	北田 健夫　部長 （埼玉県県土整備部）	164			
			市古 太郎　教授 （東京都立大学）				
			本間 淳史　センター長 （NEXCO東日本総合技術センター）				
			内村 太郎　教授 （理工学研究科）				
			小室 孝　教授 （理工学研究科）				

【令和４年度】

第１回は対面で行ったが、感染拡大防止のため、第２回から第５回まではオンラインと対面受講のハイブリッド方式で実施した。また、主会場とは別に、モニター受講できる教室を用意した。

埼玉大学連続市民講座 part 13「危機の時代Ⅱ-しなやかな社会を目指して-」

日時		各回テーマ	講師	受講者数	参加費	会場	定員
第1回	R4.5.28（土） 14:00～16:10	歪むネット社会の心理 －承認欲求の病理とどう向き合うか－	高橋 克也　教授 （人文社会科学研究科）	274	無料	全学講義棟 1-301講義室	対面 200
第2回	R4.6.18（土） 14:00～16:00	数学の歴史 －数学史におけるいくつかの有名な問題－	コスキヴィルタ　ジャンステファン　准教授 （理工学研究科）	276		Zoomウェビナー配信 全学講義棟 1-301講義室	オンライン 500 対面 200
第3回	R4.7.16（土） 14:00～16:00	日本の農業における危機と未来 －スマート農業を支えるセンサ技術－	長谷川 有貴　准教授 （理工学研究科）	234			
第4回	R4.8.27（土） 14:00～16:00	人口・経済・社会の危機と日本型福祉国家の未来	大津 唯　准教授 （人文社会科学研究科）	142		Zoomウェビナー配信	オンライン 500
第5回	R4.9.17（土） 14:00～16:00	多様な文化と生きる －外国につながる子どもたちと教育－	磯田 三津子　准教授 （教育学部）	115		Zoomウェビナー配信	オンライン 500
第6回	R4.11.5（土） 14:00～17:10	災害につよいまちづくり －"彩の国"市民科学オープンフォーラム－	塩井直彦　部長 （国土交通省関東地方整備局河川部）	176		Zoomウェビナー配信 全学講義棟 1-301講義室	オンライン 500 対面 200
			水草 浩一　課長 （埼玉県県土整備部参事兼河川砂防課）				
			江森 裕一　部長 （行田市環境経済部）				
			田中 規夫　教授 （レジリエント社会研究センター）				

b.経済経営系大学院コミュニティ・カレッジ

【令和２年度】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度以前は対面で実施していたが、Zoom ウェビナー配信とした。

日時		各回テーマ	講師	受講者数	参加費	会場	定員
第1回	R2.9.28（月） 19:00～20:00	金融経済危機の教訓	中川　忍　教授 （人文社会科学研究科）	76	無料	Zoomウェビナー配信	500
第2回	R2.11.6（金） 19:00～20:00	相談役・顧問制度の実態と役割	石田　惣平　准教授 （人文社会科学研究科）	49			

【令和3年度】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Zoom ウェビナー配信で実施した。

日時		各回テーマ	講師	受講者数	参加費	会場	定員
第1回	R3.8.6（金） 19:00～20:00	価値づくりの実践に生かす科学の視点	加藤 拓巳　講師 （人文社会科学研究科）	111	無料	Zoomウェビナー配信	500
第2回	R3.9.17（金） 19:00～20:00	環境・資源問題を経済学はどう捉えるか	有賀 健高　准教授 （人文社会科学研究科）	112			
第3回	R3.10.15（金） 19:00～20:00	思考のための経営史 －ミクロの世界からマクロの問題を考える－	大石 直樹　准教授 （人文社会科学研究科）	100			
第4回	R3.11.19（金） 19:00～20:00	都市のソーシャルネットワーク論再考 －東アジア3都市の事例から－	渋谷 百代　准教授 （人文社会科学研究科）	55			

【令和 4 年度】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Zoom ウェビナー配信で実施した。

日時		各回テーマ	講師	受講者数	参加費	会場	定員
第1回	R4.7.15（金） 19:00～20:00	会計ルールのあり方を考える	澤井 康毅　准教授 （人文社会科学研究科）	68	無料	Zoomウェビナー配信	500
第2回	R4.8.26（金） 19:00～20:00	経済学は貨幣をどうみてきたか	結城 剛志　教授 （人文社会科学研究科）	119			
第3回	R4.9.26（金） 19:00～20:00	岐路に立つアジアの経済・社会	遠藤 環　教授 （人文社会科学研究科）	108			
第4回	R4.10.28（金） 19:00～20:00	組織美学の経営学	加藤 敬太　准教授 （人文社会科学研究科）	120			

c.経済学部市民講座（主催：埼玉大学経済学部・さいたま市教育委員会）

開かれた大学を実現するため、県民・市民との交流を図り、地域社会の文化の向上に資することを目的として開講している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年よりも大幅に定員を減らし、対面で実施した。

【令和 2 年度】

第 25 回経済学部市民講座「岐路に立つ世界と日本の経済社会」

日時		各回テーマ	講師	受講者数	参加費	会場	定員
第1回	R2.10.7（水） 19:00～20:30	目下のグローバル経済の現状と課題	浅田　英克　准教授 （人文社会科学研究科）	29	無料	浦和コミュニティセンター 第15集会室	40 （抽選）
第2回	R2.10.14（水） 19:00～20:30	世界経済の転換とアジア	井原　基　教授 （人文社会科学研究科）	33			
第3回	R2.10.21（水） 19:00～20:30	業績評価の研究 －村田製作所を事例として－	金子　秀　教授 （人文社会科学研究科）	29			
第4回	R2.10.28（水） 19:00～20:30	自治体における人口の質と新たな統制	齋藤　友之　教授 （人文社会科学研究科）	27			
第5回	R2.11.4（水） 19:00～20:30	生産システムの課題	金房　広幸　准教授 （人文社会科学研究科）	29			
第6回	R2.11.11（水） 19:00～20:30	岐路に立つ世界と日本国憲法	栗島　智明　准教授 （人文社会科学研究科）	28			
第7回	R2.11.18（水） 19:00～20:30	都市の価値について	内田　奈芳美　教授 （人文社会科学研究科）	30			
第8回	R2.11.25（水） 19:00～20:30	統計的な視点から見た大規模集団の分析	間野　肇　准教授 （人文社会科学研究科）	24			

【令和３年度】

第 26 回経済学部市民講座「変化を続ける経済社会とその今日的課題」

日時		各回テーマ	講師	受講者数	参加費	会場	定員
第1回	R3.10.6（水） 19:00～20:30	ポストコロナの地域金融	長田　健　准教授 （人文社会科学研究科）	26	無料	浦和コミュニティセンター 第15集会室	40 （抽選）
第2回	R3.10.13（水） 19:00～20:30	企業結合審査における将来予測のあり方	田平　恵　准教授 （人文社会科学研究科）	25			
第3回	R3.10.20（水） 19:00～20:30	コロナ禍で露わとなった財政と社会保障の基本問題	高端　正幸　准教授 （人文社会科学研究科）	30			
第4回	R3.10.28（水） 19:00～20:30	個人化社会のリスクとコミュニケーション	渋谷　百代　准教授 （人文社会科学研究科）	23			
第5回	R3.11.10（水） 19:00～20:30	相続法改正の意義と残された課題	江口　幸治　准教授 （人文社会科学研究科）	24			
第6回	R3.11.17（水） 19:00～20:30	コロナ禍の対面接客労働の変化	金井　郁　教授 （人文社会科学研究科）	25			
第7回	R3.11.24（水） 19:00～20:30	日系小売企業の国際展開	川端　庸子　准教授 （人文社会科学研究科）	26			
第8回	R3.12.1（水） 19:00～20:30	コーポレートガバナンスと会社法	芝　園子　准教授 （人文社会科学研究科）	26			

【令和４年度】

第 27 回経済学部市民講座「私たちのこれまで、これから－社会科学で深く知り、広く考える－」

日時		各回テーマ	講師	受講者数	参加費	会場	定員
第1回	R4.10.5（水） 19:00～20:30	働く場における「一人前」の形成と変貌	禹 宗杭　教授 （人文社会科学研究科）	49	無料	浦和コミュニティセンター 第15集会室	60 （抽選）
第2回	R4.10.12（水） 19:00～20:30	民事訴訟手続の変革	藤井 まなみ　准教授 （人文社会科学研究科）	37			
第3回	R4.10.19（水） 19:00～20:30	戦後日本外交を振り返る	土川 信男　准教授 （人文社会科学研究科）	45			
第4回	R4.10.26（水） 19:00～20:30	これまでの人類歴史とコア・コンピタンス戦略	朴 英元　教授 （人文社会科学研究科）	42			
第5回	R4.11.2（水） 19:00～20:30	SDGsと質の高い成長	広田 幸紀　教授 （人文社会科学研究科）	42			
第6回	R4.11.9（水） 19:00～20:30	現代の貧困	長島 正治　教授 （人文社会科学研究科）	43			
第7回	R4.11.16（水） 19:00～20:30	GDP統計のこれまでとこれから	李 潔　教授 （人文社会科学研究科）	38			
第8回	R4.11.30（水） 19:00～20:30	憲法のこれから ～憲法改正を論じる前に知っておきたいこと～	川又 伸彦　教授 （人文社会科学研究科）	42			

d. ミュージアム・カレッジ（共催：埼玉県立歴史と民族の博物館・埼玉県立近代美術館）

埼玉県立歴史と民族の博物館、埼玉県立近代美術館との共催により、企画展のテーマに関連して第一線の専門研究者が多彩な切り口から講演を行う。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和２年度は中止、令和３年度と令和４年度は例年よりも定員を大幅に削減して、対面で実施した。

【令和２年度】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。

【令和3年度】

ミュージアム・カレッジ 2021「日本の実業家と文化事業・社会事業」

日時		各回テーマ	講師	受講者数	参加費	会場	定員
第1回	R3.11.26（金） 14:00～15:30	日本の商人・実業家による文化事業・社会事業の伝統	井上 智勝　教授 （人文社会科学研究科）	64	無料	埼玉県立 歴史と民俗の 博物館　講堂	81 （抽選）
第2回	R3.12.3（金） 14:00～15:30	渋沢栄一のまなざし －社会事業と平和活動－	杉山 正司　氏 （埼玉県立歴史と民俗の 博物館専門員兼学芸員）	66			
第3回	R3.12.10（金） 14:00～15:30	大阪の豪家と文化事業	中野　朋子　氏 （大阪歴史博物館主任学芸員）	57			
第4回	R3.12.17（金） 14:00～15:30	渋沢栄一と美術	井上　海　氏 （埼玉県立歴史と民俗の 博物館学芸員）	55			

【令和４年度】

ミュージアム・カレッジ 2022「トランジット－新たな敷居学の提案」

日時		各回テーマ	講師	受講者数	参加費	会場	定員
第1回	R4.11.19（土） 15:00～16:30	現代作家×コレクション－企画展「桃源郷通行許可証」について	鴨原 悠　学芸員 （埼玉県立近代美術館）	22	無料	埼玉県立近代美術館 講堂	60
第2回	R4.12.3（土） 15:00～16:30	歌舞伎と女－初代中村仲蔵の母おしゅんの業績	トーヴェ・ビュールク　教授 （人文社会科学研究科）	13			
第3回	R4.12.10（土） 15:00～16:30	「老荘思想の基本問題－政治思想を中心に」	西山 尚志　准教授 （人文社会科学研究科）	20			
第4回	R4.12.18（日） 15:00～16:30	境界を生きる現代アメリカのアーミッシュ	野村 奈央　准教授 （人文社会科学研究科）	11			

担当部署　総務部広報渉外課

（エ） ホームカミングデー

実施期間　令和2年度～令和4年度

実施内容

－令和 2 年度－

令和2年10月31日(土)に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年6月26日に開催中止を決定し、本学 HP に掲載した。

－令和 3 年度－

ホームカミングデーは、オンラインのみにより開催し、様々な企画を YouTube 配信

第一部(61:07)

① 開会の挨拶

坂井貴文学長より挨拶(5:15)

金子美智雄同窓会長より挨拶(5:37)

② 学生表彰式

表彰式の様子(12:05)、受賞者インタビュー(3:29)

③ 講演会(34:41)

東京 2020 オリンピック、日本柔道の躍進を探る

－オリンピックの裏側では何が起きている？－

講師　野瀬 清喜 氏 (埼玉大学名誉教授、埼玉学園大学特任教授、(公財)全日本柔道連盟副会長)

第二部(66:09)

① 坂井貴文学長による本学の近況報告(25:06)

② サークル活動紹介

体育会水泳部(4:12)、吹奏楽部(4:23)、写真部(2:56)

③埼玉大学の今昔(27:39)

④須藤富平ホームカミングデー実行委員長による閉会の挨拶(1:53)

－令和 4 年度－

令和4年 11 月 26 日(土)　3年ぶりに対面形式で開催。

【講演会】

『21 世紀の社会と経営』

講演者:株式会社クレディセゾン代表取締役会長 CEO 林野宏 氏

【各学部イベント】

教養学部、経済学部、教育学部、理学部、工学部

担当部署　総務部総務課

（オ）むつめ祭

実施期間 令和２年度～令和４年度

実施内容

下記、残念ながら、大学祭（むつめ祭）自体を2回中止にせざるをえなかったが、COVID-19 対応方法を丁寧に策定し、第 73 回むつめ祭（令和4年度 2022 年）は開催することができた。

＜第71回（令和２年度 2020年）＞

中止

＜第 72回（令和３年度 2021 年）＞

対応方法を広く策定し、また、オンラインでの開催も検討したが、中止

＜第73回（令和４年度 2022 年 11 月 25 日、26 日、27日）＞

下記の対応を行うことで、無事開催することができた。

＜具体的対応＞

・入場は、事前チケット制（Yahoo!JAPAN 運営の PASSMARKET を活用）
・ステージイベントは並ぶことを極力減らすために全席指定
・マスク着用、手指消毒、座席消毒、密集状態の回避、黙食
・健康管理徹底（検温、体調観察）
・出店ブースやテント内の人数制限
・主な感染症対策品については常任委員会で一括管理
・常任委員会による出店ブースの巡回強化、さらには違反した場合、出店停止などの処置
・出店区画は千鳥配列。並ぶ列は0．5m間隔
・室内においては換気徹底（一時間あたり2回、１回あたり５分、異なる方向の窓を開ける）

※ なお、対応策については、学生側である常任委員会と、大学側である学生支援課との間でよく協議した上で、常任委員会に「第７３回むつめ祭における新型コロナウイルス対策について」という資料にまとめている。

担当部署 学務部学生支援課

ウ 授業

実施期間　令和2年度～
実施内容　コロナ禍における対策
実施した内容

a.オンライン

令和2年初めにおける国内での新型コロナウイルス感染症の拡大をうけて、理事(教学・学生担当)・副学長を長とし関係部局の教職員を中心とした、オンライン授業実施検討チームが設置された。

同チームにおいて、遠隔授業ツールの調達やコロナ禍においてどのように学修を継続し、提供していくか急ピッチでマニュアルやポータルサイトの整備を進めた。

令和2年4月には、緊急事態宣言が発出され、外出が制限されたことにより地元から戻ることができない学生や入国できない留学生が多く発生することを受け、ガイダンスのオンデマンド配信を行ったり、授業開始を3週間遅らせて4月下旬開始としたりとすることをせざるを得なかった。

授業開始後もほとんどの授業はオンラインとして実施した。

オンライン授業については、あらかじめ収録した授業動画を配信するオンデマンド方式、設定された曜日時限どおりにWeb 会議システムを用いて同時かつ双方向に行うリアルタイム遠隔授業方式、教室等で面接授業を行うと同時にWeb 会議システムを用いて面接授業の様子をリアルタイムで配信するハイフレックス方式の3つの方式を用いて行ってきた。

授業開講時間帯の変更、ソーシャルディスタンス確保のための座席指定、学生のオンライン授業受講場所の確保として遠隔受講スペースを設置するなど環境整備を進め、併せて教育効果を低減させないため、設備整備も実施した。従来から使用していた授業支援システムにおいてストレージ領域を大幅に増大させることでオンデマンド配信や電子データによる資料配付等を可能とし、令和2年度中には、100名以上を収容可能な大教室を中心にハイフレックス型授業用リモートカメラを設置し、より対面に近い感覚でオンライン授業を実施することができる環境を整えた。なお、このリモートカメラは令和3年度に 50 名以上の講義室にも設置した。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、こうした取組を順次実施しながら、学生と教職員の心身の安全を最大限考慮しつつも、教育の質を落とさないよう対応を行ってきた。

本学は首都圏という立地上、感染者や濃厚接触者の数も多く、複数回の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用を受け、行動が制限される期間が長く続いた。

そのような中でオンライン授業の質を少しでも向上させるため、Web 会議システムや授業支援システムの基本的な使用方法から、これまではあまり使用してこなかった応用的な機能の活用方法をテーマとし、教員に対してオンラインによる講習会や研修会を複数回実施した。

緊急事態宣言下においては、感染した学生や濃厚接触者として行動が制限される学生も多く、これらの学生には、感染等により授業に出席ができないことで不利な取扱いとはならないよう、授業出席に相当する課題を与えるなどの代替措置が取られた。オミクロン株の最流行期においては、該当学生が一日当たり100名を超えることもあり、代替措置を講じる教員はもちろんのこと、学生や教員に対して伝達業務を行う職員においても非常に業務負担が大きかった。

令和4年初頭には、感染状況も落ち着き始め、同年3月にまん延防止等措置が解除される見込みであ

ることを受けて、令和4年度の授業実施について、引き続き、基本的な感染対策を徹底しながら対面授業を原則とすることを決定した。対面授業を実施するにおいても、感染等により授業に出席ができない学生や基礎疾患等により通学が困難な学生に対して配慮措置を行うことも継続することとした。

また、感染流行期に変更していた授業開講時間帯については、令和4年度より従来の時間帯に戻し、座席指定についても廃止することとなった。

4月から新たな年度が開始されると大学に学生の姿も戻り、久しぶりに活気が溢れる大学らしい空気が戻ってきた。

この頃から、感染対策に限らないオンライン授業の活用方法についても教育企画室を中心に検討を進めた。文部科学省における遠隔授業に対する特例措置の終了を見越し、どのような授業をオンライン授業として開講することができるかを定義し、それぞれの授業開講部局において基準を満たす授業科目をオンライン授業として開講が可能となるよう規定の整備も行った。令和5年度からはこの規定に基づき、オンライン授業を開講している。

新型コロナウイルス感染症流行期におけるオンライン授業の実施は、緊急避難的措置として行う面が大きく、導入当初は、教職員も学生もともに対応に苦慮し、不安や不満も多く存在した。しかし、各講習や研修に加えて、教員同士や職員によるサポートを重ねながら、緊急事態化においても学生への学びを提供するということは実現できたと自負している。

学生からは、オンライン授業において「通学時間を学修時間に回せる」、「自分のペースで授業が受けられる」、「繰り返し視聴することで理解が深まる」などの声もあり、一定のメリットがあったことは確かである。一方で「コンピューターに長時間向き合うゆえに心身が疲労する」、「学生同士で質問しあったり、情報交換したりできない」、「集中力を保つのが難しい」などのデメリットの声も一定数存在し、これらは課題として受け止める必要がある。

教員からは、「スケジュールの柔軟度が上がる」、「ICTツールの活用により教育効果が高まる」といったメリットが上がりつつも、「学生の理解度がつかみにくい」、「準備に負担がかかる」などの声があがった。

今後も感染症拡大のような事態は発生する可能性があり、BCP対策としてもオンライン授業は常に準備をしておく必要がある。また、今回の経験において明らかになったようにオンライン授業には場所や時間の制約を超えることができるといったメリットも存在するため、これらをさらに高めつつデメリットを解消することでより教育効果の高い授業を学生に提供することも可能になる。変化の早い現代において、絶えず検討を続けることが必要である。

担当部署　学務部教育企画課

エ 授業支援

実施期間　令和2年4月～
実施内容　ノートパソコン、モバイル Wi-Fi ルータの貸出
実施した内容
　令和 2 年 4 月から、通信環境等が確保できない学生に対する支援として、PC 端末及びモバイル Wi-Fi を各50台用意し、希望学生への貸与を開始した。
　令和４年３月にまん延防止等措置が解除される見込みとなり、対面授業を原則とすることが決定されたことを受け、モバイル WiFi ルータについては令和 3 年度をもって貸出を終了し、機器を業者に返却した。ノートパソコンは令和 5 年 9 月現在も、引き続き貸出を行っている。

　各機器の仕様は下記のとおり。
　〇ノートパソコン
　　富士通　FMVA6602AP
　〇モバイル Wi-Fi ルータ
　　KDDI Speed Wi-Fi NEXT W06

　令和 4 年度までの利用者数（延べ人数）は下記のとおり。
　〇ノートパソコン
　　令和 2 年度　74名
　　令和 3 年度　55名
　　令和 4 年度　56名

　〇モバイル WiFi ルータ
　　令和 2 年度　76名
　　令和 3 年度　23名

　添付の「遠隔授業用情報機器受領書」（別紙1）にて貸出を受け付けた。

　担当部署　　学務部教育企画課

別紙1

遠隔授業用情報機器受領書

遠隔授業用情報機器として、下記の機器を受領しました。
なお、遠隔授業実施期間終了後、または貸与物品の用途が完了した際は、すみやかに返却いたします。

学籍番号		氏名	
貸与機器 （チェック）		ノートパソコン　埼玉大学　No.＿＿＿＿ （FUJITSU LIFEBOOK A579/CX）**ログインパスワード：**[redacted]	
		バッテリー　B-KIKAKU-＿＿＿	
貸与開始日		令和　　年　　月　　日	
返却予定日		令和　　年　　月　　日	

注意事項

1	今回貸し出す情報機器は、あくまでも遠隔授業用（レポート作成のための情報収集目的を含む）のために無償貸与するものですので、それ以外の目的で利用しないでください。
2	遠隔授業実施期間終了後、または貸与物品の用途が完了した際は、すみやかに返却してください。自分のパソコンを修理中の学生や注文済で入荷待ちの学生は、入手次第すみやかに返却してください。
3	ノート PC 返却の際は、個人情報や作成したファイル、自分でインストールしたアプリはすべて削除してください。また、付属品もすべて返却してください。
4	休学する場合は、一旦返却をお願いします。 また、卒業、退学する際には必ず事前に返却してください。

郵送で返却する場合は、貸し出されたままの形に梱包を戻して、郵便局または運輸会社を利用して下記の住所まで元払いで送ってください。着払いでは受け取れませんのでご留意ください。

送り先
〒338-8570　埼玉県さいたま市桜区下大久保 255　埼玉大学 学務部 教育企画課 教務担当係
電話番号　048-858-3588

遠隔受講スペースマップ

別紙2

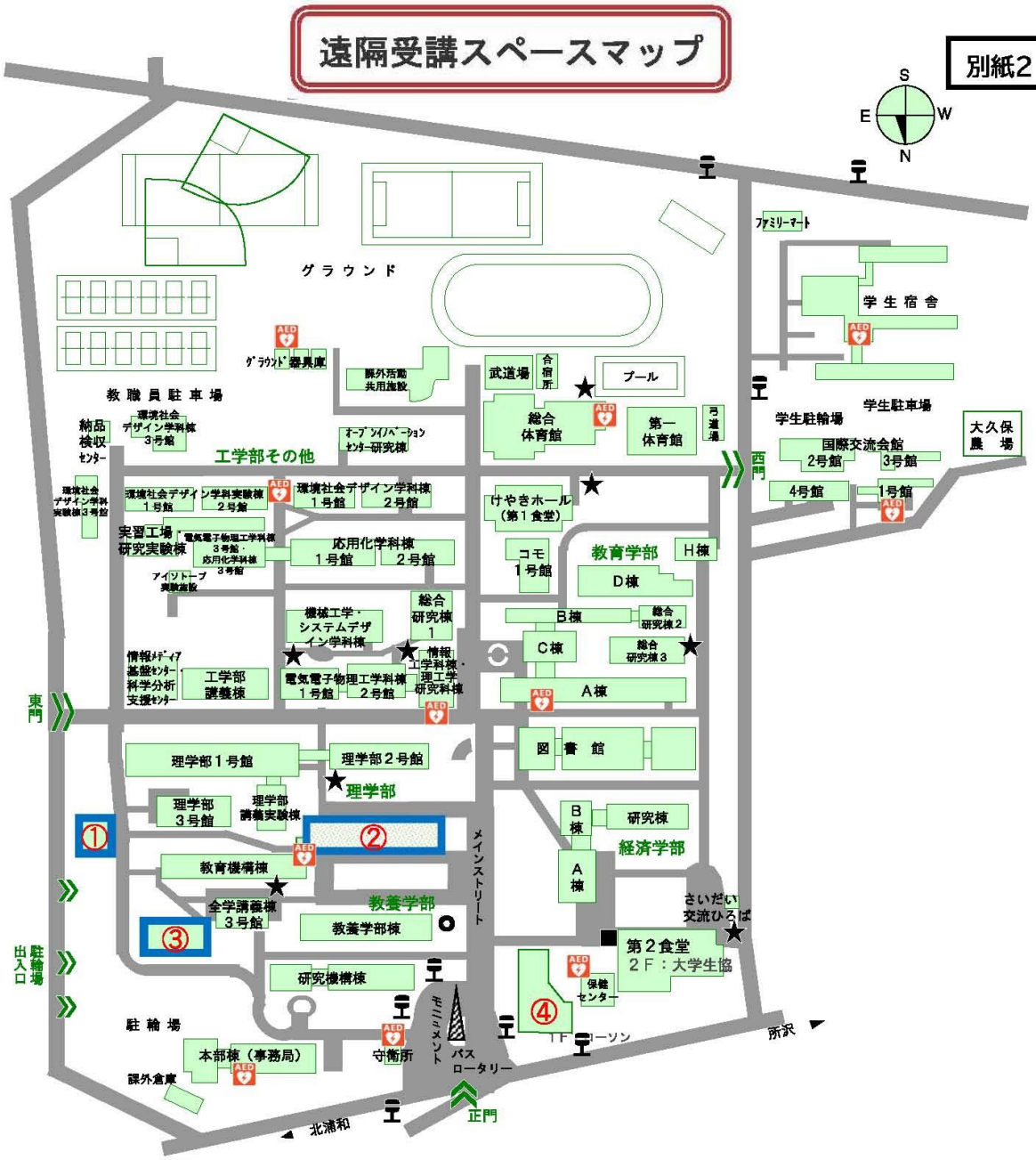

遠隔受講スペース	利用可能時間	利用可能授業区分
①多目的棟	8：45～18：00	演習形式など**発話を伴う**授業の受講用スペース
②全学講義棟1号館※ ③全学講義棟2号館※		**発話を伴わない**授業の受講用スペース

※②③は曜日・時限によって利用可能な講義室がターム毎に異なりますので、次ページ以降のスケジュール表をご確認ください。

【第1ターム】遠隔授業受講スペース

教育企画課

	月	火	水	木	金
1	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-301	②全学講義棟 1-403	②全学講義棟 1-304	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-401
	②全学講義棟 1-304	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-501	③全学講義棟 2-402
2	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-302	②全学講義棟 1-403	②全学講義棟 1-304	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-401
	②全学講義棟 1-304	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-501	③全学講義棟 2-402
3	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-301	②全学講義棟 1-402	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-401
	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-501	③全学講義棟 2-402
4	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-301	②全学講義棟 1-402	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-401
	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-501	③全学講義棟 2-402
5	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-301	②全学講義棟 1-402	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-401
	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-501	③全学講義棟 2-402

注意
- ○ 遠隔授業受講スペースは、原則として上の表のとおりとします。
- ○ 期末試験期間は除きます。
- ○ 利用者数が非常に多い場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、他の空き教室を利用しても差し支えありません。
- ○ 予告なく変更されることがありますので、その際はご了承願います。

【第２ターム】遠隔授業受講スペース

教育企画課

	月	火	水	木	金
1	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-304	②全学講義棟 1-402	②全学講義棟 1-304	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-401
	②全学講義棟 1-401	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-501	③全学講義棟 2-402
2	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-305	②全学講義棟 1-402	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-401
	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-501	③全学講義棟 2-402
3	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-401	②全学講義棟 1-402	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-401
	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-501	③全学講義棟 2-402
4	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-401	②全学講義棟 1-402	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-401
	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-501	③全学講義棟 2-402
5	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-401	②全学講義棟 1-402	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-401
	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-302	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-501	③全学講義棟 2-402

注意
- ○ 遠隔授業受講スペースは、原則として上の表のとおりとします。
- ○ 期末試験期間は除きます。
- ○ 利用者数が非常に多い場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、他の空き教室を利用しても差し支えありません。
- ○ 予告なく変更されることがありますので、その際はご了承願います。

別紙3

遠隔受講スペースマップ

遠隔受講スペース	利用可能時間	利用可能授業区分
① 多目的棟	8：45～18：00	演習形式など**発話を伴う**授業の受講用スペース
② 全学講義棟1号館 ※ ③ 全学講義棟2号館 ※ ④ 全学講義棟3号館 ※		**発話を伴わない**授業の受講用スペース

※ ② ③ ④ は、曜日・時限によって利用可能な講義室がターム毎に異なります。

【第3ターム】遠隔授業受講スペース

教育企画課

	月	火	水	木	金
1	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-401	③全学講義棟 2-302	②全学講義棟 1-401	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-103
	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-401	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-201
2	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-402	②全学講義棟 1-301	③全学講義棟 2-103
	③全学講義棟 2-402		②全学講義棟 1-305		③全学講義棟 2-201
3	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-103
	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-201	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-201
4	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-103
	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-201	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-201
5	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-103
	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-201	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-201

注意　○　遠隔授業受講スペースは、原則として上の表のとおりとします。

○　**期末試験期間は除きます。**

○　予告なく変更されることがありますので、その際はご了承願います。

【第4ターム】遠隔授業受講スペース

教育企画課

	月	火	水	木	金
1	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	②全学講義棟 1-402	③全学講義棟 2-302	②全学講義棟 1-402	②全学講義棟 1-201	③全学講義棟 2-103
	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-401	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-201
2	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-402	②全学講義棟 1-201	③全学講義棟 2-103
	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-402	②全学講義棟 1-305	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-201
3	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-103
	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-201
4	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-103
	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-201
5	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟	①多目的棟
	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-101	③全学講義棟 2-103
	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-402	③全学講義棟 2-203	③全学講義棟 2-103	③全学講義棟 2-201

注意　○　遠隔授業受講スペースは、原則として上の表のとおりとします。

○　**期末試験期間は除きます。**

○　予告なく変更されることがありますので、その際はご了承願います。

Online learning space	Available time	Class categories
①Multipurpose Bldg.	8:45～18:00	For classes in which oral communication is required.
② 1st Lecture Hall ※ ③ 2nd Lecture Hall ※ ④ 3rd Lecture Hall ※		For classes in which oral communication is not required.

※② ③ and ④are available on different days of the week and different times in each term.

遠隔授業受講スペース

実施期間　令和3年度以降継続

実施内容　遠隔授業受講スペースの提供

実施した内容

遠隔授業と対面授業が混在しているため、対面授業に来学していた学生の移動時間等を考慮して学内数か所に「遠隔授業受講スペース」を設置した。

令和3年度　大学会館・図書館ラーニングコモンズ・生協食堂・多目的棟・全学講義棟1号館301 教室

令和4年度　大学会館の2階ラーニングコモンズ及び3階大集会室・多目的棟

令和5年度　多目的棟・全学講義棟の指定(空き)教室

その結果

コロナウイルス感染症の流行下で始まった遠隔授業の本格的な提供のために始まり、現在に至るまで取り組みを継続している。なお、節電のためなどの理由がない場合には指定した教室以外の、空き教室などでの受講も認めている。

参考資料

別紙2__令和5年度遠隔授業スペースマップ(1・2 ターム)

別紙3__令和5年度遠隔授業スペースマップ(3・4 ターム)

着席位置確認システム

実施期間　令和2年度第4タームから令和5年3月31日まで

実施内容　着席位置確認システムによる濃厚接触者の把握

実施した内容

岩手大学が開発した「着席位置確認システム」を同大学から無償提供いただいて導入し、学内の各講義室・遠隔授業受講スペースの各机に登録用 QR コードシールを貼付し、感染者および濃厚接触者が出た場合の対応に備えた。

授業を受ける学生が個人の所有するスマホ等から着席位置をシステムに送信した。

令和2年度の第4タームに試行を行い、令和3年度から本格運用を行った。

着席位置確認システムポスター

その結果

教室内での接触による感染の広がりがあまり見られなかったこと、着席位置の登録は任意であったことによる登録の漏れが多くなったことなどから、令和5年2月2日の教育企画室会議で令和5年度以降の同システムの運用取りやめが決まり、廃止された。

学年暦・時間割の変更

実施期間　令和2年度

実施した内容

授業開始日を当初予定の4月13日（月）ではなく、実験・実習・実技等の授業以外の授業（講義・演習など）については4月27（月）から遠隔授業によりで実施した。

なお、第1・第2タームに開講予定だった実験・実習・実技系の授業のうち、遠隔で実施することが可能な授業については実施し、開講時期を第3・第4タームへ変更することが可能な授業については変更し実施した。

また、第1・第2タームについて、各タームの授業実施期間を各8週から各7週へ短縮するとともに、授業回数確保のため、6月20日（土）から8月1日（土）までの土曜日を実験等の予備日とし、8月24日（月）から8月26日（水）まで、及び、9月17日（木）、9月18日（金）を授業予備日とした。

さらに、昼休み時間における学生食堂利用者の混雑緩和のため、第1時限から第5時限の授業実施時間を90分から80分へ短縮するとともに、昼休み時間を50分から100分へ延長した。

変更後の時間割は以下のとおりである。

第1時限　　9:00～10:20
第2時限　10:30～11:50
（昼休み　　11:50～13:30）
第3時限　13:30～14:50
第4時限　15:00～16:20
第5時限　16:30～17:50

参考資料：令和2年度（2020年度）学年暦（別紙4）

担当部署　学務部教育企画課

2020年度 学年暦

別紙4

新型コロナウイルス感染の状況によっては、今後変更となる場合がありますので、ご注意ください。

第1・第2ターム

	日	月	火	水	木	金	土
令和2年				1	2	3	4
4月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27 ①	28 ①	29 ①	30 ①	1 ①	2
5月	3	4	5	6	7 ②	8 ②	9
	10	11 ②	12 ②	13 ②	14 ③	15 ③	16
	17	18 ③	19 ③	20 ③	21 ④	22 ④	23
	24	25 ④	26 ④	27 ④	28 ⑤	29 ⑤	30
	31	1 ⑤	2 ⑤	3 ⑤	4 ⑥	5 ⑥	6
6月	7	8 ⑥	9 ⑥	10 ⑥	11 ⑦	12 ⑦	13
	14	15 ⑦	16 ⑦	17 ⑦	18 ①	19 ①	20 予備日
	21	22 ①	23 ①	24 ①	25 ②	26 ②	27 予備日
	28	29 ②	30 ②	1 ②	2 ③	3 ③	4 予備日
7月	5	6 ③	7 ③	8 ③	9 ④	10 ④	11 予備日
	12	13 ④	14 ④	15 ④	16 ⑤	17 ⑤	18 予備日
	19	20 ⑤	21 ⑤	22 ⑤	23 海の日	24 スポ日	25 予備日
	26	27 ⑥	28 ⑥	29 ⑥	30 ⑥	31 ⑥	1 予備日
8月	2	3 ⑦	4 ⑦	5 ⑦	6 ⑦	7 ⑦	8 試験予備
	9	10 山の日	11	12	13 休業	14 休業	15
	16	17 休業	18 休業	19 休業	20	21	22
	23	24 予備日	25 予備日	26 予備日	27 集	28 集	29
	30	31 集	1 集	2 集	3 集	4 集	5
9月	6	7 集	8 集	9 集	10 集	11 集	12
	13	14 集	15 集	16 集	17 予備日	18 予備日	19
	20	21	22	23 授与			
授業等週数		17					

第3・第4ターム

	日	月	火	水	木	金	土
9月					24	25 ①	26
	27	28 ①	29 ①	30 ①	1 ①	2 ②	3
10月	4	5 ②	6 ②	7 ②	8 ②	9 ③	10
	11	12 ③	13 ③	14 ③	15 ③	16 ④	17
	18	19 ④	20 ④	21 ④	22 ④	23 ⑤	24
	25	26 ⑤	27 ⑤	28 ⑤	29 ⑤	30 ⑥	31
11月	1	2 ⑥	3 ⑥	4 ⑥	5 ⑥	6 ⑦	7
	8	9 ⑦	10 ⑦	11 ⑦	12 ⑦	13 ⑧	14
	15	16 ⑧	17 ⑧	18 ⑧	19 ⑧	20	21
	22	23	24	25 補講日	26 補講日	27 ①	28
	29	30 ①	1 ①	2 ①	3 ①	4 ②	5
12月	6	7 ②	8 ②	9 ②	10 ②	11 ③	12
	13	14 ③	15 ③	16 ③	17 ③	18 ④	19
	20	21 ④	22 ④	23 ④	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
令和3年	3	4 休業	5 休業	6	7 ④	8 ⑤	9
1月	10	11 成人の日	12 ⑤	13 ⑤	14 ⑤	15 共テ予備	16 共テ
	17 共テ	18 ⑤	19 ⑥	20 ⑥	21 ⑥	22 ⑥	23
	24	25 ⑥	26 ⑦	27 ⑦	28 ⑦	29 ⑦	30
	31	1 ⑦	2 ⑧	3 ⑧	4 ⑧	5 ⑧	6
2月	7	8 ⑧	9 建国記念	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	1	2	3	4	5	6
3月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25 前期日程 卒業式	26	27
	28	29	30	31			
授業等週数		16					

授業実施祝日：4月29日	
新入生TOEIC L&R IPテスト	延期（7/23）
学部入学式	中止
新入生ガイダンス	各学部・研究科ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで確認願います。
第1ターム	4/27～ 6/17
第1ターム 成績開示	6/25
第2ターム	6/18～ 8/ 7
第2ターム 成績開示	8/25
集中講義期間	8/27～ 9/16
履修登録＜第1・2ターム、集中講義＞	4/16～5/13 基盤は4/22 10:00まで
履修登録キャンセル	
5/14～ 5/21 （4/16～ 5/13 登録分）	
6/26～ 7/ 2 （第2ターム分）	
7/27～ 7/31 （集中講義分）	
学位授与式	9/23

＊休日を以下のとおり変更する。

4月29日→1月4日、11月3日→1月5日

＊補講は、受講生の空き時間又は第6、7限に行う。

なお、11月25日、11月26日は補講日とする。

授業実施祝日：11月3日	
秋期入学式	~~9/24~~ 中止
第3ターム	9/25～11/19
第3ターム 成績開示	12/ 1
むつめ祭等	~~11/20～11/24~~ 中止
第4ターム	11/27～ 2/ 8
第4ターム 成績開示	2/17
履修登録＜第3・4ターム、集中講義＞	8/27～10/ 8 基盤は9/15 15:00まで
履修登録キャンセル	
10/ 9～10/22 （8/27～10/8 登録分）	
12/ 2～12/ 7 （第4ターム・集中講義分）	
試験実施のための入構規制	1/15～ 1/17
TOEIC L&R IPテスト	2/10
学部卒業式・院修了式	3/25

＊期末試験は、原則として各授業科目の最終回に実施する。

＊教育機構・各学部の抽選についての期限等の詳細は、

ｗｅｂ学生システムの 「お知らせ」により周知する。

オ 学生支援

（ア） 奨学支援

a. コロナ事由による授業料徴収猶予

実施期間　令和2年前期～令和4年後期授業料まで

実施内容

入学料・授業料の徴収猶予については、新規入学者のみを対象としていたが、コロナ禍発生に伴い在学生も対象に含めて実施した。規則上、在学生の授業料徴収時期は前期授業料が4月、後期授業料は10月であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変が生じた学生については、徴収猶予を希望する場合は審査等を行わずすべて前期は 9 月末、後期は3月末まで徴収の猶予を許可した。

申請方法としては、Microsoft Forms または Google Forms での学籍番号・氏名・申請理由等入力による。

徴収猶予申請者数

	令和2年	令和3年	令和4年
前期授業料	48	29	43
後期授業料	23	27	20

規則上、授業料未納であっても1年以内であれば罰則等はないためか（ただし二期未納の場合は除籍となる）、徴収猶予の申請者数は各期数十名程度にとどまっている。

なお、令和2年度前期授業料の徴収猶予を募集した際、希望があれば納付済みの授業料を一時的に還付できることとした。学長裁定による令和2年度限りでの措置として実施され、9名に前期授業料、1名に後期授業料の還付を行った。

b. コロナ事由による入学料・授業料免除

実施期間　令和2年度～

実施内容

令和2年度第1次補正予算および第2次補正予算により、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変が生じた学生を対象とする授業用等減免のための予算が措置された。本学では令和2年度より、以下の要件のいずれか1つに該当する学生に対し免除を実施している。

・直近3カ月分の収入額を1年分に換算した額が 2019 年以降のいずれかの収入年額と比較して 1/2 となっている

・コロナ事由による公的な補助金等を受給したことがある

免除実績　※下段は免除額

	令和2年	令和3年	令和4年
入学料	10 名 1,410,000 円	4 名 564,000 円	2 名 282,000 円
前期授業料	27 名 3,415,700 円	17 名 2,210, 175 円	15 名 2,009,250 円
後期授業料	21 名 2,812,950 円	21 名 2,477,975 円	10 名 1,339,500 円

c. 日本学生支援機構:コロナによる家計急変世帯に対する支援

実施期間　令和2年度～

実施内容

【修学支援新制度における家計急変採用(コロナ事由)】

令和2年度より開始された「高等教育における修学支援新制度」は、日本人(または永住者等)学部生を対象とし、給付奨学金を受給しつつ在学する大学の入学料・授業料が減免される制度である。

このうち、新型コロナウイルス感染症にかかる影響による家計急変を理由として申請した者は令和2年度9名(うち採用6名、不採用3名)であった。令和3年度以降は申請者なし。なお、コロナを理由とする急変事由は、事由発生日が令和5年7月末までの者をもって申請受付は終了した。

【緊急特別無利子貸与奨学金】

令和2年～令和4年度末まで実施されていた。生活を主に自身のアルバイト収入に頼っている学生で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大幅にアルバイト収入が減少した者を対象とする。採用された年度末までの最長12カ月間に限り貸与を受けることができる。第二種(有利子)奨学金としての貸与であるが、利子を国が補填するため、実質は無利子となる。

申請者は令和2年度2名、令和3年度0名、令和4年度2名であった。

d. 学生への奨学金給付(文部科学省:学びの継続のための学生支援緊急給付金)

実施期間　令和2年度～令和3年度

実施内容

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が学びを継続できるよう全国的に実施された。割り当てられた推薦枠の範囲内で日本学生支援機構へ大学から給付対象者を推薦する。オンラインまたは書類郵送にて申請を受け付け、通学形態(自宅/自宅外)、奨学金受給状況、授業料免除申請状況等を総合的に勘案し推薦者を決定した。

■令和2年度

大学等ごとに配分された額を上限として推薦を行い、住民税非課税世帯の学生は 20 万円、それ以外の学生は 10 万円が支給された。推薦者数は 1,142名、支給額は 132,100,000 円となった。

・第 1 次(6月)‥‥ 配分額　100,600,000 円
・第 2 次(7月)‥‥ 配分額　30,800,000 円
・第 3 次(9 月)‥ 配分額　6,300,000 円
・追加配分(2月)‥ 配分額　700,000 円

■令和3年度

令和3年度では学生数に応じた一定割合数が推薦可能な上限とされたのに加え、支給要件を満たしているが推薦を保留した者の人数分の追加配分を受けた。なお、支給額は一律に学生1名につき 10 万円とされた。推薦者数は 1,762 名、支給額は 176,200,000 円となった。

・第 1 次(1月)…推薦上限数666名(総学生数の8%)
・第 2 次(2月)…推薦上限数747名(1 次推薦の保留者 331＋2次配分 416(総学生数の5%))

・追加配分（3月）…17 名（2 次推薦の保留者分）
・第 3 次（3月）…推薦上限数 314 名（2 次推薦の保留者 148＋2次配分 166（総学生数の2%））
・追加配分（3月）…推薦上限数 18 名（3 次推薦の保留者分）

推薦者数 ※()は留学生数(内数)

学部等名	令和2年度		令和3年度		計	
教養学部	123	(5)	158	(9)	281	(14)
経済学部	194	(21)	273	(35)	467	(56)
教育学部	225	(2)	315	(4)	540	(6)
理学部	90	(3)	143	(14)	233	(17)
工学部	260	(4)	480	(29)	740	(33)
人文社会科学研究科（博士前期課程）	50	(50)	76	(71)	126	(121)
人文社会科学研究科（博士後期課程）	6	(4)	13	(12)	19	(16)
教育学研究科（修士課程）	15	(8)	8	(6)	23	(14)
教育学研究科（専門職学位課程）	7	(0)	12	(0)	19	(0)
理工学研究科（博士前期課程）	147	(42)	214	(70)	361	(112)
理工学研究科（博士後期課程）	25	(16)	70	(64)	95	(80)
全　体	1142	(155)	1762	(314)	2904	(469)

e. 学生への奨学金給付（埼玉大学緊急支援奨学金、エネグローバル奨学金）

実施期間　令和2年度～令和3年度

【埼玉大学緊急支援奨学金】

本学への寄付金（埼玉大学基金「埼玉大学修学サポート基金」等）を原資として学生へ給付を行った。令和2年5月及び令和3年6月に募集し、審査のうえ自宅通学者3万円・自宅外通学者5万円を支給した。

■令和2年5月実施分　所属別内訳 ※()は留学生数(内数)

学部等名	支給区分	申請者数		支援者数		支援額(円)	在籍者数	支援者割合
教養学部	自　宅	37	(0)	36	(0)	1,080,000	800	20%
	自宅外	125	(8)	124	(8)	6,200,000		
	計	162	(8)	160	(8)	7,280,000		
経済学部	自　宅	70	(2)	70	(2)	2,100,000	1,376	20%
	自宅外	210	(29)	205	(29)	10,250,000		
	計	280	(31)	275	(31)	12,350,000		

教育学部	自　宅	119	(0)	118	(0)	3,540,000	1,655	20%
	自宅外	210	(2)	210	(2)	10,500,000		
	計	329	(2)	328	(2)	14,040,000		
理学部	自　宅	38	(1)	38	(1)	1,140,000	896	15%
	自宅外	95	(8)	94	(8)	4,700,000		
	計	133	(9)	132	(9)	5,840,000		
工学部	自　宅	94	(0)	93	(0)	2,790,000	2,082	18%
	自宅外	279	(8)	278	(8)	13,900,000		
	計	373	(8)	371	(8)	16,690,000		
人文社会科学研究科（博士前期課程）	自　宅	6	(1)	6	(1)	180,000	198	33%
	自宅外	60	(57)	60	(57)	3,000,000		
	計	66	(58)	66	(58)	3,180,000		
人文社会科学研究科（博士後期課程）	自　宅	2	(1)	1	(1)	30,000	72	7%
	自宅外	6	(5)	4	(3)	200,000		
	計	8	(6)	5	(4)	230,000		
教育学研究科（修士課程）	自　宅	6	(0)	6	(0)	180,000	102	22%
	自宅外	16	(8)	16	(8)	800,000		
	計	22	(8)	22	(8)	980,000		
教育学研究科（専門職学位課程）	自　宅	3	(0)	3	(0)	90,000	40	18%
	自宅外	4	(0)	4	(0)	200,000		
	計	7	(0)	7	(0)	290,000		
理工学研究科（博士前期課程）	自　宅	59	(1)	59	(1)	1,770,000	916	24%
	自宅外	161	(32)	160	(32)	8,000,000		
	計	220	(33)	219	(33)	9,770,000		
理工学研究科（博士後期課程）	自　宅	7	(2)	7	(2)	210,000	189	10%
	自宅外	13	(6)	12	(5)	600,000		
	計	20	(8)	19	(7)	810,000		
その他の学生	自　宅	0	(0)	0	(0)	0	82	0%
	自宅外	1	(1)	0	(0)	0		
	計	1	(1)	0	(0)	0		
全　体	自　宅	441	(8)	437	(8)	13,110,000	8,408	19%
	自宅外	1,180	(164)	1,167	(160)	58,350,000		
	計	1, 621	(172)	1,604	(168)	71,460,000		

■令和3年6月実施分　所属別内訳　※()は留学生数(内数)

学部等名	支給区分	申請者数		支援者数		支援額(円)	在籍者数	支援者割合
教養学部	自　宅	20	(0)	20	(0)	600,000	813	13%
	自宅外	89	(6)	89	(6)	4,450,000		
	計	109	(6)	109	(6)	5,050,000		
経済学部	自　宅	41	(0)	40	(0)	1,200,000	1,374	14%
	自宅外	156	(28)	155	(28)	7,750,000		
	計	197	(28)	195	(28)	8,950,000		
教育学部	自　宅	60	(0)	60	(0)	1,800,000	1,607	14%
	自宅外	161	(5)	161	(5)	8,050,000		
	計	221	(5)	221	(5)	9,850,000		
理学部	自　宅	34	(1)	34	(1)	1,020,000	893	13%
	自宅外	78	(5)	78	(5)	3,900,000		
	計	112	(6)	112	(6)	4,920,000		
工学部	自　宅	66	(0)	66	(0)	1,980,000	2,140	15%
	自宅外	255	(11)	255	(11)	12,750,000		
	計	321	(11)	321	(11)	14,730,000		
人文社会科学研究科(博士前期課程)	自　宅	1	(1)	1	(1)	30,000	198	27%
	自宅外	53	(49)	53	(49)	2,650,000		
	計	54	(50)	54	(50)	2,680,000		
人文社会科学研究科(博士後期課程)	自　宅	0	(0)	0	(0)	0	75	5%
	自宅外	4	(3)	4	(3)	200,000		
	計	4	(3)	4	(3)	200,000		
教育学研究科(修士課程)	自　宅	1	(0)	1	(0)	30,000	55	9%
	自宅外	4	(3)	4	(3)	200,000		
	計	5	(3)	5	(3)	230,000		
教育学研究科(専門職学位課程)	自　宅	3	(0)	3	(0)	90,000	67	9%
	自宅外	3	(0)	3	(0)	150,000		
	計	6	(0)	6	(0)	240,000		
理工学研究科(博士前期課程)	自　宅	63	(0)	63	(0)	1,890,000	896	23%
	自宅外	146	(30)	145	(29)	7,250,000		
	計	209	(30)	208	(29)	9,140,000		
理工学研究科(博士後期課程)	自　宅	7	(2)	7	(2)	210,000	193	14%
	自宅外	20	(17)	20	(17)	1,000,000		
	計	27	(19)	27	(19)	1,210,000		
全　体	自　宅	296	(4)	295	(4)	8,850,000	8,311	15%
	自宅外	969	(157)	967	(156)	48,350,000		
	計	1,265	(161)	1,262	(160)	57,200,000		

【エネグローバル奨学金:コロナ禍による学生支援給付金】

エネグローバル株式会社からは既に埼玉大学基金の冠奨学金として工学部情報工学科の学生を対象とした給付を行っていたが、コロナ禍で修学困難な学生を支援したいとの目的で別途、寄付の申し出があったことにより令和2年に実施されたもの。学部への新入生のうち外国人留学生を対象として募集し、審査のうえ30名に各10万円を給付した。

（イ） 生活支援

a. コロナ禍フード支援プロジェクト（メリンちゃんスペシャルカレー）

実施期間　2021.6.8～2021.7.9

実施内容

コロナ禍でアルバイトができず生活費に苦慮している学生に対して、学生食堂を運営する埼玉大学生活協同組合の協力のもと、無料で「メリンちゃんスペシャルカレー」を 2,942 食提供し学生を応援するイベントを実施した。

この取組は坂井貴文学長の発案で始まったもので、今回無料で提供されたのは、埼玉大学マスコットキャラクターの名前を冠し、「メリンちゃんスペシャルカレー」と名付けられた特別メニュー。学食で人気のカレーにチキンソテー、トマトソース、ほうれん草をトッピングしたもので、食べ盛りの学生でも満足の栄養とボリューム満点の一品となった。

アルバイト先の飲食店が県の要請を受け時短営業となり、希望どおりに働けないという学生や、仕送りが減ったことで生活費や学用品を自分で賄わなければいけない学生も少なくない中、「野菜で栄養がとれて嬉しい」「しっかり食べることができた。心に余裕ができた」等の声が学生から寄せられた。

b.コロナ禍フード支援プロジェクト（100 円食堂（自分定食））

実施期間　①2021.10.18～2022.2.8　②2022.10.17～2022.12.16

実施内容

新型コロナウイルス感染症が拡大し長引く中、経済的に不安を感じている学生を応援するため、本学初の試みとしてインターネットを通じて事業内容を公開し、賛同を得た不特定多数の者から支援金を募る「クラウドファンディング」を活用し、卒業生や地域の方、ニュースやラジオで知った方々等、367 名から目標金額を超える支援をいただき、学生食堂において栄養バランスの摂れた食事を安価で提供する「100 円食堂」（学生の負担は 100 円）と「自分定食」（学生の負担は 350 円を超えた額）を実施した。

利用した学生からは、「パンやおにぎりで済ませていたけど、食堂で温かいものを食べられてうれし

い。」、「少額の負担で十分満足できる食事ができるなんて、感謝しかない!」などの喜びと感謝の声が聞かれた。

プロジェクト名	実施期間	提供数
100 円食堂	2021.10.8～2022.2.8	8,808 食
自分定食	2022.10.17～2022.12.16	11,813 食
計		20,621 食

c. コロナ禍フード支援プロジェクト(フードパントリー(食料の無料配付))

実施期間　2021 年 10 月、2022 年　5 月

実施内容

　協賛企業の協力のもと、2021 年 10 月及び 2022 年 5 月に大学のコロナワクチン職域接種の学生(約 3,500 名)を対象にして、フードパントリー(食料の無料配付)を実施した。協賛企業の「コロナ禍の中、バイトもできないで食費を削って苦労している学生へ、ぜひ当社の製品を食べて元気を取り戻してほしい」というあたたかいお気持ちにより実現した今回のフードパントリー。受け取った学生からは、「こんなにたくさんの食品をもらえて大変嬉しいです」と喜びの声が聞かれた。

（ウ） キャリア支援

a. 就職ガイダンス・就職相談のオンライン化等

実施期間　2020年5月～現在も継続実施中

実施内容

(a)ガイダンス等各種就活イベントのオンライン化（2020年5月～）

コロナ前まで、学内で対面実施をしていた就職ガイダンス・各種イベントを 2020 年5月より、Zoom によるオンライン開催に切り替え実施。

(b)相談(アドバイジング、カウンセリング)のオンライン化(2020年5月～)

コロナ前まで、キャリアセンター内のスペースで実施していた就職相談を 2020 年5月より、Zoom によるオンライン相談に切り替え実施。

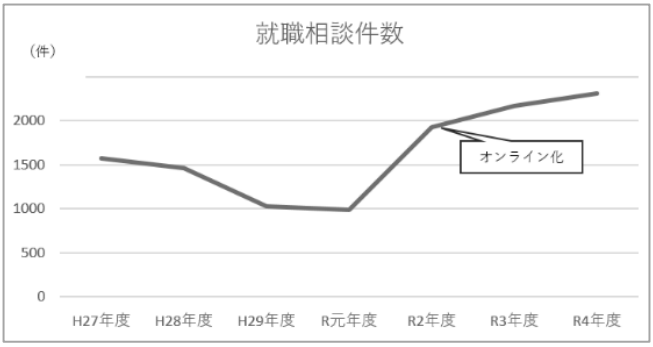

(c)その他オンライン化に伴う課題対応

①Buddyによる就職支援(2021年５月～)

就職活動のオンライン化に伴い懸念された「学生の孤立化」を緩和するために、Buddy による就職支援(定期的な講座開講など)を開始。

(参考) https://park.saitama-u.ac.jp/~supportsyuusyoku/career/2021/08/01/su-career-buddy/

②埼大キャリアTV開設(2021年11月～)

ガイダンス等各種就活イベントの動画を録画し、アーカイブ配信を開始。

③個別ブース設置(2022年4月)

授業の合間でも、オンライン企業説明会等に参加のできる環境を整備するためキャリアセンター内に、個別ブースを設置。就職相談等でも活用。

その結果

コロナ感染防止対策の観点からいえば、オンライン化により、接触・交流の機会が減少し、感染拡大防止の一助となった。

副産物として、オンラインによるガイダンス・イベント開催により、定量的なエビデンスはないが、それまで参加していなかった層の学生に向けてもイベントへのアクセス・参加を促すことができた。就職相談においては、オンライン化により、心理的安全性がより確保されたほか、大学に来て対面での相談が難しかった休学中・留学中の学生からの相談も可能となった。総じて、タイパ重視の学生の就職活動を円滑に支援できるようになった。

（エ） 課外活動支援

a.課外活動 各種手続きオンライン化

実施期間 令和３年度～令和４年度

実施内容

従来、窓口に、紙で記載し提出する形であった多くの申請や届出について、フォーマットはデータで入力可能とし、提出についても E メールや、Microsoft Forms アップロードを可能とした。結果、窓口対応数（職員と学生の接触回数）を減らすことができた。

＜対象＞

□学生宿舎の入居申請及び許可通知
□学生駐車場の入構申請及び許可通知
□課外活動団体設立・継続届・
課外活動共用施設長期使用希望申請（Excel フォーマット Forms 提出）
□団体役員交替届・追加構成員名簿（Excel フォーマット Forms 提出）
□乗用車等入構願（Word フォーマット）
□遠征合宿届（Word/Excel フォーマット Forms 提出）
□学外課外活動届、学内課外活動届（Word フォーマット Forms 提出）
□大学会館使用願（Word フォーマット）
・・・その他、合宿所使用願・立て看設置届・事故報告書・サークル紹介など

※ なお、もちろん背景には、COVID-19 に関わらず、既に学内での多くの諸手続きの簡素化・デジタル化・ペーパーレス化が求められていたことがある。

b. 課外活動の再開に向けたガイドラインの作成

実施期間 2020.11.12～2023.5.7

実施内容

課外活動中の感染リスクを最小限にするため、活動再開に必要な事項をまとめた「課外活動の再開に向けたガイドライン」を作成した。

埼玉大学学生行動指針及び新型コロナウイルス対応マニュアルに基づき、課外活動団体が課外活動施設を安全・安心に使用できるよう、各施設の特性を勘案して、留意すべき事項をまとめるとともに、各施設を使用し活動する学生自身が感染防止に取り組む必要があることから、確認事項等のチェックリストを各団体で作成し、それが遵守されているかを各団
体で確認することを施設利用の条件とした。

結果

課外活動の再開については、届出を提出しない団体や、感染予防対策を実施していないと判断された団体は、他の団体の安全を確保する観点から、施設の使用許可を取り消し、課外活動を中止にすることを条件にしたため、学生自身に感染防止を意識させることができた。

担当部署 学務部学生支援課

（オ） 留学

a コロナ禍における派遣留学

実施期間 2020 年1月～2022 年 9 月

実施内容

① 情報提供・通知（HP、メール）

2020 年 1 月 27 日 新型コロナウィルス感染症拡大の注意喚起

2020年 4 月 7 日 新入生向け交換留学等のガイダンスを中止

2020 年 4 月 10 日 2020 年度協定校派遣留学の募集中止（2021 春出発）

2020 年 6 月 25 日 2020 年春/秋出発 交換留学プログラム（現地留学）の中止

2020 年 7 月 15 日 派遣留学以外の海外渡航についても原則禁止

2020 年 10 月 13 日 2021 年度海外協定校への派遣留学募集（2020 年度派遣学生のキャンセル等に対応するため第 1 次募集及び第 2 次募集の募集期間を通常よりも先延ばしして募集）

② 危機管理対応（メール、危機管理システム OSSMA より発信）

2020 年 2 月 25 日 留学中の学生への注意喚起

2020 年 3 月 4 日 新型コロナウィルス感染症拡大の注意喚起（渡航中の学生へ）

2020 年 3 月 10 日

海外渡航中（交換留学・短期渡航含む）の学生への連絡

レベル3＝渡航中止勧告（帰国要請）、レベル2＝注意喚起

留学予定の学生への連絡 レベル2＝渡航中止

2020 年 3 月 17 日 危険度レベル2であっても、新型コロナウィルスの感染が急速に拡大している地域として帰国を要請（フランス・ドイツ・スペイン）

2020 年 3 月 23 日 危険度レベル2であっても、新型コロナウィルスの感染が急速に拡大している地域として帰国を要請（アメリカ）

2020 年 3 月 26 日 外務省が全世界を危険度レベル2としたことを受け、現在交換留学中の学生全員に帰国を要請

③ フォローアップ

2020 年 4 月 30 日 2020 年秋出発・2021 年春出発者へ今後の意向について調査を実施

2020 年 7 月 2 日・7 月 3 日 交換留学説明会

（学生向けに今後の留学の取扱について説明及び質疑応答）

2020 年 8 月 24 日～8 月 28 日 初心者向け 海外留学を目指した英語学習講座（オン来）

2020 年 8 月 31 日～9 月 4 日 初心者向け IELTS 講座（オンライン）

2020 年 10 月 22 日 交換留学説明会（第1回） 学生向けに今後の留学の取扱について説明及び質疑応答

2020 年 10 月 26 日 交換留学説明会（第 2 回） 学生向けに今後の留学の取扱について説明及び質疑応答

2020 年 12 月 14 日 オンライン留学相談開始

2021 年 2 月 15 日～3 月 5 日 オーストラリア・モナシュ大学海外研修プログラム（オンライン）

2021 年 2 月 22 日～3 月 5 日 アメリカ・アーカンソー州立大学ジョーンズボロ校英語研修（オンライン）

2021 年 4 月 2 日 新入生＆留学に興味のある在学生向け交換留学ガイダンス
（教員メッセージ、先輩の体験談等 WebClass によるオンデマンド視聴）
2021 年 4 月 5 日 留学相談会（国際企画室室員対応、オンライン）
2021 年 4 月 12 日 留学相談会（国際企画室室員対応、オンライン）
2021 年 4 月 19 日 留学相談会（国際企画室室員対応、オンライン）
2021 年 8 月 30 日～9 月 3 日 初心者向け 海外留学を目指した英語学習講座（オン来）
2022 年 8 月 29 日～9 月 2 日 初心者向け 海外留学を目指した英語学習講座（オン来）

④ 国際企画室会議での検討
2020 年 3 月 9 日
・レベル2が発出された国へ新たに渡航する学生については、原則延期または中止
2020 年 4 月 17 日
・現時点では、大学として「一律中止」の判断はしないが、状況を引き続き注視する
・オンライン留学について検討
2020 年 5 月 15 日
・原則として一律中止を決定
・特例としての条件を検討
・夏期語学研修の中止を決定
2020 年 6 月 19 日
・オンライン授業による留学を希望する学生は、本学の授業も並行して履修出来るよう、全学的な対応を確認
2020 年 9 月 25 日
・2021 年度募集時期を遅らせることを決定
2020 年 10 月 9 日
・春学期派遣が不可となった場合、秋学期へのスライド条件について決定
・再応募の弾力化を決定
2020 年 11 月 13 日
・2020 年度春出発の取扱いについて協議
・12/1 現在の感染症危険レベルで判断
レベル 3 原則禁止、レベル 2 個別判断
2021 年 4 月 16 日
2021 年度秋出発の派遣方針について検討
・2020 年度は、レベル2の場合は、個別判断としたが、2021 年度は、レベル3の場合においても、個別判断としたい
・派遣許可する場合のチェック項目（派遣先国・地域・大学の状況、本人の意欲、保護者の承認、指導教員・所属学部等の長の承認など）を設定し、クリアした場合、面談を行い総合判断としたい。
2021 年 5 月 7 日
2021 年度秋出発の派遣方針について検討
・レベル 3 であっても個別対応を考慮する基本方針（案）を作成し、教育企画室会議へ発議

2021 年 6 月 11 日

2021 年度秋出発の派遣方針について決定

・教育企画室会議、副学長会及び全学運営会議でも議論され、危険レベル２以上について原則派遣禁止という取扱いは変わらないが、諸状況を考慮にいれ、諸条件（面談・保護者の同意を含む）を課すことで、例外も認める。

2021 年 7 月 9 日

協定校への派遣留学採択後の取扱いについて

・今回のコロナ禍での派遣に伴い実施した面談を踏まえ、今後は、十分な学習・研究計画をもって留学に臨めるように、申請・採択後から実際の留学の前までに、継続的なフォローアップが必要であり、具体的には、採択後に2回ほどブラッシュアップした学習・研究計画を書類で提出させてチェックする。

2022 年 4 月 19 日

・日本国外での教育・研究に伴う学生の海外派遣の取扱いについて決定

b コロナ禍における留学生受入

実施期間　2020 年1月～2022 年 4 月

実施内容

① 情報提供・通知（HP、メール）

2020 年 1 月 28 日　新型コロナウイルス感染症注意喚起

2020 年 2 月 3 日　新型コロナウイルス感染症注意喚起

2020 年 2 月 12 日　新型コロナウイルス感染症注意喚起

2020 年 3 月 2 日　新型コロナウイルス感染症注意喚起

2020 年 3 月 9 日　新型コロナウイルス感染症注意喚起

2020 年 3 月 18 日　新型コロナウイルス感染症注意喚起

2020 年 3 月 23 日　新型コロナウイルス感染症注意喚起

2020 年 3 月 24 日　2020 年度サマープログラム中止

2020 年 4 月 10 日　大久保キャンパス・東京ステーションカレッジ入構規制通知、学生センター閉鎖通知

2020 年 5 月 12 日　埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターや帰国者・接触者相談窓口と電話通訳を行う相談ホットライン（多言語対応）の情報提供

2020 年 5 月 27 日　緊急事態宣言について通知

2020 年 6 月 8 日　新型コロナウイルス感染症に関する外国人留学生が利用可能な諸制度について情報提供

2020 年 6 月 26 日　STEPS（短期交換留学プログラム）2020 年秋受入を中止

2020 年 7 月 15 日　政府定額給付金（リマインド）

2020 年 7 月 17 日　企業からの寄附を受けた奨学金「エネグローバル奨学金」募集

2020 年 7 月 22 日　埼玉県知事から感染予防にかかる通知

2021 年 3 月 30 日　サマープログラム募集開始（オンライン）

② 危機管理対応(メール、学生 Web システム)

2020 年 3 月 12 日 STEPS 対応

・継続生に現在の居場所と次期受講の意思確認

2020 年 3 月 19 日 STEPS 対応

・入国制限がかかった国からの留学生(のコーディネーター)に時期変更を推奨

2020 年 7 月 16 日 留学生所在確認アンケート実施

2020 年 7 月 30 日 再入国手続きについて通知(帰国困難者対応)

2020 年 8 月 4 日 再入国手続きについて通知2(帰国困難者対応)

③ フォローアップ

2020 年 5 月 11 日 全留学生へアンケート実施 新型コロナウィルス感染症の拡大による経済面、健康面、勉強面への影響を調査

2020.7 月末～8 月末 オンライン交流プログラム 中止となったサマープログラムの代替えとして実施

2020 年 9 月 1 日 再入国にあたり発生した経費の支援開始

2020 年 9 月 4 日 経費支援及び待機場所として国際交流会館を指定(新規渡日・入学する外国人留学生への支援)

2020.10 中旬～ 国費留学生受入開始

2020.10 中旬～ morning session(平日朝(8:45～9:00)に、隔離待機中の留学生を対象に、健康観察及び簡単な質疑応答)

2020 年 10 月 16 日 外務省から発表された「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を受けて、外国人留学生が日本国に新規入国する際の査証(ビザ)発給に必要となる「誓約書」の作成について、対応を通知(待機場所を国際交流会館と指定)

2020 年 10 月 27 日 生活オリエンテーション(オンライン)

2020 年 10 月 29 日 留学生が家族を招聘する際に必要となる「誓約書」の作成を開始

2020 年 11 月 28 日 オンラインスタディツアー(埼玉県留学生交流推進協議会事業として、県内加盟大学所属学生を対象に実施)

④ 国際企画室会議での検討・情報共有

2020 年 3 月 9 日

・来日時期については、教育企画室と連携し、授業開始時期を考慮し柔軟に対応する。

・10月に来日をシフトするのも可能とすること。その場合、交換人数枠についても柔軟に対応する。

2020 年 5 月 15 日

・秋学期の STEPS 受入中止を決定

2020 年 6 月 19 日

・STEPS プログラム自体は中止とはせず、日本語教育センターの授業を中心とし、オンライン講義による受入を検討

2020 年 7 月 31 日

・第3・4タームのオンライン授業形態について、時差を考慮した開講を要望することを決定(オンデ

マンド、配信時刻の変更）

2020 年 8 月 28 日

・入国に係る経費の一部補助（上限 30,000 円）を決定

2020 年 11 月 13 日

2021 年度春学期 STEPS 受入について

・来日しての受け入れを決定

・国際交流会館・単身室を渡日直後の待機場所として使用

2020 年 12 月 11 日

国際交流会館への入居条件について

・入国拒否対象国でない場合も、PCR 陰性証明の提出を求めることを決定

・感染防止対策として、相部屋として使用することは行わない。

2021 年 4 月 16 日

・STEPS 全員が入国できておらず、多数のキャンセルが発生

・キャンセルしていない学生は、オンラインによる授業受講

2021 年 9 月 10 日

・厳格な感染防止のために、国際交流会館を隔離対応の待機場所としないことを決定

2021 年 11 月 12 日

水際対策強化に係る新たな措置（19）と私費留学生の入国スケジュールについて

・当面 2021 年 3 月 31 日以降に COE が作成された者は対象外となるため、2021 年秋に新規受入となる外国人留学生は対象外

2021 年 12 月 10 日

水際対策強化に係る新たな措置（20）について

・オミクロン株の影響により外国人の新規入国が 12 月 31 日まで停止された

2022 年 1 月 14 日

水際対策の延長について

・オミクロン株の影響により外国人の新規入国の停止が、2 月末まで延長された

2022 年 3 月 11 日

・外国人の一日当たりの入国上限数の増加（現在 7,000 人、4/1 より 10,000 人になる予定）及び手続きの簡素化（私費外国人留学生に適用）

・オミクロン株が流行していないと見なされている「非指定国」からの国費留学生のみ入国を許可されていた状況であったが、令和 3 年度入学の全ての国費留学生が入国を許可されており、入国準備を進めている。

2022 年 4 月 19 日

・3 月の水際対策の大幅な緩和があり、現時点で 103 名の入国があった。

未入国の 40 名弱についても、手続きを進めている。

担当部署　学務部留学・国際交流課

（カ） 学生の声

a 教育企画課所管定期調査から抜粋

教育機構において、教育推進室より各ターム末に実施している授業評価アンケート、各年度末に実施している在学生調査の自由記述欄に、コロナ禍における学生からの様々な意見が寄せられた。

内容は、ポジティブな内容、ネガティブな内容その他大学に対する意見や感謝など多岐に渡るがこれらを抜粋し下記に記載する。

※各項目の●で示す区分は、集計の際に分類したものであり、学生がこれらの区分に従って回答したものではないことに注意すること。

〇授業評価アンケート（概要抜粋） ※1 設問文章は下部に記載
令和 2 年度
●コロナ禍における授業の工夫に関して

- コミュニケーションを重視する授業はコロナ禍の今貴重だったため、意欲を持って受講することができました。
- コロナ対策をしっかりしていた。
- コロナ渦の中、毎週、学校に来て授業が受けられるというのは良い息抜きとなりました。
- コロナ禍の最新の情勢が反映されているのもよかった。
- コロナ化で見直されだした地方自治のあり方やどのようにして地方分権、ひいては地域活性化が行われてきたかが理解できて非常に良かった。
- 当初は対面と ZOOM のハイフレックス型でしたが、コロナ感染拡大の影響で、対面の日でも教室にカメラを設置し、ZOOM によりリアルタイム参加することができるよう、配慮してくださいました。
- オンデマンドでも、リアルタイムと変わらないくらいライブ感のある講義で、充実してました。
- コロナ禍でオンライン講義となったが、それを補うように、講義とは別で対面で質問の時間もいただけ、より多くの学びを得ることができた。本来であれば講義だけでも良いと思うけど、このような時間をつくってもらえたのは大変ありがたかった。
- このコロナ禍において外出する機会も減り、必然的に運動する機会も減っている中で、この水曜 4 限の授業では体をしっかり動かし、汗を流すことのできる時間となりました。
- 期末試験でコロナウイルスに配慮した対応ですごくよかったです。
- コロナ禍でも対面授業を行って、模擬授業を行うことができたのはよかったです。
- コロナ禍になり、一年時に触れ合った同期とも疎遠になってしまうような状況でしたが、グループワークという形態のおかげで友達が増えました。情報交換も活発になったので助かりました。
- オンデマンド講義だったので、コロナに心配することなく学習ができた。
- zoom を使ってでも話し合いを中心とした授業ができて良かったです。
- 事前説明の一部を webclass 上で行うなどの、学校への滞在時間を短縮することによる感染対策への配慮がなされている物もあるなど、コロナ禍の中でリスクを減らすための工夫を感じられた点。
- このコロナ禍における初の対面実験だったと思いますが、まずは各分野であった予習の実験動画が非常にわかりやすく、欠席をしてしまった場合でもレポートが書けるに値する内容であったことに感謝します。

●授業以外へのサポートについて
・ コロナの収束が見えない中で先生が学生の体調を毎回、気遣ってくれていて優しさを感じた。
・ コロナ感染者等の影響を考慮して期限を延ばしていて、様々な気配りができる素晴らしい先生と授業だと感じました。
・ 最終日に、対面学生・ZOOM 受講生あわせて記念写真を撮り、コロナ禍の特別な記念になりました。
・ 自分がコロナにかかった際対応してくれて有難かったです。
・ 授業の内容もよかったがコロナ感染者に一番配慮していた点。
・ コロナ関連で対面で出席することができなくなったが音声データを公開してくれた点。
・ 1 回具合が悪くなりコロナの検査のために連絡をしたのですが、それに対する返信がなかったのでちゃんと見て頂けたか不安になりました。

●コロナ禍により残念(不満)だったこと
・ zoom の不具合が多すぎる。zoom の画面から文字を読み取りづらい。
・ この授業を受講してよかったと思う。このようなコロナが流行している状況でなければ是非対面で受講したかった。
・ コロナ禍なので仕方がないが、他の生徒と発音を確認する機会が少しほしかった。
・ コロナ対策をしなければいけないという時期柄仕方ないとは思いますが、生徒の理解度を確認しそれに合わせた授業の進め方、特に話す速さを調整してほしいと思いました。
・ 教授がマスクを外して生徒の近くまで回ってくる場面が何度もあったため、コロナに関するルールを遵守してほしい。
・ 過度に新型コロナウイルスの感染防止対策を行っていたため、所々やりすぎな場面があった。
・ コロナに対して敏感すぎて、授業が退屈なものとなっている。
・ コロナウイルス感染対策で全教室窓を開けて授業をしていることは知っているはずなのにその時間に外で草刈りをしたら騒音が授業の妨害になるという初歩的なことに何故大人たちは気づかなかったのだろうか。こんな環境でこれからも授業を受けていかねばならないと思うともはや失望でしかない。
・ コロナで仕方ないことだが、フィールドワークに行くことができたら嬉しかったです。
・ コロナ禍ということもあるのでもっとオンライン授業を活用してもいいと思った。
・ この授業で指定された教科書は他の授業のそれと比べかなり高額であり、コロナ禍の影響で金銭面で苦労している学生が少なからず存在していると容易に想定できるにも関わらず、配慮が足りないと感じた。
・ できるだけもっと対面授業を受けたいと思います。
・ 対面とオンラインで格差があった。
・ 期末の時期は新型コロナウイルスの再度感染拡大の中、感染のリスクを背負ってまでわざわざ対面試験に赴くことになった。
・ コロナ禍で外出もままならない中、図書館などで資料を借りるにも制限があり、ネットの文献だけでは限界があり引用とコピペとの境界線が難しいと感じた。
・ 本来であれば、ディスカッションして講義を進めていくと先生がおっしゃっていたので、コロナの影響でそれができず残念でした。
・ コロナ対策の面から仕方ない問題ではあるが、教室の窓が開けられていて、教室が寒かった。
・ ズームの画質が悪すぎて、黒板が見づらい。コロナ禍で教室に行きづらい人もいるので配慮してもらいたい。ズームがよく落ちて授業になっていなかった。

・ 代替策を前もって考えておいてもらえると、実習にいく者として、安心して実習に臨めると感じます。
・ 毎回のようにプロジェクター、モニターの使用に苦戦し、授業開始が遅れ、使えないことも多かったのを改善できるように大学から講師に使い方をきちんと説明してほしい。

令和3年度
●コロナ禍における授業の工夫に関して
・ 実際に対面授業が効果的だと思いますが、今回の zoom も対面授業と同じぐらい効果的でした。
・ 遠くにいらっしゃる方のお話も聞けたので、コロナ禍だからこそ受けて良かったと思いました。また、内容もコロナ禍だからこそ考えるべきものだったと思います。
・ コロナ禍という厳しい状況の中で実施できただけで充分である。
・ コロナショックによる日本の経済状況をデータから読み取ることで、今後コロナと共存していくためには経済活動を活性化することが不可欠であることが分かったので、ウイルス対策に気を付けながらも経済を回せるようにしていきたいと感じた。
・ ブレイクアウトルームで同学部の違う学科の人と沢山知り合えて仲良くなることができたのもこのコロナ禍で非常に助かりました。
・ コロナの状況下で様々な人とコミュニケーション取れたことがとても良かったです。
・ 小テストや授業の内容が教科書通りだけでなく，最近の話題（主に新型コロナウイルス）も取り入れていたので考えさせられる問題も多く良かったと思います
・ 多くの授業内容がオンラインになってしまい残念でしたが、例えば薄葉紙をキッチンペーパーで代用するなど、先生の様々なアイデアのおかげで授業内容がよく理解できました。
・ 1 回だけ対面で授業を行った際、フェイスシールドやゴム手袋など、コロナ感染に最大限ご配慮いただいて、とても有難かったです。これほど学生のコロナ感染リスクに気を回してくださった先生は他にいませんでした。
・ コロナを考慮してオンライン見学も可にしていたのがありがたかった。
・ zoom 上で卒論や就活について聞くことができたので良かった。コロナ禍で先輩と会う機会が中々無く、卒論については何も知らなかったので助かった。
・ コロナの影響もあり、当初の予定だった臨海実習にはいけませんでしたが、オンデマンドの講義で楽しく学ぶことができました。
・ 今まで対面形式だったものが新型コロナウイルス蔓延の影響で ZOOM を用いたオンライン形式となり、受講しやすくなったと感じました。新型コロナウイルスの拡大が収まった後も、是非オンライン形式を継続して欲しいと思っています。
・ コロナ禍ということを多分に考慮して対面とオンラインの両方から選択できる形式で授業が展開したこと。
・ コロナウィルスで通学が困難になった中、評価方法を柔軟に対応していただいたおかげで心配なく授業に臨めた。
・ 生徒が大学での実技か家庭でのトレーニングの報告のどちらを選択しても良いという仕組みにしてくださったことがとてもありがたかったです。
・ コロナでの運動不足を解消できた。
・ 新型コロナウイルス感染症対策が徹底されていた点。
・ コロナの状況下で運動や貴重な大学に行く機会があったことはよかったと思う。

・新型コロナウイルスなどの時事的な内容などの、身近で理解しやすい題材を取り扱っていたところが良かったと思う。
・コメントシートの内容の共有も、コロナ禍で友達が横にいない受講形態のなかで、友達が何を考えているかを知ることができてとても良かったです。
・コロナ禍の中、何とか学生の意思疎通が取れるように、感染対策を行ったうえで、特別講義を対面でしてくださったことはありがたかった。
・今年はコロナの影響であまり対面授業がなかったので、対面での授業は新鮮でした。
・この授業は実験が多い講義であって、コロナの影響でそれはできなかったが、実験過程や結果に関して正しく理解でき、実験をやることに夢中になってあやふやになりやすい理論的な部分を自ら考えることができたため、逆にいいことも多かったように思う。
・コロナ渦下で実験室に行けないときは，実験の様子が詳しくわかるように細部まで工夫された動画をWebClass で配信してくださり，学修効果が非常に高かったと思います.
・コロナ過で大学に赴いて実際に実験をすることができず,PC を用いて実験を体験するものが多かったため,VRML など PC のスキルが以前よりも向上した点。

●授業以外へのサポートについて
・授業以外にも、一人暮らしの人の心配をしてくださったり、コロナ禍への配慮をしてくださったので、精神的に助けられました。
・私がコロナウイルスの濃厚接触者になってしまった場合も丁寧に対応してくださり、何度も健康観察をしてくださったり、他にも大学のことについての悩みの相談にものってくださいました。

●コロナ禍により残念(不満)だったこと
・コロナの影響で仕方はないが、明らかにオンラインで終わらせられるような内容ではないため、対面の方が良かった。
・新型コロナ禍において仕方がない面ではあるが、本来ならば DVD などの映像資料を見ることができたのだと思う。それを見れないのは残念だった。
・コロナ禍の遠隔講義のデメリットもあった。どちらが良かったかといえばやはり、対面での講義を受けたかった。
・今期はコロナ禍でやむを得ない部分があるが、オンデマンド形式での講義が残念だった。
・コロナの影響で、本来より体験する時間が少なかった。
・コロナ対策で仕方なかったとは思うのですが、寒かったです…。
・コロナ禍という難しい環境ではありますが、少しは学生のことを考えて欲しかったものです。
・コロナの影響で実践できなかったので残念だった。
・コロナも踏まえて訪問見学だけでなく、Web 見学も可にして欲しかった。
・埼玉県のコロナ感染者が増えてきて他のスポーツ実技の講義がオンライン授業になっても、サッカーは対面のままだったこと。

〇在学生調査(概要抜粋) ※2
令和 2 年度
●コロナ禍により残念(不満)だったこと
・ 同学科の人や他学部、他学科の人と関わりが持てないため、遠隔授業においても接点を持てるようにしてほしい。人と接点を持つことにより、多角的な視点を得る機会が増えると考える。

●授業以外へのサポートについて
・ 臨床心理士との連携を図って学生の苦しみや不安を取り除いてくださり、ありがとうございます。
・ 担任の先生の計らいで Zoom 会が開催されたことによって同じ学科の人と話す機会ができて、とてもありがたかった。

●その他大学への意見
・ 大学生活最初の 1 年間、入試以来一回も学校校内に足を踏み入れずに終わり、悲しい気持ちもありますが、新型コロナウイルスの感染拡大の上では仕方のないことであると割り切っていた。
・ 遠隔授業を実施するという発表がとても早く、こちら側の準備をするのに助かった。
・ オンライン授業で対応できる教科(とくに講義系科目)については今後もオンライン対応を検討して欲しい。
・ 今年一年は異例なこと続きだったにも関わらず、授業関係(対面、オンラインかどうかなど)にアナウンスが早かったことはとてもありがたかったので、来年度もアナウンスの速さを維持していただきたいと思う。
・ オンライン授業の実施にあたって自宅のネット環境が劣悪である旨相談したところ、WiFi ルーターの貸出を受けられた点は非常に助かり学習環境の整備に役立った。
・ 学生全般に対する金銭的な保障が薄いと感じた。具体的には、授業料の減額など行っても良かったのではないか。
・ 新型コロナウイルス感染症の影響によって、講義がリモート対応になり、大学の設備が使用できなかった。このことに対して、授業料や、それに含まれる設備使用料の一部返金の対応が欲しいと感じた。
・ オンライン授業となったことにより、パソコンの充電や家にいる時間が長くなったことによる光熱費が増えた。そのため、世帯の収入などの制限を設けずに、金銭面での支援が欲しい。
・ 今年度の学部一年生に対して、遅れてでもいいので、学長からのビデオメッセージを配信していただきたかった。やはり、国立大学に進んだ一人として社会により貢献しなくてはいけないような使命感を個人的に抱いており、その道しるべとなる、もしくは助けとなるような言葉をいただきたかった。
・ もう少し、コロナ禍における学生支援の情報を大学側から発信してほしいと感じた。(ホームページだけでなく、WebClass や教務システムのメッセージ機能に支援の情報やカウンセリングのことを送信する等)
・ オンラインと対面を両立するのではなく、どちらかに絞って欲しい

●学生の感想等
・ 学習面においては質が極端に落ちることがなく満足できた。しかし、同年代の同レベルの学生との交流が出来ずそこには不満があった。大学側はオンラインで交流の場を用意してくれたが、やはり実際に合わないと、相手のことがよく分からない。
・ 講義についてはあまり不満がないが、大学生活の醍醐味である周囲とのコミュニケーションを図る機会が壊滅的であり、学習に対するモチベーションを維持するのが難しかった。
・ 給付金の配布ありがとうございました。

令和３年度

●コロナ禍により残念（不満）だったこと

・外部の方に講義していただく際に、マスクの不使用を許可しているのが気になった。着用をお願いしてほしい。
・給付金は全員一律給付にしてほしかった。
・感染対策が未徹底の部分が多かったと思う。
・ワクチンの対応はもう少し早くして欲しかったです。学費に関して割引などがなされないため生活費の補助金などのお金関係はコロナが長引いているからこそ何回か実施すべきだと思いました。
・不安なことや疑問点を学務に聞いても、すべてたらい回しで回答になってなかったことが多かった。また、教員に関しても同じことが言えた。
・一人暮らしの人には支援があったが、実家暮らしの人は受けられる支援もなく、友人との交流もなかったため、埼大生としての自覚が持てなかった。
・授業料が変わらずなのが少し不満が残る部分ではある

●授業以外へのサポートについて

・オンライン授業への対応としてポケット Wi-Fi を貸し出してもらえたことが心強かったです。
・100 円食堂や学長の無料食堂の企画は、困窮学生を支援することにつながり、なおかつ内外からの高い評価も得られよかったと思う。支援金などの情報をもっと得たい。

●その他大学への意見

・サークル活動の制限を緩和してあげて欲しい。
・録音でもいいので式典での奏楽を復活させてください。
・コロナへの危機感が薄まるにつれて、教室内での座席登録を行わない学生が多いと感じた。座席登録確認を徹底するよう促していただきたい。
・対面授業を増やして欲しい。友達がいないまま大学生活終わりそうです
・全て対面授業にするのではなくズーム授業にもチャットで質問をしやすい等の利点はあるため、両者を授業の種類ごとに織り交ぜても良いと思う。
・国の対応待ちなのは分かりますが、もう少しだけ早く先の対応をこちらに共有してくださると嬉しいです。
・学習スペースの提供について、コロナ禍でスペース開放等をもう少し拡充してもよいのではないかと思います。
・オンライン授業が想定してたよりもよかったため今後も続けて欲しい
・感染対策として、席を交互に座るようにしていたかと思いますが、座れない席のシールが交互に貼っていない箇所があったので、一度点検していただけたらと思います。
・部活動などの課外活動の規制を厳しくしてほしい。
・精神的なサポートをより受けやすいよう、支援の取り組みに関する告知を増やしてほしい。

●学生の感想等

・国と学生の 2 者を考慮したうえでの決断だったと思いますし、リスク管理や学生の支援は手厚く申し分ないものだと感じます。
・十分に対策に励んでいて、安心して校内で活動することが出来ています。ありがとうございます。

・ 夜間主学生なので、リモート講義は大変助かった。年齢的にも感染リスクが高く、大学へ通うことは現役の大学生よりも危険性がある。今後の生涯学習も考えると、リモート講義を増やしていくことを考えてもよいと思う。
・ 来年度から原則対面ということに不安を感じています。
・ 覚えのない接触通知があり不安だった時に、無料検査キットをいただき保健センターの方も優しく対応してくださりました。

※設問文章
1-1 この授業を受講して良かった点を記入してください。
1-2 この授業に対して改善してほしい点があれば記入してください。
2 新型コロナウィルス感染症に関する埼玉大学の対応についてご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

担当部署 学務部教育企画課

b 学生の声「学生生活に関するアンケート」

実施期間 2021 年度、2022 年度

実施内容

在学生を対象として、学生生活支援の満足度を計るとともに、今後の学生生活支援のさらなる充実に資するため「学生生活に関するアンケート」を実施している。コロナ禍の 2021 年度と 2022 年度においては、設問に「コロナ禍の学生支援策についての満足度」を設けて実施した。

結果

＜2021 年度＞		＜2022 年度＞	
・満足している	21%	・満足している	23%
・概ね満足している	38%	・概ね満足している	41%
・どちらでもない	32%	・どちらでもない	28%
・あまり満足していない	6%	・あまり満足していない	5%
・満足していない	3%	・満足していない	3%

＜学生からの声＞

・ コロナ禍でバイトが減り、収入が少なくなったときに、コロナ禍フード支援の「メリンちゃんスペシャルカレー」「100 円食堂」を利用できたので、食費の負担が減って助かった。
・ 経済的にも、気持ち的にも「支援して頂けること」により安心することができた。
・ 埼玉大学に入学して良かったと心から思いました。今後、卒業生として学生を支援できる取り組みがあったら協力したいと思う。
・ フード支援は有り難かった。友達と食事をする機会となり嬉しかった。
・ 食費をどうしても削りがちなので、食に関する様々なサポートをしてくださってとても助かりました。
・ 100 円食堂で学友と初めて食堂を利用することができ、親睦できたことが良かった。
・ コロナ禍の学生支援策は本当に有り難く、前向きに頑張ろうとモチベーションの維持につながった。

担当部署 学務部学生支援課

カ 教職員支援

(ア)在宅勤務

R2.4.8 通知「緊急事態宣言発令に伴う対応について」(危機対策本部長)により、緊急事態宣言下における業務継続のため、在宅勤務が可能な場合は在宅勤務勤務を認める取扱いとした。その結果、R2.4.15～R2.5.31 の間の在宅勤務率(在宅勤務日／所定勤務日)は 42.8%であった。以後、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等の都度、同様の通知を発出することにより、在宅勤務が可能な場合は在宅勤務勤務を認める取扱いとした。

他方、R2.9.15 通知「働き方改革実現に向けた在宅勤務の試行について」(学長)により、多様な働き方の推進の一つとして在宅勤務の制度化に向けた検証を開始し、在宅勤務の試行及びアンケート回答結果を踏まえて在宅勤務実施要項を制定し、R3. 7. 1から本学の在宅勤務制度をスタートさせ、以後、感染拡大防止のために行う場合の在宅勤務は本要項を根拠に実施することとなった。

(イ)時差出勤

R2.4.8 通知「緊急事態宣言発令に伴う対応について」(危機対策本部長)により、緊急事態宣言下における業務継続のため、各部署において計画的に時差出勤を実施することとした。以後、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等の都度、同様の通知を発出することにより、各部署において計画的に時差出勤を実施した。

併せて、教職員の労働時間、休暇等に関する規則及び非常勤給与・労働時間等規則の一部改正(R3.7.1 施行)により、自治体からの要請時の時差出勤について本学規則上に定めを設けた。

(ウ)労働しないことの承認(ワクチン接種)

教職員の労働時間、休暇等に関する細則の一部改正(R3.7.1 施行)により、労働しないことの承認をうけることができる場合(職務専念義務免除)として、新型コロナワクチン接種を受ける場合又は予防接種との関連性が高いと認められる症状があり療養する必要がある場合を新たに規定し、R3.6.30 通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における就業上の取扱いについて」(学長)により、申請方法等を含め教職員へ周知を行った。

担当部署 総務部人事課

キ 新型コロナウイルスワクチン職域接種（大学拠点接種）

実施期間 令和３年９月～令和４年５月
実施内容
〇新型コロナワクチン職域接種（大学拠点接種）の実施
実 施 日:1 回目 令和３年 ９月 13 日(月)～ ９月 17 日(金)
２回目 令和３年 10 月 11 日(月)～10 月 15 日(金)
３回目 令和４年５月 13(金), 20(金), 27(金)

接種人数:1 回目 2,187 人(学生 2,040 人 教員 34 人 事務・技術職員 61 人 学外者 52 人)
２回目 2,154 人(学生 2,013 人 教員 34 人 事務・技術職員 61 人 学外者 46 人)
３回目 797 人(学生740人 教員19人 事務・技術職員34人 学外者4人)
合 計 5,138人
他大学と連絡を密に取り、近隣の大学の学生にも接種することで大学拠点接種の役割を果たした。
(例:平成国際大学学生(35 人)、東都大学他)

〇接種費用
１回目
接種運営(ベネフィットワン)(1650万円)
接種会場設営(キンコーズ)(84万円)
予約システム(マソーズ)(88万円)
学生バイト代(40 万)
ワクチン用保管設備等(14 万)
２回目
接種運営(ベネフィット・ワン)495 万円
学生バイト代(20 万)

担当部署 総務部総務課

ク 部局における対策

（ア） 令和2年度 経済学部新入生緊急支援奨学金

実施期間　令和2年6月16日～令和2年6月24日

【実施内容】

経済学部同窓生の星 和男（ほし やすお）様から「新型コロナウイルス感染症のために辛い新年度を迎えている後輩達に支援したい」という温かい寄附の申し出により、「令和2年度 経済学部新入生緊急支援奨学金」を創設しました。

【実施した内容】

申請期間を令和2年6月16日～令和2年6月24日とし、学生からの自己申請（申請内容は以下のとおり）に基づき、奨学金の内訳として自宅通学の学生には3万円、自宅外通学の学生には5万円を給付することにしました。学生への通知方法として教務システムのお知らせを利用しました。

（申請内容）

1.　申請理由（生活費の工面に苦慮している状況と学習環境等をお知らせください。）
   ① 保護者等からの仕送り状況について（自宅外学生）
   ② アルバイト収入について
   ③ アパート家賃や生活雑費の工面について（主に自学外学生）
   ④ 学習環境と学習意欲について
2. 家計収支について、1ヶ月の収支状況を記載してください。
3. 奨学金支給（申込み）状況をお知らせください。
4. 奨学金振込先を記入してください。ただし、申請学生本人名義または、保証人名義の口座に限ります。

【その結果】

自宅通学の学生（3万円）が7名と自宅外通学の学生（5万円）が16名、合計23名から申請があり、令和2年度第5回人文社会科学研究科経済科学部会で審議によって了承されました。これにより、合計金額1，010，000円を星和男様から寄附していただき、「令和2年度 経済学部新入生緊急支援奨学金」として給付しました。

担当部署　経済学部

（イ） 教育学部における対応

●教育実習

教育学部では、小学校、中学校、幼稚園、養護教諭、高等学校の教員免許及び保育士の免許を出しており、それぞれの免許取得のための教育実習と介護体験活動に参加することが必須となっている。

- 令和2年度については、5月末頃まで県内の学校が休校であったため、休校明けすぐに実習生を受け入れていただくのは無理であると判断し、前期実習は後期に延期をした。
- 令和2年夏になると、文科省等から各実習につきいくつかの代替措置をとることが可能である旨の通知があった。介護体験活動については指定の教材を読んでレポートを提出することとしたが、まったく実習を行わずに教壇に立つことは不可能であるため、実習先の各機関の多大な協力をいただきながら、実習期間を短くしたり、一部をオンラインにしたり、代替の授業を行う等通常の実習の効果を損なわないよう各実習担当の教職員で対応した。また、教育学部教員の実習先の学校訪問も自粛しオンラインで行う等とした。
- コロナ前は毎年4月に全学の学生の健康診断を行っていたが、コロナ感染に留意しながらの健康診断の実施は当初予定していた期間で行うことができないため、全学的には実施時期等が見直されることになった。教育実習等について事前に健康診断を受けることが必須であるため、保健センターの協力のもと、令和2年度については7月8月に教育実習等に行く学生のみを対象に健康診断を行った。令和3年度以降は4月に行った。
- 実習前は特に感染しないよう生活に注意するよう周知するとともに、実習前2週間は『教育実習生健康チェック票』を付け、検温・健康状態を毎日記載することとした。また、実習中も『経過観察カード』に検温・健康状態を毎日記載することとした。
- 令和3年になると内閣府がコロナウィルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング事業を行いこれに協力することで教育実習等に行く学生全員に事前にPCR検査を受けてもらうことができるようになった。令和4年度には学内予算を要求して検査を行った。

●実験実習実技科目の授業

令和2年度後期になると入構禁止の措置が緩和された。教育学部には実験実習実技科目が多いため、各授業担当教員が『対面授業申告書』に感染対策を記載して提出することとし、それを学校保健講座の教員にチェックしてもらうこととした。

●教職支援

教育学部では教職支援室において、毎年教員採用試験対策として、小論文の書き方の指導、模擬面接、受験にあたっての疑問や不安な点にアドバイスをする面接等の教職支援を行ってきたが、令和2年度は原則入構禁止であったため、学生達がこれらの支援を受けることができなくなった。その時教育学部同窓会である教友会から学生の窮状に対して支援をしたいという申し入れをいただいたため、資金援助をお願いし、時事通信出版作成の「教職DVD講座」を購入して、学生がオンライン上で視聴できるようにした。

担当部署　教育学部

（ウ）附属学校園における対応

〇全国一斉臨時休業

コロナウイルス感染拡大が懸念されるとのことで、政府から急遽「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉休業について」が出され、令和2年2月28日から同年春季休業前まで全国の学校が休業とすることとになった。

・ 休業期間の延長

埼玉県さいたま市では緊急事態宣言が出され、令和2年4月7日から5月6日まで緊急事態措置が取られることとなった。これに伴い附属学校園は春季休業期間が終わっても学校園は再開せず、引き続き休業することとした。その後緊急事態措置は5月25日まで延期され、学校園を再開したのは5月26日からとなった。

この間、学校園の臨時休業の延長、再開については、コロナウイルスの蔓延状況、埼玉県さいたま市の緊急事態措置期間、県内市内の公立学校の動向などを見ながら決定した。なるべく早く保護者に休業延長又は再開の連絡をしたかったが、初期のころはコロナウイルスの感染の傾向も分からず、国や県の動向もなかなかはっきりせず、方針の決定に苦慮した。

・ 休業期間中の附属学校園教職員の出勤見合わせ等について

人事課に相談し、必要に応じで社労士にも確認をとってもらいながら対応を検討した。

休業期間中は原則として在宅勤務とし、自宅で研修・研鑽に従事することとした。

また、附属の教職員は変形労働制をとっており、通常は勤務時間の計画変更できないことになっているが、コロナのような状況下では認められることになっていることが分かり、休業期間中の勤務時間を一部0時間にし、休業期間に代わって授業をしなければならなくなった夏休み期間中の業務時間を増やす等変更の手続きをとった。

・ 休業中の取り組み

当初は休業期間中も、感染に留意しつつ入学・入園式を行い、始業式や一部の登校・登園を行う予定であった。しかし、感染の拡大がやまないことから、入学・入園式、始業式は延期し、休業中の登園・登校を中止することとした。

保護者への連絡は、主要な決定については教育学部長からのメッセージを出した。また、不安をかかえる園児・児童・生徒、およびその保護者には各学校園の校園長、副校園長をはじめとした教員が zoom による面談や電話連絡をするなどきめ細かな対応を心掛けた。

また、休業期間中の学びの継続が大きな課題であった。そこで、教科書は保護者に取りに来ていただき早めに配布をした。附属幼稚園では、歌や体操等家庭でできる取り組みをHP上に掲載した。その他の各校も課題を出して児童・生徒が各家庭で学びを継続できるよう取り組んだ。またこれらは、県内の学校園から問い合わせがあった所には提供するようにした。なお、休業した分夏休みを減らすことで、法令上最低限必要な授業時間数を確保した。

附属小では、休業中、児童のお預かりを実施。ただし緊急事態宣言後は対象児童や預かる時間を縮小した上で継続した。

附属中学校では、学校再開後にオンライン授業を行えるよう校内研修会を行った。また、新入生合宿を校内にて1日で行うアドベンチャー活動に変更して実施した。

〇学校園再開後のコロナ感染予防策等

・ 教育学部「新型コロナウイルス感染に対する附属学校園の対応手引き令和2年4月10付」を作成し、教職員が罹患した場合と児童生徒が罹患した場合の罹患者が取るべき行動についてマニュアル化した。各校園の事情によりそれぞれ適宜手を加えて使用することとした。
・ 学校再開は、小学校・特別支援学校は、給食の手配の都合と長い休業からの慣らしの意味からしばらくは午前中のみとした。
・ 附属学校は公立学校と異なり電車やバス等の公共交通機関を利用して登校する児童・生徒も多いため、各校時差登校、短縮授業を行った。
・ 各校園では毎日共有部分を中心に消毒作業を行った。
・ 児童・生徒の机と机の間隔を開けて配置した。特に本学部の附属小学校、附属中学校は各教室の廊下側に壁がないため、廊下も使って広く配置することができた。
・ 体育や実験等の授業もマスクのみではなくフェイスシールドを併用する等感染に注意をして行った。中学校の部活動はしばらく行わなかった。
・ 宿泊授業や校園外での社会科見学や写生などについては、その都度感染状況に応じて検討した。特に埼玉県に緊急事態措置、蔓延防止措置が出ているところ、感染が拡大していない地域に出向くことは避けるようにした（逆もまたしかり）。実施する場合は、観光バスの台数を通常より増やしてソーシャルディスタンスをとったり、行先の関係者の協力のもと感染に十分留意した上で行った。令和2年度の宿泊授業は感染状況が予断を許さない中で、やむなくキャンセル料が発生する事態となったものもあり、旅行会社の協力で代替の活動を行い費用の一部を大学が負担する等した。令和3年度になると「修学旅行キャンセル保険」が提供されるようになったため、保護者の理解を得て保険に入るようになった。
・ 入学検査は感染のリスクがある検査科目を行わない、アルバイトを雇って受験生どうしの動線がかさならないよう誘導するなど感染に留意して行った。
・ 令和3年5月に園児・児童・生徒から体調が悪いという連絡が入ってから登校可能になるまでの学校園の対処について、それまでの経験を踏まえ、「コロナウイルス対応フローチャート」を作成した。このころになると、感染者が増えれば増えるほど、保健所からの指示が遅いか指示がこない場合が出てきたため、速やかに独自の判断を行えるよう検討した。
・ 特別支援学校では、学校再開当初から希望者はオンラインによる授業参加を行ってきた。これは特別支援学校の特殊性から教員と児童生徒が手を繋ぐ等濃厚接触が避けられないことから登校することに不安を抱く保護者がいたことによる。令和3年には附属小学校で2学期の最初の一週間を全員オンライン学習とした。これは当時、感染が拡大していたことへの対応であるが、令和2年度に導入したGIGAスクールによる各児童のPC利用が定着してきたために可能となったものである。

〇コロナに感染した場合の対応

令和2年頃は、感染者が出ると、保健所へのクラスの名簿、席次図面、スケジュール等の提出、消毒作業、保健所の指示によるPCR検査などの対応に追われた。感染者のクラスには家族に基礎疾患があったり高齢者がいる家庭もあり、極力速やかに情報を提供するようにしたが、同時に感染者が特定されないよう留意した。感染した児童・生徒の心のケアをするために、教育学部の心理系の教員を相談窓口に設定した。

令和3年、4年になるとコロナによる重篤な症状に至るリスクは特に子供の場合激減したが、時期によっては感染者数が多く、学級閉鎖、学年閉鎖により教員ともども登校を控えることとなり、また、小さな子供をかかえる教員は子供の通学する学校が学級閉鎖になり登校できないことが増える等、一時期は教員不足で学校運営に大きく支障をきたしたこともあった。

〇教育実習の協力体制

教育学部では教育実習に行く学生について、実習前の2週間の健康管理チェック表の記載を義務付け、事前のPCR検査を行うなど極力実習生が感染源とならぬよう対策をとって送り出した。附属学校側も、毎年附属学校園で行っている教育実習の基礎実習をオンラインで行ったり、コロナ感染で教育実習の実習日が不足した大学生に代替措置として副校長がオンライン講義を行ったり、協力校がコロナによる学級閉鎖等で実習生を受け入れられなくなった場合の受け皿として実習生を受け入れる等、学部と学校園が協力して教育実習を行った。

〇GIGAスクール事業

国のGIGAスクール構想は当初年次計画で複数年かけて学校の児童生徒に情報端末の整備をする計画であったが、コロナ対応として前倒しで令和2年度1年間で端末の整備を行うことになった。

本学も情報メディア基盤センター、財務部、人事課の協力のもと令和2年度～令和3年度に以下の整備を行った。これにより、情報端末を利用した授業を行うことはもとより、コロナの感染状況がひどい時には、遠隔授業を行ったり、PTA総会をオンラインで行う等保護者との連絡もPCを利用して行うことができるようになった。

・ 園児を除く全ての児童・生徒にタブレット又はPCを整備
・ 全ての児童・生徒に Office365のアカウントを設定
・ 附属幼稚園を含む4校園のネットワーク環境を強化
・ 情報基盤課での長い勤務経験をもつ再雇用職員をGIGAスクールサポーターとして配置

（エ） 理学部における対応

実施期間　2020 年 4 月～

実施内容

理学部としての対応は下記の通りであるが、多くを理工学研究科（及び工学部）と連動して対応してきたため、他部局からの報告と重複するものもあると思われる。

2020 年 4 月 27 日から

学生センター・分室・学科事務の窓口に対面ガードのビニールシートを設置

2020 年 6 月 2 日

下記マニュアルを作成、各コース長（学科長兼任）に配布。

・入構禁止解除後における研究活動対応マニュアル

・感染防止のための対策

・活動記録簿

・体調管理兼連絡用シート

2020 年 6 月 2 日

数学科以外の学科の学生・教員用にフェースガードを配布

2020 年 6 月 3 日

消毒用アルコールの管理をマスクの配布について研究科事務室へ周知

2020 年 6 月 4 日

下記マニュアルの英語版を作成

・Annex 1 Measures to prevent infection
・Annex 2 2020 Student acivity record_Student ID No.
・Annex 3 Physical condition check and contact sheet

2020 年 6 月 5 日

上記資料を感染症マニュアル学生版（Ver.英語）と共に全教員へ配信

2020 年 8 月 3 日

理学部の後期授業のうち、対面で実施する講義・実験・実習を纏め、柳澤理事に報告

2020 年 8 月 21 日

理工学研究科構成員に対し、更なる感染拡大防止の周知メールを配信した。

2020 年 9 月 23 日

理学部では、後期の対面授業に際し、[教員版]と[学生版]の「理学部対面授業における感染防止マニュアルを作成（別紙1、2）

教員には電子メールで、学生には Web 学生システムで周知

講義室入室時に体温測定を行い、学生の座席は指定

2020 年 10 月 12 日

理学部の教室に使い捨てマイクカバーを配置

2020 年 10 月 21 日

コロナ対応消毒マニュアル（案）の作成

2020 年 11 月 25 日

感染症再拡大に伴い、研究科長名で各コース長に「感染防止対策の徹底に関するお願い」を周知

2020 年 12 月 4 日

各コース長に対し、共通テスト時にクラスター発生防止対応として 1/12～15 の期間は研究活動を最

低限の水準にするよう要請

2020 年 12 月 18 日

消毒作業講習会開催および理工研メンバーへの開催案内の連絡（総合技術支援センター消毒マニュアル、講習会の支援）

2021年 1 月 15 日

各コース長に「【重要】新型コロナウィルスに関するクラスターと思われる案件について（メール）」により、コース内各教員への周知並びに在学生（学部生及び大学院生）への注意喚起

2021年 4 月 20 日

危機管理室が配置した各教室の手指消毒用アルコールボトル用のカラーボックスを用意。（それまで長机で対応。）

また、アルコールボトルの盗難があった教室には学部から補填し対応した。

2021年 4 月 21 日

危機対策予算で購入した「表面温度測定サーマルカメラ（3台）」を、理学部1号館西側玄関ホール、工学部講義棟1階52番教室前、理工学研究科棟 EV ホール入り口に設置

2021年 4 月 28 日

新型コロナウイルス感染症に係る本学への報告方法について、報告用フォームが整備され、総務課が直接情報を集約することとなり、総務課と理工研が連携して感染者及び濃厚接触者の対応をすることとなった。

2021年 8 月 2 日

緊急事態宣言の発令に伴い、理工学研究科全教員に対し、研究活動について理工学研究科の方針を明示し周知を行った。

理学部各学科の対応については項目のみあげる。

・ 数学科

学生への連絡に slack を活用、その後 WebClass に「数学科ガイダンス」というコースを作り継続

図書室入口に体温測定器を設置

図書室の机にアクリルボード設置

大学院生室・学習室の利用状況の管理

・ 物理学科

zoom による学生面談

希望する授業体系についてアンケートを実施

・ 基礎化学科

事務連絡や講義で slack を利用

対面で行えない学生実験の基礎概念や器具操作法などの動画を作成し、YouTube や WebClass を用いて公開

大学からの配布とは別にマスクや消毒液を学科で購入し、備蓄及び利用

他大学の医学系教員が行っていた「PCR 検査法に関する研究」に協力するため、化学系の企業からの寄附金を募り、研究費を提供

その研究に用いるサンプルとして基礎化学科学生・教職員の検体（唾液）を提供

結果

単発的な感染者は発生したが、実験室や講義室での感染拡大は確認されなかった。

担当部署　理学部

別紙1

【教員版】理学部対面授業における感染防止マニュアル

(a) 体調確認と行動記録

・出勤前(自宅での)検温等

出勤前に検温し、体調不良(発熱、倦怠感、咳、味覚／嗅覚異常等)でないことを確認してください。(検温を忘れた場合は、理学部係等で検温できます。)

・体調不良時の対応等

教員自身が体調不良等ある場合は、無理をして講義を行わず、休講等を検討してください。休講する場合は、教務システム講義連絡で周知してください。必要に応じて、理学部係へ連絡をお願いします。

・行動記録

大学への通勤経路、通勤手段および時間帯も記録等してください。
学内での行動についても、できる限り記録等してください。

(b) 大学構内における感染防止

① 共通事項

・マスクを着用し、放送設備の利用も検討してください。

・必要に応じて、フェイス・シールドの着用も検討してください。

・手洗い／消毒

各自の判断で手洗い／手指消毒を行ってください。(構内建物入口またはフロア各所にアルコール消毒液を設置してあります。)

② 教室における事項

・検温の実施

授業開始前に、学生を対象に検温を実施してください。
TA等の補助者がいない場合は、受講学生に協力してもらう等して、実施してください。
検温機器は、各学科に配付してある非接触型検温機器2台をご利用ください。非常勤講師の先生におかれましては、理学部係でお貸しすることもできますので、申し出てください。
検温で、高め(目安37度以上)の学生がいた場合には、数分休ませた上で再度検温し、疑わしい場合は、受講させずに帰宅させる等の判断は、担当教員の判断でお願いします。

・学生の座席指定

学生へは、教室の机に貼付してあるシールの目印の席に着席するよう指示してください。
▼ の収容人数で、当初の教室割り振りをしてあります。

※ 教室の机に目印となるシールが貼付してあります。
◎ ・・・指定座席間隔が、1m以上の座席(少規模人数講義)
▼ ・・・指定座席間隔が、1m程度の座席(中規模人数講義)
× ・・・座席間隔確保のため、使用禁止
教室変更が必要な場合は、理学部係まで連絡してください。

裏面に続く

・照明、エアコンは原則として教員が操作してください。

・換気について

1時間あたり2回、少なくとも数分間、換気を行ってください。

授業開始までは、教室の扉を開放しておき、授業開始から40～50分経過した時点で換気を行えば、最小限で可能かと思われます。授業終了後は、教室の扉は開放しておいてください。

(c) その他

・学生からの体調不良時の報告等

学生から体調不良等により欠席する旨の連絡があった場合は、遠隔希望者対応のZoom参加または課題等の代替を指示してください。

別紙2

【学生版】理学部対面授業における感染防止マニュアル

(a) 体調確認と行動記録

・登校前(自宅での)検温等

登校前に検温し、体調不良(発熱(37.5度以上)、倦怠感、咳、味覚／嗅覚異常等)でないことを確認し、記録してください。(検温を忘れた場合は、理学部係に申し出て検温をしてください。)

・行動記録

大学への移動(登校時)の通学手段および時間帯もできれば記録してください。
教室での座席だけでなく、食堂または図書館等施設の利用する場合についても、できる限り記録してください。

(b) 大学構内における感染防止

① 共通事項

・マスクの着用

原則、マスクの着用をしてください。

・手洗い／消毒

各自の判断で手洗い／手指消毒を行ってください。(構内建物入口またはフロア各所にアルコール消毒液を設置してあります。)

② 教室における事項

・検温の実施

授業担当教員の指示に従い、受講前に検温をしてください。この検温で37.5度以上の場合は、授業を受講することができません。

・座席と記録票への記入

利用可能または指定された座席に着席してください。
着座位置を記録票に学籍番号を記入してください。(回収方法等は別途指示)

※ 教室の机に目印となるシールが貼付してあります。

◎ ・・・指定座席間隔が、1m以上の座席(少規模人数講義)
▼ ・・・指定座席間隔が、1m程度の座席(中規模人数講義)
× ・・・座席間隔確保のため、使用禁止

・対話

対面での対話は極力避けてください。
特に、授業開始前および授業終了後の対話時は、密集、密接を避ける。

・照明、エアコンのスイッチ類

照明、エアコンのスイッチ類の操作は、原則、授業担当教員にお願いしています。
入室時、稼働していなければ、操作しても構いません。

・階段による移動

エレベーター内は。密になりやすいため、できる限り階段を利用してください。

裏面に続く

(c) その他

・体調不良時の報告

体調不良等による欠席は、Web Classのメッセージで、担当授業担当教員へ報告をしてください。代替課題等措置は、授業担当教員の判断となります。

体調不良等が数日続く場合は、「埼玉大学感染防止マニュアル」に従い、連絡・確認等、医療機関等の受診を行い、経過等を含めた内容で、理学部係へメールで報告をしてください。

理学部係連絡先(メール)： rigaku_gakumu@gr.saitama-u.ac.jp

（オ） 工学部における対応

実施期間　2020 年４月～

実施内容

　工学部としての対応は以下のとおりであるが、全学の指示の下、理工学研究科（及び理学部）と連動して対応してきたため、重複するものが多くある。

・2020 年４月 27 日
　学生センター・分室・学科事務の窓口に対面ガードのビニールシートを設置
・2020 年６月３日
　消毒用アルコールの管理とマスクの配布について理工学研究科事務室へ周知
・2020 年８月 21 日
　理工学研究科構成員に対し、更なる感染拡大防止の周知メールを配信
・2020 年９月 23 日
　講義室入室時の体温測定及び学生の座席指定を徹底
・2020 年 10 月 21 日
　コロナ対応消毒マニュアル（案）の作成
・2020 年 11 月 25 日
　感染症再拡大に伴い、研究科長名で各コース長に「感染防止対策の徹底に関するお願い」を発出
・2020 年 12 月４日
　各コース長に対し、共通テスト時にクラスター発生防止対応として 1/12～1/15 の期間は研究活動を最低限の水準にするよう要請
・2020 年 12 月 18 日
　消毒作業講習会開催及び理工学研究科構成員への開催案内の連絡（総合技術支援センター消毒マニュアル、講習会の支援）
・2021年１月 15 日
　各コース長に「【重要】新型コロナウイルスに関するクラスターと思われる案件について（メール）」により、コース内各教員への周知並びに在学生（学部生及び大学院生）への注意喚起
・2021年４月 21 日
　危機対策予算で購入した「表面温度測定サーマルカメラ（3台）」を、理学部1号館西側玄関ホール、工学部講義棟1階52番教室前、理工学研究科棟 EV ホール入り口に設置
・2021年８月２日
　緊急事態宣言の発令に伴い、理工学研究科全教員に対し、研究活動について理工学研究科の方針を明示し周知

結果

　単発的な感染者は発生したが、実験室や講義室での感染拡大は確認されなかった。

担当部署　工学部

（カ）入構禁止解除後における研究活動対応マニュアル（理工学研究科）

令和２年５月２８日改訂

入構禁止解除後における研究活動対応マニュアル（理工学研究科）

2020 年 5 月 31 日をもって緊急事態宣言に伴う本学の入構禁止措置が解除されることに伴い、6 月 8 日から**所属する研究室にて研究をする場合において**学生の入構が認められます。入構解除後の研究活動は、本学「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」（資料 1,2 参照）におけるリスクレベル 2 での管理となりますが、研究活動中にクラスターを発生させてしまうと、その後の研究活動を大きく制限せざるを得なくなります。リスクレベル 2 を基本とした理工科学研究科における研究活動対応マニュアルをここに策定しますので、研究活動に十分ご配慮いただき、感染防止に努めていただきますようお願いいたします。**なお、本マニュアルの記載事項を抜粋し、「感染防止のための対策」として別添 1 にまとめました。研究室内に掲示する等、周知をお願いいたします。**

○研究活動における注意事項

このマニュアルは研究室で研究活動を行う教職員ならびに学生（学部 4 年生、大学院生）を対象としています。感染防止に細心の注意を払って研究・教育活動を行ってください。**なお、活動を行うにあたっては、個々の事情に配慮して、学生、教職員に研究室での活動を強要しないでください。**

(a) 入構学生の体調管理と行動記録

学生には、当日の登校前に発熱していないこと、体調不良でないことを必ず確認するように指導してください。**研究室毎に学生の活動状況【検温結果（様式は問わない）ならびに活動時間、活動場所等（別添 2 の活動記録簿（学籍番号付記））】を正確に把握してください。この活動記録簿については学生から月に 1 回提出を受け、指導教員が責任を持って管理してください。提出しない学生や記載がいい加減な学生については、研究活動を停止してください。**なお、これら活動状況についてはクラウドなど、インターネットを活用した入力方法でも構いませんが、**提出を求められた際に csv ファイルとして出力できるものにしてください。**万が一、感染者が発生した場合に、正確な記録がないと確認作業に多大な労力がかかり、活動再開が大幅に遅れることになってしまいます。周辺の研究室にも迷惑がかかりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(b) 研究室内の感染防止対策

・研究室内に石けんを常備し、登校時には必ず手洗いしてから、研究活動を開始するように指導してください。ドアノブ、照明やエアコンのスイッチ、デスク、実験台、共通機器のキーボードなど、素手で触れたところは作業終了後にアルコールで消毒するように指導してください。

・学生居室、実験室ともに、埼玉大学、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに従って、1 時間あたり 2 回、少なくとも数分間、換気をしてください。

・活動の際にはソーシャルディスタンスを考慮して密接した会話や発表は避け、他の人とは 1 m以上の距離を確保してください。ただし、学生が長時間滞在する居室などでは当面、**人口密度を 6 人/50 m² 以下程度に抑えるようご配慮ください。**また、自宅で可能な活動は自宅で行い、研究室における

令和２年５月２８日改訂

滞在時間を最低限とするようにご指導ください。

(c) マスクの着用

教職員、学生が研究室で活動をする際は、周囲に人がおらず十分換気された室内などを除き、必ずマスクを着用してください。**特に事務室、理工研分室、学生センター窓口、共同利用施設（図書館、科学分析支援センターなど）等に行く場合には、職員の感染防止のために忘れずにマスクを着用するように指導してください。**

なお、マスクについては、各個人あるいは研究室でご準備ください。なお、入手先が分からない場合には、理工研係に問い合わせてください。現在、把握している入手先の情報をお伝えします。

(d) その他

研究室に来る学生には、通学時間を調整して満員電車をできるだけ避けることができるように配慮してください。

○発熱などのかぜの症状が出た場合の取り決め

・言うまでもありませんが、発熱などの症状がある学生、教職員は大学への登校を禁止します。詳細な対応は、埼玉大学、新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（資料1, 2）に従ってください。

・発熱した場合には、医師が疾病に関して適切な判断ができるように、体調管理兼連絡用シート（別添3）に所定の事項を毎日記録してください。なお、同様の記載事項があれば、この書式でなくても結構です。

日々の状況変化に合わせながら徐々に研究活動を開始することとなりますが、感染者が出るとその対応に多大な労力が割かれてしまいますし、他の学生の活動再開時期にも影響を及ぼしてしまいます。細心の注意を払って研究活動を行っていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

R2年度 活動記録シート　　氏名：

日	開始		終了		検温	活動場所（1～3はプルダウン、4は入力、列追加可）				備考
	時	分	時	分		場所1	場所2	場所3	場所4（入力）	（自由記述）
1					☐					
2					☐					
3					☐					
4					☐					
5					☐					
6					☐					
7					☐					
8					☐					
9					☐					
10					☐					
11					☐					
12					☐					
13					☐					
14					☐					
15					☐					
16					☐					
17					☐					
18					☐					
19					☐					
20					☐					
21					☐					
22					☐					
23					☐					
24					☐					
25					☐					
26					☐					
27					☐					
28					☐					
29					☐					
30					☐					

（キ） 新型コロナウイルス感染症流行下での英語教育の実施

実施期間　令和2年度から令和4年度

実施内容　英語教育開発センターによるコロナウイルス感染症対策

a）遠隔授業のデモセッション

新型コロナウイルス感染症の流行下では遠隔授業の実施が求められたが、英語教育を担当する非常勤講師の多くはその経験に乏しかった。そこで以下の通り、遠隔授業実施のデモセッションを行った。

令和2（2020）年4月9日

Stacey Louise Vye 教授及び Adriana Edith Edwards Wurzinger 准教授により、英語教育を担当する非常勤講師のために Zoom デモセッションを実施した。

b）外部英語技能試験の安全な実施

英語のスキルの客観的な指標として、本学では在学中に2回（学部 1 年生の最後と 2 年生の最後）、外部の英語技能試験を受験することにしている。感染症流行前は対面形式で行っていたが、流行下でも安全に受験するために以下のように対応した。

令和2（2020）年 7 月 23 日

コロナウイルス感染症の流行のために実施できなかった TOEIC IP の試験をオンライン形式にて後ろ倒しで実施した。

令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度

いずれも 2 月に 1 年生及び 2 年生の TOEIC IP の試験をオンラインで実施した。

令和5（2023）年2月

1 年生の TOEFL ITP の試験を会場での対面形式で実施した。但し、コロナ対応のため、特別に予備日も設定した（過去には予備日を設定したことはなかった）。

2 年生の TOEIC IP の試験はオンライン形式で実施した。

c）「英語なんでも相談室」の遠隔形式での開室

英語教育開発センターでは、「英語なんでも相談室」を設置している。同室は授業期間中の毎週月曜から金曜まで 15 時から 17 時のあいだ、予約なしで利用することができ、ネイティヴ・スピーカーの専任教員と話したり、聞いたりすることができる。

新型コロナウイルス感染症の流行前は、対面で行っていたが、流行下では以下の通り対応した。

令和2（2020）年度の前期

感染する機会となることの無いよう、英語なんでも相談室は全て閉室となった。

令和 2（2020）年 10 月 2 日

英語なんでも相談室をオンライン（Zoom 利用）にて開始し、以後、令和4（2022）年度まで遠隔実施を継続した。

その結果

英語教育が原因となるコロナウイルス感染症のまん延は特になく、また円滑に授業を実施することができた。

担当部署　教育機構英語教育開発センター

（ク）学生定期健康診断業務の一部電子化、健康相談・精神保健相談における対策、など

実施期間　令和２年（2020 年）～令和６年（2024 年）3 月

従来、保健センター内で行う学生定期健康診断は、学生数に比してセンターの床面積が不足している本学においては、いわゆる三密（密閉・密接・密集）が発生しやすい状況であり、コロナ禍において感染の機会とならないように十分な配慮が求められた。そこでまず、多数の学生が特定の日に集中せず日毎に分散するように、SU ポータルサイトを用いた予約システムを構築した。さらに、問診票を鉛筆で記入するためにセンター入口で学生が例年滞留してしまうことを防ぐために、SUポータルサイトを用いたWeb問診のシステムを構築し、問診票を受診前に予め電子的に記入しておけるようにした。これらの電子化対策と、1日当たりの受診者数を少なくする、受診前に検温と手指消毒と不織布マスク着用をしてもらう、持ち物は小さなビニール袋に入れて封をしてもらう、検尿・胸部レントゲン受付を大学会館で行い、センター内ではなく外部レントゲン車で撮影を行う、センターの窓を全て開放する、センター内で往復の動線が重ならないように2階の非常口を出口とする、派遣社員を含めスタッフ全員が防護衣とフェイスシールドと不織布マスクを着用する、などの対策を行って、健康診断がコロナ感染の機会とならないように十分に配慮を行った結果、健康診断がコロナ感染の機会になったという報告はなかった。

通常業務である健康相談については新型コロナ感染症に関する相談が多くなるわけであるが、同感染症の確定診断のためには、隔離した陰圧室を用いるなど十分な感染予防を行った上での PCR 検査、胸部のレントゲン・CT 検査、血液検査が必要であった。保健センターではこれらの検査がいずれも不可能で、発熱や咳などの症状のある来所者に対しては外部医療機関を紹介するしかなく無力感を感じていたが、感染が疑われる本人だけでも行える抗原検査キットや PCR 検査キットが開発され、本学でそれらを購入し、2021 年 6 月より総務課が窓口になり保健センターが配布を行う役を担うことで、診断に役立つことができるようになった。

同じく通常業務である精神保健相談については、緊急事態宣言に伴う入構制限が行われたり、感染を不安に思う相談者がいたりしたため、電話面接や Zoom を用いたオンライン面接を適宜行った。これらの面接方法では、相談者の微妙な表情・口調・挙措動作を把握することができないという限界があるが、コロナ禍の度合いに関わらず相談者との関係が継続できるという大きな利点があった。

その他、保健センター内にコロナウイルスをできるだけ入れないようにするために屋外と直接する臨時窓口を設置する、通常窓口にフィルムを張る、診察室で医師と相談者の間にビニール幕を張る、相談室で医師またはカウンセラーと相談者の間にアクリル板を設置する、事務室の大きな机の上にアクリル板を設置し対角線上に 2 名までのみ使用する、玄関に非接触型自動体温計および自動消毒液噴霧器を設置し入所者全員検温と手指消毒を行う、診察室の前にも非接触型自動体温計を設置する、スタッフ全員が不織布マスクを常時着用する、全ての窓を開け常時換気を行う、等の対策を行った。この中で、不織布マスク常時着用と常時換気は、気候によってはスタッフにかなり身体的負担を強いるものであった。また、スタッフ間の日常的なカンファレンスにも使える事務室の大きな机を、アクリル板越しに 2 名しか使えないということは大きなデメリットであった。さらに、スタッフと相談者との間にフィルムやビニール幕やアクリル板があるということは、双方の心理的距離が遠くなってしまうという欠点があった。しかしながら感染拡大防止の観点から長期間これらの対策を継続した。

担当部署　教育機構保健センター

（ケ） 研究機構各センターによるイベント等開催のオンライン化

実施期間　令和２年７月頃より

【実施内容】 研究機構の各センターで実施するワークショップやセミナー等をオンラインにて開催した。

担当部署： 研究推進・国際連携課、産学連携・ダイバーシティ推進課

（以下、実施例）

- 先端産業国際ラボラトリー

第32回ヘルスケア・イノベーション・ワークショップ（令和2年7月29日）

- レジリエント社会研究センター

埼玉大学と大連理工大学学術協定30周年式典と第3回ジョイントセミナー（令和3年11月5日）

令和2年度”彩の国”市民科学オープンフォーラム（2020年度防災・日本再生シンポジウム）（令和2年12月5日）

令和3年度”彩の国”市民科学オープンフォーラム（埼玉大学連続市民講座）（令和3年12月11日）

令和4年度”彩の国”市民科学オープンフォーラム（埼玉大学連続市民講座）（令和4年11月5日）

- 社会調査研究センター

第10回世論・選挙調査研究大会（令和2年9月18日）

第11回世論・選挙調査研究大会（令和3年12月10日）

第12回世論・選挙調査研究大会（令和4年9月30日）

- オープンイノベーションセンター

埼玉大学産学交流会テクノカフェ（令和2年12月4日）

第10回　世論・選挙調査研究大会

■大会テーマ■

「世論・選挙調査の条件」

【結果】

コロナ禍による行動制限下においても研究活動や産学連携活動を継続させ、研究成果や本学の取組を対外的に発信することができた。

中国・大連理工大学との交流協定締結30周年記念式典を開催しました

2021/11/16

オンライン上で握手を交わす坂井学長と程学長補佐

11月5日に中国・大連理工大学と埼玉大学との交流協定締結30周年記念式典がオンライン形式で開催されました。

大連理工大学との交流協定は、1991年６月３日に中国・遼寧省・大連にて執り行われ、本学においては、その前年に結ばれたアメリカ・西オレゴン大学に次ぐ、数ある交流協定の中でも長い歴史をもつ協定校です。この30年の間で、学生交流を始めシンポジウム、講演、フォーラム、共同研究等、活発な交流が行われてきました。

式典は、本学側より、坂井 貴文(学長)、瞿好 宏史(レジリエント社会研究センター・客員教授)、松本 泰尚(大学院理工学研究科・教授)、齋藤 正人(大学院理工学研究科・教授)、覚 祀(大学院理工学研究科・准教授)、遠藤 貴治(国際室長)他が参加し、大連理工大学側より、程 建鈺(学長補佐)、姜 雲飛(国際協力交流処処長)、楊 震(建設工程学部書記)、張 弛(建設工程学部副長(国際化担当))、于 敏(建設工程学部副部長(人事担当))、李 冬生(建設工程学部副部長(学部生教学担当))、崔 琳(建設工程学部土木国際クラス学科長)、曲 暢(国際協力交流処国際交流科長)他、多数の参加を得て盛大に開催することができました。

両大学友好交流記念ビデオの放映に始まり、坂井学長、程学長補佐の代表挨拶、記念品の交換、記念撮影と進み、その後、本協定締結に尽力された堀川清司元学長からの祝辞も披露されました。懇親会から今後の両大学の交流展望、松本教授及び李副部長からそれぞれの大学の国際交流について報告があり、今後の両大学の連携強化が約束されました。

埼玉大学先端産業国際ラボラトリー
ヘルスケア・イノベーション研究ユニット
埼玉大学先端産業国際ラボラトリー
第32回ヘルスケア・イノベーション・ワークショップ
2020年 7月29日(水) 14:00～17:30
※今回は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、Zoomにてオンライン開催します。
議題　企業における製品開発および産学官連携の取組み事例
問合せ先
講演
（1）経済産業省の取組みについて（依頼）
（2）人の暮らしを豊かにする照明システムの研究開発および産学官連携の取組み
（3）健康・スポーツ支援機器の研究開発および産学官連携の取組み
（4）イオンの質量分析（IAMS）機器製品開発における産学官連携の取組み
（5）産学官連携事例　事業化の経緯と今後
（6）我が社の製品開発と産学官連携事例
（7）先端産業国際ラボラトリー活動報告
（新たな生活様式に対応した AI/IoT/VR/3-4K 関連研究開発）
申込方法
開催場所
7月22日（水）まで、別のQRコードからお申込みください。
埼玉大学先端産業国際ラボラトリー　久保田・石田
TEL：048-714-2038　FAX：048-858-9419
E-mail：hq@saitamaru.ac.jp

資料⑤
第21回 埼玉大学産学交流会テクノカフェ
Techno Café
コロナ禍を越え明日を考える
参加無料
2020年12月4日(金) 14:00-16:00
◆開会挨拶
◆学長挨拶
◆大学発研究成果等の事例発表（大学技術と学術交流の取組）
◆閉会挨拶
埼玉大学大学会館別棟大集会室／Zoomウェビナー（オンライン配信併用）
【主催】埼玉大学産学官連携協議会　【共催】埼玉大学

（コ） オンライン環境を活用した共同研究の好事例共有・活用のための学内セミナー開催

実施期間　令和4年1月

【実施内容】

コロナ禍における研究活動の状況を把握するため、URA オフィス主導で、本学の全教員を対象に「危機の時代の変化に対応した研究環境の整備および国際共同研究の維持・推進に関するアンケート」を実施し（令和２年６月）、124 名から回答を得た。URA オフィスにおいて集計・分析後、研究企画推進室に報告し、コロナ禍における研究環境整備に係る具体的措置について検討した。検討結果に基づき、オンライン環境を活用した共同研究の好事例を共有し活用するため、URA オフィス主催で「危機の時代の変化に対応した研究環境の整備および国際共同研究の維持・推進に関するセミナー」と題する学内セミナーを実施した（包括連携協定を結んでいる埼玉県立大学および埼玉医科大学には開放。）

【結果】

参加者数 36 名（埼玉大学 30 名、埼玉県立大学 3 名、埼玉医科大学 3 名）

コロナ禍による行動制限下においても国際的な研究活動を維持、推進するための好事例の共有がはかられた。

担当部署　研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課

（サ） 各種ガイダンスのオンライン実施

実施期間　令和2年４月頃より

【実施内容】

　科学分析支援センターの「センター利用ガイダンス」、「実験廃液等の管理・搬出及び薬品管理システム使用に関する説明会」等各種ガイダンスを対面方式からオンラインで実施する方式に移行した。

【結果】

　従来は開催日以外のガイダンス受講は不可であったが、必要なガイダンスについて WebClass を活用して実施する方式に移行したことによりガイダンス受講機会が大幅に増加し、コロナの活動制限下においても十分な教育訓練活動が実施できた。

担当部署　研究・連携推進部研究推進・国際連携課

（シ） 新型コロナウイルス消毒プロジェクト立ち上げ及び全学対象のオンライン講習の実施

実施期間　令和２年 11 月～令和５年４月

【実施内容】

・令和２年10月に木﨑副学長から、前山総合技術支援センター長（当時）に大学内でクラスターを発生させないための消毒作業について依頼があった。

依頼内容としては大きく分けて下記の2つとなる

「感染者が触れた可能性がある廊下等の消毒をする際に、各部局で人手が不足した場合の補助業務」

「消毒手順を全学の構成員に講習すること」

・令和２年 11 月に総合技術支援センター内に「コロナウイルス消毒プロジェクト」を９名のメンバーで発足

・消毒手順の講習会実施に向けた準備として下記の作業をすすめた

「感染者が触れた可能性がある場所の消毒」マニュアルの作成

視覚的に理解できるようにするための消毒作業に関する動画作成

・全学に消毒方法などを周知するためのオンライン講習会（総務課主催）において加藤技術長（当時）が講師を担当

【結果】

全学に向けて講習会を実施することにより、感染者が発生した際の対応方法が周知されたことから、社会的にコロナ感染が拡大している状況において、学内でのクラスター発生を抑制することが出来た。

オンライン講習会の様子

担当部署　研究・連携推進部研究推進・国際連携課

（ス） 図書館における新型コロナウイルス感染症対策実施記録

埼玉大学図書館は、学生が利用するだけでなく教職員のほか、学外の方も利用できる公共性の高い大学施設であること、また感染状況が長期化することも見据えて新型コロナウイルス感染症対策を検討し、資料の利用方法、来館者同士の接触回避、換気対策、感染者が出た場合の滞留確認の方法などのほか、様々な対策を講じるとともに、その情報発信にも務めることとした。

また埼玉大学における感染症対策は危機対策本部が主導しているものであるが、図書館長はそのメンバーとはなっていないことから、対策本部からの情報入手に迅速性が欠ける面もあったが、情報が入り次第、図書館長と図書情報課とで打ち合わせをおこない、情報の共有と対策を検討していった。

以下に令和2年度において埼玉大学図書館が実施した感染症対策の記録を示す。

令和2年1月：国内感染者確認（以降・感染者拡大）

3/3（火）～：

・セミナー室、グループ学習室の利用休止

・発熱、咳、倦怠感、呼吸困難などの症状がある者の入館制限

3/11（火）～：

・学外者の入館禁止

・ラーニングコモンズ：集団利用と会話の禁止

3/23・25：埼玉大学・修了式・卒業式中止

3/25（水）：図書館臨時休館

3/30（月）～：

・ラーニングコモンズ閉鎖

・展示コーナー、飲食ラウンジ閉鎖、新聞コーナーを 2F 閲覧室に移設

・閲覧席等の間引き（6人掛テーブル：2人使用他）

・換気のため窓の開放

4/3・6：埼玉大学・入学式中止、ガイダンス・授業方法の変更公表

4/3（金）： 図書館オリエンテーション中止

4/7：政府・緊急事態宣言

4/9：埼玉大学・学生の入構禁止

4/9（木）～：図書館緊急閉館

・返却期限の延長

4/28（火）～：学生の入構禁止期間における図書貸出の開始

【あらかじめ所属部局長の許可を得た学生が、貸出希望図書をメールで申し込み、
図書館事務室入口で図書の受け渡しを行う。】

5/25：政府・緊急事態宣言解除

6/8：埼玉大学・新型コロナウィルス感染症対応方針リスクレベル2に設定
：制限付で学生の入構禁止を解除

6/8（月）～：図書館開館開始【リスクレベル2に対応した図書館の利用方法を発出】
・図書館利用時の注意事項（別紙1）
・図書館内の新型コロナウィルス対策（別紙2）
・返却期限の延長
・メールによるレファレンス対応開始

10/5（月）～：郵送による図書館資料の貸出の開始

令和3年1/7：政府・緊急事態宣言

1/8：埼玉大学・対応方針リスクレベル3に引き上げ
：学生は原則入構禁止【図書、資料の貸出を希望する場合のみ入構を許可】

1/12（火）～：図書館開館継続【リスクレベル3に対応した図書館の利用方法に変更】
・利用方法：図書、資料の貸出のみ
・滞在時間：1時間まで
・返却期限の延長

2/26（金）：図書室閲覧席にアクリルパーテーション設置（6人掛テーブル：2人使用→4人使用）

3/21：政府・緊急事態宣言解除

3/22：埼玉大学・対応方針リスクレベル3→2に引き下げ

3/22（月）～：図書館開館継続【リスクレベルに2対応した図書館の利用方法に戻す】

担当部署　研究・連携推進部図書情報課

（セ） 図書館における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対応

実施期間　令和2年3月3日（火）～

実施内容

令和2年（2020年）3月3日（火）以降、ラーニングコモンズ2階セミナー室・3階グループ学習室の学生の利用を休止したことに加え、3 月 11 日（水）以降、当面の間、学外者の入館を禁止するなど利用の制限を実施した。

令和2年（2020年）4月9日付「学生の入構禁止について」により4月9日（木）～6月7日（日）は学生入構禁止措置を講じていたが、4 月 28 日（火）より図書の貸出しを希望する学生について、臨時窓口を設置して、教員から事前に連絡のあった学生に対して貸出を行った。

令和2年（2020年）6月3日付「新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針」によるリスクレベル2への引き下げ後、「図書館の開館」及び「館内の新型コロナウイルス対策」について図書館ウェブサイト、掲示により都度周知し、利用者の理解及び協力を得たうえで図書館を利用するよう案内した。

図書館の開館については、6 月 8 日（月）以降の図書館の入館の際の諸注意、学外者の入館禁止、館内各施設・図書等の利用方法、レファレンスやライブラリー・アシスタント（LA）他の対応方法について詳細を記載して周知を図った。

館内の新型コロナウイルス対策については、各階各エリアの基本対策（座席数、間仕切り設置、消毒液及び消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙の設置数）、換気（窓の開放、ロスナイ稼働）、利用者や利用方法の制限、担当者の予防対策、館内巡回、「図書館利用記録票」、消毒清掃等について詳細を記載して周知を図った。

なお、リスクレベル2における「図書館の開館」「館内の新型コロナウイルス対策」の対応は、リスクレベル3においても引き続き実施し、重複する事項はリスクレベル3の対応とした。

また、特筆すべき事項として令和2年（2020年）10月5日（月）～令和4年（2022年）11 月 30 日（水）までの期間に、本学在籍者のうち来館が困難な方を対象として、図書館に配架されている図書の郵送貸出サービスを実施した。

時系列での図書館の対応は以下のとおりである。

令和2年（2020年）

・3月3日（火）

ラーニングコモンズ2階セミナー室・3階グループ学習室の利用を休止した。

・3月11日（水）

学外者の入館を禁止とした。（～令和4年9月27日（火））既に借りられている図書の返却期限は4月10日（金）まで延長した。ラーニングコモンズにおける集団利用と会話は遠慮願うこととした。

・3月30日（月）

ラーニングコモンズを閉鎖し、ラーニングコモンズ1階に設置していた新聞コーナーを、入館ゲート内の1号館2階ロビーに移動した。

・4月6日（月）～4 月17日（金）

2020年度新入生図書館オリエンテーションの実施を中止した。

・4月9日（木）～5月6日（水）（～5 月31日（日）まで延長、6月7日（日）まで再延長）

緊急閉館した。返却期限日が緊急閉館中となる図書の返却期限は、5月6日（水）（閉館延長後6月8日（月）、再延長後6月15日（月））とした。

・4月24日（金）

サイボウズ掲示板の投稿「教職員／重要 【お知らせ】 図書館の緊急閉館及び教職員の図書館利用について」により、緊急閉館中の教職員の図書館資料利用等について周知した。

・4月28日（火）～6月5日（金）

「緊急事態宣言に基づく学生の入構禁止期間における図書貸出の流れ」を各学部・研究科宛てに周知した。これは、あらかじめ教員から図書館へメールで連絡のあった学生について、学生に利用希望資料をメールで図書館に申請させ、事務用入口内風除室に設置した臨時窓口にて、図書館に配架されている資料の貸出を実施する内容の通知であった。

・6月8日（月）

リスクレベル2対応で開館した。

埼玉大学在籍者を対象とし、メールでのレファレンス対応を開始した。

返却期限日が6月15日（月）以降の資料及び6月8日（月）以降に貸出する資料の返却期限日を、第3ターム開始後の10月2日（金）とする長期貸出を実施した。

・9月29日（火）～令和4年12月

第3、第4タームの授業実施形態は遠隔授業が原則となったため、貸出期間の延長回数上限を設けないこととした。（通常は3回まで）

・10月5日（月）～令和4年11月30日（水）

埼玉大学在籍者のうち来館が困難な方を対象とし、図書館に配架されている図書の郵送貸出を実施した。

令和3年（2021年）

・1月8日（金）

緊急事態宣言等への対応として、開館時間について通常21時30分までのところを20時で臨時閉館とした。

・1月8日（金）～3月21日（日）

リスクレベル3対応で開館した。

授業期間の平日の開館時間を9時～20時とした。（1 時間 30 分の短縮となった）

・3月22日（月）～4 月13日（火）

リスクレベル2対応で開館した。

・4月2日（金）

「漫画で読む図書館ツアー」を作成し、図書館ウェブサイトで公開した。（対面での新入生図書館オリエンテーションを実施しなかったため）

・4月14日（水）

遠隔授業受講スペースとしてラーニングコモンズ2階及び3階を全学に供用開始した。

（3階は8月6日（金）、2階は令和4年2月 8 日（火）まで）

・4月14日（水）～8 月1日（日）

リスクレベル2対応で開館した。（自習可能とし、具体的な滞在時間の制限は設けない形とした）

・8月2日（月）～9月30日（木）

リスクレベル3対応で開館した。

・10月1日(金)～令和4年4月3日(日)

リスクレベル2対応で開館した。

・10月11日(月)

ラーニングコモンズ3階(グループ学習室含む)の利用を再開した。(ラウンジを除く)

・10 月

図書館内の手すり、トイレ等に抗菌加工作業を実施した。

令和4年(2022年)

・4月1日(金)

ラーニングコモンズ2階(セミナー室含む)利用再開

図書館ウェブサイトで公開中の、「漫画で読む図書館ツアー」及び「漫画で読む自動貸出機の使い方」を周知した。(対面での新入生図書館オリエンテーションを実施しなかったため)

・4月4日(月)～令和5年5月7日(日)

リスクレベル2対応で開館した。(1号館2階及び3階西側閲覧室の4人掛座席、2号館閲覧室の座席については間引き以前の状態に復旧した)

・4月13日(水)

ラーニングコモンズ1階ラウンジ、トイレの利用を再開した。

・9月21日(水)

入退館ゲートを更新し、同時滞在者数や滞在時間等の利用状況の把握が可能となった。

自動貸出機を更新し、タッチレスでパネル表示メニューの選択が可能となった。

・9月22日(木)～令和5年5月7日(日)

リスクレベル2対応で開館した。(入館者の図書館利用記録票記入は終了した)

・9月28日(水)

学外者の来館利用を再開した。

・11月30日(水)

埼玉大学在籍者のうち来館が困難な方を対象とした、図書館に配架されている図書の郵送貸出サービスを終了した。

令和5年(2023年)

・1月以降

学生への図書の貸出延長回数の上限を規定どおりの3回に戻した。

・5月7日(日)

「新型コロナウイルス感染症が感染症法上５類感染症に位置づけられることに伴う令和５年５月８ 日以降の埼玉大学における対処方針について(通知)」に従い、館内における新型コロナウイルス感染拡大防止対応としてのサービス制限等を終了した。

・9月現在

既に設置している館内の消毒液等、閲覧席のアクリル板等は当分の間、設置を継続している。

ラーニングコモンズ1階ラウンジでの飲食禁止、ラーニングコモンズ3階ラウンジの閉鎖は継続している。

（別添資料）

・令和4年度入館者統計（元・2・3 年度併載）【別紙3】

・「図書館の開館について」（web サイトより）【別紙4】

・「館内の新型コロナウイルス対策について」（web サイトより）【別紙5】

（当時の対応の写真）
閲覧机の様子（アクリル板設置、注意事項、席番を貼付）

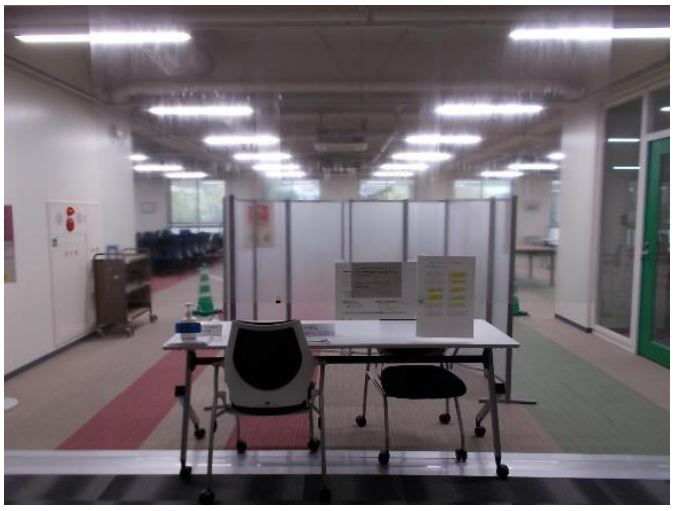

臨時のサポートデスク（ライブラリー・アシスタント（LA）の相談受付場所）を設置した

カウンターの様子（アクリル板を設置）

入退館ゲート（ゲート更新前の写真。入館ゲート内に検温器を設置していた）

正面玄関風景（「図書館の開館について」「館内の新型コロナウイルス対策について」等の掲示）

その結果

・感染者の図書館利用状況については照会を受けることはなく、クラスター発生場所にはならなかったと推測される。
・緊急事態宣言、リスクレベル3、リスクレベル2での運用経験を経て、今後同様の事態が生じた際も対応可能である。
・図書館利用と感染拡大防止は概ね両立できたと考えられる。
・間仕切り設置により座席利用不可の椅子等は、現在もラーニングコモンズ3階ラウンジに集約・保管されている。

担当部署　研究・連携推進部図書情報課

（ソ） 図書館における電子リソースへのリモートアクセスの推進

実施期間　令和２年度～

実施内容

提供している電子リソース（電子ジャーナル、データベース、eBook）について、学術認証フェデレーション（以下、学認と記述。下記※注参照）の利用や臨時的なIDの提供により、学外からのリモートアクセスが可能となるような環境を整えた。

実施した内容

学認で利用できる電子リソースのリスト及び利用方法を図書館ホームページ（http://www.lib.saitama-u.ac.jp/?page_id=7214）に掲載した。

学外からのリモートアクセスが ID によるものについては、コロナ対応として電子リソースの提供元から無料で臨時 ID が発行されたものと、有料の ID を契約する必要があるものがあったため、マイライブラリのお知らせ機能により利用者に ID、パスワードを通知した。

その結果

令和５年９月現在、学認によりリモートアクセス可能な電子リソースは以下のとおりである。

・AIP Publishing
・American Chemical Society
・Annual reviews
・ASME Digital Collection（American Society of Mechanical Engineers）
・Cambridge Core
・CSJ Journals
・EBSCOhost
・De Gruyter
・ICE Virtual Library
・IOP science
・JSTOR
・KinoDen
・Maruzen eBook Library
・Nature
・NII-REO
・OECD iLibrary
・Oxford Journals
・Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America（PNAS）
・Publication Finder
・Royal Society of Chemistry
・ScienceDirect
・Springer Link

・Taylor and Francis Online
・Web of Science
・Wiley Online Library
・World Scientific

ID によるリモートアクセスを可能としたものは以下のとおりである。

・SciFinder

新型コロナウイルス感染拡大への対応の一環として、SciFinder^{n}/SciFinder の IP アドレス制限が一時的に撤廃された。

・2020/4/10　学外利用サービスの提供を開始した。(2020 年 6 月 15 日まで)
・2020/6/10　2020 年 10 月 18 日まで対象期間を延長した。
・2020/10/8　2021 年 1 月 11 日まで対象期間を延長した。
・2020/12/23　2021 年 6 月 7 日まで対象期間を延長した。
・2021/6/3　2022 年 1 月 31 日まで対象期間を延長した。
・2022/2/1　2022 年 4 月 3 日まで対象期間を延長した。
・2022/4/4　学外利用サービス提供を終了した。

・WestlawJapan

新型コロナウイルス感染拡大に対する特別対応として、リモートアクセス用のユーザーID、パスワードが配布された。

・2020/4/17　学外利用サービスの提供を開始した。(2020 年 5 月末まで)
・2020/6/25　020 年 8 月末まで対象期間を延長した。
・2020/8/31　2021 年 3 月末まで対象期間を延長した。
・2021/3/31　2022 年 3 月末まで対象期間を延長した。
・2022/4/1　学外利用サービス提供を終了した。

・朝日新聞クロスサーチ(旧聞蔵ビジュアル)

新型コロナウイルス感染拡大に対する特別対応として、リモートアクセス用のユーザーID、パスワードが配布された。無料提供期間終了後、有料の ID を契約した。

<聞蔵ビジュアル>

・2020/7/30　学外利用サービスの提供を開始した。(2020 年 9 月末まで)
・2020/9/11　2021 年 3 月末まで対象期間を延長した。
・2021/4/23　2021 年 7 月末まで対象期間を延長した。
・2021/10/1　有料の臨時 ID を契約し、学外利用サービス提供を再開した。対象期間は 2022 年 3 月 31 日までとした。

<朝日新聞クロスサーチ>

・2022/4/1　「聞蔵 II ビジュアル」が「朝日新聞クロスサーチ」へ全面リニューアルされ、有料の臨時 ID を契約した。対象期間は 2023 年 3 月 31 日までとした。
・2023/4/1　複数認証(学内:IP 認証、学外:ID・パスワード認証)プランを契約した。

・ヨミダス歴史館

無料のリモートアクセス用のユーザーID・パスワードの配布は無し。有料の ID プランを契約した。

・2020/8/4　有料の臨時 ID を契約し、学外利用サービスの提供を開始した。（2021 年 2 月 3 日まで）

・2021/10/1　有料の臨時 ID を契約し、学外利用サービスの提供を再開した。対象期間は 2022 年 3 月 31 日までとした。

・2022/4/1　学外利用サービスの提供を終了した。

・eol

新型コロナウイルス感染拡大に対する特別対応として、リモートアクセス用のユーザーID・パスワードが配布された。

2020/9/3　学外利用サービスの提供を開始した。（2021 年 3 月 31 日まで）

2021/4/1　学外利用サービスの提供を終了した。

※注　学術認証フェデレーションとは、学術 e-リソースを利用する大学、 学術 e-リソースを提供する機関・出版社等から構成された連合体のことです。各機関はフェデレーションが定めた規程（ポリシー） を信頼し合うことで、相互に認証連携を実現することが可能となります。【https://www.gakunin.jp　から引用】

担当部署　研究・連携推進部図書情報課

（タ）図書館における電子書籍購入の推進

実施期間　令和２年度～令和４年度

実施内容

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対応策として、令和 ２ 年度より、機関購読及び学外からの利用が可能な電子書籍について積極的な収集を行った。

実施した内容

令和２年度

学生用図書のうち、シラバス掲載の参考図書について、冊子版と電子書籍版がある場合には、優先的に電子書籍版を購入することとした。

令和３年度

学生用図書の購入について、冊子版と電子書籍版がある場合には、優先的に電子書籍版を購入することを原則とした。

令和４年度

学生用図書のうち、シラバス掲載の参考図書について、冊子版と電子書籍版がある場合には、優先的に電子書籍版を購入することとした。

その結果

令和５年３月末現在で累計 18,107 点の電子書籍を提供している（学外からの利用ができないものも含む）。

担当部署　研究・連携推進部図書情報課

別紙1

Saitama University Library
埼玉大学図書館

Home　資料を探す　図書館を使う　図書館を知る　電子情報サービス　English Library Guide　サイトマッ

トップページ ＞ お知らせ ＞ 図書館の開館について【新型コロナウィルス感染症対応マニュアル・リスクレベル2対応】

図書館の開館について【新型コロナウィルス感染症対応マニュアル・リスクレベル2対応】

令和２年６月８日（月）以降、埼玉大学在籍者を対象とし、大学で策定された新型コロナウィルス感染症対応マニュアル・リスクレベル２ 対応の開館をいたします。

リスクレベル２ 対応中の図書館利用については、以下を了承のうえ、ご協力ください。

入館について	発熱等の症状がある人は入館できません マスクを必ず着用してください（来館時、館内とも） 館内の滞在時間は最大２時間までとしています 自習のための図書館利用はできません 複数人での来館、館内での会話（カウンターやサポートデスクを除く）はご遠慮願います 混雑時（200人を超えた場合）は入館を制限します 感染者発生時の感染経路を把握するため、館内を利用した場所・時間を記録する「図書館利用票」の記入をお願いしています。 利用した場所の都度記入していただくこと、退館時の回収にご協力願います 図書館利用後は速やかな退館にご協力ください
学外の方へ	当分の間、入館をご遠慮いただいております。
館内利用について	利用できる施設：１号館、２号館、サポートデスク 換気のため窓を開放中です 利用制限の施設・設備 ラーニングコモンズ（サポートデスクを除く）、展示コーナー、ラウンジ は閉鎖しています 情報端末コーナー（２階）は利用できません 新聞コーナー は、２階に移動しました エレベーターは停止しています。利用を希望する方はカウンターへお知らせください 「図書館利用記録票」の記入について 館内の利用内容（場所と時間）を記録していただきます。必ず利用した都度、記入をお願いします。 配布場所：１階入館ゲート前 回収場所：１号館１階コピー設置の回収箱 記入用のペンの準備はありません。来館するときは筆記用具の持参をお願いします 記録票は、大学内で感染者が発生した場合に使用します。他の目的で利用することはありません 資料（図書、雑誌等）の利用について 資料の利用前（本とりだし）と後（書架に戻す）に、手指を消毒液で消毒してください 消毒液は、通路に数ヶ所設置しています 閲覧席の利用について 自習のための利用はできません 空間確保のため座席は間引きしています。椅子を他の位置に移動しないでください 着席の際、利用する机と椅子の持ち手を消毒液で拭いて消毒してください 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙は、通路に数ヶ所設置しています OPAC（蔵書検索用）パソコン、コピー機について 空間確保のため参考図書室のOPAC用パソコンは間引きしています 複数人で利用しないでください 使用時は、利用するキーボード・マウス・机と椅子の持ち手を消毒液で拭いて消毒してください 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙は、通路に数ヶ所設置しています AVコーナー・新聞コーナーの利用について 空間確保のためAVブース、新聞コーナーの座席は間引きしています 複数人で利用しないでください AVブース利用時間の延長はできません 着席の際、利用する机と椅子の持ち手を消毒液で拭いて消毒してください 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙は、通路に数ヶ所設置しています
貸出・返却	貸出について 自動貸出機により貸出手続きが可能な資料は、自動貸出機を使用してください CD-ROM等の付属資料がある資料は、貸出カウンターで貸出手続きをします 自動貸出機、貸出カウンター前でも、対人間接触距離（１メートル程度）を維持してください 返却について 埼玉大学図書館から借用した図書は、ブックポストに返却してください

届会・申込
ポータルページ
portal page

本日(6月8日)の開館時間

閲覧室	9:00～21:30
書庫	9:00～21:00

カレンダー

<<前月　2020年06月

日	月	火	水	木
	1	2	3	4
7	8	9	10	11
14	15	16	17	18
21	22	23	24	25
28	29	30		

白	9:00～21:30 (書庫：9:00～21:00)
青	9:00～17:00 (書庫(平日)：9:00～17:00) (書庫(土日祝日)：9:00～16:00)
黄	17:00～21:30
赤	休館日

今年度の開館日程

Twitter
Tweets by saitamaU_LA

Facebook
埼玉大学図書館 ライ
このページに「いいね！」

埼玉大学図書館 ライブラ

	CD-ROM等の付属資料がある資料は、返却カウンターで返却手続きをします 開館時は館内のブックポストに返却してください 閉館時は風除室のブックポストに返却してください 他館・他大学から借用した資料は、従来通りブックポストではなくカウンターに直接返却してください
レファレンス・LA	**レファレンスについて** なるべくe-mailにより問い合わせてください レファレンスカウンターでの相談で回答に時間がかかるものは、後ほどe-mailなどにより回答します。その際は所定用紙に質問事項の記入をお願いします 他大学等図書館の利用については、レファレンスとして対応します 記入用のペンの準備はありません。来館するときは筆記用具の持参をお願いします **ライブラリー・アシスタント（LA）について** 相談時間は、20分以内程度でお願いしています LAが専用デスクを離れて館内を案内するときは、フェイスシールドを着用して対応します
その他	**消毒清掃の実施について** 毎朝、階段の手すり、OPACのマウス、キーボードを消毒します **この図書館利用方法は、近郊の感染状況などにより、埼玉大学で発しているリスクレベルの対応の範囲内で、取り扱いを強化または緩和することがあります　２０２０年6月８日**

館内ウイルス対策については、２０２０年6月８日公開予定です。

資料を探す
- » OPAC
- » 電子ジャーナルリスト
- » 学外資料検索

図書館を使う
- » 学生・職員の方へ
- » 教員の方へ
- » 卒業生の方へ
- » 学外の方へ
- » よくある質問
- » 文献複写申込
- » 図書貸借申込
- » ラーニングコモンズ

図書館を知る
- » インフォメーション
- » 施設ガイド
- » コレクション

電子情報サービス
- » 電子ジャーナル：
- » Web of Science
- » 機関リポジトリ(SI
- » 電子ジャーナル・
eBook利用案内
- » SciFinder(概要と
- » 電子リソースの学
いて
- » OA論文出版料の軽
- » 国立国会図書館「
ル化資料送信サービ
- » 埼玉大学研究者総

学内リンク先一覧
- » 経済学部研究資料室
- » 教養学部資料センター

アクセス　お問い合わせ　サイトマップ　埼玉大学　情報メディア基盤センター

Copyright © 2017 Saitama University.Library All rights reserved

別紙2

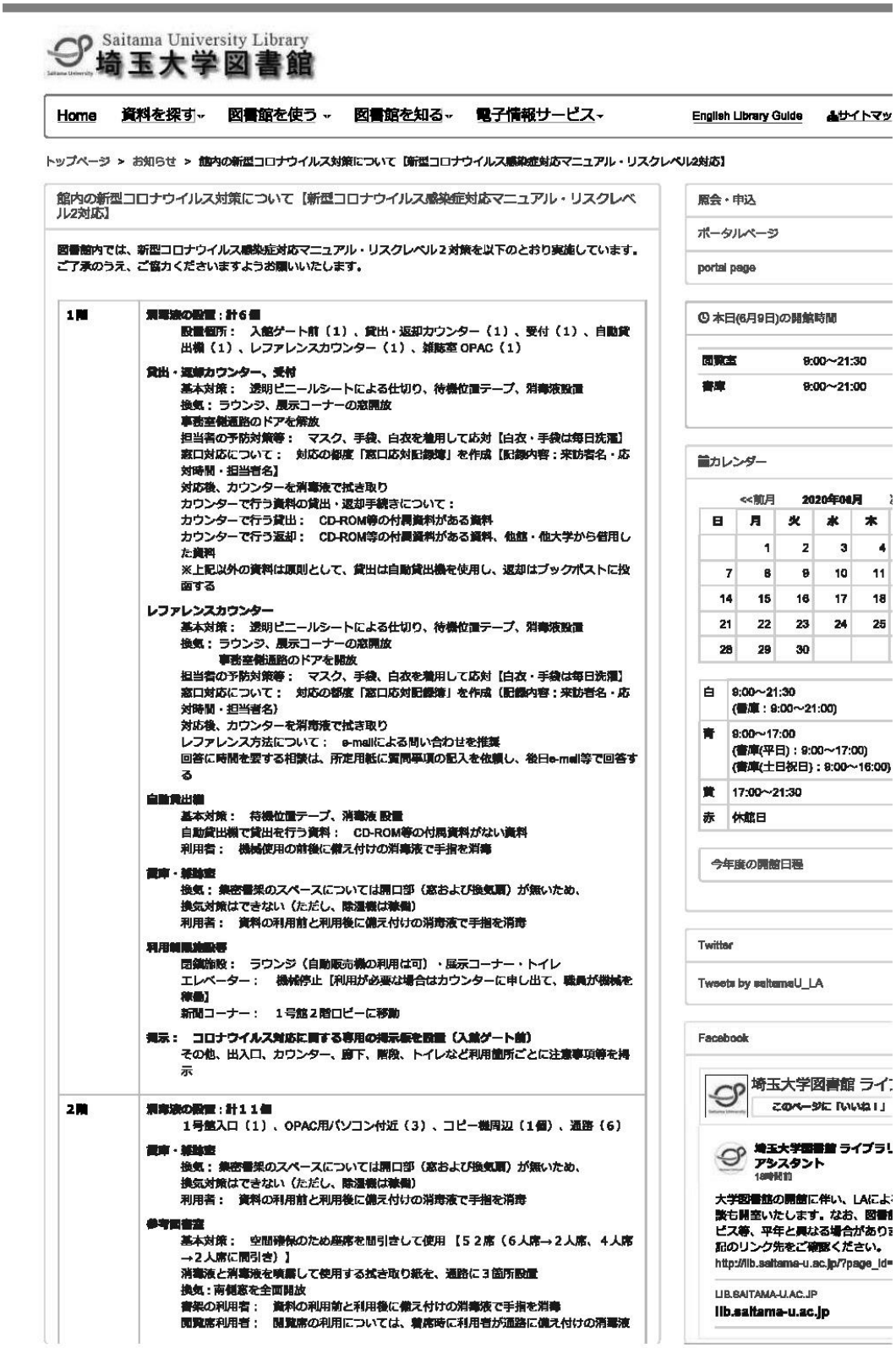

Saitama University Library
埼玉大学図書館

Home　資料を探す　図書館を使う　図書館を知る　電子情報サービス　English Library Guide　サイトマップ

トップページ ＞ お知らせ ＞ 館内の新型コロナウイルス対策について【新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・リスクレベル2対応】

館内の新型コロナウイルス対策について【新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・リスクレベル2対応】

図書館内では、新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・リスクレベル２対策を以下のとおり実施しています。
ご了承のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

1階

消毒液の設置：計６箇
設置箇所：　入館ゲート前（１）、貸出・返却カウンター（１）、受付（１）、自動貸出機（１）、レファレンスカウンター（１）、雑誌室 OPAC（１）

貸出・返却カウンター、受付
基本対策：　透明ビニールシートによる仕切り、待機位置テープ、消毒液設置
換気：ラウンジ、展示コーナーの窓開放
事務室側通路のドアを解放
担当者の予防対策等：　マスク、手袋、白衣を着用して応対【白衣・手袋は毎日洗濯】
窓口対応について：　対応の都度「窓口応対記録簿」を作成【記録内容：来訪者名・応対時間・担当者名】
対応後、カウンターを消毒液で拭き取り
カウンターで行う資料の貸出・返却手続きについて：
カウンターで行う貸出：　CD-ROM等の付属資料がある資料
カウンターで行う返却：　CD-ROM等の付属資料がある資料、他館・他大学から借用した資料
※上記以外の資料は原則として、貸出は自動貸出機を使用し、返却はブックポストに投函する

レファレンスカウンター
基本対策：　透明ビニールシートによる仕切り、待機位置テープ、消毒液設置
換気：ラウンジ、展示コーナーの窓開放
事務室側通路のドアを開放
担当者の予防対策等：　マスク、手袋、白衣を着用して応対【白衣・手袋は毎日洗濯】
窓口対応について：　対応の都度「窓口応対記録簿」を作成（記録内容：来訪者名・応対時間・担当者名）
対応後、カウンターを消毒液で拭き取り
レファレンス方法について：　e-mailによる問い合わせを推奨
回答に時間を要する相談は、所定用紙に質問事項の記入を依頼し、後日e-mail等で回答する

自動貸出機
基本対策：　待機位置テープ、消毒液 設置
自動貸出機で貸出を行う資料：　CD-ROM等の付属資料がない資料
利用者：　機械使用の前後に備え付けの消毒液で手指を消毒

書庫・雑誌室
換気：集密書架のスペースについては開口部（窓および換気扇）が無いため、
換気対策はできない（ただし、除湿機は稼働）
利用者：　資料の利用前と利用後に備え付けの消毒液で手指を消毒

利用制限施設等
閉鎖施設：　ラウンジ（自動販売機の利用は可）・展示コーナー・トイレ
エレベーター：　機械停止【利用が必要な場合はカウンターに申し出て、職員が機械を稼働】
新聞コーナー：　１号館２階ロビーに移動

掲示：　コロナウイルス対応に関する専用の掲示板を設置（入館ゲート前）
その他、出入口、カウンター、廊下、階段、トイレなど利用箇所ごとに注意事項等を掲示

2階

消毒液の設置：計１１個
１号館入口（１）、OPAC用パソコン付近（３）、コピー機周辺（１個）、通路（６）

書庫・雑誌室
換気：集密書架のスペースについては開口部（窓および換気扇）が無いため、
換気対策はできない（ただし、除湿機は稼働）
利用者：　資料の利用前と利用後に備え付けの消毒液で手指を消毒

参考図書室
基本対策：　空間確保のため座席を間引きして使用 【５２席（６人席→２人席、４人席→２人席に間引き）】
消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、通路に３箇所設置
換気：両側窓を全面開放
書架の利用者：　資料の利用前と利用後に備え付けの消毒液で手指を消毒
閲覧席利用者：　閲覧席の利用については、着席時に利用者が通路に備え付けの消毒液

展示・申込
ポータルページ
portal page

本日(6月9日)の開館時間

閲覧室	9:00～21:30
書庫	9:00～21:00

開カレンダー

<<前月　2020年06月

日	月	火	水	木
	1	2	3	4
7	8	9	10	11
14	15	16	17	18
21	22	23	24	25
28	29	30		

白	9:00～21:30 (書庫：9:00～21:00)
青	9:00～17:00 (書庫(平日)：9:00～17:00) (書庫(土日祝日)：9:00～16:00)
黄	17:00～21:30
赤	休館日

今年度の開館日程

Twitter
Tweets by saitamaU_LA

Facebook
埼玉大学図書館 ライ
このページに「いいね！」

埼玉大学図書館 ライブラリアシスタント
18時間前
大学図書館の開館に伴い、LAによ
数も開室いたします。なお、図書館
ビス等、平年と異なる場合があり
記のリンク先をご確認ください。
http://lib.saitama-u.ac.jp/?page_id=

LIB.SAITAMA-U.AC.JP
lib.saitama-u.ac.jp

	と 消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙を用いて、利用する机と椅子を消毒して使用する 自習のための閲覧席の利用は、禁止 着席位置の椅子の移動は、禁止 **閲覧室** 基本対策： 空間確保のため座席を間引きして使用【６４席（４人席→２人席に間引き）】 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、通路に３箇所設置 換気： 南側窓を全面開放 利用者： 閲覧席の利用については、着席時に利用者が通路に備え付けの消毒液と 消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙を用いて、利用する机と椅子を消毒して使用する 自習のための閲覧席の利用は、禁止 着席位置の椅子の移動は、禁止 **新聞コーナー（1階から移設）** 基本対策： 空間確保のため座席を間引きして使用【３席（４人席→１人席に間引き）】 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、入口に１箇所設置 換気： 換気設備等の設置なし 利用者： 新聞の閲覧前と閲覧後に備え付けの消毒液で手指を消毒 **OPAC（蔵書検索）用パソコン、コピー機** 基本対策： 空間確保のためOPAC（蔵書検索）用パソコンを間引きして使用【２台（４台→２台に間引き）】 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、機器の付近に２箇所設置 換気： 閲覧室の南側窓を全面開放 利用者： 利用するパソコン・コピー機のキーボード・マウスなど、机と椅子の持ち手を備え付けの消毒液と、 消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙を用いて、消毒して使用する **AVコーナー** 基本対策： 空間確保のため座席を間引きして使用【３席（５席→３席に間引き）】 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、閲覧室の通路に３箇所設置 換気： 閲覧室の南側窓を全面開放 利用者： 利用する機器のスイッチや机と椅子の持ち手を、備え付けの消毒液と 消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙を用いて、消毒して使用する 複数人での利用は、禁止 利用時間の延長は、禁止 **ライブラリー・アシスタント（LA）** 基本対策： 透明ビニールシートによる仕切り、待機位置テープ、消毒液設置 LA担当者の予防対策等： マスク、手袋、白衣を着用して応対【白衣・手袋は毎日洗濯】 対応後、デスクを消毒液で拭き取り。LAが専用デスクを離れて館内を案内するときは、 フェイスシールドを着用して対応する 利用について： 相談時間は20分以内程度に制限する **利用制限施設等** 閉鎖施設： ラウンジ・セミナー室 情報端末コーナーの利用はできない **掲示： コロナウイルス対応に関する専用の掲示板を設置（１号館入口）** その他、出入口、廊下、階段、トイレなど利用箇所ごとに注意事項等を掲示
３階	**消毒液の設置：計１１個** １号館入口（１）、OPAC用パソコン付近（３）、コピー機周辺（１）、通路（６） **書庫・雑誌室** 換気： 集密書架のスペースについては開口部（窓および換気扇）が無いため、換気対策はできない（ただし、除湿機は稼働） 利用者： 資料の利用の前後に備え付けの消毒液で手指を消毒 **閲覧室** 基本対策： 空間確保のため座席を間引きして使用【１号館６３席、２号館６４席（４人席→２人席に間引き）】 換気： 南側窓を全面開放 利用者： 閲覧席の利用については、着席時に利用者が通路に備え付けの消毒液と、 消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙を用いて、利用する机と椅子を消毒して使用する 自習のための閲覧席の利用は、禁止 着席位置の椅子の移動は、禁止 **宮立浦和高等学校記念資料室** 座席なし 換気： 使用時に空調を作動、ドアの開放 利用方法： 使用時のみ開錠（平常時と同様） **利用制限施設等** 閉鎖施設： ラーニングコモンズ、グループ学習室 **掲示： コロナウイルス対応に関する専用の掲示板を設置（１号館入口）** その他、出入口、廊下、階段、トイレなど利用箇所ごとに注意事項等を掲示
入館制限	**２時間毎に館内巡回を実施し、混雑状況【入館者が２００人を越えた場合】により入館制限を実施する**

	巡回の時間帯：　１１時・１３時・１５時・１７時・１９時の５回実施 入館者数の上限の根拠：　館内の閲覧席数【約２００席（間引き実施後）】
「図書館利用記録票」	記録目的：　大学内で感染者が発生した場合に、感染者の図書館内での移動経路を確認することを目的 記録内容：　図書館内の滞在時間、建物、階、部屋名称、書架利用状況、座席番号 など（利用記録票サンプルはこちら） 保管方法：　前日分を開館時間前に回収、1日ごとに専用の段ボール箱に入れて保管（回収時ゴム手袋着用、保管後は手指消毒） 同じ段ボール箱には、１日ごとの入館ゲートでの入館記録を併せて保管する 記録表の利用：　大学内で感染者が発生した場合にのみ使用（保健所への情報提供等）。目的外利用はしない 配布場所・方法：　１階入館ゲート前に設置した配布用の箱から取り出して入館（取り忘れた者には、カウンターから声をかけて配布） 回収場所・方法：　１号館１階ロビー（２箇所）に設置した回収箱に、利用者が退館時に投函
消毒清掃について	**消毒清掃の方法、場所、回数** 方法：　ゴム手袋を着用し、清掃箇所等に消毒液を噴霧した後、専用の布で拭き取り（「図書館利用記録票」回収箱は噴霧のみ） 場所：　階段の手すり、コピー機、OPACのマウス、キーボード、「図書館利用記録票」回収箱 時間：　開館前
その他	**館内放送【利用上の注意事項】を実施** 時間帯：　１０時、１４時、１８時の３回実施 内容：　館内マスク着用、手指消毒、利用時間等制限、図書館利用記録票記入など **この図書館利用方法は、近郊の感染状況などにより、埼玉大学で発しているリスクレベルの対応の範囲内で、取り扱いを強化または緩和することがあります　２０２０年６月８日**

図書館の開館について【新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・リスクレベル2対応】は、こちらをご覧ください。

資料を探す
» OPAC
» 電子ジャーナルリスト
» 学外資料検索

図書館を使う
» 学生・職員の方へ
» 教員の方へ
» 卒業生の方へ
» 学外の方へ
» よくある質問
» 文献複写申込
» 図書貸借申込
» ラーニングコモンズ

図書館を知る
» インフォメーション
» 施設ガイド
» コレクション

電子情報サービス
» 電子ジャーナル：イ
» Web of Science
» 機関リポジトリ(SI
» 電子ジャーナル・ラ eBook利用案内
» SciFinder^{n}(概要と
» 電子リソースの学外 いて
» OA論文出版料の軽
» 国立国会図書館「国 ル化資料送信サービス
» 埼玉大学研究者総覧

学内リンク先一覧
» 経済学部研究資料室
» 教養学部資料センター

アクセス　お問い合わせ　サイトマップ　埼玉大学　情報メディア基盤センター
Copyright © 2017 Saitama University Library All rights reserved

別紙3

令和4年度入館者統計 （元・2・3年度併載）

令和4年度

年	月	開館日数					入館者数集計					入館者数1日平均				
		単純日数	平日（注）			土・日、祝日	合計	平日（注）			土・日、祝日	単純平均	平日			土・日、祝日
			単純日数	9:00～17:00	17:00～21:30			9:00～17:00	17:00～21:30	小計			単純平均	～17時	17時～	
2022	4	26	20	19	14	6	17,376	13,762	2,864	16,626	750	668	831	724	205	125
	5	31	18	17	18	13	17,523	12,018	3,718	15,736	1,787	565	874	707	207	137
	6	30	22	21	22	8	21,607	15,754	4,305	20,059	1,548	720	912	750	196	194
	7	31	21	21	21	10	20,913	14,380	4,260	18,640	2,273	675	888	685	203	227
	8	16	16	16	5	0	8,364	7,275	1,089	8,364	0	523	523	455	218	—
	9	19	19	19	3	0	5,149	4,723	426	5,149	0	271	271	249	142	—
	10	30	21	20	21	9	18,083	12,808	3,950	16,758	1,325	603	798	640	188	147
	11	24	18	18	18	6	15,120	10,700	3,334	14,034	1,086	630	780	594	185	181
	12	26	18	18	18	8	14,232	10,005	3,168	13,173	1,059	547	732	556	176	132
2023	1	24	17	17	16	7	14,387	9,826	3,320	13,146	1,241	599	773	578	208	177
	2	21	19	19	6	2	9,170	7,067	1,470	8,537	633	437	449	372	245	317
	3	22	22	22	0	0	3,666	3,666	0	3,666	0	167	167	167	—	—
合計		300	230	226	162	70	165,590	121,984	31,904	153,888	11,702	552	669	540	197	167
前年比		100.7%	100.0%	99.6%	101.9%	102.9%	176.7%	182.6%	172.9%	180.5%	138.9%	175.5%	180.5%	183.4%	169.7%	134.9%
令和3年度比		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	58.2%	58.3%	58.4%	58.3%	57.2%	58.2%	58.3%	58.3%	58.4%	57.2%

注:「平日」には館内整理日（17:00～開館）を含む

7/18(月・祝日)　通常授業実施 ⇒「平日」に含める
10/10(月・祝日)　通常授業実施 ⇒「平日」に含める
11/3(木・祝日)　通常授業実施 ⇒「平日」に含める

1/4(水・平日)　休校　⇒休館
1/5(木・平日)　休校　⇒休館

令和3年度

年	月	開館日数					入館者数集計					入館者数1日平均				
		単純日数	平日（注）			土・日、祝日	合計	平日（注）			土・日、祝日	単純平均	平日			土・日、祝日
			単純日数	9:00～17:00	17:00～21:30			9:00～17:00	17:00～21:30	小計			単純平均	～17時	17時～	
2021	4	26	20	19	13	6	9,003	7,141	1,304	8,445	558	346	422	376	100	93
	5	30	17	17	17	13	10,990	7,494	2,093	9,587	1,403	366	564	441	123	108
	6	30	22	21	22	8	12,756	8,542	3,156	11,698	1,058	425	532	407	143	132
	7	31	22	22	22	9	11,702	7,424	2,790	10,214	1,488	377	464	337	127	165
	8	17	15	15	5	2	3,766	2,812	583	3,395	371	222	226	187	117	186
	9	20	20	20	4	0	3,077	2,834	243	3,077	0	154	154	142	61	—
	10	30	21	20	21	9	9,404	6,539	1,962	8,501	903	313	405	327	93	100
	11	22	18	18	16	4	8,389	6,014	1,850	7,864	525	381	437	334	116	131
	12	27	19	19	19	8	8,875	5,927	2,134	8,061	814	329	424	312	112	102
2022	1	24	17	17	14	7	7,952	5,382	1,617	6,999	953	331	412	317	116	136
	2	19	17	17	6	2	5,086	4,014	719	4,733	353	268	278	236	120	177
	3	22	22	22	0	0	2,698	2,698	0	2,698	0	123	123	123	—	—
合計		298	230	227	159	68	93,698	66,821	18,451	85,272	8,426	314	371	294	116	124
前年比		122.1%	119.2%	118.8%	128.2%	133.3%	256.6%	251.7%	285.8%	258.4%	239.4%	210.1%	216.8%	211.8%	222.9%	179.5%
令和2年度比		99.3%	100.0%	100.4%	98.1%	97.1%	33.0%	31.9%	33.8%	32.3%	41.2%	33.2%	32.3%	31.8%	34.4%	42.4%

注:「平日」には館内整理日（17:00～開館）を含む

5/27(木)　施設入構禁止 ⇒埼玉大学への爆破予告のため休館
7/22(木・祝日)　通常授業実施 ⇒「平日」に含める
7/23(金・祝日)　通常授業実施 ⇒「平日」に含める

11/3(水・祝日)　通常授業実施　⇒「平日」に含める
1/4(火・平日)　休校　⇒休館
1/5(水・平日)　休校　⇒休館

令和4年度入館者統計 （元・2・3年度併載）

令和2年度

年	月	開館日数					入館者数集計					入館者数1日平均				
		単純日数	平日（注）			土・日、祝日	合計	平日（注）			土・日、祝日	単純平均	平日			土・日、祝日
			単純日数	9:00～17:00	17:00～21:30			9:00～17:00	17:00～21:30	小計			単純平均	～17時	17時～	
2020	4	6	6	6	0	0	891	891	0	891	0	149	149	149	—	—
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—
	6	23	17	16	17	6	3,464	2,318	784	3,102	362	151	182	145	46	60
	7	31	21	21	21	10	4,280	2,617	1,017	3,634	646	138	173	125	48	65
	8	18	15	15	5	3	2,578	2,073	251	2,324	254	143	155	138	50	85
	9	22	20	20	4	2	3,043	2,733	181	2,914	129	138	146	137	45	65
	10	30	22	21	22	8	5,892	3,915	1,347	5,262	630	196	239	186	61	79
	11	27	20	20	16	7	5,173	3,523	1,105	4,628	545	192	231	176	69	78
	12	25	19	19	17	6	4,622	3,117	1,034	4,151	471	185	218	164	61	79
2021	1	24	17	17	15	7	2,843	1,990	490	2,480	363	118	146	117	33	52
	2	18	16	16	7	2	2,127	1,761	246	2,007	120	118	125	110	35	60
	3	20	20	20	0	0	1,607	1,607	0	1,607	0	80	80	80	—	—
合計		244	193	191	124	51	36,520	26,545	6,455	33,000	3,520	150	171	139	52	69
前年比		81.3%	83.9%	84.5%	76.5%	72.9%	12.8%	12.7%	11.8%	12.5%	17.2%	15.8%	14.9%	15.0%	15.4%	23.6%

注:「平日」には館内整理日（17:00～開館）を含む

4/9(水)～6/7(日) 入構規制 ⇒緊急閉館期間中のため休館
6/21(日) ⇒断水のため休館
11/3(火・祝日) 通常授業実施 ⇒「平日」に含める
1/4(月・平日) 休校 ⇒休館
1/5(火・平日) 休校 ⇒休館
1/8(金)～2/9(火) リスクレベル3 ⇒夜間開館は20:00まで
3/22(月) リスクレベル2 ⇒個別学力検査追試験日のため休館
3/25(木) リスクレベル2 ⇒学部卒業式・大学院修了式のため休館

令和元年度

年	月	開館日数					入館者数集計					入館者数1日平均				
		単純日数	平日（注）			土・日、祝日	合計	平日（注）			土・日、祝日	単純平均	平日			土・日、祝日
			単純日数	9:00～17:00	17:00～21:30			9:00～17:00	17:00～21:30	小計			単純平均	～17時	17時～	
2019	4	28	20	19	14	8	27,465	20,951	4,737	25,688	1,777	981	1,284	1,103	338	222
	5	31	20	19	20	11	33,052	22,728	7,276	30,004	3,048	1,066	1,500	1,196	364	277
	6	30	20	19	20	10	34,369	23,795	7,229	31,024	3,345	1,146	1,551	1,252	361	335
	7	31	23	23	23	8	41,821	29,645	9,119	38,764	3,057	1,349	1,685	1,289	396	382
	8	19	17	17	4	2	16,115	14,595	1,086	15,681	434	848	922	859	272	217
	9	21	19	19	3	2	8,942	7,852	645	8,497	445	426	447	413	215	223
	10	27	21	20	21	6	28,885	20,925	6,301	27,226	1,659	1,070	1,296	1,046	300	277
	11	26	19	19	17	7	26,860	19,140	5,578	24,718	2,142	1,033	1,301	1,007	328	306
	12	24	17	17	16	7	21,308	15,192	4,513	19,705	1,603	888	1,159	894	282	229
2020	1	24	19	19	18	5	27,107	19,614	6,159	25,773	1,334	1,129	1,356	1,032	342	267
	2	20	16	16	6	4	13,740	10,171	1,956	12,127	1,613	687	758	636	326	403
	3	19	19	19	0	0	4,690	4,690	0	4,690	0	247	247	247	—	—
合計		300	230	226	162	70	284,354	209,298	54,599	263,897	20,457	948	1,147	926	337	292

注:「平日」には館内整理日（17:00～開館）を含む

5/6(月・祝日) 通常授業実施 ⇒「平日」に含める
7/15(月・祝日) 通常授業実施 ⇒「平日」に含める
10/14(月・祝日) 通常授業実施 ⇒「平日」に含める
12/25(水・平日) 休校 ⇒休館
12/26(木・平日) 休校 ⇒休館
12/27(金・平日) 休校 ⇒休館
3/25(水) ⇒電気工事のため休館

別紙4

図書館の開館について【新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・リスクレベル2対応】（終了）

令和２年６月８日（月）以降、埼玉大学在籍者を対象とし、大学で策定された新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・リスクレベル２対応の開館をいたします。

・【学生各位】新型コロナウイルス感染症への対応について
・新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針を、６月８日からリスクレベル２へ引き下げます

リスクレベル２ 対応中の図書館利用については、以下を了承のうえ、ご協力ください。

入館について	**発熱等の症状がある人は入館できません** **マスクを必ず着用してください（来館時、館内とも）** **館内の滞在時間は最大２時間までとしています** **自習のための図書館利用はできません** **複数人での来館、館内での会話（カウンターやサポートデスクを除く）はご遠慮願います** **混雑時（200人を超えた場合）は入館を制限します** **感染者発生時の感染経路を把握するため、館内を利用した場所・時間を記録する「図書館利用記録票」の記入をお願いしています。** **利用した場所の都度記入していただくこと、退館時の回収にご協力願います** **図書館利用後は速やかな退館にご協力ください**
学外の方へ	**当分の間、入館をご遠慮いただいております。**
館内利用について	**利用できる施設：１号館、２号館、サポートデスク** 換気のため窓を開放中です **利用制限の施設・設備** ラーニングコモンズ（サポートデスクを除く）、展示コーナー、ラウンジ は閉鎖しています 情報端末コーナー（２階）は利用できません 新聞コーナー は、２階に移動しました エレベーターは停止しています。 利用を希望する方はカウンターへお知らせください **「図書館利用記録票」の記入について** 館内の利用内容（場所と時間）を記録していただきます。必ず利用した都度、記入をお願いします。 配布場所：１階入館ゲート前 回収場所：１号館１階ロビー設置の回収箱 記入用のペンの準備はありません。来館するときは筆記用具の持参をお願いします 記録票は、大学内で感染者が発生した場合に使用します。他の目的で利用することはありません **資料（図書、雑誌等）の利用について** 資料の利用前（本とりだし）と後（書架に戻す）に、手指を消毒液で消毒してください 消毒液は、通路に数ヶ所設置しています **閲覧席の利用について** 自習のための利用はできません 空間確保のため座席は間引きしています。椅子を他の位置に移動しないでください 着席の際、利用する机と椅子の持ち手を消毒液で拭いて消毒してください 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙は、通路に数ヶ所設置しています

	OPAC（蔵書検索用）パソコン、コピー機について 空間確保のため参考図書室のOPAC用パソコンは間引きしています 複数人で利用しないでください 使用時は、利用するキーボード・マウス・机と椅子の持ち手を消毒液で拭いて消毒してください 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙は、通路に数ヶ所設置しています **AVコーナー・新聞コーナーの利用について** 空間確保のためAVブース、新聞コーナーの座席は間引きしています 複数人で利用しないでください AVブース利用時間の延長はできません 着席の際、利用する机と椅子の持ち手を消毒液で拭いて消毒してください 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙は、通路に数ヶ所設置しています
貸出・返却	**貸出について** 自動貸出機により貸出手続きが可能な資料は、自動貸出機を使用してください CD-ROM等の付属資料がある資料は、貸出カウンターで貸出手続きをします 自動貸出機、貸出カウンター前でも、対人間接触距離（１メートル程度）を維持してください **返却について** 埼玉大学図書館から借用した図書は、ブックポストに返却してください CD-ROM等の付属資料がある資料は、返却カウンターで返却手続きをします 開館時は館内のブックポストに返却してください 閉館時は風除室のブックポストに返却してください 他館・他大学から借用した資料は、従来通りブックポストではなくカウンターに直接返却してください
レファレンス・LA	**レファレンスについて** なるべくe-mailにより問い合わせてください レファレンスカウンターでの相談で回答に時間がかかるものは、後ほどe-mailなどにより回答します。その際は所定用紙に質問事項の記入をお願いします 他大学等図書館の利用については、レファレンスとして対応します 記入用のペンの準備はありません。来館するときは筆記用具の持参をお願いします **ライブラリー・アシスタント（LA）について** 相談時間は、20分以内程度でお願いしています LAが専用デスクを離れて館内を案内するときは、フェイスシールドを着用して対応します
その他	**消毒清掃の実施について** 毎朝、階段の手すり、OPACのマウス、キーボードを消毒します **この図書館利用方法は、近郊の感染状況などにより、埼玉大学で発しているリスクレベルの対応の範囲内で、取り扱いを強化または緩和することがあります**　２０２０年６月８日

館内の新型コロナウイルス対策について【新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・リスクレベル2対応】は、こちらをご覧ください。

別紙5

館内の新型コロナウイルス対策について【新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・リスクレベル2対応】

図書館内では、新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・リスクレベル２対策を以下のとおり実施しています。
ご了承のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

１階

消毒液の設置：計６個

入館ゲート前（１）、貸出・返却カウンター（１）、受付（１）、自動貸出機（１）、レファレンスカウンター（１）、雑誌室 OPAC（１）

貸出・返却カウンター、受付

基本対策：
透明アクリル板、ビニールシートによる仕切り、サーマルモニター、待機位置テープ、消毒液設置
換気：　ラウンジ、展示コーナーの窓開放、事務室側通路のドアを開放
担当者の予防対策等：
マスク、手袋、白衣またはエプロンを着用して応対【白衣・エプロン・手袋は毎日洗濯】
窓口対応について：
対応後、カウンターを消毒液で拭き取り
カウンターで行う資料の貸出・返却手続きについて：
カウンターで行う貸出：　CD-ROM等の付属資料がある資料
カウンターで行う返却：
CD-ROM等の付属資料がある資料、他館・他大学から借用した資料
※上記以外の資料は原則として、貸出は自動貸出機を使用し、返却はブックポストに投函する

レファレンスカウンター

基本対策：
透明アクリル板、ビニールシートによる仕切り、待機位置テープ、消毒液設置
換気：　ラウンジ、展示コーナーの窓開放、事務室側通路のドアを開放
担当者の予防対策等：
マスク、手袋、白衣またはエプロンを着用して応対【白衣・エプロン・手袋は毎日洗濯】
窓口対応について：
対応後、カウンターを消毒液で拭き取り
レファレンス方法について：
e-mailによる問い合わせを推奨
回答に時間を要する相談は、所定用紙に質問事項の記入を依頼し、後日e-mail等で回答する

自動貸出機

基本対策：　待機位置テープ、消毒液 設置
自動貸出機で貸出を行う資料：　CD-ROM等の付属資料がない資料
利用者：　機械使用の前後に備え付けの消毒液で手指を消毒

書庫・雑誌室

換気：　開館中は排気ファンを稼働
利用者：　資料の利用前と利用後に備え付けの消毒液で手指を消毒

利用制限施設等

閉鎖施設：　ラウンジ（自動販売機の利用は可）・展示コーナー・トイレ
エレベーター：
機械停止【利用が必要な場合はカウンターに申し出て、職員が機械を稼働】
新聞コーナー：　１号館２階ロビーに移動

	掲示： コロナウイルス対応に関する専用の掲示板を設置（入館ゲート前） その他、出入口、カウンター、廊下、階段、トイレなど利用箇所ごとに注意事項等を掲示
2階	**消毒液の設置：計１２個** １号館入口（１）、OPAC用パソコン付近（３）、コピー機周辺（１）、通路（６）、サポートデスク（１） **書庫・雑誌室** 換気： 開館中は排気ファンを稼働 利用者： 資料の利用前と利用後に備え付けの消毒液で手指を消毒 **参考図書室** 基本対策： 空間確保のため座席を間引きして使用 【８７席（６人席→４人席、４人席→２人席に間引き）】 閲覧席毎に間仕切りを設置 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、通路に３箇所設置 換気： 南側窓を全面開放 書架の利用者： 資料の利用前と利用後に備え付けの消毒液で手指を消毒 閲覧席利用者： 閲覧席の利用については、着席時に利用者が通路に備え付けの消毒液と、消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙を用いて、利用する机と椅子を消毒して使用する 着席位置の椅子の移動は、禁止 **閲覧室** 基本対策： 空間確保のため座席を間引きして使用【６４席（４人席→２人席に間引き）】 閲覧席毎に間仕切りを設置 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、通路に３箇所設置 換気： 南側窓を全面開放 閲覧席利用者： 閲覧席の利用については、着席時に利用者が通路に備え付けの消毒液と、消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙を用いて、利用する机と椅子を消毒して使用する 着席位置の椅子の移動は、禁止 **新聞コーナー（1階から移設）** 基本対策： 空間確保のため座席を間引きして使用【３席（４人席→１人席に間引き）】 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、入口に１箇所設置 換気： 換気設備等の設置なし 利用者： 新聞の閲覧前と閲覧後に備え付けの消毒液で手指を消毒 **OPAC（蔵書検索）用パソコン、コピー機** 基本対策： 空間確保のためOPAC（蔵書検索）用パソコンを間引きして使用【２台（４台→２台に間引き）】 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、機器の付近に２箇所設置 換気： 閲覧室の南側窓を全面開放 利用者：

	利用するパソコン・コピー機のキーボード・マウスなど、机と椅子の持ち手を備え付けの消毒液と、消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙を用いて、消毒して使用する **AVコーナー** 基本対策： 空間確保のため座席を間引きして使用【３席（５席→３席に間引き）】 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、閲覧室の通路に３箇所設置 換気：閲覧室の南側窓を全面開放 利用者： 利用する機器のスイッチや机と椅子の持ち手を、備え付けの消毒液と、消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙を用いて、消毒して使用する 複数人での利用は、禁止 **ライブラリー・アシスタント（LA）** 基本対策：透明アクリル板による仕切り、消毒液設置 LA担当者の予防対策等：　マスク、手袋、白衣またはエプロンを着用して応対【白衣・エプロン・手袋は毎日洗濯】 対応後、デスクを消毒液で拭き取り。LAが専用デスクを離れて館内を案内するときは、フェイスシールドを着用して対応する 利用について：　相談時間は20分以内程度に制限する **利用制限施設等** 閉鎖施設（遠隔受講スペースとしての利用のみ可）：　ラーニングコモンズ、セミナー室 情報端末コーナーの利用はできない **掲示：　コロナウイルス対応に関する専用の掲示板を設置（１号館入口）** その他、出入口、廊下、階段、トイレなど利用箇所ごとに注意事項等を掲示
３階	**消毒液の設置：計１９個** １号館入口（１）、OPAC用パソコン付近（３）、通路（７）、ラーニングコモンズ（8） **書庫・雑誌室** 換気：開館中は排気ファンを稼働 利用者：　資料の利用の前後に備え付けの消毒液で手指を消毒 **閲覧室** 基本対策： 空間確保のため座席を間引きして使用【１号館 １２６席、２号館 ６４席（６人席→４人席、４人席→２人席に間引き）】 閲覧席毎に間仕切りを設置 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、通路に７箇所設置 換気：　南側窓を全面開放 閲覧席利用者： 閲覧席の利用については、着席時に利用者が通路に備え付けの消毒液と、消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙を用いて、利用する机と椅子を消毒して使用する 着席位置の椅子の移動は、禁止 **ラーニングコモンズ** 基本対策： 空間確保のため座席を間引きして使用【ラーニングコモンズ６８席（３人席→２人席に間引き）、グループ学習室 各室６席 計１８席（２人席→１人席に間引き）】

	座席毎に間仕切りを設置 消毒液と消毒液を噴霧して使用する拭き取り紙を、8箇所設置 換気：　開館中はロスナイ（全熱交換機）を稼働 座席利用者： 座席の利用については、着席時に利用者が通路に備え付けの消毒液と、消毒液を噴霧して消毒する拭き取り紙を用いて、利用する机と椅子を消毒して使用する 着席位置の机・椅子の移動は可能（１つの机に２人まで、アクリル板越しでの着席とする） 利用について： マスクを必ず着用し、大声での会話は禁止とする グループ学習室のドアは開放したままでの利用とする **官立浦和高等學校記念資料室** 座席なし 換気：　使用時に空調を作動、ドアの開放 利用方法：　使用時のみ開錠（平常時と同様） **利用制限施設等** 閉鎖施設：　ラウンジ **掲示：　コロナウイルス対応に関する専用の掲示板を設置（１号館入口）** その他、出入口、廊下、階段、トイレなど利用箇所ごとに注意事項等を掲示
入館制限	**２時間毎に館内巡回を実施し、混雑状況【入館者が２００人を越えた場合】により入館制限を実施する** 巡回の時間帯：　１１時・１３時・１５時・１７時・１９時の５回実施 入館者数の上限の根拠：　館内の閲覧席数【約４００席（間引き実施後）】
「図書館利用記録票」	**記録目的** 大学内で感染者が発生した場合に、感染者の図書館内での移動経路を確認することを目的 **記録内容** 図書館内の滞在時間、建物、階、部屋名称、書架利用状況、座席番号 など （利用記録票サンプルはこちら） **保管方法** 前日分を開館時間前に回収、1日ごとに専用の段ボール箱に入れて保管（回収時ゴム手袋着用、保管後は手指消毒） 同じ段ボール箱には、１日ごとの入館ゲートでの入館記録を併せて保管する **記録表の利用** 大学内で感染者が発生した場合にのみ使用（保健所への情報提供等）。目的外利用はしない **配布場所・方法** １階入館ゲート前に設置した配布用の箱から取り出して入館（取り忘れた者には、カウンターから声をかけて配布） **回収場所・方法** １号館１階ロビー（２箇所）に設置した回収箱に、利用者が退館時に投函
消毒清掃について	**消毒清掃の方法、場所、回数** 方法：

	ゴム手袋を着用し、清掃箇所等に消毒液を噴霧した後、専用の布で拭き取り（「図書館利用記録票」回収箱は噴霧のみ） 場所： コピー機、OPACのマウス、キーボード、「図書館利用記録票」回収箱（階段の手すり、エレベーターのボタン、グループ学習室・セミナー室のドア手すり、トイレのノブ・鍵は抗菌加工済)
その他	**館内放送【利用上の注意事項】を実施** 時間帯：　１０時２５分、１４時５５分、１８時の３回実施 内容：　館内マスク着用、手指消毒、利用時間等制限、図書館利用記録票記入など **この図書館利用方法は、近郊の感染状況などにより、埼玉大学で発しているリスクレベルの対応の範囲内で、取り扱いを強化または緩和することがあります** ~~２０２０年6月8日　２０２１年3月２３日　２０２１年4月１４日~~　２０２１年１０月１１日

図書館の開館について【新型コロナウイルス感染症対応マニュアル・リスクレベル2対応（令和3年10月11日版）】は、こちらをご覧ください。

（チ）新型コロナウイルス感染症対策および対応

情報メディア基盤センター・総務部情報基盤課（令和 5 年 9 月 27 日）

情報メディア基盤センター・情報基盤課においては、新型コロナウイルス感染症対策および対応として、各種感染リスク軽減対策および各種インフラ整備等、多岐に渡る対応策を実施してきた。感染リスク軽減対策としては、教職員・学生等の三密回避、換気対策、対面業務のオンライン化などをあげることができ、インフラ整備としては、オンライン授業や、リモートワーク（在宅勤務）の環境構築の支援などを実施した。

これらの対応策は、実際の感染リスクを軽減するのみにとどまらず、職員の職務遂行時や学生・教員の授業時における不安解消の効果も得られた。また、在宅勤務を余儀なくされたことによる出勤職員のローテーション対応などを実施したことにより、職員の働き方改革の促進にも少なからず影響を与えたと考えられる。

なお、これらの対策および対応のほとんどは、令和 4 年度末までに、当初の役目を終えたものの、そのノウハウは蓄積され、今後、同様の事態が起きた場合などには、迅速な対応が可能である。

具体的な対策および対応の項目については以下の通りである。

【サービスの提供に関すること】

- 情報メディア基盤センター業務縮小（令和 2 年 4 月 16 日から 5 月 31 日まで）（参照1）
- 全学統一認証アカウントパスワード再発行申請および通知書発行方法変更（継続中）
- 代表メールアドレス利用通知書発行方法変更（緊急事態宣言中）
- 一時アカウント利用通知書発行方法変更（緊急事態宣言中）
- 次年度継続利用確認時における通知および提出方法の変更
- ウィルス対策ソフト提供方法変更（令和 3 年度末まで）

【工学部講義棟情報メディア端末室に関すること】

- 情報メディア端末室完全閉室（第 1・2 ターム）（令和 2 年度）
- 情報メディア端末室の入室を講義利用のみに制限（第 3・4 ターム）（令和 2 年度）
- 情報メディア端末室における感染防止対策ガイドライン策定（令和 2 年度版）
- 情報メディア端末室の「利用不可座席」の掲示（令和 2 年度版）
  距離を 1 メートル以上確保するため、定員を通常の令和 2 年度は 1/3、令和 3 年度は 1/2 程度とした
- 情報メディア端末室のドアノブ、スイッチ類、各座席（机・PC 等）、スリッパの消毒を実施（第 3・4 ターム）（令和 4 年度末まで）
- 座席間に飛沫防止用アクリルパーティション設置（令和 3 年 7 月から実施中）
- 情報メディア端末室の入口に体温検知顔認証機器を設置（令和 4 年 2 月から実施中）
- 情報メディア端末室 1・2 と 3・4 に空気清浄機（Airdog 計 2 台）を設置（令和 4 年 2 月から実施中）

【オンライン授業支援・リモートワーク支援等】

- Zoom 導入支援
- VPN 接続増強（同時利用 100 ユーザ数）

- 学生ガイダンス資料(動画)アップロード協力(令和 4 年度末まで)
- Microsoft Teams ライセンス提供開始
- 着席位置確認システム導入協力(サーバ構築・管理および運用支援)

【その他】

- 事務室カウンターにビニールカーテン設置
- 職員席にパーティション設置

以上の対策・対応の一部については、情報メディア基盤センターのホームページに掲載した(図1参照)。

図1:情報メディア基盤センター業務縮小(令和 2 年 4 月 16 日から 5 月 31 日まで)

以 上

（ツ） オンラインでイベントを開催

実施期間　令和２年度（2020 年度）～令和４年度（2022 年度）
実施内容
　従来対面式で行っていた各種イベントをオンラインで実施した。

2020 年９月７日理系女性教員の会
2020 年 11 月 11 日第 12 回ダイバーシティ推進室講演会「コロナ禍が浮き彫りにした家事労働ハラスメントの闇」ジャーナリスト・和光大学名誉教授　竹信美恵子氏
2020年９月23日～10 月20日第３回男女共同参画推進に関する意識・実態調査
2020 年 11 月 20 日、24 日彩の国女性研究者ネットワーク・研究機関訪問セミナー（日本ピストンリング株式会社、大正製薬株式会社、日本信号株式会社）
2021年２月５日第４回彩の国女性研究者ネットワークシンポジウム
2021 年３月５日「ダイバーシティに配慮したオンライン運営」セミナー
2021 年８月 28 日埼玉大学サイエンス体験サマースクール
2021 年 11 月 19 日第５回彩の国女性研究者ネットワークシンポジウム「With　コロナ時代の働き方を考えるーワーク・ライフ支援制度の活用に向けて」
2021 年 12 月 13 日防災・日本再生シンポジウム「新型コロナ感染拡大と防災-ジェンダー・ダイバーシティの視点から展望をひらく-」
2021 年 12 月 27 日製薬会社の研究者探訪～web 紹介編～
2022 年３月 15 日彩の国女性研究者ネットワーク・研究機関訪問セミナー（理化学研究所、株式会社フェニックスエンジニアリング）
2022 年 11 月18日第６回彩の国女性研究者ネットワークシンポジウム
2023 年３月 10 日彩の国女性研究者ネットワーク・研究機関訪問セミナー（ボッシュ株式会社）

担当部署　ダイバーシティ推進センター（研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課）

（テ） 附属中学校及び総合研究棟3号館トイレ改修

実施期間　令和2年10月22日～令和3年2月24日

◎実施内容　次の 2 箇所においてトイレ改修を実施した。
（別所4）附属中学校　武道場＜トイレ改修＞
（大久保1）総合研究棟 3 号館＜トイレ改修＞

◎予　算（令和2年度補正予算）国立大学法人　施設整備費補助金

◎工事金額　37，754千円（消費税込）

◎目　的　【附属中学校　武道場】は平成5年、【総合研究棟3号館】は昭和55年に整備され、トイレは現状（令和 2 年度）も建設時のままの和式大便器であるなど、ウイルスの感染リスクが高い状況にあった。この対策として、大便器を洋式にし、自動水栓を導入するなどの改修を行うことで、ウイルスの感染リスクを低減させることを目的として衛生対策を行った。

◎結　果　本対策によって　附属中学校武道場、総合研究棟3号館にて、ウイルスの感染リスクを低減させた。

【附属中学校　武道場】＜トイレ改修＞

小便器　等　交換（改修前　⇒　改修後）

大便器改修　和式　→　洋式大便器（蓋付）

手洗い改修　手動水栓　→　自動水栓　設置

【総合研究棟３号館】＜トイレ改修＞

大便器改修　和式　→　洋式大便器(蓋付)設置

手洗い改修　手動蛇口　→　自動水栓の設置

担当部署　財務部施設管理課

ケ　学籍異動に対する影響

実施期間　本文参照
実施内容　休学･退学･転学･除籍

･休学について

年度	家庭の事情（介護等含む）	勤務上の都合	経済的理由	修学計画見直し	進路変更	転居（帰国含む）	病気療養	勉学意欲喪失	留学	その他	総計
2018	13	29	38	41	24	2	8	21	22	31	**229**
2019	20	29	34	62	36	3	10	33	17	27	**271**
2020	13	20	38	62	18	1	10	13	9	27	**211**
2021	9	19	20	81	20	0	11	12	3	30	**205**
2022	8	22	23	66	23	0	15	29	11	21	**218**
2023	11	21	18	69	29	2	19	37	9	12	**227**
総計	**74**	**140**	**171**	**381**	**150**	**8**	**73**	**145**	**71**	**148**	**1361**

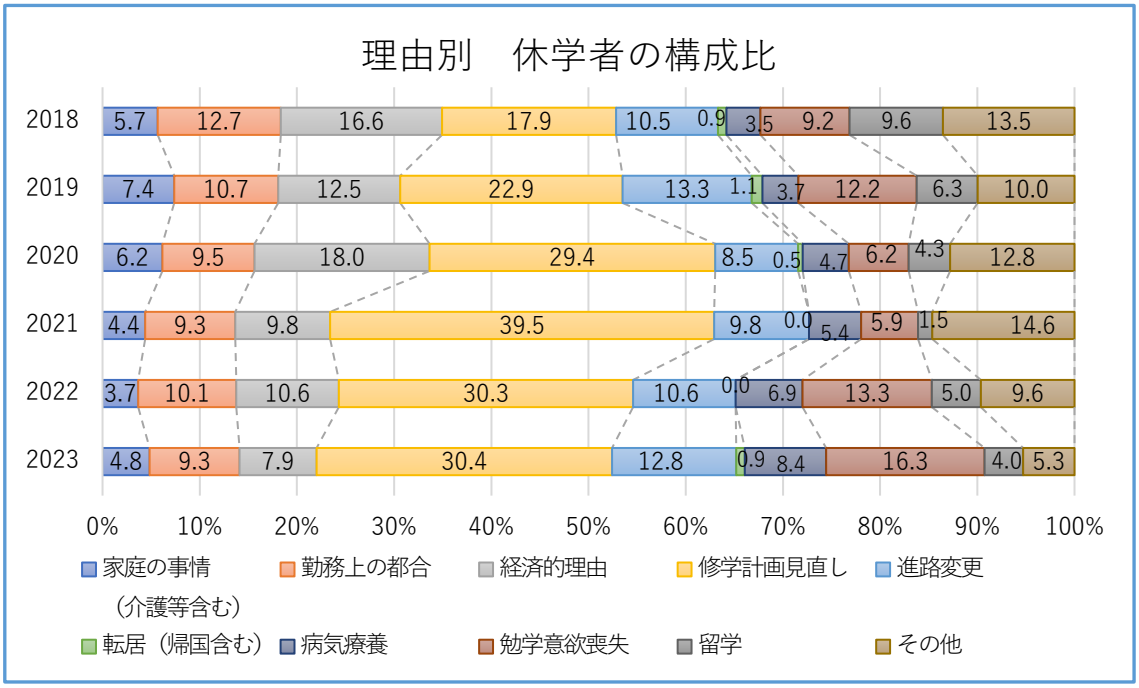

新型コロナウイルス感染症の流行前 2 年間から今年度まで、つまり平成30(2018)年から令和5(2023)年までの5月1日時点休学者は上記の通りとなる。なおこのデータは、概算要求の調査の際に 5 月 1 日時点の休学者数を抽出しているため、その際の基礎データに拠るものである。

新型コロナウイルス感染症の流行の前後を比較すると、経済的理由、留学による休学者が減少した一方で、修学計画見直し、病気療養、勉学意欲喪失による休学者が増加したため、合計数としては休学者に大きな変動は見られなかった。

・退学について

年度	家庭の事情（介護等含む）	勤務上の都合	経済的理由	在学年度超過	修学計画見直し	進路変更	転居（帰国含む）	病気療養	勉学意欲喪失	留学	その他	総計
2018	3	24	7	8	1	70	8	3	25	2	5	156
2019	7	10	4	4	7	82	4	2	33	0	3	156
2020	1	9	9	3	9	56	3	0	24	0	1	115
2021	7	7	4	0	5	69	0	0	32	1	4	129
2022	7	8	7	6	8	48	3	1	29	1	3	121
総計	25	58	31	21	30	325	18	6	143	4	16	677

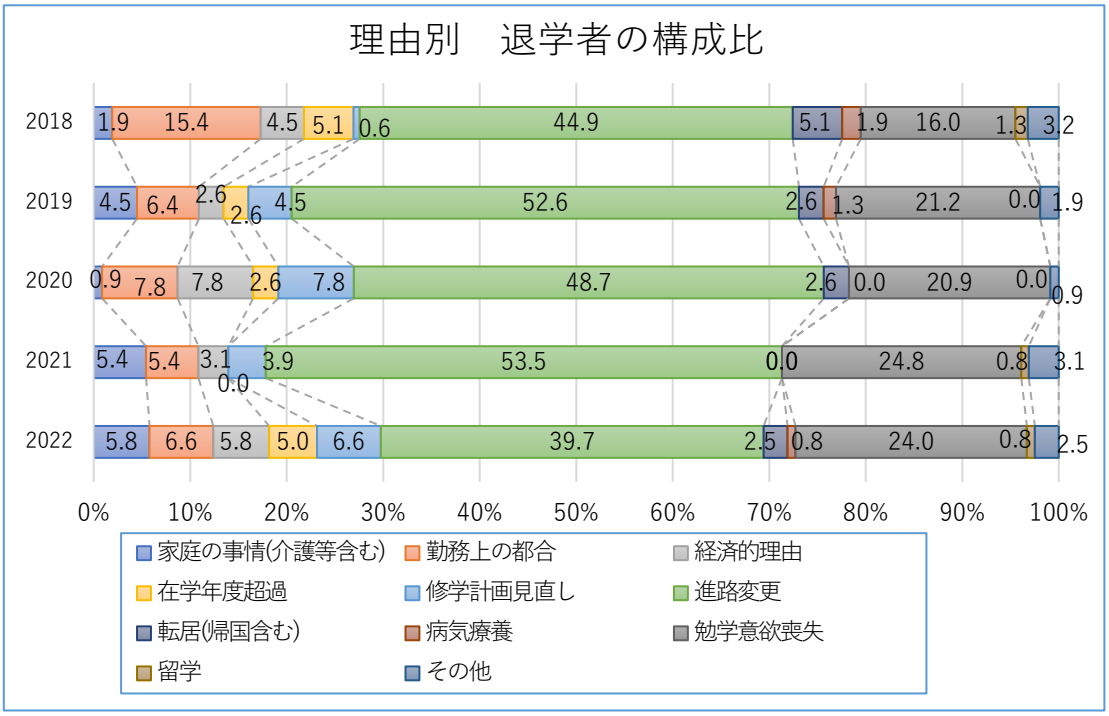

上記は平成30（2018）年度から令和 4（2022）年度までの、年度ごとの退学者数と出学理由の一覧表である。家庭の事情、修学計画見直しによる退学が増加しているものの、勤務上の都合、進路変更による退学者が減少しているため、総計としては新型コロナウイルス感染症の流行前の令和2（2018）年度と比較して、流行後の年度の退学者が減少している。

・転学について

	2018	2019	2020	2021	2022	総計
教育学部	**0**	**2**	**0**	**2**	**1**	**5**
転学部	0	2	0	2	1	5
工学部	**2**	**6**	**2**	**5**	**1**	**16**
転学部	2	3	2	5	1	13
転学科	0	3	0	0	0	3
理学部	**5**	**1**	**0**	**1**	**2**	**9**
転学部	4	1	0	1	2	8
転学科	1	0	0	0	0	1
理工学研究科博士前期課程	**2**	**0**	**1**	**0**	**1**	**4**
転コース	2	0	1	0	1	4
総計	**9**	**9**	**3**	**8**	**5**	**34**

上記は平成 30(2018)年度から令和4(2022)年度までの、年度ごとの転学部・転学科・転コースをした学生数の表である。転学は9月末と3月末に行われるが、令和2(2020)年度に転学した学生数は少なかった。

・除籍について

年度	在学年限超過	死亡	授業料未納	入学料未納	総計
2018	5	2	16	3	**26**
2019	4	3	21	6	**34**
2020	4	3	21	1	**29**
2021	3	2	16	1	**22**
2022	4	1	17	3	**25**
総計	**20**	**11**	**91**	**14**	**136**

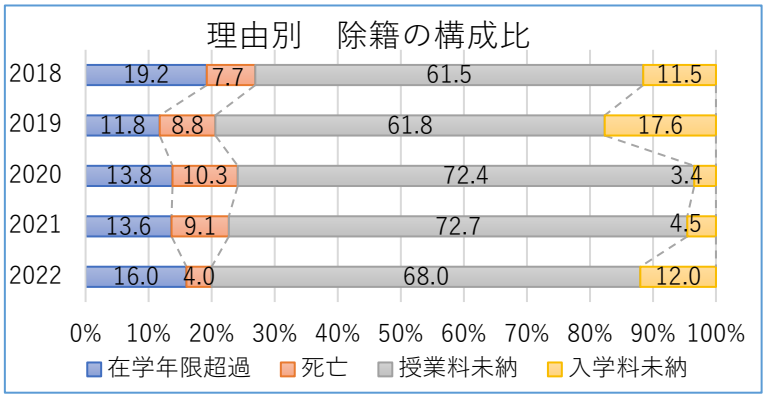

上記は平成30(2018)年から令和4(2022)年までの過去5年分の除籍者数の表である。平成31／令和元(2019)年度の除籍者数が他の年度より高くはあるが、新型コロナウイルス感染症の流行前と後で、除籍者数に大きな変動は見られない。

担当部署　学務部教育企画課

コ 労働側からの要望

①R2.9.29 過半数代表

R2.9.29 に過半数代表から総合技術支援センター職員の消毒作業に関して質問・要望があり、下記のとおり本学の対応等について回答を行った。

1. 学内で感染者が見つかった場合に誰が消毒作業にあたるのかという過半数代表からの質問に対し、当初人事課より、総合技術支援センター職員が主体となって消毒作業を行うというような趣旨の回答をいただきましたが、その後、消毒を要する部分を所管する部局の長が主体となるのであり、センター職員はそれに協力を求められるのだという趣旨の修正回答をいただきました。この修正の背景には、最初の回答内容について過半数代表者から総合技術支援センターに問い合わせた結果、センター側ではその内容を承知していないことが判明した、という事情があるものと理解しております。
そこで、過半数代表者として知りたく思うのは、この（人事課回答とセンター側の理解の）食い違いは、消毒作業に関する大学としての対応方針がセンターの理解と同意を得ないまま決定されていたことを意味するのか、それとも（大学としての方針が決まっていたにせよ曖昧であったにせよ）人事課において方針の十分な確認がなされないまま回答が作成されたことを意味するのか、ということです。もし前者であれば、教職員の健康と生命に関わる大事な問題について当事者の理解を得ないまま決定がなされていたということであり、労働側代表としては甚だ遺憾とする事態だと言わざるをえません。後者だとすれば、（さまざまな急を要する業務を抱えておられる事情は理解いたしますが）情報交換の窓口として少々軽率であったのでは、と申し上げねばなりません。今後の労使関係が安定した形で進展していけるためにも、どういう次第であったのかを明らかにしておいていただきたいと望んでおります。

【回答】

回答としては、前者でも後者でもない。副学長（大学改革、防災・危機管理担当）は、総合技術支援センター総括技術長と打合せの場を持ち、双方で同センター職員が消毒作業に協力することを確認した。この打合せで副学長としては、発生源にかかわらず同センター職員は消毒作業に協力すると理解し、そのことを伝えられた人事課がその旨を過半数代表に回答した。回答後、総括技術長から人事課に問い合わせがあり、総括技術長、各技術長、副学長、総務部長及び人事課職員で打合せの場をもったところ、総括技術長としては、発生源が理工学研究科の場合のみ協力することで理解したとのことで、副学長と総括技術長のお互いの理解にズレがあったことが判明した。このため意見交換を行い、同センター職員は発生源が理工学研究科以外であっても協力いただけることを確認並びに共通理解したため、人事課から過半数代表へ訂正の回答を行ったものである。

（参考　訂正した回答）

新型コロナウイルス感染者（疑いを含む）が発生した場合、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に基づき、報告を受けた副学長（危機管理担当）は、緊急性・必要性を考慮し、必要に応じて消毒を必要とする共通部分（ドアノブ、トイレ、エレベーター、手摺り等）を所管する部局の長に消毒作業を依頼するとともに、総合技術支援センター長を通じて技術職員に消毒作業を依頼します。依頼を受けた部局の長及び総合技術支援センター長は、関係する所属教職員へ業務を命じ、業務命令を応諾した当該教職員が保健所の指示により協力して消毒作業を行うことになります。

2. ウィルスの消毒作業に総合技術支援センター職員が関与するという方針はどのような理由によるも

のでしょうか。有毒な薬品等の管理・処置の仕方に通じているからということでしょうか。方針の合理性について念のために確認させていただく次第です。

【回答】

総合技術支援センター職員への協力については、副学長から依頼したものである。なお、同センター職員に協力を依頼したのは、貴殿お示したとおり、有毒な薬品等の管理・処置に精通している職員であることが大きな理由である。

3. 最後に、これは要望になりますが、作業に関する具体的な方針（誰が作業するのか、どのようにして作業者の安全を担保するのか）を教職員に周知して下さるよう改めてお願いいたします。今度は部局の長や職員が「そんなことは聞いていなかった」と言うようなことにならないよう、きちんとした事前のコミュニケーションをお願いしたいと思います。ある職員の方からは次のような意見をいただいています。「手当を支払えることにしたということは、緊急消毒作業を教職員に命じることがあるということで、作業マニュアル、消毒剤や作業服等の手配など、本部はどんな考えでいるのでしょう。」こうした不安が少しでも解消されるよう、大学執行部（特に危機管理担当副学長）には賢明な措置を講じられたく、その旨伝えていただけるようお願い申し上げる次第です。

【回答】

作業マニュアルについては、作成する。また、消毒作業に必要となる消毒剤やマスク等については、手配が済んでいる。なお、過半数代表からの要望について、副学長（大学改革、防災・危機管理担当）へ申し伝えた。

②R3.5.11 教職員組合

R3.5.11 に教職員組合から新型コロナウイルス感染症に係る教職員の安全衛生等に関して申入れがあり、R3.5.21 に行った協議を経て下記のとおり本学の対応等について回答を行った。

1. 教職員の安全を確保するため、すべての部局において、基礎疾患を抱える教職員（家族を含めて）について、オンライン講義ないし在宅勤務の実施を選択する権利を公平に与えること。

【回答】（教育企画課）

R3.6.1 付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）」において、自身または家族が基礎疾患を有する等の事情から、対面授業実施にあたって配慮が必要な者は申し出るよう、教員及び非常勤講師にメールで通知を行った。

2. 感染症対策マニュアルや学生行動指針など対策がどの程度学内で実際に実施されているのか、大学として調査を行い、結果を公表すること。感染症対策が行われているはずにもかかわらず、教室の廊下や学生食堂等で大人数の学生同士の「密」が発生しており、看過できない状況にある。

【回答】（教育企画課、学生支援課）

大学ホームページ、公式 SNS 及び学生ポータル等で感染対策（飲食の際のマスク、ソーシャルディスタンスの確保、密での会話を控え、特に、食堂や受講待機中の廊下で会話、また、通学の際の電車・バス等交通機関利用時においても同様の行動をとること）について、周知・注意喚起を行っている。

・R3.4.1付け、ホームページで副学長（危機管理担当）名及びweb 学生システムにて新入生及び在学生へ「感染症対策マニュアル」「学生行動指針」の遵守の注意喚起を行った。

・R3.4.9 付け、web 学生システムにて学生へ、授業開始にあたり注意すべき点について周知した。
・R3.4.28 付け、感染症対策の更なる徹底について、ホームページで副学長（危機管理担当）名及び web 学生システムで教育機構長名で周知及び注意喚起を行った。また、食堂については、生協の職員が密にならないよう調整し、各テーブルにアクリル板にて仕切りを設置して対策している。今後も、学生に対しての注意喚起のお知らせを行っていくとともに、廊下、食堂への注意喚起の掲示を行うこととするが、今のところ、十分に対策を行っているので調査までは考えていない。なお、R3.6.2 及び 3 に課外活動共用施設の巡回を行ったが、学生が集まっていることの確認はできなかった。

3. 教職員の安全衛生の確保のため、文科省等から要求されていると考えられる「対面講義の実施率」を対面的には保った形で、柔軟な対面講義の実施方法について（一部をオンライン化するなど）検討し、実施すること。あわせて、この状況下での対面講義の実施を真に学生が望んでいるのか、第1ターム終了のタイミングで調査すること。

【回答】（教育企画課）

基盤科目の外国語について、教育効果と感染防止の観点から、第 2 タームよりオンライン授業とすることとした。また、専門科目は対面授業を 50%としつつ、教室での密を避けるため、履修人数の多い科目はオンデマンドとし、その他の実験等授業については、教育効果の観点から引き続き対面での実施とする。なお、第 2 タームからオンライン授業を実施することから、学生への意向調査は実施しない。

4. 教職員の安全を確保するのに必要なレベルの新型コロナウイルスの感染の情報について、対外的な公表はせずとも教職員には正確に伝えること。

【回答】（危機対策本部）

複数人の感染者が発生した場合には、当該部局以外の部局長及び副学長と情報共有を図る体制とした。なお、感染者の学部名及び行動履歴、使用禁止にした教室の情報を学内限定の HP 等で公開することについては、今現在考えていない。

5. PCR 検査あるいは抗原検査等の実施によって、学内の感染状況を正確に把握すること。

【回答】（危機対策本部）

学生及び教職員で、①感染者と接触したが、濃厚接触者に特定されなかった者、②濃厚接触者と接触したが、その人の検査結果がでるまでの間、不安に感じる者は、大学が提供する検査キットを使用した PCR 検査を受検することができる制度を 6.3 から開始した。また、学内の感染状況については、感染症対応マニュアルに従い、引き続き把握していくこととする。

③R4.1.7 教職員組合

R4.1.7 に教職員組合から大学入学共通テストに関して申入れがあり、下記のとおり本学の対応等について回答を行った。

1. 試験場本部や監督控室（特に高校会場）などにおける「三密」を回避するような措置を講じること。

【回答】

試験場本部や監督控室は、常時、窓やドアなどを開放することにより換気を行うよう各試験場に周知しています。なお、監督控室は複数用意し、密を回避する措置を講じます。また、試験開始前の監督者集

合(問題冊子受取り)時には一時的に混み合う状態は避けられませんので、注意事項等は簡潔な説明で済ませるなどの工夫を各試験場にお願いしています。

2. 試験場本部や監督控室だけでなく、試験室についても空気清浄機を設置すること。
【回答】
試験室は、文部科学省のガイドラインに従い、休憩時間中に窓やドアを開放することで十分な換気を行うこととしています。試験場本部や監督控室も、上記1のとおり換気による対応をしていただくよう各試験場に注意喚起します。

3. 希望する教職員が PCR 検査を確実に受けることができるよう、大学で検査キットを十分に確保すること。
【回答】
試験監督者が感染に不安を感じる場合には、共通テスト実施前に PCR 検査を受けてもらえるよう、1.7 付けで検査キットを提供する旨の通知をしました。また、埼玉大学ホームページでも同日付けで全教職員・学生向けに無料の PCR 検査等を実施する旨の周知を図りました。検査キットは、大学として十分な数を確保しています(1.11 希望者 28 人へ配付)。
なお、共通テスト後においても、試験業務に携わった試験監督者の健康観察としてご利用いただけます。

4. 監督者が試験室で大きな声を出すことによって感染させるリスクを高めることのないよう、マイクなどを配備すること。
【回答】
受験者数の多い試験室(埼玉大学試験場)では、試験監督者がマイクを使用できるよう準備します。また、希望する試験監督者にはフェイスシールドを準備します。

5. 当日体調不良者や無症状濃厚接触者が受験する試験室で、監督者が新型コロナウイルスに感染しないためにどのような措置が講じられるのか具体的に説明すること。なお、教職員が十分な措置が講じられない場合には、危険な業務に従事することにつながりかねないため、これについては 1.12 までにご回答をお願いします。
【回答】
文部科学省のガイドラインに従い、別室における感染症対策として、受験者と試験監督者の距離を2m以上確保すること、受験者も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退出時の手指消毒を徹底することの措置を講じます。また、別室内の受験生の座席間隔を2m以上最大限に大きく確保すること、出題科目ごとに窓・ドアを開放し可能な限り換気を行うこと、建物内での他の受験生と接触しない動線を確保すること、などガイドラインで示されている感染症対策を講じます。なお、当日の体調不良者は、チェックリストにより医師等が確認し、感染が疑われる者は、別室受験とせず、追試験を申請させることになります。

④R4.1.20 教職員組合
R4.1.20 に教職員組合から第4ターム期末試験に関して申入れがあり、下記のとおり本学の対応等について回答を行った。

1. 試験実施教室における「三密」を回避するような措置を講じること。

【回答】

試験時の「三密」回避としては、授業と同様に、教室は窓やドアなどを開放することにより換気を行うことが出来ます。また、座席についても、試験時には1席間隔を空けて実施することとなっていますので、ソーシャルディスタンスは確保出来ています。

2. 科目担当者が対面試験実施に感染の不安を感じる場合、オンライン試験やレポート試験に切り替えることができること。

【回答】

試験実施については、コロナ禍の感染症対策として、レポート・論文での評価の実施でよいこととしているので、対面試験実施に感染の不安を感じる場合には、レポート試験に切り替えることが可能です。オンラインを利用した成績評価を行うことは可能ですが、公正な成績評価となるよう、不正防止の対策には充分に配慮してください。

担当部署　総務部人事課

サ　新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

2020年5月

2020年 7月 6日改訂　2020年11月12日改訂
2020年12月14日改訂　2021年 1月 6日改訂
2021年 4月 2日改訂　2021年 4月28日改訂
2021年11月 5日改訂　2022年 2月 7日改訂
2022年 4月 4日改訂　2022年 6月 1日改訂
2022年 7月22日改訂　2022年 7月29日改訂
2022年 9月 7日改訂　2022年11月25日改訂
2022年12月19日改訂　2023年 2月 9日改訂
2023年 4月 1日改訂　2023年 5月 8日廃止

国立大学法人埼玉大学

目　　次

１．本マニュアルの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２．新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針・・・・・・・・・３
２－２．オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた対応・・・・・５
３．学生
・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合・・・・・・・・・・７
（１） 発症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２） 発症２日目・３日目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（３） 発症４日目以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
・新型コロナウイルス感染症と診断された場合・・・・・・・・・・・・・１８
・検査キットにより自身で新型コロナウイルス感染症の陽性を
確認した場合又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合・・・・・・２０
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合・・２２
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合・・・・２５
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑い
のある者と濃厚に接触した可能性がある場合・・・・・・・・・・・・・２５
・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として
特定された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
４．教職員
・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合・・・・・・・・・２６
（１） 発症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（２） 発症２日目・３日目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（３） 発症４日目以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
・新型コロナウイルス感染症と診断された場合・・・・・・・・・・・・・３７
・検査キットにより自身で新型コロナウイルス感染症の陽性を
確認した場合又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合・・・・・・４０

・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合・・４２
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合・・・・４４
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑い
のある者と濃厚に接触した可能性がある場合・・・・・・・・・・・・・４５
・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として
特定された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
・中学校就学の始期に達するまでの子等が通う小学校等が臨時休業となった
場合、又はその子が新型コロナウイルス感染症に感染した場合若しくは
濃厚接触者に特定された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
５．入構（学生）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４７
６．授業（学生・教員）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４８
７．研究（学生）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４９
８．課外活動（学生）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５０
９．研究（教員・研究員等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５１
１０．国内出張（教職員）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５２
１１．海外渡航・派遣（教職員、学生）・・・・・・・・・・・・・・・・ ５３
１２．会議・式典・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
１３．事務職員・技術職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
１４．附属学校園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
１５．学外者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
１６．個人情報保護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
１７．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した
可能性がある場所の消毒について・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８

1. 本マニュアルの位置づけ

国立大学法人埼玉大学の役員、教職員、学生、園児、児童、生徒、他機関から来校中の研究者及び本学施設で業務に従事している者（以下「構成員」という。）が、自ら感染しない、他人に感染させないために取るべき行動をリスクレベルに応じて示すとともに、万が一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は罹患したと疑われる場合の対応については、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）に定めるもののほか、本マニュアルによるものとする。

なお、本マニュアルに定めのない事項については、随時対策を決定するものとする。

また、本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症の首都圏における感染等の状況等によっては、対応を随時見直し、改訂するものとする。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針

・新型コロナウイルスが発生、拡大、蔓延、爆発するリスクレベルに対する本学の対応方針は次頁のとおりとする。
・リスクレベルに対応する判定の内容は目安であり、その他の状況を勘案し、総合的に判断して該当するレベルを決定することとする。
・新型コロナウイルスの感染状況に基づき判定の目安が移行し、リスクレベルが上位から下位へ下がる場合であっても、社会における新型コロナウイルスへの対応状況に鑑み、上位のレベルの対応を維持することがある。

2023.04.01

新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針

リスクレベル	判定の目安	学生				教員・研究員等	教職員・学生			会議・式典	事務職員 技術職員	附属学校園	学外者
		入構	授業	研究	課外活動	研究	国内出張	判定の目安	海外渡航・派遣				
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり		・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく「十分注意してください」	・感染症危険情報に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・基本的な感染防止対策を徹底した上で入構	・基本的な感染防止対策を徹底した上で実施 ・対面授業を原則とする ・授業の具体な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定	・基本的な感染防止対策を徹底した上で実施	・基本的な感染防止対策を徹底した上で実施 ・課外活動施設等の利用、学内における学外者の活動、学外での活動は制限することがある	・基本的な感染防止対策を徹底した上で実施	・基本的な感染防止対策を徹底した上で承認	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく「不要不急の渡航はやめてください」	・日本国、当該国・地域における外務省の感染危険情報及び当該国（受入機関）の対応状況に基づいて実施	基本的な感染防止対策を徹底した上で実施 ・開催方法は、議長・主催者の判断による	・基本的な感染防止対策を徹底する ・執務室の密度を下げる工夫をする	・状況により一部で時差登校・授業短縮等を実施 ・部活動は、文科省が定めたマニュアル、通知を参考に活動を制限	・手指衛生をお願いする
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・原則入構禁止 ただし、研究活動を許可された者、課外活動を許可された者、図書館を利用する者及び教職員からの呼び出しによる場合は入構を許可する	・原則、遠隔授業とする ただし、担当教員が引き続き対面による授業の継続が必要と判断する場合は、対面授業を継続する ・授業の具体な実施形態は、教育企画室会議が審議・決定	・原則中止 ただし、卒業予定者、修了予定者が実験等を行う場合又は研究に使用する生物の維持・管理補助を行う場合等、指導教員が必要と認める場合は許可する	・学内外における課外活動は禁止 ただし、統合キャリアセンター SUセンター長が特に認めた場合は許可する	・現在進行中の実験、研究の継続に必要最小限の関係者のみ立ち入りを許可する ・シンポジウム、カンファレンス、セミナー、学会の開催・参加は中止する	・原則禁止 ただし、必要がある場合は、所属する部局長の判断により認める	当該国・地域における外務省の感染危険情報に基づく「渡航はやめてください」 （渡航中止勧告）	・レベル2に同じ	・大規模な式典・会議は中止又は延期する ・会議は、可能な限りオンライン会議とする ・上記によりがたい場合は、所属する部局長の判断により認める	・時差出勤を推奨する ・可能な限り在宅勤務とする ・執務室の密度を下げる工夫をする	・状況により時差登校・授業短縮等を実施 ・部活動は、文科省が定めたマニュアル、通知を参考に活動を制限 ・教職員の時差出勤を推奨 ・職員は可能な限り在宅勤務	・郵便・宅配業者及び工事業者等、本学が必要と認める者以外入構禁止
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・入構禁止	・すべての授業を遠隔授業とする	・レベル3に同じ	・学内外における課外活動は禁止	・原則、実験禁止 ただし、研究資源の維持のための必要最小限の入室は許可（生物の維持・管理、研究活動を維持する上での各種安全確保対策等）	・禁止	当該国・地域における外務省感染症危険情報に基づく「退避してください 渡航は止めてください」 （退避勧告）	・渡航禁止	・式典は中止 ・会議はオンラインのみ	・可能な限り在宅勤務	・必要な期間臨時休校・休園 ・構成員の一部又は全構成員一定期間在宅勤務	・入構禁止
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・中止	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ			・レベル4に同じ	・キャンパスの一部又は全部を閉鎖した場合は、教員を含めた構成員の一部又は全構成員は一定期間在宅勤務	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ

2－2. オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた対応

○オミクロン株については、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになってきたことから、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和４年３月１６日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が発出されました。これを受け、本学における新型コロナウイルス対応については、本マニュアルに示す他、特に、オミクロン株が主流である間の対応については、次のとおりとします。

【学生・教職員】

・学内において感染者と接触があったことのみを理由として、登校・出勤を含む外出を制限することはしません。この場合において、接触のあった最後の日から７日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態を確認してください。また、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けてください。なお、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診してください。

・学内において感染者と接触があった人のうち感染対策を行わずに飲食を共にした場合は、接触のあった最後の日から５日間（6 日目解除）自宅待機をしてください。ただし、２日目及び３日目に抗原定性検査キットを用いた検査を行い、陰性を確認した場合は３日目から待機期間を解除します。なお、この場合でも、７日間が経過するまでは、検温など当該濃厚接触者自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける等の感染対策をお願いします。

・飲食、入浴、就寝等を共にする同居者が感染した場合、当該感染者と濃厚接触した者は、保健所から濃厚接触者に特定されたか否かにかかわらず、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を０日目として５日間（６日目解除）自宅待機をしてください。ただし、２日目及び３日目に抗原定性検査キットを用いた検査を行い、陰性を確認した場合は３日目から待機期間を解除します。なお、この場合でも、７日間が経過するまでは、検温など当該濃厚接触者自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける等の感染対策をお願いします。抗原定性検査キットの配付を希望する人は、総務部総務課に連絡してください。TEL:048(858)3005
E-mail;soumu@gr.saitama-u.ac.jp

【学生・教職員 各位】PCR 検査実施のご案内(8 月 4 日更新) (saitama-u.ac.jp)

附属学校園の構成員にあっては、それぞれの学校園に備える抗原定性検査キットを使用してください。不足する場合は、総務部総務課に連絡してください。

・待機期間中は、学生、生徒、児童及び幼児にあっては学校保健安全法第１９条に基づき出席停止となります。
・待機期間中は、常勤教職員にあっては特別休暇を取得してください。非常勤職員にあっては年次休暇以外の休暇（有給）を取得してください。ただし、無症状の場合又は症状が軽く勤務に支障が無いと本人が判断する場合は、休暇を取得せず監督者に申し出て在宅勤務を行ってください。

【附属学校園】

・その他、附属学校園にあっては、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について（更新）」（令和４年３月１７日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）に留意してください。

3.【学生】

・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合
(1) 発症
(2) 発症２日目・３日目
(3) 発症４日目以降
・新型コロナウイルス感染症と診断された場合
・検査キットにより自身で新型コロナウイルス感染症の陽性を確認した場合
又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性がある場合
・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として特定された場合
・上記に対する本学の対応

学　　生	本 学 の 対 応
【学生】 **〇新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合** **(1) 発 症** **発熱、咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は次のとおり行動してください。** ① 毎朝検温し、熱がある場合又は熱がない場合でも咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は登校せず、自宅で待機し④以降の行動を取ってください。 ② 検温せずに登校した場合は、登校後速やかに各部局に備えてある非接触型体温計又は保健センターで検温してください。 ③ ②で熱がある場合及び学内で体調の異変に気付いた場合は、速やかに帰宅してください。授業中の場合は担当教員に、ゼミ、実験・実習中等の場合は、指導教員に断った上で速やかに帰宅し、④以降の行動を取ってください。 ④ 症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに相談し、指示に従ってください。 埼玉県 埼玉県受診･相談センターに電話で相談してください。 ・埼玉県受診・相談センター ０４８－７６２－８０２６ 受付時間　月曜日～土曜日 （祝日を含む） ９：００～１７：３０ ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ０５７０－７８３－７７０ 受付時間　２４時間　年中無休 東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人は	

学　　生	本 学 の 対 応
かかりつけ医に電話で相談してください。 ・東京都発熱相談センター ０３－５３２０－４５９２ 受付時間　２４時間　年中無休 一般的な相談をしたいときは新型コロナウイルス感染症電話相談窓口又は最寄りの保健所に電話で相談してください。 ・新型コロナ感染症電話相談窓口 ０５７０－５５０５７１ 受付時間　９：００～２２：００ 年中無休 埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。 ・埼玉大学保健センター ０４８－８５４－５３５６ ⑤「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合」や「重症化しやすい人（※）で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の案内に従ってください。 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している人、妊娠している人 埼玉県 ・「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」（https://flu-search.pref.saitama.lg.jp）から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。 同システムによらず、指定医療機関	

学　　生	本 学 の 対 応
を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。 ・埼玉県受診・相談センター ０４８－７６２－８０２６ 受付時間　月曜日～土曜日 （祝日を含む） ９：００～１７：３０ 年中無休 外国人留学生は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン(Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に電話で相談してください。 ・埼玉県国際交流協会 （Saitama International Association） ０４８－７１１－３０２５ 受付時間　２４時間 年中無休 対応言語 英 語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語 東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。 ・東京都発熱相談センター ０３－５３２０－４５９２ 受付時間　２４時間　年中無休 埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。	

学　　生	本 学 の 対 応
⑥ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、下記の事項を報告してください。 （以下コロナ報告フォーム入力事項） ア　基礎情報 ・学籍番号、所属学部・研究科等 ・所属学科・専攻・コース・専修等 ・氏名、年齢、性別 ・電話番号、メールアドレス、現住所 ・研究室・ゼミ等名及び指導教員名 ・部活動・サークル名 イ　現在の状況 ・体温、体調 ウ　報告内容 ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている ・医療機関や保健所の指示により PCR 検査を受検した又は受検予定 ・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された ・その他 エ　症状報告・感染経路 ・２週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無 ・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告 ・同居する家族等の感染の有無 ・家族の感染状況を時系列に報告 ・感染者との接触の有無 ・接触した感染者は大学関係者か否か ・接触した感染者である本学関係者の情報 ・自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無 ・濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名 オ　旅行歴・行動歴 ・２週間以内での国内外の旅行歴	・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 ア　当該学生に対し修学上不利にならない扱い（学校保健安全法第１９条に基づく出席停止）とすることを伝える。 イ　必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ　副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・当該学生の状況が１．④に該当する場合（症状が軽い場合） この段階では、状況把握に止まる。 ・当該学生の状況が１．⑤に該当する場合 報告を受けた時点から起算して７２時間以内に当該学生が学内において行動していた場合は、副学長（危機管理担当）は必要に応じて当該学生が立ち寄った場所を所管する部局に対して、必要な部屋の閉鎖及び必要な共有部分の消毒を行うよう指示すると共に、必要に応じて総合技術支援センター長に対し消毒作業の協力を求める。 消毒については「１６．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。

学　　生	本 学 の 対 応
・症状発生の２日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴 授業、課外活動、会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症２日前以降、１メートル以内で１５分以上接触）した人の身分及び氏名等 ・症状発生の２日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 ・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無 有りの場合は、本学関係者の情報 カ　PCR 検査等 ・PCR 検査等の受検状況 ・PCR 検査等の受検日時 ・PCR 検査等の受検予定日 ・PCR 検査等の受験結果 ・PCR 検査等検査結果の判定日 ・PCR 検査等検査結果の判定予定日 キ　指示内容・連絡事項 ・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・大学への相談事項や連絡事項	
⑦ 受講している授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又は WebClass での指示に従ってください。 「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」（令和４年４月１日付教育機構長通知）参照 新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(通知) How to report of COVID-19（Route：To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)	・報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 「令和４年度の授業実施について」（令和４年３月１８日付理事（教学・学生担当）通知）参照 （教育企画課から全教員（非常勤講師を含む。）宛 E-mail を令和４年４月１日に送信済み）
⑧ 研究室やゼミに所属している場合は、指導	・報告を受けた指導教員は、当該学生に対しそ

学　　生	本 学 の 対 応
教員へ状況を報告してください。 ⑨ 以後、毎日２回（朝・夕）検温し、体温及び症状を記録してください。 **(2) 発症2日目・3日目** **1）発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。** ① 症状が改善してきた場合は、次に記載の３点全てを満たしてから登校してください。 ・少なくとも２４時間解熱剤の使用なく発熱が治まり、咳や息切れなどの症状も改善している。 ・症状が出てから１週間経過している。 ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、登校可との医師の診断が出てから登校してください。 ② 当面の間は、手洗い、及び咳エチケット等を励行してください。 ③ 登校可能となった旨を授業担当教員及び研究指導教員に報告してください。 **2）依然として発熱、咳、全身倦怠感等の症状が続いている場合は、次のとおり行動してください。** ① 症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに相談し、指示に従ってください。 埼玉県 埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。 ・埼玉県受診・相談センター ０４８－７６２－８０２６ 受付時間　月曜日～土曜日 （祝日を含む） ９：００～１７：３０ ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県	の後における対応を指示する。

学　　生	本 学 の 対 応
民サポートセンター ０５７０－７８３－７７０ 受付時間　２４時間　年中無休 東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。 ・東京都発熱相談センター ０３－５３２０－４５９２ 受付時間　２４時間　年中無休 一般的な相談をしたいときは新型コロナウイルス感染症電話相談窓口又は最寄りの保健所に電話で相談してください。 ・新型コロナ感染症電話相談窓口 ０５７０－５５０５７１ 受付時間　９：００～２２：００ 年中無休 埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。 ・埼玉大学保健センター ０４８－８５４－５３５６ ② 「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合」や「重症化しやすい人（※）で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の案内に従ってください。 埼玉県 「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」（https://flu-search.pref.saitama.lg.jp）から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。	

学　　生	本 学 の 対 応
同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。 ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ０５７０－７８３－７７０ 受付時間　２４時間 年中無休 外国人留学生は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に相談してください。 ・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) ０４８－７１１－３０２５ 受付時間　２４時間 年中無休 対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語 東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。 ・東京都発熱相談センター ０３－５３２０－４５９２ 受付時間　２４時間　年中無休 埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。	
③ 本学HPトップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、必要に応じて追加報告してくださ	・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 ア　当該学生に対し修学上不利にならない

学　　生	本 学 の 対 応
い。	扱い（学校保健安全法第１９条に基づく出席停止）とすることを伝える。 イ　必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ　副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
④ 受講している授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又はWebClassでの指示に従ってください。 「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」（令和４年４月１日付教育機構長通知）参照 新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(通知) How to report of COVID-19（Route：To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)	・報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 「令和４年度の授業実施について」（令和４年３月１８日付理事（教学・学生担当）通知）参照 （教育企画課から全教員（非常勤講師を含む。）宛 E-mail を令和４年４月１日に送信済み）
⑤ 研究室やゼミに所属している場合は、指導教員へ状況を報告してください。	・報告を受けた指導教員は、当該学生に対しその後における対応を指示する。
(3) 発症4日目以降 **1）発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。** ① 症状が改善してきた場合は、次に記載の３点全てを満たしてから登校してください。 ・少なくとも２４時間解熱剤の使用なく発熱が治まり、咳や息切れなどの症状も改善している。 ・症状が出てから１週間経過している。 ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、登校可との医師の診断が出てから登校してください。 ② 当面の間は、手洗い、及び咳エチケット等	

学　　生	本 学 の 対 応
を励行してください。 ③　登校可能となった旨を授業担当教員及び研究指導教員に報告してください。 **2）依然として発熱、咳、全身倦怠感などの症状が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）場合は、次のとおり行動してください。** ①　居住する自治体の案内に従ってください。 埼玉県 「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」（https://flu-search.pref.saitama.lg.jp）から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。 同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。 ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ０５７０－７８３－７７０ 受付時間　２４時間 年中無休 外国人留学生は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に相談してください。 ・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) ０４８－７１１－３０２５ 受付時間　２４時間 年中無休 対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、イン	

学　　生	本 学 の 対 応
ドネシア語、ネパール語、やさしい日本語 東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。 ・東京都発熱相談センター ０３－５３２０－４５９２ 受付時間　２４時間　年中無休 埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。	
② 本学HPトップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、必要に応じて追加報告してください。	・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 ア　当該学生に対し修学上不利にならない扱い（学校保健安全法第１９条に基づく出席停止）とすることを伝える。 イ　必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ　副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
③ 受講している授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又はWebClassでの指示に従ってください。 「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」（令和４年４月１日付教育機構長通知）参照 新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(通知) How to report of COVID-19（Route：To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)	・報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 「令和４年度の授業実施について」（令和４年３月１８日付理事（教学・学生担当）通知）参照 （教育企画課から全教員（非常勤講師を含む。）宛E-mailを令和４年４月１日に送信済み）
④ 研究室やゼミに所属している場合は、指導	・報告を受けた指導教員は、当該学生に対しそ

学　　生	本 学 の 対 応
教員へ状況を報告してください。	の後における対応を指示する。
○新型コロナウイルス感染症と診断された場合は次のとおり行動してください。 **① 保健所等から指示された療養期間が終了するまで登校禁止とします。** **②（診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も登校禁止とします。）** **③ 保健所等の指示に従い、療養に専念してください。**	
④ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム **https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD** **により、下記の事項を報告してください。** **（以下コロナ報告フォーム入力事項）** **ア 基礎情報** **・学籍番号、所属学部・研究科等** **・所属学科・専攻・コース・専修等** **・氏名、年齢、性別** **・電話番号、メールアドレス、現住所** **・研究室・ゼミ等名及び指導教員名** **・部活動・サークル名** **イ 現在の状況** **・体温、体調** **ウ 報告内容** **・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている** **・医療機関や保健所の指示により PCR 検査を受検した又は受検予定** **・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された** **・その他** **エ 症状報告・感染経路** **・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無** **・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告**	・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱い（学校保健安全法第１９条に基づく出席停止）とすることを伝える。 イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ 濃厚接触者と思われる人がいる場合は、当該者と連絡を取り、発症者との接触状況及び現在の体調の状況を確認する。 エ 副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ○当該学生が最後に構内に立ち入ってから 72 時間以上経過している場合及び本学構成員に濃厚接触者がいない場合の対応　→　特別な対策は不要 ○当該学生が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合又は濃厚接触者と判定された本学構成員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合の対応　→　必要に応じて次の措置を取る。 ①　構内の関連箇所を消毒 消毒については「１６．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある

学　　生	本 学 の 対 応
・同居する家族等の感染の有無 **・家族の感染状況を時系列に報告** **・感染者との接触の有無** **・接触した感染者は大学関係者か否か** **・接触した感染者である本学関係者の情報** **・自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無** **・濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名** **オ　旅行歴・行動歴** **・2週間以内での国内外の旅行歴** **・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴** **授業、課外活動、会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分及び氏名等** **・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴** **立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等** **・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無** **有りの場合は、本学関係者の情報** **カ　PCR 検査等** **・PCR 検査等の受検状況** **・PCR 検査等の受検日時** **・PCR 検査等の受検予定日** **・PCR 検査等の受験結果** **・PCR 検査等検査結果の判定日** **・PCR 検査等検査結果の判定予定日** **キ　指示内容・連絡事項** **・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容** **・大学への相談事項や連絡事項**	者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ②　一定期間研究室等を閉鎖 ○感染者が多数出た場合は、さいたま市の衛生主管部局（さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係）と相談の上、次の措置を取る。 ①　構内の関連箇所を消毒 消毒については「１６．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ②　一定期間キャンパス閉鎖 ③　一定期間研究室等を閉鎖 ○広報 原則として、次の事項を公表する。 ①　感染者の年代、本学での身分 ②　行動履歴 ③　濃厚接触者（の有無） ④　本学の対応 なお、公表内容等は個人情報の保護に配慮た上で必要に応じて、さいたま市の衛生主管部局（さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係）と擦り合わせる。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。

学　　生	本 学 の 対 応
⑤ 受講して いる授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又はWebClass での指示に従ってください。 **「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」(令和4年4月1日付教育機構長通知)参照** **新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(通知)** **How to report of COVID-19 (Route : To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)**	・報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 「令和４年度の授業実施について」(令和４年３月１８日付理事(教学・学生担当)通知)参照 (教育企画課から全教員(非常勤講師を含む。)宛 E-mail を令和４年４月１日に送信済み)
⑥ 研究室やゼミに所属している場合は、指導教員へ状況を報告してください。 **⑦ 治癒した場合** **ア 療養期間の終了について保健所等の指示に従ってください。** **イ 受講している授業の担当教員及び研究指導教員へ療養期間が終了した旨を報告してください。**	・報告を受けた指導教員は、当該学生に対しその後における対応を指示する。
○検査キット等により、自身で新型コロナウイルス感染症感染者の陽性を確認した場合又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合 **症状がある場合** **① 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向)後24時間経過するまで自宅療養してください。療養期間が終了するまで登校禁止とします。** **症状がない場合** **① 検体採取日から7日間が経過するまで自宅療養してください。なお、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に自宅療養の解除が可能です。**	
② 本学 HP トップページコロナ報告フォーム **https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD** **により、下記の事項を報告してください。** **(以下コロナ報告フォーム入力事項)**	・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱い(学校保健安全法第１９条に基づく出

学　　生	本 学 の 対 応
ア 基礎情報 **・学籍番号、所属学部・研究科等** **・所属学科・専攻・コース・専修等** **・氏名、年齢、性別** **・電話番号、メールアドレス、現住所** **・研究室・ゼミ等名及び指導教員名** **・部活動・サークル名** **イ 現在の状況** **・体温、体調** **ウ 報告内容** **・医療機関以外（市販の検査キットや無料検査場等）の検査により陽性を確認した** **エ 症状報告・感染経路** **・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無** **・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告** **・同居する家族等の感染の有無** **・家族の感染状況を時系列に報告** **・感染者との接触の有無** **・接触した感染者は大学関係者か否か** **・接触した感染者である本学関係者の情報** **オ 旅行歴・行動歴** **・2週間以内での国内外の旅行歴** **・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴** **授業、課外活動、会合及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分及び氏名等** **・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴** **立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等** **・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触した**	席停止）とすることを伝える。 イ　必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ　濃厚接触者の疑いがあると思われる人がいる場合は、当該者と連絡を取り、発症者との接触状況及び現在の体調の状況を確認する。 エ　副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。 ○当該学生が最後に構内に立ち入ってから 72 時間以上経過している場合の対応　→　特別な対策は不要 ○当該学生が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合の対応　→　必要に応じて次の措置を取る。 ①　構内の関連箇所を消毒 消毒については「１６．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ②　一定期間研究室等を閉鎖

学　　生	本 学 の 対 応
と思われる本学関係者の有無 **有りの場合は、本学関係者の情報** **カ PCR 検査等** **・PCR 検査等の受検状況** **・PCR 検査等の受検日時** **・PCR 検査等の受検予定日** **・PCR 検査等の受験結果** **・PCR 検査等検査結果の判定日** **・PCR 検査等検査結果の判定予定日** **キ 指示内容・連絡事項** **・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容** **・大学への相談事項や連絡事項**	
③ 受講している授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又は WebClass での指示に従ってください。 **「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」(令和4年4月1日付教育機構長通知)参照** **新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(通知)** **How to report of COVID-19 (Route : To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)**	・報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 「令和４年度の授業実施について」(令和４年３月１８日付理事(教学・学生担当)通知)参照 (教育企画課から全教員(非常勤講師を含む。)宛 E-mail を令和４年４月１日に送信済み)
④ 研究室やゼミに所属している場合は、指導教員へ状況を報告してください。 **⑤ 療養が終了したら、受講している授業の担当教員及び研究指導教員へ療養期間が終了した旨を報告してください。**	・報告を受けた指導教員は、当該学生に対しその後における対応を指示する。
○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合は、次のとおり行動してください。 **①自宅待機等、保健所等の指示に従ってください。** **② 本学 HP トップページコロナ報告フォーム** **https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD** **により、下記の事項を報告してください。**	・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱

学　　生	本 学 の 対 応
（以下コロナ報告フォーム入力事項） **ア 基礎情報** **・学籍番号、所属学部・研究科等** **・所属学科・専攻・コース・専修等** **・氏名、年齢、性別** **・電話番号、メールアドレス、現住所** **・研究室・ゼミ等名及び指導教員名** **・部活動・サークル名** **イ 現在の状況** **・体温、体調** **ウ 報告内容** **・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている** **・医療機関や保健所の指示によりPCR検査を受検した又は受検予定** **・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された** **・その他** **エ 症状報告・感染経路** **・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無** **・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告** **・同居する家族等の感染の有無** **・家族の感染状況を時系列に報告** **・感染者との接触の有無** **・接触した感染者は大学関係者か否か** **・接触した感染者である本学関係者の情報** **・自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無** **・濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名** **オ 旅行歴・行動歴** **・2週間以内での国内外の旅行歴** **・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴**	い（学校保健安全法第１９条に基づく出席停止）とすることを伝える。 イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ 濃厚接触者の疑いがあると思われる人がいる場合は、当該者と連絡を取り、発症者との接触状況及び現在の体調の状況を確認する。 エ 副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。 ○当該学生が最後に構内に立ち入ってから 72 時間以上経過している場合の対応 → 特別な対策は不要 ○当該学生が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合の対応 → 必要に応じて次の措置を取る。 ① 構内の関連箇所を消毒 消毒については「１６．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ② 一定期間研究室等を閉鎖

学　　生	本 学 の 対 応
授業、課外活動、会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分及び氏名等 ・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 ・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無 有りの場合は、本学関係者の情報 カ PCR 検査等 ・PCR 検査等の受検状況 ・PCR 検査等の受検日時 ・PCR 検査等の受検予定日 ・PCR 検査等の受験結果 ・PCR 検査等検査結果の判定日 ・PCR 検査等検査結果の判定予定日 キ 指示内容・連絡事項 ・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・大学への相談事項や連絡事項	
③ 受講している授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又は WebClass での指示に従ってください。 「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」（令和4年4月1日付教育機構長通知）参照 新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について（通知） How to report of COVID-19 (Route : To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)	・報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 「令和４年度の授業実施について」（令和４年３月１８日付理事（教学・学生担当）通知）参照 （教育企画課から全教員（非常勤講師を含む。）宛 E-mail を令和４年４月１日に送信済み）
④ 研究室やゼミに所属している場合は、指導教員へ状況を報告してください。	・報告を受けた指導教員は、当該学生に対しその後における対応を指示する。
⑤ その後の状況により、（2）発症2日目・3日目以降を参考に、該当するパターンに従って報	

学　　生	本 学 の 対 応
告してください。 ○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある者は、保健所等による判定が出るまでの間、登校を禁止します。 ○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性のある者として大学から特定された場合は、大学から解除の連絡があるまでの間、次のとおり行動してください。 ① 念のため授業、研究等学事以外の活動は自粛してください。 ② 授業を受講する場合及び研究を行う場合は人との距離を十分確保するとともに、会話は控えてください。 ○新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として保健所等から特定された場合は、保健所等の指定する期間、次のとおり行動してください。 ① 保健所等の指示に基づき、毎日注意深く健康チェックを実施してください。 ② 気になる症状が現れたときには、必ず速やかに保健所等へ連絡してください。 ③ 念のため授業、研究等学事以外の活動は自粛してください。 ④ 授業を受講する場合及び研究を行う場合は人との距離を十分確保するとともに、会話は控えてください。	

4.【教職員】

・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合
(1) 発症
(2) 発症２日目・３日目
(3) 発症４日目以降
・新型コロナウイルス感染症と診断された場合
・検査キットにより自身で新型コロナウイルス感染症の陽性を確認した場合
又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性がある場合
・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として特定された場合
・中学校就学の始期に達するまでの子等が通う小学校等が臨時休業となった場合、又はその子が新型コロナウイルス感染症に感染した場合若しくは濃厚接触者に特定された場合

教　職　員	本　学　の　対　応
【教職員】 **○新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合** **(1) 発　症** **発熱、咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は次のとおり行動してください。** ① 毎朝検温し、熱がある場合又は熱がない場合でも咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は出勤せず、自宅で待機してください。 ② 就業中の場合は、速やかに帰宅してください。 ③ 常勤教職員にあっては特別休暇を、非常勤職員にあっては年次休暇以外の休暇（有給）を取得してください。 ④ ただし、症状が軽く特別休暇を取得するまでもないと判断する教員は、遠隔授業により授業を継続することを可とします。以後、体調・症状の変化により遠隔授業を継続することが困難と判断する場合には、当該遠隔授業を中止して特別休暇を取得し、療養に専念してください。 また、常勤職員及び非常勤職員のうち、症状が軽い場合で勤務することに支障が無いと本人が判断する場合は、休暇を取得せず監督者に申し出て在宅勤務を行ってください。 ⑤ 大学で対面授業を行っている教員については、万が一の感染症拡大防止の観点から特別休暇を取得し、当該授業を中止して療養に専念してください。 ⑨ 症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに相談し、指示に従ってください。 埼玉県 埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。	

教　職　員	本　学　の　対　応
・埼玉県受診・相談センター ０４８－７６２－８０２６ 受付時間　月曜日～土曜日 （祝日を含む） ９：００～１７：３０ ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ０５７０－７８３－７７０ 受付時間　２４時間　年中無休 東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。 ・東京都発熱相談センター ０３－５３２０－４５９２ 受付時間　２４時間　年中無休 一般的な相談をしたいときは新型コロナウイルス感染症電話相談窓口又は最寄りの保健所に電話で相談してください。 ・新型コロナ感染症電話相談窓口 ０５７０－５５０５７１ 受付時間 ９：００～２２：００ 年中無休 埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してください。 ・埼玉大学保健センター ０４８－８５４－５３５６ ⑦　「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合」や「重症化しやすい人（※）で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の案内に従ってください。	

教　職　員	本　学　の　対　応
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している人、妊娠している人 埼玉県 ・「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」（https://flu-search.pref.saitama.lg.jp）から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。 同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。 ・埼玉県受診・相談センター ０４８－７６２－８０２６ 受付時間　月曜日～土曜日 （祝日を含む） ９：００～１７：３０ 年中無休 外国人の人は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン（Coronavirus Hotline for Foreign Residents）に電話で相談してください。 ・埼玉県国際交流協会 （Saitama International Association） ０４８－７１１－３０２５ 受付時間　２４時間 年中無休 対応言語 英 語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、	

教　職　員	本　学　の　対　応
やさしい日本語 東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。 ・東京都発熱相談センター ０３－５３２０－４５９２ 受付時間　２４時間　年中無休 埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してください。	
⑧　本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、下記の事項を報告してください。 （以下コロナ報告フォーム入力事項） ア　基礎情報 ・所属 ・氏名、年齢、性別 ・電話番号、メールアドレス、現住所 イ　現在の状況 ・体温、体調 ウ　報告内容 ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている ・ 医療機関や保健所の指示により PCR 検査を受検した又は受検予定 ・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された ・その他 エ　症状報告・感染経路 ・２週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無 ・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告 ・同居する家族等の感染の有無	・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・１．⑥に該当する報告（症状が軽い場合）を受けた場合 この段階では、状況把握に止まる。 ・１．⑦の症状に該当する報告を受けた場合 報告を受けた時点から起算して７２時間以内に当該教職員が学内において行動していた場合は、副学長（危機管理担当）は必要に応じて当該教職員が立ち寄った場所を所管する部局に対して、必要な部屋の閉鎖及び必要な共有部分の消毒を行うよう指示すると共に、必要に応じて総合技術支援センター長に対し消毒作業の協力を求める。 消毒については「１６．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。

教　職　員	本　学　の　対　応
・家族の感染状況を時系列に報告 ・感染者との接触の有無 ・接触した感染者は大学関係者か否か ・接触した感染者である本学関係者の情報 ・自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無 ・濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名 オ　旅行歴・行動歴 ・２週間以内での国内外の旅行歴 ・症状発生の２日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴 会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症２日前以降、１メートル以内で１５分以上接触）した人の身分及び氏名等 ・症状発生の２日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 ・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無 有りの場合は、本学関係者の情報 カ　PCR 検査等 ・PCR 検査等の受検状況 ・PCR 検査等の受検日時 ・PCR 検査等の受検予定日 ・PCR 検査等の受験結果 ・PCR 検査等検査結果の判定日 ・PCR 検査等検査結果の判定予定日 キ　指示内容・連絡事項 ・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・大学への相談事項や連絡事項	

教　職　員	本　学　の　対　応
(2) 発症2日目・3日目 **1）発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。** ① 症状が改善してきた場合は、次に記載の３点全てを満たしてから出勤してください。 ・少なくとも２４時間解熱剤の使用なく発熱が治まり、咳や息切れなどの症状も改善している。 ・症状が出てから１週間経過している。 ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、出勤可との医師の診断が出てから出勤してください。 ② 当面の間は、手洗い、及び咳エチケット等を励行してください。 ③ 出勤可能となった旨を埼玉大学総務部総務課 TEL:０４８－８５８－３９２８ E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp に報告してください。	・総務課は、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
2）依然として発熱、咳、全身倦怠感等の症状が続いている場合は、次のとおり行動してください。 ①　症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに相談し、医師の指示に従ってください。 埼玉県 埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。 ・埼玉県受診・相談センター ０４８－７６２－８０２６ 受付時間　月曜日～土曜日 （祝日を含む）	

教　職　員	本　学　の　対　応
９：００～１７：３０ ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ０５７０－７８３－７７０ 受付時間　２４時間　年中無休 東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。 ・東京都発熱相談センター ０３－５３２０－４５９２ 受付時間　２４時間　年中無休 一般的な相談をしたいときは新型コロナウイルス感染症電話相談窓口又は最寄りの保健所に電話で相談してください。 ・新型コロナ感染症電話相談窓口 ０５７０－５５０５７１ 受付時間 ９：００～２２：００ 年中無休 埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してください。 ・埼玉大学保健センター ０４８－８５４－５３５６ ② 「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合」や「重症化しやすい人で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の案内に従ってください。 埼玉県 「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」（https://flu-search.pref.saitama.lg.jp から希望	

教　職　員	本　学　の　対　応
する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。 同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。 ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ０５７０－７８３－７７０ 受付時間　２４時間 年中無休 外国人の人は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に相談してください。 ・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) ０４８－７１１－３０２５ 受付時間　２４時間 年中無休 対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語 東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。 ・東京都発熱相談センター ０３－５３２０－４５９２ 受付時間　２４時間　年中無休 埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してく	

教　職　員	本　学　の　対　応
ください。 ③　引き続き特別休暇等を取得してください。 ④　本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、必要に応じて追加報告をしてください。	・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・２．２）①に該当する報告（症状が軽い場合）を受けた場合 この段階では、状況把握に止まる。 ・２．２）②の症状に該当する報告を受けた場合 報告を受けた時点から起算して７２時間以内に当該教職員が学内において行動していた場合は、副学長は必要に応じて当該教職員が立ち寄った場所を所管する部局に対して、必要な部屋の閉鎖及び必要な共有部分の消毒を行うよう指示すると共に、必要に応じて総合技術支援センター長に対し消毒作業の協力を求める。 消毒については「１６．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
(3) 発症4日目以降 **1）発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。** ①　症状が改善してきた場合は、次に記載の３点全てを満たしてから出勤してください。 ・少なくとも２４時間解熱剤の使用なく発熱が治まり、咳や息切れなどの症状改善している。 ・症状が出てから１週間経過している。	

教　職　員	本　学　の　対　応
ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、出勤可との医師の診断が出てから出勤してください。 ② 当面の間は、手洗い、及び咳エチケット等を励行してください。 ③ 出勤可能となった旨を埼玉大学総務部総務課 TEL:０４８－８５８－３９２８ E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp に報告してください。	・総務課は、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
2）依然として発熱、咳、全身倦怠感などの症状が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）場合は、次のとおり行動してください。 ① 居住する自治体の案内に指示に従ってください。 埼玉県 「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」（https://flu-search.pref.saitama.lg.jp）から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。 同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。 ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ０５７０－７８３－７７０ 受付時間　２４時間 年中無休 外国人留学生は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン （Coronavirus Hotline for Foreign Residents）に相談してください。	

教　職　員	本　学　の　対　応
・埼玉県国際交流協会 （Saitama International Association） ０４８－７１１－３０２５ 受付時間　２４時間 年中無休 対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語 東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。 ・東京都発熱相談センター ０３－５３２０－４５９２ 受付時間　２４時間　年中無休 埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してください。	
②　引き続き特別休暇等を取得してください。	
③　本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、必要に応じて追加報告をしてください。	・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
○新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、次のとおり行動してください。 **①　保健所等から指示された療養期間が終了するまで就業禁止とします。** **②　診断が確定に至らず経過観察を指示された**	

教　職　員	本　学　の　対　応
場合も就業禁止とします。 **③ 保健所等の指示に従い、療養に専念してください。** **④ 引き続き特別休暇等を取得してください。** **⑤ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、下記の事項を報告してください。** **（以下コロナ報告フォーム入力事項）** **ア 基礎情報** **・所属** **・氏名、年齢、性別** **・電話番号、メールアドレス、現住所** **イ 現在の状況** **・体温、体調** **ウ 報告内容** **・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている** **・ 医療機関や保健所の指示により PCR 検査を受検した又は受検予定** **・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された** **・その他** **エ 症状報告・感染経路** **・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無** **・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告** **・同居する家族等の感染の有無** **・家族の感染状況を時系列に報告** **・感染者との接触の有無** **・接触した感染者は大学関係者か否か** **・接触した感染者である本学関係者の情報** **・自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無** **・濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名** **オ 旅行歴・行動歴**	・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。 ○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間以上経過している場合及び本学関係者に濃厚接触者がいない場合の対応　→　特別な対策は不要 ○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合又は濃厚接触者として判定された本学関係者が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合の対応　→　必要に応じて次の措置を取る。 ①　構内の関連箇所を消毒 消毒については「１６．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ②　一定期間関連する部屋を閉鎖 ○感染者が多数出た場合は、さいたま市の衛生主管部局（さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係）と相談の上、次の措置を取る。 ①　構内の関連箇所を消毒 消毒については「１６．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ②　一定期間キャンパス閉鎖 ③　一定期間関連する部屋を閉鎖 ○広報

教　職　員	本　学　の　対　応
・2週間以内での国内外の旅行歴 **・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴** **会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分及び氏名等** **・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴** **立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等** **・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無** **有りの場合は、本学関係者の情報** **カ　PCR 検査等** **・PCR 検査等の受検状況** **・PCR 検査等の受検日時** **・PCR 検査等の受検予定日** **・PCR 検査等の受験結果** **・PCR 検査等検査結果の判定日** **・PCR 検査等検査結果の判定予定日** **キ　指示内容・連絡事項** **・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容** **・大学への相談事項や連絡事項**	原則として、次の事項を公表する。 ①　感染者の年代、本学での身分 ②　行動履歴 ③　濃厚接触者（の有無） ④　本学の対応 なお、公表内容等は個人情報の保護に配慮した上で必要に応じて、さいたま市の衛生主管部局（さいたま市保健所疾病予防対策課感染症策係）と擦り合わせる。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
⑥ 経過報告 **ア　可能な状況であれば、陽性と判定された後の経過を本学 HP トップページコロナ報告フォーム** https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD **により、必要に応じて追加報告をしてください。** **イ　引き続き保健所等の指示に従い、療養に専念してください。**	・総務課は、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
⑦ 治癒した場合	

教　職　員	本　学　の　対　応
ア　療養期間の終了について保健所等の指示に従ってください。 **イ　本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、追加報告をしてください。**	・総務課は、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・所属する部局の窓口に来たら、種々相談を受けるとともに、今後の対応について説明する。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
○検査キット等により、自身で新型コロナウイルス感染症感染者の陽性を確認した場合又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合 **症状がある場合** **①　発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向）後24時間経過するまで自宅療養してください。療養期間が終了するまで就業禁止とします。** **症状がない場合** **①　検体採取日から7日間が経過するまで自宅療養してください。なお、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に自宅療養の解除が可能です。** **②　特別休暇等を取得してください。** **③　本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、下記の事項を報告してください。** **（以下コロナ報告フォーム入力事項）** **ア　基礎情報** **・所属** **・氏名、年齢、性別** **・電話番号、メールアドレス、現住所** **イ　現在の状況** **・体温、体調** **ウ　報告内容**	・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。 ○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間以上経過している場合の対応　→　特別な対策は不要 ○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72

教　職　員	本　学　の　対　応
・医療機関以外（市販の検査キットや無料検査場等）の検査により陽性を確認した **エ　症状報告・感染経路** **・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無** **・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告** **・同居する家族等の感染の有無** **・家族の感染状況を時系列に報告** **・感染者との接触の有無** **・接触した感染者は大学関係者か否か** **・接触した感染者である本学関係者の情報** **オ　旅行歴・行動歴** **・2週間以内での国内外の旅行歴** **・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴** **会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分及び氏名等** **・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴** **立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等** **・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無** **有りの場合は、本学関係者の情報** **カ　PCR 検査等** **・PCR 検査等の受検状況** **・PCR 検査等の受検日時** **・PCR 検査等の受検予定日** **・PCR 検査等の受験結果** **・PCR 検査等検査結果の判定日** **・PCR 検査等検査結果の判定予定日** **キ　指示内容・連絡事項**	時間が経過していない場合の対応　→　必要に応じて次の措置を取る。 ①　構内の関連箇所を消毒 消毒については「１６．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ②　一定期間関係する部屋を閉鎖

教　職　員	本　学　の　対　応
・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・大学への相談事項や連絡事項 ④ 経過報告 ア 可能な状況であれば、陽性と判定された後の経過を本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、必要に応じて追加報告をしてください。 イ 引き続き保健所等の指示に従い、療養に専念してください。 ⑤ 治癒した場合 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、追加報告をしてください。 ○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合は、次のとおり行動してください。 ① 自宅待機等、保健所等の指示に従ってください。 ② 常勤教職員にあっては特別休暇を、非常勤職員にあっては年次休暇以外の休暇（有給）を取得してください。 ③ ただし、症状が軽く特別休暇を取得するまでもないと判断する教員は、遠隔授業により授業を継続することを可とします。以後、体調・症状の変化により遠隔授業を継続することが困難と判断する場合には、当該遠隔授業を中止して特別休暇を取得し、療養に専念してください。 また、常勤職員及び非常勤職員のうち、無症状の場合又は症状が軽い場合で勤務することに支障が無いと本人が判断する場合は、休暇を取得せず監督者に申し出て在宅勤務を行ってください。	

教　職　員	本　学　の　対　応
④ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム **https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD** **により、下記の事項を報告してください。** **（以下コロナ報告フォーム入力事項）** **ア 基礎情報** **・所属** **・氏名、年齢、性別** **・電話番号、メールアドレス、現住所** **イ 現在の状況** **・体温、体調** **ウ 報告内容** **・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている** **・ 医療機関や保健所の指示により PCR 検査を受検した又は受検予定** **・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された** **・その他** **エ 症状報告・感染経路** **・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無** **・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告** **・同居する家族等の感染の有無** **・家族の感染状況を時系列に報告** **・感染者との接触の有無** **・接触した感染者は大学関係者か否か** **・接触した感染者である本学関係者の情報** **・自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無** **・濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名** **オ 旅行歴・行動歴** **・2週間以内での国内外の旅行歴** **・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴**	・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※　個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。 ○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間以上経過している場合の対応　→　特別な対策は不要 ○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合の対応　→　必要に応じて次の措置を取る。 ①　構内の関連箇所を消毒 消毒については「１６．新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ②　一定期間関係する部屋を閉鎖

教　職　員	本　学　の　対　応
会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症２日前以降、１メートル以内で１５分以上接触）した人の身分及び氏名等 ・症状発生の２日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 ・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無 有りの場合は、本学関係者の情報 カ　PCR 検査等 ・PCR 検査等の受検状況 ・PCR 検査等の受検日時 ・PCR 検査等の受検予定日 ・PCR 検査等の受験結果 ・PCR 検査等検査結果の判定日 ・PCR 検査等検査結果の判定予定日 キ　指示内容・連絡事項 ・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・大学への相談事項や連絡事項 ⑤　その後の状況により、（2）発症２日目・３日目以降を参考に、該当するパターンに従ってください。 ○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある者は、保健所等による判定が出るまでの間、出勤を禁止します。 ①　自宅待機中は常勤教職員にあっては特別休暇を、非常勤職員にあっては年次休暇以外の休暇（有給））を取得してください。 ②　ただし、症状が軽く特別休暇を取得するまでもないと判断する教員は、遠隔授業により授業を継続することを可とします。以後、体調・症状の変化により遠隔授業を継続する	

教　職　員	本　学　の　対　応
ことが困難と判断する場合には、当該遠隔授業を中止して特別休暇を取得し、療養に専念してください。 また、常勤職員及び非常勤職員のうち、無症状の場合又は症状が軽い場合で勤務することに支障が無いと本人が判断する場合は、休暇を取得せず監督者に申し出て在宅勤務を行ってください。 ○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性のある者として大学から特定された場合は、大学から解除の連絡があるまでの間、次のとおり行動してください。 ① 念のため業務以外の活動は自粛してください。 ② 就業中は人との距離を十分確保してください。 ○新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として保健所等から特定された場合は、保健所等の指定する期間、次のとおり行動してください。 ① 保健所等の指示に基づき、毎日注意深く健康チェックを実施してください。 ② 気になる症状が現れたときには、必ず速やかに保健所等へ連絡してください。 ③ 念のため授業、業務以外の活動は自粛してください。 ④ 就業中は人との距離を十分確保してください。 ○中学校就学の始期に達するまでの子又は特別支援学校若しくは特別支援学級に在籍する子を養育する教職員が、小学校等の臨時休業若しくは小学校等から登校を控えるよう指示があった場合又はその子が新型コロナ感染症に感染した若しくは濃	

教　職　員	本　学　の　対　応
厚接触者と特定されたことに伴い、その子の養育のためやむを得ず勤務できない場合 ① 常勤教職員にあっては特別休暇を、非常勤職員にあっては年次休暇以外の休暇（有給）を取得してください。 ② ただし、教員のうち状況が許す場合は、遠隔授業により授業を継続することを可とします。 また、常勤職員及び非常勤職員のうち、状況が許す場合は、休暇を取得せず監督者に申し出て在宅勤務を行ってください。	

5. 入構（学生）

リスクレベル	判定の目安	対　　応　　策
レベル０	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル１	１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル２	１都３県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・密閉空間にしない。 室内に空気の流れができるよう、２方向の窓を、１回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時２回以上確保する。 ・密集しない。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、部室等のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。）
レベル３	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・大学が定める期間、大久保キャンパスへの入構を禁止する。ただし、指導教員から研究活動を許可された者、学生生活支援室長から課外活動を許可された者、図書館を利用する者及び教職員から呼び出しを受けた者は入構を認める。
レベル４	学内で感染拡大の恐れのある状況	・大学が定める期間、大久保キャンパスへの入構を禁止する。
レベル５	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル４に同じ。

6. 授業（学生・教員）

リスクレベル	判定の目安	対　応　策
レベル０	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル１	１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル２	１都３県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・密閉空間にしない。 講義室内に空気の流れができるよう、２方向の窓を、１回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時２回以上確保する。 ・密接した会話や発声は避ける。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、講義室のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・対面授業を原則とする。ただし、教育効果が認められるものについては、オンラインを活用した遠隔授業（ZOOM 又は WebClass を利用したリアルタイム方式及びオンディマンド方式）も可とする。 ・授業の具体な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定する。※詳細は理事（教学・学生担当）通知による。
レベル３	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・授業は、実験、実習、実技を含め、原則オンラインを活用した遠隔授業とする。ただし、授業担当教員が引き続き対面による授業が必要と判断する場合は、対面授業を継続する。 ・授業の具体な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定する。
レベル４	学内で感染拡大の恐れのある状況	・すべての授業をオンラインを活用した遠隔授業とする。
レベル５	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル４に同じ。

7. 研究(学生)

リスクレベル	判定の目安	対　　応　　策
レベル０	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル１	１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル２	１都３県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・密閉空間にしない。 研究室、実験室内に空気の流れができるよう、２方向の窓を、１回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時２回以上確保する。 ・密集しない。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、研究室・実験室のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・学内に感染者が発生した際に、濃厚接触者を特定する作業に備えるため、研究中、誰が同じ空間にいたか各自記録する。
レベル３	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・原則、実験等は中止 ただし次に掲げる場合で、指導教員が必要と認めるときは、この限りでない。 ア　修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生並びに卒業予定の学士課程の学生が行う実験等 イ　研究に使用する生物の維持・管理の補助 ウ　液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理の補助 エ　毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理の補助 オ　研究に必要な基幹インフラ（実験装置・設備、情報システムなど）の稼働・維持・管理の補助 カ　研究活動を継続する上での各種安全確保対策補助
レベル４	学内で感染拡大の恐れのある状況	・レベル３に同じ。
レベル５	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・実験等は中止

8. 課外活動(学生)

リスクレベル	判定の目安	対　　応　　策
レベル０	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル１	１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル２	１都３県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・平日の活動は基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、手洗いなどの手指衛生を徹底する）を徹底した上で通常どおり。 ・課外活動施設等の利用は制限することがある。 ・学内における学外者の活動は制限することがある。 ・学外での活動は制限することがある。 ※詳細は学生生活支援室長通知による。
レベル３	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・学内外における課外活動は禁止する。ただし、顧問を経て学生生活支援室長が特に必要と認めた場合は許可する。
レベル４	学内で感染拡大の恐れのある状況	・学内外における課外活動は禁止する。
レベル５	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル４に同じ。

9. 研究（教員・研究員等）

リスクレベル	判定の目安	対　　応　　策
レベル０	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル１	１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル２	１都３県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・密閉空間にしない。 研究室、実験室内に空気の流れができるよう、２方向の窓を、１回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時２回以上確保する。 ・密集しない。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、研究室・実験室のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。）
レベル３	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・実験室、研究室への立ち入りは、現在進行中の実験、研究の継続に必要な関係者とし、当該実験室等を管理する教員が許可した必要最小限の者のみとする。 ・学内外におけるシンポジウム、カンファレンス、セミナー、学会の開催、参加は中止する。 ・ディスカッションは、オンライン方式で行うことを推奨する。
レベル４	学内で感染拡大の恐れのある状況	・原則、実験は中止 ただし次に掲げる場合は、この限りでない。 ア　研究に使用する生物の維持・管理 イ　液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理 ウ　毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理 エ　研究に必要な基幹インフラ（実験装置・設備、情報システムなど）の稼働・維持・管理 オ　研究活動を継続する上での各種安全確保対策
レベル５	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル４に同じ。

10. 国内出張（教職員）

リスクレベル	判定の目安	対　　応　　策
レベル０	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル１	１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル２	１都３県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、手洗いなどの手指衛生）を徹底した上で認める。
レベル３	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・原則禁止　ただし、必要がある場合は所属する部局長の判断により認める。
レベル４	学内で感染拡大の恐れのある状況	・禁止
レベル５	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル４に同じ。

11. 海外渡航・派遣（教職員、学生）

リスクレベル	判定の目安	対　応　策
レベル０		・通常どおり。
レベル１	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく「十分注意してください。」	・感染症危険情報に留意の上、通常どおり。
レベル２	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく「不要不急の渡航はやめてください。」	・日本国、当該国・地域における外務省の感染危険情報及び当該国（受入機関）の対応状況に基づいて行動する。
レベル３	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく「渡航は止めてください。」（渡航中止勧告）	・レベル２に同じ。
レベル４	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく「退避してください。渡航は止めてください」（待避勧告）	・渡航禁止

12. 会議・式典

リスクレベル	判定の目安	対　　応　　策
レベル０	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル１	１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル２	１都３県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、手洗いなどの手指衛生）を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、会場のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・感染者が発生した際に、濃厚接触者を特定する作業に備えるため、会議・式典中、誰がどの席に座ったか、着座位置を記録する。 ・着座位置の記録は、担当課が保管する。 ・開催方法（対面・リモート等）は、会議にあっては議長の、式典にあっては主催者の判断による。
レベル３	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・大規模な式典・会議は中止又は延期する。 ・会議は、可能な限りオンライン会議とする。 ・上記によりがたい場合は、所属する部局長の判断により認める。
レベル４	学内で感染拡大の恐れのある状況	・式典は中止する。 ・会議はオンラインのみとする。
レベル５	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル４に同じ。

13. 事務職員・技術職員

リスクレベル	判定の目安	対　　応　　策
レベル０	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル１	１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル２	１都３県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、手洗いなどの手指衛生）を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、部屋のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・空いている会議室等を執務室して利用するなど、密度を下げる工夫をする。
レベル３	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・始業６時３０分、終業１９時１５分の間で時差出勤を推奨する。 ・可能な限り在宅勤務とする。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、部屋のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・空いている会議室等を執務室として利用するなど、密度を下げる工夫をする。
レベル４	学内で感染拡大の恐れのある状況	・可能な限り在宅勤務とする。
レベル５	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・さいたま市の衛生主管部局（さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係）と十分協議の上決めることとなるが、場合によっては大久保キャンパスの一部又は全部を閉鎖する。 ・感染状況・感染場所に応じて教職員の一部又は全員を在宅勤務とする。期間はさいたま市保健所との協議に基づき決定する。

14. 附属学校園

リスクレベル	判定の目安	対　　応　　策
レベル０	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル１	１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル２	１都３県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・状況により、一部で時差登校・授業短縮等を実施する。関係者には、各学校園から連絡する。 ・部活動は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）及び「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和２年 12 月 10 日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）を参考に活動を制限する。
レベル３	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・状況により、時差登校・授業短縮等を実施する。関係者には、各学校園から連絡する。 ・部活動は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）及び「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和２年 12 月 10 日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）を参考に活動を制限する。 ・教職員の時差出勤を推奨する。 ・職員は、可能な限り在宅勤務とする。
レベル４	学内で感染拡大の恐れのある状況	・必要な期間、臨時休校・休園とする。 ・教職員の一部又は全員を一定期間在宅勤務とする。
レベル５	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル４に同じ。

15. 学外者

リスクレベル	判定の目安	対　　応　　策
レベル０	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル１	１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル２	１都３県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・手指衛生をお願いする。
レベル３	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・郵便局及び宅配業者並びに工事業者等、本学が必要と認める者以外の入構を禁止ずる。
レベル４	学内で感染拡大の恐れのある状況	・すべての学外者の入構を禁止する。
レベル５	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル４に同じ。

16. 個人情報保護について

構成員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合における学内連絡及び学外機関への情報提供に当たっては、個人医療情報の有する特殊性を認識し、感染者に不利益を生じさせることのないよう、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）」の遵守及び感染者の人権等に十分配慮するものとする。

なお、この趣旨を踏まえ、学内連絡及び学外機関等への情報提供を担当する者は必要最小限の範囲に止めるものとする。

17. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について

新型コロナウイルス感染者または感染の疑いがある者が発生し構内を消毒する必要がある場合は、当該建物を管理する部局の教職員が消毒作業に当たることとするが、必要に応じて副学長（危機管理担当）の要請に基づき、総合技術支援センターが協力して消毒作業に当たることとする。なお、消毒を行う者の選出に当たっては、高齢の同居家族がいる、持病があるなどの事情を考慮する。

１．消毒場所

① 感染者または感染の疑いのある者の最後の構内使用から７２時間以内であり、感染者が通過、または接触したと思われる場所（活動した研究室があるフロアの廊下など共用スペースのドアノブや水道の蛇口等）

② 感染者または感染の疑いのある者が実験やデスクワークなどで長時間滞在し、ウイルスが多く存在する可能性が高いと思われる部屋については、清掃や消毒はせずに７２時間以上閉鎖する。

２．消毒時の身支度や消毒の方法

消毒作業に必要な道具（防護用レインコートや使い捨て手袋、消毒用エタノールなど）が必要な場合は、総務課（内３１２１）へ連絡する。

（１）服装

・用意されたマスクと手袋、保護メガネ（ゴーグル）を使用する。防護服、または防護用レインコートを着用する。

・マスクは、不織布マスクでよい。手袋は厚手のゴム手袋、またはニトリル手袋を使用する。

・エタノールまたは薄めた次亜塩素酸ナトリウムを染みこませた雑巾などを踏むことで靴底を消毒するか、靴カバーをはめる。

（２）消毒液

消毒液（エタノール）をスプレーボトルに入れて使用する。

（３）消毒場所

① 廊下の床
② 廊下に面した扉のノブ
③ ラウンジ等共用場所のテーブル、椅子
④ 電灯のスイッチやエレベーターのボタン
⑤ 階段の手すり

（４）手順

① まず換気を行う。換気扇を作動し、扉や窓を開け、1時間ほど換気する。（浮遊しているエアロゾルを追い出すため）。その後、窓を閉め１５分ほどおいてから消毒作業を開始する（残留している浮遊エアロゾルを沈降させるため）。

② 床に消毒液を吹き付けて、抗菌シートやアルコールを染みこませたシートのついたモップで一方向にゆっくりと拭く。拭いていないところは歩かないようにする。

※ 一方向に拭くのは、ウイルスを拡げないため。

③ ドアノブ等を拭く。拭き方は以下のとおり。

・厚手のペーパータオルに消毒液をたっぷりと吹き付け、一方向に拭き取る。

・直接吹き付けられる場所はたっぷりと吹き付けてから拭き取る。

④ 拭き取ったペーパータオルやシートは、ウイルスが付着していると思われる面に触れないようにしてゴミ用ビニール袋に捨てる。

（5）作業後の片付け

靴カバーを使用した場合は、最初に靴カバーをはずしビニール袋に捨てる。使用しない場合は、消毒液を染み込ませたペーパータオル等を踏んで靴底を消毒する。

① 手袋のはずし方

片方の手袋の外側をつかむ。 → 中表になるようにはずし、手袋をはめた手に持つ。

→ はめた手袋の下に指を入れて、中表になるようにはずす。 → 手指を消毒する。

② 防護服の脱ぎ方

内側をつかんで片袖ずつ脱ぎ、外側に触れないようにしながら丸める。

→ ゴミ用のビニール袋に捨て、手指を消毒する。

③ ゴーグルのはずし方

ゴーグル表面に触れないように柄の部分だけを持ってはずす。 → 手指を消毒する。

④ マスクのはずし方

ひもの部分を持ってはずし、ビニール袋に捨てる。 → 手指を消毒する。

※ 汚染されたものが入ったビニール袋は、屋外で人のいない方に口を向け、空気を静かに抜き、しっかりと口を閉じたのち、ゴミ捨て場に捨てる。

作業後はすみやかに石けんで手を洗うか、エタノールでしっかりと手指を消毒する。

シ 埼玉大学学生行動指針

～学生の皆様へ～

令和３年１０月２５日
埼　玉　大　学

埼玉大学　学生行動指針

埼玉大学では、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を策定し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでいます。
学生のみなさんは、「感染しない、させない」ため、対応マニュアルに沿った行動を取るとともに、以下の行動を心がけてください。

密閉しない

部屋に空気の流れができるよう
複数の窓を１時間に２回以上、
数分間は開けて換気しましょう

密集しない

他の人とは１メートル以上
距離を取りましょう

密接しない

密接した会話や発声は
避けましょう。
避けられない場合は、
マスクを着用しましょう

清潔に

講義や研究の前後には、
こまめに手洗いをしましょう

検温する

毎朝、体温を測り、
熱がある場合は登校せず、
マニュアルに沿って
行動しましょう

記録する

感染者が発生した時に備え
講義や研究、食事中の
着席位置や同室者等を記録
しておきましょう

※１０／２５現在のリスクレベル※

レベル０／海外発生期
レベル１／国内発生期
レベル２／地域感染期
レベル３／地域感染期（拡大）
レベル４／地域感染期（蔓延）
レベル５／地域感染期（爆発）

Saitama University

ス 文部科学省通知(大学宛)

日 付	件 名	要 約
令和２年 ３月 26 日	新型コロナウイルスに係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援について(周知)	・学生等への修学支援の詳細についての連絡
令和２年 ４月 17 日	大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について(周知)	・基本的対処方針の改定を受け、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が示された場合における大学等の臨時休業の実施に係る考え方等について(周知)」に所要の追補を行った ・臨時休業の実施等を講じる場合の留意事項、休業期間中の研究活動の取扱い等についてもとりまとめた
令和２年 ４月 16 日	新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について(通知)	・医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別の防止に徹底的に務めること ・「24 時間子供 SOS ダイヤル」等の相談窓口を適宜活用すること
令和２年 ４月 17 日	大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について(周知)	・基本的対処方針の改定を受け、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が示された場合における大学等の臨時休業の実施に係る考え方等について(周知)」に所要の追補を行った ・臨時休業の実施等を講じる場合の留意事項、休業期間中の研究活動の取扱い等についてもとりまとめた
令和２年 ４月 21 日	新型コロナウイルス感染症対策に係る学校をサポートする人材確保における退職教員の活用について(依頼)	・新型コロナウイルス感染症対策に係る各学校の状況を踏まえ、新たな人材確保が必要となることが想定されるため、更なる退職教員の活用を積極的にお願いする
令和２年 ４月 21 日	学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A の送付について(4 月 21 日時点)	・大学及び高等専門学校における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A について更新 ・検討の際の参考として示すものであり、大学等に対して学事日程の変更等を行うよう求めるものではない
令和２年 ４月 21 日	大学及び高等専門学校における新型コロナウイルス感染症への対応状況について(調査)	・緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されたこと等を踏まえ、改めて大学等における対応状況について調査を実施する
令和２年 ４月 24 日	平成 30 年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」の施行について(通知)	・「授業目的公衆送信補償金制度」を当初の予定を早めて令和 2 年 4 月 28 日から施行 ・令和 2 年度は特例的に保証金額を無償とする ・制度に関する基礎的な資料や Q&A を作成
令和２年 ４月 24 日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う在留資格認定証明書の取扱い等について	・新型コロナウイルス感染症の影響により在留資格認定証明書の有効期間までに来日することができない等の質問と回答
令和２年 ４月 30 日	新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けたが学生等に対する経済的支援等について(依頼)	・各大学等においては、支援を必要としている学生に確実に情報が行き渡るよう適切に周知をすること ・修学支援新制度等困難な状況に置かれてる学生等が利用可能な制度について取りまとめたので、大学独自に行っている取組も含め適切に対応すること
令和２年 ５月１日	遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について	・大学等における遠隔授業等の面接授業以外の実施に係る留意点や実習等の弾力的な取扱いについて考え方をまとめた ・各都道府県知事による学校施設の使用制限の要請等があった場合は、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、判断すること
令和２年 ５月１日	大学及び高等専門学校における新型コロナウイルス感染症への対応状況の変更等について(調査)	・調査の集計結果の公表(文科省ホームページにて公表) ・各大学等における対応状況に変更等があった場合は再度回答すること
令和２年 ５月１日	令和２年度における教育実習の実施期間の弾力化について(通知)	・臨時休業が延長されている小学校等が全校的に相当数生じていることを踏まえ、教育実数の実施期間の弾力化について考え方をまとめた ・小学校等の状況に応じて必要な見直しや調整を行い、教育実習の円滑な実施に努めること
令和２年 ５月５日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定について(周知)	・基本的対処方針の改定 ・(学校等の取扱い)文部科学省は臨時休業の実施に係る考え方について周知を行い、段階的に学校教育活動を再開し児童生徒が学べる環境を作っていく。都道府県は学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染情報について速やかに情報共有を行う
令和２年 ５月 13 日	新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q&A の送付について(5 月 13 日時点)	・令和 2 年度における教育活動の再開等について新たに Q&A を更新
令和２年日 ５月 14 日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定について(周知)	・基本的対処方針の改定 ・「学校の取扱い」に係る記載については変更なし
令和２年 ５月 14 日	水際対策強化に係る新たな措置	・(法務省)入国拒否対象地域の追加 ・(厚生労働省)検疫の強化
令和２年 ５月 15 日	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について(周知)	・基本的対処方針の改定により緊急事態措置の対象区域が縮小されたこと等を踏まえ、大学等における教育研究活動の実施に際して留意すべき事項等を取りまとめた
令和２年 ５月 20 日	「新型コロナウイルス感染症への対応に係る国立教員養成大学・学部・大学院、附属学校の取り組み状況について」作成に係る取組事例の募集について(依頼)	・各大学や附属学校において実施されている取組に関する事例の募集(精査・選定の上、好事例集として公表予定) ・教員養成学部を置く各国立大学法人以外にも教職大学院及び附属学校を置く各国立大学法人にも調査を依頼
令和２年 ５月 21 日	新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関する Q&A の送付について(5 月 21 日時点)	・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関する Q&A の更新
令和２年 ５月 21 日	学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について	・学校の体育の授業におけるマスク着用は必要ないが、児童生徒の間隔を十分に確保するなど対策を講じることが必要 ・児童生徒の健康と安全を第一に考え、学内用や形態等を総合的に考慮しながら感染リスクへの対策を講じるよう配慮願いたい
令和２年 ５月 21 日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について	・基本対処方針の変更(緊急事態宣言の実施区域の変更)

令和２年 ５月 22 日	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの策定について（参考送付）	・学校の教育活動における感染リスクを低減するため、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の策定 ・初等中等教育段階の学校を主な対象としたものだが、大学等においても参考となる個所もあるため参考に送付する
令和２年 ５月 22 日	学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の送付について（５月 22 日時点）	・大学及び高等専門学校における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q＆A の更新（非常勤講師を含む教員の負担への配慮や障害のある学生への合理的配慮に係る者等を追加・更新）、取組事例についてまとめた ・検討の際の参考として示すものであり、大学等に対して学事日程の変更等を行うよう求めるものではない
令和２年 ５月 25 日	水際対策強化に係る新たな措置	・（法務省）入国拒否対象地域の追加 ・（厚生労働省）検疫の強化 ・実施中の水際対策の継続
令和２年 ５月 25 日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定について（周知）	・基本的対処方針の改定 ・（学校等の取扱い）文部科学省は学校の行動基準や具体的な感染症予防対策について周知を行い、児童生徒等の学びを保障するための総合的な対策を早急に取りまとめる。都道府県は学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染情報について速やかに情報共有を行う
令和２年 ５月 25 日	新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言について	・基本的対処方針の変更 ・都道府県が実施する取組等についての取り扱いについては国に対し、事前に情報共有を行うこととする
令和２年 ５月 25 日	移行期間における都道府県の対応について	・移行期間における、移行期間、外出の自粛等、催物（イベント等）の開催制限等についての留意事項について
令和２年 ５月 25 日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除等について	・基本的対処方針の改正（緊急事態宣言の解除） ・全ての市町村長は市町村対策本部を遅滞なく廃止すること
令和２年 ５月 29 日	新型コロナウイルス感染症にかかる影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」の公表及び相談対応等における留意点について（依頼）	・修学が困難となっている学生等が活用できる支援策として「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」をとりまとめた ・「経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト（例）」も参考として、学生等の立場に立った対応方針を再度検討すること
令和２年 ６月１日	「新しい生活様式」を踏まえた御家庭での取組について（協力のお願い）	・学校と家庭の連携が学校内での感染拡大防止のために必要であることから、各家庭においても「新しい生活様式」を踏まえ協力をお願いしたい
令和２年 ６月４日	学校における消毒の方法等について（周知）	・学校における消毒の方法について新たな情報が追加（日常的な消毒について、感染者が発生した場合の消毒について）
令和２年 ６月５日	大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）	・これまで周知等行ってきた事項を「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」として整理した ・各大学等においてはガイドラインを参照し、学生への適切な情報提供と支援等に取り組むこと
令和２年 ６月 11 日	テレワーク等のへの継続的な取り組みに際してセキュリティ上留意すべき点について	・内閣サイバーセキュリティセンターはテレワークを実施する際にセキュリティ上留意すべき点について公表 ・Facebook 公式アカウント、LINE7 公式アカウントにて情報を公開している
令和２年 ６月 17 日	新型コロナウイルス感染症の PCR 検査に協力する大学等への支援について（周知）	・（文部科学省）第 2 次補正予算において、PCR 検査に協力する大学等への支援のための事業費が計上された ・（厚生労働省）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の予算が追加計上された ・今後より密接な連携を図りながら検査体制の構築を図る ・各大学等における PCR 器機の保有状況等についての調査の御礼
令和２年 ６月 19 日	新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について	・「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」がリリースされた ・アプリの活用について広く周知をお願いしたい
令和２年 ６月 24 日	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（周知）	・内閣府から文科省に対し、災害時には教室を避難所として使用すること等について協力依頼があった ・教育委員会及び学校は、学校が避難所となった場合には防災担当部局等と連携して対応すること
令和２年 ７月８日	７月 10 日以降における都道府県の対応について	・７月 10 日以降については「移行期間における都道府県の対応について」に示した段階的緩和の方針のとおりとする ・感染拡大の兆候等の場合は再検討すること
令和２年 ７月 13 日	新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う更新講習修了期間の特例に関する省令の施行について（通知）	・特例省令が公布・施行 ・概要及び留意事項について
令和２年 ７月 28 日	飲食店等におけるクラスター発生の防止に向けた取組の徹底について（依頼）	・新規感染者が若年層に多いことや飲食店での感染の広がりが指摘されている状況を踏まえ、飲食店事業者及び利用者に取り組んでもらいたい事項について取りまとめた
令和２年 ７月 31 日	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する学生等への周知について（依頼）	・７月 10 日より「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の申請の受付を開始 ・支援金・給付金の概要 ・学生等に対する周知依頼
令和２年 ８月５日	お盆休みにおける帰省等のあり方の周知について（依頼）	・新型コロナウイルス感染症対策分科会からお盆休みにおける帰省等のあり方についての提言
令和２年 ８月６日	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂について（参考送付）	・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂が行われた ・小学校・中学校等の初等中等教育段階の学校を主な対象としているが、大学等にも参考に送付する
令和２年 ８月６日	小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例を等を踏まえて今後求められる対策等について（通知）	・各学校の設置者から現時点までに報告のあった感染事例について集計・分析した ・現在の感染の広がりの状況も踏まえ、今後求められる対策等について取りまとめた
令和２年 ９月３日	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂について（周知）	・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が再度改訂された ・小学校・中学校等の初等中等教育段階の学校を主な対象としているが、大学等における学生寮の取扱いについて記載あり

令和２年 ９月３日	運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）	・中学校及び高等学校の部活動や寮生活に関しては「学校衛生管理マニュアル」を踏まえて適切に対応すること ・大学における運動部活動に関しては各競技団体等のガイドライン等の内容に留意すること ・学生寮の感染防止対策については「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」等を参照すること ・感染が確認された場合は、感染者や濃厚接触者が差別・偏見等の対象にならないように十分な配慮・注意が必要
令和２年 ９月15日	大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）	・本年度後期等の教育活動の遂行に当たって配慮すべき事項や考えられる工夫等について取りまとめた ・各大学等においては十分留意し引き続き感染症の拡大防止と学生の学修機会の確保の両立に努めること
令和２年 10月７日	「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」の改訂について（周知）	・「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」の改訂（研究継続のための取組事例や留意事項等の追加等） ・研究活動の本格的な再開を積極的に進めるにあたっては、地域の感染状況や研究分野、研究手法等の状況に応じて総合考慮し適切に判断すること
令和２年 11月19日	大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（周知）	・新型コロナウイルス感染症対策分科会において取りまとめられた「緊急提言：最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策協会について」を踏まえ、改めて各大学等において留意すべき事項を整理した ・感染対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接授業の実施を検討するなど、学生の学修機会の確保に留意すること
令和２年 12月１日	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する学生等への周知について（リーフレットにかかる Q&A 追加のお知らせ）	・リーフレットの Q&A に追加
令和２年 12月１日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について（依頼）	・11 月のテレワーク月間に引き続きテレワークの実施に改めて取り組む ・テレワークが推進されるよう情報提供や指導を行い、働きかけていく
令和２年 12月３日	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂について（参考送付）	・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の再度改訂が行われた ・冬季における換気等の実施に当たっての留意事項について記載
令和２年 12月23日	大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について（周知）	・各大学等における授業をはじめとする教育活動の実施に際し、改めて留意すべき事項を整理した ・「大学等における本年度後期等の授業の実施状況等について（再調査）」の調査結果の掲載について
令和３年 １月８日	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について（周知）	・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より「職場への出勤等（テレワーク等）について」が示された ・教職員の出勤については可能な範囲で工夫を図ること ・地域や大学等の実情に応じた取組を図っていくこと
令和３年 １月８日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）	・基本的対処方針の改訂（緊急事態宣言） ・各大学等においては感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けて配慮すること
令和３年 １月14日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）	・基本的対処方針の変更（緊急事態宣言の対象区域の拡大） ・感染対策の一層の徹底と学生の学修機会の確保等に配慮すること
令和３年 １月22日	令和 3 年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応等に関する変更について（依頼）	・令和３年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応等に関する変更について、各大学においては受験生が予見できない不利益を受けることがないよう、出願後は出願時点で既に受験生に示している方法で選抜することを基本として個別入試を適切に実施すること
令和３年 １月29日	大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について（周知）	・感染拡大防止のため、学生の健康状態の把握、学生寮や課外活動における感染対策等各大学等において留意すべき事項を改めて整理した ・学生への注意喚起等に当たっては、メールの送付など、学生一人一人に対して情報が確実に伝達される手段を確保し実施すること
令和３年 ２月３日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）	・基本的対処方針の改定（緊急事態措置の対象区域、対象期間） ・「学校の取扱い」については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和３年 ２月15日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）	・基本的対処方針の変更（「まん延防止等重点措置」の創設などを含む法の改正が行われたこと等を踏まえ） ・「学校の取扱い」については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和３年 ２月16日	「新型インフルエンザ等対策特別阻止法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（周知）	・今般の改正は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和するための支援や、臨時の医療施設をより柔軟に開設できることを規定するとともに、「まん延防止等重点措置」を創設し、正当な理由なく都道府県知事の要請に応じない事業者への命令及び罰則を規定するなど、感染症対策の実効性を高めるためのもの ・改正法により新たに設けられた差別的扱い等の防止に関する規定について、周知すること
令和３年 ３月１日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更（緊急事態措置の対象区域） ・「学校の取扱い」については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和３年 ３月１日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更（緊急事態措置の対象区域） ・「学校の取扱い」については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと ・年度末等に向けて行われる行事等について、実施に当たっては文科省がホームページで示している Q&A 等を参考にし、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫などの措置を適切に講じること
令和３年 ３月２日	独立行政法人等における法人文書の適正な管理等について（周知依頼）	・新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する行政文書ファイル等については保存期間満了時の措置は原則として「（国立文書館等への）移管」となる ・政府においては、公文書管理の適正化に向けた総合的な施策を決定し、様々な改善・充実を図っている。独法等においても閣僚会議決定も参考に適正に管理すること

令和３年 ３月４日	令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について(周知)	・大学等における令和3年度の授業の実施等に当たり、学生の学修機会の確保と新型コロナウイルス感染症対策の徹底の両立等、留意すべき事項を整理した ・今春の入学式等の行事については、十分な感染対策の上で実施を検討してもらいたい ・令和3年度の各大学の授業の実施方針、今春の卒業式及び入学式の実施状況等については、別途調査を実施予定
令和３年 ３月８日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)	・基本的対処方針の変更等について(緊急事態措置の対象期間の延長) ・「学校の取扱い」については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和３年 ３月８日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)	・基本的対処方針の変更等について(緊急事態措置の対象期間の延長) ・「学校の取扱い」については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと ・年度末等に向けて行われる行事等について、実施に当たっては文科省がホームページで示しているQ&A等を参考にし、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫などの措置を適切に講じること ・卒業旅行については、卒業予定者に対し実施方法の工夫や旅行先を含めた感染状況によっては自粛するなどの検討をするよう促すこと
令和３年 ３月19日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について(周知)	・緊急事態宣言が終了することが決定されるとともに、基本的対処方針の変更が行われた ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和３年月 ３月22日	緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(周知)	・1都3県における催物の開催制限や施設の使用制限、外出の自粛等については「緊急事態宣言措置を実施すべき区域から除外された都道府県」に対して示されている留意事項のとおり取り扱うべきこととしている ・学生への働きかけ等の必要な対応を講ずること
令和３年 ３月26日	経済的理由により就学困難な学生等に対する支援策の周知等について(通知)	・経済的に厳しい状況にある学生等が進学・修学を断念することがないよう引き続き各種支援策を講じている ・新年度に向けて支援策や留意事項、新たな広報活動について整理したので、学生一人一人に対して情報が確実に伝達される手段を確保し、周知をお願いしたい
令和３年 ４月５日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)	・基本的対処方針の変更(まん延防止等重点措置の対象区域の追加等)
令和３年 ４月７日	新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について(依頼)	・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、モニタリング検査について大学等の協力依頼があった(当面の対応として東京23区内の大学等に対する協力依頼) ・そのほかの大学等においては、感染症の拡大防止に係る取組の状況としてご承知おきいただきたい
令和３年 ４月12日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)	・まん延防止等重点措置の対象区域の追加等に伴い、基本的対処方針の変更 ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和３年 ４月20日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について(周知)	・基本的対処方針の変更(まん延防止等重点措置の対象区域の追加等) ・大学等における感染対策の留意事項を整理した ・感染リスクが高まりやすい場面における感染対策について対応の状況を再度点検し、不十分と認められる箇所があれば必要な対応をすること
令和３年 ４月21日	「新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等における精度管理マニュアル」について(周知)	・令和２年度厚生労働省委託事業の新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等に係る精度管理調査の結果を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等における精度管理マニュアル」を取りまとめた
令和３年 ４月23日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)	・基本的対処方針の変更(緊急事態宣言の実施及びまん延防止等重点措置の対象区域の追加等) ・感染対策の徹底、遠隔授業も活用した学修の機会の確保と感染リスクの高い活動の制限または自粛等
令和３年 ４月26日	基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(周知)	・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、催物の開催制限等に関する留意事項について通知があった ・本件周知も踏まえた感染対策の徹底を講じつつ、学生の学修機会の確保との両立に取り組むこと
令和３年 ４月28日	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂について	・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂について」について再度改訂が行われた ・小学校及び中学校等の学校段階を主な対象をしたものだが、各大学・高等専門学校にも参考情報として周知する
令和３年 ５月７日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における同感染症への対応に関する留意事項等について(周知)	・基本的対処方針の変更(期間の延長や区域の追加等) ・大学等の部活動や課外活動における感染対策として「発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る」旨の記載が加わる
令和３年 ５月14日	学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について(令和３年５月14日時点)	・大学及び高等専門学校における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aを更新し、遠隔授業の実施方法・形態の具体的な取扱い例についてまとめた
令和３年 ５月14日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)	・基本的対処方針の変更(緊急事態宣言の実施及びまん延防止等重点措置の対象区域の追加等) ・「学校の取扱い」に係る記載については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和３年 ５月14日	出勤者数の削減に関する実施状況の公表について(周知)	・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、企業等における出勤数を削減する取組(テレワーク等)の実施状況等について、テレワーク等の実施状況について自らの HP 等に公表するよう依頼があった ・大学等においては学生の学修機会の確保と感染防止の両立を前提として、教職員の健康に配慮しつつ、可能な範囲で教職員の勤務の工夫を図ること
令和３年 ５月14日	新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加の経済的な支援について(依頼)	・新型コロナウイルス感染症の長期化等を踏まえ、追加の支援策を含め改訂を行う ・各大学等においては、学生等に情報が確実に行き渡るよう、周知ときめ細やかな相談の対応をすること
令和３年 ５月21日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)	・基本的対処方針の変更(緊急事態宣言の実施及びまん延防止等重点措置の対象区域の除外等) ・「学校の取扱い」に係る記載については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと

令和３年 ５月 25 日	新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等の学生生活に関する調査等の結果について	・新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等の学生生活の調査（一部の大学を無作為に抽出して、学生等に直接調査を実施）及び大学等の支援や学生等の修学の状況の調査（すべての大学等に調査を実施）の結果 ・今後の学生支援に関する留意事項について
令和３年 ５月 28 日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更（緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施期間の延長） ・「学校の取扱い」に係る記載については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和３年 ６月 11 日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更（まん延防止等重点措置の対象区域の終了） ・「学校の取扱い」に係る記載については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和３年 ６月 15 日	海外留学を予定する学生等への新型コロナワクチン接種について（依頼）	・海外留学を予定する学生に向けた、新型コロナワクチン接種と英語版ワクチン接種記録保有証明についての新しい仕組みを構築 ・時間的な切迫性やワクチン接種が求められているなど重大性のある人に優先的に対応
令和３年 ６月 15 日	日本人学生の海外留学について（周知）	・日本人学生の海外留学に関し、大学間交流協定等に基づく1年間（実際の派遣期間9か月以上）の留学プログラムの再開について、大学等における学生の安全確保や学生のワクチン接種への配慮等への留意事項を示す ・日本学生支援機構奨学金による支援を再開
令和３年 ６月 17 日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大地域において陽性者が生じた場合の濃厚接触者の特定への協力について（周知）	・厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合に行われる濃厚接触者の特定等に関して、緊急事態宣言対象地域、まん延防止等重点措置区域に所在する大学等において保健所業務のひっ迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合の取扱いについて周知 ・濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等に協力をお願いしたい ・その際は学生・教職員のプライバシーへの配慮に留意すること
令和３年 ６月 29 日	医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について（周知）	・大学等において医療従事者の不在時に検査を実施する際に立ち合いを行う教職員は、手引きや各製品の説明書に加え、ガイドラインの内容を理解し「理解度確認テスト」を全問正解できることを確認すること
令和３年 ７月６日	職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）	・抗原簡易キットを活用した職場の検査の取組状況を把握するため、事業者が抗原簡易キットを購入する際に個数等について報告を求める ・関係団体等への周知依頼
令和３年 ７月９日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更（緊急事態宣言の対象区域の追加等及びまん延防止等重点措置の対象区域の終了等） ・「学校の取扱い」に係る記載については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと ・各大学等における課外活動における感染対策の取組例をまとめた ・大学等への抗原簡易キットの配布や大学を拠点とするワクチンの接種について引き続き適切に対応すること
令和３年 ７月 16 日	夏休み期間中における新型コロナウイルス感染症対策に関する留意事項について（周知）	・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、夏休み期間における感染対策等に関する分科会長の談話（「夏休み期間中の感染拡大を防ぐために」）について周知依頼
令和３年 ７月 21 日	新型コロナウイルス感染予防接種証明書について（周知）	・内閣官房新型コロナウイルスワクチン接種証明推進担当より、海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書の周知依頼
令和３年 ７月 30 日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更（緊急事態宣言の対象区域の追加等及びまん延防止等重点措置の対象区域の終了等） ・「学校の取扱い」に係る記載については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和３年 ８月４日	「大学拠点接種」実施にあたっての留意点等について（周知）	・厚労省より武田/モデルナ社製ワクチンの接種対象年齢の引き下げが行われたことを踏まえ、大学拠点接種における取扱いについて ・ワクチン接種に伴う学生の出欠等の取扱いについて
令和３年 ８月５日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更（まん延防止等重点措置の対象区域の追加等） ・「学校の取扱い」に係る記載については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和３年 ９月 28 日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更（緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の終了） ・「学校の取扱い」に係る記載について、受験機会を確保した上での大学入学者選抜の実施等に関する追記 ・授業等の教育活動については変更なし
令和３年 11 月 18 日	基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	・「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」が決定されたことを踏まえ、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策の考え方を追記する見直しを行った
令和３年 11 月 19 日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定等について（周知）	・新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新たに基本的対処方針が決定 ・緊急事態宣言等対象区域における部活動や課外活動のうち感染リスクの高い活動の制限緩和について新たに記載
令和３年 12 月 17 日	新型コロナウイルス感染症に係る PCR 等検査無料化事業について（周知）	・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より PCR 等検査無料化事業を行うことについて周知があった ・大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動や実習等において検査を必要とする場合等において、効果的な活用を検討すること
令和４年 １月 17 日	新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合における濃厚接触者の待機の取扱い等について（周知）	・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認された場合における濃厚接触者の取扱いの変更等に関して周知依頼があった ・オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間は最終曝露日から 10 日間とする ・濃厚接触者のうち社会機能の維持のために必要な事業に従事する者の待期期間については 10 日間を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する　等
令和４年 １月 31 日	新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合における濃厚接触者の待機の取扱いの変更等について（周知）	・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認された場合における濃厚接触者の取扱いの変更等に関して周知依頼があった ・オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間は最終曝露日から 7 日間とする ・濃厚接触者のうち社会機能の維持のために必要な事業に従事する者の待期期間については 4 日目及び 5 日目の検査で陰性であった場合でも 5 日目に待機を解除する　等

令和４年 ２月３日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠ななるべき統一的指針を示すもの ・令和４年２月３日変更
令和４年 ２月３日	新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者の就業制限の解除に関する取扱いについて（周知）	・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、就業制限の解除に関する取扱いについて周知依頼 ・①感染者の就業制限の解除について　②感染者の勤務開始にあたっては証明書等の提出は不要　③濃厚接触者の待期期間解除にあたっては証明書の提出は不要
令和４年 ２月３日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更（まん延防止等重点措置の対象区域の追加） ・「学校の取扱い」に係る記載については変更なし ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和４年 ２月10日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠ななるべき統一的指針を示すもの ・令和４年２月10日変更
令和４年 ２月10日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更（まん延防止等重点措置の実施期間の延長等） ・変異株（オミクロン株）の特徴を踏まえた感染防止策については追記あり ・オミクロン株の特徴等を踏まえた大学等における具体的な感染防止策については改めて留意事項を整理し追って知らせる
令和４年 ２月18日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠ななるべき統一的指針を示すもの ・令和４年２月18日変更
令和４年 ２月18日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）	・基本的対処方針の変更（まん延防止等重点措置の決定） ・感染状況や変異株に係る知見などを踏まえ、大学等における感染対策に際しての留意事項を改めて整理した ・本件周知も踏まえた感染対策の徹底を講じつつ、学生の学修機会の確保との両立に取り組むこと
令和４年 ３月17日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠ななるべき統一的指針を示すもの ・令和４年３月17日変更
令和４年 ３月17日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の特定に係る取扱いの変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更（まん延防止等重点措置の決定） ・本件周知も踏まえた感染対策の徹底を講じつつ、学生の学修機会の確保との両立に取り組むこと ・濃厚接触者の特定の取扱い等に関する厚労省からの周知についてお知らせ
令和４年 ４月27日	ゴールデンウィーク期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて（周知）	・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、ゴールデンウィーク期間中に帰省する者に対し、検査受検等について呼びかけ・周知を行うよう依頼があった ・所属する職員、学生等に対しても周知すること
令和４年 ４月28日	大型連休における感染拡大の防止について（周知）	・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、大型連休における感染拡大の防止について呼びかけをすることについて周知依頼があった ・大学等においては、適切に対応すること
令和４年 ５月23日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の特定に係る取扱いの変更等について（周知）	・基本的対処方針の変更 ・「学校の取扱い」に係る記載については変更なし ・部活動等の課外活動における感染対策について、感染が拡大している地域または感染が高止まりしている地域において学校等でクラスターが多発する場合には、感染リスクの高い活動を制限することや参加者の健康管理を一層徹底するなどの対応を講じること
令和４年 ７月15日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠ななるべき統一的指針を示すもの ・令和４年７月15日変更
令和４年 ７月15日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）	・新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、基本的対処方針の変更が行われた ・「学校の取扱い」に係る記載に関して追記あり ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和４年 ７月25日	濃厚接触者の待機期間の見直し等及び大学等における感染対策の徹底について（周知）	・オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の待機期間の見直し等に関する厚労省からの周知について（濃厚接触者の待機期間を７日間から５日間に短縮すること等の変更）
令和４年 ７月26日	濃厚接触者の待機期間の見直し等及び大学等における感染対策の徹底について（周知）	・オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の待機期間の見直し等に関する厚労省からの周知について（濃厚接触者の待機期間を７日間から５日間に短縮すること等の変更） ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より「お盆期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて」が発出された ・情報更新のため、７月25日付の事務連絡については廃止
令和４年 ８月１日	感染拡大に対応する都道府県への支援等及び医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について（周知）	・新型コロナウイルス感染症対策対策本部が開催され、「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」及び「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定された ・厚労省からの要請を踏まえ、陽性者の療養開始時や療養期間後、濃厚接触者の待機期間後等に、教職員や学生から検査証明書等の提出を求めないこと等の取扱いに配慮すること
令和４年 ９月８日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底について（周知）	・「With コロナに向けた政策の考え方」の決定及び基本的対処方針の変更 ・「学校の取扱い」に係る記載について追記あり ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和４年 ９月８日	基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	・基本的対処方針が一部変更されたこと等を踏まえ、同一イベントにおける「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の取扱い等の一部見直しを行った
令和４年 ９月８日	イベント開催等における感染防止安全計画等について（改訂その７）	・安全計画の概要等について ・各都道府県並びに各府省庁は、基本的対処方針及び本事務連絡等を踏まえ、対応すること
令和４年 10月14日	今秋以降の感染拡大期における感染対策についての分科会提言について（周知等）	・新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対して提言が行われた ・提言を踏まえ、ワクチン接種を更に進め基本的な感染対策徹底をお願いしていく
令和４年 10月17日	マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）	・場面に応じた適切なマスクの着脱についてリーフレットを作成した ・所管団体及び独立行政法人等への周知を依頼

令和４年 10月19日	職場における検査等の実施手順(第３版)について	・ハイリスク施設等以外の事業所においては積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を求めないこと、医師の届け出の対象を 65 歳以上の方と入院を要する方に限定することとした等を踏まえ、改訂 ・「「職場における積極的な検査等の実施手順」及び「職場における積極的な検査等の実施手順(第２版)」にかんする Q&A について」は廃止とする
令和４年 10月21日	「職場における積極的な検査等の実施について(報告依頼)」の廃止について	・ハイリスク施設等以外の事業所においては積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を求めないこと、症状が軽いなどの場合は抗原定性検査キットでセルフチェックすること、を受け、廃止し、報告用フォームの運用についても終了
令和４年 11月９日	オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進及び新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザにかかる医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について(依頼)	・厚労省より、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について周知等依頼があった ・(オミクロン株対応ワクチン)リーフレット等を活用して周知等を行い、年内接種を積極的に働きかける ・(証明書等の取得に対する配慮)発熱外来のひっ迫等を回避するため従業員、生徒に検査結果や治癒の証明書を求めない
令和４年 11月11日	今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応についての分科会とりまとめについて(周知等)	・分科会において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応」がとりまとめられた
令和４年 11月18日	基本的対処方針に基づくイベントの開催期限、施設の使用期限等に係る留意事項等について	・新型コロナウイルス感染症対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」が決定されたことを踏まえ、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策の考え方を追記する見直しを行った
令和４年 11月28日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について(周知)	・基本的対象方針の変更 ・「学校の取扱い」に係る記載について追記あり ・学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組むこと
令和４年 11月30日	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)大学拠点接種(オミクロン株対応)に係る地域貢献の基準」の策定について(通知)	・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)大学拠点接種(第３回接種)に係る地域貢献の基準」を改訂 ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)大学拠点接種(オミクロン株対応)に係る地域貢献の基準」を策定 ・前回基準から地域貢献認定の要件の変更はなく、軽微な部分のみの変更
令和４年 12月６日	年末年始期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて	・新型コロナウイルス感染症対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定 ・この決定を受け、年末年始期間中に帰省する者に対し呼びかけ・周知を行うこととした
令和４年 12月９日	年末年始の感染対策についての考え方のポイントについて(周知等)	・分科会において年末年始の感染対策についての考え方が示された
令和４年 12月12日	大学等の運動部の活動等の実施と新型コロナウイルス感染症対策の徹底の両立について	・各大学等においては、基本的な感染症対策を徹底した上で運動部活動等の実施との両立に取り組むこと ・UNIVAS が公表したガイドラインも参考にして感染対策の実施に取り組むこと
令和５年 ２月10日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び卒業式におけるマスクの取扱い等について(周知)	・基本的対処方針の変更、「マスク着用の考え方の見直し等について」の決定 ・卒業式におけるマスクの取扱い等に関して見直しが行われた
令和５年 ３月17日	令和５年４月１日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について(周知)	・令和5年4月1日以降の教育課研究活動の実施に当たりマスクの着用を求めないことを基本とすることとし、これに係る留意事項等について整理した ・今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、学校保健安全法施行規則等の改正を予定
令和５年 ４月21日	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的感染対策等について(通知)	・5 月 8 日から 5 類感染症に位置づけが変更されることに合わせて基本的対処方針は廃止される ・今後は「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について(依頼)」等を踏まえ、対応すること
令和５年 ４月28日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」の公布について(通知)	・4 月 21 日に可決成立、本日公布 ・改正の趣旨や概要等
令和５年 ４月28日	令和５年５月８日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について(周知)	・5 月 8 日から 5 類感染症に位置づけが変更されることに合わせて基本的対処方針は廃止される ・各大学等は 5 月 8 日以降の基本的な感染対策の考え方についての内容を参考にし、適切に対応すること

文部科学省通知(附属学校宛)

日 付	件　　名	要　　約	参 考
令和２年 １月 28 日	新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について	中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関しては、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が決定したところです(2月上旬施行予定)。 当該政令により指定感染症に指定されると新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に定める第一種感染症とみなされます(学校保健安全法施行規則(昭和 33 年文部省令第 18 号)第 18 条第2項)。このため、各学校(専修学校を含み、各種学校を含まない。)の校長は、当該感染症にかかった児童生徒等があるときは、治癒するまで出席を停止させることができます。	事務連絡
令和２年 １月 29 日	中国から帰国した児童生徒等への対応について(通知)	中国から帰国した幼児・児童・生徒・学生については、保健福祉部局、保健所及び学校医と連携の上、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、対応すること。	元初健食 第37号
令和２年 ２月３日	「中国から帰国した児童生徒等への対応について(通知)(令和2年1月 29 日付け元初健食第 37 号)」の更新について(通知)	上記の通知で示された対応についての一部更新。	元初健食 第42号
令和２年 ２月３日	高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について	(1)新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を学校保健担当部局、保健衛生部局等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、学校への連絡体制を構築し、これらの情報を各学校に提供するとともに、必要に応じ、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。 (2)入学者選抜の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。	事務連絡
令和２年 ２月 13 日	中国から帰国した児童生徒等への対応について[追加1報(浙江省の追加)](令和2年2月 13 日現在)	昨日(2月 12 日)の閣議了解等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本邦への上陸申請日前 14 日以内に中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等に加え、浙江省に滞在歴がある外国人等についても、上陸拒否の対象とすることとされました。	事務連絡
令和２年 ２月 18 日	学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について	国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、今後は、国内での感染をできる限り抑えることが重要となってきています。このため、改めて感染症対策のポイントをお知らせしますので、学校における感染症対策に万全を期すようお願いいたします。	事務連絡
令和２年 ２月 18 日	児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について	児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の出席停止及び臨時休業について、現時点での考え方を示します。	事務連絡
令和２年 ２月 19 日	高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)	「高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年2月3日付け事務連絡)について、感染症対策や入学試験の延期の検討等について情報を追加します。	事務連絡
令和２年 ２月 20 日	【周知】新型コロナウイルス感染症への対応について	「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」及び 「新型コロナウイルス予防」に関して、厚生労働省が作成した資料の送付。	メール
令和２年 ２月 25 日	児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)	児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の出席停止及び 学校の臨時休業の措置に関する方針等について、厚生労働省と協議の上、別紙のとおり 取りまとめましたので、お知らせします。	事務連絡
令和２年 ２月 25 日	学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和2年2月25日時点)	学校の卒業式や入学式等については、かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきましては、学校の設置者において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただくようお願いします。	事務連絡
令和２年 ２月 28 日	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)	本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条(同法第 32 条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いします。	元文科初第 1585号
令和２年 ２月 28 日	新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について	幼稚園については、保育所と同様、家に一人でいることができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていることから、全国一斉の休業の要請の対象とはしていませんが、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月 25 日事務連絡)で示したとおりですので、同事務連絡を踏まえた対応をお願いします。	事務連絡
令和２年 ２月 28 日	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について(2月 28 日時点)	臨時休業等に伴う検討に資するよう、参考となる情報についてまとめたものの送付。	事務連絡
令和２年 ２月 28 日	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設(以下「学校養成所等」という。)に在学中の学生及び生徒の修学等に不利益が生じることがないよう、学校養成所等の運営等について、下記のとおり取り扱うこととしました。	事務連絡
令和２年 ３月２日	新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイトの開設について	文部科学省において、臨時休業期間中の児童生徒の学習の支援方策の一つとして、公的機関等が作成した、児童生徒及び保護者等が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介する「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト(通称「子供の学び応援サイト」)」(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)を開設しました。	事務連絡
令和２年 ３月２日	新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について(依頼)	小学校等の臨時休業に伴い、放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業にふだん以上に子どもが来所することにより、必要な体制が十分確保できない可能性があることから、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、子どもの居場所の確保を図るための取組方策等を整理しました。	元文科初 第 1598 号
令和２年 ３月２日	中国から帰国した児童生徒等への対応について[追加2報(韓国・大邱広域市及び慶尚北道清道郡の追加)](令和2年3月2日現在)	大韓民国大邱広域市若しくは慶尚北道清道郡から帰国又は大邱広域市若しくは慶尚北道清道郡在住の方と接触があった児童生徒等についても、中華人民共和国湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった児童生徒等と同様の扱いとする。	事務連絡

令和２年 ３月４日	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業中の児童生徒の外出について（3月4日時点）	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえ、一斉臨時休業中の児童生徒の外出については、以下の点に留意して指導すること。 (1)軽い風邪症状(のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど)でも外出を控えること。 (2)規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かないこと。	事務連絡
令和２年 ３月５日	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について（通知）	学校の臨時休業に当たっては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。	元初財務 第35号
令和２年 ３月６日	海外への修学旅行及び研修旅行について	管下の学校が海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合には、入国制限措置等が行われている状況及び今後の情報に御注意いただくとともに、十分に御検討をいただくようお願いします。	事務連絡
令和２年 ３月６日	「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について【令和2年3月6日時点】」の送付について	文部科学省において、学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について、これまでに発信している内容も含めて取りまとめました。	事務連絡
令和２年 ３月９日	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するＱ＆Ａの送付について（3月9日時点）	臨時休業中における登校日の考え方、児童生徒の運動機会の確保に関する外出や校庭・体育館開放の考え方、子どもの居場所の確保に係る衛生管理の考え方等について、各自治体から追加のお問合せを頂きましたので、Ｑ＆Ａを更新いたしました。	事務連絡
令和２年 ３月10日	臨時休業に伴う学校給食休止への対応について	臨時休業の学校給食休止に伴う政府の緊急対応がまとまりましたので、お目通しください。	事務連絡
令和２年 ３月11日	臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）	大多数の学校において臨時休業の措置が取られており、これに伴い学校給食が休止されたことにより、学校給食関係事業者にも様々な影響が生じています。 学校給食関係事業者に対する特段のご配慮をお願い申し上げます。	事務連絡
令和２年 ３月11日	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するＱ＆Ａの送付について（3月 11 日時点）	・学校給食調理場を活用して昼食を提供する場合の衛生管理上の注意点（問7）・授業時数確保のための長期休業期間の短縮や土曜授業（問14）・学校給食休止への対応（問42）について、各自治体から追加のお問合せを頂きましたので、Ｑ＆Ａを更新いたしました。	事務連絡
令和２年 ３月13日	「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について【令和2年3月 13 日時点】」の送付について	令和2年3月6日付けの事務連絡の更新。	事務連絡
令和２年 ３月13日	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するＱ＆Ａの送付について（3月 13 日時点）	Ｑ＆Ａの更新。	事務連絡
令和２年 ３月13日	新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進等について	小学校、中学校等の一斉臨時休業に伴い未利用となった、学校給食で使用する予定であった食品の有効活用の一つとして、フードバンクへの寄附を推進する。	事務連絡
令和２年 ３月17日	新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について	臨時休業期間が終了し、春季休業を迎えるに当たって、学校において留意すべき事項をまとめましたので、引き続き御配意いただきますようお願いします。	事務連絡
令和２年 ３月17日	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業及び春季休業期間に関するＱ&Ａの送付について（3月 17 日時点）	Ｑ＆Ａの更新。	事務連絡
令和２年 ３月17日	新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における読書活動の推進のための「子供の読書キャンペーン」特設ページの開設について	令和2年3月2日付け事務連絡においてお知らせした「子供の学び応援サイト」に、子供の読書活動を推進するため、新たに同サイトに「子供の読書キャンペーン～きみの一冊をさがそう～」【https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00480.html】の特設ページを設けました。	事務連絡
令和２年 ３月18日	介護施設等に対する布製マスクの配布について	介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなど（以下「介護施設等」という。）の現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が一括して 2、000 万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行き渡るよう、十分な量を緊急に配布する。	事務連絡
令和２年 ３月19日	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について	新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって期日までに健康診断を実施することができない場合には、可能な限りすみやかに実施すること。	事務連絡
令和２年 ３月19日	「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について【令和2年3月 19 日時点】」の送付について	令和2年3月6日付け及び3月 13 日付けの事務連絡の更新。	事務連絡
令和２年 ３月24日	令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）	学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドライン」を作成した。 臨時休業を行う際の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を作成した。	元文科初 第1780号
令和２年 ３月24日	海外への修学旅行及び研修旅行について（第2報）	海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は、上記通知にあるとおり、今後も引き続き外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに、十分に御検討をいただくようお願いします。	事務連絡
令和２年 ３月25日	各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について	集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、できる限りマスクの装着をお願いします。 マスクが児童生徒等に十分に行き渡らない場合も考えられますので、マスクを入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行っていただくようお願いします。	事務連絡
令和２年 ３月25日	「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について	今般、介護施設等に対する布製マスクに関し、「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」を設置しますのでお知らせするとともに、併せて、布製マスクに同封するお知らせ文をお知らせいたします。	事務連絡
令和２年 ３月25日	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における外国語指導助手（ALT）等の勤務への配慮について	小・中・高等学校等における外国語指導助手等が、安心して業務を継続できるよう、それぞれの条例や任用規程等に基づき、適切な対応 を頂けますようお願いいたします。	事務連絡
令和２年 ３月26日	学校給食従事者におけるマスクの着用及び手指の消毒について	新型コロナウイルス感染症の発生に伴いマスク及び消毒用アルコールが不足している状況においての学校給食従事者についての取扱い。	事務連絡
令和２年 ３月26日	新型コロナウイルス感染症に起因して海外から帰国した児童生徒等への対応について（3/26 現在）（通知）	新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえ、対応についての通知。	元初健食 第49号
令和２年 ３月26日	新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するＱ＆Ａの送付について（3月 26 日時点）	令和2年3月 24 日付け通知に伴う検討に資するよう、参考となる情報についてまとめた。	事務連絡

令和２年 ３月 27 日	「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)の創設」に係る小学校等の保護者に向けた周知のお願いについて(協力依頼)	小学校等の臨時休業等に伴い、就業することを予定されていた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」(子どもの保護者)に、就業できなかった日について1日当たり定額(4,100円)を支給するものです。	事務連絡
令和２年 ３月 27 日	文部科学省が行う学校宛ての定期的な調査の見直しに係る年間調査計画書等の送付及び新型コロナウイルス感染症の対応に伴う調査実施時期等の弾力化について	新型コロナウイルス感染症対策に伴う負担の軽減の観点から、実施時期の変更や調査期限の延長等、令和2年度実施予定調査にかかる運用の弾力化を図った。	事務連絡
令和２年 ４月１日	新型コロナウイルス感染症対策に係るJET プログラム 参加者への配慮について	全てのJETプログラム参加者が安心して業務を継続できるよう、適切な勤務への配慮や相談対応を行うとともに、JETプログラム参加者に対して感染防止対策に関する情報提供を行っていただきますようお願いいたします。	事務連絡
令和２年 ４月１日	「Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(通知)	4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえてのガイドラインの改訂。	2文科初 第3号
令和２年 ４月７日	「Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(通知)	「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われたことを受けてのガイドラインの改訂。	2文科初 第57号
令和２年 ４月 10 日	新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について(通知)	学校再開後においても、一部の児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合もあることも踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導の取扱いについて、まとめましたのでお知らせします。	2文科初 第87号
令和２年 ４月 10 日	学校に対する布製マスクの配布について	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、国がメーカー等から必要数の布製マスク(洗濯可能で一定期間、繰り返し使えるもの)を調達し、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(幼稚部含む)、高等専修学校等の児童生徒及び教職員に対し、一人あたりマスクを2枚(1枚目は4月中、2枚目は5月以降を予定)配布することとしております。	事務連絡
令和２年 ４月 10 日	新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた ICT 活用及び整備について	文部科学省としては、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等を踏まえると、各自治体及び家庭における ICT 環境整備の状況に配慮しつつ、あらゆる機会に ICT を最大限にご活用いただくことが子供たちの学びの機会の保障に効果的であることから、家庭においても ICT を積極的に活用いただきたいと考えています。	事務連絡
令和２年 ４月 13 日	新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ帰国等を検討するJETプログラム参加者への対応について(依頼)	今後JETプログラム参加者から帰国の申出があった場合などにおいては、丁寧に相談対応等を行っていただきますようお願いいたします。	事務連絡
令和２年 ４月 13 日	新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について	新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等の雇用の維持を図るため、改めて、なお一層のご協力をお願い申し上げます。	2文科総 第4号
令和２年 ４月 14 日	【資料送付】新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について	新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について、1枚にまとめた参考資料を作成しておりますので、各教育委員会等における参考のため送付させていただきます。	メール
令和２年 ４月 15 日	新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ＆Aの送付について(4月15日時点)	Q&Aの更新。	事務連絡
令和２年 ４月 16 日	臨時休業期間における家庭学習支援動画の作成・配信のための文部科学省作成教材の使用について	家庭学習支援動画の作成・配信に当たって文部科学省が作成する外国語教育に関する教材を使用される場合の取扱いについてお知らせします。	事務連絡
令和２年 ４月 16 日	「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)の延長」に係る小学校等の保護者に向けた周知のお願いについて(協力依頼)	今般、この支援金については、令和2年3月 31 日までの対象期間を令和２年６月 30 日まで延長し、受付期間も令和2年9月 30 日までとすることになりました。	事務連絡
令和２年 ４月 16 日	新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について(通知)	正しい情報に基づく適切な判断・行動をとっていただき、以下のQ＆Aも参考に、改めて偏見や差別の防止の徹底に努めていただくようお願いします。(一部の学校において、社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機とする事案が発生したことを受けての通知)	2初健食 第3号
令和２年 ４月 17 日	【文科省:好事例共有 vol.1】臨時休業期間等における学習指導事例について	文部科学省としては、各教育委員会におけるさらなる取組の参考としていただけるよう、本メールの形で、今後複数回に分けて好事例を発信させていただきます。	メール
令和２年 ４月 17 日	学校に対する布製マスクの過不足の連絡専用メールアドレスの設定について	配布枚数の不足又は10 枚上の余剰に関する御連絡については、従前の電話相談窓口での対応に加え、新たに、メールアドレス(masuku@mext.go.jp)でもお受けすることとしましたので、適宜御利用ください。	事務連絡
令和２年 ４月 17 日	「Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について(通知)	全都道府県が緊急事態措置の対象となったことを受け、ガイドラインを変更し、学校の臨時休業の考え方を示します。	2文科初 第137号
令和２年 ４月 17 日	新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ＆Aの送付について(4月 17 日時点)	Q&Aの更新。	事務連絡
令和２年 ４月 20 日	学校に配布する布製マスクへの確認について	各学校においても、児童生徒及び教職員へマスクを配布する前には、念のため、目視等による確認を行っていただき、万一、不良品の混入等が確認された場合は、新しいマスクと交換しますので、専用窓口へ電話又はメールにて御連絡いただくようお願いします。(各学校に配布されたマスクに虫が混入する事例が1事例報告されたことを受けての通知)	事務連絡
令和２年 ４月 21 日	新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校をサポートする人材確保における退職教員の活用について(依頼)	学校再開後において、学校で学習指導等をサポートする人材確保にあたって、退職教員の積極的な活用をお願いする事務連絡です。	事務連絡
令和２年 ４月 22 日	【文科省:好事例共有 vol.2】臨時休業期間等における学習指導事例について	文部科学省としては、さらなる取組の参考としていただけるよう、本メールの形で、複数回にわたって好事例を発信させていただいております。	メール
令和２年 ４月 23 日	新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について	1.幼稚園において臨時休業を行う場合の(1)家庭及び地域における教育の支援等及び(2)児童虐待のリスクを踏まえた幼児の情報把握等の留意事項並びに2.幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供についてまとめましたのでお知らせします。(新規)	事務連絡

令和２年 ４月23日	休館中の図書館、学校休業中の学校図書館における取組事例について	休館中の図書館、学校休業中の学校図書館の取組事例について、参考にしていただくよう周知をお願いする事務連絡です。	事務連絡
令和２年 ４月23日	新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するＱ＆Ａの送付について（4月23日時点）	Ｑ＆Ａの更新。	事務連絡
令和２年 ４月24日	新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校をサポートする人材確保のための「学校・子供応援サポーター人材バンク」の開設について（依頼）	学校再開後を見据え、各都道府県・指定都市教育委員会における学校での学習指導等をサポートするための人材確保を後押しするため、文部科学省において「学校・子供応援サポーター人材バンク」を開設した旨を周知するものです。	事務連絡
令和２年 ４月28日	学校用布製マスクの配布について（状況の御報告等）	今月中旬から、布製マスクの調達状況に応じ、日本郵便を通じて全国3万6千校以上の各学校へ、国からの直接配布を順次進めております。この点に関して、現在の状況等について、御報告します。	事務連絡
令和２年 ５月１日	新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）	「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を補足するものとして、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定など学校運営上の工夫についてまとめましたので通知します。	2文科初 第222号
令和２年 ５月１日	新型コロナウイルス感染症に関する指導資料の送付について	新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、文部科学省では子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図るための指導資料を作成しました。	事務連絡
令和２年 ５月４日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定について	本日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改定されましたので、その内容をお知らせします。	事務連絡
令和２年 ５月８日	【文科省：好事例共有 vol.5】臨時休業期間等における学習指導事例について	文部科学省としては、さらなる取組の参考としていただけるよう、本メールの形で、複数回にわたって好事例を発信させていただいております。	メール
令和２年 ５月８日	学校保健特別対策事業費補助金について	臨時休業からの学校再開等に当たり、学校設置者が実施する感染症対策を支援するため、令和2年度補正予算において標記補助金が新設され、下記の3事業において国立大学附属学校が補助対象となりましたので、現時点の事業概要を送付いたします。 1. 感染症対策のためのマスク等購入支援事業 2. 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業 3. 修学旅行のキャンセル料等支援事業	事務連絡
令和２年 ５月11日	「令和2年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について」の送付について	令和2年度における教職大学院の学生が連携協力校において行う実習の実施方法の弾力化及び留意事項に関する通知を踏まえ、各教育委員会等に教職大学院の実習生の受入れについて協力をお願いする事務連絡です。	事務連絡
令和２年 ５月13日	「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」について（周知）	「新型コロナウイルスの流行に伴う幼稚園等の取組事例集」をとりまとめましたので、御周知御願いします。（新規）	事務連絡
令和２年 ５月13日	臨時休業期間における外国人児童生徒等に対する学習指導・支援の留意事項等について	新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業中における、外国人児童生徒等への指導支援に資する内容や留意事項等についてまとめましたのでお知らせします。	事務連絡
令和２年 ５月13日	新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するＱ＆Ａの送付について（5月13日時点）	Ｑ＆Ａの更新。	事務連絡
令和２年 ５月13日	臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について	登校できない間の食に関する指導や食事支援の工夫についてまとめましたので、ご一読ください。	事務連絡
令和２年 ５月13日	中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について（通知）	多くの中学校等で臨時休業が実施されていることを踏まえ、令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たり、配慮していただきたい事項をお示ししています。	2文科初 第241号
令和２年 ５月14日	高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について（通知）	高等学校で臨時休業等が実施され、各種のスポーツ・文化関係の行事、大会や資格・検定試験等が中止、延期又は規模縮小等されていることを踏まえ、令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜において配慮していただきたい事項を通知します。	2文科高 第161号
令和２年 ５月14日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定について	本日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改定されましたので、その内容をお知らせします。「学校の取扱い」については変更ありません。	事務連絡
令和２年 ５月15日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）	5月 14 日の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定を踏まえ、感染症対策と子供たちの学びの保障を両立していく上での基本的な考え方と取組の方向性をまとめました。	2文科初 第265号
令和２年 ５月15日	学校教育活動再開時における登下校時の安全確保について	学校教育活動の再開に際しては、各学校において、児童生徒に対して交通安全の観点や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施など、登下校時の児童生徒の安全確保に取り組んでいただくようお願いします。	事務連絡
令和２年 ５月15日	【文科省：好事例共有 vol.6】臨時休業期間等における学習指導事例について	文部科学省としては、さらなる取組の参考としていただけるよう、本メールの形で、複数回にわたって好事例を発信させていただいております。	メール
令和２年 ５月21日	新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（5月21日時点）	Ｑ＆Ａの更新。	事務連絡
令和２年 ５月21日	学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について	学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。	事務連絡
令和２年 ５月22日	今年度における学校の水泳授業の取扱いについて	本事務連絡は、今年度における学校の水泳授業（幼稚園におけるプール活動を含む。）の取扱いについて周知するものです。 児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として、水泳の授業を実施することは差し支えないと考えます。	事務連絡
令和２年 ５月22日	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について	このたび文部科学省において、学校の衛生管理の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成しました。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いします。	事務連絡
令和２年 ５月25日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定について	本日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改定されました。「学校の取扱い」についても変更されていますので、その内容をお知らせします。	事務連絡

令和２年 ５月27日	新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について(通知)	学校教育活動の再開後においても、感染拡大防止のための配慮が求められることに御留意いただき、感染防止対策を徹底した上で、必要な措置を行っていただきますようお願いいたします。	2初児生 第7号
令和２年 ６月１日	「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組について(周知)	学校と家庭の連携が学校内での感染拡大防止のため必要であるとの考えをお示ししております。	事務連絡
令和２年 ６月２日	緊急事態宣言解除後の定期乗車券購入等について(依頼)	国土交通省鉄道局旅客輸送業務監理室より、緊急事態宣言解除後の密集・密接を避けた通学定期券の購入等について周知依頼がございましたので周知いただきますようお願いします。	事務連絡
令和２年 ６月４日	「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第1版)」について	「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020 年5月 14 日)を踏まえて、関係団体が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第1版)」について周知するものです。	事務連絡
令和２年 ６月４日	学校における消毒の方法等について	学校再開に向けた新型コロナウイルス感染症対策等については、令和2年5月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において、学校の衛生管理上の留意事項を示し、学校における消毒の方法についても言及したところです。 この度、新たな情報を追加しましたので、下記に示す内容を参考にして、学校薬剤師等と連携し、適切な消毒を行っていただきますようお願いいたします。	事務連絡
令和２年 ６月４日	「学びの保障」に関する施策説明会の開催について(依頼)	文部科学省において、子供の「学びの保障」に関する施策を総合的にとりまとめた上で、当該施策についての説明会を動画配信にて開催します。	2文科初 第379号
令和２年 ６月５日	新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて(通知)	これまで示してきた「学校再開ガイドライン」等の内容をまとめて一つのガイドラインとして示すとともに、「学びの保障」に関する基本的考え方とそのための支援施策をまとめてパッケージとして示します。	2文科初 第382号
令和２年 ６月５日	「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について(通知)」の送付について	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う教員の業務量の増大等が、免許状更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」に当たるものとして、免許状更新講習の修了確認期限の延期又は教員免許状の有効期間の延長を行って差し支えないこと等を周知しました。	事務連絡
令和２年 ６月９日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続について(通知)	文部科学省通知「令和2年6月5日付け2教教人第14号」を受け、新型コロナウイルス感染症の影響に関連した免許状更新講習の修了確認期限の延期又は教員免許状の有効期間の延長に係る取扱いについて、以下のとおりとします。 ついては、所属職員へ周知いただくとともに、職員が円滑に県教育委員会へ申請等ができるよう御配慮いただきますようお願いいたします。	教採 第69－5 号
令和２年 ６月10日	「「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について(通知)」の一部訂正について」の送付について	通知の一部訂正。	事務連絡
令和２年 ６月15日	新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの更新について	Ｑ＆Ａについては分量が多くなってきたことを踏まえ、関係者の参照の利便を図るとともに、機動的な更新を図る観点から、今後は文部科学省ホームページ内に特設ページを設け当該特設ページ上において参照していただく形としました。 このことに伴い今後は標記のＱ＆Ａの更新の度に事務連絡によりお知らせすることはしませんが別途簡易な電子メールによりお知らせすることとします。	事務連絡
令和２年 ６月15日	「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」に係る小学校等の保護者に向けた周知のお願いについて(協力依頼)	今般、この支援金・助成金については、令和2年6月 30 日までの対象期間を令和 2 年9月 30 日まで延長し、受付期間も令和2年 12 月 28 日まで延長するとともに、上限額等の引上げを行うことになりました。	事務連絡
令和２年 ６月16日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について	消毒の方法、熱中症予防の観点でのマスク着用の考え方等について追記しました。本マニュアルについて、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いします。	事務連絡
令和２年 ６月17日	学校に対する布製マスクの配布(2枚目)について	この度、2枚目のマスクを順次発送する準備が整いましたので、お知らせします。 また、2枚目の配送が終了した時点でのマスクの余剰・不足・不具合品の取扱いについて、併せてお知らせしますので、御理解・御協力のほどよろしくお願いします。	事務連絡
令和２年 ６月17日	放送大学における家庭学習に資する番組の放送について(周知)	この度、新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校等における児童生徒の学びの保障に資する取組として、放送大学において各家庭での学習を支援するための番組を衛星放送(BS231ch)で放送することとなりましたので、お知らせします。	事務連絡
令和２年 ６月19日	特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について(通知)	これまでガイドラインやマニュアル等の形で示してきた、新型コロナウイルス感染症対策や学びの保障のための取組について、障害のある幼児児童生徒へ指導等を行う際の「基本的な考え方」「考えられる取組」「取組例」等をまとめましたので通知します。	2文科初 第451号
令和２年 ６月22日	令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について(通知)	令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たり、試験会場等での感染症対策や追検査等による受検機会の確保など、留意していただきたい事項をお示ししていますので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いします。	事務連絡
令和２年 ６月23日	【御連絡】「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2版)」について	第2版についての情報提供。	メール
令和２年 ６月23日	「新型コロナウイルス感染状況把握調査」への御協力のお願い	引き続き、学校における幼児児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染状況の把握を行い、ガイドラインの改訂や感染防止策に関する情報提供等の必要な措置を講じるため、「新型コロナウイルス感染状況把握調査」への御協力をお願いいたします。	事務連絡
令和２年 ６月26日	修学旅行の相談窓口の設置及び GoTo トラベル事業の活用について	修学旅行の相談窓口の設置及び GoTo トラベル事業の活用について周知するものです。	事務連絡
令和２年 ６月29日	令和2年度高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応状況について	このたび、都道府県立の令和2年度高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応状況調査について、各都道府県教育委員会の協力の下、取りまとめましたのでお知らせします。	事務連絡
令和２年 ７月10日	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における外国語指導助手(ALT)等を活用した学習の確保について	各小学校・中学校・高等学校等によっては、当初の計画通りに JET-ALT などの外国語指導助手(以下、「ALT」という)が学校に来て授業等に入ることが難しくなることが予想されます。 ALTが、各学校における外国語教育や国際理解のために果たしている役割に鑑み、ALT の活用が予定通りにできなくなった場合の対応の例等、まとめましたのでお送りいたします。	事務連絡
令和２年 ７月10日	放送大学における家庭学習に資する番組の追加及び放送の継続について(周知)	放送大学において、家庭学習に資する番組を追加で放送しますので、各学校における指導にご活用ください。	事務連絡

令和２年 ７月16日	【御連絡】修学旅行等における Go To トラベル事業の活用について	先日、「修学旅行の相談窓口の設置及び Go To トラベル事業の活用について」（令和2年6月26日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・国土交通省観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）において、国内の修学旅行等（一定の条件を満たす日帰り旅行も含む）については、Go To トラベル事業（以下「本事業」という。）を活用することができる旨御連絡したところです。 この度、観光庁より、本事業の開始日等が発表されましたのでお知らせいたします。	メール
令和２年 ７月16日	小学校第六学年・中学校第三学年用の学習教材の配布について	新型コロナウイルス感染症に対応した児童生徒の学びの保障のための取組の一環として、小学校第六学年・中学校第三学年用の学習教材を作成しましたので、送付します。	事務連絡
令和２年 ７月16日	各学校における布製マスク1人2枚の4月以降の受領について（最終確認依頼）	4月以降からの各学校単位での総合計枚数として上記「全児童生徒と教職員（学校基本調査における本務者として計上されている教職員）に対し各人合計で2枚」分の使用可能マスク枚数が各学校に到着済みになっているかどうかについて最終確認のご協力を賜りますようお願いいたします。	事務連絡
令和２年 ７月21日	（追加情報）【御連絡】修学旅行等における Go Toトラベル事業の活用について	先週 16 日(木)に直下のとおり御連絡させていただいたところですが、その後、Go To トラベル事業については取扱いに変更がありましたので、追加情報として御連絡させていただきます。	メール
令和２年 ７月22日	【文科省・追加連絡】小学校第六学年・中学校第三学年用の学習教材の配布について	追加配布・差替え版の配布、等	メール
令和２年 ７月22日	小学校第六学年用の算数教材の配布並びに中学校数学教材の正誤表及び小学校・中学校英語教材の差替版の送付につきまして	新型コロナウイルス感染症に対応した児童生徒の学びの保障のための取組の一環として、小学校第六学年用の算数教材を作成しましたので送付します。また、すでに送付した小中学校の英語教材の内容の差し替え、中学校数学教材の正誤表を併せて送付いたします。	事務連絡
令和２年 ７月28日	介護施設等に対する布製マスクの配布について	今般、下記のとおり、今月下旬以降、介護施設等に対しあらためて約 8000 万枚の布製マスクを配布する予定です。 なお、介護施設等に対する布製マスクの配布は、今回で終了となります。	事務連絡
令和２年 ７月28日	現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及び Go To トラベル事業の活用について	「修学旅行の相談窓口の設置及び Go To トラベル事業の活用について」（令和2年6月26日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・国土交通省観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）において、修学旅行等については、Go To トラベル事業（以下「本事業」という。）を活用することができる旨御連絡したところですが、この度、7月22日から本事業を開始いたしましたので下記のとおりお知らせします。	事務連絡
令和２年 ８月４日	新型コロナウイルス感染症の発生による影響を踏まえた麻しん及び風しんの定期接種（第2期）対象者に対する積極的な勧奨等について（依頼）	現在、市町村の判断により、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い接種機会を逸した者については、接種期間を延長する特例措置をとることができることとなっており、該当する場合には、小学校第1年の者が麻しん及び風しんの定期接種（第2期）を接種できる取扱いとなっていることから、小学校第1学年の者で未接種の者及びその保護者に対する情報提供等の協力を行うことについて、特段の御配意をお願いします。	事務連絡
令和２年 ８月４日	介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について	これまでは、全ての対象施設に一律に配布してきたところですが、下記のとおり、現在のマスクの需給状況等を踏まえ、配布を希望する介護施設等に随時配御中布するとともに、今後に備えて、国で備蓄することとしました。	事務連絡
令和２年 ８月６日	小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について（通知）	これまでの学校関係者の感染事例等を集計分析し、今後求められる対策等についてとりまとめました。（新規）	2文科初初第700号
令和２年 ８月６日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について	この度、令和2年5月 22 日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を改訂しましたので、お知らせします。	事務連絡
令和２年 ８月13日	令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）	最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関して、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することを可能とする特例について告示しましたのでお知らせします。	2文科初第713号
令和２年 ８月17日	「新型コロナウイルス感染状況把握調査」の変更のお知らせ	今般、全国の感染事例を集約する際に新たに必要となる項目の追加など、調査の回答様式に変更がありますのでお知らせいたします。	事務連絡
令和２年 ８月25日	【文部科学省：お知らせ】新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて（大臣メッセージ）	本日、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて、文部科学大臣メッセージを発表しましたので、お知らせいたします。	メール
令和２年 ９月２日	【御連絡】「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）」について	第3版についての情報提供。	メール
令和２年 ９月３日	運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）	運動部活動に参加する学生等の集団における感染症対策を徹底するようお願いいたします。（新規）	2文科初第809号
令和２年 ９月３日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について	この度、令和2年5月 22 日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を改訂しましたので、お知らせします。	事務連絡
令和２年 ９月８日	「幼稚園等再開後の取組事例集」について（周知）	このたび、「幼稚園等再開後の取組事例集」を取りまとめ、公表しました。	事務連絡
令和２年 ９月25日	修学旅行等における GoToトラベル事業の活用等について	GoToトラベル事業における東京都の対象追加や地域共通クーポン制度の開始、修学旅行等に活用するにあたっての留意事項などについて周知するものです。	事務連絡
令和２年 ９月29日	【重要：周知依頼】 国際的な人の往来の再開について	9月25日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり国際的な人の往来の再開について決定・公表され、10月1日から、原則として全ての国・地域からの外国人留学生を含む中長期在留者について、順次、新規入国が認められることとなりましたのでお知らせします。	メール
令和２年 10月１日	学校再開後の栄養教諭の取組事例の公表について（お知らせ）	栄養教諭等の皆様の今後の業務の参考にしていただくため、学校再開後において、栄養教諭がその専門性を活かして学校全体の衛生管理の指導を行っていたり、様々な工夫を凝らして学校給食の管理や食に関する指導等を行っていたりする取組をまとめました。	事務連絡
令和２年 10月２日	修学旅行等の実施に向けた最大限の配慮について	修学旅行等の教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、当面の対応として修学旅行等の実施を取りやめる場合も、中止ではなく延期扱いとしたり、既に取り止めた場合においても、改めて実施することを検討したりするなどの配慮をお願いします。	事務連絡

令和２年 10月７日	外国人留学生の入国に関する対応について（依頼）	本年 10 月1日から外国人留学生を含めた新規入国が可能となることを踏まえ、入国に際して求められる対応や、高等学校等における外国人留学生への修学上の配慮に関して依頼するものです。	事務連絡
令和２年 10月16日	新型コロナウイルス感染症に係る啓発動画について	新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大する中、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考えるための啓発動画について、文部科学省の監修のもと、補助事業により、公益財団法人日本学校保健会が作成しました。	事務連絡
令和２年 10月20日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた日本人学校等における教育の実施状況に関する配慮について（通知）	日本人学校等の在校歴がある児童生徒に関して、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育の実施状況を記録する書類の取扱い及び高等学校入学者選抜等における配慮事項について、各都道府県教育委員会教育長等に対してお示しするもの	2文科教 第555号
令和２年 10月30日	令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて	令和3年度高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症の無症状の濃厚接触者の取扱いについて、一定の要件を満たした上で、試験会場において必要な感染症対策を講じれば受検が認められることをお知らせしますので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いします。	事務連絡
令和２年 11月13日	新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について	寒い環境における換気の実施などの寒冷な場面における感染症対策の留意点については、今後改訂する衛生管理マニュアルでもお示しする予定ですが、学校の設置者及び学校におかれては、感染の拡大を警戒し、衛生管理マニュアル等に基づいた取組が徹底されているか改めて点検するとともに、換気の実施等については別添資料も参考とし、感染予防の取組を徹底していただくようお願いいたします。	事務連絡
令和２年 11月26日	学びの保障オンライン学習システムの導入に係る調査研究事業の実証校の募集について（依頼）	文部科学省では、「学びの保障オンライン学習システムの導入に係る調査研究事業」として、児童生徒がパソコン・タブレットを用いてオンライン上で問題演習による学習・アセスメントが可能なオンライン学習システム（CBT システム）のプロトタイプの開発を行っています。 この度、本システムを活用した実証を今年度内に行うため、小・中・高等学校を対象として、実証校を募集いたします。	事務連絡
令和２年 12月３日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について	学校関係者の感染状況のデータやその分析の更新、冬季の感染症対策、臨時休業の考え方等について改訂しました。	事務連絡
令和２年 12月３日	介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について	現在、介護施設等のうち、希望する施設に対して配布を実施しているところですが、現在のマスクの需給状況等を踏まえ、既に配布を行った介護施設等も含め、改めて希望する介護施設等に対し、配布することとしました。	事務連絡
令和２年 12月10日	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）	学校において合唱等のリスクの高い活動を行う場合の感染症対策を徹底するようお願いします。	2文科初 第1344号
令和２年 12月11日	医療従事者等の子どもに対する幼稚園における新型コロナウイルスへの対応に関する取扱いの徹底について	現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しているため、感染者等に対する偏見や差別への対応、出席停止等の取扱い及び幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供について、これまで「新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のためのガイドライン」等でお示ししていた内容を、改めてお知らせいたします。	事務連絡
令和２年 12月11日	大学入学者選抜に臨む受験生の健康管理及び感染症対策について（依頼）	大学入学共通テストや各大学の入学者選抜の試験期日に、受験生が万全の状態で受験することができるように「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3Ver.5）」を踏まえ、改めて感染症対策を徹底していただくとともに、受験のために宿泊を要する場合等においても、移動中及び宿泊先での感染症対策や、宿泊先での不要な外出を控えることなどについて、御指導をよろしくお願いします。	2文科高 第808号
令和２年 12月18日	【文部科学省大学入試室・連絡】「新型コロナウイルス感染防止のための注意事項」の公表について	文部科学省としては、感染症の専門家からのご意見を頂きながら、厚生労働省の協力を得て「受験生のみなさんへ～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～」を整理し本日付で添付ファイルを公表しました。	メール
令和３年 １月５日	小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）	小学校、中学校及び高等学校等における教育活動の継続と部活動及び寮や寄宿舎の感染症対策の徹底をお願いします。（新規）	2文科初 第1445号
令和３年 １月７日	（重要）【事務連絡】入学者選抜に伴う一時帰国等の際の 14 日間待機に関する例外措置の見合わせについて	水際対策強化に係る新たな措置に伴い、海外に在住する児童生徒が「一時帰国・本帰国に伴う 14 日間の待機中であっても、例外的に入学者選抜の試験を受けることができる」取扱いの実施については、当面の間、見合わせることになりました。 ついては、入学者選抜に伴い一時帰国等をする児童生徒について、日本入国後 14 日間は待機を要すること、その後に特段の症状がなければ受検ができることになります。	メール
令和３年 １月７日	新型コロナウイルス感染症対策としての ICT を活用した児童生徒の学習活動の支援について（通知）	文部科学省としては、令和3年1月7日、現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ICT を活用しながら児童生徒の学びの保障に取り組むため、別紙のとおり、文部科学大臣より民間事業者に対して、学校現場を支援するための緊急の協力要請を行いました。 各学校設置者におかれては、上記取組の趣旨や内容等を踏まえ、ICT を活用した児童生徒の学習活動の支援に向けて、民間事業者とも緊密に連携しながら、下記のとおり、地域や学校の実情に応じた積極的な取組を行っていただくようお願いします。	2文科初 第1459号
令和３年 １月８日	令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストを受験する者の事前の健康観察等の徹底について（依頼）	緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、各都道府県教育委員会等におかれては、大学入学共通テストを受験する者の事前の健康観察等の徹底について、周知くださるようお願いいたします。	2文科高 第927号
令和３年 １月８日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、各学校等及び設置者において、本通知の留意事項等を踏まえて、感染症対策の総点検を行い、感染対策を一層徹底いただくようお願いいたします。	2文科初 第1462号
令和３年 １月12日	【重要】【文科省：周知】水際対策強化に係る新たな措置の決定について	緊急事態宣言の解除宣言が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施することになりました。 該当期間中、海外から我が国に入国・再入国・帰国する予定のある児童生徒等がいる場合もあるかと思いますので、上記につきまして、市町村教育委員会及び所管の学校に対し、周知願います。	メール
令和３年 １月12日	新型コロナウイルス感染症による我が国の初等中等教育への影響等に関する総合的な調査研究について（依頼）	文部科学省では、新型コロナウイルス感染症による我が国の初等中等教育への影響等に関する総合的な調査研究を実施することといたしました。	2初初企 第30号

令和３年 １月13日	新型コロナウイルス感染症対策としての ICT を活用した児童生徒の学習活動の一層の支援について（通知）	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、1月7日の「新型コロナウイルス感染症対策としての ICT を活用した児童生徒の学習活動の支援について（通知）」を補足しました。	2文科初 第1486号
令和３年 １月14日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた、小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が拡大されたことを踏まえ、各学校等及び設置者において、これまでの通知等を踏まえて、感染症対策の総点検を行い、感染症対策を一層徹底いただくようお願いします。	2文科初 第1493号
令和３年 １月26日	海外から帰国・再入国する児童生徒等への対応について	水際対策の強化が図られていることや年度末から年度当初にかけて海外から帰国する者の増加が見込まれることに鑑み、海外から帰国・再入国する児童生徒等への対応について留意点をお示しするものです。	事務連絡
令和３年 ２月１日	【御連絡】「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」について	第4版についての情報提供。	メール
令和３年 ２月１日	「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」に係る小学校等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）	本助成金のさらなる活用促進のため、令和2年 11 月 24 日から都道府県労働局に「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を設置し、労働者からの「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等の相談内容に応じて、事業主への特別休暇制度導入・助成金活用の働きかけや、事業主に対し、申請手続きに必要な申請書類の作成支援を行っているところです。 さらに、令和2年 12 月 28 日付けで、本助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間を令和3年3月 31 日まで延長改正も行った。	事務連絡
令和３年 ２月５日	年度末に向けて行われる行事等の留意事項等について	特定都道府県等においては、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。	事務連絡
令和３年 ２月19日	新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）	感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応や、臨時休業の実施の考え方、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等について改訂しました。	2文科初 第1769号
令和３年 ３月１日	学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について	新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって期日までに健康診断を実施することができない場合には、可能な限りすみやかに実施すること。	事務連絡
令和３年 ３月５日	学校における卒業式の実施並びに修学旅行及び部活動への最大限の配慮について	学校行事等は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、各学校や学校設置者においては、教育的意義や児童生徒等の心情等を考慮していただき、年度末に向けて下記の留意事項を踏まえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。	事務連絡
令和３年 ３月25日	【文部科学省】この春卒業を迎えた皆さんへ	文部科学省ホームページに萩生田文部科学大臣からのメッセージ「この春卒業を迎えた皆さんへ」を掲載しておりますのでお知らせいたします。	メール
令和３年 ３月26日	コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について	コロナ禍における体育、保健体育指導の工夫例について、教師用動画資料をスポーツ庁のホームページに掲載しますので、適宜、御活用ください。	事務連絡
令和３年 ３月31日	【御留意願います】令和 3 年度以後に新規で採用される教員に対する支援について	令和2年度においてやむを得ず教育実習を実施できず、特例等に基づく代替措置を活用し教員免許状を取得した学生が、少なからずいることが見込まれます。 各都道府県・指定都市教育委員会等におかれましては、以下の教育実習の特例等に関する通知において、学校での教師としての勤務を円滑に行えるよう、必要に応じ、例えば、初任者に対する指導育成に際し、授業観察を通じた実践的な指導等を充実するなど、初任者研修を含めた研修の在り方について十分配慮いただきたい旨を留意事項として示していることを踏まえ、令和3年度以後に新規で採用される教員に対し、業務における支援や研修等において適切に御配慮いただきますようお願いします。	メール
令和３年 ３月31日	「新型コロナウイルス感染状況把握調査」の変更のお知らせ	今般、全国の感染事例を集約する際に新たに必要となる項目の追加など、調査の回答様式に変更がありますのでお知らせいたします。	事務連絡
令和３年 ４月１日	令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について	新年度を迎え、改めて修学旅行等の実施に向けた配慮をお願いするものです。	事務連絡
令和３年 ４月６日	新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について	各学校においては新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行うなど、差別や偏見が生じないように十分配慮していただくようお願いします。	事務連絡
令和３年 ４月21日	新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（依頼）	内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、新型コロナウイルス感染症の再拡大を早期に探知するためのモニタリング検査について、別添のとおり協力依頼がありました。モニタリング検査の対象区域の幼稚園等におかれては、本件モニタリング検査の意義を踏まえ、積極的な御検討をいただくようお願いします。	事務連絡
令和３年 ４月28日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について	学校衛生管理マニュアルを改訂し、学校関係者の感染状況のデータやその分析結果を更新したほか、変異株に係る知見及び対策等を追記しました。 本マニュアルについて、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。	事務連絡
令和３年 ５月14日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和 3 年.4.28Ver.6）」の一部追記について	令和3年4月 28 日に発出した学校衛生管理マニュアル（Ver.6）について、亜塩素酸水の取扱いに関する内容を追記しました。 追記後のマニュアルについて、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。	事務連絡
令和３年 ５月18日	新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて（周知）	新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒の出席等の取扱いに関して、関連する各種通知をその対象者や要件を整理した資料とともに再度周知致します。	事務連絡
令和３年 ５月28日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和 3 年.4.28Ver.6）」の一部修正について	令和3年4月 28 日に発出した学校衛生管理マニュアル（Ver.6）について、亜塩素酸水の取扱いに関する内容を一部修正しました。 修正後のマニュアルについて、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。	事務連絡
令和３年 ６月４日	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）	新型コロナウイルス感染症の影響が続く場合、令和4年度以降の高等学校入学者選抜等においても令和3年度高等学校入学者選抜等と同様の配慮等をお願いします。	3文科初 第407号
令和３年 ６月14日	高等学校等において留学を必須とする課程・コースにおける新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する状況調査について（依頼）	高等学校段階における留学の状況を把握するため、高等学校等の留学を必須とする課程・コースに在籍する生徒の留学の状況や留学する場合、留学先の高等学校が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を義務付けているか等について調査を実施することといたしました。	事務連絡
令和３年 ６月17日	感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について	感染拡大地域における濃厚接触者の特定等についてお知らせします。 学校において感染者が発生した際には、保健所とよく連携し、必要に応じ、濃厚接触者の特定等に協力いただきますようお願いします。	事務連絡

令和３年 ６月18日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について	6月 17 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。	事務連絡
令和３年 ６月22日	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等を取りまとめましたので、その内容をお知らせします。（生徒へのワクチン接種を学校集団接種によって行うことは、その実施方法によっては、保護者への説明の機会が乏しくなる、接種への個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力を生みがちである、接種後にみられた体調不良に対するきめ細かな対応が難しいといった制約があることから、現時点で推奨するものではありません。）	事務連絡
令和３年 ６月28日	医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について	現在、配布希望調査を行っている「抗原簡易キット」に関し、厚生労働省作成の「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」が公表されました。キットの使用を予定している高等学校等を設置する国立大学法人におかれては、御確認ください。	事務連絡
令和３年 ７月７日	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための健康観察アプリについて（周知）	このたび、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリの紹介がありましたので、周知します。各学校におかれては、アプリの活用の検討を含め、引き続き感染対策の徹底をお願いします。	事務連絡
令和３ ７月９日	小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について	夏季休業を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症対策について留意すべき事項をまとめましたので、対策の徹底をお願いします。	事務連絡
令和３年 ７月21日	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書について（周知）	内閣官房新型コロナウイルスワクチン接種証明推進担当より海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書の周知依頼がありましたので、お知らせするものです。	事務連絡
令和３年 月３日	留学予定者ワクチン接種支援事業における18 歳未満の高校生等への対象拡大について（周知）	このたび、大学拠点接種で使用される、武田／モデルナ社製ワクチンについて、令和3年8月3日付けで接種可能年齢が、「18 歳以上」から「12 歳以上」へ変更されることになりました。 このことを踏まえ、「留学予定者ワクチン接種支援事業」の対象者に、18 歳未満の高校生等を含めることとなりましたのでお知らせします。	事務連絡
令和３年 ８月５日	日本人高校生等の海外留学について（周知）	「留学予定者ワクチン接種支援事業」の対象者に、18 歳未満の高校生等を含めること等の状況を踏まえ、高校生等の海外留学の実施に当たっての留意点を整理しております。	事務連絡
令和３年 ８月19日	新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（依頼）	内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、新型コロナウイルス感染症の再拡大を早期に探知するためのモニタリング検査について、別添のとおり協力依頼がありました。モニタリング検査の対象区域の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）におかれては、本件モニタリング検査の意義を踏まえ、積極的な御検討をいただくようお願いします。	事務連絡
令和３年 ８月27日	やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について	やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等に関してチェックリストや実践事例等を周知しますので、対応をお願いします。	事務連絡
令和３年 ８月27日	学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について	緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを取りまとめましたので、お知らせします。	事務連絡
令和３年 ９月１日	留学予定者ワクチン接種支援事業における18 歳以下の高校生等へのワクチン接種に係る新規申請受付の終了について（周知）	令和3年8月3日より、「留学予定者ワクチン接種支援事業」のワクチン接種対象者に、18 歳未満の高校生等を含めて対応を行っておりますが、令和3年9月 24 日（金）をもって、18 歳以下の高校生等に対するワクチン接種に係る新規の申請受付を終了します。	事務連絡
令和３年 ９月10日	現下の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）	新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和4年度以降高等学校入学者選抜等配慮事項通知に加え、本通知の配慮事項等を踏まえ、令和4年度以降の高等学校入学者選抜等の円滑な実施に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。	3文科初 第1025号
令和３年 ９月10日	新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて（周知）	新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いに関して、その対象者や要件を整理した資料を更新いたしましたので再度周知致します。	事務連絡
令和３年 ９月14日	第 76 回国民体育大会の中止に伴う出場資格証明書の発行及び令和4年度高等学校入学者選抜における取扱いについて	三重国体の中止により、出場予定であった選手の進学等における不利益が可能な限り生じないよう、三重国体に出場予定だった選手（都道府県・ブロック等における予選会を経て、出場資格を得ていた選手をいう。）のうち希望者に対しては、スポーツ庁から「出場資格証明書」（別添）を発行する。	事務連絡
令和３年 ９月14日	地方公共団体における受験生に配慮したワクチン接種の取組事例について（情報提供）	地方公共団体における受験生に配慮した新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の取組事例について、お知らせします。	事務連絡
令和３年 ９月30日	「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」に係る小学校等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）	令和3年8月1日から同年 12 月末までの休暇を対象として、令和3年9月 30 日より制度を再開しており、本助成金のさらなる活用促進のため、同日から都道府県労働局に「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を設置し、労働者からの「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等の相談内容に応じて、事業主への特別休暇制度導入・助成金活用の働きかけ等を行っているところです。	事務連絡
令和３年 10月１日	現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）	新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和4年度の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて、各実施者に特段の御配慮をお願いするものです。	3文科初 第1150号
令和３年 11月４日	介護施設等への布製マスクの配布希望の申出に係る提出様式の変更について	布製マスクの配布希望がある場合は、各介護施設等において提出様式ファイルを厚生労働省ホームページよりダウンロードしていただき必要事項を記載のうえ申出いただくこととなっておりますが、今般、毎月配送など柔軟に申出・配送を行うため提出様式を別紙のとおり改めることとしました。	事務連絡
令和３年 11月５日	高等学校等における私費外国人留学生の入国再開について（周知）	外国人留学生の新規入国に関して、高等学校等の受入責任者の管理の下、文部科学省へ申請書等を提出し、事前の審査を経ることにより入国が認められることになりました。	事務連絡
令和３年 11月11日	【文部科学省：周知】申請に当たっての留意事項（私費外国人留学生の入国再開関係）	11 月 5 日付事務連絡でお知らせしました私費外国人留学生の入国再開に関して、今回の水際対策強化に係る新たな措置（19）について説明する文部科学省ホームページ「日本への入国申請（受入機関の皆様へ）」を更新し、「申請に当たっての留意事項」を追記しましたので御覧いただけますと幸いです。	メール
令和３年 11月18日	海外の高等学校等との姉妹校提携等により留学中の日本人生徒等の一時帰国等に関する「特定行動」について（周知）	海外の高等学校等との姉妹校提携等に基づき海外へ留学中の生徒等の一時帰国等に関し、「特定行動」による帰国の希望の申し出があった場合等は対応を御検討ください。	事務連絡

令和３年 11月22日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について	学校衛生管理マニュアルを改訂し、学校関係者の感染状況のデータやその分析結果を更新したほか、抗原簡易キットやマスク、新型コロナワクチン等に係る知見等を追記しました。	事務連絡
令和３年 11月24日	新型コロナウイルス感染症による我が国の初等中等教育への影響等に関する総合的な調査研究について（依頼）	文部科学省では、令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症による我が国の初等中等教育への影響等に関する総合的な調査研究を実施しており、昨年度、別添1（初初企第 30 号）の通り依頼しました。今年度においても同様の調査を実施することとしており、12月上旬から児童生徒及びその保護者を対象とした調査を実施する予定です。	3初初企 第47号
令和３年 11月26日	「水際対策強化に係る新たな措置（19）」の電子申請（オンライン）及び実施要領の改訂（第3版）について	令和3年 11 月5日付け事務連絡「高等学校等における私費外国人留学生の入国再開について」にてお知らせいたしました「水際対策強化に係る新たな措置（19）」について、申請手続が ERFS（入国者フォローアップシステム）に一元化されることとなり、11月 25 日から運用が開始されました。	事務連絡
令和３年 12月1日	オミクロン株に対する水際措置の強化について（周知）	オミクロン株に対する水際措置の強化に伴う留学生の入国停止についての留意点をまとめましたので、お知らせします。	事務連絡
令和３年 12月10日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和 3 年.11.22Ver.7）」の一部修正について	令和3年 11 月 22 日に発出した学校衛生管理マニュアル（Ver.7）について、次亜塩素酸水の取扱いに関する内容を一部修正しました。	事務連絡
令和３年 12月20日	【周知】外国人留学生の新規入国再開に向けた事前準備の相談について	11月30日付で、オミクロン株への緊急避難的な予防措置として、外国人留学生を含め、日本に入国を希望する外国人の入国手続が停止されているところですが、外国人の新規入国が再開された際に留学生に係る入国手続きを円滑に行うことができるよう、申請書類に関する事前準備の相談を受け付けることとしました。	メール
令和３年 12月20日	新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料化事業について（周知）	内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、PCR等検査無料化事業について周知がありましたので、その内容をお知らせします。各学校等におかれては、たとえば、部活動や実習において検査を必要とする場合等において、本事業を御活用いただくことが考えられますので、効果的な御活用を御検討いただきながら、引き続き、感染症対策と教育活動の両立等にお取り組みいただくようお願いします。	事務連絡
令和３年 12月24日	布製マスクの配布希望の申出等について	布製マスクの在庫の解消に向けた今後の進め方として、有効活用のために配布を希望する方等のニーズを十分に踏まえながら、必要な対応を速やかに実施していくこととしており、有効活用の実施については、下記Ⅰ、Ⅱ及びⅢのとおり、介護施設等に加えて、自治体及び個人等についても希望に応じて配布することといたしました。	事務連絡
令和３年 12月28日	新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度高等学校入学者選抜等の実施について（通知）	新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度高等学校入学者選抜等の実施について、各実施者において、試験会場における衛生管理体制の構築並びに別室での受検及び追検査による受検機会の確保の徹底等をお願いするものです。	3文科初第 1757号
令和４年 1月5日	新システム移行に伴う「新型コロナウイルス感染状況把握調査」回答フォームの変更等について	本調査に係る報告内容、方法等については令和3年 11 月 29 日付け事務連絡にてお知らせしているところですが、システム移行に伴う回答フォームの変更等について、下記のとおりお知らせします。	事務連絡
令和４年 1月7日	新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について	（新規）新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株についても従来と同様の感染予防策が推奨されるなど、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項についてお知らせします。	事務連絡
令和４年 1月7日	令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ＆Aの更新について（周知）	今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、厚生労働省、国土交通省等とも調整し、利用可能な交通機関が整理され、令和4年度大学入学者選抜実施要項に関するQ＆Aが更新されましたので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いします。	事務連絡
令和４年 1月7日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について	1月7日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。なお、学校関係の記載については変更ありません。	事務連絡
令和４年 1月11日	布製マスクの配布希望の申出に係る申出期限の延長等について	介護施設、自治体及び個人等からの布製マスクの配布希望の申出等については、別添1「布製マスクの配布希望の申出等について」（令和3年 12 月 24 日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）においてお示ししており、申出期限について令和4年1月 14 日（金）までとしているところですが、これまでに申請やお問い合わせを多数いただいていることを踏まえ、今般、申出期限を令和4年1月 28 日（金）まで延長することとしました。	事務連絡
令和４年 1月11日	令和4年度高等学校入学者選抜等における受検機会の更なる確保について（通知）	令和4年度高等学校入学者選抜等について、追検査や調査書等の書類のみによる選考等の実施により、受検機会の更なる確保をお願いするものです。	3文科初 第1805号
令和４年 1月12日	やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について	やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等に関してチェックリストや実践事例等を周知しますので、対応をお願いします。	事務連絡
令和４年 1月12日	学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について	（再周知）近時の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急速な増加を踏まえ、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを改めて周知します。	事務連絡
令和４年 1月13日	「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」期間延長に係る小学校等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）	このたび、本助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間について、令和4年3月 31 日まで延長する改正を行った。	事務連絡
令和４年 1月17日	布製マスクの配布希望の申出方法の変更について	布製マスクの配布希望の申出方法について、原則的に、必要事項を提出様式ファイルに記載のうえメールに添付して専用アドレスに送付することとしていましたが、より簡易に申し出ていただけるよう、今般、上記の申出方法を変更し、専用フォームから申し出ていただくこととしました。	事務連絡
令和４年 1月19日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について	1月 19 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。また、学校関係の記載について、事業の継続が求められる事業者として学校が追記されました。	事務連絡
令和４年 1月25日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について	1月 25 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。なお、学校関係の記載については変更ありません。	事務連絡

令和４年 １月 27 日	【周知(至急)】学校へ配布した抗原簡易キットの医療機関等での活用について	これまで複数の自治体より、国が学校に対してお配りしたキットを医療機関等に渡すことができるかについてお問い合わせをいただいておりました。 この件に関して、本日厚生労働省より連絡があり、これまで各学校等における適切な管理がされていることを確認した上で、医療機関等の求めに応じてお譲りいただいても構わない、という連絡がありましたのでこの旨お知らせいたします。	メール
令和４年 １月 31 日	令和4年度大学入学者選抜実施要項(令和3年6月4日)に関するＱ＆Ａの更新について(周知)	今般、オミクロン株感染拡大に対応した受験上の取扱いについて、令和4年度大学入学者選抜実施要項に関するＱ＆Ａが更新されましたので、関係各位におかれては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。	事務連絡
令和４年 １月 31 日	「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について	オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間を7日間とすることなどを示した「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」を周知します。	事務連絡
令和４年 ２月２日	学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について	学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて、学級閉鎖の期間の目安を5日程度とするなど、オミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項を示します。	事務連絡
令和４年 ２月３日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について	2月3日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。なお、学校関係の記載については変更ありません。	事務連絡
令和４年 ２月４日	オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について	オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等をまとめましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 ２月４日	新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業状況調査及び ICT の活用環境調査等の結果並びにやむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対する学習指導等について	新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業状況調査及び ICT の活用環境調査等の結果をとりまとめました。また、これらの調査結果を踏まえ、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対する学習指導等に関する基本的な考え方等について、改めて整理しましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 ２月７日	教職員の新型コロナワクチンの追加接種について	教職員の新型コロナワクチンの追加接種について、内閣総理大臣の指示を踏まえた依頼事項等についてまとめましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 ２月８日	令和4年度高等学校入学者選抜等における受検機会の更なる確保について(令和4年1月11日付け3文科初第1805号)に関する留意事項(周知)	今般、特に高等学校段階の入学者選抜に関して、受検機会の更なる確保についての留意事項を示しましたので、関係各位におかれましては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。	事務連絡
令和４年 ２月８日	令和4年度大学入学者選抜実施要項(令和3年6月4日)に関するＱ＆Ａの更新について(周知)	今般、濃厚接触者の受験に関連して、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない場合のタクシー等の利用の取扱いについて、令和4年度大学入学者選抜実施要項に関するＱ＆Ａが更新されましたので、関係各位におかれては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。	事務連絡
令和４年 ２月９日	オミクロン株の感染拡大に伴う臨時休業等の際に生じる未利用食品の利用促進等について	オミクロン株の感染拡大に伴う臨時休業等の際に生じる未利用食品の利用促進等について、活用いただける事業や参考事例等をまとめておりますので、ご参照いただき、取組を進めていただきますようお願いいたします。	事務連絡
令和４年 ２月９日	一時預かり事業(新型コロナウイルス感染症特例型)による代替保育の実施に係る財政支援の特例について(周知)	代替保育の財政支援の特例「一時預かり事業(新型コロナウイルス感染症特例型)」において、幼稚園も対象に含まれることをお知らせするものです。	事務連絡
令和４年 ２月 10 日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について	2月 10 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。なお、学校関係の記載は、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の強化や教職員に対する新型コロナワクチンの優先的な追加接種などについて記載されておりますが、感染防止策の強化については、令和4年2月4日付けの事務連絡「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」で示した内容と同様のものになります。	事務連絡
令和４年 ２月 18 日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について	2月 18 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。なお、学校関係の記載に変更はありません。	事務連絡
令和４年 ２月 21 日	「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の小学校等の保護者に向けた再度の周知について(協力依頼)	令和4年1月 13 日付けでの本助成金・支援金の周知について協力依頼したことの再周知。	事務連絡
令和４年 ２月 21 日	日本学生支援機構の奨学金制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」高校生コースにおける1年未満の海外留学について(周知)	日本学生支援機構の奨学金制度である「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」高校生コースにおける1年未満(実際の派遣期間9ヵ月未満)の留学プログラムについて、支援を再開します。	事務連絡
令和４年 ２月 21 日	「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」の一部改正について(周知)	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」の一部改正について周知がありましたので、その内容をお知らせします。	事務連絡
令和４年 ２月 21 日	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施について、学校等集団接種に関する考え方など、学校等における考え方及び留意点等を取りまとめましたのでお知らせします。	事務連絡
令和４年 ２月 21 日	令和4年3月1日以降の新たな水際措置等について(周知)	令和4年3月1日以降の新たな水際措置の要旨、外国人留学生の査証申請に当たってのお願い及び外国人留学生の新規入国再開に向けた文部科学省における事前相談についての終了についてお知らせするものです。	事務連絡
令和４年 ２月 24 日	令和4年3月1日以降の「水際対策強化に係る新たな措置(27)」について(周知)	令和4年2月 21 日付け事務連絡「令和4年3月1日以降の新たな水際措置等について」において、改めて周知するとしておりました、令和4年3月1日以降の水際措置の見直しの詳細等についてお知らせします。	事務連絡
令和４年 ３月４日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について	3月4日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、お知らせします。なお、学校関係の記載に変更はありません。併せて、学校における感染症対策について、この時期に特に留意いただきたい事項をお知らせします。	事務連絡
令和４年 ３月 16 日	保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について	医療従事者や介護従事者に対する対応を参考に、今般、保育所、地域型保育事業所、放課後児童クラブ及び認可外保育施設、認定こども園並びに幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校(以下「保育所等」という。)であって外部からの応援職員等の確保が困難な施設に限り、利用児童等(学校に在学する幼児及び児童を含む。以下同じ。)に必要な保育や教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった保育所等の職員が、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、保育や教育等に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱いも可能とする旨をお示しすることとしました。	事務連絡

令和４年 ３月17日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について	3月 17 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、お知らせします。なお、学校関係の記載については、発熱等の症状がある教職員の休暇取得の徹底等が追記されましたのでお知らせします。	事務連絡
令和４年 ３月17日	オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について	オミクロン株の特徴を踏まえ、保健所等による濃厚接触者の特定等が同一世帯内、医療機関や高齢者施設等に集中的に実施されることに伴う学校に関する対応を周知します。	事務連絡
令和４年 ３月17日	学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について（更新）	学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて、保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については特段濃厚接触者等の候補者リストの作成を行う必要はないなど、オミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項を改めて示します。（更新）	事務連絡
令和４年 ３月18日	「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査」の結果について（周知）	「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査」の結果を取りまとめましたのでお知らせします。	事務連絡
令和４年 ３月18日	高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について（周知）	高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査について、まん延防止等重点措置区域に指定されていない場合であっても、集中的実施計画を策定し、検査を実施することは可能であること等の周知がありましたのでお知らせします。	事務連絡
令和４年 ３月18日	オミクロン株に対応した春季休業に際しての学校関係の新型コロナウイルス感染症対策について	依然としてオミクロン株の影響により子供に多くの感染が発生している現状を踏まえ、春季休業に際して、学びの継続と感染症対策の両立の観点から各学校において取り組んでいただきたい感染症対策をまとめましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 ３月25日	オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について（更新）	令和4年3月 16 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」が3月18日及び22日に一部改正されましたので、3月 17 日付け当課事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」を更新してお送りします。	事務連絡
令和４年 ３月25日	新型コロナウイルス感染症に関する指導資料（改訂版）の送付について	標記指導資料については、令和2年4月に作成し、積極的な活用をお願いしてきたところですが、この度令和4年3月時点での最新の知見に基づき資料の改訂を行いました。 本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、実践できることを目指して日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しています。	事務連絡
令和４年 ４月１日	「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の小学校等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）	この度、本助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間について、令和4年6月 30 日まで延長する改正を行ったことから、本年4月から新たに入学等する子どもの保護者を含め、対象となる保護者に本助成金・支援金の情報が行き渡るよう、改めて幅広く周知していただくようお願いします。	事務連絡
令和４年 ４月１日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について	学校衛生管理マニュアルを改訂し、学校関係者の感染状況のデータやその分析結果を更新したほか、オミクロン株の特徴を踏まえた対応として事務連絡で周知した内容や地域住民や保護者等に対する情報提供等について追記しました。	事務連絡
令和４年 ４月１日	新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）	感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応や、臨時休業の実施の考え方、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への学習指導等について改訂しました。	3文科初第2700号
令和４年 ４月５日	令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について	令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について、内閣府より各都道府県の担当へ周知していますので、その内容をお知らせします。学校設置者における活用を御検討ください。	事務連絡
令和４年 ４月26日	「すみっコぐらし感染対策ポスター」の使用等について（依頼）	サンエックス株式会社様から「すみっコぐらし感染対策ポスター」をいただきました。同ポスターを学校内、SNS、HP 等に掲載するなど、感染予防の広報にご活用ください。	事務連絡
令和４年 ４月28日	大型連休における感染拡大の防止について	大型連休における感染拡大の防止についてお知らせいたします。各学校やその設置者におかれては、引き続き「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応をお願いします。	事務連絡
令和４年 ４月28日	日本人生徒・外国人留学生の帰国・入国に係る留意点等について（周知及び依頼）	令和4年4月 28 日付け「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」の変更を含む日本人生徒・外国人留学生の帰国・入国に係る留意点及び「留学生円滑入国スキーム」の現在の状況をお知らせするとともに、引き続き、令和4（令和 4 年）年3月1日以降に入国した外国人留学生の状況調査について依頼するものです。	事務連絡
令和４年 ５月23日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について	5月 23 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、お知らせします。学校関係の記載については、マスク着用の考え方等が改めて追記されましたのでお知らせします。なお、学校におけるマスク着用の考え方については、現在の学校衛生管理マニュアルに示す内容から変更ありません。	事務連絡
令和４年 ５月24日	学校生活における児童生徒等のマスクの着用について	厚生労働省「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を踏まえ、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 ５月25日	マスクの着用に関するリーフレットについて	厚生労働省と連携し、マスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。	事務連絡
令和４年 ５月25日	令和4年6月1日以降の「水際対策強化に係る新たな措置（28）」等について（周知）	以下の2点についてお知らせするもの。 〇令和4年6月1日以降の水際措置の見直し 〇留学生円滑入国スキーム及び令和4年3月1日以降に入国した外国人留学生の状況調査等の終了	事務連絡
令和４年 ５月31日	「各国に対する感染症危険情報の発出（レベルの引下げ及び維持）」及び「水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく国・地域の区分」等について（周知）	以下の3点についてお知らせするもの。 〇各国に対する感染症危険情報の発出（レベルの引下げ及び維持） 〇「水際対策強化に係る新たな措置（28）」について、具体的な国・地域の公表 〇日本入国前における感染防止対策等の徹底及び日本入国前に必要な手続きの徹底	事務連絡
令和４年 ６月10日	夏季における児童生徒のマスクの着用について	「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日付け事務連絡）においてお示しした「マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項」について、最近の熱中症事案等を踏まえて再周知いたします。	事務連絡

令和４年 ６月14日	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）	令和5年度以降の高等学校入学者選抜等において、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて配慮していただきたい事項について、これまでの通知等の内容を整理の上、改めてお示ししていますので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いします。	4文科初 第684号
令和４年 ６月21日	学校における今後の新型コロナウイルス感染症対応に係る留意事項について	厚生労働省「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」を踏まえ、学校における今後の新型コロナウイルス感染症対応に当たって改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 ７月１日	「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の小学校等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）	この度、本助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間について、令和4年9月30日まで延長する改正を行った。	事務連絡
令和４年 ７月12日	夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策について	夏季休業を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症対策について御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 ７月15日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について	7月15日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び7月14日に新型コロナウイルス感染症対策分科会から提出された3つの提言についてお知らせします。	事務連絡
令和４年 ７月25日	濃厚接触者の待機期間の見直し等について	令和4年7月 22 日付けで厚生労働省事務連絡の一部改正が行われ、濃厚接触者の待機期間の見直し等が行われましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 ７月26日	新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に関する情報提供について	若年層の新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に関する情報提供について、お知らせします。	事務連絡
令和４年 ７月28日	「新型コロナウイルス感染状況把握調査」について	従前より、学校関係者に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合に、当該学校の設置者から文部科学省への報告をお願いしているところですが、現在、全ての年代において、感染拡大が続く中で、標記調査に係る事務負担が過重なものとなっていることから、本調査に係る報告内容、方法等について変更することを検討しています。 ついては、現在の回答フォームやエクセル様式での報告は陽性診断日が令和4年7月31日までの事例について報告いただくものとし、陽性診断日が令和4年8月1日以降の事例については、追って連絡する回答フォームに沿って報告をいただくようお願いします。	事務連絡
令和４年 ８月１日	新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について	厚生労働省の事務連絡の改正等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に関する配慮事項等についてお知らせします。	事務連絡
令和４年 ８月１日	「新型コロナウイルス感染状況把握調査」の変更について	先日7月 28 日付けの事務連絡でお知らせしたとおり、標記調査に係る事務の効率化を図るため、報告内容等を変更しますので、下記について御確認の上、調査に御協力くださいますようお願いします。	事務連絡
令和４年 ８月19日	学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について	保健所等による濃厚接触者の特定及び行動制限をハイリスク施設に重点化することが可能とされたこと等に伴い、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」の改定を行いましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 ８月19日	夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について	夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について、御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 ９月２日	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施に関し、基本的な考え方や具体的な方法について、改めてお知らせします。	事務連絡
令和４年 ９月６日	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施について、学校等集団接種に関する考え方など、学校等における考え方及び留意点等を取りまとめましたのでお知らせします。	事務連絡
令和４年 ９月９日	新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について	新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 10月３日	「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の小学校等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）	この度、本助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間について、令和4年11月30日まで延長する改正を行った。	事務連絡
令和４年 10月７日	水際対策強化に係る新たな措置（34）に関する留学生の入国について（周知）	以下の3点についてお知らせするもの。 〇外国人の新規入国制限の見直し 〇入国時検査及び入国後待機の見直し 〇入国前手続き（「ファストトラック」・「Visit Japan Web サービス」）について	事務連絡
令和４年 10月19日	マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）	マスクの着用の考え方に関し、更なる周知を図るために、厚生労働省が作成したリーフレットについて、お知らせします。	事務連絡
令和４年 10月19日	新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について	「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」（新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース）及び「今秋以降の感染拡大期における感染対策について」（新型コロナウイルス感染症対策分科会）についてお知らせします。	事務連絡
令和４年 10月24日	生後6か月以上4歳以下の者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る周知等について	生後6か月以上4歳以下の者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、保護者への周知への御協力をお願いいたします。	事務連絡
令和４年 11月１日	【お知らせ】新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えたリーフレットについて	この度、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部において、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えたリーフレットが作成されましたのでお知らせいたします。	メール
令和４年 11月10日	教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）	教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について、依頼事項等についてまとめましたので、お知らせします。	事務連絡
令和４年 11月18日	オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について	本事務連絡は、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、オミクロン株対応ワクチンの接種に関し、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するものです。	事務連絡
令和４年 11月21日	今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について	「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に関してお知らせします。	事務連絡
令和４年 11月22日	（共有）【事務連絡（文部科学省）】教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について	先般、「教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）」（令和4年 11 月 10 日事務連絡）において、教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について御依頼をさせていただいたところですが、この度、新たに年内接種に向けた広報ポスターの情報提供がありましたので、お送りさせていただきます。	メール

令和４年 11月25日	入国前手続き(「ファストトラック」・「Visit Japan Web サービス」)の更なる利用の促進について(依頼)	入国前手続き(「ファストトラック」・「Visit Japan Web サービス」)の更なる利用の促進についてお知らせするものです。	事務連絡
令和４年 11月29日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について	11 月 25 日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等についてお知らせします。	事務連絡
令和４年 12月12日	「年末年始の感染対策についての考え方」について	「年末年始の感染対策についての考え方」(新型コロナウイルス感染症対策分科会)についてお知らせします。	事務連絡
令和４年 12月15日	「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の小学校等の保護者に向けた再度の周知について(協力依頼)	この度、本助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間について、令和5年3月31日まで延長する改正を行った。	事務連絡
令和４年 12月21日	大学入学者選抜に臨む受験生の健康管理及び感染症対策について(依頼)	大学入学共通テストや各大学の入学者選抜の試験期日に、受験生が万全の状態で受験することができるように「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和 4 年.4.1Ver.8)」を踏まえ、改めて感染症対策を徹底していただくとともに、受験のために宿泊を要する場合等においても、移動中及び宿泊先での感染症対策について御指導をよろしくお願いします。	4文科高第 1360号
令和４年 12月23日	【文部科学省より】「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」の更新について	表題の件について、公益社団法人全国学校図書館協議会によって「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」が策定されているところですが、令和 4 年 11 月 30 日に改訂されましたのでお知らせいたします。	メール
令和４年 12月28日	水際措置の見直しについて(周知)	中国(香港・マカオを除く)に渡航歴(7日以内)のある全ての入国者や中国(香港・マカオを除く)からの直行便での入国者について入国時検査を実施すること等をお知らせするものです。	事務連絡
令和５年 1月4日	【御連絡】「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第6版)」について	このたび、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した標記資料が公表されましたので、情報提供させていただきます。	メール
令和５年 1月5日	水際措置の見直しについて(周知)	中国(香港・マカオを除く)からの直行旅客便での入国者について、出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出を求めること等をお知らせするものです。	事務連絡
令和５年 1月6日	令和5年度大学入学者選抜実施要項(令和4年6月3日)に関するQ＆Aの更新について(周知)	今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関が整理され、令和5年度大学入学者選抜実施要項に関するQ&Aが更新されましたので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いします。	事務連絡
令和５年 1月17日	【御連絡】無症状の濃厚接触者の受験生のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様への相談窓口の開設について	令和 5 年 1 月 6 日の事務連絡において、周知いたしました「無症状の濃厚接触者の受験生のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様への相談窓口」について、本日、高校入試等の窓口を開設いたしましたのでお知らせいたします。	メール
令和５年 1月31日	【お知らせ】「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更及び、新型コロナの位置付けの変更等に関する対応方針について	先日1月 27日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されるとともに、新型コロナの位置付けの変更等に関する対応方針が示されましたのでお知らせいたします。	メール
令和５年 2月8日	学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について	新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって期日までに健康診断を実施することができない場合には、可能な限りすみやかに実施すること。	事務連絡
令和５年 2月10日	卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について(通知)	1月 27 日及び2月 10 日の政府対策本部決定を踏まえ、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についてお知らせします。	4文科初 第2153号
令和５年 2月13日	令和4年度中に実施される令和5年度高等学校入学者選抜等におけるマスク着用の考え方について(依頼)	学校におけるマスク着用の考え方の見直しが令和5年4月1日から適用されることを踏まえ、令和4年度中に実施される高等学校入学者選抜等におけるマスク着用の考え方については、引き続き、令和4年6月 14 日の通知に基づき適切に対応いただきますようお願いします。	事務連絡
令和５年 3月3日	「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」の改訂について	公益社団法人全国学校図書館協議会策定の「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」が、令和 5 年 3 月 1 日に改訂されましたのでお知らせいたします。	メール
令和５年 3月13日	【御連絡】「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第7版)」について	このたび、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した標記資料が公表されましたので、情報提供させていただきます。	メール
令和５年 3月17日	新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)	「マスク着用の考え方の見直し等について」等を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いましたので、その内容及び留意事項等についてお知らせします。	4文科初 第2507 号
令和５年 3月28日	感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒に係る留意事項について(再周知)	令和5年3月17日付けの「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)」に関連して、感染が不安で休ませたいと相談があった場合の出欠の取扱いの考え方や、やむを得ず学校に登校できない場合の学習指導の取扱い等について、改めてお知らせします。	事務連絡
令和５年 4月28日	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について(周知)	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動の在り方について、お知らせします。	事務連絡
令和５年 4月28日	5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)	5類感染症に移行する本年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改定しましたのでお知らせします。	5文科初第 347号
令和５年 5月1日	【情報共有】環境省 HP「不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等(パーティション等)について」の公表	先日、環境省 HP にて、「不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等(パーティション等)について」が公表された。 【ポイント】 ・これまで新型コロナウイルス感染症対策として活用してきた備品等のうち、保管できない又は感染対策上不要となったものについては、リユース、リサイクル、熱回収を実施し、これらが実施できない場合には、適正処分を実施いただきますよう、3R及びプラスチックの資源循環の取組へのご協力をお願いいたします。 ・周辺の再資源化事業者を把握する際の参考情報等は、HP をご参照ください。	メール
令和５年 5月22日	【御連絡】「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」の廃止について	このたび5月8日をもちまして、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した標記手引きは廃止されました。	メール
令和５年 6月16日	今後の高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた配慮等について(通知)	今後の高等学校入学者選抜等において配慮していただきたい事項について、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行等を踏まえ、改めてお示ししていますので、関係各位におかれては、適切に御対応いただくようお願いします。	5文科初 第594号

セ 埼玉県通知

日 付	件　　名	要　　約	備 考
令和２年 ４月９日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、４月９日(木)～５月31日(日)の期間、図書館を緊急閉館します	政府や埼玉県の緊急事態宣言等を受けて、新型コロナウイルス感染拡大を抑制するために4月9日(木)から5月6日(水)まで学生の大学構内への入構を禁止していたが、埼玉県から臨時休業の期間を延長するなどの措置を要請されたことを受け、学生の入構禁止を5月31日(日)まで延長し、図書館の緊急閉館も延長する。	令和２年 ５月１日更新 令和２年 ５月27日更新
令和２年 ５月1日	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた在宅勤務等の延長について	令和２年４月13日付で埼玉県知事から発出された「埼玉県における緊急事態措置(第２弾)に伴う臨時休業等の要請について(通知)」に基づき、令和２年４月９日(木)から令和２年５月６日(水)までの間、在宅勤務、時差出勤等の措置をとってきたが、今般埼玉県知事より、令和２年４月28日付で「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた臨時休業の延長等の措置について(通知)」が発出され、臨時休業の期間を令和２年５月31日(日)まで延長するなど、必要な措置を講ずるよう埼玉県知事から要請があったことを受け、在宅勤務・時差出勤等の対策を令和２年５月31日(日)まで延長する。	令和２年 ５月13日更新
令和２年 ５月27日	新型コロナウイルス感染症への対応について	令和2年4月7日付で埼玉県知事から発出された「埼玉県における緊急事態措置」、令和2年4月13日付で発出された「埼玉県における緊急事態措置(第2弾)に伴う臨時休業等の要請について(通知)」及び令和2年4月28日付で発出された「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた臨時休業の延長等の措置について(通知)」に基づき、令和2年4月9日(木)から在宅勤務の推奨及び時差通勤等の措置を取ってきているところだが、このような状況において、先般、政府による緊急事態宣言及び埼玉県知事による緊急事態措置が解除された。また、埼玉県知事から本学に対する臨時休業等の要請は、令和２年５月31日(日)をもって期限となる。	令和２年 ６月18日更新
令和２年 ７月21日	新型コロナウイルス感染症予防の徹底について	新型コロナウイルス感染者数の増加に伴い、先般、埼玉県知事から新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第９項に基づき、県民に向けて、次の３点について協力が要請された。 ① 発熱の症状があるなど体調が悪いときは外出を自粛すること ② 夜の繁華街に限らず感染症対策が十分にとられていない施設の利用を避けること(対策不十分の施設は、県が別途発表) ③ 国及び埼玉県の接触確認アプリを積極的に活用すること 本学学生及び教職員にあっては、上記知事の要請並びに「新しい生活様式(厚労省)」及び「学生行動指針(埼玉大学)」等を実践し、新型コロナウイルスに感染しないよう各自感染症予防を十分行うこと。	
令和２年 12月21日	緊急事態宣言及び緊急事態措置並びに入学試験の実施に伴う学生の課外活動制限について(通知)	令和３年３月５日に政府から発出された「緊急事態宣言」及び同日付で埼玉県知事から発出された「緊急事態措置」並びに令和３年３月22日(月)に一般選抜(追試験)が実施予定であることから、学内外における課外活動を令和３年３月22日(月)まで原則禁止とする。ただし、成果発表や対外試合の時期等の関係で活動を行う必要がある等、特別な事情がある場合は活動を認めることがあるため、顧問を通じて申し出ること。詳細は学生支援課通知により確認すること。	令和３年 １月８日追記 令和３年 ２月５日追記 令和３年 ３月７日追記
令和３年 １月８日	新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う学生の入構禁止について	令和３年１月７日付で「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が政府から発出され、同日付で「埼玉県における１月８日以降の緊急事態措置」が埼玉県知事から発出されたことに伴い、令和３年１月８日から２月７日までの間、学生の大久保キャンパスへの入構及び学内外における課外活動を禁止する。	
令和３年 １月22日	新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う会食の自粛について	令和３年１月８日から２月７日までの期間において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出され、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂されたことを踏まえ、文部科学省高等教育局長から、懇親会やいわゆる飲み会については自粛を含めて検討するよう注意喚起があった。 ※令和３年２月５日追記 令和３年２月２日付で政府から発出された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」及び令和３年２月４日付で埼玉県知事から発出された「埼玉県における２月８日以降の緊急事態措置」により、緊急事態の期間が令和３年３月７日(日)まで延長された。	令和３年 ２月５日追記
令和３年 １月８日	新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針を、３月21日までリスクレベルを ３ に留めます	令和３年１月７日付で「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が政府から発出され、同日付で「埼玉県における１月８日以降の緊急事態措置」が埼玉県知事から発出されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針を１月８日(金)から令和３年２月７日(日)まで、現在のリスクレベル２からレベル３へ引き上げる。 ※令和３年２月５日 追記 令和３年２月２日付で政府から発出された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」及び令和３年２月４日付で埼玉県知事から発出された「埼玉県における２月８日以降の緊急事態措置」により、緊急事態の期間が令和３年３月７日(日)まで延長されたことを受け、本学におけるリスクレベル３の期間を令和３年３月７日(日)まで延長する。 ※令和３年３月７日 追記 令和３年２月２日付で政府から発出された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」及び令和３年２月４日付で埼玉県知事から発出された「埼玉県における２月８日以降の緊急事態措置」に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針に定めるリスクレベル３の期間を令和３年３月７日(日)まで延長しているが、令和３年３月５日付で政府から「緊急事態宣言」が発出され、緊急事態措置の実施期間が再延長されたことに伴い、同日付で埼玉県知事から「埼玉県における３月８日以降の緊急事態措置」が発出され、緊急事態措置の期間が令和３年３月21日(日)まで再延長されたことを受けて、本学は、リスクレベル３の期間を令和３年３月21日(日)まで再延長する。	令和３年 ２月５日 追記 令和３年 3/月７日 追記

令和３年 ２月５日	新型コロナウイルス感染症に対するリスクレベル 3 の期間延長について	令和３年１月７日付で政府から発出された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」及び同日付で埼玉県知事から発出された「埼玉県における１月８日以降の緊急事態措置」に基づき、令和３年１月８日(金)から令和３年２月７日(日)までの間、リスクレベル３に応じた対応を取っている。今般、令和３年２月２日付で政府から「緊急事態宣言」が発出されたことに伴い、令和３年２月４日付で埼玉県知事から「埼玉県における２月８日以降の緊急事態措置」が発出され、緊急事態措置の期間が令和３年２月７日(日)から令和３年３月７日(日)まで延長され、必要な措置を講ずるよう要請があった。※令和３年３月５日追記令和３年２月２日付で政府から発出された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」及び令和３年２月４日付で埼玉県知事から発出された「埼玉県における２月８日以降の緊急事態措置」に基づき、教職員の研究、国内出張、勤務形態等、必要な措置を令和３年３月７日まで延長して講じているが、今般、令和３年３月５日付で政府から「緊急事態宣言」が発出され緊急事態措置の実施期間が再延長されたことに伴い、同日付で埼玉県知事から「埼玉県における３月８日以降の緊急事態措置」が発出され、緊急事態措置の期間が令和３年３月21日(日)まで再延長され、必要な措置を講ずるよう要請があったことを受け、本学は令和３年３月21日(日)まで再延長する。	令和３年 ３月５日追記
令和３年 ３月22日	新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針をリスクレベル2へ引き下げます	本学は、令和3年3月5日付けの「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」及び同日付けの「埼玉県における3月8日以降の緊急事態措置」に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針に定めるリスクレベル3の期間を令和3年3月21日(日)まで再延長して必要な措置を講じてきたが、今般、令和3年3月21日(日)をもって緊急事態宣言を解除することが決定されたことに伴い、本学は令和3年3月22日(月)からリスクレベルを原則3から2へ引き下げる。	
令和３年 ４月19日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間が再延長されたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(通知)	令和3年4月16日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、埼玉県を重点措置区域とする公示があり、併せて基本的対処方針が変更されたことにより、同日付けで「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」が埼玉県知事から発出されたことに伴い、令和3年4月 20日以降の本学における対応について示す。 ※令和３年４月23日追記 令和３年４月20日付文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について(周知)」に伴い、本学における対応について追記。 ※令和３年５月10日追記 埼玉県より令和３年５月８日付けで、実施期間を５月31日(月)まで延長するとともに感染防止対策について協力要請があったことを受け、本学における対応期間を同期間に延長するとともに対応内容を改訂。 ※令和３年５月11日追記 文部科学省より令和3年5月7日付けで、感染力の強い変異株の拡大を踏まえ、今まで以上の警戒が必要であることから、これまでの感染対策に加え、特に部活動等における注意喚起があった。 ※令和３年５月31日追記 埼玉県より令和３年４月16日(金)から５月31日(月)までを実施期間として、埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請を受け、感染防止対策を徹底してきたが、令和３年５月28日付けで、実施期間を６月20日(日)まで再延長するとともに感染防止対策について協力要請があった。	令和３年 ４月23日追記 令和３年 ５月10日追記 令和３年 ５月11日追記 令和３年 ５月31日追記
令和３年 ６月21日	新型インフルエンザ等特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間が延長されたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(通知)	本学は、埼玉県より、令和３年４月16日(金)から６月20日(日)までを実施期間として、埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請を受け、併せて政府の方針に基づき感染防止対策を徹底してきたところですが、埼玉県より令和３年６月17日付けで、実施期間を７月11日(日)まで延長するとともに感染防止対策について協力要請があった。また、文部科学省より令和３年５月７日付けで、感染力の強い変異株の拡大を踏まえ、今まで以上の警戒が必要であることから、特に部活動等における注意喚起があった。 ※令和３年７月９日追記 埼玉県より令和３年７月８日付けで、実施期間を８月22日(日)まで延長 ※令和３年７月19日追記 令和３年７月16日付けで措置区域の追加指定があった。	令和３年 ７月９日追記 令和３年 ７月19日追記
令和３年 ８月２日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発せられたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について(周知)	令和３年８月２日付で「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が政府から発出され、同日付で「埼玉県における８月２日以降の緊急事態措置」が埼玉県知事から発出されたことに伴い、埼玉大学の対応方針を８月２日(月)から現在のリスクレベル2からレベル3へ引き上げる。	令和３年 ８月12日追記 令和３年 ８月27日追記 令和３年 ９月13日追記
令和３年 10月１日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」及び「埼玉県における８月２日以降の緊急事態措置」の解除に伴う令和３年10月１日以降の埼玉大学における方針について(通知)	令和３年９月30日(木)をもって緊急事態宣言及び緊急事態措置を解除することが決定されたことに伴い、令和３年９月28日付で埼玉県知事から発出された「埼玉県における令和３年10月１日以降の段階的緩和措置等について」(以下「段階的緩和措置等」という。)に鑑み、令和３年10月１日(金)以降の対応(段階的緩和措置等に係る事項については令和３年10月24日(日)まで)について示す。	
令和３年 10月25日	「埼玉県における令和３年10月１日以降の段階的緩和措置等」の終了に伴う令和３年10月25日以降の埼玉大学における方針について(通知)	令和３年９月28日付で埼玉県知事から発出された「埼玉県における令和3年10月1日以降の段階的緩和措置等について」に基づき段階的緩措置を実施してきたが、令和3年10月24日(日)をもって埼玉県における段階的緩和措置を終了することが決定された。令和3年10月25日(月)以降の本学における対応について示す。	
令和４年 １月20日	「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」に伴う令和4年1月 21 日から令和４年２月13日の期間に係る埼玉大学 における方針について(通知)	令和４年１月19日付けで新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第３項に基づき、埼玉県を重点措置区域とする公示があり、併せて基本的対処方針が変更されたことにより、同日付けで「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」が埼玉県知事から発出されたこと等に伴い、令和４年１月21日(金)から令和４年２月13日(日)までの期間における本学の対応を示す。	令和４年 ２月７日追記

令和４年 ２月14日	「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」に伴う令和４年１月21日から令和４年３月６日までの期間に係る埼玉大学における方針について（通知）	令和４年２月10日付けで政府対策本部が新型インフルエンザ等特別措置法第31条の４第３項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長する旨の公示及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について決定したことにより、埼玉県は、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」の実施期間の終期を令和４年２月13日(日)から令和４年３月６日(日)まで延長することを決定した。これに伴い、本学における対応について、実施期間を令和４年１月21日(金)から令和４年３月６日(日)までとする。	
令和４年 ３月７日	「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」に伴う令和４年１月21日から令和４年３月 21 日までの期間に係る埼玉大学における方針について（通知）	令和４年３月４日付けで政府対策本部が新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第 3 項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を再延長する旨の公示及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について決定したことにより、埼玉県は、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」の実施期間の終期を令和４年３月６日(日)から令和４年３月21日(月)まで再延長することを決定した。これに伴い、本学における対応について、実施期間を令和４年１月21日(金)から令和４年３月21日(月)までとする。	
令和４年 ３月22日	「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」の解除に伴う令和４年３月22日以降の埼玉大学における方針について（通知）	令和４年１月19日付け、令和４年２月10日付け及び令和４年３月４日付けの「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請」に基づき、本学におけるリスクレベルをレベル 2 として必要な措置を講じてきたところ、令和 4 年 3 月 21 日(月)の期限をもって同要請は解除された。同解除に伴い令和 4 年 3 月 22 日(火)以降の本学における方針を示す。	令和５年 ４月１日 追記

6　編集後記

6 編集後記

2023年春、危機管理担当であった私は坂井貴文学長から、後世の人々の参考に資するために本学における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応を記録集として残すよう指示を受けた。記録集の構成は、COVID-19 を取り巻く世の中の動き並びに本学が取った対応策及び本学にもたらした影響に加えて、未知のウイルスである COVID-19 をどのように捉え、行動したかについて、2020年当時の理事、副学長、部局長、附属学校長及び担当者並びに学部生及び大学院生にコラムとしてご寄稿いただくとともに、公募により構成員のうち希望される方にご寄稿いただくことにした。あれから早 1 年以上が過ぎてしまったが、ようやく編集後記まで辿り着いた。

良いことも悪いことも、人の記憶は時とともに色あせ風化する。2020年から世界中を震撼させた COVID-19 もやがて人々の記憶から消え失せる日が来る。未曽有の厄災をもたらした COVID-19 が風化する前に、その時埼玉大学は何を考え、どう対処したかを記録として残すことは有意義であるとともに、組織としての義務であるように思う。

歴史は繰り返される。10 年後か 50 年後か、はたまた 100 年後か予想もつかない将来、未知のウイルスがまん延しパンデミックをもたらすときは必ず来る。その時、後世の人々が本記録集から何かしらの意義を感じ取ってくれたなら埼玉大学人のひとりとして嬉しく思う。

未筆になりましたが、本記録集の作成に当たりご寄稿・ご執筆いただいた全ての方々、資料を提出してくださった全ての方々、編集作業を手伝っていただいた全ての方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

2024年7月

（前）副学長 （大学改革、防災・危機管理担当）

（現）理事（総務・財務・施設担当）・事務局長

木 﨑 一 美

発行／国立大学法人 埼玉大学
〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保255